

小金井市地域防災計画

(案)

令和 4 年 9 月

小 金 井 市 防 災 会 議

＜目 次＞

震災編

第1部 災害に強い小金井市を目指して

第1章 計画の方針	第1部	1-1
第1節 計画の目的及び前提	第1部	1-1
第2節 計画の構成	第1部	1-1
第3節 計画の習熟	第1部	1-3
第4節 計画の修正	第1部	1-3
第5節 地区防災計画	第1部	1-3
第6節 国土強靱化地域計画	第1部	1-4
第7節 他の法令に基づく計画との関係	第1部	1-4
第2章 市の概況	第1部	1-5
第1節 自然的条件	第1部	1-5
第2節 社会的条件	第1部	1-8
第3章 被害想定及び防災アセスメント	第1部	1-12
第1節 首都直下地震による東京の被害想定	第1部	1-12
第2節 防災アセスメント	第1部	1-20
第3節 小金井市における防災上の課題	第1部	1-28
第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）	第1部	1-34
第1節 「目標1 死者を6割以上減少させる」	第1部	1-34
第2節 「目標2 避難者を6割以上減少させる」	第1部	1-37
第3節 「目標3 迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する」	第1部	1-37
第4節 「目標4 ライフラインを60日以内に95%以上回復する」	第1部	1-39
第5節 「目標5 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する」	第1部	1-39
第5章 市、市民及び事業者の基本的責務	第1部	1-41
第1節 基本理念	第1部	1-41
第2節 基本的責務	第1部	1-41
第6章 市、都及び関係防災機関等の役割	第1部	1-43
第1節 市	第1部	1-43
第2節 都	第1部	1-44
第3節 自衛隊	第1部	1-45
第4節 指定地方行政機関	第1部	1-45
第5節 指定公共機関	第1部	1-47
第6節 指定地方公共機関	第1部	1-49
第7節 協力機関等	第1部	1-50
【初動期における各部（課）の重点災害応急対策】	第1部	1-54

第2部 施策ごとの具体的計画(予防対策・応急対策・復旧対策)

第1章 市民と地域の防災力の向上	第2部	1-1
基本的な考え方	第2部	1-1
予防対策	第2部	1-9
第1節 自助による市民の防災力の向上	第2部	1-9
第2節 地域における共助の推進（自主防災組織等の強化）	第2部	1-16
第3節 事業所防災体制の強化	第2部	1-20
第4節 大学等防災体制の強化	第2部	1-23
第5節 ボランティア等との連携・協働	第2部	1-23
第6節 行政・事業者・市民等の連携	第2部	1-29
第7節 消防団の活動体制の充実	第2部	1-30
応急対策	第2部	1-31
第1節 自助による応急対策の実施	第2部	1-31
第2節 地域による応急対策の実施	第2部	1-31
第3節 事業者による応急対策の実施	第2部	1-32
第4節 応急対策における大学等と地域の連携	第2部	1-33
第5節 ボランティア等との連携・協働	第2部	1-33
第6節 消防団による応急対策の実施	第2部	1-37
第2章 地震に強い都市づくり	第2部	2-1
基本的な考え方	第2部	2-1
予防対策	第2部	2-11
第1節 地震に強い都市づくり	第2部	2-11
第2節 建築物の耐震化、安全対策の促進	第2部	2-21
第3節 出火、延焼等の防止	第2部	2-29
応急対策	第2部	2-41
第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止	第2部	2-41
第2節 消火、危険物対策	第2部	2-46
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第2部	3-1
基本的な考え方	第2部	3-1
予防対策	第2部	3-7
第1節 交通関連施設の安全化	第2部	3-7
第2節 ライフライン施設の安全化	第2部	3-11
第3節 エネルギー・燃料の確保	第2部	3-18
応急対策	第2部	3-19
第1節 道路・橋りょう	第2部	3-19
第2節 鉄道施設	第2部	3-22
第3節 ライフライン施設	第2部	3-26

第3節 医療施設の基盤整備	第2部	6-15
第4節 遺体の取扱い	第2部	6-17
応急対策	第2部	6-18
第1節 初動医療体制	第2部	6-20
第2節 医薬品・医療資器材の供給	第2部	6-33
第3節 医療施設の確保	第2部	6-37
第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	第2部	6-38
復旧対策	第2部	6-43
第1節 防疫活動の確立	第2部	6-43
第2節 火葬等	第2部	6-45
第7章 帰宅困難者対策	第2部	7-1
基本的な考え方	第2部	7-1
予防対策	第2部	7-7
第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組内容の周知徹底	第2部	7-7
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備	第2部	7-13
第3節 一時滞在施設の確保	第2部	7-14
第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備	第2部	7-15
応急対策	第2部	7-17
第1節 駅周辺での混乱防止対策	第2部	7-17
第2節 事業所等における帰宅困難者対策	第2部	7-22
復旧対策	第2部	7-24
第1節 徒歩帰宅者の代替輸送	第2部	7-24
第2節 徒歩帰宅者の支援	第2部	7-25
第8章 避難者対策	第2部	8-1
基本的な考え方	第2部	8-1
予防対策	第2部	8-7
第1節 避難体制の整備	第2部	8-7
第2節 避難行動要支援者の支援体制の構築	第2部	8-10
第3節 避難場所、避難所等の指定・安全化	第2部	8-11
第4節 避難所の管理運営体制の整備	第2部	8-15
応急対策	第2部	8-20
第1節 避難情報の発令	第2部	8-20
第2節 避難誘導・安否確認	第2部	8-22
第3節 避難所の開設・運営	第2部	8-26
第4節 ボランティアの受入れ	第2部	8-33
第5節 被災者の他地区への移送	第2部	8-33

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進	第2部	9-1
基本的な考え方	第2部	9-1
予防対策	第2部	9-7
第1節 水・食料・生活必需品等の確保	第2部	9-7
第2節 備蓄スペース及び輸送拠点の確保	第2部	9-11
第3節 輸送車両等の確保	第2部	9-12
応急対策	第2部	9-14
第1節 水・食料・生活必需品等の供給	第2部	9-14
第2節 物資の調達・輸送	第2部	9-19
復旧対策	第2部	9-21
第1節 多様なニーズへの対応	第2部	9-21
第2節 炊き出し	第2部	9-21
第3節 水の安全確保	第2部	9-22
第4節 生活用水の確保	第2部	9-22
第5節 物資の輸送	第2部	9-22
第10章 放射性物質対策	第2部	10-1
基本的な考え方	第2部	10-1
予防対策	第2部	10-5
第1節 情報伝達体制	第2部	10-5
第2節 市民への情報提供等	第2部	10-5
第3節 放射線等使用施設	第2部	10-6
応急対策	第2部	10-7
第1節 情報伝達体制	第2部	10-7
第2節 市民への情報提供等	第2部	10-7
第3節 放射線等使用施設の応急措置	第2部	10-8
第4節 核燃料物質等運搬中の事故	第2部	10-9
復旧対策	第2部	10-11
第1節 保健医療活動	第2部	10-11
第2節 放射性物質への対応	第2部	10-11
第3節 風評被害への対応	第2部	10-12
第11章 住民の生活の早期再建	第2部	11-1
基本的な考え方	第2部	11-1
予防対策	第2部	11-7
第1節 罹災証明書の発行体制	第2部	11-7
第2節 義援金の配分事務体制	第2部	11-7
第3節 トイレの確保及びし尿処理	第2部	11-8
第4節 ごみ処理	第2部	11-9
第5節 がれき処理	第2部	11-9

第6節 災害救助法等	第2部	11-10
第7節 応急教育・応急保育	第2部	11-11
応急対策	第2部	11-13
第1節 被災建築物の応急危険度判定	第2部	11-13
第2節 被災宅地の危険度判定	第2部	11-14
第3節 住家・非住家被害認定調査等	第2部	11-15
第4節 罹災証明書の発行	第2部	11-16
第5節 義援金品の受付け・募集	第2部	11-18
第6節 トイレの確保及びし尿処理	第2部	11-19
第7節 ごみ処理	第2部	11-20
第8節 がれき処理	第2部	11-21
第9節 土石、竹木等の除去	第2部	11-24
第10節 災害救助法の適用	第2部	11-25
第11節 激甚災害の指定	第2部	11-29
第12節 応急教育	第2部	11-33
第13節 応急保育	第2部	11-35
第14節 災害時出納	第2部	11-36
復旧対策	第2部	11-37
第1節 被災住宅の応急修理	第2部	11-37
第2節 応急仮設住宅の供給	第2部	11-39
第3節 義援金品の受付け・募集・配分	第2部	11-41
第4節 被災者の生活確保	第2部	11-44
第5節 中小企業への融資	第2部	11-49
第6節 農業関係者への融資	第2部	11-50
第7節 労働力の確保	第2部	11-50
第8節 がれき処理の実施	第2部	11-51
第9節 災害救助法の運用	第2部	11-53
第10節 災害時の予算執行、契約及び出納	第2部	11-55

第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方	第3部	1
第2章 復興組織・体制の整備	第3部	3
第3章 災害復興総合計画の策定	第3部	5
第1節 災害復興基本方針の策定	第3部	5
第2節 災害復興総合計画の策定	第3部	5
第3節 特定分野計画の策定	第3部	6
第4節 災害復興総合計画策定のスケジュール	第3部	6

第4章 地域力を活かした分野別の復興プロセス	第3部	7
第1節 復興の全体像	第3部	7
第2節 都市の復興	第3部	7
第3節 くらしの復興	第3部	9
第4節 住宅の復興	第3部	10
第5節 雇用の確保・産業の復興	第3部	10
第6節 被災者総合相談所の設置	第3部	10
第7節 特定大規模災害	第3部	11
 第4部 南海トラフ地震等防災対策		
第1章 南海トラフ地震等防災対策	第4部	1
第1節 南海トラフ地震に関する情報	第4部	2
第2章 東海地震事前対策	第4部	5
第1節 東海地震事前対策の考え方	第4部	5
第2節 市、都及び関係防災機関の役割	第4部	6
第3節 災害予防対策	第4部	6
第4節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	第4部	15
第5節 警戒宣言時の応急活動態勢	第4部	22
第6節 市民・事業所等のとるべき措置	第4部	47

風水害編

第1部 風水害に強い小金井市を目指して

第1章 計画の方針	風水害編	1-1
第1節 計画の目的及び前提	風水害編	1-1
第2章 市の概況と風水害	風水害編	1-2
第1節 市の概況	風水害編	1-2
第2節 風水害の概況	風水害編	1-2

第2部 災害予防計画

第1章 豪雨対策（総合的な治水対策）	風水害編	2-1
第2章 がけ崩れ対策等	風水害編	2-3
第1節 がけ崩れ対策等	風水害編	2-3
第2節 土砂災害防止法	風水害編	2-4
第3章 都市型水害対策	風水害編	2-6
第1節 基本的な考え方	風水害編	2-6
第2節 総合治水対策の推進	風水害編	2-7
第3節 洪水情報の提供	風水害編	2-8
第4節 ハザードマップ（防災マップ）等の作成・公表	風水害編	2-8
第5節 避難体制等の整備・確立	風水害編	2-9
第4章 ライフライン施設及び道路、交通施設対策	風水害編	2-11
第5章 地域防災力の向上	風水害編	2-12
第1節 市民等の役割	風水害編	2-12
第2節 自主防災組織等の強化	風水害編	2-13
第3節 事業所防災体制の強化	風水害編	2-13
第6章 訓練計画	風水害編	2-14

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 応急活動体制の確立	風水害編	3-1
第1節 職員の参集・配備及び本部の設置基準	風水害編	3-1
第2節 市本部の態勢	風水害編	3-4
第3節 公共空間の使用調整	風水害編	3-5
第2章 情報の収集・伝達	風水害編	3-6
第1節 情報収集態勢	風水害編	3-6
第2節 情報連絡態勢	風水害編	3-6
第3節 災害予警報等の伝達	風水害編	3-6
第3章 水防及び土砂災害対策	風水害編	3-13

第1節	水防対策	風水害編	3-13
第2節	浸水対策	風水害編	3-20
第3節	土砂災害対策	風水害編	3-20
第4章	避難指示等	風水害編	3-22
第1節	避難態勢	風水害編	3-22
第2節	避難指示等の判断・伝達	風水害編	3-23
第3節	広域避難	風水害編	3-28
 第4部 災害復興計画			
第1章	災害復興計画	風水害編	4-1

危機管理(大規模事故等)編

第1章 計画の目的、対象	危機管理編	1
第1節 計画の目的	危機管理編	1
第2節 対象とする危機	危機管理編	1
第2章 市の危機管理体制	危機管理編	2
第1節 危機に対する組織体制	危機管理編	2
第2節 予防対策	危機管理編	3
第3節 応急対策	危機管理編	3
第3章 危険物事故	危機管理編	8
第1節 想定される災害	危機管理編	8
第2節 予防対策	危機管理編	8
第3節 応急対策	危機管理編	14
第4章 航空機事故	危機管理編	19
第1節 想定される災害	危機管理編	19
第2節 応急対策	危機管理編	19
第5章 鉄道事故	危機管理編	22
第1節 想定される災害	危機管理編	22
第2節 予防対策	危機管理編	22
第3節 応急対策	危機管理編	23
第6章 道路事故	危機管理編	24
第1節 想定される災害	危機管理編	24
第2節 予防対策	危機管理編	24
第3節 応急対策	危機管理編	25
第7章 ガス事故	危機管理編	26
第1節 想定される災害	危機管理編	26
第2節 予防対策	危機管理編	26
第3節 応急対策	危機管理編	27
第8章 大規模火災事故	危機管理編	29
第1節 想定される災害	危機管理編	29
第2節 予防対策	危機管理編	29
第3節 応急対策	危機管理編	30
第9章 大規模停電	危機管理編	32
第1節 想定される災害	危機管理編	32
第2節 予防対策	危機管理編	32
第3節 応急対策	危機管理編	33
第10章 大規模断水等	危機管理編	34

第1節 想定される災害	危機管理編	34
第2節 応急対策	危機管理編	34
第11章 大雪対応	危機管理編	36
第1節 想定される災害	危機管理編	36
第2節 応急対策	危機管理編	36
第12章 CBRNE 災害.....	危機管理編	38
第1節 予防対策	危機管理編	38
第2節 応急対策	危機管理編	39
第13章 原子力事故	危機管理編	43
第1節 想定される災害	危機管理編	43
第2節 応急対策	危機管理編	43
第14章 富士山噴火降灰対策	危機管理編	46
第1節 想定される災害	危機管理編	46
第2節 応急対策	危機管理編	46

震 災 編

震災編 第 1 部 災害に強い小金井市を目指して

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小金井市防災会議が作成する計画であって、市、都及び自衛隊並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的協力機関、事業者、地域の防災組織及び市民が総力を結集し、それぞれが有する全機能を有効に発揮して、「自助」「共助」「公助」を実現するとともに各主体が連携を図り、市の地域において地震を中心とした災害の予防対策、応急・復旧対策及び復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、「災害に強い小金井市の実現」を図ることを目的とする。

（別冊 参考資料 1-1-1 小金井市防災会議条例）

- 計画の前提として、震災に対しては、第1部第3章に掲げる「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日 東京都防災会議）」の想定結果、阪神・淡路大震災や千葉県北西部地震、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震及び東日本大震災、平成28年熊本地震等、最近の大規模地震から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化及び市民や市職員等の意見・提案を可能な限り反映し策定した。
- 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人等に対しては、きめ細かい配慮が必要である。災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、多様な性のあり方に配慮した防災対策を推進していく。
- 風水害に対しては、西日本で甚大な被害を生じた平成30年7月豪雨や令和元年の台風第15号及び第19号等の被害を踏まえ、都市化に伴い地域の持つ保水、遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生じる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出し等、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害から得た教訓等を可能な限り反映し策定した。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における感染症対策を推進していくとともに、避難勧告と避難指示の一本化等、避難情報の改善の動向を踏まえて、計画を策定した。

第2節 計画の構成

- この計画は、「震災編」「風水害編」「危機管理（大規模事故等）編」の3編からなり、それぞれに対応する災害の予防、応急・復旧の各段階及び影響が広範囲に及ぶことが想定される震災及び風水害については復興の段階まで記載する計画とした。
- 南海トラフ地震（東海地震を含む。）については「震災編」に準じる内容が多いことから、「震

災編」第4部として位置づけている。

- 関係する資料、防災対策に関する条例等、災害時に活用する様式等を別冊（資料集）としてとりまとめた。
- 計画の構成と主な内容について、次頁に示す。

<計画の構成と主な内容>

構 成	主な内容
小金井市地域防災計画【本冊】	
震災編	
第1部 災害に強い小金井市を目指して	○ 計画の目的、被害想定、防災アセスメント、減災目標、市、都及び関係防災機関の役割 等
第2部 施策ごとの具体的計画（予防対策・応急対策・復旧対策）	○ 市、都及び関係防災機関が行う予防対策、市民及び事業所等が行うべき措置 等 ○ 地震発生後に市、都及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等の対応 等
第3部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市の復興を図るための対策
第4部 南海トラフ地震等防災対策（東海地震事前対策を含む。）	○ 南海トラフ地震に対する防災対策、東海地震事前対策
風水害編	
第1部 風水害に強い小金井市を目指して	○ 計画の目的 等
第2部 災害予防計画	○ 市、都及び関係防災機関が行う予防対策、市民及び事業所等が行うべき措置 等 ○ 地震発生後に市、都及び関係防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等の対応 等
第3部 災害応急・復旧対策計画	○ 被災者の生活再建や都市の復興を図るための対策
第4部 災害復興計画	○ 被災者の生活再建や都市の復興を図るための対策
危機管理（大規模事故等）編	○ 危険物事故、航空機事故、鉄道事故、道路事故、ガス事故、大規模火災、大規模停電、大規模断水、大雪対策、CBRNE 災害、原子力災害、富士山噴火降灰対策についての対策 等

構 成	主な内容
小金井市地域防災計画【別冊（資料集）】	
資料	○ 震災編、風水害編、危機管理（大規模事故等）編に関連する資料
協定	○ 震災編、風水害編、危機管理（大規模事故等）編に関連する協定
様式	○ 震災編、風水害編、危機管理（大規模事故等）編に関する様式
参考資料	○ 条例等の災害対策に関わる参考資料

第3節 計画の習熟

- 市、都及び関係防災機関は、平素から危機管理の一環として、震災対策や風水害対策等を推進する必要があるため、震災や風水害等に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて事業の見直しを行うとともに、様々な防災に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施等を通して本計画を習熟し、災害への対応能力を高める。

第4節 計画の修正

- この計画は、毎年、検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各関係防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を小金井市防災会議に提出する。

第5節 地区防災計画

- 平成25年6月に改正された災害対策基本法第42条において、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設された。
- 市内の一定の地区内において、その地区の居住者及び事業者は、「自助」・「共助」の精神に基づき行う防災計画について、地区防災計画を作成のうえ、市に提案することができる。
- 市は、地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、小金井市地域防災計画の中に位置づける。

第6節 国土強靱化地域計画

- 平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が施行され、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が策定された。
- 市は、「国土強靱化基本法」に基づき、自然災害などに備え、強くてしなやかなまちづくりに総合的かつ計画的に取り組むための「小金井市国土強靱化地域計画」（令和 3 年度）を定めた。この「小金井市国土強靱化地域計画」を踏まえ、本地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第7節 他の法令に基づく計画との関係

- この計画は、国の防災基本計画、東京都地域防災計画、関係防災機関が作成する防災業務計画及び本市の定める各種計画に整合するよう定める。

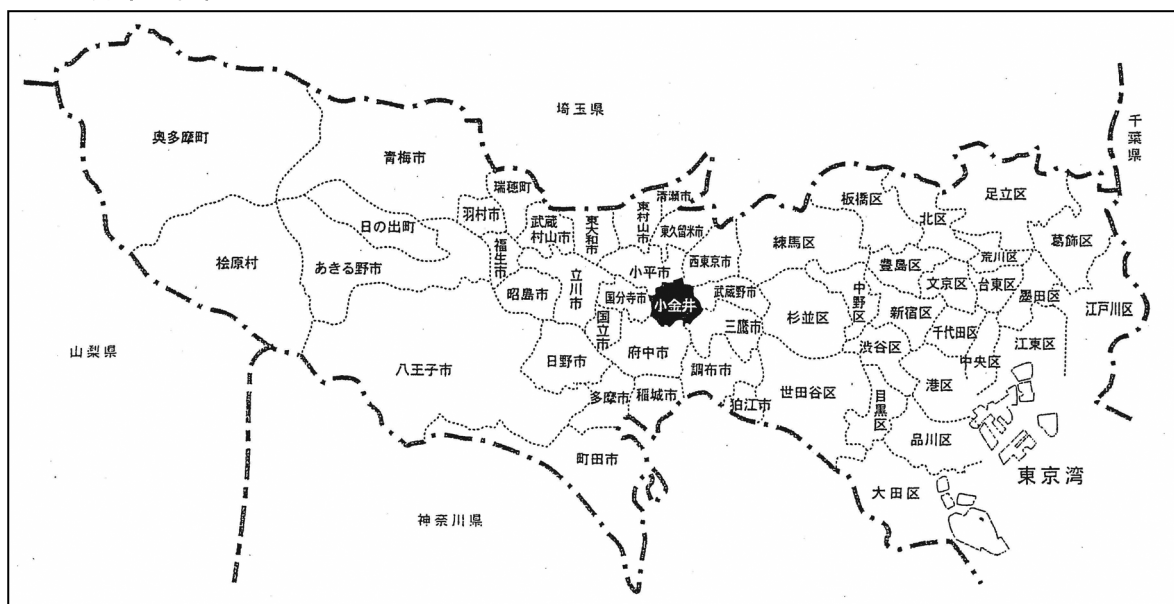
（別冊 参考資料 1-1-2 小金井市地域防災計画の位置づけ）

第2章 市の概況

第 1 節 自然的条件

第1 位置及び地勢

＜小金井市の位置＞

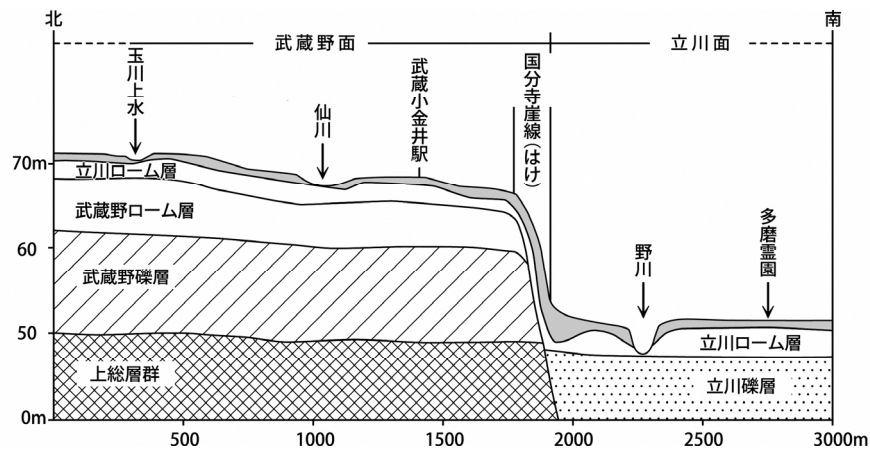


- 市は、都のほぼ中央、武蔵野面及び立川面の上にあり都心から約 25km 西方に位置している。
- 東は武蔵野市、三鷹市、西は国分寺市、南は調布市、府中市、北は小平市、西東京市に接しており、市の中央部には JR 中央本線が東西に、南東部には西武多摩川線が南北に通り、中央部には小金井街道が南北に、北部には五日市街道が東西に通っている。

＜小金井市の位置及び地勢＞

面 積	○ 11.30 km ² (1,130ha)
緯 度	○ 東経 139 度 31 分
経 度	○ 北緯 35 度 42 分
広がり	○ 東西 4.1km
	○ 南北 4.0km
地 形	○ 古多摩川が形成した高低二つの大地が広がっている。 ○ 二つの大地の狭間に「はけ」と呼ばれる高低差 12m～14m の国分寺崖線がある。
標 高	○ 高い台地 60m～70m
	○ 低い台地 45m～57m
地 質	○ 砂岩からなる海成層を基盤に上総層群、段丘礫層、関東ローム層、火山灰層という地層で大地が構成されており、表土を黒土が覆っている。

＜小金井市の地層断面＞



(出典：「小金井市史」資料編 考古・中世（平成31年3月）を加工して作成)

第2 河川

- 市内には世田谷区付近で多摩川に合流する野川、仙川が流下し、東町周辺には盛土・埋土による浅い谷地形が形成されている。
- 仙川沿川では比較的小規模な凹地が形成されており、地表水が集水しやすく、内水被害履歴があると同時に、軟弱地盤となっている。

＜急傾斜地、盛土・埋立地の分布図＞



第3 気象

- 気象は、温和で年間総降雨量は、約 1,400～1,800mm である。
- 年間平均気温は 16～17 度、最高気温平均は 20～21 度、最低気温平均は 12～13 度である。

<気温・湿度・風速・日照・降水・天気等日数・地震回数>

区 分			平 成 28 年	平 成 29 年	平 成 30 年	
気 温	平 均		℃	16.4	15.8	16.8
	最 高 気 温 平 均		℃	20.9	20.4	21.2
	最 低 気 温 平 均		℃	12.7	12.1	13.0
平 均 相 対 湿 度			%	69	68	70
風 速	平 均		m/s	2.8	2.9	3.0
	最 大	風 速	m/s	12.6	13.7	18.2
		風 向		南	南南東	南
		起 日		4 月 17 日	10 月 23 日	10 月 1 日
日 照	日 照 時 間		時間	1841.7	2050.9	2112.2
	日 照 率		%	41	46	48
降 水 量	合 計		mm	1779.0	1430.0	1445.5
	最 大 日 量	降 水 量	mm	106.5	147.5	58.0
		起 日		8 月 22 日	10 月 22 日	3 月 9 日
天 気 等 日 数	快晴（平均雲量<1.5）			24	39	34
	曇天（平均雲量≥8.5）			181	163	156
	雨（ ≥ 0.5 mm ）			128	114	116
	雪			6	7	11
	最 深 積 雪（≥0cm）			3	1	10
	霧			0	0	0
	雷			8	14	14
	不 照			62	56	47
	最大風速 10m/s 以上			8	10	15
地 震 回 数	震 度 1		10	17	14	
	震 度 2		7	4	4	
	震 度 3		4	0	0	
	震 度 4		0	0	0	
	震 度 5 弱		0	0	0	
	震 度 5 強		0	0	0	
	震 度 6 弱		0	0	0	
	震 度 6 強		0	0	0	
	震 度 7		0	0	0	
	合 計			21	21	18

- 注 1) 気温、湿度、風速、日照、降水量及び天気等日数の観測場所は、東京（北の丸公園・大手町）である。
- 2) 観測値は、年間を通しての合計値、平均値、最大値である。
- 3) 雪と最深積雪の日数は、前年 8 月から当年 7 月までの寒候年の合計による値である。
- 4) 地震回数は、国立研究開発法人防災科学技術研究所の震度観測点「小金井市本町」における震度 1 以上を観測した回数である。

（資料：気象庁、東京管区気象台）

第2節 社会的条件

第1 人口

1 人口分布

- 市の総人口は、124,539人（令和4年4月1日現在、住民基本台帳）となっており、人口密度は約1万人／km²である。
- 総世帯数は、62,449世帯（令和4年4月1日現在、住民基本台帳）となっており、1世帯当たりの人口は約1.99人となっている。
- 3階級に分けた年代別人口（令和4年4月1日現在、住民基本台帳人口）は0～14歳（幼齢人口）が15,742人（12.6%）、15～64歳（生産年齢人口）が82,268人（66.1%）、65歳以上（高齢人口）が26,529人（21.3%）である。

＜小金井市の年齢別人口（住民基本台帳・外国人住民含む。）＞（令和4年4月1日現在）

年 齢	総数	男	女	年 齢	総数	男	女
総 数	124,539	61,199	63,340	50～54	9,624	4,836	4,788
0～4	5,224	2,593	2,631	55～59	8,549	4,359	4,190
5～9	5,539	2,865	2,674	60～64	7,067	3,630	3,437
10～14	4,979	2,543	2,436	65～69	5,902	2,990	2,912
15～19	5,055	2,610	2,445	70～74	6,800	3,251	3,549
20～24	7,538	3,834	3,704	75～79	4,808	2,145	2,663
25～29	8,434	4,124	4,310	80～84	3,949	1,551	2,398
30～34	8,493	4,245	4,248	85～89	3,015	1,087	1,928
35～39	8,900	4,508	4,392	90～94	1,541	448	1,093
40～44	9,137	4,682	4,455	95～99	448	97	351
45～49	9,471	4,793	4,678	100以上	66	8	58

（資料：小金井市）

2 昼間・夜間人口

- 市の昼間人口は約11万人、夜間人口は約13万人（令和2年国勢調査）で、通勤者、通学者の流出人口が流入人口を上回っている。

＜小金井市の昼間・夜間人口の推移＞（各年10月1日現在）

	昼間人口 (人)	流入人口(人)			流出人口(人)			夜間人口 (人)
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者	
昭和45年	77,779	21,482	10,504	10,978	38,151	30,131	8,020	94,448
昭和50年	82,585	22,430	11,611	10,819	42,559	32,826	9,733	102,714
昭和55年	83,693	24,777	13,309	11,468	43,162	33,382	9,780	102,078
昭和60年	84,641	25,852	13,447	12,405	45,812	36,960	8,852	104,601
平成2年	82,560	26,896	15,072	11,824	49,127	39,986	9,141	104,791

	昼間人口 (人)	流入人口(人)			流出人口(人)			夜間人口 (人)
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者	
平成 7 年	89,545	30,395	15,836	14,559	49,966	41,154	8,812	109,116
平成 12 年	93,522	29,509	14,963	14,546	47,657	40,026	7,631	111,670
平成 17 年	95,195	28,101	15,085	13,016	43,939	37,274	6,665	111,033
平成 22 年	102,683	25,863	15,211	10,652	42,032	35,837	6,195	118,852
平成 27 年	104,257	27,743	16,603	11,140	44,882	38,657	6,225	121,396
令和 2 年	110,012	26,349	16,875	9,474	43,082	38,210	4,872	126,074

第 2 産業構造

- 市内の事業所数は、2,905 事業所あり、産業構造別に見ると第 1 次産業はほとんどなく、第 2 次産業が 8.6%、第 3 次産業が 91.3%となっている。
- 事業所数が最も多い第 3 次産業は、卸売業・小売業で、全体の 23.0%を占めている。
- 従業員規模別に見ると、従業員 100 人以上の事業所は 31 事業所（1.1%）と少なく、2,905 事業所のうち 2,235 事業所（76.9%）が従業員 10 人未満の事業所となっている。

<産業別事業所数及び従業員数>

〔単位：事業所、人〕

事業区分（大分類）	平成 24 年 2 月 1 日		平成 26 年 7 月 1 日		平成 28 年 6 月 1 日	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	2,845	28,232	3,027	30,955	2,905	29,989
農業・林業	2	16	2	20	2	15
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	202	1,357	189	1,201	180	1,326
製造業	85	1,056	84	823	71	809
電気・ガス・熱供給・水道業	1	16	2	30	1	35
情報通信業	54	512	52	557	52	412
運輸業・郵便業	28	955	29	995	28	918
卸売業・小売業	689	6,403	682	6,302	667	6,089
金融業・保険業	38	489	34	512	36	537
不動産業・物品賃貸業	292	945	320	1,010	283	934
学術研究・専門・技術サービス業	160	1,104	169	1,160	169	1,279
宿泊業・飲食サービス業	408	3,505	441	3,744	439	3,894
生活関連サービス業・娯楽業	288	1,450	305	1,453	301	1,550
教育・学習支援業	137	4,786	178	5,256	153	4,656
医療・福祉	319	4,706	393	5,684	396	6,130
複合サービス事業	12	191	12	101	13	252
サービス業（他に分類されないもの）	130	741	124	1,010	114	1,153
公務（他に分類されるものを除く。）	—	—	11	1,097	—	—

（※）平成 24 年、28 年の調査は民営事業所のみが調査対象。

（資料：経済センサス - 基礎調査/活動調査）

<従業員規模別事業所数の推移>

[単位：事業所]

区 分	総 数	1～4 人	5～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～ 299 人	300 人 以上
平成 24 年	2,845	1,657	561	471	88	39	16	6
平成 26 年	3,027	1,742	613	480	106	46	19	9
平成 28 年	2,905	1,614	621	504	83	40	24	7

(※)「平成 24・28 年経済センサス-活動調査」は民営事業所のみが調査対象。

(資料：「経済センサス - 基礎調査/活動調査」

東京都総務局統計部「平成 28 年経済センサス - 活動調査報告」)

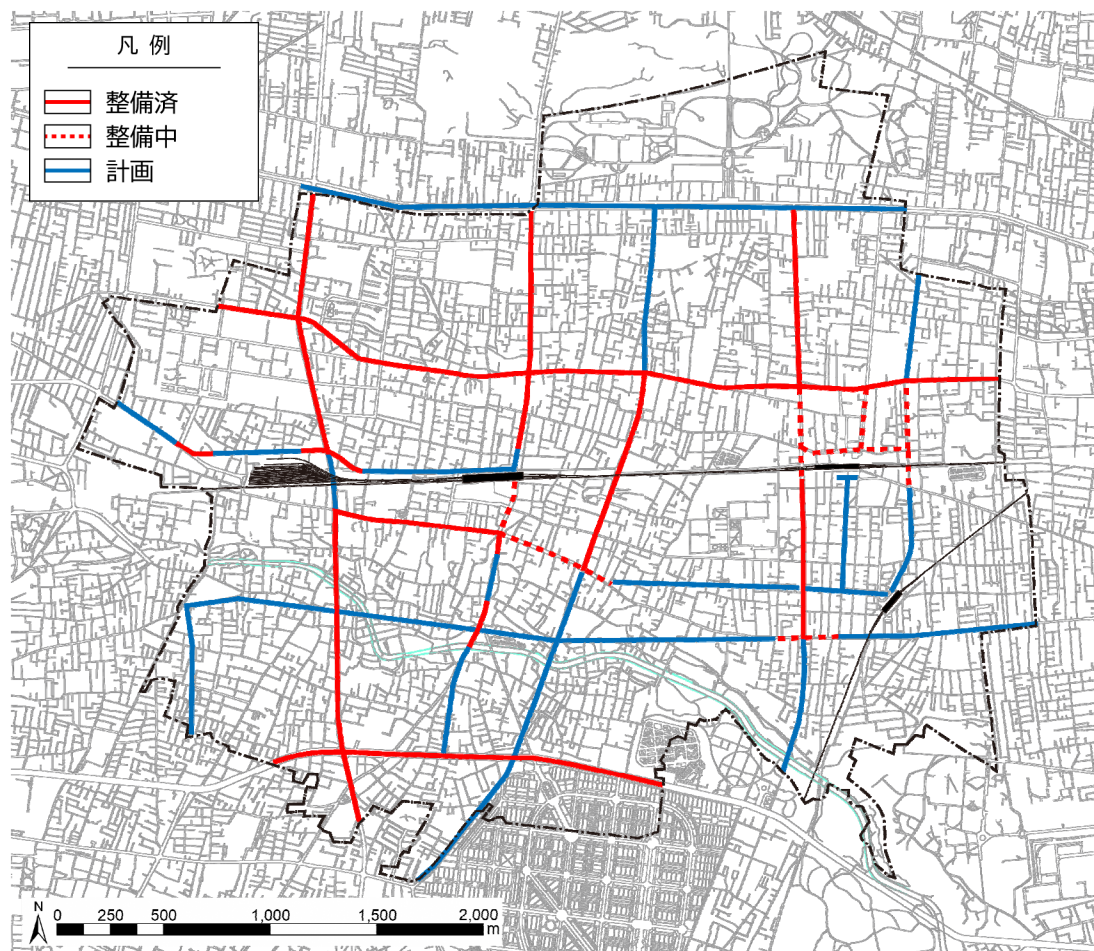
第 3 道路・交通

1 道路

- 市内の南北方向に、新小金井街道、小金井街道、緑中央通り、東大通りが走っており、東西方向に五日市街道、北大通り、連雀通り、東八道路が走っている。
- 都市計画道路(幹線街路)は 16 路線(総延長 31,330m)計画されており、完成延長は約 14,939m で、完成率は約 47.7%となっている。(令和 4 年 4 月現在)
- 住宅地の生活道路は幅員が 4m 未満の道路が多い。

<都市計画道路(幹線街路)>

(令和 4 年 4 月現在)



(参考：東京都都市計画地理情報システム(平成 29(2017)年 10 月版)、小金井市)

2 交通

(1) 鉄道

- 鉄道は、市の中央部を JR 中央本線が東西に横断しており、東から順に東小金井駅、武蔵小金井駅の 2 つの駅がある。市の南東部には西武多摩川線が走っており、新小金井駅が位置している。

<小金井市内の各駅の 1 日当り平均乗降客数>

〔単位：人〕

区 分	武蔵小金井駅	東小金井駅	新小金井駅
平成 28 年度	122,070	61,004	3,681
平成 29 年度	123,716	62,186	3,780
平成 30 年度	125,156	63,106	3,966

(資料：東日本旅客鉄道（株）八王子支社、西武鉄道（株）)

(2) バス

- 市内のバス交通は民間バス事業者が運営する路線と、市のコミュニティバス（CoCo バス、CoCo バス・ミニ）路線が走っている。
- 市内各鉄道駅を発着するバスの路線数は下表のとおりである。

<小金井市内の鉄道駅におけるバス路線数>

(令和 4 年 4 月現在)

	武蔵小金井駅	東小金井駅	新小金井駅
京王バス	17 路線	3 路線	2 路線
西武バス	12 路線	—	—
小田急バス	1 路線	1 路線	1 路線
関東バス	1 路線	—	—
CoCo バス (京王バス(株)が運行)	3 路線	2 路線	1 路線
CoCo バス・ミニ (つくば観光交通(株)が運行)	1 路線	—	—

(資料：小金井市)

- 小金井市コミュニティバス「CoCo バス」は、令和 4 年度末で導入から 20 周年を迎え、この間、JR の高架化や再開発事業等が進められ、市内の交通状況等が変化してきたことから、CoCo バスの総合的な見直しを行うため、平成 30 年度から再編事業に着手している。令和 4 年度中に新たな運行ルート・運賃・ガイドライン等を策定し、令和 5 年 4 月から運行開始する予定である。

第3章 被害想定及び防災アセスメント

第1節 首都直下地震による東京の被害想定

○ 東京都防災会議が令和4年5月25日に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に示された前提条件及び想定結果の概要は次のとおりである。なお、南海トラフ巨大地震等による被害想定については、第4部で記載する。

第1 前提条件

1 想定地震

＜被害想定における想定地震＞

想定地震	規 模	発生確率	選定理由等
都心南部直下地震 多摩東部直下地震	M7.3	今後30年以内70% (南関東地域における M7クラスの確率)	- 被害が大きく首都中枢機能への影響や、新幹線や空港等の交通網の被害、木造住宅密集地帯の火災延焼の観点から選定（内閣府[2013]） - 多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地震として選定
都心東部直下地震 都心西部直下地震 多摩西部直下地震			プレート内地震は、都内のどこでも起こり得るため震度分布を提示
立川断層帯地震	M7.4	今後30年以内0.5～2%	多摩地域に大きな影響を及ぼすおそれのある断層帯地震として選定
大正関東地震	M8クラス	今後30年以内0～6% (180年から590年の発生間隔)	当面発生する可能性は低いですが、今後百年先頃には地震発生の可能性が高くなっていると考えられる地震（内閣府[2013]）

（資料：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議、令和4年5月25日））

2 想定条件

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝 5 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 兵庫県南部地震と同じ発生時間 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼 12 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は、1 日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬の夕方 18 時 風速 4m/秒 8m/秒	○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路は、ほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能の支障による影響が大きい。
夏の昼 12 時 (定性評価)	○ 酷暑の中での避難行動が必要となる。停電が発生した場合には、空調停止により屋内の滞留者が多数屋外に溢れると想定される。

※ 島しょ地域における夏の昼 12 時（定性評価）

島しょ地域においては、ピーク時の 1 日の滞在観光客数が居住人口と同程度となる島もあるため、人的被害等が増大する可能性がある。

（資料：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議、令和 4 年 5 月 25 日））

3 想定結果の概要（小金井市該当被害想定結果）

<小金井市の被害想定（各想定地震の整理表）>

項目			単位	都心南部直下地震						
				冬・早朝、風速4m	冬・早朝、風速8m	冬・昼、風速4m	冬・昼、風速8m	冬・夕、風速4m	冬・夕、風速8m	
夜間人口			(人)	126,074	126,074	126,074	126,074	126,074	126,074	
昼間人口			(人)	104,257	104,257	104,257	104,257	104,257	104,257	
面積			(km ²)	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	
震度別面積率	5強以下	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	6弱	(%)	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	99.4	
	6強	(%)	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	
	7	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
建物棟数	計	(棟)	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337	
	木造	(棟)	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473	
	非木造	(棟)	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864	
原因別建物全壊棟数	計	(棟)	212	212	212	212	212	212	212	
	ゆれ	(棟)	211	211	211	211	211	211	211	
	液状化	(棟)	1	1	1	1	1	1	1	
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0	0	
原因別建物半壊棟数	計	(棟)	1,368	1,368	1,368	1,368	1,368	1,368	1,368	
	ゆれ	(棟)	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360	
	液状化	(棟)	7	7	7	7	7	7	7	
	急傾斜地崩壊	(棟)	1	1	1	1	1	1	1	
	うち、原因別建物 大規模半壊棟数	計	(棟)	262	262	262	262	262	262	262
		ゆれ	(棟)	259	259	259	259	259	259	259
		液状化	(棟)	3	3	3	3	3	3	3
		急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0	0
		火災	出火件数	(件)	1	1	2	2	3	3
火災	焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	226	228	297	299	548	551	
		倒壊建物を含まない	(棟)	214	215	281	282	511	512	
人的被害	死者	計	(人)	19	19	12	12	20	20	
		ゆれ建物被害	(人)	11	11	4	4	6	6	
		屋内収容物	(人)	2	2	2	2	1	1	
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	
		火災	(人)	6	6	6	6	11	11	
		ブロック塀等	(人)	0	0	0	0	1	1	
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	計	(人)	407	407	299	299	339	339	
		ゆれ建物被害	(人)	358	358	250	250	260	260	
		屋内収容物	(人)	42	42	34	34	31	31	
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	
		火災	(人)	7	7	9	9	14	14	
		ブロック塀等	(人)	0	0	7	7	33	33	
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0	
		うち重傷者	計	(人)	28	28	26	26	37	37
			ゆれ建物被害	(人)	17	17	13	13	13	13
			屋内収容物	(人)	9	9	7	7	7	7
			急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0
火災	(人)		2	2	2	2	4	4		
ブロック塀等	(人)	0	0	3	3	13	13			
屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0			
要配慮者		死者数	(人)	12	12	8	8	12	12	
避難者	発生数（1日後）		(人)	5,251	5,257	5,555	5,563	6,632	6,645	
	発生数（4日～1週間後）		(人)	9,775	9,780	10,068	10,075	11,104	11,117	
	発生数（1ヶ月後）		(人)	4,841	4,846	5,145	5,152	6,222	6,235	
帰宅困難者		発生数	(人)	—	—	19,806	19,806	19,806	19,806	
都内滞留者		発生数	(人)	—	—	107,142	107,142	107,142	107,142	
閉じ込めにつながるエレベーター		停止台数	(台)	17	17	17	17	18	18	
自力脱出困難者		発生数	(人)	99	99	78	78	75	75	
災害廃棄物			重量	(万 t)	10	10	10	11	11	
ライフライン	電力	停電率	(%)	2.8	2.8	3.0	3.0	3.8	3.8	
	通信	不通率	(%)	0.8	0.8	1.1	1.1	1.9	1.9	
	上水道	断水率	(%)	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	
	下水道	管きよ被害率	(%)	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	
	ガス	供給停止率	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
物資	食料（万食）	～3日目	(万食)	3	3	3	3	4	4	
		4～7日目	(万食)	7	7	7	7	8	8	
	飲料水（万L）	～3日目	(万L)	3	3	3	3	3	3	
		4～7日目	(万L)	3	3	3	3	3	3	
	毛布	必要量	(万枚)	1	1	1	1	1	1	

（資料：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議、令和4年5月25日））

項目			単位	多摩東部直下地震							
				冬・早朝、風速4m	冬・早朝、風速8m	冬・昼、風速4m	冬・昼、風速8m	冬・夕、風速4m	冬・夕、風速8m		
夜間人口			(人)	126,074	126,074	126,074	126,074	126,074	126,074		
昼間人口			(人)	104,257	104,257	104,257	104,257	104,257	104,257		
面積			(km ²)	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3		
震度別面積率	5強以下	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	6弱	(%)	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4	25.4		
	6強	(%)	74.6	74.6	74.6	74.6	74.6	74.6	74.6		
	7	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
建物棟数	計	(棟)	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337		
	木造	(棟)	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473		
	非木造	(棟)	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864		
原因別建物全壊棟数	計	(棟)	445	445	445	445	445	445	445		
	ゆれ	(棟)	444	444	444	444	444	444	444		
	液状化	(棟)	1	1	1	1	1	1	1		
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0	0		
原因別建物半壊棟数	計	(棟)	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567		
	ゆれ	(棟)	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556		
	液状化	(棟)	10	10	10	10	10	10	10		
	急傾斜地崩壊	(棟)	1	1	1	1	1	1	1		
	うち、原因別建物 大規模半壊棟数	計	(棟)	327	327	327	327	327	327	327	
		ゆれ	(棟)	323	323	323	323	323	323	323	
		液状化	(棟)	4	4	4	4	4	4	4	
		急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0	0	
	火災	出火件数	(件)	3	3	4	4	7	7	7	
焼失棟数		倒壊建物を含む	(棟)	534	537	628	632	1,556	1,565	1,565	
		倒壊建物を含まない	(棟)	524	527	617	620	1,527	1,535	1,535	
人的被害	死者	計	(人)	40	40	26	26	49	49	49	
		ゆれ建物被害	(人)	23	23	10	10	14	14	14	
		屋内収容物	(人)	3	3	3	3	2	2	2	
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
		火災	(人)	13	13	13	13	31	31	31	
		ブロック塀等	(人)	0	0	0	0	2	2	2	
	負傷者	屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
		計	(人)	647	647	573	573	661	662	662	
		ゆれ建物被害	(人)	557	557	485	485	450	450	450	
		屋内収容物	(人)	72	72	58	58	54	54	54	
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
		火災	(人)	17	18	18	18	99	100	100	
		ブロック塀等	(人)	0	0	11	11	58	58	58	
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0	0	
		うち重傷者	計	(人)	65	65	62	62	98	99	99
			ゆれ建物被害	(人)	44	44	40	40	36	36	36
			屋内収容物	(人)	16	16	13	13	12	12	12
			急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	0
			火災	(人)	5	5	5	5	28	28	28
			ブロック塀等	(人)	0	0	4	4	23	23	23
			屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0	0
要配慮者		死者数	(人)	25	25	16	16	31	31		
避難者	発生数 (1日後)	(人)	8,020	8,033	8,426	8,451	12,410	12,448	12,448		
	発生数 (4日～1週間後)	(人)	17,000	17,011	17,375	17,398	21,056	21,091	21,091		
	発生数 (1ヶ月後)	(人)	7,595	7,607	8,000	8,015	11,988	12,026	12,026		
帰宅困難者		発生数	(人)	－	－	19,806	19,806	19,806	19,806		
都内滞留者		発生数	(人)	－	－	107,142	107,142	107,142	107,142		
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	(台)	22	22	22	23	23	23		
自力脱出困難者		発生数	(人)	226	226	198	198	182	182		
災害廃棄物		重量	(万 t)	17	17	18	18	20	20		
ライフライン	電力	停電率	(%)	5.1	5.1	5.4	5.4	8.5	8.5		
	通信	不通率	(%)	1.7	1.9	2.2	2.2	5.3	5.4		
	上水道	断水率	(%)	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1		
	下水道	管きよ被害率	(%)	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6		
	ガス	供給停止率	(%)	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9		
物資	食料 (万食)	～3日目	(万食)	5	5	5	5	7	7		
		4～7日目	(万食)	12	12	13	13	16	16		
	飲料水 (万L)	～3日目	(万L)	6	6	6	6	6	6		
		4～7日目	(万L)	11	11	11	11	11	11		
毛布		必要量	(万枚)	2	2	2	2	3	3		

(資料 : 「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議、令和 4 年 5 月 25 日))

項目			単位	大正関東地震						
				冬・早朝、風速4m	冬・早朝、風速8m	冬・昼、風速4m	冬・昼、風速8m	冬・夕、風速4m	冬・夕、風速8m	
夜間人口			(人)	126,074	126,074	126,074	126,074	126,074	126,074	
昼間人口			(人)	104,257	104,257	104,257	104,257	104,257	104,257	
面積			(km ²)	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	
震度別面積率	5 強以下	(%)	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	
	6 弱	(%)	93.7	93.7	93.7	93.7	93.7	93.7	93.7	
	6 強	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	7	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
建物棟数	計	(棟)	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337	
	木造	(棟)	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473	
	非木造	(棟)	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864	
原因別建物全壊棟数	計	(棟)	61	61	61	61	61	61	61	
	ゆれ	(棟)	60	60	60	60	60	60	60	
	液状化	(棟)	1	1	1	1	1	1	1	
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0	0	
原因別建物半壊棟数	計	(棟)	622	622	622	622	622	622	622	
	ゆれ	(棟)	611	611	611	611	611	611	611	
	液状化	(棟)	10	10	10	10	10	10	10	
	急傾斜地崩壊	(棟)	1	1	1	1	1	1	1	
	うち、原因別建物 大規模半壊棟数	計	(棟)	104	104	104	104	104	104	104
		ゆれ	(棟)	100	100	100	100	100	100	100
		液状化	(棟)	4	4	4	4	4	4	4
		急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0	0
		火災	出火件数	(件)	1	1	1	1	2	2
火災	焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	175	176	229	230	391	393	
		倒壊建物を含まない	(棟)	170	171	222	223	377	379	
人的被害	死者	計	(人)	8	8	7	7	10	10	
		ゆれ建物被害	(人)	1	1	0	0	1	1	
		屋内収容物	(人)	2	2	2	2	1	1	
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	
		火災	(人)	4	4	5	5	8	8	
		ブロック塀等	(人)	0	0	0	0	0	0	
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	計	(人)	176	176	139	139	155	155	
		ゆれ建物被害	(人)	138	138	95	95	104	104	
		屋内収容物	(人)	33	33	34	34	24	24	
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	
		火災	(人)	6	6	6	6	10	10	
		ブロック塀等	(人)	0	0	3	3	16	16	
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0	
		うち重傷者	計	(人)	10	10	10	10	16	16
			ゆれ建物被害	(人)	8	8	0	0	7	7
			屋内収容物	(人)	0	0	7	7	0	0
急傾斜地崩壊	(人)		0	0	0	0	0	0		
要配慮者	死者数	(人)	5	5	4	4	7	7		
	避難者	発生数 (1日後)	(人)	2,768	2,772	2,999	3,004	3,698	3,707	
		発生数 (4日～1週間後)	(人)	5,345	5,349	5,572	5,577	6,256	6,265	
		発生数 (1ヶ月後)	(人)	2,356	2,360	2,587	2,592	3,286	3,295	
	帰宅困難者	発生数	(人)	－	－	19,806	19,806	19,806	19,806	
	都内滞留者	発生数	(人)	－	－	107,142	107,142	107,142	107,142	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター	停止台数	(台)	16	16	16	16	16	16	
	自力脱出困難者	発生数	(人)	31	31	28	28	25	25	
災害廃棄物		重量	(万 t)	5	5	5	5	5	5	
ライフライン	電力	停電率	(%)	1.6	1.6	1.7	1.7	2.3	2.3	
	通信	不通率	(%)	0.6	0.6	0.8	0.8	1.3	1.3	
	上水道	断水率	(%)	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	
	下水道	管きよ被害率	(%)	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	
	ガス	供給停止率	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
物資	食料 (万食)	～3日目	(万食)	1	1	2	2	2	2	
		4～7日目	(万食)	4	4	4	4	5	5	
	飲料水 (万L)	～3日目	(万L)	2	2	2	2	2	2	
		4～7日目	(万L)	2	2	2	2	2	2	
	毛布	必要量	(万枚)	1	1	1	1	1	1	

(資料 : 「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議、令和 4 年 5 月 25 日))

項目			単位	立川断層帯地震						
				冬・早朝、風速4m	冬・早朝、風速8m	冬・昼、風速4m	冬・昼、風速8m	冬・夕、風速4m	冬・夕、風速8m	
夜間人口			(人)	126,074	126,074	126,074	126,074	126,074	126,074	
昼間人口			(人)	104,257	104,257	104,257	104,257	104,257	104,257	
面積			(km ²)	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	
震度別面積率	5強以下	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	6弱	(%)	91.8	91.8	91.8	91.8	91.8	91.8	91.8	
	6強	(%)	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	
	7	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
建物棟数	計	(棟)	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337	29,337	
	木造	(棟)	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473	23,473	
	非木造	(棟)	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864	5,864	
原因別建物全壊棟数	計	(棟)	173	173	173	173	173	173	173	
	ゆれ	(棟)	172	172	172	172	172	172	172	
	液状化	(棟)	1	1	1	1	1	1	1	
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0	0	
原因別建物半壊棟数	計	(棟)	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	1,190	
	ゆれ	(棟)	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	
	液状化	(棟)	5	5	5	5	5	5	5	
	急傾斜地崩壊	(棟)	1	1	1	1	1	1	1	
	うち、原因別建物 大規模半壊棟数	計	(棟)	222	222	222	222	222	222	
		ゆれ	(棟)	220	220	220	220	220	220	
		液状化	(棟)	2	2	2	2	2	2	
		急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0	
火災	出火件数	(件)	1	1	2	2	3	3		
	焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	227	228	293	294	757	760	
		倒壊建物を含まない	(棟)	225	226	291	292	752	755	
人的被害	死者	計	(人)	16	16	11	11	22	22	
		ゆれ建物被害	(人)	9	9	3	3	5	5	
		屋内収容物	(人)	2	2	2	2	1	1	
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	
		火災	(人)	6	6	6	6	15	15	
		ブロック塀等	(人)	0	0	0	0	1	1	
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	計	(人)	347	347	253	253	301	301	
		ゆれ建物被害	(人)	298	298	205	205	215	215	
		屋内収容物	(人)	42	42	34	34	31	31	
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0	
		火災	(人)	7	7	9	9	26	26	
		ブロック塀等	(人)	0	0	6	6	29	29	
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0	
		うち重傷者	計	(人)	23	23	21	21	34	35
			ゆれ建物被害	(人)	12	12	9	9	9	9
			屋内収容物	(人)	9	9	7	7	7	7
			急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0
			火災	(人)	2	2	2	2	7	7
ブロック塀等	(人)		0	0	2	2	11	11		
屋外落下物		(人)	0	0	0	0	0	0		
要配慮者		死者数	(人)	10	10	7	7	14	14	
避難者	発生数（1日後）	(人)	4,700	4,705	4,984	4,990	6,978	6,991		
	発生数（4日～1週間後）	(人)	8,462	8,467	8,737	8,743	10,670	10,682		
	発生数（1ヶ月後）	(人)	4,288	4,293	4,572	4,578	6,567	6,580		
帰宅困難者		発生数	(人)	－	－	19,806	19,806	19,806	19,806	
都内滞留者		発生数	(人)	－	－	107,142	107,142	107,142	107,142	
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	(台)	17	17	17	17	18	18	
自力脱出困難者		発生数	(人)	80	80	62	62	61	61	
災害廃棄物		重量	(万 t)	9	9	9	9	10	10	
ライフライン	電力	停電率	(%)	2.6	2.6	2.8	2.8	4.3	4.3	
	通信	不通率	(%)	0.7	0.8	1.0	1.0	2.5	2.5	
	上水道	断水率	(%)	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	
	下水道	管きょ被害率	(%)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	
	ガス	供給停止率	(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
物資	食料（万食）	～3日目	(万食)	3	3	3	3	4	4	
		4～7日目	(万食)	6	6	7	7	8	8	
	飲料水（万L）	～3日目	(万L)	3	3	3	3	3	3	
		4～7日目	(万L)	2	2	2	2	2	2	
	毛布	必要量	(万枚)	1	1	1	1	1	1	

（資料：「首都直下地震等による東京の被害想定」（東京都防災会議、令和4年5月25日））

4 基本想定とする地震

- 本計画では、想定地震のうち、発生被害が最も甚大な時間帯である冬の夕方 18 時、風速 8m を対象とし、かつ小金井市への影響が大きい多摩東部直下地震を基本想定とする。

＜小金井市の被害想定（冬・夕方 18 時、風速 8m）概要＞

項 目			単位	都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震	大正関東 地震	立川断層 帯地震
夜間人口			(人)	126,074	126,074	126,074	126,074
昼間人口			(人)	104,257	104,257	104,257	104,257
面積			(km ²)	11.3	11.3	11.3	11.3
震度別面積率	5 強以下		(%)	0.0	0.0	6.3	0.0
	6 弱		(%)	99.4	25.4	93.7	91.8
	6 強		(%)	0.6	74.6	0.0	8.2
	7 ー		(%)	0.0	0.0	0.0	0.0
建物棟数	計		(棟)	29,337	29,337	29,337	29,337
	木造		(棟)	23,473	23,473	23,473	23,473
	非木造		(棟)	5,864	5,864	5,864	5,864
原因別建物全壊棟数	計		(棟)	212	445	61	173
	ゆれ		(棟)	211	444	60	172
	液状化		(棟)	1	1	1	1
	急傾斜地崩壊		(棟)	0	0	0	0
原因別建物半壊棟数	計		(棟)	1,368	1,567	622	1,190
	ゆれ		(棟)	1,360	1,556	611	1,184
	液状化		(棟)	7	10	10	5
	急傾斜地崩壊		(棟)	1	1	1	1
	うち、原因別建物 大規模半壊棟数	計	(棟)	262	327	104	222
		ゆれ	(棟)	259	323	100	220
		液状化	(棟)	3	4	4	2
		急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0
火災	出火件数		(件)	3	7	2	3
	焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	551	1,565	393	760
		倒壊建物を含まない	(棟)	512	1,535	379	755
人的被害	死者	計	(人)	20	49	10	22
		ゆれ建物被害	(人)	6	14	1	5
		屋内収容物	(人)	1	2	1	1
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0
		火災	(人)	11	31	8	15
		ブロック塀等	(人)	1	2	0	1
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0
		計	(人)	339	662	155	301
	負傷者	ゆれ建物被害	(人)	260	450	104	215
		屋内収容物	(人)	31	54	24	31
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0
		火災	(人)	14	100	10	26
		ブロック塀等	(人)	33	58	16	29
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0
		計	(人)	37	99	16	35
		ゆれ建物被害	(人)	13	36	7	9
	うち重傷者	屋内収容物	(人)	7	12	0	7
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0
		火災	(人)	4	28	3	7
		ブロック塀等	(人)	13	23	6	11
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0

項 目			単位	都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震	大正関東 地震	立川断層 帯地震
要配慮者		死者数	(人)	12	31	7	14
避難者		発生数 (1 日後)	(人)	6,645	12,448	3,707	6,991
		発生数 (4 日～1 週間後)	(人)	11,117	21,091	6,265	10,682
		発生数 (1 ヶ月後)	(人)	6,235	12,026	3,295	6,580
帰宅困難者		発生数	(人)	19,806	19,806	19,806	19,806
都内滞留者		発生数	(人)	107,142	107,142	107,142	107,142
閉じ込めにつながり得るエレベーター		停止台数	(台)	18	23	16	18
自力脱出困難者		発生数	(人)	75	182	25	61
災害廃棄物		重量	(万 t)	11	20	5	10
ライフライン	電力	停電率	(%)	3.8	8.5	2.3	4.3
	通信	不通率	(%)	1.9	5.4	1.3	2.5
	上水道	断水率	(%)	12.5	21.1	7.0	10.3
	下水道	管きょ被害率	(%)	2.4	4.6	2.4	2.5
	ガス	供給停止率	(%)	0.0	49.9	0.0	0.0
物資	食料 (万食)	～3 日目	(万食)	4	7	2	4
		4～7 日目	(万食)	8	16	5	8
	飲料水 (万 L)	～3 日目	(万 L)	3	6	2	3
		4～7 日目	(万 L)	3	11	2	2
	毛布	必要量	(万枚)	1	3	1	1

(資料 : 「首都直下地震等による東京の被害想定」(東京都防災会議、令和 4 年 5 月 25 日))

第2節 防災アセスメント

第1 アセスメントの目的

- 地域防災計画の検討に際し、小金井市の自然条件、社会条件、災害履歴、被害想定等から、災害と関係する要素の実態を調査し、市内全域及び地域別に災害に対するリスクを分析し、災害に対する効果的な事前対策や応急対策を計画することを目的として、防災アセスメントを実施する。

第2 アセスメントの概要

1 対象地域

- 防災アセスメントの対象範囲は小金井市全域の約 11.30 km²とする。

2 調査資料

調査資料名	調査・作成年次等	調査・作成機関名
○ 被害想定関連資料		
首都直下地震等による東京の被害想定報告書	令和4年5月	東京都防災会議
地震に関する地域危険度測定調査（第8回）報告書	平成30年2月	東京都
東京都の地震時における地域別延焼危険度測定（第10回）	令和2年3月	東京消防庁
東京都の地震時における地域別出火危険度測定（第10回）	令和3年6月	東京消防庁
過去の水害記録（区市町村別水害データ）	令和4年1月現在	東京都
○ その他資料		
こがねいのとうけい	令和元年	小金井市
小金井市わたしの便利帳地図	平成28年発行	小金井市
小金井市都市計画マスタープラン	令和4年8月	小金井市
小金井市空家等対策計画	平成31年3月	小金井市
地域防災計画現況調査委託 地区別防災カルテ	平成9年	小金井市

3 アセスメント結果

(1) 市全域における災害リスク

- 「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日）東京都防災会議」によると、都心南部直下地震（M7.3）では市域の約99%で震度6弱、多摩東部直下地震（M7.3）では市域の約75%で震度6強、大正関東地震（M8クラス）では市域の約94%で震度6弱、立川断層帯地震（M7.4）では市域の約92%が震度6弱の揺れが想定されており、震度6弱や6強の地域が広範囲に発生する。
- 建物被害については、多摩東部直下地震（M7.3）が発生した場合が最も大きく、全壊が445棟、半壊が1,567棟、火災による焼失（倒壊建物を含む。）は1,565棟（冬・夕方18時、風速8m/秒）と想定されている。
- 人的被害についても、多摩東部直下地震（M7.3）が発生した場合が最も大きく、最大死者

数は49人（冬・夕方18時、風速4m/秒・8m/秒）、最大負傷者数は662人（冬・夕方18時、風速8m/秒）、最大負傷者数のうちの最大重傷者数は99人（冬・夕方18時、風速8m/秒）となっている。また、負傷者（冬・夕方18時、風速4m/秒・8m/秒）はゆれ建物被害を原因とするものが多く、死者（冬・夕方18時、風速4m/秒・8m/秒）は要配慮者の死者数が6割以上を占めていることや死者数の6割以上が火災によることを踏まえると、建物倒壊等により狭い道路が閉塞され、避難や消火活動が立ち遅れることで火災による人的被害が拡大するリスクを示している。

- ライフラインの被害（多摩東部直下地震）については、ガスの供給停止率が約50%と高く、次いで上水道の断水率が約21%となっている。
- 避難者の発生については、多摩東部直下地震（冬・夕方18時、風速4m/秒・8m/秒）において、約2.1万人、帰宅困難者が約2万人の発生が想定されている。
- 物資については、多摩東部直下地震（冬・夕方18時、風速4m/秒・8m/秒）の発生後の4日目～7日目で食料が16万食、飲料水が11万リットルが必要になると想定されている。

(2) 地域別の災害リスク

- 地域別の災害リスクを把握するため町単位のリスク分析を行った。
- 地域別の災害リスクは、地形、都市基盤、住宅、要配慮者・帰宅困難者、避難場所、災害履歴の項目別に把握した。

【災害リスク分析結果】

ア 東町

位 置	・市の南東部にあり、JR 東小金井駅の南側に位置する。
地 形	・「国分寺崖線（はけ）」の南側には野川が形成する谷底平野が見られるが、地域の大部分は武蔵野面が分布している。 ・新小金井駅周辺の東町2丁目から4丁目にかけて、周辺に比べて標高の低い地域がある。 ・東町1丁目及び東町5丁目には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。 ・東町5丁目には、急傾斜地崩壊危険箇所が存在する。 ・東町5丁目には、宅地造成工事規制区域が指定されている。
都市基盤	・JR 中央本線と東大通り、連雀通りにより延焼遮断帯の形成が図られているが、東町2丁目では火災危険度がランク3と高くなっている。 ・東町3丁目では狭あい道路が多く、災害時活動困難度がランク5と市内で最も高い。また、東町1丁目がランク4、東町2、4、5丁目がランク3で、東町は災害時の活動の困難さが高い地域といえる。 ・東八道路への連絡のための東大通りの延伸、JR 東小金井駅や西武鉄道新小金井駅を結ぶ道路の新設・拡幅が都市計画決定されている。
住 宅	・東町2丁目は、防災都市づくり推進計画（東京都）において、「木造住宅密集地域」及び「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指

	定されている。 ・東町 5 丁目の空家率が 1.52%で、市平均 1.48%を超えている。 ・空家率 1%未満は、東町 4 丁目の 0.96%のみである。
要配慮者等	・東町 1、2、3、5 丁目が高齢化率が 20%以上で、特に、東町 2 丁目が 25.6%、5 丁目が 25.5%と高い。 ・高齢化率 20%未満は、東町 4 丁目の 17.9%である。
避難場所	・地域には 2 か所の一時避難場所があり、また、南側では、都立武蔵野公園、都立野川公園、国際基督教大学を広域避難場所に指定している。 ・東小金井駅周辺の住民は、東京農工大学工学部が最寄りの広域避難場所となる。
災害履歴	・平成元年以降、東町 4 丁目で 3 回、東町 2 丁目で 1 回、内水災害が発生している。

イ 梶野町

位 置	・市の北東部にあり、JR 東小金井駅の北側に位置する。
地 形	・地域の大部分は武蔵野面が分布しているが、仙川に沿って浅い谷地形が形成され、特に河川湾曲部において凹地が目立つ。
都市基盤	・東小金井駅北口では、土地区画整理事業が実施されている。 ・JR 中央本線と東大通り、五日市街道により延焼遮断帯の形成が図られている。 ・梶野町 1、2 丁目は、災害時活動困難度がランク 3 と高い。 ・五日市街道と新小金井駅を結ぶ道路の拡幅・新設が都市計画決定されている。
住 宅	・梶野町 2 丁目は、防災都市づくり推進計画（東京都）において、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている ・梶野町 1、2、4 丁目の空家率が市平均 1.48%を超えており、特に梶野町 2 丁目は 2.33%と高い。 ・空家率 1%未満は、梶野町 3 丁目の 0.56%のみである。
要配慮者等	・梶野町 1、2 丁目で高齢化率が 20%以上であるが、梶野町 5 丁目の 15.0%などと低いところもあり、町全体の高齢化率が 18.1%で、市平均 21.2%より低い。
避難場所	・地域には 3 か所の一時避難場所がある。 ・付近の広域避難場所は都立小金井公園、東京農工大学工学部であるが、梶野町 1、2 丁目では、最寄りの広域避難場所までの距離が 1 kmを超える場所がある。
災害履歴	・平成元年以降、梶野町 3 丁目で 6 回、4 丁目で 5 回、梶野町内で 1 回の内水災害が発生している。

ウ 緑町

位 置	・市の北東部にあり、JR 東小金井駅と JR 武蔵小金井駅の間の北側に位置する。
地 形	・地域の大部分は武蔵野面が分布しているが、仙川に沿って浅い谷地形が形成され、特に河川湾曲部において凹地が目立つ。
都市基盤	・JR 中央本線と東大通り、五日市街道により延焼遮断帯の形成が図られている。 ・緑町 3 丁目では狭あい道路が多く、災害時活動困難度がランク 4、同様に、緑町 1、2、4 丁目もランク 3 と高い。
住 宅	・緑町 1～4 丁目の空家率が市平均 1.48%を超え、特に緑町 1～3 丁目が 2%を超えている。また、空家率 1%未満の丁目はない。
要配慮者等	・緑町 3、4 丁目が高齢化率 20%以上で、特に緑町 4 丁目は 25.6%と高い。 ・高齢化率 20%未満は緑町 1、2、5 丁目であることから、町平均は 19.5%と市平均 21.2%よりも低い。
避難場所	・地域には 3 か所の一時避難場所がある。 ・付近の広域避難場所は、都立小金井公園、東京農工大学工学部である。
災害履歴	・平成元年以降、緑町 2 丁目で 3 回、1 丁目及び 4 丁目で 1 回、緑町内で 1 回の内水災害が発生している。

エ 中町

位 置	・市の南東部にあり、JR 東小金井駅と武蔵小金井駅の間の南側に位置する。
地 形	・「はけ」の南側には野川が形成する谷底平野が見られるが、地域の大部分は武蔵野面が分布している。 ・中町 1 丁目には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されている。 ・中町 1 丁目及び中町 4 丁目には、宅地造成工事規制区域が指定されている。
都市基盤	・JR 中央本線と東大通り、小金井街道により延焼遮断帯の形成が図られている。 ・緑中央通りの南側への延伸や連雀通りに並行する道路の新設が都市計画決定されている。 ・中町 3 丁目は火災危険度がランク 3 と高く、中町 1、4 丁目は狭あい道路が多く、災害時活動困難度がランク 3 と高い。
住 宅	・中町 3 丁目は、防災都市づくり推進計画（東京都）において、「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている。 ・中町の空家率は全ての丁目で市平均 1.48%以下である。特に、中町 3 丁目は空家率 0.69%と低い。
要配慮者等	・中町 1、3、4 丁目が高齢化率 20%以上で、特に中町 1 丁目 24.7%、4 丁目 24.6%と高い。

	・中町 2 丁目は高齢化率が 16.9%と低く、町全体では 20.7%で市平均 21.2%よりも低い。
避難場所	・地域には 1 か所の一時避難場所がある。 ・広域避難場所として、東京農工大学工学部、都立武蔵野公園を指定している。
災害履歴	・平成 30 年 8 月に内水災害が発生している。

オ 前原町

位 置	・市の南西部にあり、JR 武蔵小金井駅の南側に位置する。
地 形	・「はけ」の北側に武蔵野面が分布しているが、地域の大部分は立川面である。 ・立川面の中に野川が形成する浅い谷地形が見られる。 ・前原町 3 丁目には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、宅地造成工事規制区域が指定されている。
都市基盤	・JR 中央本線と東八道路、小金井街道により延焼遮断帯の形成が図られている。 ・緑中央通りの南側への延伸等が都市計画決定されている。 ・前原町 2 丁目は狭あい道路が多く、災害時活動困難度がランク 5 と高く、前原町 3、4 丁目もランク 3 と高い。また、前原町 2 丁目は火災危険度がランク 3 と高い。
住 宅	・前原町 4 丁目は、防災都市づくり推進計画（東京都）において、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されている。 ・前原町 5 丁目の空家率が 2.36%と高く、前原町 2、3 丁目は市平均 1.48%を超えている。 ・空家率 1%未満の丁目はない。
要配慮者等	・前原町は全ての丁目で高齢化率 20%以上と高く、特に前原町 2、3 丁目が 25%を超えている。 ・町平均の高齢化率は 24.3%で、市全体では 2 番目に高い。
避難場所	・地域には 2 か所の一時避難場所がある。 ・広域避難場所として、都立多磨霊園、都立武蔵野公園を指定している。
災害履歴	・平成元年以降、前原町で広範囲に及ぶ災害実績はない。

カ 本町

位 置	・市の中央北部にあり、JR 武蔵小金井駅の周辺に位置する。
地 形	・「はけ」の南側には野川が形成する谷底平野が見られるが、地域の大部分は武蔵野面が分布している。 ・本町 4 丁目は、地盤分類が谷底低地 2 で軟弱地盤とされ、地震の際は揺れが増幅されやすい。
都市基盤	・JR 中央本線と小金井街道により延焼遮断帯の形成が図られている。

	・武蔵小金井駅南口周辺では、JR 中央本線連続立体交差事業に伴う市街地再開発事業が完了し、駅前広場や不燃空間が整備されている。 ・武蔵小金井駅南口第 2 地区第一種市街地再開発事業は、令和 3 年 5 月に事業が完了した。 ・本町は市内でも木造の建物の密集の度合いが高い地域で狭あい道路が多く、本町 2、3 丁目で火災危険度がランク 3 と高く、さらに本町 3 丁目は災害時活動困難度がランク 3 と高い。
住 宅	・本町 3 丁目は、防災都市づくり推進計画（東京都）において、「木造住宅密集地域」に指定されている。 ・本町 3 丁目の空家率が 2.33%で高く、本町 4 丁目は 1.68%で市平均 1.48%を超えている。 ・空家率 1%未満は、本町 2 丁目の 0.76%、本町 5 丁目の 0.86%である。
要配慮者等	・本町 1～4、6 丁目で高齢化率が 20%を超え、特に本町 4 丁目は 31.3%と市内で 2 番目に高い。 ・本町 5 丁目の高齢化率は 17.9%で低く、町全体では 22.2%と市全体 21.2%よりやや高い。
避難場所	地域には 3 か所の一時避難場所がある。また、広域避難場所として都立小金井公園、東京学芸大学、東京農工大学工学部を指定しているが、本町 2、3 丁目では最寄りの広域避難場所までの距離が 1km を超える地域がある。
災害履歴	・平成元年以降、本町での災害実績はない。

キ 関野町・桜町

位 置	・市の北部にあり、五日市街道が東西に横断している。
地 形	・地域の大部分には武蔵野面が分布している。
都市基盤	・五日市街道と小金井街道により延焼遮断帯の形成が図られている。 ・五日市街道は幹線道路であり、都立小金井公園もあることから、市内でも災害危険性の度合いが低い地域であると言える。 ・桜町 1 丁目は、狭あい道路が多く、災害時活動困難度がランク 4 と高く、関野町 2 丁目もランク 3 と高い。
住 宅	・関野町の空家率は 2 つの丁目ともに市平均 1.48%以下で、特に関野町 1 丁目は 0.45%と低い。 ・桜町 1 丁目の空家率は 1.54%で市全体 1.48%より高いが、桜町 2 丁目は 0.79%と低く、桜町 3 丁目は 0%である。
要配慮者等	・関野町 1 丁目、桜町の各丁目が 20%を超え、特に桜町 1 丁目は 29.2%と高い。 ・桜町 1 丁目は、防災都市づくり推進計画（東京都）において、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている。 ・桜町は町全体で 26.8%となっており、市内では最も高い。
避難場所	・地域には 3 か所の一時避難場所がある。

	・地域内では、都立小金井公園を広域避難場所に指定している。
災害履歴	・平成元年以降、関野町及び桜町での災害実績はない。

ク 貫井北町

位 置	・市の北西部に位置する。
地 形	・地域の大部分は武蔵野面が分布しているが、仙川に沿って浅い谷地形が形成され、特に河川湾曲部において凹地が目立つ。 ・貫井北町 3 丁目には、大規模盛土造成地が存在する。
都市基盤	・五日市街道と新小金井街道、行幸通り、国分寺街道により延焼遮断帯の形成が図られている。 ・貫井北町 4、5 丁目は、狭あい道路が多く、災害時活動困難度がランク 3 と高い。
住 宅	・貫井北町 2 丁目は、防災都市づくり推進計画（東京都）において、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている。 ・貫井北町 1、5 丁目の空家率が 2%以上で、市平均 1.48%を超えている。 ・空家率 1%未満は、貫井北町 2 丁目の 0.44%、貫井北町 4 丁目の 0%である。
要配慮者等	・貫井北町 1、2、5 丁目で高齢化率が 20%を超えるが、貫井北町 4 丁目の高齢化率が 4%、3 丁目が 12.4%と低いことから、町全体は 16.4%と市内で最も低い。
避難場所	・地域には 1 か所の一時避難場所がある。 ・地域内では、東京学芸大学を広域避難場所に指定している。
災害履歴	・平成元年以降、貫井北町 2 丁目で 1 回の内水災害が発生した。

ケ 貫井南町

位 置	・市の南西部に位置する。
地 形	・「はけ」の北側に武蔵野面が分布しているが、地域の大部分は立川面である。 ・立川面の中に野川が形成する浅い谷地形が見られる。 ・貫井南町 3 丁目及び貫井南町 4 丁目には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、宅地造成工事規制区域が指定されている。 ・貫井南町 3 丁目には、急傾斜地崩壊危険箇所が存在する。
都市基盤	・JR 中央本線と新小金井街道、東八道路により延焼遮断帯の形成が図られている。 ・東八道路は幅員が 30mあり、骨格防災軸として形成済みである。 ・貫井南町 5 丁目は火災危険度がランク 3 と高く、狭あい道路も多いことから災害時活動困難度もランク 4 と高い。
住 宅	・貫井南町 4 丁目は、防災都市づくり推進計画（東京都）において、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されている。

	・貫井南町 5 丁目は、防災都市づくり推進計画（東京都）において、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」に指定されている。 ・貫井南町 1 丁目の空家率は 2.52% で、市内で最も高い。また、貫井南町 3、4 丁目は市平均 1.48% を超える。 ・空家率 1% 未満は、貫井南町 2 丁目の 0.93% のみである。
要配慮者等	・貫井南町 1、2、4、5 丁目で高齢化率が 20% を超え、特に貫井南町 5 丁目が 34.6% と市内で最も高い。 ・貫井南町 3 丁目の高齢化率は 16.9% で低いが、町全体の高齢化率は 23.4% であり、市平均 21.2% を超えている。
避難場所	・地域には 2 か所の一時避難場所があり、付近では都立多磨霊園、東京学芸大学を広域避難場所に指定している。 ・貫井南町 5 丁目では、最寄りの広域避難場所までの距離が 2km を超える地域があり、市内で最も避難場所へのアクセスが悪い。
災害履歴	・貫井南町 2 丁目、前原町 4、5 丁目道路冠水が発生したことがある。 ・貫井南町 3 丁目には急傾斜地崩壊危険箇所があり、貫井南町 4 丁目を含めて、平成元年 7 月の集中豪雨による土砂災害が発生している。

第3節 小金井市における防災上の課題

- 防災アセスメント結果及び平成10年以降に発生した大地震並びに平成27年度以降に発生した大規模災害から得られた教訓により、小金井市における防災上の課題を整理する。

<小金井市における防災上の課題>

防災上の課題	
市全域の 災害リスク	○ 都の被害想定結果に基づく、公民による減災目標の共有と市民自助による対応（自宅等の耐震・耐火化、ブロック塀の改善、エレベーター早期復旧体制の整備等）の動機づけ
	○ 外国人住民数の増加への対応の必要性
	○ 高齢単身世帯をはじめとする高齢者のみの世帯の増加に対応した、災害時の避難行動要支援者に対する避難行動支援の体制づくり促進の必要性
	○ 人口増加に伴う災害時の避難人口増加に対応した、市民や事業者の自助・共助による対応促進の必要性
地域別の 災害リスク	○ 木造住宅密集地域等における敷地の細分化防止及び防火規制等の強化の必要性 防災都市づくり推進計画（都）に基づく「木造住宅密集地域」、「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」が存在しており、地域の特性に応じて防災性の維持・向上を図っていく必要がある。 また、武蔵小金井駅の北側で木造建物棟数が多い。木造建物は耐震性や耐火性が低いほか、道路が狭あいでも木造の建物の密集が進んでいる区域では、延焼の危険がある。耐震性の向上、防火規制による建築物の不燃化及び敷地の細分化防止等を推進する必要がある。
	○ 延焼拡大防止対策の必要性 武蔵小金井駅周辺の本町1～4丁目周辺で延焼が発生するおそれがある。これらの地域に重点的な防火対策・密集の解消のほかに、道路骨格軸の形成による延焼拡大防止を図ることが望ましい。
	○ 生産緑地等の農地保全対策等の必要性 農地を有し防災性の維持・向上を図るべき地域においては、農地を最大限保全・活用していくとともに、やむを得ず宅地化される場合に備えて、必要に応じて、地区計画の策定や防火規制の導入を促すことが望ましい。
	○ 災害に弱い地域における地域としての避難行動要支援者支援対策の必要性 65歳以上親族のみの世帯数が多い地域と災害危険度の高い地域とが重なるため、これらの地域にコミュニティの活用等、重点的に避難行動要支援者対策を行うことが望ましい。
	○ 市内中小河川沿いの水害及び地盤災害に関わる市民への周知の必要性 野川及び仙川に沿って存在する盛土・埋土地や急傾斜地によって地盤災害の

防災上の課題	
	危険が高く、また、仙川沿線には他地域に比べ想定浸水深が比較的高い地域がある。これらの災害については市民への周知を行うことが望ましい。
	○ マンションにおける共助の体制や災害時に自立生活が可能な対策の必要性 単身世帯の多い共同住宅においては、災害時の居住者の安否確認等の共助体制ができておらず、地域の防災会との連携が可能な共助の体制づくりが望ましい。 また、マンションでは発災後に一定の自立生活が可能な対策を進めることで、避難人口の抑制を図ることが望ましい。
	○ 駅周辺等における帰宅困難者対策の必要性 武蔵小金井駅周辺をはじめとする駅周辺では、災害時に昼間人口が帰宅困難となる可能性があり、帰宅困難者の一時待避場所の確保や駅周辺での混乱防止対策を行うことが望ましい。
最近の 災害教訓	■ 阪神・淡路大震災 ○ 発災直後の参集率の低さ想定した対応の必要性
	■ 平成 16 年新潟県中越地震 ○ エコノミークラス症候群防止策の周知の必要性 ○ 早期仮設住居建設の必要性
	■ 平成 17 年福岡県西北沖地震 ○ 窓ガラスの耐震性の向上に関わる啓発の必要性 (一定の建築物については、建築行政の中で対応済み。)
	■ 平成 17 年千葉県北西部地震 ○ エレベーター閉じ込め対応としてのエレベーター管理会社との連携の必要性 (1 ビル 1 台の原則の周知) ○ 鉄道停止に伴う帰宅困難者を含む外出者のための情報提供や水・食料等の提供の仕組みづくりの必要性
	■ 平成 19 年能登半島地震 ○ 高齢化社会の現状下での多くの高齢被災者発生に関わる問題点認識
	■ 平成 19 年新潟県中越沖地震 ○ 水の供給停止に伴うトイレ等の用水確保の必要性 ○ 多量の震災がれき対応場所の確保の必要性

防災上の課題	
	■平成 23 年東日本大震災（東北地方太平洋沖地震） ○ これまでの地震・津波の想定では今回の東日本大震災を想定することができなかったことから、従前の想定手法を見直す必要性 ○ 地域の特性を踏まえて、起こり得る複合災害を想定した対策検討の必要性 ○ 人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせ、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方の浸透を図る必要性 ○ 巨大災害において地方公共団体の行政機能が喪失する事態も想定した国や被災地内外の地方公共団体の役割の見直し検討の必要性 ○ 被災地を支える災害対応体制、広域的な相互応援体制等のあり方についての検討の必要性 ○ 災害発生時におけるライフラインや物流確保と調整のあり方検討の必要性 ○ 避難所の指定のあり方や避難所で必要な備蓄、円滑な避難所の開設や運営のあり方等、避難所のあり方についての検討の必要性 ○ 長期間や広域にわたる避難者が発生する場合を想定した対策検討の必要性 ○ 被災状況や地域特性を踏まえた応急仮設住宅のあり方についての検討の必要性 ○ 災害対応に関わる意思決定の場における男女共同参画の視点の必要性 ○ 要配慮者への情報提供、避難、避難生活等における対応の強化の必要性 ○ 災害発生時の医療・健康確保・心のケアのあり方についての検討の必要性 ○ 被災地における絆・コミュニティのあり方についての検討の必要性 ○ 物資調達・輸送に係る情報共有、物流事業者のノウハウ活用の重要性の認識 ○ 災害廃棄物の処理のあり方についての検討の必要性 ○ 企業や地方自治体における事業継続計画（BCP）の重要性の再確認 ○ 防災ボランティア等の活動に対する支援、及び連携体制の検討の必要性 ○ 避難警報等の発令のあり方についての検討の必要性 ○ 駅周辺等における混乱防止、及び帰宅困難者対策の見直し検討の必要性 ○ 防災教育・避難訓練等を組み合わせた対策の重要性の認識 ■平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害 ○ 関係各機関との間で連絡要員（リエゾン）を相互派遣し、相手先で情報収集を行うことの必要性 ○ 避難指示等発令の判断は、職員による現地確認、消防団・市民による位置情報付きの写真送信など ICT 技術（情報通信技術）を活用した全体的・俯瞰的な状況把握の必要性 ○ 河川氾濫のみならず地震時も含めた広域避難の相互支援体制構築の必要性 参考資料：「平成 27 年常総市鬼怒川水害対応に関する検証報告書—わがこととして災害に備えるために—（概要版）」（平成 28 年 6 月 13 日、常総市水害対策検証委員会）

防災上の課題	
	■平成 28 年熊本地震 ○ 受援計画の策定、総合的な応援機関との調整、庁内間の資源配置の適正化、応援を受ける各部署における応援機関との調整窓口となる受援担当者の位置づけの必要性 ○ 医療関係機関と事前協定締結や平常時から医療救護体制における指揮統制確立の必要性 ○ SNS を活用した情報の収集・共有の必要性、但し、デマの拡散等への対応は要検討 ○ 車中泊避難者や避難所外の人たちへの広報手段の充実、物資配布の必要性 ○ 感染症患者用の隔離スペースの確保（部屋・間仕切り等）の必要性 ○ 災害廃棄物一時仮置場の廃棄物配置等ルール of の事前策定、住民への災害廃棄物の分別の周知徹底の必要性 ○ 住まいの再建相談窓口を開設し、行政だけでなく民間機関による支援もワンストップで情報提供できるようにする等、被災者の立場に立った支援の必要性 参考資料：「平成 28 年熊本地震 益城町による対応の検証報告書」（平成 29 年 11 月、熊本県益城町）
	■平成 28 年台風第 10 号災害 ○ 避難情報の発令を要配慮者利用施設や在宅の要配慮者の避難行動につなげる必要性 ○ 住民は氾濫域における水害の危険性の詳細が分からず、避難の対象となる範囲が明確ではなかったことを踏まえ、平常時におけるリスク情報の周知の必要性 ○ 躊躇なく避難指示等を発令するための情報収集・伝達体制等の構築の必要性 参考資料：「平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」（平成 28 年 12 月、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会）
	■平成 30 年西日本豪雨災害 ○ 浸水では、犠牲者の多くが 70 代以上の高齢者であり、要配慮者避難の検討の必要性 ○ 犠牲者のほとんどが非流出家屋の屋内で遭難した可能性が指摘されており、避難指示等の確実な情報伝達、避難行動へつなげる工夫、避難が遅れた場合の 2 階等への垂直避難の周知等の必要性 ○ 土石流やがけ崩れ等による多数の死者が発生しており、避難指示等の発令のタイミングや確実な情報伝達、避難行動へつなげる工夫の検討の必要性 参考資料：「平成 30 年 7 月豪雨の概要」（平成 30 年 12 月、平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ）

防災上の課題	
	■令和元年房総半島台風（台風第 15 号）災害 ○ 長期停電が発生したことから、病院や官公庁舎など継続的な電力供給が必要な医療・福祉・上下水道施設・官公庁舎・避難所等の社会的な重要施設への非常用電源の整備の必要性 ○ 通信障害が発生したことから、県・市町村間の連絡など非常時の通信手段の確保の必要性 ○ 大規模な災害発生時における、地方自治体の首長や危機管理・防災責任者のリーダーシップ、迅速な体制の確立、災害対応に当たる技術職員やマネジメントする知見を有する職員の不足等への対応の必要性 参考資料：「令和元年房総半島台風（第 15 号）・東日本台風（第 19 号）への対応について」（第 25 回地方公共団体の危機管理に関する懇談会）
	■令和元年東日本台風（台風第 19 号）災害 ○ 洪水による死者のうち 7 割弱が浸水想定区域の範囲内で犠牲になっていることから、ハザードマップ等の災害リスクの認知・理解の必要性 ○ 防災担当職員の災害対応力の向上を支援することを目的とした研修や e ラーニング（インターネットを活用した学習方法）の充実等の必要性 ○ 避難先の一層の確保や適切な配置、誘導、運営主体等の検討、旅館やホテルを含む民間施設との協定の締結を促進する必要性 ○ 事業所の社員等が不要不急の外出を控えることができるよう、テレワーク、時差出勤、計画的休業等の措置について、関係団体等へ協力要請する必要性 ○ 災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者の洗い出しによる、防災関係部局と医療・保健・福祉部局等との情報共有の必要性 ○ 地域における避難の実効性を高める地区防災計画の促進の必要性 ○ 広域避難時の自主的な避難先等確保の推進の必要性 参考資料：「令和元年台風第 19 号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」（令和 2 年 3 月、令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ）
	■令和 2 年 7 月豪雨災害 ○ 新型コロナウイルス感染症が収束しない中であっても、災害の危険がある場所にいる者は、避難場所をはじめとする安全な場所に躊躇することなく避難することが原則になること ○ 台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になることが予想される場合や夜間・早朝に避難指示等を発令するような状況が予想される場合には、市町村は、住民が安全に避難できるよう早めに避難情報を発令することが、住民の命を守る観点から重要であること ○ 新型コロナウイルス感染症対策に対応した避難所開設・運営について、『避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する Q & A』や『新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン』等を参考にマニュアル等の見直しを行い、避難所開設・運営訓練を実施して、対応の

防災上の課題	
	検証・改善を図ること ○ 大規模災害時における、ホテル・旅館等の活用を含めた可能な限り多くの避難所の開設を検討しておくこと ○ 避難行動要支援者名簿や要支援者の避難に係る個別計画等の活用も含め、関係者、関係団体との連携により、避難所外避難者を把握し、そのニーズに対応した支援ができるよう、事前に想定して対応を検討しておくこと 参考資料：「令和２年７月豪雨を踏まえた今後の災害対応における取組みの実施について（周知）」令和２年８月、内閣府、府政防第１４６６号

第4章 被害軽減と市民生活再生に向けた目標（減災目標）

- 市では、平成21年の地域防災計画修正の際に、地震防災対策特別措置法に基づく「地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標」を、減災目標として定め、対策を推進してきた。しかしながら、東日本大震災の経験を踏まえると、災害対策を推進する目的は、災害による人的・物的被害を軽減することはもとより、市民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれることが明らかになった。そうした趣旨を明らかにするため、平成27年の修正では、「東京都地域防災計画 震災編（平成26年修正）」における「被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）」を踏まえて、減災目標の名称を「被害軽減と市民生活再生に向けた目標」へと改めたうえで、市の災害予防対策による減災効果を踏まえ、以下のとおり減災目標を定めた。
 - ・減災目標は地震災害を対象として設定する。
 - ・減災目標は今後10年以内に達成できるよう努める。ただし、より速やかな対応が必要な対策については、可能な限り早期に達成する。
 - ・市は、目標達成に向けて、都、防災関係機関、市民及び事業者等と協力して、災害対策を推進することで、着実な防災力の向上を図る。
- 都は、令和元年に震災編を修正した。ここでは、平成27年の減災目標を踏襲しつつ、近年全国各地で発生した大地震の教訓等の具体化をはじめとして、女性視点の防災対策の推進、増加する訪都外国人への対応、防災まちづくりやICT等新技術の進展など、震災対策を取り巻く最新の動向を踏まえた取組みを反映し、震災対策の実効性をより一層向上させることとしている。また、都は、令和4年5月に新たな被害想定を公表した。
- 本市においては、被害想定は都の新たな被害想定（令和4年）とし、減災目標は前回の減災目標を準用して、大地震等の大規模災害対策の実効性をより一層向上させるものとする。

第1節 「目標1 死者を6割以上減少させる」

- 1 建物の倒壊による死者を6割以上減少させる。
- 2 火災による死者を6割以上減少させる。
- 3 建物の全壊・焼失棟数を6割以上減少させる。

- 都の新たな被害想定（令和4年）において、多摩東部直下地震（M7.3、冬・夕方18時、風速8m/秒）のケースでは、小金井市でも49人の死者が出るという被害想定となっており、その内訳は「ゆれ建物被害」14人、「火災」31人、「ブロック塀等」2人となっている。死者のうち、6割以上の31人が要配慮者と想定されている。なお、「ブロック塀等」については、重傷者数が23人に及ぶと想定されている。
- 建築物については、多摩東部直下地震（M7.3）のケースで445棟の全壊棟数が生じ、多摩東部直下地震（M7.3、冬・夕方18時、風速8m/秒）のケースで1,565棟の焼失棟数が生じるという被害想定となっている。

- 建築物の耐震化や家具類の転倒防止対策、ブロック塀の改修・補強のより一層の推進等により、地震の揺れによる建築物やブロック塀等の倒壊による死者や建物被害を減少させる。
- 建築物の不燃化とともに、消防水利の拡充・消防力の向上を図り、自助・共助・公助による地域防災力の高度化により、火災・延焼による焼失棟数及び死者を減少させる。

＜目標を達成するための主な対策＞

(1) 建物の耐震化

- 木造住宅密集地域の耐震化促進
 - ・ 耐震診断・耐震改修等の助成事業
 - ・ 自主防災組織及び町会・自治会をとおした普及啓発、情報提供
- 災害対策拠点等の公共施設の耐震化対策の推進
- 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の誘導
- 緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化促進
- リフォーム、大規模改修に合わせた民間住宅の耐震化促進

(2) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

- 高齢者・障がい者世帯への家具転倒・落下・移動防止器具取付助成事業
- オフィス家具類等の転倒・落下・移動防止対策の推進
- 防災訓練時等における指導の強化

(3) ブロック塀等の安全化

- 生け垣化に対する助成事業
- ブロック塀等の撤去に対する助成事業

(4) 木造住宅密集地域等の安全化

ア 敷地の細分化防止・建築物の不燃化

- 地区計画の策定
- 敷地の最低限度の指定拡大
- 防火地域・準防火地域等の防火規制の促進・導入

(5) 防災ネットワークの形成

- 都市計画道路等の幹線道路や主要生活道路の整備
- 公園・緑地・農地などのオープンスペースの確保
- 災害時の防災拠点の機能向上と連携強化

(6) 消防力の充実・強化

- 消防団への入団促進
- 防火水槽の整備及び事業者等と連携した消防水利の確保
- 消防団への装備品等の充実
- 消防署との連携強化

(7) 市民や事業所の火災対応力の強化

ア 出火防止対策の推進

- 建物の耐震化
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進
- 火気使用設備・器具の安全化及び市民指導の強化

イ 初期消火体制の強化

- 地域における防災訓練の強化
 - ・ 市民向けの初歩的な基礎訓練から段階的に体験できるような訓練の実施
 - ・ 自主防災組織等に対する高度で実践的な訓練の推進
- 自主防災組織と事業所の自衛消防隊との連携強化
- 住宅用火災警報器の設置推進
- 地域設置消火器の設置促進

(8) 救出・救護体制の強化

ア 地域防災力の向上

- 町会、自治会に対する自主防災組織結成の働きかけ
- 防災訓練や救命講習等による市民の救出・救護能力の向上
- 地域と事業所の連携強化
- 自主防災組織と事業所の自衛消防隊、中学校以上の生徒・学生との連携強化
- 地区防災計画の策定

イ 救助・救急体制の整備

- 備蓄医薬品等及び燃料の確保
- 消防隊及び消防団用救助資器材の整備

(9) 避難行動要支援者の避難支援体制の強化

ア 避難行動要支援者の避難行動支援体制の強化

- 要配慮者の把握と避難行動要支援者名簿の作成
- 避難行動要支援者名簿の更新と情報提供・共有の仕組み整備
- 避難行動要支援者の支援体制・支援マニュアルの構築
- 避難行動支援個別計画等の策定
- 避難所における避難行動要支援者の支援の引継ぎ体制の整備
- 福祉避難所（二次避難所）の拡充

イ 避難行動要支援者への避難情報等の伝達体制の強化

- 避難情報（高齢者等避難、避難指示等）の発令等の判断基準の確立
- 多様な手段を活用した避難情報の伝達体制の強化

第2節 「目標2 避難者を6割以上減少させる」

1 自宅や事業所で生活を継続できる自助・共助の推進により、避難者を6割以上減少させる。

- 都の新たな被害想定（令和4年）において、小金井市で最も多い避難者が発生すると想定されている多摩東部直下地震（M7.3、冬・夕方18時、風速8m/秒）のケースでは、最大21,091人の避難者が発生するという被害想定となっている。また、「閉じ込めにつながり得るエレベーター」において、停止台数が23台に及ぶと想定されている。
- 建築物の耐震化や消防水利の拡充等により、建築物の倒壊・焼失による避難者を減少させるとともに、備蓄等の自助の促進やLCP（居住継続性能付き住宅）の普及促進、避難所以外への情報・食料・水の提供仕組みづくり等の「自宅で生活継続できる仕組みの推進」により避難者を減少させる。

<目標を達成するための主な対策>

（上記で掲げた対策に加え、次の対策を推進する。）

- 自宅で生活継続ができる自助の備えとして、3日分以上（できれば1週間分程度）の食料・水の備蓄等を強力に推進する。特に、各主体における防災訓練の実施や学校等における防災教育の実施により、防災意識の向上を図る。
- 情報・食料・水等を避難所以外にも提供できる仕組みづくりを検討し、避難所ではなく自宅で生活を継続する仕組みを推進する。
- 災害用トイレの設置を推進する。さらに、携帯用トイレの普及啓発を図る。
- 「東京都LCP住宅情報登録・閲覧制度」の普及等により、震災時においてもエレベーターや給水ポンプの運転に必要な最小限の電源を確保することで、市民がそれぞれの住宅内に留まり、生活の継続を可能とする性能を備えた住宅の普及を促進する。

第3節 「目標3 迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する」

- 1 市の危機管理体制と関係防災機関等との連携により、迅速かつ的確な災害対応が図れる体制を確立する。
- 2 災害対策拠点の機能強化を図り、発災後における災害対策において確実に機能が発揮できるようにする。

- 発災後に職員が的確に初動態勢を整え、小金井市災害対策本部を円滑に立ち上げ応急対策活動が確実に実施できるよう、市の危機管理体制と関係防災機関等との連携体制を確立する。
- 災害対策本部となる市庁舎機能をはじめ、発災後の災害対策拠点となる各種の公共施設の防災機能の強化を図り、発災後における災害対策において確実に機能が発揮できるようにする。

<目標を達成するための主な対策>

- 発災時に職員が的確に初動態勢を整え、応急対策活動を実施できるよう、各種マニュアルの整備とともに、実践的訓練を継続的に実施する。
- 避難指示の発令等が、的確かつ円滑に行えるよう、発令等の判断基準を確立し、避難情報の伝達体制を強化する。
- 発災時の各学校や保育園等における幼児・児童等の安全確保や緊急連絡体制、一時保護体制等、学校等における子どもの保護対策を強化する。
- 災害医療コーディネーターを中心とした災害時の総合的な医療救護体制の充実を図る。
- 円滑な避難所の開設・運営が行えるよう、学校、地域、市の連携体制を確立する。
- 災害対策本部となる市庁舎等の公共施設の防災機能の整備・充実を推進する。

第4節 「目標4 ライフラインを60日以内に95%以上回復する」

＜ライフラインの復旧目標＞

- ・ 電力：7日以内、通信：14日以内、ガス：60日以内、上水道：30日以内、下水道30日以内
- 1 ライフラインの復旧目標に基づき早期回復に努めるとともに、自宅での生活継続ができる自助・共助の推進等を進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

- 市民の暮らしを支えるライフラインについて、被災者の生活と都市の機能を早期に回復する観点から、市はライフラインの復旧目標を設定する。具体的には、被災から60日以内に全てのライフラインの機能を95%以上回復させることを目標とする。
- ライフライン被害等による避難所避難者を発災後7日以内に帰宅できるようにする。

＜目標を達成するための主な対策＞

- 各ライフライン事業者は、施設・設備の耐震化等を進めるとともに、被災後の復旧体制を整備し、首都直下地震等の発災時には、復旧目標や現実の被災状況等を踏まえて、早期の機能回復に努めるものとする。
- 水道管については、避難所等の重要施設への管路の耐震化を一層推進する。
- 下水道管については、避難所等に通じる下水道管及び駅周辺や復旧拠点となる施設等に拡大して耐震化を進める。

第5節 「目標5 帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する」

- 1 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者の安全を確保し、駅周辺の混乱を防止する。
- 2 保護者が帰宅困難となった場合の子どもの保護等の対策を推進する。

- 都の新たな被害想定（令和4年）では、多摩東部直下地震（M7.3、冬・夕方18時、風速8m/秒）のケースにおいて、小金井市内で19,806人の帰宅困難者が発生するという被害想定となっている。
- 東京都帰宅困難者対策条例の周知を図り、帰宅困難者について、企業による備蓄を推進し一斉帰宅を抑制するとともに、駅周辺等での一時滞在施設の確保等を進めることで、官民が協働して帰宅困難者の安全を確保する。
- 一斉帰宅を抑制する対策を推進することに伴い、乳幼児・児童等を引きとることができない保護者が増えることが予想されるため、保育園及び学校等における子どもの保護対策を推進する。

＜目標を達成するための主な対策＞

- 東京都帰宅困難者対策条例に基づき、市内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計

画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保等に取り組む。

- 行き場の無い帰宅困難者等を待機させるため、駅周辺等における一時滞在施設を確保し、駅周辺の混乱を防止する。
- 駅周辺において、周辺町会（自主防災組織）や事業者、及び鉄道事業者等による帰宅困難者対策協議会を設立し、役割分担と連携による対策を講じる。
- 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの周知を行う。
- 各学校・学童保育、保育園等において、乳幼児・児童等の保護マニュアルや緊急連絡体制の整備、備蓄の確保等を図る。

第5章 市、市民及び事業者の基本的責務

第1節 基本理念

- 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす市とが、それぞれの責務と役割を明らかにしたうえで、連携を図っていくことが欠かせない。
- 地震による災害から市民の生活の場である市域を守るとは、行政に課せられた責務である。
- 震災対策の推進に当たっては、市が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。そのうえで、広域的役割を担う都や国と一体となって、市民と連携し、市民や市域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、市域の様々な機能を維持しなければならない。

第2節 基本的責務

第1 市の責務

- 市は、災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 市は、被災時における避難並びに救出、救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。
- 市は、災害により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、小金井市災害復興本部を設置し、必要な対策を講じなければならない。

第2 市民の責務

- 市民は、災害による被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 市民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講じるよう努めなければならない。
 - 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - 2 家具類の転倒・落下・移動の防止
 - 3 出火の防止
 - 4 初期消火に必要な用具の準備
 - 5 飲料水及び食料の確保
 - 6 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - 7 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

- 市民は、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、被災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 市民は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、自発的な災害対策活動への参加、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組みにより、災害対策に寄与するよう努めなければならない。

第3 事業者の責務

- 事業者は、市その他の行政機関が実施する災害対策事業及び前項の市民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害の防止、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市機能の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認したうえで、従業員等を事業所内に待機させる等、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、あらかじめ、従業員の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して災害を防止するため、市及び都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画（以下「事業所防災計画」という。）を作成しなければならない。

第6章 市、都及び関係防災機関等の役割

第1節 市

名 称	事務又は業務の大綱
小金井市	1 小金井市防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 緊急輸送の確保に関すること。 5 避難指示等及び誘導に関すること。 6 消防及び水防に関すること。 7 要配慮者に関すること。 8 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 9 帰宅困難者の支援に関すること。 10 応急給水活動に関すること。 11 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 12 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 13 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承するための支援に関すること。 14 公共施設の応急復旧に関すること。 15 災害復興に関すること。 16 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 17 防災市民組織の育成に関すること。 18 事業所防災に関すること。 19 防災教育及び防火防災訓練に関すること。 20 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。
消防団	1 水火災及びその他災害の予防、警戒、防御に関すること。 2 災害時の情報収集に関すること。 3 地域住民への火災予防、初期消火、応急救護活動等の普及・啓発に関すること。 4 消火活動、救出・救護活動に関すること。 5 その他消防に関すること。

第2節 都

名 称	事務又は業務の大綱
東京都	1 東京都防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。 7 緊急輸送の確保に関すること。 8 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 9 人命の救助及び救急に関すること。 10 消防及び水防に関すること。 11 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 12 外出者の支援に関すること。 13 応急給水に関すること。 14 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 17 公共施設の応急復旧に関すること。 18 災害復興に関すること。 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 21 事業所防災に関すること。 22 防災教育及び防災訓練に関すること。 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。 24 自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備に関すること。
警視庁 第八方面本部 小金井警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 公共の安全と秩序の維持に関すること。 7 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。
東京消防庁 第八消防方面本部 小金井消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

名 称	事務又は業務の大綱
都税事務所	1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。 2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
都建設局 (北多摩南部建設事務所)	1 道路、橋りょう及び河川の保全に関すること。 2 道路、河川等の災害予防、災害応急対応及び災害復旧に関すること。 3 水防に関すること。 4 道路、河川等における障害物の除去に関すること。
多摩府中保健所	1 地域保健医療全般の情報センターに関すること。 2 防疫その他の保健衛生に関すること。
西部公園緑地事務所	1 公園、施設の保全、復旧及び震災時の利用に関すること。
水道局 多摩水道改革推進本部	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
下水道局 流域下水道本部	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ、処理に関すること。 3 し尿の受入れに関すること。

第3節 自衛隊

名 称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 練馬駐屯地 第1師団 第1 後方支援連隊	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 2 災害派遣の実施に関すること。

第4節 指定地方行政機関

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものである。

名 称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること。

名 称	事務又は業務の大綱
	4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災、復旧状況等の情報提供に関すること。
関東財務局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること並びに行政財産の総合調整に関すること。
関東地方整備局	1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2 通信施設等の整備に関すること。 3 公共施設等の整備に関すること。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。 6 豪雪害の予防に関すること。 7 油保管管理施設の調査及び指導に関すること。 8 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。 9 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 10 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 11 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 12 災害時における復旧資材の確保に関すること。 13 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。 （別冊 協定 通信・情報関係 1 災害時の情報交換に関する協定）
関東農政局	1 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2 応急用食料・物資の支援に関すること。 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 4 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 10 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。 3 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること。

名 称	事務又は業務の大綱
	4 放射性物質（2011 年 3 月 11 日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る。）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること。
東京管区気象台 気象庁予報部	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。 3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。 4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）に係る緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に関すること。 5 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。 7 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。

第 5 節 指定公共機関

指定公共機関とは、独立行政法人、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第 6 条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

名 称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 小金井郵便局 日本郵便株式会社 小金井市各郵便局	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除
東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本)	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。

名 称	事務又は業務の大綱
株式会社 NTT ドコモ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
KDDI 株式会社	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と通信設備等の早期復旧に関すること。
日本赤十字社 東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液の確保、供給に関すること。 6 義援金の受付け・配分及び募金に関すること（原則として義援物資については受け付けない。）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること。 8 災害救援品の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 10 外国人安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社（JR 東日本） 武蔵小金井駅 東小金井駅	1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 4 計画運休に関すること。
東京ガスグループ	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
東京電力パワー グリッド株式会社 武蔵野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。

第6節 指定地方公共機関

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関である。

名 称	事務又は業務の大綱
西武鉄道株式会社 新小金井駅	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。 4 計画運休に関すること。
一般社団法人東京都 トラック協会多摩支部 東京都庁輸送事務 協同組合	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
公益社団法人 東京都医師会	1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。
東京都歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。
公益社団法人 東京都薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関すること。
一般社団法人 東京バス協会	1 バスによる輸送の確保に関すること。
一般社団法人 東京ハイヤー・タクシー 協会	1 タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること。 2 発災時の災害情報の収集・伝達に関すること。
一般社団法人 日本エレベーター協会 関東支部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関すること。 2 エレベーターの早期復旧に関すること。

第7節 協力機関等

災害時に公共的活動をするすべての団体や市が災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している機関又は団体である。（第1節～第7節までに掲げた機関又は団体を除く。）

名 称	防災上の役割の大綱等
小金井市医師会	1 医療及び助産活動に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
小金井歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。
小金井市薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
小金井市整復師会	1 災害時における応急救護活動に関すること。
小金井市獣医師会	1 災害時における動物救護活動に関すること。
小金井市赤十字奉仕団	1 被災者の救援、炊き出し、義援物資の配分等の協力に関すること。
小金井市社会福祉協議会	1 災害時のボランティアの受入れに関すること。
小金井市商工会	1 災害時における物資、資材の調達の協力に関すること。 2 商店街の復旧対策指導に関すること。 3 工場施設等の復旧対策指導に関すること。 4 小金井市商工会館の一部を一時待機施設として利用することへの協力に関すること。
J-COM (株式会社ジェイコム東京)	1 緊急放送に関すること。 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 3 放送施設の保全に関すること。
東京都石油商業組合 (多摩東支部)	1 石油等の供給に関すること。
三信石油株式会社 総合エネルギー株式会社	1 燃料等の供給協力に関すること。
東京都LPガス協会 (北多摩南部支部)	1 LPガス等の供給に関すること。
東日本三菱自動車販売 株式会社及び 三菱自動車工業株式会社	1 災害時における電動車両等の支援に関すること。
小金井建設協会	1 災害対策資機材の供給協力に関すること。
三多摩管工事協同組合	1 災害復旧対策の応援協力に関すること。
東京都指定給水装置 工事事業者 小金井市排水設備 指定工事店	1 災害時における上・下水道の復旧活動の協力に関すること。

名 称	防災上の役割の大綱等
東京むさし農業協同組合	1 食料等の供給協力に関すること。 2 農地を地区災害時待避所とすることについての協力に関すること。 3 農産物の供給協力に関すること。
東京建築士会 多摩ブロック南部支部	1 被災建築物応急危険度判定の協力に関すること。 2 被災宅地の応急危険度判定の協力に関すること。 3 家屋・住家被害状況調査の協力に関すること。
東京都建築士事務所協会 南部支部	1 被災建築物応急危険度判定の協力に関すること。
自主防災組織 町会・自治会	1 地域住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関すること。 2 出火防止及び初期消火に関すること。 3 避難者の誘導及び救助・救出の協力に関すること。 4 被災者に対する炊き出し、救護物資の配分及び避難所内の生活支援等の協力に関すること。 5 被災状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること。
小金井市防犯協会 小金井市交通安全協会	1 被災地域の秩序維持の協力に関すること。
小中学校校長会 ・副校長会 小中学校 PTA 連絡協議会	1 防災啓発活動に関すること。 2 避難所及び一時避難場所との応援協力に関すること。 3 防災活動拠点に関すること。
体育、文化社会教育等 関係団体	1 応急対策及び復旧活動の協力に関すること。
小金井市民生委員 児童委員協議会	1 地域の実情の把握や情報の収集・提供に関すること。 2 要配慮者に対する救援活動の協力に関すること。
福祉関係団体	1 要配慮者に対する救援活動の協力に関すること。
社団法人東京都自動車 整備振興会武蔵野支部	1 災害発生時の救出救助業務、障害物除去・収容業務等の協力に関すること。
小金井市スカウト協議会	1 初動体制の確保と被災市民の救護・復興に関すること。
東京都行政書士会 多摩中央支部	1 罹災証明書発行等の行政手続の協力に関すること。
東京都理容生活衛生 同業組合小金井支部	1 理容活動への協力に関すること。
有限会社調布清掃	1 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関すること。 2 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関すること。
志賀興業株式会社	
株式会社加藤商事	

名 称	防災上の役割の大綱等
医療法人社団大日会 小金井太陽病院	1 医療救護活動拠点の指定 2 災害時における拠点病院の指定 3 施設の一部を災害時における緊急医療救護所として利用することへの協力に関すること。
社会福祉法人 聖ヨハネ会 総合病院桜町病院	1 災害時における拠点病院の指定 2 施設の一部を災害時における緊急医療救護所として利用することへの協力に関すること。
一般社団法人 巨樹の会小金井 リハビリテーション病院	1 施設の一部を災害時における緊急医療救護所として利用することへの協力に関すること。
日本歯科大学 口腔リハビリテーション 多摩クリニック	1 施設の一部を災害時における緊急医療救護所として利用することへの協力に関すること。
東邦薬品株式会社	1 医薬品等の調達協力に関すること。
アルフレッサ株式会社	
株式会社スズケン	
株式会社メディセオ	
酒井薬品株式会社	
東京多摩青果株式会社	1 青果物の提供及び避難場所としての敷地利用への協力に関すること。
株式会社ダイエー	1 物資供給の協力に関すること。
NPO 法人 コメリ災害対策センター	1 物資供給の協力に関すること。
株式会社イトーヨーカ堂	1 物資供給の協力に関すること。
NPO 法人 ボランティア・アーキテ クツ・ネットワーク	1 簡易間仕切りシステム、段ボールベッド等の供給協力に関すること。
セッツカートン株式会社	1 段ボール製簡易ベッド等の供給協力に関すること。
小金井市 アマチュア無線クラブ	1 情報収集体制の早期確立に関すること。
ヤフー株式会社	1 情報提供の協力に関すること。
株式会社ゼンリン 東京第一支社	1 地図製品等の供給に関すること。
NPO 法人 クライシス マップス・ジャパン	1 ドローンによる支援活動の連携・協力に関すること。
株式会社フライト	1 ドローンを活用した被災状況の調査等の協力に関すること。
GEN HOSTEL 株式会社	1 災害時における応援職員等の宿泊の協力に関すること。

名 称	防災上の役割の大綱等
TAC・FC 東京 ・TGTS 共同事業体	1 小金井市総合体育館の救援物資集積所等、及び小金井市栗山公園健康運動センターの災害ボランティアセンター等の指定に関する事。
こがねいしてい 共同事業体	1 小金井市民交流センターを一時待機施設として利用することへの協力に関する事。
独立行政法人 情報通信研究機構	1 施設の一部を一時待機施設として利用することの協力に関する事。
武蔵小金井シティクロス 管理組合	1 施設の一部を一時待機施設として利用することの協力に関する事。
学校法人 ルーテル学院大学	1 ルーテル学院大学の福祉避難所の指定に関する事。
社会福祉法人 聖ヨハネ会	1 小金井市立本町高齢者在宅サービスセンターの福祉避難所の指定に関する事。 2 小金井聖ヨハネ支援センターの福祉避難所の指定に関する事。 3 桜町聖ヨハネホームの福祉避難所の指定に関する事。 4 桜町高齢者在宅サービスセンターの福祉避難所の指定に関する事。
社会福祉法人 まりも会	1 小金井市障害者福祉センターの福祉避難所の指定に関する事。
東京都立 小金井特別支援学校	1 東京都立小金井特別支援学校の福祉避難所の指定に関する事。
社会福祉法人 雲柱社	1 小金井生活実習所の福祉避難所の指定に関する事。
社会福祉法人 東京聖労院	1 特別養護老人ホームつきみの園の福祉避難所の指定に関する事。
一般財団法人 天誠会	1 介護老人保健施設小金井あんず苑の福祉避難所の指定に関する事。
特定非営利活動法人 エヌピーオー萼	1 福祉 NPO うてなの福祉避難所の指定に関する事。
特定非営利活動法人 木馬の会	1 小金井おもちゃライブラリーの福祉避難所の指定に関する事。
医療法人財団 美生会	1 介護老人保健施設秋桜の福祉避難所の指定に関する事。
有限会社のがわ	1 高齢者複合施設のがわの福祉避難所の指定に関する事。
社会福祉法人 七日会	1 特別養護老人ホームぬく井の杜の福祉避難所の指定に関する事。

(※) 別冊 協定 その他 1 災害時における救出救助業務等の協力に関する協定書

【初動期における各部(課)の重点災害応急対策】

●:担当部署 ○:関連部署

具体的な初動期の重点応急対策		時 間 (h)	企画財政部		総務部		市民部			環境部		福祉保健部		子ども 家庭部		都市整備部			学校教育部		生涯学習部		協力部			消防団																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			企画 財政 庶務班	広報 秘書班	情報 システム 班	総務 庶務班	職 員 配 備 班	電 算 ・ 物 資 管 理 班	市 民 庶 務 班	コ ミ ュ ニ ティ 班	経 済 課	保 険 班	税 務 庶 務 班	税 務 ・ 調 査 班	環 境 庶 務 班	清 掃 班	下 水 道 班	福 祉 保 健 庶 務 班	障 が い 福 祉 班	保 健 医 療 班	子 ど も 家 庭 庶 務 班	応 急 保 育 対 策 班	児 童 保 護 班	都 市 整 備 庶 務 班	市 街 地 調 査 班		道 路 復 旧 班	建 物 調 査 班	交 通 対 策 班	復 興 支 援 班	学 校 教 育 庶 務 班	学 校 避 難 所 運 営 班	応 急 教 育 対 策 班	生 涯 学 習 庶 務 班	社 会 教 育 施 設 管 理 班	議 会 班	出 納 班																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			企画 政策課	広報 秘書課	情報 システム課	総務 課	地 域 安 全 課	職 員 課	管 財 課	市 民 課	コ ミ ュ ニ ティ 文 化 課	経 済 課、 農 業 委 員 会 事 務 局	保 険 年 金 課	市 民 税 課	資 産 税 課	納 税 課	環 境 政 策 課	ご み 対 策 課	下 水 道 課	地 域 福 祉 課	自 立 生 活 支 援 課	介 護 福 祉 課	健 康 課	子 育 て 支 援 課	保 育 課		児 童 青 少 年 課	都 市 計 画 課	ま ち づ く り 推 進 課	道 路 管 理 課	建 築 管 理 課	交 通 対 策 課	区 画 整 理 課	学 務 課	指 導 室	生 涯 学 習 課	公 民 館	図 書 館	議 会 事 務 局	選 学 ・ 監 査 事 務 局	会 計 課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
市本部	本部の設置・運営	発災-72 h	●				●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

【初動期における各部(課)の重点災害応急対策】

●:担当部署 ○:関連部署

具体的な初動期の重点応急対策		時 間 (h)	企画財政部			総務部			市民部			環境部		福祉保健部			子ども 家庭部		都市整備部			学校教育部		生涯学習部		協力部			消 防 団
			企画 財政 庶務 班	財政 班	情報 シス テム 班	総務 庶務 班	統括 調整 班	職員 配 備 班	管財・物 資 管 理 班	市民 庶務 班	コ ミ ュ ニ ティ イ ン イ																		

震災編 第2部 施策ごとの具体的計画
(予防対策・応急対策・復旧対策)

第1章 市民と地域の防災力の向上

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 自助による市民の防災力向上

市では、防災マップの作成・配布をはじめ、市報等様々な媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。

また、自助の備えとしての各家庭における家具類の固定等の転倒・落下防止策の啓発、市民の防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による市民の防災力向上を図っている。

- 防災マップを全世帯（約 62,000 世帯）に配布（令和 2 年 8 月）、避難情報の見直し等を更新し、10,000 部増刷（令和 4 年 3 月）
- 市内年間救命講習受講者（小金井消防署）281 人（令和 3 年中）

（別冊 資料 2-1-1 小金井市防災マップ）

2 地域による共助の推進

市内の自主防災組織は、令和 4 年 4 月現在で 29 組織であり、そのうち、5 組織が、地域において意欲的な防災活動を継続している「東京防災隣組」として認定（平成 25 年に 1 組織、平成 26 年に 2 組織、平成 27 年に 1 団体、平成 29 年に 1 団体、計 5 組織）されている。

市は、自主防災組織に対して、補助金の交付、初期消火・救出救護資器材等の備品の貸与、防災訓練での非常食の配布等の支援を行っている。

また、関係防災機関を含めた総合防災訓練を毎年実施している。

避難行動要支援者対策として、民生委員・児童委員、小金井警察署、小金井消防署との名簿の共有実施、民生委員・児童委員の個別訪問による避難行動要支援者登録を進めるとともに、町会・自主防災組織の協力を得て、7 地区と協定を締結し、2 地区において避難行動要支援者の個別支援プラン（個別避難計画）を作成した。さらに、総合防災訓練において安否確認、避難訓練を実施している。

- 自主防災組織の結成状況 29 組織（令和 4 年 4 月現在）
- 東京防災隣組の認定 5 団体（令和 4 年 4 月現在）
- 7 地区と協定を締結（令和 4 年 4 月現在）、避難行動要支援者の個別支援プラン（個別避難計画）の作成を推進中

（別冊 資料 2-1-2 小金井市自主防災組織運営協議会）

3 事業者による自助・共助の強化

発災時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民だけでなく事業者も協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、総合防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業者等の連携を図る取組みを推進し、地域における防災力向上を図っている。

- 東京消防庁及び事業所等の応急手当普及員との協働による応急手当講習の実施

4 ボランティア活動への支援

発災時に同時多発が予想される各種災害への対応は、公的機関のみでは困難であり、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営等、多岐にわたるボランティア活動が期待されることから、総合防災訓練の実施に合わせ、災害ボランティアセンターの設置訓練を実施する等、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりを推進している。

また、小金井市社会福祉協議会は、災害時の様々な状況を想定しながら、市と検討を重ね、平成 30 年 12 月に「小金井市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成した。

- 市把握のボランティア登録者数
 - ・ 被災建築物応急危険度判定員 112 人（令和 4 年 1 月現在）
 - ・ 被災宅地危険度判定士 31 人（令和 4 年 4 月現在）
 - ・ 災害時支援ボランティア（小金井消防署） 55 人（令和 4 年 4 月現在）

5 消防団の活動体制の充実

小金井市の消防団は、消防団本部及び 5 個分団で団員数は 65 人（令和 4 年 4 月現在）である。

これらの消防団員は、災害時、常備消防力を補完し消防活動に従事するとともに応急救護・避難誘導等を行い、また、平常時は、地域の火災予防活動や住民に対して初期消火、応急救護等の技術的指導を実施する等地域防災の中核を担っている。

市は、東京消防庁と連携し、消防訓練所での教育訓練等消防団の活動支援を行っている。

また、消防団震災対応マニュアルを作成したほか、震災時における消防団の活動支援を目的として消防団 0B による消防災害支援隊を結成し、活動体制の充実化を図っている。

- 消防団員数定員 83 人に対し、65 人（78%）（令和 4 年 4 月現在）

第 2 課題

<被害想定（多摩東部直下地震）>

項目	想定される被害
焼失棟数（倒壊建物を含む）	最大 1,565 棟
死者（屋内収容物）	最大 3 人
負傷者（屋内収容物）[うち、重傷者]	最大 72 人 [16 人]
要配慮者（死者数）	最大 31 人

（資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 令和 4 年 5 月 25 日）

1 自助による市民の防災力

市民の防災意識の高まりを実際の行動に移すように、引き続き、市民一人ひとりが自助の備えを行うとともに、備えに対する広報・啓発が必要である。

また、発災時に市民一人ひとりが適切な行動をとれるような対応力の強化が必要である。

さらに、過去の災害から、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、避難所での着替えや授乳の問題など、女性の自助に配慮した対策が必要である。

2 地域における共助

自主防災組織の結成を推進し、地域の共助体制を強化していく必要がある。

また、避難行動要支援者に対して、日頃から安否確認等を含む避難支援体制を地域で構築していく必要がある。

さらに、避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮されるよう、女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。

3 事業者による自助・共助の取組み

発災時には、事業者も地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えること等の役割が求められていることから、事業者による自助・共助の取組みを推進し、地域と連携した防災活動体制を整備する必要がある。

また、市内には多くの大学があることから、災害時における大学と地域との連携を進める必要がある。

4 ボランティア活動の活動体制

災害時にボランティアが円滑に活動することができるよう、支援体制を整備する必要がある。特に、一般ボランティアを市内のニーズに併せて適正に配分する仕組の整備が必要である。

5 消防団の活動体制

都の新たな被害想定（令和4年）では、焼失棟数が最大1,565棟に上る等、火災により大きな被害が発生すると想定されており、初期消火等の消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要があることから、消防団の装備を充実していくとともに、定員充足など活動体制を整えることが必要である。

第3 対策の方向性

1 自助による市民の防災力向上

市民一人ひとりが自助の意識を高め、実践につながるよう、最低 3 日分の備蓄（できれば 1 週間分程度）、耐震化による家屋の安全対策、家具の転倒・落下防止対策の推進、防災訓練への参加等を進めていく。

また、そのために必要な防災意識の啓発や総合的な防災教育の推進を図るとともに、障がい者や外国人への情報提供や防災知識の普及等も推進する。

2 地域による共助の推進

自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織への支援内容を充実強化する。

また、避難行動要支援者に対する支援は、地域の共助の力が重要となることから、市は、自主防災組織や町会・自治会、民生・児童委員等の関係機関・団体と連携し、安否確認等、避難支援体制の構築を推進する。

3 事業者による自助・共助の強化

平成 25 年 4 月に施行された東京都帰宅困難者対策条例に基づき、一斉帰宅の抑制や全従業員 3 日分の備蓄等、事業者としての自助に加え、10%程度の余剰備蓄や事業所建物の一部を一時滞在施設として開放する等の事業者としての共助を推進するため、事業所防災計画の作成促進、総合防災訓練や地域防災訓練等への参加等地域との防災活動の連携により、事業者と地域の防災力向上を促進していく。

また、災害時における地域と大学の連携を促進していく。

4 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

発災時に市内の被害や避難者・被災者のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、都、社会福祉協議会、市民活動団体等との連携を強化するとともに、災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動体制の強化を推進する。

5 消防団の活動体制の充実

災害発生に備え、初期消火や救出・救助活動などの活動を的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や消防団への資器材等の装備品の充実を推進し、対応能力の向上に努める。

第4 到達目標

1 全市民が自助の備えを講じている

防災マップなど各種媒体を活用し、市民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組みを進めるとともに、様々な防災訓練の実施や学校等における幼少期からの体系的な防災教育の実施により、市民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、市民

が防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。

特に 3 日分の水と食料の備蓄をしている市民、携帯トイレを備蓄している市民、家族との災害時連絡手段を決めている市民の割合を増やす。

また、被災時に外国人が言語等で不都合を感じないように、効果的な情報提供を推進する。

2 自主防災組織の活動活性化及び避難行動要支援者への避難支援体制の構築

地域の共助の中核となる自主防災組織の結成数を向上させ、空白地域の解消に努めるとともに、活動への支援の拡充を図り、地域の防災力向上を目指す。

さらに、女性の防災人材を育成することにより、発災時の避難行動や避難所運営に多様な視点が反映されるよう努める。

また、避難行動要支援者の個別支援プラン（個別避難計画）に基づき、避難支援体制を構築し、地域の防災力を向上させる。

3 地域との連携を含む事業所防災体制の強化

事業者は食料等の備蓄や自衛消防活動の充実・強化等、自助を進めるとともに、地域に対し施設等の提供や物資提供等、地域への共助体制を推進する。

また、小金井消防署による事業所防災計画の作成促進を通じ、防災に関する意識の向上を図る等、実効性の高い地震対策を推進する。

4 円滑なボランティア活動の推進

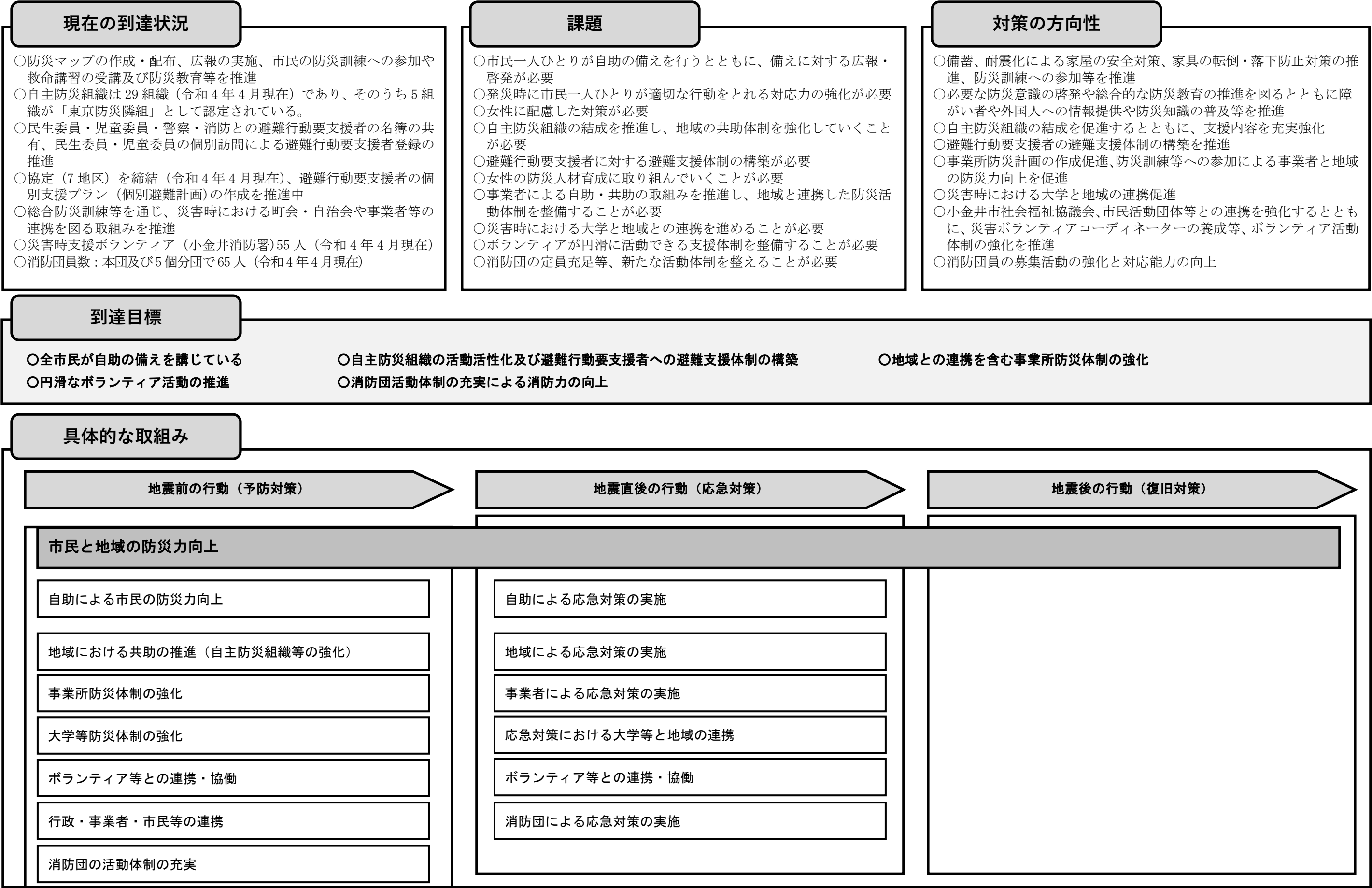
都と連携・協力し、災害時のボランティア活動支援を想定した訓練の実施等を通じ、社会福祉協議会、市民活動団体等とのネットワークを構築する。

また、ボランティア活動を統率するリーダーが必要であることから、関係機関と連携するとともに、災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成を図り、発災時における円滑なボランティア活動の支援を推進する。

5 消防団活動体制の充実による消防力の向上

消防団の定員充足率の向上等による体制の充実、震災対策用資機材等、装備品の充実により、活動体制の強化を図る。

第1章 市民と地域の防災力の向上



予防対策

対策項目	担当部課
第1節 自助による市民の防災力の向上	総務部地域安全課、市民部コミュニティ文化課
第2節 地域における共助の推進(自主防災組織等の強化)	総務部地域安全課
第3節 事業所防災体制の強化	総務部地域安全課、市民部経済課
第4節 大学等防災体制の強化	総務部地域安全課
第5節 ボランティア等との連携・協働	総務部地域安全課、福祉保健部地域福祉課、生涯学習部生涯学習課
第6節 行政・事業者・市民等の連携	総務部地域安全課
第7節 消防団の活動体制の充実	総務部地域安全課

第1節 自助による市民の防災力の向上

(市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関、市民等)

第1 市民等の役割

○ 市民等は、「自らの生命は自らが守る」ために、次の必要な防災対策を推進する。

- 1 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 日頃からの出火の防止
- 3 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 4 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- 5 ブロック塀の点検補修等、家の外部の安全対策
- 6 水(1日1人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオ等、非常持出用品や簡易トイレの準備
- 7 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 8 買い物や片付けなど、日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- 9 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- 10 在宅避難に向けた食品や生活・衛生用品を備える、日常備蓄の実施(最低3日間分、推奨1週間分)
- 11 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 12 市・都及び自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 13 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 14 避難行動要支援者がいる家庭における、「避難行動要支援者名簿」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意及び円滑かつ迅速な避難への備え
- 15 地域設置消火器等及び救助資器材の点検、設置場所等の確認
- 16 災害発生時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検

- 17 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災等への寄与
 18 住宅用燃料電池コージェネレーションシステムや蓄電池システム等の準備

第2 防災意識の啓発

1 防災広報の充実

(1) 市が行う広報内容

- 市は、市民及び事業者の防災意識の高揚を図るため、市民及び事業者を対象とした防災マップや防災パンフレットの作成・配布、市報・ホームページでの広報、講習会の実施など、市報、災害対策や災害に関する知識に普及に努める。

(2) 都が行う広報内容

機関名	内 容
都総務局	○ 防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」等、普及啓発冊子の作成・配布、活用促進 ○ 「東京都防災アプリ」の開発・ダウンロード促進 ○ 防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページや SNS 等による分かりやすい防災情報の発信 ○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○ 防災への取組みが十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施 ○ 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施
都生活文化局	○ 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供 ○ 「震災対応マニュアル改訂支援のための手引き」等により、私立学校における震災マニュアルの点検・整備を支援
都都市整備局	○ 耐震改修工法・装置の紹介等、耐震化に関するパンフレットを作成し、ホームページや展示会等で情報提供 ○ 防災まちづくりや建物の不燃化に対する気運を醸成するため、「防災意識の向上」や「建替えのポイント」等をテーマとした専門家等による不燃化セミナーや個別相談等を区と共同して開催
都福祉保健局	○ 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）の実施 ○ 都内の全病院、社会福祉施設等に対し、「防災週間」に併せ、訓練指針等について周知 ○ 避難行動要支援者に係る名簿の整備、支援者や避難先等、避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別計画の策定、要配慮者支援の全体的な考え方を示す全体計画など、区市町村の取組みに対する支援の実施 ○ 区市町村職員を対象とした災害時における要配慮者対策研修の実施

機関名	内 容
	○ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
都水道局	○ 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
都教育庁	○ 学校における震災への事前の備え、災害発生時の対応、教育活動の再開への対応を周知
警視庁 小金井警察署	○ 予防として市民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ、災害対策課 Twitter 等への掲載 ○ 大震災発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの充実、教養訓練の実施
東京消防庁 小金井消防署	○ 「地震に対する 10 の備え」や「地震 その時 10 のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る『7 つの問いかけ』」を活用した意識啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した市民の防災意識の普及啓発

(3) 各機関が行う広報内容

機関名	内 容
東京管区气象台 (気象庁)	○ 防災に関するパンフレット、映像教材等の広報資料の作成・配布 ○ 関係機関と連携した講演会の開催、講師の派遣等による防災知識の普及・啓発、防災気象情報の利活用の促進 ○ お天気フェア等の開催 ○ 報道発表、気象の知識、安全教育支援資料等のホームページへの掲載及び利活用の促進 ○ 都教育庁と連携した安全教育の支援

機関名	内 容
日本赤十字社 東京都支部	○ 都民、学校等を対象に、救急法等の講習会及び防災・減災に関するセミナーの実施 ○ 災害救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーの開催 ○ 各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオの活用 ○ 防災情報・救護活動状況等のホームページ等への掲載
東京ガス グループ	○ マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布、及びホームページへの掲載 ○ 東京ガスグループの防災と安全への取組みや利用者の安全・防災対策の紹介
東京電力 グループ	○ 災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止等についてホームページ等へ記載 ○ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載
東日本電信電話 株式会社 (NTT 東日本)	○ 防災展及び地域防災訓練等で災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布、利用方法等の紹介を行い、市民へ電話の混雑防止対策及び安否確認ツールの普及・啓発
株式会社 NTT ドコモ	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスの利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布
KDDI 株式会社	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進、災害に対する取組みや、災害用伝言板サービスの紹介
ソフトバンク 株式会社	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、衛星携帯電話の説明と利用体験機会の提供、災害対策関連機器・サービスの紹介

2 防災教育の充実

(1) 市が行う防災教育の充実

ア 市民等に対する防災教育の充実

- 幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養する。
- 防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。
- 職員緊急行動マニュアル、避難所開設マニュアル、避難所運営開設ゲーム（HUG）を活用した市民参加型の避難所開設運営訓練を実施していく。
- 市民、自主防災組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増

加を図っていく。

- VR 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進を図っていく。
- 地域や事業所、学校等において、災害状況を具体的にイメージできる（防災イマジネーション）能力を高めるとともに、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等に必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に努める。

イ 市職員に対する防災教育の充実

- 災害状況を具体的にイメージできる（防災イマジネーション）能力を高めるとともに、震災等の災害時における適切な判断力を養い、災害対策活動の円滑な実施を期するため、災害時の「職員行動マニュアル」を作成し、災害発生シナリオを用いた災害図上訓練、上級救命講習受講、防火防災訓練等、様々な機会を通じて職員の防災教育を推進する。

(2) 都が行う防災教育の充実

機関名	内容
都総務局	○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催（再掲） ○ 区市町村の防災担当職員を対象に、地域特性を踏まえた研修会の実施（東京都震災対策条例第 33 条（防災教育）） ○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施（東京都震災対策条例第 37 条（防災リーダーの育成）） ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成
都生活文化局	○ 各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 ○ 災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施
都教育庁	○ 「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育の推進 ○ 東京消防庁等と連携した都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）及び全都立特別支援学校における一泊二日の宿泊防災訓練の実施 ○ 現地高校生との交流活動や被災地の視察など実践的な防災教育を行う、都立高校生等を対象とした合同防災キャンプの実施 ○ 安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習会」の開催等による教員の資質向上 ○ 東京消防庁と連携した防災教育の推進
警視庁 小金井警察署	○ テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小中・高校を対象とした防災教育の推進
東京消防庁 小金井消防署	○ 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施 ○ 都民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進

機関名	内容
	○ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用したまちかど防災訓練や発災対応型訓練等、実践的な訓練や都民防災教育センターにおける VR（災害疑似体験）コーナー等を活用した訓練の実施 ○ 防災市民組織等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 ○ 出火防止等に関する教育・訓練の実施 ○ VR 防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練の推進 ○ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 ○ 都民等に対し、AED の使用方法を含めた救命講習の実施、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 ○ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 ○ 都立高校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施 ○ 都教育庁が指定する安全教育推進校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 ○ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 ○ 消防団と連携した防災教育・防火防災訓練の実施

第3 防災訓練の充実

1 総合防災訓練等

(1) 総合防災訓練

- 震度 6 弱以上の大地震を想定し、市、関係防災機関及び地域住民が一体となって実効性のある総合的、有機的な訓練を実施する。
- 訓練では、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図る。また、要配慮者とその家族の参加を促進・支援する。

ア 参加機関

- 市、都、消防、警察、消防団、自衛隊、関係防災機関、地域住民及び事業者等

イ 訓練項目

- 非常参集訓練、情報連絡訓練、本部運営訓練、現地実動訓練、医療救護活動訓練、避難所運営訓練等

ウ 実施時期等

- 防災の日、防災週間（8月30日～9月5日）中及びその他の日に実施する。

(2) 図上訓練

- 関係防災機関の協力のもとに図上訓練を実施し、訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応の習熟を図る。

(3) 避難所運営訓練

- 避難所開設運営ゲーム（HUG）や避難所開設キットを活用した訓練を実施する。

(4) 都総合防災訓練への参加

- 震災等の災害は都の全地域において発生する場合も考えられることから、全都一斉に、各機関のすべてが参加して同時に実施する必要がある。このため、防災の日に都が実施する総合防災訓練に市、関係防災機関及び地域住民が参加し、広域防災体制の強化を図る。

2 事業所防災訓練の指導

- 事業所の自衛消防隊が、震災時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画又は事業所防災計画に基づく各種自衛消防訓練を推進する。

3 その他の防災機関の訓練**(1) 消防関係訓練**

- 震災時の各種災害に対処するため、署、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業者、住民（学生含む。）等を対象として、様々な機会をとらえ各機関との連携及び住民との協働による活動を重視した個別訓練及び総合訓練を実施する。

<消火・救助・応急救護訓練>

対象機関名	内 容
東京消防庁 災害時支援 ボランティア	ア 実施時期及び場所 ○ 火災予防運動、防災週間及びボランティア週間等をとらえ、講習会、総合訓練等を積極的に実施する。 イ 訓練項目 ○ 応急救護訓練、災害情報提供訓練、後方支援訓練、その他訓練
市民等	ア 実施時期及び場所 ○ 基本的訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、火災予防運動、防災週間及び防災とボランティア週間等をとらえ、昼夜において随時実施する。総合訓練は年1回以上実施する。 イ 訓練項目 ○ 消火訓練、救出救助訓練、応急救護訓練、災害情報提供訓練、その他訓練

(2) 東京消防庁

- 震災消防活動能力向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年 1 回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。
- 訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練を実施する。
- 参加関係機関は、都、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、他消防本部、協定締結団体等とする。

第 4 外国人の防災力の向上

- 防災マップ及び市のホームページ等で、防災知識の普及を図る。
- 地域の国際交流協会と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成等を通じて防災知識の普及を図る。
- 都が作成・配布している防災ブック「東京防災」「東京くらし防災」多言語版、多言語での情報入手が可能な「東京都防災アプリ」の周知を図る。
- 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語標記を推進する。
- 東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。
- 都と連携協力し、在住外国人向けメディア（エスニック・メディア）や外国人支援団体に対し、連絡会等の場を活用し、平常時から情報提供を行う。
- 「やさしい日本語」に関する講座の定期的な実施や、防災をテーマにした交流イベントの実施など、防災知識の普及啓発に努める。

第 2 節 地域における共助の推進（自主防災組織等の強化）

（市、都、小金井消防署、市民等）

第 1 自主防災組織等の役割

- 町会・自治会等の地域組織及び市民が自主的に結成した自主防災組織の役割やとるべき措置は、次のとおりである。
 - 1 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
 - 2 初期消火、情報伝達、救出救助、応急救護、避難等各種訓練の実施
 - 3 消火、救助、炊出資機（器）材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄
 - 4 地域設置消火器及び救助資器材の点検、設置場所の確認と地域住民への周知
 - 5 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
 - 6 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の個別支援プラン（個別避難計画）作成等、災害時の支援体制の整備

- 7 地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
- 8 行政との連携・協力体制の整備
- 9 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

第2 自主防災組織の充実

1 自主防災組織の結成促進

- 空白地域の解消に努めるため、町会・自治会への組織化を中心とした呼びかけを積極的に行っていく。

2 自主防災組織の活動環境の整備

- 自主防災組織を活性化し、震災後に効果的な活動を展開するために、活動用資機（器）材の充実及び活動環境の整備に努める。

3 自主防災組織の活性化

- 小金井消防署と連携し、自主防災組織を対象とした救出救護訓練、初期消火訓練、応急救護訓練及び避難所運営訓練の支援や指導を行う。
- 都が実施するリーダー養成講習会、防災講習会、各種防災訓練の技術指導等を通じて、自主防災組織の活性化に努める。
- 防災士などの資格保持者を活用し、防災に関する知識の普及に努める。
- 防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。
- 都は、防災市民組織の活動を活性化するため、必要に応じて、防災の専門家を派遣する。

第3 小金井消防署の活動

- 防災意識の啓発
- 防災教育・防災訓練の充実
- 軽可搬消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を推進
- 初期消火マニュアルを活用し、自主防災組織等への指導を実施
- 自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

第4 地域における避難行動要支援者の安全体制の確保

1 地域における安全体制の確保

(1) 「避難行動要支援者対策の手引き（全体計画）」（平成22年3月策定、令和3年3月改訂）の活用

- 従来の「災害時要援護者の手引き」（平成22年3月策定）は、「避難行動要支援者対策の手引き（全体計画）」（令和3年3月改訂）と名称を含めて改訂を行った。

- 今後は当該手引書に基づき、地域防災力を高め、避難行動要支援者支援対策の推進を図る。

(2) 避難支援の取組みの強化

- 上記手引きや国の示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月策定、令和 3 年 5 月改定、内閣府）に基づき、「避難行動要支援者名簿」及び「避難行動要支援者の個別支援プラン（個別避難計画）」を作成し、市における避難行動要支援者対策を強化する。

(3) 防災行動力の向上

- 都等と共同して、消防団、民生・児童委員、地域住民、社会福祉施設の管理者等を中心とした避難行動要支援者に対する震災対策訓練を実施する等、防災行動力の向上に努める。

(4) 緊急通報システムの整備

- 都は、おおむね 65 歳以上の病弱なひとり暮らし等の高齢者や 18 歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者又は難病患者等の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を促進している。また、近隣あるいは地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図っている。

(5) 地域が一体となった協力体制づくりの推進

- 東京消防庁は、避難行動要支援者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
 - ア 避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
 - イ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・自主防災組織、近隣事業者及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

2 社会福祉施設等の安全対策

- 都は、社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、これまで、高齢者や障がい者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。
- 市は、都と連携して、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る。

(1) 社会福祉施設等と地域の連携

- 市は、東京消防庁小金井消防署と連携して、避難行動要支援者を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。
- 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- 社会福祉施設等と事業者、町会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結

するようその促進を図る。

(2) 避難行動の習得

- 市は、都等と協働して、自主防災組織を中心とした避難行動要支援者に対する震災訓練等を実施する等、防災行動力の向上に努める。
- 各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

第3節 事業所防災体制の強化

（市、都、小金井消防署、各事業者、関係防災機関）

- 市は、市報・ホームページ等で、事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。
- 市は、小金井商工会等と連携し、中小企業等の防災・減災対策を推進するため、市内中小企業者等における事業継続力強化支援計画の策定支援に努める。

第1 事業者の役割

- 事業者は、災害時に事業者が果たす役割（従業員の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図ることが必要である。
 - 災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。
- 1 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - 2 重要業務継続のための事業継続計画（BCP）の策定
 - 3 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映（その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても計画に明記）
 - 4 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力、帰宅困難者対策の確立等、地域社会の安全性向上対策
 - 5 小金井市商工会、東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
 - 6 外出者と事業者がとるべき行動の指針となる「行動ルール」の遵守
 - 7 事業所自衛消防隊の防災体制の充実、強化
 - 8 事業所防災計画の作成
 - 9 緊急地震速報受信装置等の積極的活用
 - 10 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成

第2 事業所自衛消防隊の防災体制の充実、強化

- 震災時を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

- 1 防火管理者の選任を要する事業所
 - 2 自衛消防組織の設置義務のある事業所
 - 3 防災管理者の選任を要する事業所
 - 4 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所
 - 5 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所
- 1の防火管理者の選任を要する事業所は、消防法第8条、第8条の2等により、消防計画に基づく自衛消防隊の編成、自衛消防訓練等が規定されている。これらの規定に基づき編成された自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。
- 2の自衛消防組織の設置義務のある事業所は、消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
- 3の防災管理者の選任を要する事業所は、消防法第36条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。
- 4の自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所は以下のとおり。
- (1) ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務づけられている。
 - (2) 災害時には、これら一定の知識・技術を持つ者が自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）として活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。
 - (3) 自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等の他、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。
- 5の防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所は、火災予防条例第55条の4により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。災害発生時には、編成された組織が自衛消防隊として活動することが有効である。このことから、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

第3 事業所防災計画の作成指導

- 事業者は、東京都震災対策条例に基づき、その用途や規模に係らず事業所単位に事業所防災計画の作成が義務づけられている。
- 事業者は、災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。

1 防火管理者の選任を要する事業所

- 東京消防庁は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画に定めるよう指導する。
 - (1) 震災に備えての事前計画
 - (2) 震災時の活動計画
 - (3) 施設再開までの復旧計画

2 防災管理者の選任を要する事業所

- 東京消防庁は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前(1)から(3)の事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるよう指導する。

3 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

- 東京消防庁は、小規模事業所に対して事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を公表し、作成指導する。

4 防火対策上重要な施設の事業所防災計画

- 東京消防庁は、都市ガス、電気、鉄道及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業所に対して、事業所防災計画の作成を指導する。

第4 事業所と自主防災組織等との連携

- 事業者は、事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強める等、地域との協力体制づくりを推進する。
- 市は、自主防災組織と地元事業者間で協定を締結した事例を紹介する等の啓発に努め、関係者への協定締結の働きかけを行うとともに、事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。
- 市は、社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・自主防災組織、近隣事業者及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

第5 事業者のBCPの策定

- 市は、国や都、小金井市商工会等の関係機関等と連携して、BCP策定支援に向けた普及啓発パンフレットの配布やセミナーの開催等を行い、市内企業におけるBCP策定を支援する。
- 市は、BCPの実効性を確保するため、都が実施するBCPを実践するために必要となる費用の一部助成制度の周知を図るとともに、その取組事例を紹介し、普及・啓発を行う。
- BCPの役割については、「震災編 第2部 4-11 第1 BCPの役割」を参照

第4節 大学等防災体制の強化（市、各大学）

第1 大学の役割

○ 市内には多くの大学等が所在しており、大学等は災害時に被害を最小限にとどめ、学生、教職員の生命、身体及び施設等を災害から守るため、次のような対策を図ることが必要である。

- 1 校舎等の建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 2 大学等施設内外の安全化、大学等防災計画や災害対応マニュアル等の整備
- 3 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（学生及び教職員の3日分を目安）等、学生や教職員の安全確保対策、安否確認体制の整備
- 4 学生ボランティア等を活用した地域活動への参加、自主防災組織等との協力や帰宅困難者対策の確立等、地域社会の安全性向上対策
- 5 小金井市商工会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

第2 大学と自主防災組織の連携

○ 大学等と自主防災組織及び周辺住民との連携を強め、地域の協力体制づくりを推進する。

第5節 ボランティア等との連携・協働

（市、都、各大学、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

- 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、小金井市社会福祉協議会、都、ボランティア、NPO等との連携を図る。
- 市・ボランティア・NPO等の三者で連携し、研修や訓練を通じて、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第1 一般のボランティア

1 ボランティアに対する支援体制の整備

(1) ボランティアの受入体制

- 災害時には、市内外より多くのボランティアが応援に駆けつけると予想される。
- 市と小金井市社会福祉協議会との協定により、ボランティアの受入れは、原則として小金井市社会福祉協議会（小金井ボランティア・市民活動センター）が行い、市からのボランティアの派遣要請に対応する。

- 市は、災害発生時にできるだけ早期に災害ボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を設置する。
- 小金井市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れや派遣体制について市と協議し、体制整備を行い、災害発生時に備える。
- ボランティアの安全性及び衛生環境を確保する体制を整備する。

(2) ボランティア等への情報提供

- 小金井市社会福祉協議会は、市と連携して他県、他区市町村等から参集したボランティア等に対して、必要に応じ、都や被災地外の区市町村及び関係機関等と連携し、宿泊所や被災地までの移動手段等の情報提供に努める。

(3) 災害ボランティア活動拠点の確保

- 震災等の災害時に、多数のボランティアの一時的な受入れ、情報の提供、必要な箇所へのボランティアの派遣等、効率的なボランティア活動が行えるよう、市はボランティア活動拠点を指定し、災害が発生した場合は、小金井市社会福祉協議会と協議のうえ速やかに災害ボランティアセンターが設置できるよう必要な資機材を整え、適切な対応ができるよう体制を整備する。なお、(仮称)新福祉会館が開館するまでの間は、栗山公園健康運動センターに加え、小金井市社会福祉協議会の仮事務所を災害ボランティアセンターの候補の1つとし、適切な対応ができるよう体制を整備する。

<市の災害ボランティア活動拠点>

施設名	所在地
1 (仮称)新福祉会館	(竣工後)
2 栗山公園健康運動センター	小金井市中町 2-21-1
3 小金井市社会福祉協議会 (仮事務所)	小金井市本町 5-36-17

2 ボランティアの活動対象

- 小金井市社会福祉協議会に要請するボランティアの活動対象は次のとおりである。
 - (1) 災害時における市が行う救助・救急活動の実施・協力
 - (2) 避難者の誘導、避難所内の世話・業務の協力
 - (3) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の協力
 - (4) 被害状況調査等・災害対策業務全般についての協力

3 民間機関、都、大学等との連携

(1) 民間機関等との連携

- 小金井市社会福祉協議会との協定に基づき、「小金井ボランティア・市民活動センター」を中心とした、市内の市民団体や民間機関と幅広くネットワークを築き、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」等を基に訓練等を実施するなど体制の整備を図っていく。

(別冊 協定 その他 6 災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書)

- 市は、災害時に災害ボランティアセンターを設置し、小金井市社会福祉協議会は、市の要請に基づき、ボランティアの受入れや紹介等の調整を行うコーディネーターを派遣する。
- 災害時において語学ボランティアを活用して、被災外国人等を支援するための体制整備を図る。
- 小金井市社会福祉協議会は、東京ボランティア・市民活動センターとのネットワークを構築するとともに、他のボランティア活動を支援する組織や関係機関等と連携を強化し、災害時における協力体制の整備に努めるものとする。
- 小金井市社会福祉協議会は、被災者のニーズや被災現場の状況に応じて、災害ボランティアセンターの閉鎖を検討する。
- 市は、小金井市社会福祉協議会が行う体制づくりに関し、必要な範囲で支援するとともに、小金井市社会福祉協議会と協議のうえ災害時に必要な資器材を整備する。

(2) 都との連携

- 市は、都と連携し、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、さらに効果的な連携のための体制づくりを推進する。

(3) 大学等との連携

- 市は、小金井市社会福祉協議会と連携し、平常時より市内大学の留学生センターとのネットワークを築き、災害時に多言語対応するための語学ボランティアの確保に努める。

4 協力団体等との連携

- 被災時における警備活動の円滑な推進に向け、平常時から、防犯協会、防犯ボランティア団体等の民間の協力団体等の協力を得るよう配慮する。

第2 登録ボランティア

1 消防災害支援隊

- 市は、大規模災害時に災害現場等で活動する消防団員を支援するため、経験豊富な知識及び技術を持って退職された消防団員の中から「消防災害支援隊」を結成し、市の消防防災体制の充実・強化を図っている。

<消防災害支援隊の概要>

機関名	要件	活動内容
市	市内在住及び在勤の者で、消防団員として4年(2期)以上経験し退職した者(原則として70歳以下)	市内に震度5強以上の地震が発生し、かつ、市内全域に被害が拡大していると予想される場合、家族等の事情が許す範囲で、最寄りの消防団詰所に参集し、以下の活動を行う。 (1) 資機材等の管理、被災者の応急手

機関名	要件	活動内容
		当、被災者の避難場所への誘導 (2) 自宅周辺の被害状況の確認及び報告、参集途上の道路・建物等の被害状況及び危険箇所に係る確認及び報告、住民からの情報収集 (3) 活動中の消防団員等への食料・飲料水等の供給、他自治体からの応援隊の誘導及び地理案内等

2 東京都防災ボランティア等

- 都は、平成 7 年 5 月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

<東京都防災ボランティア等の概要>

機関名	要件	活動内容
都生活文化局	防災（語学）ボランティア 一定以上の語学能力を有する者 (満 18 歳以上の都内在住、在勤、在学者)	大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援する。
都都市整備局	応急危険度判定員 建築士法第 2 条に規定する 1 級建築士、2 級建築士、木造建築士又は知事が特に必要と認めた者 (都内在住又は在勤者)	本震後の地震活動等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定する。
都都市整備局	被災宅地危険度判定士 宅地造成等規制法施行令第 17 条に規定する土木又は建築技術者等	小金井市災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。
都建設局	建設防災ボランティア 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者	建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握等

3 交通規制支援ボランティア

- 警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成 8 年 8 月から運用を開始している。
- 「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等の活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

＜交通規制ボランティアの概要＞

機関名	要件	活動内容
警視庁 小金井警察署	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者	(1) 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 (2) 平常時から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 (3) その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

4 東京消防庁災害時支援ボランティア

- 東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。
- 平成18年1月には、「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。

＜東京消防庁災害時支援ボランティアの概要＞

機関名	要件	活動内容
東京消防庁 小金井消防署	原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務もしくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で、次のいずれかの要件を満たす者 (1) 応急救護に関する知識を有する者 (2) 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者 (3) 元東京消防庁職員 (4) 震災時等、復旧活動時の支援に必要な資格、技術等を有する者	1 災害時 災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。 2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」及び「コーディネーター講習」を実施。

5 赤十字ボランティア

- 赤十字のボランティアは、各種活動を行う赤十字個人ボランティア登録者（災害救護ボラン

ティアを含む。)、各種赤十字奉仕団、災害発生後に協力を申し出た市民、団体等により構成される。

- 活動は、主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
- 日本赤十字社東京支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画等の整備を図る。

<赤十字ボランティアの概要>

機関名	要件	活動内容
日本赤十字社 東京都支部	赤十字災害救護ボランティア 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネート等、災害救護に必要な諸活動を行う。
	小金井市赤十字奉仕団 地域において組織された奉仕団	災害時には市と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動を行う。
	特別赤十字奉仕団 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を行う。
	赤十字個人ボランティア 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時は個人の能力・技能、活動希望等により被災者等への支援活動を行う。

<赤十字エイドステーション（災害時帰宅困難者支援所）>

項 目	内 容
目 的	帰宅困難者対策の一環として、災害時に多数の帰宅困難者が都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するに当たり、主要道路に簡易な支援所（赤十字エイドステーション）を設置し、徒歩で帰宅する帰宅困難者を支援する。
内 容	炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供等を、必要に応じ組み合わせて行う。
開設時期・時間	災害発生直後から36時間以内
活動主体	地域赤十字奉仕団、赤十字救護ボランティア及び周辺住民等の協力者

第6節 行政・事業者・市民等の連携

（市、小金井消防署、各事業者、市民等）

第1 相互に連携した社会づくり

- 従来の行政、企業(事業者)、市民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。
- 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。
 - ・他自治体との相互支援体制の強化
- 災害協定を締結している民間団体との連携強化においては、平常時から連絡先等の情報を把握し、協同した訓練を実施するなど、協定の実効性を高め、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。

第2 地域における防災連携体制の確立

- 災害から地域ぐるみで地域社会を守るために、次の対策を推進し、地域における防災連携体制の確立を図る。

1 地域、事業者、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進

- 地域の自主防災組織、事業者、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図る。

2 地域コミュニティの活性化

- 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す等、地域防災体制の強化を図る。

3 合同防災訓練の実施

- 地域の防災連携体制を確立するため、地域の防災機関、自主防災組織、事業者、ボランティア等の各組織間の連携活動を促進するとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

4 地域が主体となった小中学校を核とした防災体制の確立

- 災害時に避難所となる学校は、児童・生徒の救護、安全確保を図る必要があると同時に、地域のための避難所でもあることから、地域が主体となり、避難所を運営できるように、市、周辺の町会・自治会・自主防災組織と学校とが連携を図りながら、防火防災訓練の実施やマニュアル等の作成に努める。

5 地区防災計画の市防災計画への位置づけ

- 住民から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、市地域防災計画の中に位置づける。

第7節 消防団の活動体制の充実

（市、小金井消防署）

- 市は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

第1 消防団の現況

- 消防団は、常備消防、行政と自主防災組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。
- 小金井市消防団は、消防団本部及び5個分団で団員数は65人（令和4年4月現在）である。震災時には小金井消防署と連携し、初期消火、延焼阻止等の消防活動や救出救護活動、避難誘導等に従事する。また、平常時には地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行う等、地域防災の中核として重要な役割を担っている。
- 今後も、災害発生に備え、確かつ迅速に対応できるよう、消防団活動を強化・充実するため、消防資器材等の装備品の充実を図り、また、東京都消防訓練所及び小金井消防署との連携による教育訓練を実施し、消防団員の技術と資質の習熟を図る。

第2 消防団の活動体制の充実

- 消防団を紹介するリーフレットやホームページの活用など、多様な手法で消防団の存在と活動を知ってもらう広報、消防団員の募集広報を積極的に展開し、入団促進を図る。
- 震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団の装備の基準に基づき、活動に必要な救助資機材や安全確保のための装備及び情報伝達が可能な装備等の整備を図る。また、地域特性に応じた消防力の整備・増強を図るとともに、可搬ポンプ及び救助資器材等の搬送用車両の確保を推進する。
- 各種資機材を活用して地域特性に応じた内容の活動訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 上級救命講習に参加することにより消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 震災時等における消防団体制を補完するため、体制の多様化や消防災害支援隊の在り方について検討する。
- 消防団の災害発生時における消防活動の万全を期するため、装備資機（器）材及び通信資機材の充実・強化を図る。

応急対策

対策項目	担当部班
第1節 自助による応急対策の実施	関係各部班
第2節 地域による応急対策の実施	関係各部班
第3節 事業者による応急対策の実施	関係各部班
第4節 応急対策における大学等と地域の連携	関係各部班
第5節 ボランティア等との連携・協働	関係各部班
第6節 消防団による応急対策の実施	関係各部班

第1節 自助による応急対策の実施

（市民等）

第1 市民自身による応急対策

- 市民は、災害発生時、まず自身により次の応急対策をとる。
 - 1 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
 - 2 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
 - 3 地震発生後数日間、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用する。

第2節 地域による応急対策の実施

（市、市民等）

- 地域や自主防災組織等は、市の避難行動要支援者ごとの避難支援計画（個別計画）や地域による地区防災計画等に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うほか、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

第1 地域や自主防災組織等

- 近隣での助け合い（出火防止、初期消火、救助等）
- 安否や被害についての情報収集
- 初期消火活動

火災が発生した場合は、街頭消火器やバケツリレー、スタンドパイプや可搬ポンプを活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行うとともに、消防団員や消防隊の到着後は、その指示に従う。

○ 救出・救護活動、負傷者の手当・搬送

地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。

なお、活動に際しては倒壊建物等の二次災害の防止を図りながら負傷者の救出を実施することとし、救出された負傷者に対しては応急救護を実施して必要により救護所等への搬送を実施する。

○ 住民の避難誘導活動

○ 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者については、名簿をもとに安否確認を行うとともに、支援者等と連携して、避難誘導や救出・救護を行う。

○ 避難所運営支援

避難所運営主体である地域住民や市職員、学校教職員、自主防災組織と連携し、運営組織のリーダー（女性を含む。）を中心に、女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営の支援を行う。

○ 自治体及び関係機関の情報伝達

○ 炊き出し等の給食・給水活動等

第2 避難行動要支援者への安否確認等

○ 市は、福祉保健部内に「要配慮者支援チーム」を設置し、小金井市避難行動要支援者の個別支援プラン（個別避難計画）に基づき、情報伝達や安否確認、避難支援等を地域と連携して迅速に進める。避難行動要支援者への支援については、特に人的支援を要することから、自主防災組織や町会・自治会、地区協議会、民生・児童委員等の関係機関や団体等と協力して進める。

○ さらに、福祉サービス事業所や障がい者支援団体と連携し、情報収集等を行い、迅速に安否確認等を進める。

○ 震災後、自宅で生活している要配慮者に対し、必要とする情報の収集・提供等を行う。

○ 在住外国人に対する支援としては、情報提供等や都庁に開設される外国人災害時情報センターとの情報交換等の支援を行う。

第3節 事業者による応急対策の実施

（各事業者）

○ 市内の事業者は、災害発生時、まず以下の応急対策を行う。

- 1 来訪者や従業員等の安全を確保し、初期救出、初期救護を行う。
- 2 出火防止の実施、出火時は安全を確保した上で、初期消火を速やかに実施する。
- 3 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に提供する。
- 4 施設の安全を確認したうえで、従業員の一時帰宅を抑制する。
- 5 事務所内に余剰スペース等がある場合は、一時滞在施設として地域住民に開放する等、共

助を推進する。

- 6 事業者での災害対策完了後、地域の消火活動、救出救助活動を実施する。
- 7 初期消火で対応できない火災が発生した場合等は、速やかに避難する。
- 8 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

第4節 応急対策における大学等と地域の連携

(各大学)

- 市内の大学は、市の要請に基づき、学生ボランティア等を活用した地域活動への参加、自主防災組織等への協力、帰宅困難者対策等、地域社会の安全性向上対策等の応急対策を行う。

第5節 ボランティア等との連携・協働

(市、都、小金井警察署、小金井消防署)

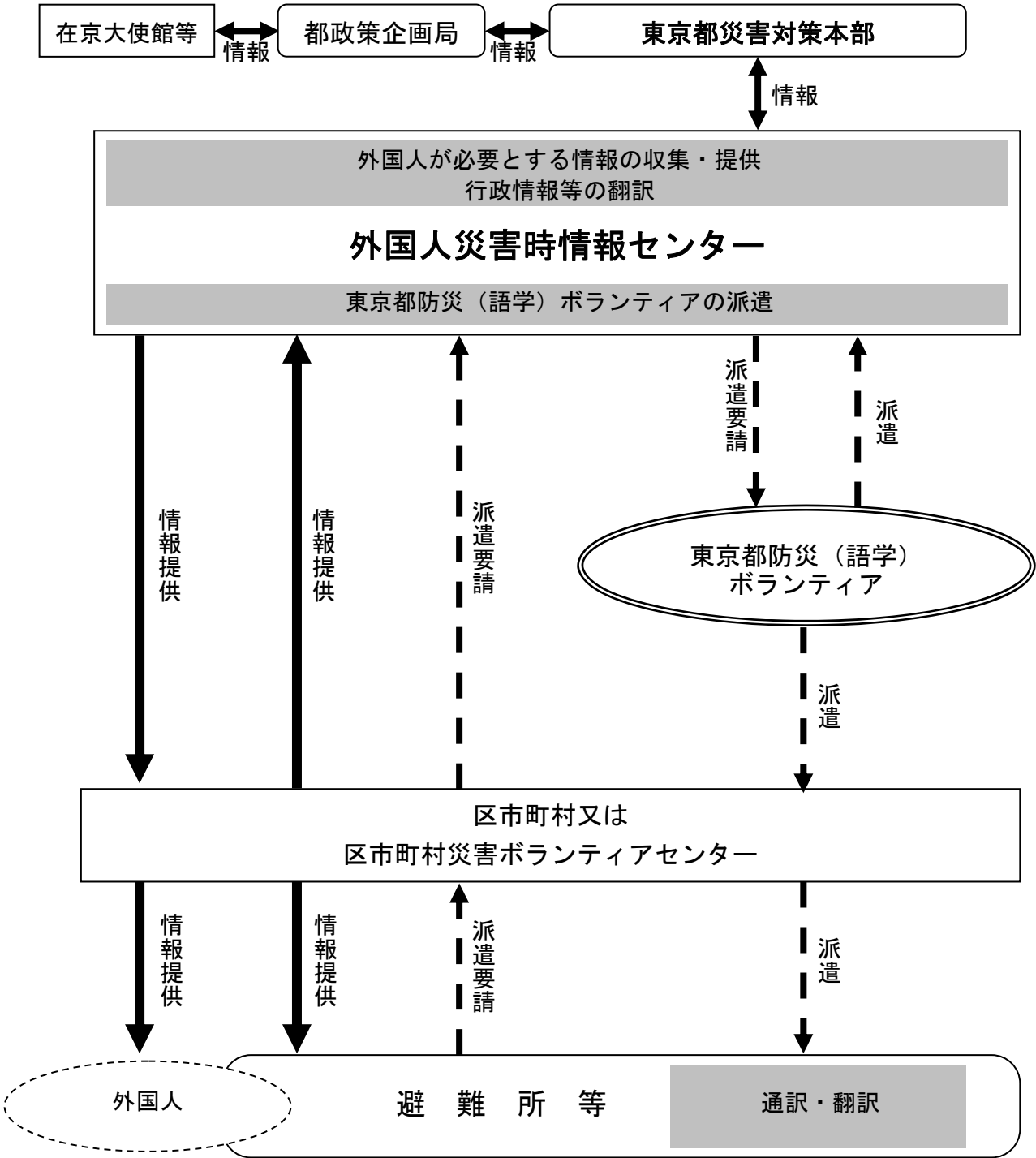
- 市は、都及び東京ボランティア・市民活動センターが災害時に設置する東京都災害ボランティアセンターと連携して、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。
- 市は、都が設置する外国人災害時情報センターと連携し、被災した外国人への情報提供等の支援を進めるため、東京都災害ボランティアセンターに東京都防災（語学）ボランティアの派遣要請を行う。
- 市は、東京都災害ボランティアセンター等と連携して、被災した要配慮者等へ、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段（電光掲示板等）が確保されるとともに、意思疎通支援者（手話通訳者等）の派遣要請を行い、災害時の情報保障に努める。
- 市は、都と連携し、小金井市社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

<ボランティア活動との連携に掛かる対応>

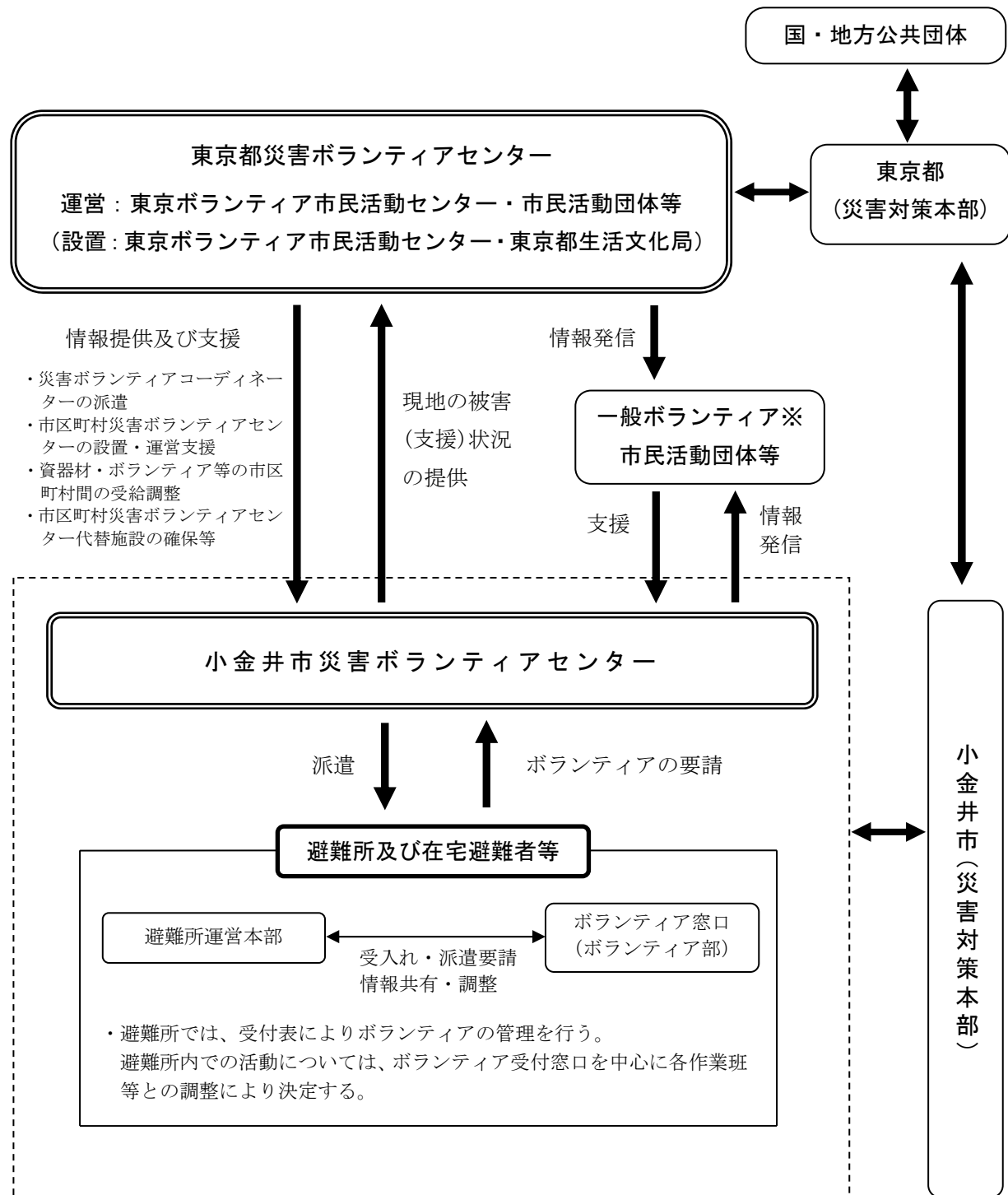
機関名	対 応
市	○ 小金井市社会福祉協議会との協定に基づく市災害ボランティアセンターの設置・運営 ○ ボランティア活動支援に当たっては、地域に精通した市災害ボランティアセンターが中心となり、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援
都生活文化局	○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等

機関名	対 応
	を支援 ○ 都内外の被災状況の情報収集 ○ 国・道府県・区市町村等との連絡調整 ○ ボランティアの受入状況等の情報提供
小金井市 社会福祉協議会	○ 市災害ボランティアセンターの運営 ○ 市民活動団体等との連携 ○ 市の要請に基づき、市災害ボランティアセンターへボランティアの受入れや紹介等の調整を行うコーディネーターを派遣 ○ 被災地域のボランティアニーズ等の情報収集及びボランティアの受入状況等の情報提供 ○ 資器材やボランティア等の市区町村間の需給調整
警視庁 小金井警察署	○ 交通規制支援ボランティアへの支援要請
東京消防庁 小金井消防署	○ 東京消防庁災害時支援ボランティア受入本部の設置 ○ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請

<外国人災害時情報センター>



<ボランティアの流れ>



※一般ボランティア：専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア

第6節 消防団による応急対策の実施

（市、小金井消防署）

- 地震発生時には、火災の多発により、極めて大きな人命の危険が予想される。そのため、小金井消防署は発災時において、市民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。
- 消防団は、これと連動し、地域の消火活動、延焼の拡大防止、避難の安全確保に努める等、災害に即応した防御活動を展開して、大震災の火災等から市民の生命、財産を守る。

第1 消防団の震災消防活動

1 活動の基本

- 小金井市消防団震災対応マニュアルに基づき活動することを基本とする。
- 消防団は、地域に密着した防災機関として、分団受持区域内の住民に対して出火の防止と初期消火を呼びかけ、火災その他災害に対する消防活動に当たる。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。
- 延焼火災等により避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の誘導と安全確保、避難場所の防護活動を行う。

2 部隊の運用

- 受持区域内に発生した火災その他の災害は、分団独自又は消防署隊と協力して消防活動を行い、延焼阻止等に全力を上げる。
- 消防署隊と協力して消防活動を行う場合は、署隊の指揮により活動する。

3 情報の収集

- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

第2章 地震に強い都市づくり

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 地震に強いまちづくりの推進（市街地の不燃化・都市基盤の整備・オープンスペースの確保）

平成30年2月に公表された「地震に関する地域危険度測定調査報告（第8回）東京都」によると、小金井市内では、地震時の火災危険度がやや高い地域（ランク3）が本町等に分布している。

本市は、都内でも建物の不燃化率が比較的低く、住宅地では木造・防火造の建物が集積する状況にある。また、一般の通行の用に供されている道路等は全て避難路となり得るものであるが、市内の多くの地域では人口が急増した時期に都市基盤が整備されないまま宅地化が進んだため、幅員4m未満の狭あい道路が多く、災害時の消防活動や避難等が困難な地域が広がっている。

このため、災害時活動困難性を考慮した場合、火災危険度が高くなる地域がある。

一方、市内には大規模な都立公園や学校施設が立地するとともに、国分寺崖線や野川、玉川上水等のみどりや水、オープンスペースに恵まれており、不燃領域としても重要な役割を担っている。

JR中央本線連続立体交差事業が平成25年度で事業完了し、踏切による慢性的な交通渋滞の解消や鉄道により、南北に分断されていたまちの一体化が実現した。

併せて、武蔵小金井駅南口再開発事業、東小金井駅北口土地区画整理事業等による都市基盤整備を進めたことで、沿線の交通環境や市街地の安全性が大きく向上している。

- 建物の不燃化率（※） 10.7%（平成29年）

（※）市内の総建物建築面積に占める耐火・準耐火建築物の建築面積の割合

- 都市計画道路の完成率 約47.7%（令和4年4月現在）
- 重点的に整備を進める都市計画公園（小長久保公園）の完成率 59.71%（令和4年3月現在）

2 建築物の耐震化及び安全対策

「小金井市耐震改修促進計画」に基づき、震災時の避難所となる市立小中学校の学校施設の耐震化を図るとともに、住宅や民間建築物等の耐震化及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進している。

- 震災時の避難所となる市立小中学校耐震化済（平成26年3月）
- 住宅の耐震化率 93.5%（令和3年3月）

- 防災上重要な公共建築物の耐震化率 96.4%（令和2年3月）
- 民間特定既存耐震不適格建築物（※1）の耐震化率 95.7%（令和2年9月）
（※1）建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条に規定する建築物のうち、民間が所有する建築物
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の総合到達率（※2） 91.6%（令和2年12月）
（※2）特定緊急輸送道路全体の通行機能を評価する指標で、区間到達率（※3）を道路全体で加重平均して算出したもの
（※3）区間到達率は、区間ごとの通行機能を評価する指標で、当該区間に都県境入口の過半から到達できる確率をシミュレーションにより算出したもの

（以上、「小金井市耐震改修促進計画」（令和3年3月）による。）

3 延焼等の防止

東京消防庁、都、市において防火水槽等震災時水利の整備を行っている。
また、都市計画において、防火地域、準防火地域の指定を行っている。

- 市内における震災時水利の充足メッシュ率 87.9%（令和3年7月現在）
- 市内における用途地域ごとの防火地域・準防火地域の指定状況は、次表のとおり。

＜地域地区（用途地域、防火地域）の指定状況＞

（令和４年４月現在）

用途地域		建ぺい率 (%)	容積率 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	防火地域等 (ha)		
						防火	準防火	
住居系	第 1 種低層住居 専用地域	30	50	32.4	2.8			
		30	60	96.4	8.5			
		40	80	436.6	38.5			
		50	80	122.1	10.8			
		50	100	50.5	4.5		50.5	
	(小計)			738.0	65.1		50.5	
	第 2 種低層住居 専用地域	50	100	0.5	0.1		0.5	
		(小計)			0.5	0.1		0.5
	第 1 種中高層住居 専用地域	50	150	36.9	3.3		36.9	
		60	200	193.0	17.0		193.0	
		(小計)			229.9	20.3		229.9
	第 2 種中高層住居 専用地域	60	200	7.9	0.7		7.9	
(小計)			7.9	0.7		7.9		
工業系	準工業地域	60	200	94.0	8.3		94.0	
		(小計)			94.0	8.3		94.0
		(小計)			94.0	8.3		94.0
商業系	近隣商業地域	80	200	12.5	1.1		12.5	
		(小計)			12.5	1.1		12.5
		80	300	0.7	0.1		0.7	
	商業地域	80	300	28.4	2.5		28.4	
		80	400	1.1	0.1	1.1		
		(小計)			30.2	2.7	1.1	29.1
	商業地域	80	300	0.6	0.1	0.6		
		80	400	4.7	0.4	4.7		
80		500	14.7	1.3	14.7			
(小計)			20.0	1.8	20.0			
合 計				1133.0	100.0	21.1	424.4	

第2 課題

【小金井市の被害想定】

＜多摩東部直下地震（M7.3）における要因別の最大被害数＞

項目		被害想定	備考
原因別	建物全壊棟数	445 棟	全ケースで同じ
	ゆれ	444 棟	
	液状化	1 棟	
	急傾斜地崩壊	0 棟	
火災焼失棟数 倒壊建物含む		1,565 棟 ^{*4}	*1：冬・早朝5時 風速 4m、8m/秒
原因別	死者	49 人 ^{*2}	*2：冬・夕方18時 風速 4m、8m/秒
	ゆれ建物被害	23 人 ^{*1}	
	屋内収容物	3 人 ^{*1・*3}	*3：冬・昼12時 風速 4m、8m/秒
	急傾斜地崩壊	0 人	
	火災	31 人 ^{*2}	*4：冬・夕方18時 風速 8m/秒
	ブロック塀等	2 人 ^{*2}	
	屋外落下物	0 人	
原因別	負傷者（〔 〕内は重傷者）	662 人 ^{*6} [99 人 ^{*6}]	*5：冬・早朝5時 風速 4m、8m/秒
	ゆれ建物被害	557 人 ^{*5} [44 人 ^{*5}]	
	屋内収容物	72 人 ^{*5} [16 人 ^{*5}]	*6：冬・夕方18時 風速 8m/秒
	急傾斜地崩壊	0 人 [0 人]	
	火災	100 人 ^{*6} [28 人 ^{*7}]	*7：冬・夕方18時 風速 4m、8m/秒
	ブロック塀等	58 人 ^{*7} [23 人 ^{*7}]	
	屋外落下物	0 人 [0 人]	
要配慮者 死者数		31 人	冬・夕方18時 風速 4m、8m/秒
閉じ込めにつながり得る エレベーター 停止台数		23 台	冬・昼12時 風速 8m/秒 冬・夕方18時 風速 4m、8m/秒

（資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 令和4年5月25日）

1 地震に強いまちづくりに向けた課題

小金井市内の多くの地域では人口が急増した時期に都市基盤が整備されないまま宅地化が進んだため、幅員4m未満の狭あい道路が多く、防災面で課題を抱えた市街地も多い。都の被害想定においても、小金井市では建物倒壊による被害とともに、地震火災による被害が大きくなっている。

近年の大震災を教訓として、災害時における安全性を確保するため、狭あい道路の拡幅や行き止まり道路の解消等生活道路ネットワークの整備を進め、安全な避難場所への避難経路の整備が必要である。また、延焼拡大を防ぐ延焼遮断帯形成に向けた建物の不燃化、公園の整備や国分寺崖線の緑地や農地等のみどりと水の環境保全を図る等、地域特性に併せた不燃領域の確保が求められている。

2 建築物の耐震化、安全対策の課題

建築物の耐震化は進んでいるが、小金井市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）に定める目標を達成するため、住宅や民間特定既存耐震不適格建築物、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である特定緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を促進するため、建物所有者の相談や意識啓発をはじめとして、都や関係団体と連携して重層的な施策を講じていく必要がある。

災害時に重要な役割を担う公共施設については、早期に耐震性能を確保するよう対策を促進する必要がある。

また、都の被害想定では、死者数に占める要配慮者の割合が多いことから、高齢者世帯や障がい者世帯等における建築物の耐震化や家具類の転倒・落下・移動防止等安全対策の一層の促進が必要である。さらに、複合災害（※）の発生可能性についても認識しておく必要がある。

（※）複合災害：同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

3 出火、延焼等の防止に向けた課題

都の新たな被害想定（令和4年）では、多摩東部直下型地震が発生した場合、小金井市では、最大1,565棟が焼失すると予想されている。また、建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱等により消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。

このため、災害時に延焼拡大の危険性が高い地域を中心に震災時に使用可能な確な消防水利の整備を進め、プールや池等の水の利用、河川の堰止め等、あらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。

また、市民による住宅用火災警報器の全室設置を促進するとともに、緊急輸送道路等の地震火災時の避難・消防活動空間の確保を推進する必要がある。

第3 対策の方向性

1 地震に強いまちづくり

「小金井市都市計画マスタープラン」（令和4年8月改定）、及び「小金井市住宅マスタープラン（令和4年度～令和13年度）」（令和4年3月改定）に基づき、次のように災害に強いまちづくりを一層推進する。

(1) 災害に強い市街地の形成

- ア 防災上の都市基盤の整備推進
- イ 多様な防災拠点などの整備
- ウ 環境・防災まちづくりの推進
- エ 情報通信機能の強化
- オ 風水害への対策
- カ 復興まちづくりの事前準備の検討

(2) 日常生活の安全・安心に向けたまちづくり

- ア 防犯機能の強化
- イ 地域による防犯体制の充実
- ウ 空家等対策の推進
- エ 地域防災力の強化
- オ ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

(3) 都市施設などの適切な維持・管理

- ア 計画的な都市基盤などの維持管理の推進
- イ 地籍調査の推進

<方針図（安全・安心）>



(資料：小金井市都市計画マスタープラン 令和4年8月改定)

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

小金井市耐震改修促進計画（令和3年3月改定）に基づき、都や関係団体と連携して、住宅や民間特定既存耐震不適格建築物、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である特定緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震診断、耐震改修等を促進する。

公共建築物は、災害時には活動拠点や避難所等となること、不特定多数の者が利用する施設が多いこと、民間建築物の耐震化を先導する役割もあることから、積極的に耐震化を促進する。

住宅が密集する住宅地では、建物所有者が耐震性能を把握する環境整備、高齢者世帯や障がい者世帯の住宅の耐震化や家具等の転倒・落下・移動防止対策への積極的な意識啓発、自主防災組織及び町会・自治会と連携した調査や耐震化の普及啓発等を推進する。

3 延焼等の防止

震災時に延焼拡大の危険性が高い地域を中心に、震災時に使用可能な確な消防水利の整備を進めるとともに、プールや池等の水の利用、河川の堰止め等、あらゆる水利を活用した地域の消火用水を確保する。

また、市及び各機関は、地震時の出火防止策、初期消火体制の強化のための消火器、消防用設備、消火資機材等の適正な設置、消防活動体制の整備強化を進める。

さらに、消防活動が困難な区域の解消や避難場所への連絡を確保するため、狭あい道路の拡幅など、生活道路の改善を進める。

第4 到達目標

1 地震に強いまちづくり

- 都と連携し、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域において、道路・公園の整備や防災性の高い建築物への建替えを促進し、市街地の不燃化を進める。
- 都市計画道路の拡幅等を行い、災害に強い都市基盤を整備する。
- 重点的に整備を進める都市計画公園（小長久保公園）の完成率 79.1%（令和6年度末）

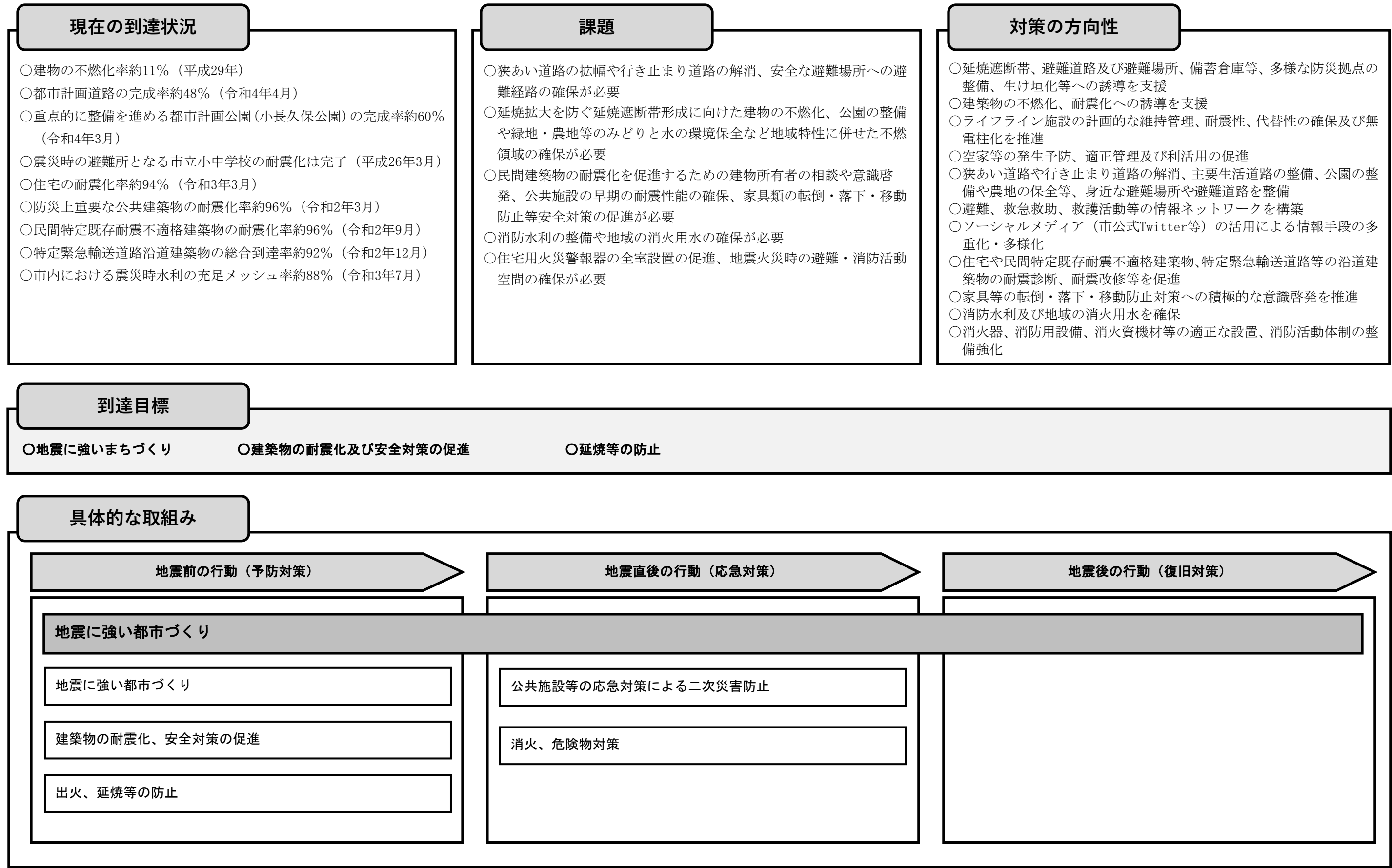
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

- 公共建築物の耐震化率 100%（早期に達成）
- 耐震性が不十分な住宅の解消（令和7年度末）
- 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化率 95%以上、「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物は耐震性が不十分な建築物をおおむね解消を目指す（令和7年度末）。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の総合到達率 99%、区間到達率 95%未満の解消（令和7年度末）、総合到達率 100%（令和17年度）

3 延焼等の防止

- 消防水利不足地域を解消し、震災時における火災による被害を最小限に抑制する。

第2章 地震に強い都市づくり



予防対策

対策項目	担当部課
第1節 地震に強い都市づくり	総務部地域安全課、環境部環境政策課、都市整備部各課
第2節 建築物の耐震化、安全対策の促進	総務部地域安全課、都市整備部都市計画課、都市整備部まちづくり推進課、都市整備部建築営繕課
第3節 出火、延焼等の防止	総務部地域安全課、生涯学習部生涯学習課、消防団

第1節 地震に強い都市づくり

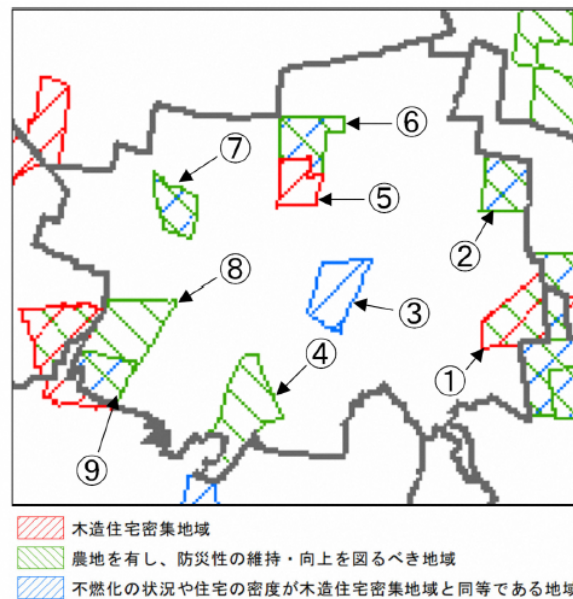
(市、都)

第1 地震に強い都市づくりの推進

1 防災都市づくり推進計画

- 都の「防災都市づくり推進計画」は、防災都市づくりの基本的な考え方として、災害に強い都市の実現のためには、自助・共助の二つの理念に立つ都民と、公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を果たしながら防災都市づくりを進めていくことが必要であるとし、個々の建築物の耐火性・耐震性の向上は、その所有者が自らの問題として主体的に取り組むことを基本としつつ、行政は、以下の基本的な考え方にに基づき、防災都市づくりに取り組んでいくこととしている。
- 木造住宅密集地域においては、地区計画又は用途地域による敷地面積の最低限度の設定や市街地状況に応じた防火規制等の指定による敷地の細分化防止や建築物の不燃化を促進する。
- 農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域においては、地域の状況や今後の展望に応じて、営農を継続し農地を保全するための生産緑地地区及び防災協力農地としての活用、都市計画公園への位置付けを検討する。また、農地がやむを得ず宅地化される場合に備え、必要に応じて、地区計画の策定や防火規制の導入等を促進する。
- 不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域においては、地域の状況により必要に応じ、地区計画等による敷地面積の最低限度の設定や市街地状況に応じた防火規制の導入等を促し、敷地の細分化防止や建築物の不燃化を促進する。
- 本市には、「防災都市づくり推進計画（令和2年3月（令和3年3月一部修正））東京都」に基づく3地域が存在しており、地域の特性に応じて防災性の維持・向上を図っていく必要がある。
 - ・木造住宅密集地域
 - ・不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域
 - ・農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域

＜市内の防災性の維持・向上を図るべき地域＞



地域名	木造住宅密集地域	不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域	農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域
①東町2丁目	●		●
②梶野町2丁目		●	●
③中町3丁目		●	
④前原町4丁目			●
⑤本町3丁目	●		
⑥桜町1丁目		●	●
⑦貫井北町2丁目		●	●
⑧貫井南町4丁目			●
⑨貫井南町5丁目		●	●

(出典：防災都市づくり推進計画（令和2年3月（令和3年3月一部修正））)

- 本市は、上記を踏まえ、以下に示すような施策を推進する。
- ・ 市全域を対象として、防災性の向上を図るため、敷地面積の最低限度や新防火区域の導入等に関する調査・検討を進めていく。
 - ・ 防災上重要な役割を担っている空間として、生産緑地地区や特定生産緑地地区の指定等により、都市農地を維持・保全する。
 - ・ 建物の耐震化や不燃化とともに道路などの基盤施設の計画的な整備推進を検討する。
 - ・ 宅地の細分化防止により建て詰まりを抑制する。
 - ・ 災害時の道路の安全性を確保するため、道路施設の耐震性強化を図るとともに、道路に附属する標識等の安全性を確保等、必要な防災施設の整備を図る。
 - ・ 大規模災害発生に備え、防災関係機関が応急・復旧活動のための集結や活動を展開できる機能を持つ防災拠点について、防災関係機関等と連携のもと整備を進める。
 - ・ 災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、人口集中地区における官民境界の地籍調査や地図整備等について、国や都道府県と連携を図る。

2 小金井市都市計画マスタープラン

- 都市計画マスタープラン（令和4年8月改定）では、まちづくりの基本目標の一つとして「安全・安心の方針：誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくり」を掲げ、以下の内容の災害に強いまちづくりを進めることとしている。

(1) 目指す将来像

- 地域特性に応じた災害への取組みにより、致命的な被害を負わない、速やかに回復できる災害に強いまち
- 公共施設などのインフラが適切に維持及び更新され、安全で安心して暮らせるまち
- 地域における防災活動が充実し、災害時に助け合うことができ、安心して暮らせるまち
- 地域における見守り活動が充実しており、子どもが外で自由に遊ぶことができ、治安の良、安心して暮らせるまち

(2) 災害に強い市街地の形成

方 針	内 容
防災上の都市基盤の整備推進	・災害時における広域避難場所、一時避難場所及び避難所などへの避難経路を確保するとともに、市街地火災の延焼を防ぎ、救援活動時の輸送ネットワーク機能も担う延焼遮断帯の形成を推進し、地域の安全性の向上に努める。 ・延焼遮断帯に位置づけられている道路・鉄道の沿道建築物の不燃化及び耐震化を推進する。 ・災害時における防災拠点をつなぐ防災ネットワークの形成を図るとともに、緊急輸送道路のあり方を検討する。 ・緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進するとともに、旧耐震基準の住宅については耐震診断及び耐震改修に対する支援を推進する。 ・災害時における安全な避難及び救援活動の円滑化を図るため、無電柱化を推進し、都市防災機能の強化に努める。
多様な防災拠点などの整備	・行政・福祉総合拠点は、災害時における防災拠点としての機能強化を図る。 ・広域避難場所・一時避難場所・避難所などは、地域に応じた防災機能の強化を図るとともに、必要に応じて近隣市との連携を検討する。
環境・防災まちづくりの推進	・道路が狭く住宅が密集している地区については、市街地の状況に応じ、敷地の細分化防止及び防火規制などによる建築物の不燃化などを推進し、安全で良好な住環境の形成に向けた取組みに努める。 ・農地が点在し、無秩序に宅地化された地区については、地区の防災性の維持・向上に向けた取組みを検討する。 ・防災都市づくり推進計画（東京都）により指定されている「木造住宅密集地域」、「農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」及び「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」については、防災性の向上に寄与する規制・誘導及び都市基盤の計画

方 針	内 容
	的な整備の推進について検討する。 ・公園・緑地・農地などのオープンスペースの確保に努める。 ・倒壊による危険性を低減するため、危険なブロック塀などは早期に除去及び生け垣造成などを推進する。 ・地震に関する地域危険度測定調査（東京都）において、地域危険度が高い地区については、防災・減災に向けた取組みを検討する。
情報通信機能の強化	・災害時の情報通信の確保に向け、防災機関などと相互に情報共有するとともに、市民に対し情報を分かりやすく、迅速かつ確実に伝達できるよう、ソーシャルメディアなどを活用し、情報手段の多重化・多様化を図る。
風水害への対策	・雨水浸透ます及び浸透トレンチなどを設置し、貯留・浸透施設の設置による流域対策及び河川と下水道の連携による浸水対策を推進する。 ・都市型水害に対する情報発信は、浸水予想区域図に基づくハザードマップの作成・公表など、広報及び啓発活動を様々な方法により実施する。 ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域については、都と連携し、避難及び伝達方法の態勢整備を検討する。
復興まちづくりの事前準備の検討	・平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興で目指すまちづくりの目標設定をするとともに、その実施手法及び進め方など、復興まちづくりに向けた事前準備を検討する。

(3) 日常生活の安全・安心に向けたまちづくり（防犯関連を除く。）

方 針	内 容
空家等対策の推進	・空家等の発生予防及び所有者などによる適正な管理を促すことにより、管理不全となる空家等の増加防止に努める。
地域防災力の強化	・地域における防災力の向上を図るため、関係機関との連携、消防団の活動体制の充実、町会・自治会を中心とした自主防災組織の強化・結成の促進及び防災訓練などを実施し、地域コミュニティ機能及び市民の防災意識の維持・向上を推進する。 ・地域の防災倉庫及び備蓄倉庫などの整備・充実に努める。

(4) 都市施設などの適正な維持・管理

方 針	内 容
計画的な都市基盤などの維持管理の推進	・道路、橋りょう、上・下水道及び建築物などの公共施設では、市民サービスの維持・向上及び持続可能な財政基盤の確立につなげるため、都と連携して、適切なマネジメントサイクルに基づいた点検・診断・修繕などの維持管理及び耐震化・長寿命化を推進する。 ・電気、ガス及び通信などのライフラインは、各事業者による定期的な点検、計画的な維持管理及び耐震化・長寿命化を促進する。
地籍調査の推進	・災害時に迅速な復旧・復興活動が可能になるとともに、土地境界紛争の未然防止及び登記手続の簡素化につなげるため、土地の実態及び状

方 針	内 容
	況を明確にする地籍調査事業を推進する。

第2 安全な市街地の整備と再開発

- 既成市街地において、公共公益施設の整備を積極的に進めるとともに、土地利用の適性化、高度利用及び不燃化の促進による防災生活圏の形成を図り、面的整備事業や規制・誘導施策を総合的に活用し、より良い都市環境の維持、推進を図る。
- 特に、木造住宅の密度が高い地域については、住宅の更新や不燃化を促進するとともに、空家の適切な管理については所有者への啓発を行う。所有者の所在が不明な空家等に対しては、各種行政情報を活用して、空家等の管理を行う義務者を特定し、的確な指導、助言の実施を推進する。
- 適切な管理のなされていない特定空家等に対しては、法に基づき助言・指導・勧告等の措置を行うとともに、必要に応じて、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を検討する。
- 住宅市街地全体での防災性を高めるため、建築物の建て替えに伴うセットバックや地区計画等の推進により、緊急車両の進入が困難な幅員 4m未満の狭あい道路の解消に努める。
- 道路が狭く住宅が密集している地区については、市街地の状況に応じ、敷地の細分化防止及び防火規制などによる建築物の不燃化などを推進し、安全で良好な住環境の形成に向けた取組みに努める。
- 震災時に倒壊による道路閉塞の恐れのある建築物や木造住宅が密集している地域等の把握に努め、自主防災組織及び町会・自治会を通して、耐震化の普及啓発、耐震改修等助成事業等の情報提供を行う。

(別冊 資料 2-2-1 土地利用現況)

(1) 市街地再開発事業等の促進

- 地震等の災害に対して被災危険性の高い木造密集市街地等、密集市街地の整備を図るため、市街地再開発事業等を促進する。

(2) 避難場所の拡充

- 避難場所の拡充を図るため、避難場所となり得る可能性がある空間を調査し、権利者の理解を得ながら積極的に避難場所としての指定に努める。
- 避難場所となり得る可能性がある空間における都市開発の際には、開発事業者との調整を行い、大規模開発地が避難場所となるよう誘導する。
- 避難場所区域内で都市開発が行われる場合には、地域の状況を見ながら、最低限の現状機能が維持されるように開発事業者を誘導する。

(3) 宅地開発等の指導

- 小金井市宅地開発等指導要綱は、小金井市まちづくり条例（平成 18 年条例第 2 号）第 37

条の規定に基づき、一定規模以上の開発事業（指定開発事業）を対象として、事業者が設置する公共施設及び公益的施設の設置基準及び事業の施行に関して事業者が遵守すべき必要な事項を定め、計画的な市街地の形成を誘導するものである。

- 宅地開発等指導要綱では、開発区域及び周辺地域の防災性の向上に資する道路、公園・緑地、地域配備消火器、消防水利に関わる各設置基準及び建築物敷地の最低区画面積等を定めている。

＜小金井市宅地開発等指導要綱に基づく主な指導の概要＞

項 目	指導の概要
道 路	ア 開発区以内の道路は、原則として 6m 以上 イ 開発区域内に接する既存道路で幅員 6m 未満の場合は、原則として道路中心から 3m 以上後退する
公園・緑地	ア 開発行為、開発区域面積 3,000 m² 以上 6% 以上の設置、用地・施設共に市に帰属又は一般公開とし、管理は自主管理とする。 イ 中高層建築物 (ア) 開発区域面積 1,000 m² 以上 3,000 m² 未満 5% 以上の設置で一般公開とし、管理は自主管理とする。 (イ) 開発区域面積 3,000 m² 以上 8% 以上の設置で一般公開とし、管理は自主管理とする。これによりがたい場合は公園協力金に代えることができる。
地域配備消火器	地域配備消火器を設置するよう努める。
消防水利	開発区域面積が 3,000 m ² 以上の場合又は計画戸数が 50 戸以上の場合、耐震性防火水槽（容量 40 m ³ 以上）を設置
最低区画規模	ア 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域 120 m² 以上 イ その他 100 m² 以上

（別冊 資料 2-2-2 小金井市宅地開発等指導要綱）

第 3 都市空間の確保

- 市街地の中の公園・緑地・農地等のオープンスペースは、地域環境の保全ばかりでなく、震災時における避難者の安全を確保し、火災の延焼阻止を図るうえで、重要な役割を担っている。
- 広域避難場所のほかに一時避難場所として市立小中学校等が指定されている。地域防災機能を一層効果的に発揮できるようにするため、これら一時避難場所のほか、病院、公民館、福祉施設等、防災上地域の核となる公共施設と公園との連帯を図ることや、生産緑地地区等を一時的に利用できるようにして、これらと連帯して災害時にはより広いスペースを確保し、活用できるようにする。

（別冊 資料 2-2-3 緑の分布状況）

1 公園の整備

(1) 本市の現状と課題

- 市の公園設置状況を以下に示す。

<公園の設置状況>

(令和4年4月現在)

都立公園等	3 か所
市立公園（都市公園）	11 か所
市立公園（都市公園以外の公園）	130 か所

(資料：小金井市)

(別冊 資料 2-2-4 公園整備状況)

(2) 公園の整備

- 公園の新設、既存公園の拡充・再整備によりオープンスペースを確保し、防災効果の高い公園の整備に努めていく。
- 以下の方針に基づき、公園の整備を進める。
- ア 「小金井市立公園の設計及び維持管理基準」（令和3年3月制定）、「小金井市立公園等整備基本方針」（平成31年3月制定）及び「都市計画公園・緑地の整備方針」（令和2年7月改定、東京都）に基づき整備を進める。
- イ 避難場所指定を受けている公園において、外周部の植栽や入口の改修、非常用照明施設の整備等を行い、避難場所としての安全性向上を図る。
- ウ 公園は避難者保護のほか、給水、物資の配給、資機材置場やごみの一時集積所等の災害復旧活動の補助拠点となるため、広場スペースを確保するとともに、その規模や周辺の公共施設の分布状況に応じて防災施設の設置を検討する。

2 緑地・農地の保全

(1) 緑地の保全

- 都市の緑地は、震災等の災害時における火災延焼遮断帯や避難場所あるいは仮設住宅建設可能な空地として重要な役割を担っているという側面もある。そのため、「小金井市緑地保全及び緑化推進条例」に基づき、緑地の保全に努める。

(別冊 資料 2-2-5 都市公園以外の緑地整備状況)

(2) 農地の保全

- 市街化区域内における農地は、火災の延焼防止、井戸等の農業用施設の活用、被災者への生鮮食料供給等重要な役割を担っているため、生産機能や環境防災機能をもつ生産緑地地区の保全に努める。
- 農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域
生産緑地が無秩序に宅地化されると住宅戸数密度の増加や不燃領域率の低下を招く場合もあるため、農地を最大限保全・活用していくとともに、やむを得ず宅地化される場合に備え

て、必要に応じて地区計画の策定や防火規制等を導入等することを検討する。

<生産緑地地区指定状況> (令和4年1月1日)

指定地区数	200 地区
指定面積	約 56.76ha

(資料：小金井市)

3 防災ネットワークの形成

- 都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路等様々な空間を活用して、防災ネットワークを形成する。
- 大規模公園等にヘリコプターが離着陸可能な広場や備蓄倉庫、貯水槽を整備して、災害時の防災拠点としての機能を向上させる。
- 市内の防災拠点が連携し、迅速な救援・復興活動ができるよう防災ネットワークを形成する。
- 延焼を抑制するため、木造密集市街地等に点在する未利用地をミニ緑地として整備するとともに、倒壊による被災を軽減するため、ブロック塀を生け垣へ転換すること等により緑の防災ネットワークを形成する。

4 オープンスペースの把握と整備

(1) オープンスペース等使用計画

- 災害時に、避難誘導、救出救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害の軽減を果たし、市民生活の再建と都市復興を円滑に行うことができる。
- 都は、東京都震災対策条例により、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを定めており、利用可能なオープンスペースを国及び市並びに関係機関と協議のうえ把握し、具体的な使用計画を策定することとしている。
- 都は、具体的な使用計画の策定後、地権者の事前同意を得たうえで告示し、都民に周知する。

(2) オープンスペースの整備

- 災害時の応急対策活動を円滑に行うため、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び市の協力のもとに取り組み、発災時の使用に係るマニュアル等を作成する。

5 ヘリサインの設置

- 災害時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や小金井市災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、公共建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名の表示を行っており、機能維持に努める。

＜ヘリサイン標示の整備状況＞

(令和4年4月)

小学校	中学校	その他公共施設	合計
—	5 か所	—	5 か所

(資料：小金井市)

(別冊 資料 2-2-6 八都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項)

第4 がけ・よう壁、ブロック塀等の崩壊防止

- がけ・よう壁・ブロック塀等の安全管理は、それぞれの所有者や管理者が行うべきものである。そのため、市は、法律や都の条例による基準、方針に基づき、安全のための規制や指導を強化していくとともに、ホームページ・ハザードマップ（防災マップ）等で情報を提供し、警戒避難時の避難方法について周知していく。

1 がけ・よう壁等の安全化

- 都は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。

2 宅地造成工事規制区域の安全化

- 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条の規定に基づき、宅地造成に伴いがけ崩れや土砂の流出等の災害が発生するおそれ大きい地域として、市内の中央部を東西に貫く国分寺崖線一帯を宅地造成工事規制区域として指定している。
- 宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法・宅地造成等規制法に基づき、がけ・よう壁の指導、監督が行われている。
- 既存の危険ながけ・よう壁の所有者・管理者等に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。

(別冊 資料 2-2-7 宅地造成工事規制区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の指定状況)

(別冊 資料 2-2-8 東京都宅地造成工事規制区域図)

3 急傾斜地崩壊危険箇所の安全化

- 市内には、都により、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定されている区域はないが、急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領（平成11年 国土交通省河川局）に基づく調査により、急傾斜地崩壊危険箇所が4か所として公表されている。
- 都では、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、特に危険度の高く対策が必要な箇所について順次、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を行っている。
- 急傾斜地崩壊対策は、私有地内で実施することから、市は、土地の所有者等関係住民の理解と協力を得て都に対して急傾斜地崩壊危険区域の指定を要請し、急傾斜地の安全化の促進を図

る。

4 ブロック塀等の安全化

- 市は、生け垣造成奨励金交付制度を整備し、新規の生け垣造成に対して奨励金を交付している。
- 市は、ブロック塀等撤去助成制度を整備し、一定の要件に該当するブロック塀等の撤去に要する費用の一部を助成している。
- 市は、都が行う建築確認時等の機会を捉え、建築主がブロック塀の設置を計画している場合は、生け垣への転換等について、市の交付制度に関わる情報提供を都に要請する。
- 市は、都に対して、建築主等がブロック塀等への転換を行う場合は、建築主等に対して併せて緑化対策や狭あい道路対策についても啓発するよう要請する。
- 市は、都と連携し、避難路、通学路、緊急輸送路沿道を中心に、ブロック塀の実態把握を進める。
- 市有施設に設置しているブロック塀等については、生け垣・フェンスへの再整備を推進する。
- 都（教育庁）は、震災時における児童生徒等の安全確保を図るため、公立小中学校等のブロック塀等の安全対策を行う区市町村を支援している。

第2節 建築物の耐震化、安全対策の促進

(市、都、小金井消防署、各事業者)

第1 建築物等の安全化

1 建築物の不燃化

- 都市型火災に対する体質強化を図るため、防災上重要な地域（避難場所周辺、延焼遮断帯となり得る避難の沿道等）を中心に、都市計画法による地域地区制度の一環として防火地域・準防火地域の指定拡大に努める。

＜防火地域、準防火地域の指定状況＞ (令和4年4月現在)

区 分	面積 (ha)	対市域面積 (%)
市域面積	1,133	100.0
防火地域	21.1	1.9
準防火地域	424.4	37.5
防火・準防火地域計	445.5	39.3

(資料：小金井市)

(別冊 資料 2-2-9 都市計画図 (用途地域図))

(1) 防火地域・準防火地域の指定基準

- 市は、「用途地域等に関する指定方針及び指定基準」(平成25年4月)を定め、「防火地域及び準防火地域」の指定基準を次のように定めている。
 - ア 原則として、建ぺい率50%以上の区域は準防火地域に指定する。
また、延焼の防止を図ることが必要な区域については、建ぺい率40%以上の区域についても準防火地域に指定することができる。
 - イ 容積率400%以上の区域は防火地域に指定する。
また、容積率200%以上の区域で市街地の安全性の向上を図る区域については、防火地域に指定することができる。

(2) 防火地域・準防火地域の建築制限

ア 防火地域

- 階数3以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物は耐火建築物とする。
- その他は耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 準防火地域

- 階数4以上(地階を除く。)又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物は耐火建築物とする。
- 階数3(地階を除く。)又は延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とする。

- 木造建築物の外壁及び軒裏で、延焼のおそれのある部分は防火構造とする。

2 建築物の耐震化

- 市は、「小金井市耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月改定）」を定めており、この計画に従って総合的に耐震診断・改修の促進を図る。

計画の概要についてまとめたものを次に示す。

(1) 「小金井市耐震改修促進計画」の位置づけ

- 「小金井市耐震改修促進計画」は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条に基づき策定されたものである。

ア 対象建築物

- 対象建築物は、原則として建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前に建てられたすべての建築物とする。

<対象建築物の分類>

対象建築物の分類	内 容
住 宅	○ 戸建住宅（長屋住宅、併用住宅を含む。） ○ 共同住宅
公共建築物	○ 市庁舎、避難所等となる小中学校等の防災上重要な公共建築物 ○ 保育園、公民館等不特定多数の者が利用する公共建築物
民間特定既存耐震不適格建築物	○ 耐震改修促進法第 14 条に定める建築物（特定既存耐震不適格建築物）のうち、民間が所有する建築物 ○ 地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物のうち、民間が所有する建築物（耐震改修促進法附則第 3 条に定める要緊急安全確認大規模建築物耐震診断義務付け建築物）
特定緊急輸送道路沿道建築物	○ 特定緊急輸送道路に接する一定高さを超える建築物（法第 7 条第 1 項に定める要安全確認計画記載建築物〔耐震診断義務付け建築物〕）
組積造の塀	○ コンクリートブロック造の塀や万年塀等の塀 ○ 通行障害建築物となる組積造の塀 ・ 特定緊急輸送道路に接する建物に附属する一定長さ・高さを超える組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。） （法第 7 条第 1 項に定める要安全確認計画記載建築物〔耐震診断義務付け建築物〕）

イ 計画の目的・期間

- 「小金井市耐震改修促進計画（令和 3 年 3 月改定）」は、市内の住宅・建築物の耐震改修等の促進を図り、地震により想定される被害を減少させ、災害に強いまちづくりを早期実現することにより、市民の身体・財産を守ることを目的とする。計画期間を令

和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。ただし、特定緊急輸送道路沿道建築物については令和 17 年度末までを計画期間としている。

(2) 耐震化の現状と目標

建築物の種類	現状		目標	
住宅	令和 3 年 3 月	93.5%	令和 7 年度末	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
民間特定既存耐震不適格建築物	令和 2 年 9 月	95.7%	令和 7 年度末	耐震化率 95%以上 「要緊急安全確認大規模建築物」に該当する建築物は耐震性が不十分な建築物をおおむね解消を目指す
防災上重要な公共建築物	令和 2 年 3 月	96.4%	早期に耐震化率 100%達成	
特定緊急輸送道路沿道建築物	令和 2 年 12 月	総合到達率 91.6%	令和 7 年度末	総合到達率 99%、かつ、区間到達率 95%未満の解消
組積造の塙 (通行障害建築物となる組積造の塙)			令和 7 年度末	耐震性が不十分なものをおおむね解消

※ 特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和 17 年度に総合到達率 100%を目標とする。

※ 民間特定既存耐震不適格建築物における令和 7 年度以降の目標については、次回以降の計画改定時に定める。

(3) 耐震化の促進を図るための施策

ア 住宅の耐震化

- 小金井市木造住宅耐震診断助成金交付要綱に基づき耐震診断を行う場合、耐震診断費用の一部を助成しており、さらに、耐震診断の結果、耐震補強の必要がある場合に、小金井市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱に基づき耐震改修等の費用の一部を助成している。
- 木造住宅耐震診断・耐震改修等の事業においては、一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部と連携して取組みを進めている。
- 現在の助成制度を継続するとともに、住宅の倒壊による被害軽減を図るため、簡易耐震診断の無料実施等、一層効果的な事業展開を図る。

イ 公共建築物の耐震化

- 公共施設については、小金井市公共施設等総合管理計画に基づき、維持管理、活用方針と具体的な計画を検討し、長期に渡る計画的なマネジメントにより耐震性の確保及び最新の耐震基準への対応を図る。
- 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- 学校施設については、長寿命化計画に基づき施設の建替え及び長寿命化改修等を行う。

- 市営住宅については、市営住宅長寿命化計画の定期的な見直し及びこれに基づく予防保全的管理、長寿命化に資する改善を推進する。

ウ 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化

- 民間特定既存耐震不適格建築物のうち、耐震改修促進法第 14 条に規定する防災上重要な学校や病院、高齢者や障がいのある方、乳幼児など災害時に自力での避難が困難な人が利用する福祉施設等について、東京都多摩建築指導事務所と連携して、建物所有者に耐震診断・耐震改修の状況報告を求めるとともに、早期の耐震診断・耐震改修を推進する。
- 耐震改修促進法第 14 条に規定する不特定多数の者が利用する大規模商業施設等については、駅周辺における一時滞在施設ともなるよう、東京都多摩建築指導事務所と連携して、建物所有者に耐震診断・耐震改修の状況報告を求めるとともに、必要な場合、早期の耐震診断・耐震改修を促進する。

エ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- 特定緊急輸送道路沿道建築物については、都と連携して耐震改修促進法に基づく指導、助言及び指示等を建物所有者へ行い、耐震化の啓発を行う。
- 耐震診断を終えた建物所有者に耐震化を促すため、補強に係る費用や工事の影響などについて比較・検討を行い、設計に生かすための改修計画の作成を支援するため、都と連携し、建築の専門家のアドバイザーを派遣する。
- 段階的改修への助成及び 0.3 未満の建築物への助成額の加算などの助成制度等を活用し、事業の周知・啓発を行うことで、耐震化率の向上を図る。
- 特定緊急輸送道路沿道の建物所有者が、限られた期間内に円滑に建築物の耐震化に取り組むためには、条例や助成制度の内容のほか、耐震化に関する技術的な相談を気軽にできる環境を整備することが重要であることから、都や関係団体と連携して、建物所有者等からの専門的な相談・問合せに対応する。

オ 通行障害建築物となる組積造の塀等の耐震化

- 市は、都と連携し、通行障害建築物となる組積造の塀について、重点的かつ集中的に取り組み、早期に耐震診断を実施し、除却や安全な塀への建替え等を促進する。
- 市は、市内の危険なブロック塀等の実態把握に努め、倒壊のおそれのある危険なブロック塀等の建替えや除却等、安全対策を促進する。

(4) 相談体制、普及啓発活動の充実

ア 関係団体と連携した効果的な相談体制の実施

- 市は、今後も耐震化を促進するため、木造住宅耐震相談業務の周知に努める。

イ 木造住宅の耐震化促進

- 耐震診断の実施について、都や関係団体と連携して対象となる建物所有者に働きかけを推進する。
- 技術者を無料で派遣する木造住宅簡易診断等について、一層の情報提供に努め、建物所

有者の意識啓発を図る。

- 自主防災組織及び町会・自治会と連携して、震災時に倒壊による道路閉塞のおそれのある建築物や木造住宅が密集している地域等の把握に努め、地区防災計画の策定等に反映させる。
- 自主防災組織及び町会・自治会を通して、耐震化の普及啓発、耐震改修等助成事業等の情報提供を行う。

ウ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づく周知・啓発

- 市の耐震診断を行った建築物で、改修が行われていない建築物の所有者等に、電話等によるヒアリングを実施し、個別の建物の改修に向けた状況を把握し、耐震化の啓発を行う。
- 新たに耐震診断を行った建築物の所有者に対し、診断終了時に啓発リーフレットの配布や説明などにより耐震化を促す。

エ 市民への周知普及

- 耐震改修の必要性及び耐震関連補助制度の概要について、市報に掲載するとともに、各自治会町会へリーフレット等を配布し周知を図る。
- 関係団体と連携し、「住まいのなんでも相談会」において、耐震化の重要性や必要性についての普及啓発を行うとともに、市民を対象に建物の耐震化に関する相談会を実施する。
- 耐震改修の必要性及び補助制度の概要について、リーフレットを作成し、窓口や各種イベントにおいて配布する。

オ 情報提供体制の充実

- 都では定期的に「地域危険度測定調査」等を実施しており、市は、この調査等を活用し、ホームページ等により地域の防災関連情報を提供する。
- 一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部等と連携して、設計者や工務店の資質や技術力を育成するとともに、都の木造住宅耐震診断事務所登録制度を活用し、耐震診断・補強設計を適切に行える信頼できる設計者や工務店に関する情報を提供する。
- 特定緊急輸送道路沿道の耐震化を進めるため、都や関係団体と連携して建物所有者等への専門的な相談問合せに対応する。
- 講習会の開催を通じ、継続的に市内改修事業者の技術力向上を図る。また、都及び建設関係団体と連携し、耐震改修事業者をリスト化し、窓口等での紹介、閲覧を実施する。
- 耐震性のあることが一目でわかる東京都耐震マーク表示制度を普及し、市民の耐震化への意識や気運を高め、耐震化に向けた取組みを強く促していく。また、長期優良住宅制度や住宅性能表示制度等、住宅の新築時に高い水準の耐震基準を適用した住宅の普及を図る。

カ 耐震改修工法等の情報提供

- 都と連携し、ビルやマンションを対象とした最新の改修事例の情報提供を行う。
- 都と連携し、木造住宅を対象とした安価で信頼できる改修工法等の最新の情報提供を行う。

キ 耐震改修促進法による指導、助言体制等の構築

- 市は、都（所管行政庁）の法や条例に基づく指導、助言等に際して、都と連携した指導、助言を行う。

3 液状化対策

- 市は、東日本大震災で課題となった液状化に対する取組として、都が作成する液状化判定に必要な地盤調査データや地歴データ等の情報の提供、液状化に備えるための手引やリーフレット等による啓発活動に努める。

（別冊 資料 2-2-10 市内施設概況）

（別冊 資料 2-2-11 防火対象物の現況）

（別冊 資料 2-2-12 住宅・土地統計調査を基に推計した住宅の耐震化率）

（別冊 資料 2-2-13 小金井市が所有する公共建築物の耐震化の状況）

（別冊 資料 2-2-14 民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化の状況・耐震化率）

（別冊 資料 2-2-15 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況）

（別冊 資料 2-2-16 木造住宅耐震診断・耐震改修等助成事業の概要）

（別冊 資料 2-2-17 小金井市木造住宅耐震改修等助成金交付要綱等）

第2 エレベーター対策

- 震災時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築するため、以下の対策を実施する。

1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

(1) 市有施設

- 市有施設について、都施設の対策に準じて、エレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

(2) 民間施設

- 市民に装置の設置を普及啓発するとともに、ビルやマンション、特に大規模施設の管理事業者・団体等に対し、装置の設置を働きかける。

<エレベーター閉じ込め防止装置>

装置名	機 能
リスタート運転機能	○ 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	○ 停電時に、バッテリー電源により、エレベーターを自動的に最寄り階まで低速運転で着床させた後、ドアを開き、閉じ込めを防止する装置

装置名	機 能
P 波感知型 地震時管制運転装置	○ 主要動（S 波）が到達する前に、初期微動（P 波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

2 救出体制及び早期復旧体制の構築

- エレベーター保守管理会社に対して、限られた保守要員が効率よく救出及び復旧活動に従事できるよう、連絡体制の強化や「1 ビルにつき 1 台のエレベーターを復旧させるよう要請するとともに、市民、事業者等に普及啓発する。
- エレベーター利用者及び管理者に、閉じ込めが確認された場合には、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。
- エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしながら、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

第3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

1 天井等落下物の安全化

- 建築物については、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。
- 都と連携して、都が作成した天井脱落防止対策に関するリーフレットを活用する等、特定天井の落下防止対策の普及啓発を図る。

2 屋外広告物に対する規制

- 地震の際、広告塔及び看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことが予想される。このため、市は、都と連携し、東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請時及び設置後に維持管理に関する指導を行う。

3 自動販売機の転倒防止

- 道路沿いに設置している自動販売機は、震災時には転倒して人的被害を誘発し、さらに道路上の障害物となり、緊急車両等の通行の妨げとなることが予想される。このため、市等は、自動販売機設置に当たり日本工業規格で制定している「自動販売機据付基準」に基づき、必要な措置を講じるよう指導している。また、道路上への「はみ出し」自動販売機について、今後も、自動販売機の管理者に対し、道路上への「はみ出し」禁止の指導を徹底する。

4 家具類の転倒・落下・移動防止対策

- 東日本大震災では、都内においても、揺れにより家具が転倒したり、ガラスが飛散する等の被害が生じた。特に、ビルやマンションの高層階ほど揺れは大きく、改めて長周期地震動のリ

スクが浮き彫りになった

- この教訓を踏まえて、市民が家具等の転倒・落下・移動により、被害を被ることがないように、市が実施する対策と国・都等の各立場で講じられている対策を以下に示す。

(1) 市

- 市有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表する等、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 市民の安全確保を図るため、高齢者がいる世帯を対象に、希望により家具類の固定を行う補助制度を設け、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付け事業を実施している。今後、障がい者世帯等においても早期に実施できるよう検討する。
- 家具類転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修等、震災対策全般にわたる相談窓口を設ける等、市民の利便性を図るように努める。
- 二重サッシなどの強度の高いガラスへの変更を検討し、強風による窓ガラスの飛散防止を図る。

(2) 都

- 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表する等、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進する。
- 都民・事業者に対する転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。

(3) 小金井消防署

- 東京消防庁は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。
 - ア 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止対策を示した資料等を作成し、都民や事業所に対する防災指導に活用
 - イ 防災週間のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取り付け講習の実施
 - ウ 関係機関・関係団体等と連携した周知
 - エ 映像など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施

第3節 出火、延焼等の防止

（市、都、国、小金井警察署、小金井消防署、各施設管理者）

第1 出火の防止

1 火気使用設備・器具の安全化

- 東京都火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。
- 今後も適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備について指導の徹底を図る。
- 感震機能付分電盤等の普及促進に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

2 石油等危険物施設の安全化

- 市内における石油等の危険物施設は、貯蔵所及び取扱所を合わせて42施設（令和4年4月現在）ある。
- 石油等危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により、出火防止や流出防止対策の推進を図るとともに、適正な貯蔵・取扱いの指導を推進する。

3 液化石油ガス（LPG）消費施設の安全化

- 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努めている。
- 災害防止対策として、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置、料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置を義務づけている。
- 震災対策の強化を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」における「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき、地震時における容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑えて、液化石油ガスの漏洩等による二次災害を未然に防止するよう指導している。

4 火薬類保管施設の安全化

- 市内における火薬類保管施設は、1施設（令和4年4月現在）ある。
- 火薬類は、火薬庫への貯蔵が義務づけられ、保安に関しては厳重な技術上の基準により規制されているほか、火薬庫の所（占）有者に定期自主検査が義務づけられている。
- 火薬類保管施設に対し、保安検査及び立入検査を実施して、保安を確保している。
- 火薬庫以外の場所に貯蔵することが認められている少量の火薬類についても構造及び設備等に関する技術上の基準が定められている。
- 随時、立入検査を実施して保安に関する指導監督に努めている。

5 化学薬品、電気設備等の安全化

(1) 化学薬品の安全化

- 東京消防庁は、化学薬品等の混合混触による出火性状を調査研究し、約 6 千種類の組み合わせによる出火危険性の予測評価を行い、具体的な安全対策を推進している。
- 化学薬品を取り扱う学校、病院、研究施設等に対しては、個別的、具体的な安全対策を指導し、化学薬品保管の適正化を推進している。
- 市立小中学校は、関連法規、通達等を踏まえて東京都教育委員会により編成された「＝理科・生活科＝観察・実験事故防止の手引（四訂版）」に基づき、実験室の安全管理を行う。

ア 主な指導事項

- (ア) 化学薬品容器の転倒落下防止措置
- (イ) 化学薬品収納棚の転倒防止措置
- (ウ) 混合混触発火性物品の近接貯蔵防止措置
- (エ) 化学薬品収納場所の整理整頓
- (オ) 初期消火資器材の整備

(2) 電気設備等の安全対策の強化

- 変電設備や自家発電設備等の電気設備は、東京都火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備が義務づけられている。
- 耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

(3) 電気器具からの出火防止

- 地震時の電気器具や配線からの出火を防止するために、信頼性の高い安全装置（感震機能付住宅用分電盤等）の設置の指導や出火防止対策を講じた電気器具を使用するよう啓発する。

6 その他出火防止のための査察・指導

(1) 病院等に対する査察・指導

- 震災が発生した場合、人命危険が高い病院、高齢者福祉施設、飲食店、大規模物販店舗等の防火対象物に対し、消防用設備等の維持管理及び多量の火気使用施設・器具等の固定、当該施設・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。

(2) その他事業所及び一般住宅に対する防火指導

- その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行う。

(3) 危険物施設に対する査察・指導

- 製造所、給油取扱所（営業用）に対し立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に適正な取扱い及び危険排除のための安全対策についての指導を強化する。

(4) 事業所防災計画の作成・指導

- 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。

7 市民指導の強化

- 各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進するとともに、起震車等の指導用資機材を活用した、実践的な防災訓練を通じて市民の防災行動力の向上を図っている。
- 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。
- 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、市民等への指導を行っていく。
- 大規模地震時の家庭・事業所等における火災を防止するため、広報等を通じて通電火災の危険性を周知するとともに、防災用品の販売・取付あっせん事業を継続して実施することで、感震ブレーカー等の普及啓発及び設置促進を図る。

(1) 出火防止等に関する備えの主な指導事項

- ア 住宅用火災警報器の普及
- イ 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備え等消火準備の徹底
- ウ 耐震自動消火装置付火気器具の点検・整備及びガス漏れ警報器、漏電しゃ断器等、出火を防ぐための安全な機器の普及
- エ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- オ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓の徹底
- カ カーテン等への防災品の普及
- キ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- ク 火気使用器具の固定
- ケ 防火防災訓練への参加

(2) 出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項

- ア 起震車を活用した「出火防止体験訓練」の推進
- イ 火災の発生に備えて消火器の準備や風呂水の汲み置きをしておく。
- ウ 火を使っているときは、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をすること及び出火したときは、おちついて消火することの徹底
- エ 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカー及びガス元栓のしゃ断確認等の出火防止の徹底

オ ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

第2 初期消火体制の強化

1 地域配備消火器

- 市では、120m間隔を原則として道路に面した場所に地域配備消火器を設置している。また、小金井市宅地開発等指導要綱に基づき、地域配備消火器を設置するよう施行者に要請している。
- 空白区域及び住宅密集地域に補強・増設するとともに、保守・管理に当たっている。

(別冊 資料 2-2-18 小金井市消火器設置要綱)

(別冊 資料 2-2-19 小金井市消火器設置状況)

2 消防用設備等の適正化指導

- 消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、市民及び事業者に耐震措置を指導する。

3 住宅用火災警報器の設置の推進

- 平成16年6月の消防法（昭和23年7月24日法律第186号）の改正により、平成22年4月1日から住宅すべてについて住宅用火災警報器の設置が義務づけられた。
- 住宅用火災警報器の助成制度の創設を検討する等により、全ての住宅における設置を推進する。
- 小金井消防署は、住宅用火災警報器の設置促進を図る。

4 市民、事業所の自主防災体制の強化

(1) 市民の防災行動力の向上

- 市民の防災意識の調査や初期消火体制等の実態を把握し、効果的な訓練を推進する。
- 市民を対象にした防火防災訓練では、初歩的な基礎訓練から段階的に体験できるような訓練を実施する。また、自主防災組織等に対しては高度で実践的な訓練を推進する。
- 地域の協力体制づくりを進め、避難行動要支援者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所自衛消防隊の活動能力の強化

- すべての事業所に対し、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導するとともに、各種の訓練や指導等を通じて自衛消防隊の活動能力の充実・強化を図る。
- 事業所相互間の協力体制及び自主防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を整備し、地域との協力体制づくりを推進する。

第3 火災の拡大防止

1 消防活動体制の整備強化

- 本市の自治体消防の内、常備消防は、東京消防庁に委託して設置しており、非常備消防として、小金井市消防団が消防防災活動を行う。
- 東京消防庁は、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、救助資器材を活用してポンプ隊を救助隊として運用し、災害に備えている。

(1) 各種震災時消防計画

- 東京消防庁小金井消防署は、本署及び緑町出張所で構成し、下記のような消防関係車両・資機（器）材を配置し、また、平成17年8月には、市域における火災等による被害の軽減を目的として、専門的知識及び技能を有する消火隊として特別消火中隊が小金井消防署緑町出張所において発隊し、災害に備えている。
- 平常時の消防力を地震にも最大限に活用するため、被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図る。

<小金井消防署の消防車両等>

（令和4年4月現在）

配備人員	配備車両数				
	ポンプ車	はしご車	救急車	その他	計
140人	6台	1台	3台	6台	16台

2 消防水利の整備

(1) 消防水利の現況

- 市では、消火栓、防火水槽、貯水池、受水槽、プール等の消防水利を設置している。

<消防水利の状況>

（令和4年4月現在）

区分 町名	消火栓	防火水槽			受水槽	プール	貯水池等
		100t以上	40t以上	40t未満			
東 町	154	1	23	0	3	2	0
梶野町	103	3	16	0	0	1	1
関野町	14	1	7	0	0	1	1
緑 町	139	1	30	0	0	4	0
中 町	106	1	29	0	0	1	7
前原町	166	2	22	0	0	2	3
本 町	165	2	48	1	1	3	0
桜 町	51	1	14	0	1	3	0
貫井北町	128	0	16	1	1	4	8
貫井南町	127	1	27	0	1	2	2
計	1,153	13	232	2	7	23	22

(2) 消防水利（防火水槽等）の整備計画

- 効果的な消火活動が行えるよう消防水利の確保に努める。
- 震災時の同時多発火災に対処するため、既存水利の機能維持を図るほか、公共施設への併設や民間の開発行為等に際して、小金井市宅地開発等指導要綱により、防火水槽等の確保を積極的に推進する。
- 震災対策として、消火栓の整備及び地域設置消火器の整備に努める。
- 経年防火水槽の耐震化を強化し、震災時の消防水利を確保する。
- 住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- 防火水槽の鉄蓋を可搬ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。

(別冊 協定 消防水利関係 2 消防水利の設置等に関する協定書及び消防水利の設置等に関する協定書に係る実施細目)

(別冊 協定 消防水利関係 4 上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書及び上水道における排水栓の取り扱い等に関する覚書実施細目)

(別冊 協定 消防水利関係 5 上水道における消火栓の設置、維持管理等に関する協定書及び上水道における消火栓補償費に関する覚書)

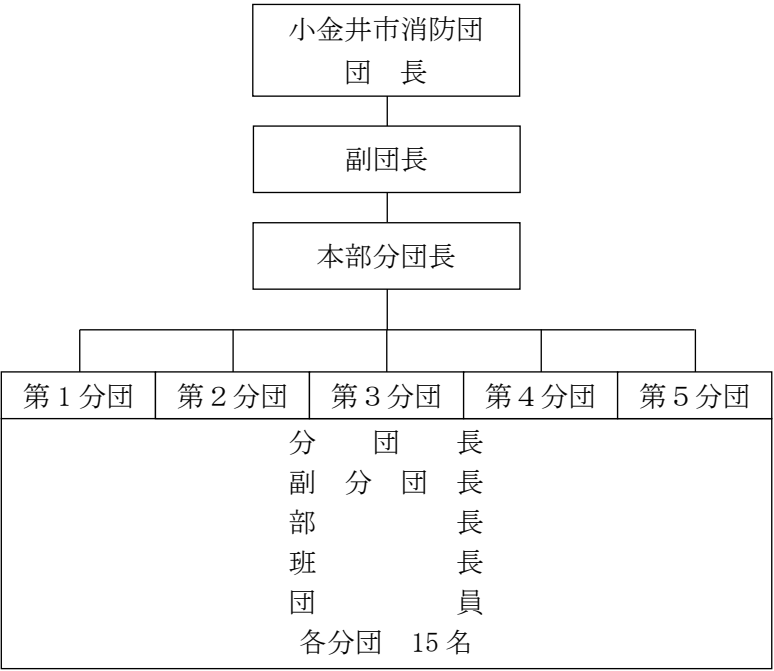
3 消防団体制の強化

- 小金井市消防団（非常備消防）は、震災時、小金井消防署と連携し、初期消火、延焼阻止等の消防活動や救出救護活動等に従事し、平常時には地域住民に対し初期消火、応急救護等の技術的な訓練指導を行う。
- 小金井消防署及び東京都消防訓練所と小金井市消防団との連携を密にして訓練の徹底に努め、消防団員の技術と資質の習熟を図り、災害時の即応体制を確立する。
- 消防団員の確保策をさらに推進し、市民に対する防災指導体制の充実を図るとともに、消防組織を強化するほか小金井市消防団の活動拠点を整備する。

(1) 消防団の体制

- 小金井市消防団は、本団及び分団（5 個分団）、定数 83 名で構成されており、小金井消防署との連携体制を確立して災害に備えている。

＜小金井市消防団の構成＞



(2) 装備・資器材の充実強化

- 小金井市消防団の災害発生時における消防活動の万全を期するため、装備資機（器）材及び通信資機材の充実・強化を図るとともに、地域特性に応じた消防力の整備・増強を図る。なお、可搬ポンプ及び救助資器材等の搬送用車両の確保を推進する。

ア 消防団車両

＜消防団車両の概況＞ (令和4年4月現在)

車 両	台 数	分団名
消防指揮車	1 台	本 団
消防ポンプ車	5 台	第 1 分団～第 5 分団
可搬ポンプ	6 台	本団、第 1 分団～第 5 分団

イ 火災通報システムの整備

- 火災等の災害発生を確実に各分団員に通知するための消防団員緊急連絡システム（電子メールによる伝達システム）を導入し、運用を行っている。

ウ その他の資器材

- (ア) 災害現場における消防団現場指揮本部資器材等を整備し、指揮能力強化を図る。
(イ) 安全確保のための装備、携帯無線機、救急救助用器具、避難誘導用器具、夜間活動用器具を整備・増強し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢の充実を図る。

4 消防活動路の確保

- 震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、さらには道路の陥没等により、消防車両等が通行不能になることが予想される。
- 消防活動に必要な幹線の道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭い道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備等を、関係機関と連携して推進し、消防活動路として確保する。
- 震災消防活動が効果的に行えるよう道路啓開と交通規制について、都及び小金井警察署と連携し、消防活動路の確保に努める。
- 東京消防庁は、消防活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業に対し、消防活動の立場から低減・要望を図り、消火活動が困難な地域の解消に努める。

5 消火活動が困難な地域への対策

- 震災時には、道路の狭いに加え、ブロック塀の倒壊、路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊あるいは断水等により、消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。
- 現在、市内には、道路狭い等により震災時の消防活動が困難な地域が存在している。このため、消防機関と連携し、道路、消防水利、可搬ポンプの整備及び消防団体制の充実等を進め、消火活動が困難な地域への対策の推進を図る。

6 地域防災体制の確立

(1) 自主防災組織と事業所、中学生等との連携体制

- 地震による火災等の災害から市民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要である。
- 地域の自主防災組織と事業所の自衛消防隊、中学校以上の生徒・学生が相互に協力して連携できる体制を整備する。
- 店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

(2) 合同防災訓練の実施

- 地域の防災力を向上させるには、消防機関の活動に加え、専門的な知識技能を有する災害時支援ボランティアの支援活動や自主防災組織、事業所の自衛消防隊等の各組織の協力が必要である。
- 小金井消防署、小金井市消防団をはじめ、災害時支援ボランティア等、組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練（図上訓練及び実践的訓練等）の実施を推進する。

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

- 市は、民生・児童委員及び自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の安全確保に努めるため、寝たきりやひとり暮らし及び高齢者のみ世帯等の避難行動要支援者に対する近隣住民の協力体制づくりを推進する。

第4 高圧ガス・有毒物質等の安全化

1 高圧ガス取扱施設の安全化

- 都は、国の高圧ガス設備等耐震設計基準並びに都の東京都高圧ガス施設安全基準及び高圧ガス小規模貯蔵設備設置指針に基づき、災害時における高圧ガス施設の一層の安全確保を図っている。
- 小金井消防署は、震災時の安全性確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

(別冊 資料 2-2-20 高圧ガス取扱施設)

2 毒物・劇物取扱施設の安全化

- 毒物・劇物による危害未然防止を図るため、それぞれが所管する毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
- 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況について確認し、作成状況や内容を把握するとともに、未作成の場合は作成を指導する。
- 都教育庁は、学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校等における理科系実験用薬品類の管理について」を、公立小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めている。

(別冊 資料 2-2-21 市内における毒劇物保安施設)

3 放射線等使用施設の安全化

- 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、各種の安全予防対策を講じている。

(別冊 資料 2-2-22 市内における放射性物質保安施設)

- 震災時の安全確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

4 危険物等の輸送の安全化

- 石油類、高圧ガスを大量に輸送する場合、走行車両は、転倒、転落防止義務、警戒標識等の標示義務、消火器等防災資材・器具等の携行義務等、種々の規制が行われている。
- 危険物積載車両については、関係官庁による路上取締りを毎年定期的の実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。
- 小金井消防署は、危険物運搬車両の安全対策を推進するため、危険物の運搬、移送中における事故発生時の初期対応、消防機関等への情報提供要領を記載した措置、連絡用資料（イエローカード）を確認し、活用の推進を図る。

第5 教育施設の安全対策

- 災害状況に応じ、校長を中心に全職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。
 - 1 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。
 - 2 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。
 - 3 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
 - 4 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒等の発達段階に配慮する。
 - 5 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
 - 6 児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。
- 小中学校における月1回の防災訓練や安全指導、教職員を対象とした防災に関する研修に関しては、学校防災体制の整備等を活用し、学校運営協議会等とも連携しながら、学校施設の状況や地域の実情を勘定した学校の防災体制の充実を図る。

第6 高層建築物及び地下街等における安全対策

- 高層建築物及び地下街等において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。
- 都は、集中豪雨対策として、河川施設の整備や排水ポンプの設置、浸水に強い建物や安全に避難できる建物の整備の促進などを進めるとともに、水害に関する情報収集・提供や、管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練などを推進することとしている。

機関名	対 策
都 都市整備局	○ 高層建築物及び地下街の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。 ○ 地下街の建設については、関係機関による協議会等を通じて、総合的な観点から安全強化を図る。 ○ 既存の高層建築物及び地下街のうち、対象となるものに対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年又は3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。
警視庁	○ 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。 1 高層建築物 (1) 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施 (2) 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

機関名	対 策
	2 地下街 (1) 地下街警備要図の作成 (2) 地下街関係者との合同防災訓練の実施 (3) 管理者対策の推進による防災標識等の明確化 (4) 広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配布
東京消防庁 (小金井消防署)	○ 関係事業所に対して次の対策を指導する。 1 火災予防対策 (1) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進 (2) 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置 (3) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化 (4) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進 2 避難対策(混乱防止対策) (1) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保 (2) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備 (3) ショーケース、看板、複写機等の転倒、落下、移動防止 (4) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の育成 (5) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底 (6) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進 3 防火・防災管理対策 (1) 従業員に対する消防計画の周知徹底 (2) 管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底 (3) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底 (4) 救出・救護知識の普及及び必要な資器材の整備 (5) 防火管理業務従事者及び防災管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育 (6) 実践的かつ定期的な訓練の実施 4 消防活動対策 (1) 消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進 ○ 高層建築物の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会の答申を受けて策定した下記の防火対策を講じるように指導する。 1 高層の建築物の防火安全対策 2 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏洩防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策） 3 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

第7 文化財施設の安全対策

- 市内の文化財所在リストを整備する。
- 文化財施設の所有者又は管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防火防災訓練を実施する。

- 文化財施設の所有者又は管理者は、消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行うとともに、文化財防災点検表を作成する。

＜点検内容＞

主要項目	点検項目
文化財周辺の整備・点検	文化財の定期的な見回り・点検 文化財周辺環境の整理・整頓
防災体制の整備	防災計画の作成 巡視規則や要項の作成等
防災知識の啓発	国、都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加 ポスターの掲示、防火防災訓練への参加の呼びかけ
防火防災訓練の実施	—
防災設備の整備と点検	外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
緊急時の体制整備	消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う。

- 小金井消防署は、上記点検内容について、管内の文化財施設の所有者又は管理者に指導する。

（別冊 資料 2-2-23 指定文化財一覧）

応急対策

対策項目	担当部課
第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止	都市整備部各班、関係各部班
第2節 消火、危険物対策	消防団、総務部統括調整班、環境部環境庶務班、環境部下水道班、学校教育部各部班

第1節 公共施設等の応急対策による二次災害防止

(市、都)

第1 公共土木施設等

1 道路・橋りょう・河川

(1) 道路・橋りょう

- 発災時、道路管理者は、所管の道路及び橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、応急措置及び応急復旧対策を実施する。
- 道路管理者は、交通規制等の措置又は迂回道路の選定等、通行者の安全対策を講じるとともに、パトロール等による広報を行う。

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
市	応急措置	○ 市道の調査・点検を行い、被害状況を速やかに把握のうえ、道路・橋りょうの被害状況を都災害対策本部（総務局総合防災部）に報告するとともに、都建設局（北多摩南部建設事務所）に情報提供する。 ○ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定等、通行者の安全対策を行う。 ○ 上下水道、電話、電気、ガス等の道路占用施設に危険が発見されたときは、直ちにバリケード等による応急措置をとり、所管の占用者に連絡する。緊急のため、そのいとまがない場合は、安全対策のための措置をとり事後連絡とする。 ○ 落下又は危険と認められた橋りょうは、直ちに通行止め等の措置を行い、迂回路の案内を標示する。

機関名	応急措置及び応急復旧対策	
	応急復旧対策	○ 被害を受けた市道を速やかに復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助救急活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。 ○ 応急復旧作業は、緊急道路障害物除去路線を最優先に行うこととし、その後逐次一般市道の復旧作業を行う。 ○ 道路障害物除去は、原則として2車線（5m）とし、道路状況等からやむを得ない場合には1車線（3m）とする。 ○ 道路面に生じた亀裂、陥没等は、危険のないように埋め戻し応急復旧を行う。また、雨水の浸透、洗掘等により二次的被害のおそれのある場合は、適宜な方法により封緘又は水回し等を施工する。 ○ 上記作業について、市独自で処理できない場合は、速やかに都総務局又は自衛隊に応援要請の手続をとる。
都建設局 （北多摩南部 建設事務所）	応急措置	○ 都道や緊急障害物除去路線に指定された市道については、東京都建設防災ボランティア等と連携して緊急点検を行う。 ○ 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置等を実施する。 ○ 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定等、通行者の安全対策を行う。
	応急復旧対策	○ 被害を受けた都道の応急復旧を行い、交通路の確保に努める。 ○ 応急復旧作業の実施に当たっては、東京建設業協会等との協定に基づき緊急道路障害物除去路線を最優先に行うこととする。 ○ 緊急道路障害物除去路線以外の道路については、二次被害を生じるおそれがある箇所を優先的に障害物除去作業及び障害物の搬出並びに道路陥没等の応急復旧を行っていく。

(2) 河川

機関名	応急措置及び応急復旧対策
市	○ 水防活動と並行して、管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、都建設局（北多摩南部建設事務所）に報告するとともに、必要な応急措置を実施する。 ○ 浸水被害が発生した場合は、総務部統括調整班を通して、小金井市消防団に出動を要請し応急排水を実施するとともに、都建設局（北多摩南部建設事務所）に報告し、状況に応じて移動排水ポンプ車の派遣を要請し、被害の拡大を防止する。
都建設局 （北多摩南部 建設事務所）	○ 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努め、必要な応急措置を実施する。 ○ 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。 ○ 市の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急・復旧対策を総合的判断のもとに実施する。 ○ 総合的判断のもとに、移動排水ポンプ車の派遣を決定する。

○ 緊急に復旧すべき施設

ア 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

イ 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの

ウ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

2 急傾斜地崩壊防止施設

- 地震等により、被害が発生した場合、施設管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急・復旧を行う。

機関名	応急措置及び応急復旧対策
市	○ 急傾斜地を巡視し、被害箇所については、直ちに都建設局（北多摩南部建設事務所）に報告するとともに、周辺住民の安全対策等の必要な措置を実施する。
都建設局 （北多摩南部 建設事務所）	○ 砂防施設（砂防堰堤、流路工、山腹工等）、地すべり防止施設（集水井、抑止杭、排水工等）及び急傾斜地崩壊防止施設（法面保護工、落石防護柵等）の被害状況を把握し、施設の応急対策を実施し復旧に努める。 ○ 土砂災害による急迫した危険が認められる場合、市が適切に避難指示等の判断が行えるよう、情報を提供する。

第2 社会公共施設等

1 社会公共施設等の応急危険度判定

- 地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、本震後の地震活動等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

判定対象建築物	内 容
市立の 公共建築物	○ 市は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ○ 市は、その所管する公共建築物の判定が困難な場合、都本部に判定実施の支援を要請する。 ○ 都本部は、公共建築物等応急危険度判定部会を設置し、判定実施の調整を行う。 ○ 都本部は、応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体への協力を要請する。
上記以外の 社会公共施設	○ 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 ○ 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、都又は市に判定実施の支援を要請する。 ○ 都又は市は、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

2 各施設の応急・復旧対策

施設等	応急・復旧措置
社会福祉施設等	○ 社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに入所者及び利用者の安全確保及び避難誘導を行うとともに、施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、施設の安全を確保する。 ○ 利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。 ○ 施設独自での復旧が困難である場合は、小金井市災害対策本部又は関係機関に連絡し、援助を要請する。 ○ 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。
児童福祉施設	○ 応急対策 (1) 学校長等は、児童・生徒等の安全確保を図るため、あらかじめ作成した避難計画に基づいて行動する。 (2) 学校防災計画等に基づき行動する。 (3) 市立小中学校の教職員は、学校長を本部長とする「学校災害対策本部」を設置し、市災害対策本部と連携し、活動する。 (4) 緊急時には、関係防災機関へ通報して臨機の措置を講じる。 (5) 避難所になった場合は、市災害対策本部の活動に協力し、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、本震後の地震活動や火災予防についても十分な措置をとる。 (6) 学校施設等の応急修理を迅速に実施する。 ○ 復旧対策 (1) 甚大な被害を受け、教育活動ができない状態にあると判断される場合は、教育委員会は、学校長及び都教育委員会と連絡を密にして、応急教育計画等を作成する。 (2) 児童、生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。 (3) 保育園等の施設においても、被害状況を勘案して業務の継続が困難な場合は、応急保育計画を作成して業務の継続等を検討する。 (4) 甚大な被害を受けたとき、学校教育部学校教育庶務班は、都教育委員会と連絡を密にして、被害額等を調査し、「公立学校施設災害復旧費国庫負担法」による事務手続を行い、国庫補助金の交付を受ける。
文化財施設	○ 応急対策 (1) 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに小金井消防署に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。 (2) 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、被災状況を速やかに調査し、市教育委員会に報告するとともに、都指定の文化財にあっては都教育委員会に、国指定の文化財においては、都を経由して文化庁に報告する。 (3) 関係防災機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。 ○ 復旧対策 (1) 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等

施設等	応急・復旧措置
	の重要度に応じて、市教育委員会、都教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。
文化施設 社会教育施設	○ 応急対策 (1) 文化施設・社会教育施設の管理者は、利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。 (2) 災害状況に即した対応ができるよう関係機関との緊急連絡体制を確立する。 ○ 復旧対策 (1) 社会教育施設等は、住民が日ごろ利用する施設であることを配慮し、震災後、直ちに被害状況を把握し、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。 (2) 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻った後に、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第2節 消火、危険物対策

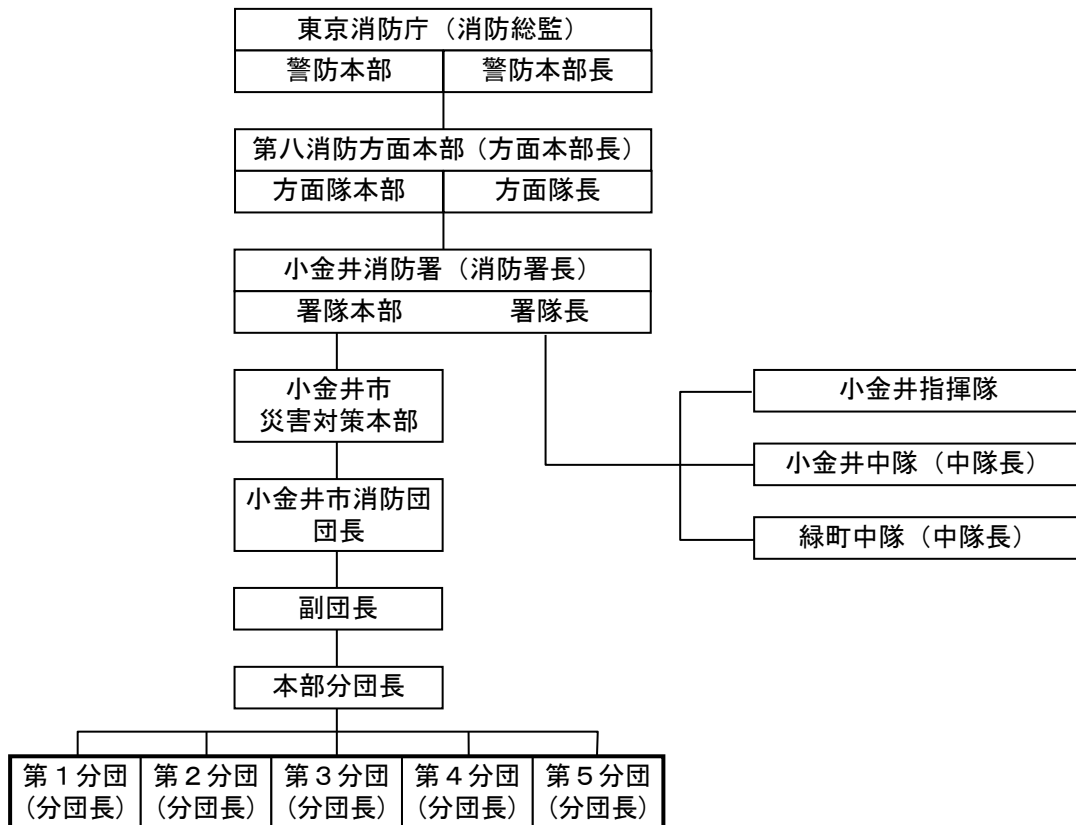
(市、都、小金井警察署、小金井消防署)

第1 震災消防活動

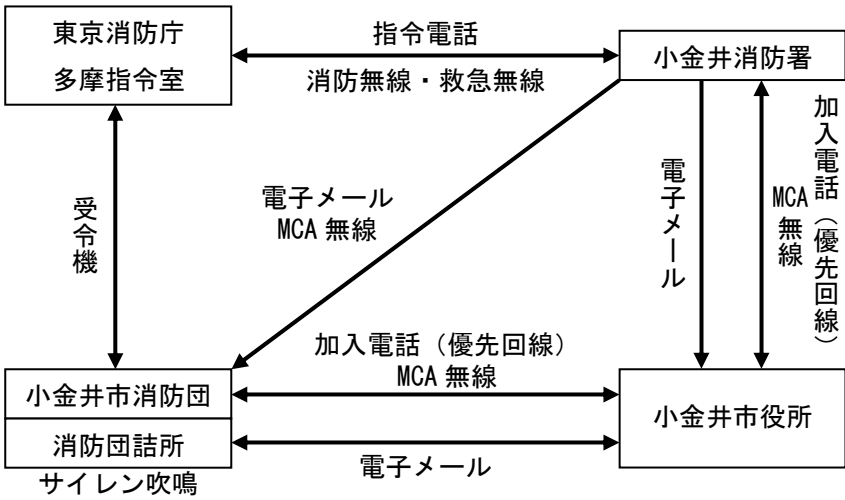
1 小金井消防署の活動態勢

- 小金井消防署は、発災時において、市民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行う。
- 小金井市消防団と連携し、その全機能をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努める等、災害に即応した消防活動を展開して、震災から市民の生命、財産を守る。

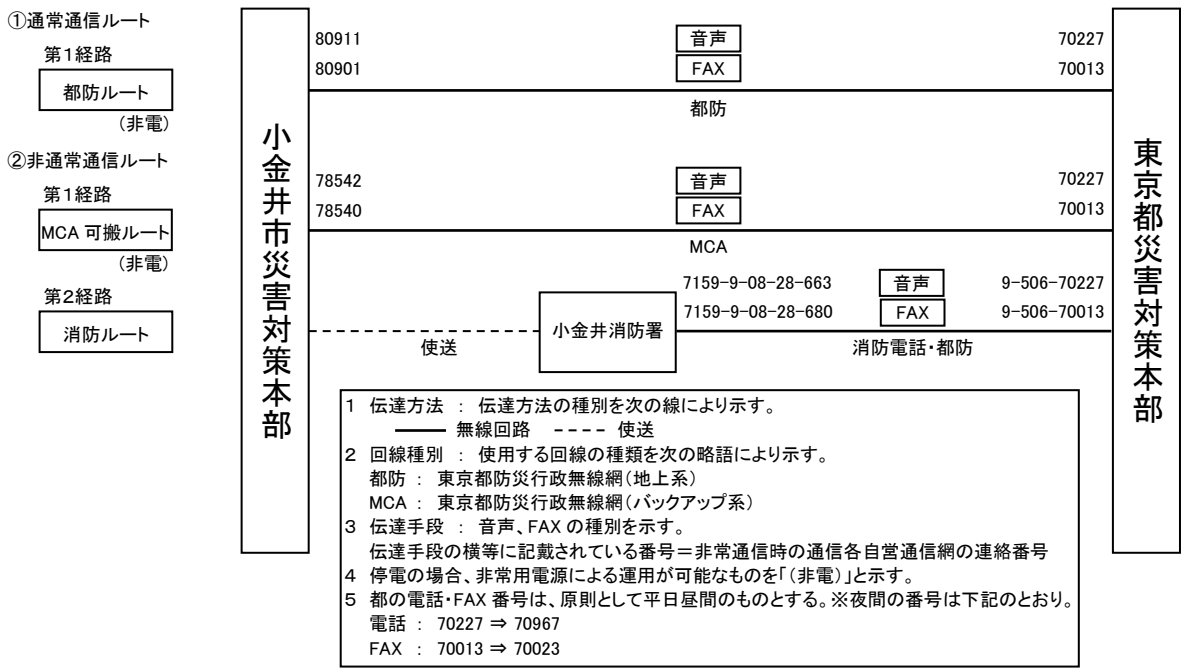
(1) 小金井消防署・小金井市消防団機構一覧



(2) 災害等情報伝達系統



(3) 東京都地方通信ルート（区市町村と東京都を結ぶ通信ルート）



(4) 震災警防本部等の運営

- 東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、小金井消防署には署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。
- 発災時にはこれら各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

項目	活動態勢
震災配備態勢	○ 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

項 目	活動態勢
震災非常配備態勢	○ 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	○ 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は直ちに所定の場所に参集する。 ○ 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員が招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(5) 震災消防活動（消防署）

項 目	内 容
活動方針	○ 延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。 ○ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 ○ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	○ 地震に伴う火災、救助・救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。 ○ 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火活動	○ 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 ○ 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 ○ 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、自主防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助・救急活動	○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 ○ 救急活動に当たっては、緊急医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 ○ 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車を活用して医療機関へ迅速に搬送する。 ○ 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
情報収集等	○ 署隊本部は、所定の計画に基づき、地震被害予測システムの結果、119 番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職（団）員情報による早期災

項 目	内 容
	害情報システム等を活用した情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に火災等の情報収集を行う。 ○ 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ○ 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に収集した災害の情報交換を行う。

(6) 震災消防活動（消防団）

項 目	内 容
消防団の活動	○ 小金井市消防団は、地域に密着した関係防災機関として、分団に受持区域内の住民に対して出火防止、初期消火等の指導を行うとともに、現有装備を活用し、火災その他災害に対し、小金井消防署の指揮の下に、小金井市消防団震災対応マニュアルに基づき、消防活動に当たるものとする。 1 出火防止 ○ 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火及び避難をよびかける。 2 参集 ○ 指定された参集場所に参集する。 3 消火活動 ○ 分団受持区域内に発生した火災に対する消火活動及び避難道路確保のための消火活動は、消防団長を通じて要請した火災に出動し、小金井消防署の指揮のもとに現場活動を行う。 4 火災防御上の原則 ○ 火災防御は、「震災消防活動（消防署）」の定めるところにより行う。 5 情報の収集 ○ 参集途上における消火活動上必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況の情報収集と報告及び消防団本部又は分団との指示命令の伝達等を行う。 6 応急救護 ○ 要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い安全な場所へ搬送を行う。 7 避難場所、避難所の防護等 ○ 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所、避難所の防護活動を行う。

(7) 消防相互応援協力

- 地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生じることが見込まれる場合は、消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防の相互応援協定を締結している消防団及び消防組織法第 45 条の規定に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。

（別冊 協定 相互応援 5 三鷹市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書）

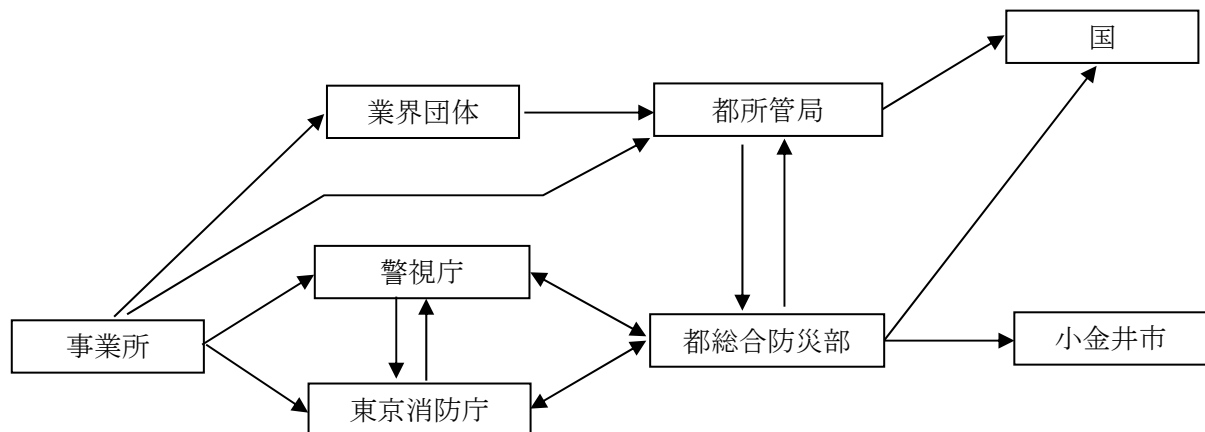
- (別冊 協定 相互応援 6 武蔵野市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書)
 (別冊 協定 相互応援 7 府中市及び小金井市の消防の相互応援に関する協定書)
 (別冊 協定 相互応援 8 小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定)

第2 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置

○ 市は、地震により、危険物、毒劇物取扱施設等が危険な状態となった場合又は危険が予測される場合は、関係機関の協力のもと、必要に応じて次の措置を行う。

- 1 住民に対する避難指示等
- 2 住民の避難誘導
- 3 避難所の開設
- 4 避難住民の保護
- 5 情報提供
- 6 関係機関との連絡

<一般的な事故報告等の流れ>



(資料：東京都地域防災計画 震災編 (令和元年修正))

1 石油类等危険物保管施設の応急措置

○ 小金井消防署は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

また、必要があると認めるときは、法令に定めるところにより応急措置命令等を行う。

- (1) 危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防火措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

2 高圧ガス取扱施設の応急措置

(1) 高圧ガス震災時応援連絡体制

ア 高圧ガス震災時応援連絡体制

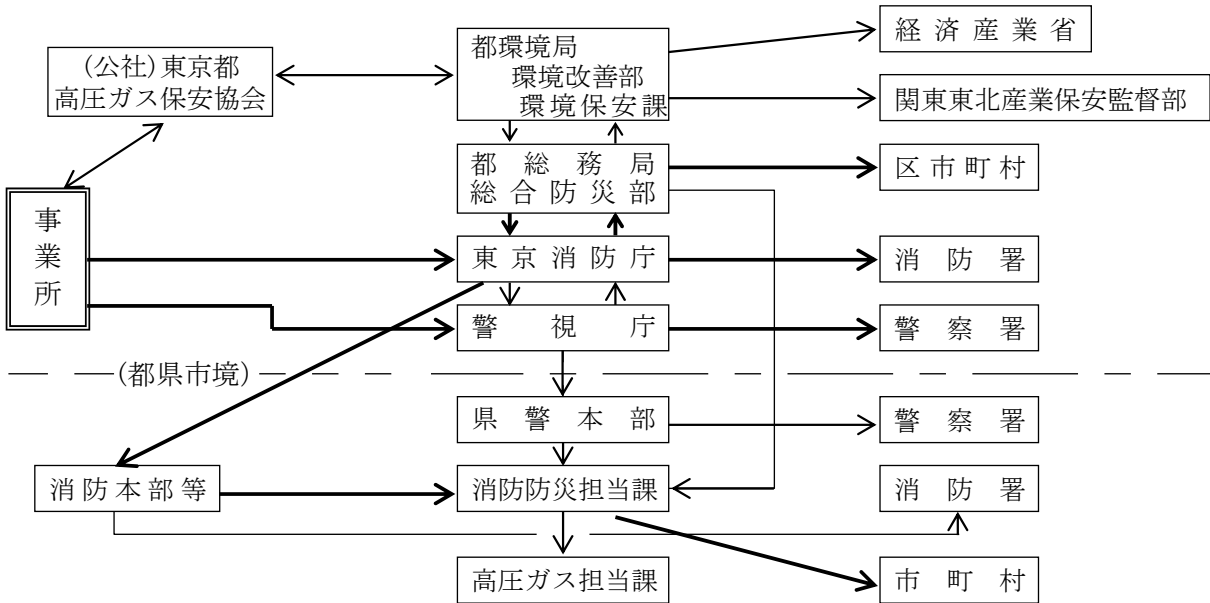
- 高圧ガス漏洩事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。
- 防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する態勢をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。

イ 高圧ガス漏洩事故発生時の広域連絡体制

- 高圧ガス貯蔵施設が被害を受け塩素ガス等の有毒ガスが漏洩した場合、気体としての特性から、都県境を越える等広範囲に被害が拡大するおそれがある。このため、都は近接の他県市との間に広域情報連絡体制を定めている。

(別冊 資料 2-2-24 高圧ガス大規模漏洩時に係る連絡通報窓口)

<高圧ガス漏洩事故発生時の広域通報系統図> (都において事故が発生した場合)



(資料：東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）資料編 資料第 39)

ウ 関係機関による通報

- 関係機関は、高圧ガス大規模漏洩等緊急の場合、所定の様式に基づき通報する。

(2) 機関別対応措置

機関名	対応措置
警視庁 小金井警察署	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
東京消防庁 小金井消防署	○ 災害の拡大、影響等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報を行う。 ○ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の指示及び市へのその内容の通報を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2節の第1「震災消防活動」により対処する。

3 毒物・劇物取扱施設の応急措置

(1) 機関別対応措置

機関名	対応措置
都福祉保健局	○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏洩、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。 ○ 毒物・劇物が飛散、漏洩した場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 ○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東京消防庁 小金井消防署	○ 災害の拡大、影響等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報を行う。 ○ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難の指示及び市へのその内容の通報を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2節の第1「震災消防活動」により対処する。
警視庁 小金井警察署	○ 毒物・劇物の飛散、漏洩等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
市	○ 学校教育部は、発生時の活動について、次の対策を樹立しておき、これに基づき行動するよう指導する。 - ア 発災時の任務分担、鍵の管理及び保管場所の周知

機関名	対応措置
	イ 出火防止及び初期消火活動 ウ 危険物等の漏洩、流出等による危険防止 エ 実験中における薬品容器、実験容器の転倒、落下防止及び転倒、落下等による火災等の防止 オ 児童・生徒等に対して、発災時における緊急措置に関する安全教育の徹底 カ 被害状況の把握、情報収集及び伝達等 キ 避難場所及び避難方法 ○ 環境部は、石油毒劇物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、小金井消防署に通報するとともに、事業者に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。 ○ 環境部は、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。 ○ 環境部は、都下水道局流域下水道本部に流入状況を報告する。

4 放射線等使用施設の応急措置

- 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。
- 原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命じることができる。

機関名	対応措置
東京消防庁 小金井消防署	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都福祉保健局	○ RI 使用医療施設等での被害が発生した場合、人身の被害を最小限にとどめるため、4 人を 1 班とする RI 管理測定班を編成し、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止、住民の不安の除去に努める。

5 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 危険物及び高圧ガス輸送車両等の応急対策

機関名	対応措置
警視庁 小金井警察署	○ 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、把握した事故の概要及び被害状況等について市民等に対する広報を行う。 ○ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
東京消防庁 小金井消防署	○ 危険物による被害状況等情報収集に努めるとともに、関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策は、第2節の第1の「震災消防活動」により対処する。

(2) 核燃料物質輸送車両の応急対策

- 核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。
- 事故時の対応措置は、次のとおり。

機関名	対応措置
警視庁 小金井警察署	○ 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。 ○ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
東京消防庁 小金井消防署	○ 事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	○ 事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難等必要な措置を講じる。

6 危険動物の逸走時対策

- 危険動物の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対応措置
警視庁 小金井警察署	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置を行う。

機関名	対応措置
東京消防庁 小金井消防署	○ 情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。
都福祉保健局	○ 情報の収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局（庁）との連絡調整

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 交通関連施設の安全確保

道路及び橋りょう等は、都市活動を支える基盤として重要な役割を担っており、市では、都と連携して都市計画道路や市道の整備、橋りょうの耐震化等を進めている。市内の都市計画道路（幹線街路）16路線、総延長31,330mのうち、完成延長は約14,939mで完成率は約47.7%（令和4年4月現在）となっている。

また、平成26年3月にJR中央本線連続立体交差事業が完了し、踏切による慢性的な交通渋滞が解消された。これに伴って、鉄道により分断されていた鉄道周辺の都市計画道路の整備を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の耐震化を促進している。

- JR中央本線連続立体交差事業により、市内の踏切7か所（弁天踏切・本町踏切・小金井街道踏切・緑町踏切・中町踏切・東町踏切・梶野新田踏切）を除却（平成21年度）
- 都市計画道路の完成率 約47.7%（令和4年4月現在）
- 橋りょうの点検 全橋75橋（市管理橋）（令和4年4月現在）
- 市内の緊急輸送ネットワーク（令和4年4月現在）

分 類		市内での指定路線
都緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送ネットワーク	○新小金井街道 ○五日市街道 ○東八道路
	第二次緊急輸送ネットワーク	○小金井街道 ○連雀通り
	第三次緊急輸送ネットワーク	○連雀通り
市緊急輸送ネットワーク		○市道第1号線（北大通り） ○市道第12号線（緑中央通り）

2 ライフライン等の確保

水道施設については、都水道局震災対策事業計画に基づき、水道管路の耐震継手化や自家発電設備の増強等の耐震化等が進められている。また、下水道施設については、小金井市公共下水道プランに基づき、マンホールの浮上防止対策や接続部の可とう化等の耐震化を進めている。

また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組みが進められている。

○ 水道：水道管路は、耐震性に優れたダクタイル鋳鉄管への取替をほぼ完了している。

また、配水管路の耐震継手率は都全体（令和２年度末）で４７％（市内４２％）となっている。

３ エネルギーの確保

都市機能を支えるエネルギー（電力）については、これまで、都立学校等を活用して太陽光発電を導入するほか、水再生センター等で非常用発電設備の整備等の取組みや民間事業者がコージェネレーションシステムを導入する際の支援が、都により進められている。また、非常用発電等に必要となる燃料の安定供給に向けて、東京都石油商業組合多摩東支部と燃料の安定供給のための協定を締結（平成２１年３月）、医療拠点病院となる施設の燃料供給について、三信石油株式会社及び総合エネルギー株式会社と災害時における燃料等の供給に関する協定を締結（平成２７年６月）、避難所等において利用するＬＰガス等の供給について、東京都ＬＰガス協会北多摩南部支部と災害時におけるＬＰガス等の供給に関する協定を締結（平成３１年４月）、避難所等の停電時における非常用電源として、東日本三菱自動車販売株式会社及び三菱自動車工業株式会社と災害時における電動車両等の支援に関する協定を締結（令和３年５月）している。

なお、都では、「東京都ＬＣＰ（居住継続性能）住宅情報登録・閲覧制度」により、停電時でも必要最小限の電源を確保することで、自宅での生活継続を可能とする集合住宅の情報を登録・公開している。

第２ 課題

＜小金井市の被害想定＞

項目		被害想定	
電力	停電率	８．５％	多摩東部直下地震（冬１８時、風速４ｍ・８ｍ／秒）
通信	不通率	５．４％	多摩東部直下地震（冬１８時、風速８ｍ／秒）
上水道	断水率	２１．１％	多摩東部直下地震
下水道	管きよ被害率	４．６％	多摩東部直下地震
ガス	供給停止率	４９．９％	多摩東部直下地震

（資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 令和４年５月２５日）

１ 交通関連施設の安全確保に向けた課題

都市計画道路の整備状況は、完成率が約４７．７％（令和４年４月現在）となっており、特にＪＲ中央本線連続立体交差事業による鉄道高架化完了に伴い、南北方向の道路整備の推進とともに、緊急輸送道路沿道の耐震化促進が必要である。

また、市道については、幅員 4m未満の狭あい道路が多く、地震による沿道建築物の倒壊による閉塞のおそれがあり、狭あい道路の拡幅整備や沿道建築物の耐震化・不燃化等が課題である。

橋りょうは、ひとたび落下すると、道路・交通等への影響が大きいため、耐震補強等が課題である。

2 ライフラインの確保に向けた課題

水道については、都により施設の耐震化やネットワーク化の取組みが進められてきているが、一部にバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。

また、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組みをさらに強化し、都による水再生センター等の耐震性強化の取組みを推進する必要がある。

電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、引き続き、こうした事業者による取組みを着実に進める必要がある。

3 エネルギーの確保に向けた課題

エネルギーは都市の機能を支えるうえで不可欠なものであり、特に震災時に防災拠点となる公共施設やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう、自立・分散型電源の確保が重要となる。

また、東日本大震災後に実施された計画停電を踏まえ、市民生活や市の事務所機能の維持の観点からもエネルギー確保の重要性が改めて認識された。

このため、非常用発電機用の燃料確保についても、電力復旧に時間を要する状況も想定し、既存の協定の実行性を一層高めるための取組みを推進する必要がある。

第3 対策の方向性

1 交通関連施設の安全確保

道路や鉄道等、市民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保、交通規制、鉄道の安全確保と早期復旧、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後も交通・物流機能を維持する。

都市としての交通機能の回復や歩行者の安全確保、震災時における火災の延焼防止、避難路、緊急輸送道路の通行確保及び道路整備による沿線不燃化の促進を図るため、道路整備を推進する。

また、鉄道事業者との連携を進め、災害時の安全確保に努めていく。

2 ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

3 エネルギーの確保

震災時に防災拠点となる公共施設等の自立・分散型電源の確保及び非常用発電機用の燃料確保の取組みを推進する。

また、市民の省エネルギー、再生エネルギー活用を取組みを促進し、発災後も市民生活を維持できる体制づくりを進めるとともに、「東京都 LCP 住宅情報登録・閲覧制度」の普及等により、必要最小限の電源を確保することで、市民が住宅内に留まり、生活の継続を可能とする性能を備えた住宅の普及を促進する。

第4 到達目標

1 幹線道路網の整備及び特定緊急輸送道路の沿道建築物や橋りょうの耐震化

都市計画道路については、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成 28 年 3 月、東京都・特別区・26 市・2 町）、及び「小金井市都市計画マスタープラン」（令和 4 年 8 月）に基づき、特に南北方向の道路基盤形成に向けて整備を推進する。

また、JR 中央本線連続立体交差事業による鉄道高架化完了に伴い、沿線の市道整備により市街地の安全性や防災拠点へのアクセス整備を推進する。

特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化については、小金井市耐震改修促進計画に基づき、事業を推進していく。

2 水道・下水道施設の耐震化

市民生活への影響を最小限に抑えるため、水道施設については、都により、浄水場や給水所等の耐震化、医療機関をはじめ、小中学校の避難所等の重要施設への管路の耐震継手化を図っている。

下水道施設については、都により、水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進するとともに、震災時のトイレ機能を確保するため、避難所や災害拠点病院等の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化、さらに駅周辺や災害復旧拠点となる施設等に拡大して、耐震化を進める。

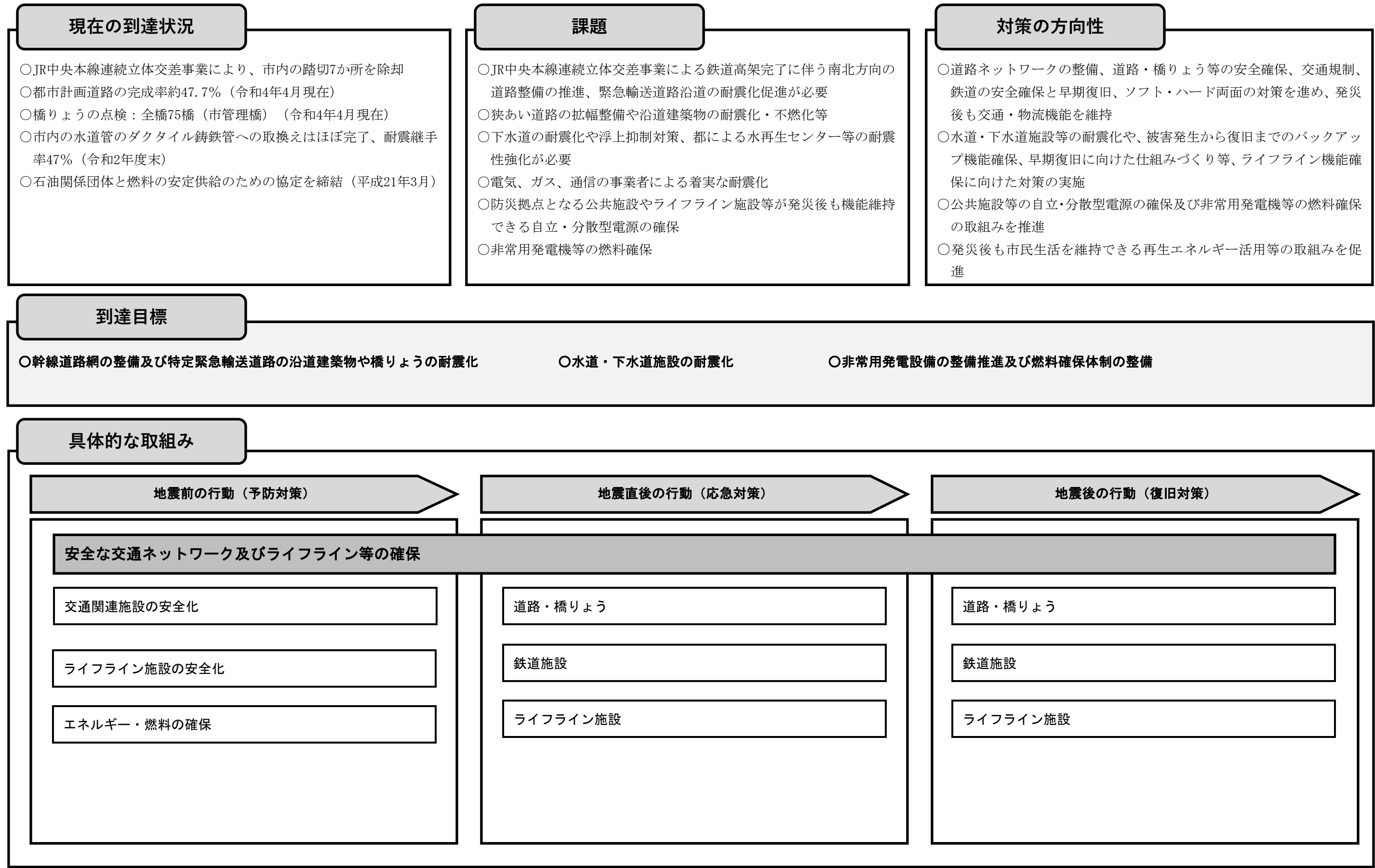
電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組みを継続する。

これらの取組みにより、ライフライン機能を維持・早期復旧するバックアップ体制を確保する。

3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

- 防災拠点となる公共施設の非常用電源及び燃料の確保
- 燃料供給体制の確立
- 市民が住宅内に留まり、生活の継続を可能とする性能を備えた住宅の普及の促進

第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保



予防対策

対策項目	担当部課
第1節 交通関連施設の安全化	総務部地域安全課、都市整備部都市計画課、 都市整備部まちづくり推進課、都市整備部道路管理課、 都市整備部区画整理課
第2節 ライフライン施設の安全化	環境部下水道課
第3節 エネルギー・燃料の確保	総務部管財課、生涯学習部生涯学習課

第1節 交通関連施設の安全化

（市、都、小金井警察署、各事業者）

第1 道路・橋りょう等の整備

- 道路は、都市活動を支える根幹的都市施設であり、震災時には、避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすのみならず、沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等災害に強いまちづくりに貢献するところが多い。
- 都市計画道路の整備を促進・推進するとともに、地区内道路のネットワーク化を図り、防災上の観点から地域の実情に合った道路の新設・改良、狭あい道路の拡幅整備を推進する。

（別冊 資料 2-3-1 都道及び市道の状況）

1 都市計画道路の整備

- 都市計画道路の整備を「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成28年3月）に基づき進める。

<小金井市の優先整備路線>

- 都施行路線

路線名	区 間	延 長
小金井3・4・1号線	小金井3・4・11付近～小金井3・4・7	2,050m
小金井3・4・11号線外	府中3・2・2の1～小金井3・4・1	830m

(1) 整備状況

- 都市計画道路の整備状況については、第2部第2章に掲載

（別冊 資料 2-3-2 都市計画道路の状況）

(2) 避難場所（広域避難場所）への避難道路の整備

- ネットワークされている都市計画道路等の整備を推進し、避難場所への避難道路として活

用を図る。

(3) 広幅員道路の整備

- 幹線道路の整備を推進する。

(4) 電線類地中化（無電柱化）の推進

- 道路上の電線類地中化（無電柱化）を進めることにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実等、都市防災の一層の向上を図る。

(5) 街路樹等延焼遮断帯の整備

- 都市計画道路の整備の際に、歩道に植樹帯を設けること等の施策を講じ、緑のネットワークを整備する。

2 区画道路の整備

(1) 消防活動困難区域の解消

- 消防活動困難区域を把握し、地区計画等のまちづくり手法により、道路整備を行う。

(2) 避難道路の整備

- 街区内の一時避難場所周辺の道路を整備し、避難道路となる都市計画道路への安全な避難ルートを確保する。

(3) 防災空間の確保

- 道路単独で延焼を防止する空間を区画道路の整備推進により確保する。

3 狭あい道路の拡幅整備

- 幅員が 4m に満たない狭あい道路を拡幅整備し、災害時の避難道路、緊急車両の乗り入れ、消防活動路を確保する。

4 橋りょうの整備

- 地震等の災害時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐震性の不足している橋りょう、交通の狭あい路となっている橋りょうについて、架替・補強及び耐荷力の増強等の整備を促進する。
- 橋りょう点検事業を踏まえて、防災上重要な位置づけにある橋りょうから計画的に落橋防止対策や橋脚の補強等を実施する。

第2 道路及び交通施設の安全化

1 道路施設

- 道路施設の耐震性強化を図るとともに、必要な防災施設の整備を図る。
- 道路に附属する標識等の安全性を確保する。

(1) 耐震性と施設の安全対策

- 道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準」（国土交通省都市局長、道路局長通達：平成 29 年 7 月）及び「道路橋示方書・同解説」（（社）日本道路協会：平成 29 年 11 月）に従うこととする。

2 鉄道施設

- 鉄道事業者は、震災による列車事故を防止するため、施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

(1) 耐震性の基準と施設の安全対策

- 鉄道事業者は、列車運転の安全確保を確立し、輸送業務を災害から未然に防止するため、線路施設等の耐震性の向上に努め、施設の安全対策を図るとともに、災害に関する取組みについて、分かりやすく周知する。構造物は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強について」（平成 13 年 6 月国土交通省通達）及び「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」平成 24 年 7 月国土交通省通達）により、適切に対応する。

第3 緊急輸送ネットワーク整備

1 市の緊急輸送道路の整備

- 市役所や避難所等の災害時の市内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路を指定し、緊急物資等の輸送のための手段を確保する。
- 市の緊急輸送道路の指定においては、緊急輸送の実効性を担保するため、警視庁が交通規制を実施する緊急交通路との整合を図るとともに、道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う緊急道路障害物除去路線との整合を図る。

（別冊 資料 2-3-3 市緊急輸送ネットワーク図）

2 都における緊急輸送ネットワーク整備

- 緊急輸送ネットワークとして、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結び、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次・第二次・第三次の緊急輸送ネットワークを整備する。

<緊急輸送ネットワークの分類>

分 類	目 的	説 明
第一次緊急輸送ネットワーク	都と小金井市災害対策本部間及び都と他県との連絡を図る。	応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、市庁舎、輸送路管理機関等を連絡する輸送路
第二次緊急輸送ネットワーク	第一次緊急輸送路と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連絡を図る。	第一次緊急輸送路と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路
第三次緊急輸送ネットワーク	主に緊急物資輸送拠点間の連絡を図る。	トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と市の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

(別冊 資料 2-3-4 都緊急輸送ネットワーク図)

3 緊急輸送ネットワークにおける指定拠点

(1) 市指定拠点

施設名	所在地	機能
小金井市役所第二庁舎駐車場	小金井市前原町 3-41-15	第三次
小金井市総合体育館	小金井市関野町 1-13-1 (都立小金井公園内)	第三次

(注) 表頭「機能」欄は、第三次緊急輸送ネットワークを構成する指定拠点であることを示す。

(2) 都指定拠点（小金井市内に存在するもの）

応急対策活動の種類		指定拠点の種類		機能
本 部		市本庁舎	小金井市役所本庁舎	第一次
主要初動対応その他	警 察	警視庁	小金井警察署	第二次
	消 防	東京消防庁	小金井消防署	第二次
	医 療	保健所等	小金井市保健センター	第二次
	救 出 救 助 拠 点	・大規模救出救助活動拠点 ・医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場	都立小金井公園	第二次
輸送拠点	地域内輸送拠点	市庁舎等	小金井市役所第2駐車場 小金井市総合体育館	第三次

(注) 表頭「機能」欄は、それぞれ第一次、第二次緊急輸送ネットワークを構成する指定拠点であることを示す。

4 緊急道路障害物除去路線等の選定

- 市及び都は、緊急障害物除去を行う路線を次の基準により選定し、緊急道路障害物除去路線として定めている。

- 緊急道路障害物除去路線とは、原則として上下各 1 車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線である。

機関名	選定基準
都建設局 (北多摩南部 建設事務所)	(1) 緊急交通路等の交通規制を行う路線 (2) 緊急輸送ネットワークの路線(緊急輸送道路)(注) (3) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線 (4) 上記(1)～(3)は、原則として、幅員 15m 以上の道路の路線 (注) 緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都知事及び市長が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。
市 (都市整備部 道路復旧班)	(1) 都の指定路線を補完する路線 (2) 基幹道路から避難場所に接続する路線 <市指定道路> 市道第 1 号線(北大通り) 市道第 12 号線(緑中央通り)

(別冊 資料 2-3-5 緊急道路障害物除去路線図)

5 大規模災害時における緊急交通路の交通規制に係る緊急通行車両の確認について【再掲】

⇒震災編 第 2 部 9-13 第 3 緊急通行車両等の確認

第 2 節 ライフライン施設の安全化

(市、都、関係防災機関)

第 1 水道施設

1 計画の方針

- 水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図るとともに、バックアップ機能を強化する。
- 都水道局職員が駆けつけなくとも、町会・自治会等が円滑な応急給水活動を開始できるように施設整備等を行う。

機関名	内 容
都水道局	○ 水道施設の耐震化の着実な推進 ○ 効果的な耐震継手化の推進 ○ バックアップ機能の更なる強化 ○ 自家発電設備の設置・増強による電力の自立化

2 水道施設の耐震化

- 都水道局は、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。

3 管路の耐震化

- 都水道局は、管路について、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートへの耐震継手化を令和元年度までに完了、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、耐震継手化を推進する。

4 バックアップ機能等の強化

- 都水道局は、震災などで浄水場等の機能が停止しても可能な限り給水できるよう、広域的な送配水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っていく。

(別冊 資料 2-3-6 水道施設位置図)

- 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っていく。
- 震災時における材料の調達には、迅速・確実に確保する観点から、都水道局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式(支給材方式)で行う。(都水道局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。)
- 医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的に、給水車の拡充を行う。

5 給水拠点の整備（分画化）【再掲】

⇒震災編 第2部 9-7 第1 飲料水・生活用水の確保

第2 下水道施設

1 施設の安全化対策

- 小金井市公共下水道プランに基づく総合的な下水道施設対策のなかで、地震における下水道施設の被害を最小限に止めるため、次のような安全化対策を推進していく。

(1) 管路施設の耐震性強化

- 既存の管路施設の中から緊急度及び重要度の高い管路施設を選定し、マンホールと管きよの接合部分を可とう化する等の耐震補強工事を実施する。

ア 重要な管路施設

- (ア) ポンプ場及び処理場に直結する幹線管路
- (イ) 河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発するおそれのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等
- (ウ) 相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路
- (エ) 防災拠点や避難所等から排水をうける管路
- (オ) その他、下水を流下収集させる機能面から見てシステムとして重要な管路

(2) 幹線の管本体の耐震性強化

- 幹線の管本体についての耐震性能調査を行い、内面補強等による耐震性強化を実施していく。

(3) 防災拠点内の排水設備の耐震性強化

- 学校等の防災拠点内の排水設備の耐震化を進めていく。
- 断水等により、ポンプ運転時の冷却用水の供給が停止した場合においても運転可能な無注水型ポンプを、再構築や改良、更新に併せて導入する。
- 停電時の非常用発電の整備は、非常用発電機の再構築・更新に併せて、発電機と電力貯蔵用電池の最適な組み合わせを検討しながら、経済性を考慮して計画的に導入する。

(4) 下水道 BCP の策定

- 震災時に下水道機能を迅速に復旧させるため、下水道 BCP を策定するとともに、毎年更新を行う。

2 災害時下水道施設の活用等

- 避難所や公園等において災害時のトイレ機能を維持するため、排水機能を確保し仮設トイレの設置可能なマンホールの整備を検討する。

- し尿の搬出先やバキューム車を確保する体制を確立するとともに、交通事情等によりし尿が搬出できない場合の一時貯留等による対応計画を確立する。
- 都下水道局との覚書の締結により、水再生センターへの搬入体制を整備するとともに、管きょを所管する市町村と協力し、管きょへの搬入体制を整備する。
- 災害時の対応を速やかなものとするため、災害発生後の組織体制を整備する。

第3 電気の施設（東京電力グループ）

1 耐震対策

- 電気施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域等、特に問題のある箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

設備名		耐震設計基準
変電		○ 機器は、動的設計（0.3G 共振正弦2波）、屋外鉄構は、静的水平加速度 0.5G（地震時には風圧加重を考慮しない。）、機器と屋外の基礎は、水平加速度 0.2G 以上としている。（注）
送電	架空線	○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備に関する技術基準に定める風圧による荷重に比べ小さいので、これからの荷重を基礎として設計している。
	地中線	○ 油槽台等の付帯設備については、変電機器の耐震性に準じて設計している。
配電		○ 地震による振動・衝撃荷重の影響は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が一般的な地震動による荷重を上回るものと評価されているため、同基準に基づいた設備形成をしている。
通信		○ 変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。

（注）1G は、980 ガル

- 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- 送電線は、変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。

2 整備計画

- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

第4 ガス施設

1 対策内容

機関名	対策内容
東京ガスグループ	○ 供給停止ブロックの見直し
ガス事業者	○ 災害時におけるLPガスの活用の促進

2 施設の安全化対策

- 設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会・土木学会の諸基準及び日本瓦斯協会基準に基づいて行っている。

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	○ 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 ○ 緊急遮断弁、防消火設備、LNG 用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	○ 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 ○ 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網のブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	○ ループ化された固定無線回線の整備 ○ 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	(1) 地震計の設置 ○ 工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナ（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 (2) 安全装置付ガスメーターの設置 ○ 建物内での二次災害を防止するため、震度 5 程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

3 整備計画

- 東京ガスグループ地震対策の基本方針に基づき、今後も以下の事項について整備する。

(1) 製造所・整圧所設備

- ア 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。
- イ 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止を図る。

(2) 供給設備

- ア 導管を高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採

用し、耐震性の向上を図る。

イ 全ての地区ガバナに SI センサーを設置し、揺れの大きさ（SI 値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。

ウ この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

第5 通信施設等

- 電気通信設備等及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設等が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

1 施設の安全化対策

機関名	安全化対策
NTT 東日本	(1) 電気通信設備等の高信頼化 ○ 次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施 - ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を実施 - イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を実施 - ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を実施 (2) 電気通信システムの高信頼化 ○ 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網を整備 - ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成化 - イ 主要な中継交換機を分散設置 - ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築 - エ 通信ケーブルの地中化を推進 - オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保 - カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2 ルート化を推進

2 整備計画

機関名	整備計画
日本郵便株式会社 小金井郵便局	(1) 日本郵便株式会社は、災害時において、被災地における郵便物の運送及び集配の確保を図るため、特に地震、豪雪及び洪水の際の対策を考慮して、車両等の運送施設及び集配施設並びに郵便機械類及び用具の整備に努めるものとする。 (2) 日本郵便株式会社は、郵便物運送委託法（昭和 24 年法律第 284 号）の規定により郵便物の運送又は集配の委託を受けている輸送機関又は運送業者に対しては、それぞれ独自に、災害時における郵便物の運送及び集配の確保に必要な輸送施設等の整備を図るよう協力を得るものとする。
NTT 東日本	○ 市が指定した避難所のうち、市から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。 ○ 地震対策協議会又は自治体が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニエンスストア、駅等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。
各通信事業者	○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を行う。 ○ 早期サービス復旧のための対策等を行う。
NTT ドコモ KDDI ソフトバンク	○ 市役所等の重要エリアの通信を確保するため、エンジンによる無停電化やバッテリー長時間化を実施する。

第6 電線類地中化（無電柱化）の推進【再掲】

⇒震災編 第2部 2-11 第1 地震に強い都市づくりの推進

第3節 エネルギー・燃料の確保

(都・市)

第1 計画の方針

- 市は、都と連携し、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備等により電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コージェネレーション(※)の導入やLPガスの活用を促進する等、民間事業者の連携を推進する。

※コージェネレーションシステム

電気と熱を同時に発生させる、エネルギーの効率的運用システムのことをいう。発電機で電気をつくるときに使う冷却水や発生する排気ガス等の熱を、給湯や冷暖房のほか、工場の熱源等に用いる。

- 「東京都 LCP 住宅情報登録・閲覧制度」の普及等により、震災時においてもエレベーターや給水ポンプの運転に必要な最小限の電源を確保することで、市民がそれぞれの住宅内に留まり、生活の継続を可能とする性能を備えた住宅の普及を促進する。
- 「小金井市住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金」の周知等により、住宅用太陽光発電システム、住宅用燃料電池コージェネレーション、住宅用蓄電システム等の普及を促進することで、住宅から排出される温室効果ガスの削減とともに、災害時においても生活の継続が可能な機能を備えた住宅の整備を促進する。

第2 市施設の停電対策

- 事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結等を行う。
- 各施設設置・管理者においては、電力を供給する設備の優先順位を定める。
- ネットワークシステムも含めて「停電時対応マニュアル」等を整備し、停電を想定した訓練を実施し対応力を強化する。
- 非常用電源の確保を促進する。

応急対策

対策項目	担当部班
第 1 節 道路・橋りょう	都市整備部道路復旧班、都市整備部交通対策班
第 2 節 鉄道施設	総務部統括調整班
第 3 節 ライフライン施設	環境部下水道班、総務部統括調整班

第 1 節 道路・橋りょう

(市、都、小金井警察署)

第 1 交通規制

1 交通情報の収集・交通統制

- 交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を市本部長に通知する。
- 隣接市に通じる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。
- 緊急車両以外の車両の市内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制状況について周知を図る。
- 市は、交通規制状況の市民への周知に関して努めて協力する。

2 交通規制の実施

- 都内に震度 6 弱以上の地震が発生するか、又は大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合、次の交通規制を実施する。

(1) 第一次交通規制（災害発生直後）

- 大震災（震度 6 弱以上）が発生した場合は、道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、現場の警察官は命令を待つことなく速やかに次の規制措置をとる。
 - ア 環状 7 号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。
 - イ 環状 7 号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状 8 号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。
 - ウ 緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

(別冊 資料 2-3-7 大震災時における交通規制図（第一次）)

(2) 第二次交通規制

- 交通幕僚（交通部長）は、被災地域・被害状況等の実態に対応した交通規制を実施する。
 - ア 第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じその一部を変更又は解除する。
 - イ 緊急自動車専用路指定予定路線を優先的に緊急交通路に指定する。
 - ウ 被害状況を踏まえ、必要に応じ、次の路線を緊急交通路として指定する。

＜緊急交通路の確保（全面車両通行禁止）＞

市内指定路線	小金井街道、新小金井街道
	五日市街道
	東八道路

（別冊 資料 2-3-8 大震災時における交通規制図（第二次））

(3) 震度 5 強の地震が発生した場合の交通規制

- 都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、環状 7 号線内側への一般車両の流入を禁止し、かつ、環状 8 号線内側への一般車両の流入を抑制する。

3 緊急交通路等の実態把握

- 現場警備本部長（警察署長）は、緊急交通路等の交通情報の収集について、現場の警察官からの報告によるほか、白バイ、パトカー等を活用した緊急交通路等の視察及び小金井消防署、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

4 交通規制の実効性を確保する手段・方法

(1) 主要交差点への規制要員の配置

- 緊急交通路の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

(2) 緊急交通路の措置

- 緊急交通路に設置してある可変式規制標識を災害対策基本法に基づく「車両通行止」の標識に変えるほか、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する標示幕を所要の地点に掲出する。
- 緊急交通路上にある車両は、道路外又は迂回道路等の緊急交通路以外の道路に誘導する。
- 第一次交通規制の初期段階において、被害状況、交通量等から緊急交通路の全線確保が困難な場合は、片側 2 車線以上を有する道路にあっては、道路の中央寄り 1 車線を、片側 1 車線道路にあっては片側車線をそれぞれ緊急交通路として確保する。この場合、可能な限り被災地方向へ向かう車線を緊急交通路として確保する。
- 緊急交通路においては、避難者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として避難者を優先通行させる。
- 緊急交通路以外の道路にあっては、関係防災機関の防災拠点、指定避難場所へ通じる重要道路等については、可能な限り緊急交通路に準じた道路（※）として確保する。

※参考：小金井市では、緊急道路障害物除去路線として次の2路線を指定している。

- ア 市道第1号線（北大通り）
- イ 市道第12号線（緑中央通り）

- 緊急道路障害物除去について、道路管理者は、災害対策基本法第76条の6に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命じることができる。

(3) 交通検問所の設置

- 交通整理・誘導、緊急通行車両確認事務等を行うため交通検問所を設置する。

(4) 放置車両等の対策

- 交通規制が行われたときには、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、各防災機関は次の措置等をとることができる。

ア 警察官の措置命令等

- 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件（以下「車両等」という。）が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動等を命じるものとする。
- 命ぜられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することができる。

イ 自衛官及び消防吏員の措置命令等

- 警察官がその場にいない場合で、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合は、自衛官及び消防吏員は、車両等の移動等必要な措置をとることを命じ、又は自らその措置をとるものとする。

(5) 警備員、ボランティア等の協力の受入れ

- 規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会、警備業者等の民間の協力団体、ボランティア等の協力を得ることとする。

(6) 装備資器（機）材等の効果的な活用

- 交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器（機）材を効果的に活用する。

(7) 交通管制システム等の適切な運用

- 防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用を図る。

5 緊急物資輸送路線の指定

- 都は、避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

6 緊急通行車両等の確認事務等

- 現場警備本部長（警察署長）は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

7 広報活動

(1) 報道機関への広報要請

- 都は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。
- 市は、上記広報活動に対して、できる限り協力する。

(2) 運転者等に対する広報

- 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

（別冊 資料 2-3-9 運転者のとるべき措置）

第2 応急対策（道路・橋りょう等）【再掲】

⇒震災編 第2部 2-41 第1 公共土木施設等

第2節 鉄道施設

（関係防災機関）

第1 災害時の活動態勢

1 災害対策本部等の設置

- 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

2 通信連絡態勢

- 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。

第2 発災時の初動措置

- 各鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

機関名	運転規制の内容	乗務員の対応		その他の措置
		列車の運転	乗客への対応	
東日本旅客鉄道株式会社 (JR東日本)	地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。	運転中に危険と認めたときは直ちに停止。最寄りの停車場の駅長又は指令室と連絡を取り、その指示を受ける。	災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。	駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。
西武鉄道株式会社	○ 震度4 一旦停止後、毎時55km以下の注意運転。異常のないのを確認後、平常運転に復す。 ○ 震度5弱 一旦停止後、毎時25km以下の注意運転。異常のないのを確認後、平常運転に復す。 ○ 震度5強以上 全列車停止、全線の点検が終了するまで運転中止。	1 列車の運転が危険と判断した場合又は停止指令があった場合は列車を停止する。 2 安全な位置に停止し、パンタグラフを降下し転動防止処置をとる。 3 列車が駅に到着したときは、その区間の状況を駅長に報告する。		1 駅長は、構内を巡視し異常の有無を運転司令に報告する。 2 電気司令長は、必要に応じて一時送電中止の処置をとる。 3 運転司令長は、震度5強の場合、状況により旅客の避難・誘導等を目的として、毎時15km以下で次駅又は最近の駅まで運転するよう指令することができる。

第3 乗客の避難誘導

- 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
- 駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。
- 列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄り駅まで、駅長（運転司令等）と連絡の上、誘導する。
- 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘

導を実施する。

- 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

機関名	避難誘導方法	
	駅における避難誘導	列車における避難誘導
東日本旅客鉄道株式会社 (JR 東日本)	あらかじめ定めた一時避難場所に誘導する。 状況に応じて広域避難場所に他の防災機関の支援を得て誘導する。	乗務員は、自列車の被害状況等を把握し、輸送指令に報告するとともに、指示を受け、放送等により旅客の混乱防止に努め、安全な場所に誘導する。
西武鉄道株式会社	1 駅長は、係員を指揮して旅客をあらかじめ定めた、臨時避難場所に、混乱を生じないように誘導し避難させる。 2 さらに避難させる必要が生じたときは、避難場所の位置、災害に関する状況を旅客に伝達し秩序維持に協力する。	1 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。 2 列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず降車させるときは、次による。 (1) 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い降車させる。 (2) 特に婦女子に注意し、他の乗客に協力を要請して安全に降車させる。 (3) 隣接線路に立ち入ることは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

第4 事故発生時の救護活動

- 各鉄道事業者は、震災時に事故が発生した場合、災害対策本部と関係機関が協力し、負傷者や避難行動要支援者の救護を優先に実施する。
- 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講じるとともに、引き続き旅客の安全確保を図り輸送力の確保に努め、必要に応じ関係機関の出動・救護の要請を行う。
- 総務部統括調整班は、鉄道被害の状況について、事業者を通じて運行状況や復旧見通し等の情報を得ると共に、市民に広報を行う。

機関名	内 容
東日本旅客鉄道株式会社 (JR 東日本)	旅客誘導・放送案内等による駅構内の混乱防止及び負傷者の救出に努めるとともに、被害状況により、救護所の開設、警察署・消防署等への出動要請を行う。
西武鉄道株式会社	災害発生により旅客等に事故が発生した場合、適切な救護活動を行う。 ○ 負傷者の救出の際は、旅客（医師・看護婦等）の協力を求める。 ○ 付近に病院等がある場合には、その医師に協力を求める。 ○ 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。

機関名	内 容
	○ 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。

第3節 ライフライン施設

(市、都、関係防災機関)

第1 水道施設

1 災害時の活動態勢

- ライフライン施設のうち、水道施設の応急対策等については、都水道局が市や関係機関と相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

機関名	内 容
都水道局	○ 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底 ○ 施設の点検・被害調査を実施 ○ 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施

2 業務手順

- 都水道局は、地震の発生により水道施設に甚大な被害が発生した場合には、水道局給水対策本部を設置し応急対策諸活動を行う。
- 水道施設が広域にわたっていることから、被害状況により集中的かつ効果的に人員及び資機材を配置し、水道施設の確保について万全を期するとともに、早急に復旧する。

(別冊 資料 2-3-10 給水対策本部組織図)

3 応急対策

(1) 施設の点検

- 地震発生後、速やかに水道施設等を点検し、被害状況を把握する。
 - ア 取水、導水、浄水、配水施設の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
 - イ 管路については、重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあつては被害の程度等の把握に努める。
 - なお、復旧優先順位は以下のとおりとする。
 - (ア) 首都中枢機関等を保持するための当該施設に至る管路
 - (イ) 送水管及び広大な区域を持つ配水本管
 - (ウ) 配水本管及び配水小管の骨格となる管路
 - (エ) 応急給水施設、避難所等に至る管路

(2) 応急措置

- 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

ア 取水、導水、浄水、配水施設

- 各施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。

イ 送・配水管路

- (ア) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- (イ) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。
- (ウ) 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- (エ) 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗に合わせ、再調整を実施する。

ウ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

エ 応急給水活動

- (ア) 都水道局は、浄水場・給水所等の給水拠点で応急給水機材の設置を行う。
- (イ) 市は、定められた給水拠点で市民への応急給水を行う。応急給水槽においては、応急給水資機材の設置及び応急給水を行う。

オ 市民への広報

- これらの応急対策、応急措置の状況について、使用可能な広報媒体を用いて市民に広報を行う。

(別冊 協定 その他 3 災害時における上下水道の応急復旧等に関する協定書)

第2 下水道施設**1 活動態勢**

- 小金井市災害対策本部の本部配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急活動を行う。

2 応急対策**(1) 被害状況の確認**

- 環境部下水道班は、緊急交通路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没及び人孔の隆起等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急を実施する。
- 環境部下水道班は、都下水道局流域下水道本部との連絡を密にし、処理場・ポンプ所等の施設の被害状況を把握し、施設の処理能力、復旧見通し等の確認に努める。

(2) 応急措置

ア 工事現場

- 工事中の箇所においては、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限にとどめるよう請負者を指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員、資器材の補給を行わせる。また、避難道路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等の措置を行う。

イ 下水道管渠施設

- 下水道管渠の破損に対しては、汚水、雨水の流下に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針をたてる。

ウ 広報活動

- 都と連携し、被害状況に応じて、下水道使用自粛（節水→水洗トイレの使用自粛）について市民に呼びかける。

（別冊 協定 その他 3 災害時における上下水道の応急復旧等に関する協定書）

第3 電気施設

1 災害時の活動態勢

- 地震が発生したとき、東京電力グループは非常態勢を発令するとともに、次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

(1) 非常態勢の組織

- 非常態勢の組織は、本社、総支社及び事業所（以下「第一線機関等」という。）を単位として、編成する。
- 非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。
- 電力供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常態勢に入る。

非常災害の情勢	非常態勢の区分
○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合	第1 非常態勢
○ 大規模な災害が発生した場合 （大規模な災害の発生が予想される場合を含む。） ○ 東海地震注意情報が発せられた場合	第2 非常態勢
○ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合	第3 非常態勢

2 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

ア 資材の調達

- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 本社本部に対する応急資材の請求

イ 資機材の輸送

- 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両等により行う。
- 輸送力が不足する場合には、他の輸送会社の車両等により行う。

(2) 災害時における危険予防措置

- 電力需要の実態にかんがみ、震災時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

(3) 応急工事

- 応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、避難所等を優先する等、災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから、あらかじめ定めた手順により行う。

(4) 災害時における電力の融通

- 各電力会社と締結した「全国融通契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

3 市との情報連絡活動

(1) 災害時の情報連絡

- 東京電力グループは、市内で震度 6 以上の地震の発生による停電の場合、速やかに被害情報、停電等に関する情報を総務部統括調整班に連絡する。なお、情報通信手段は、固定電話、携帯電話、市 MCA 無線によるものとする。

(2) 連絡員の派遣

- 東京電力グループは、小金井市災害対策本部（総務部統括調整班）の要請に基づき、連絡員の派遣を検討する。

第4 ガス施設

1 災害時の活動態勢

(1) 非常事態対策本部の設置

- 東京ガスグループは、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。
- 東京ガスグループ以外の各社も、各社の規定に基づき態勢をとる。
- 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関の連絡員は、相互に連携し活動する。

(2) 震災時の非常体制

態勢区分	災害の具体的な状況・被災の程度	本部長
第一次 非常態勢	ア 震度5弱・震度5強の地震が発生した場合	導管ネットワーク本部長
第二次 非常態勢	ア 震度6弱以上の地震が発生した場合 イ 震度5弱・震度5強の地震が発生し、(中圧又は低圧)ブロックを供給停止した場合	社長

2 応急対策

(1) 対策内容

- 情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。

機関名	対策内容
東京ガスグループ	○ 被害情報の収集 ○ 事業所設備等の点検 ○ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止等の措置 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置 ○ 被害推定に基づく応急措置 ○ 供給系統の切替え等による速やかなガス供給再開 ○ 資機材等の調達
ガス事業者	○ 避難所等へのLPガス供給

(2) 取り組み内容

- 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報を収集する。
- 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。

- 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- その他現場の状況により、二次被害防止のため適切な措置を行う。
- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
 - ・取引先、メーカー等からの調達
 - ・各支部間の流用
 - ・他ガス事業者からの融通
- 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都 LP ガス協会が協力し、避難所等に LP ガスを救援物資として供給するよう努める。
- LP ガス事業者は、LP ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

3 市との情報連絡活動

(1) 災害時の情報連絡

- 東京ガスグループは、都内で震度 6 弱以上の地震の発生によるガス漏れ等の場合、速やかに被害情報、ガス漏れ等に関する情報を総務部統括調整班に連絡する。なお、情報通信手段は、固定電話、携帯電話、市 MCA 無線によるものとする。

(2) 連絡員の検討

- 東京ガスグループは、小金井市災害対策本部（総務部統括調整班）の要請に基づき連絡手段を検討する。

第5 通信施設

1 災害時の活動態勢

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。
- 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関の連絡員は、相互に連携し活動する。
- 各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、小金井市災害対策本部並びに都等の関係防災機関との連絡・調整を行う。

2 応急対策

- 非常招集された対策要員が、災害対策本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止等の応急対策を行う。
- NTT 東日本においては、「災害救助法」が適用された場合等には、指定避難所などに、罹災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

復旧対策

対策項目	担当部班
第1節 道路・橋りょう	都市整備部道路復旧班
第2節 鉄道施設	総務部統括調整班
第3節 ライフライン施設	環境部下水道班

第1節 道路・橋りょう

(市)

- 道路の障害物除去及び搬出、復旧等を行う。
- 市道上の障害物除去及び復旧を実施する。

第2節 鉄道施設

(関係防災機関)

- 鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに復旧を行って輸送の確保に努める。
- 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

第3節 ライフライン施設

(市、都、関係防災機関)

第1 水道施設

- 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- 浄水施設及び排水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- 管路の復旧に当たっては、随時、配水系統等の変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
- 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に併せ、機能が

回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。

- 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無に係らず応急措置を実施する。

第2 下水道施設

- 被害が発生したときは、主要施設から復旧を図る。
- 市は、必要に応じて、都下水道局に復旧・技術支援の応援を要請する。

機関名	内 容
都下水道局	○ 水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努める。 ○ その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。
環境部下水道班	○ 幹線管きょ等主要施設、枝線管きょ、ます・取付管の順に復旧を行う。

第3 電気施設

- 東京電力グループは、災害に伴う復旧対策について、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

第4 ガス施設

- 東京ガスグループは、ガスの供給を停止した場合の復旧作業について、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 具体的な手順は以下のとおり。
 - ・ 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
 - ・ 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
 - ・ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
 - ・ ガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。
 - ・ 都市ガスの復旧は2,000～3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を

- 切断して地域を分割する。
- ・ 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
 - ・ 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
 - ・ ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。
- さらに、必要に応じて次の対応を行う。
- ・ 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
 - ・ 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
 - ・ 地震が発生したときには安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。
- その他ガス事業者は、ガスの供給を停止した場合の復旧作業について、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

第5 通信施設

- 各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で工事を実施する。
- 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。

第4章 本部体制及び応急対応力の強化

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 市の初動・本部配備態勢

本市で大規模な災害が発生し、又は発生すると認められたときは、迅速に災害対策活動を実施できるよう小金井市災害対策本部を設置することとなっている。

前回の地域防災計画修正（平成27年2月）では、災害対策基本法の一部改正（平成24年6月27日施行：第1弾改正）に基づき、災害発生時、特に応急対策の段階では、小金井市防災会議で災害に関する情報の収集等を行うよりも、小金井市災害対策本部において、一元的にそれらの事務を行うことが効果的として、各々の所掌事務を明確化した。さらに、小金井市防災会議については、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から所掌事務として「防災に関する重要事項の審議」を追加し、併せて、多様な主体の参画を図るべく、委員構成の大幅な見直しを行った。

今回の修正では、小金井市災害対策本部条例施行規則（令和2年8月4日改正）を踏まえた体制及び事務分掌への対応を図った。

2 行政の事業継続体制

大規模な地震が発生した際に、速やかに各種の防災活動を行えるように、初動要員のための防災活動マニュアル（平成24年6月策定）や避難所運営マニュアル（平成24年5月策定）、警戒本部態勢マニュアル（令和2年7月策定）、事業継続計画・地震編（平成28年3月策定）、避難情報の伝達マニュアル（令和4年6月策定）、自主避難所運営マニュアル（令和2年7月策定）、避難所開設における感染症対策方針（令和2年7月策定）、福祉避難所（二次避難所）設置・運営マニュアル（令和2年2月策定）、学校防災体制の整備指針の改定（平成24年3月策定）、学校防災計画（平成24年以降毎年度作成）、消防団震災対応マニュアル（平成23年10月策定）、医療初動マニュアル（平成31年4月改訂）、災害廃棄物処理初動マニュアル（令和4年3月策定）等の個別活動マニュアル等の整備を進めている。

3 自治体間の連携体制

災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう自治体間の連携体制として、多摩地域30市町村により平成8年3月「震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、令和3年12月には「東京都及び市町村相互間の災害時協力協定」を締結した。

また、他県では、岩手県北上市、久慈市、長野県飯田市、福岡県宗像市、京都府宇治市との間で災害時相互応援に関する協定を締結している。

- (別冊 協定 相互応援 1 小金井市・宇治市災害時相互応援協定)
 (別冊 協定 相互応援 2 宗像市と小金井市の災害時相互応援に関する協定書)
 (別冊 協定 相互応援 3 小金井市と飯田市の災害時相互応援に関する協定書)
 (別冊 協定 相互応援 4 小金井市と北上市の災害時相互応援に関する協定書)
 (別冊 協定 相互応援 5 小金井市と久慈市の災害時相互応援に関する協定書)
 (別冊 協定 相互応援 10 震災時等の相互応援に関する協定)
 (別冊 協定 相互応援 11 東京都及び市町村相互間の災害時協力協定)

4 大規模救出救助活動拠点の整備状況

東京都地域防災計画では、都立小金井公園を大規模救出救助活動拠点として指定している。

5 被災地等支援体制

東日本大震災では、小金井市東日本大震災被災者支援等対策本部を設置し、被災地の住民に対して具体的かつ効果的な支援を全庁的に実施するための体制を整え、被災地・被災者の支援ニーズを検討しながら必要な支援を行った。

(別冊 資料 2-4-1 小金井市東日本大震災被災者支援等対策本部設置要綱)

(別冊 資料 2-4-2 東日本大震災被災者等避難者への支援・相談窓口)

第2 課題

<多摩東部直下地震（M7.3）被害想定>

項 目		単位	多摩東部直下地震					
			冬・早朝 風速 4m	冬・早朝 風速 8m	冬・昼 風速 4m	冬・昼 風速 8m	冬・夕 風速 4m	冬・夕 風速 8m
原因別 建物全壊棟数	計	(棟)	445	445	445	445	445	445
	ゆれ	(棟)	444	444	444	444	444	444
	液状化	(棟)	1	1	1	1	1	1
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0
原因別 建物半壊棟数	計	(棟)	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567
	ゆれ	(棟)	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556
	液状化	(棟)	10	10	10	10	10	10
	急傾斜地崩壊	(棟)	1	1	1	1	1	1
	うち、 原因別建物 大規模半壊 棟数	計	327	327	327	327	327	327
		ゆれ	323	323	323	323	323	323
		液状化	4	4	4	4	4	4
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
火 災	出火件数	(件)	3	3	4	4	7	7
	焼失棟数	倒壊建物を含む	534	537	628	632	1,556	1,565
		倒壊建物を含まない	524	527	617	620	1,527	1,535

項 目			単 位	多摩東部直下地震					
				冬・早朝 風速 4m	冬・早朝 風速 8m	冬・昼 風速 4m	冬・昼 風速 8m	冬・夕 風速 4m	冬・夕 風速 8m
人 的 被 害	死者	計	(人)	40	40	26	26	49	49
		ゆれ建物被害	(人)	23	23	10	10	14	14
		屋内収容物	(人)	3	3	3	3	2	2
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0
		火災	(人)	13	13	13	13	31	31
		ブロック塀等	(人)	0	0	0	0	2	2
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0
	負傷者	計	(人)	647	647	573	573	661	662
		ゆれ建物被害	(人)	557	557	485	485	450	450
		屋内収容物	(人)	72	72	58	58	54	54
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0
		火災	(人)	17	18	18	18	99	100
		ブロック塀等	(人)	0	0	11	11	58	58
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0
	うち 重傷者	計	(人)	65	65	62	62	98	99
		ゆれ建物被害	(人)	44	44	40	40	36	36
		屋内収容物	(人)	16	16	13	13	12	12
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0
		火災	(人)	5	5	5	5	28	28
		ブロック塀等	(人)	0	0	4	4	23	23
屋外落下物		(人)	0	0	0	0	0	0	
要配慮者		死者数	(人)	25	25	16	16	31	31
避難者		発生数(4日～1週間後)	(人)	17,000	17,011	17,375	17,398	21,056	21,091
帰宅困難者		発生数	(人)	－	－	19,806	19,806	19,806	19,806

(資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 令和4年5月25日)

1 初動態勢の見直し

本市については、都の新たな被害想定（令和4年）において最大49人の死者、最大662人に上る負傷者の発生が予想されているほか、約2.1万人の避難者や多くの帰宅困難者の発生が想定されており、発災後の初動態勢については十分な対応が必要である。

このため、職員の参集と配置、情報の収集と発信、分析等の活動を、より効率的かつ効果的に行う初動態勢を構築する必要がある。

2 行政の事業継続体制

事業継続計画・地震編（平成28年3月）の策定により、非常時優先業務への対応に必要な態勢が明らかとなったが、新庁舎への移転を踏まえた態勢への対応を図るとともに、自治体やボランティア及びNPO等の様々な主体からの支援を最大限に生かす受入体制を整えておく必要がある。

3 自治体間の連携体制

広域的な物資調達、帰宅困難者対策、広域避難等の応急対策活動について自治体の枠を超えた広域的な対応が求められる場合があり、近隣、遠隔地で広域的な連携体制の実効性を高める必要がある。

現在、締結している自治体のほか、同時被災の可能性の低い遠隔地の自治体との災害時相互

応援に関する協定の締結や応援計画の整備を進める必要がある。

4 大規模救出救助活動等の防災活動の拠点

東京都地域防災計画では、大規模救出救助活動拠点として都立小金井公園を指定しており、市は、関係防災機関の活動に協力するとともに、市の応急活動拠点として必要がある場合は、都と協議を進めていく。

5 被災地等支援体制

市域外において発生した大規模な地震災害・風水害・その他災害に対して、災害対策基本法第 67 条及び自治体間の災害時応援協定又は人道上的配慮から、市は、被災自治体に対して被災地支援、避難者の受入れ・支援等を実施する体制を確立する必要がある。

第3 対策の方向性

1 初動・本部配備態勢の強化

発災直後から、負傷者対応及びライフライン確保等に向けた初動態勢について、市は、都、国、関係防災機関等が一体となった活動が展開できるように、初動態勢を見直して災害対応の強化を図る。

また、総合調整機能の強化を図るとともに消防、警察、自衛隊等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。

2 事業継続体制の強化

地域防災計画の修正を踏まえて、事業継続計画の見直しを行い、両計画の整合を図るとともに、受援計画の策定により、事業継続体制の強化を図る。

3 自治体等との連携の強化

東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害の教訓を踏まえて、既存の広域連携に係る協定のほか、応援計画の策定に努める。

また、同時被災を避ける意味から、遠隔地の自治体と引き続き災害時相互応援に関する協定の締結に努めるとともに、近隣自治体や関係防災機関、事業所を含めた協力機関との連携を推進する。

4 大規模救出救助活動等の防災活動の拠点の整備

都や関係防災機関が実施する大規模救出活動や復旧活動の円滑な実施に協力するとともに、市の応急活動拠点としての利用について、都と協議を進めていく。

5 被災地等支援体制

被災地支援に当たっては、被災した地域の事情や要望を十分に調査したうえで、実行可能な範囲で的確かつ効果的な支援を行う。

また、支援の効果を有効に発揮させるためには、そのタイミングも重要な要素となり、緊急性が要求されるものについては、的確な時期に支援が実施できるよう円滑な体制づくりに努める。

第4 到達目標

1 実効性の高い初動・本部配備態勢の構築

迅速かつ的確な救出救助・救護活動を行うための初動態勢を構築するため、平常時から小金井市防災会議等を含め、消防、警察及び自衛隊等関係防災機関と連携を密に取り、発災時に実効性の高い初動態勢を構築する。

また、職員参集や安否確認のためのシステムの導入や対応職員の不足が懸念される観点から、OB職員等の活用を検討するとともに、初動段階での情報収集・避難所開設等の応急対策活動を速やかに行うために、個別活動マニュアルを作成・修正する。

2 計画の修正を踏まえた事業継続体制等の強化

地域防災計画の修正に伴い、事業継続体制の強化を図るために事業継続計画の見直しを行う。

3 遠隔地の自治体を含めた自治体等との連携強化に向けた関係強化

遠隔地の自治体との災害時相互応援に関する協定の締結に努めるほか、応援計画・受援計画を策定する。

また、関係防災機関や事業者と連携した効果的な応急対応を実施するための体制を構築していく。

4 救出活動や復旧活動等の拠点の確保、整備

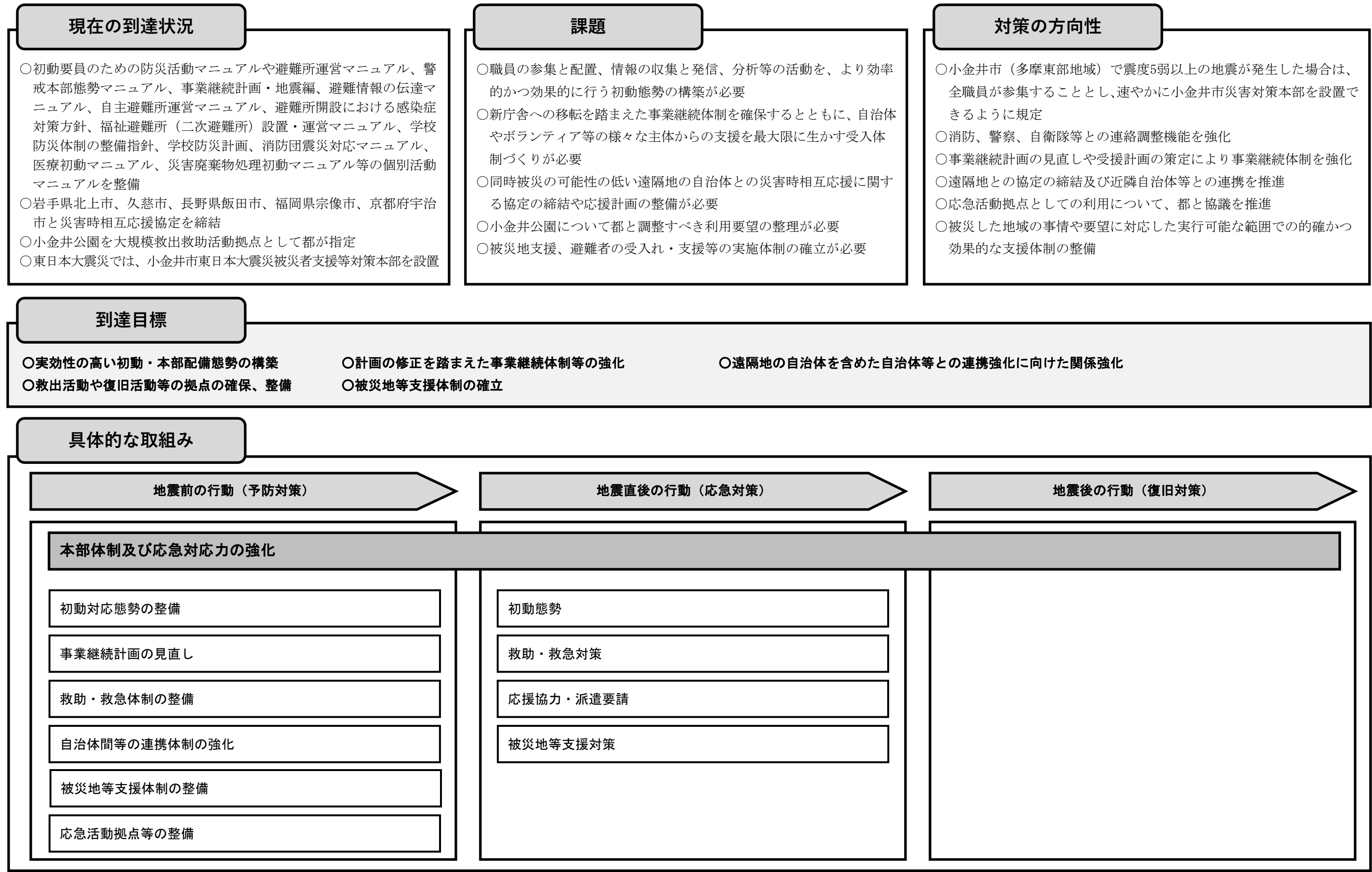
市や関係防災機関が応急対策活動や復旧活動を行う拠点となるオープンスペースを確保し、円滑に利用できるようにする。

5 被災地等支援体制の確立

被災自治体に対する迅速で効率的な支援活動を実施するため、被災地等支援体制の確立に向けた措置を定める。

また、小金井市被災地支援等対策本部の体制を確立するとともに、関係防災機関や事業者と連携した効果的な応急対応を実施するための体制を構築していく。

第4章 本部体制及び応急対策力の強化



予防対策

対策項目	担当部課
第1節 初動対応態勢の整備	総務部地域安全課、全部課
第2節 事業継続計画の見直し	総務部地域安全課
第3節 救助・救急体制の整備	総務部地域安全課、消防団
第4節 自治体間等の連携体制の強化	総務部地域安全課
第5節 被災地等支援体制の整備	総務部地域安全課、総務部職員課
第6節 応急活動拠点等の整備	総務部地域安全課、総務部管財課

第1節 初動対応態勢の整備

（市、都、自衛隊、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関、各学校）

第1 初動態勢の整備

1 小金井市防災会議の招集

- 防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、小金井市防災会議の所掌事務に「防災に関する重要事項の審議」を追加し、また、多様な主体の参画を図るべく、委員構成の大幅な見直しを行った。

（別冊 参考資料 1-1-1 小金井市防災会議条例）

第2 災害時業務への対応

1 災害派遣部隊（自衛隊）受入体制の整備

- 大規模な災害が発生した場合、市は、都を通じて自衛隊への災害派遣要請を行うことになる。
- いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのかについての計画を定める。
- 災害派遣部隊の受入に際して必要となる資器材を調査、準備するとともに、施設等の使用が必要となることが想定される場合は、当該施設管理者の了解を得る。

2 受援体制の整備

- 大規模災害時には、「首都直下地震応急対策活動要領」や、それに基づく具体的な活動内容に係る計画により、都は、国などから支援物資や人的支援等を受けることになることから、市は、都を通してそれら支援を受け入れるための受援体制等の構築に協力する。
- 応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整えておく。

- 都は、災害発生時に想定される主な受援応援対象業務について、次のとおり整理している。
 - ・避難所運営、物資仕分け・荷下ろし等、都市復興基本計画策定のための家屋被害状況調査、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、応急仮設住宅等供与に係る業務、応急仮設修理に係る業務、災害廃棄物の処理、医療支援（医師の派遣等）、応急給水、水道施設応急復旧、下水道施設応急復旧、道路・河川・橋りょう等応急復旧、港湾施設応急復旧

3 避難所運営マニュアル等の整備

- 市は、災害発生時において、避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、都が平成 30 年 3 月に改訂した「避難所管理運営の指針」、及び「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和 2 年 6 月）や「小金井市避難所開設における感染症対策方針」（令和 2 年 7 月）等を参考として、「避難所運営マニュアル」を改訂する。
- 避難所に指定されている学校の校長は、市職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の学校防災計画を策定する。

4 災害救助法適用対応

(1) 救助業務の習熟

- 都の地域に、災害救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、都知事は災害救助法に基づく救助を実施することになる。また、都知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を市長に委任できる。なお、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は、自らの判断に基づき、救助に着手することもある。
- 災害発生時において救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、市としても、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。そのため、小金井市災害対策本部の態勢として、災害救助法に基づく救助組織を確立するとともに、要員に対する事前研修を実施する等、救助業務の習熟に努める。

(2) 被害状況調査体制の整備

- 災害救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。
- 災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟するよう努める。

5 災害対応力の向上

- 市職員の災害対応力の向上を図るため、国が地方公共団体の危機管理・防災責任者を対象として実施する研修や、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等への参加を推進する。

- 惨事ストレスなどにより心身に不調をきたす職員をできる限り発生させないよう、災害時には職員の心身のケアを実施し、平常時から災害時の勤務管理の整備や災害時の対応についての準備など、職員ケア体制構築のための検討・検証を行う。

第2節 事業継続計画の見直し

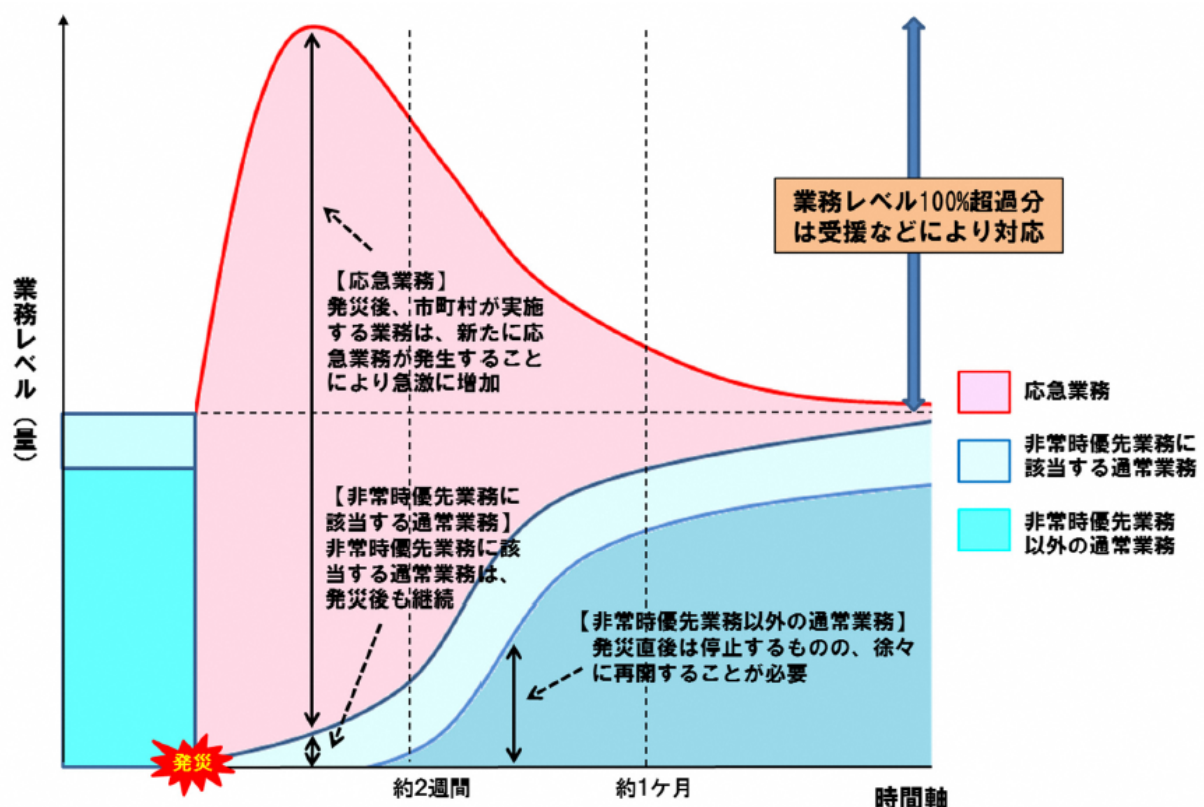
(市)

第1 BCPの役割

- BCPとは、Business Continuity Planの略であり、人的資源、物的資源、情報、ライフライン等、災害時に利用できる資源に制約が発生した状況下で、非常時優先業務への対応に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、明確化について、必要な措置を講じることにより、大規模な災害が発生しても適切な業務執行を行うための計画である。
- BCPは、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行う等、PDCA(※)サイクルを通じてBCPの持続的改善を図ることが必要であり、継続的な取組みを平常時から実施することが重要である。

※ PDCA: Plan (計画)・Do (実行)・Check (評価)・Action (改善) を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

<発災後に市町村が実施する業務の推移>



(資料：市町村のための事業継続計画作成ガイド（平成27年5月、内閣府）)

第2 小金井市事業継続計画（地震編）の策定・見直し

- 平成28年でのBCP策定においては、継続・再開が優先される通常業務の洗い出しに加え、「事業継続上、制約を受けると支障がある事項」という視点から、主な調査項目を設定し、全ての部・課に対して人的・物的な資源に関する実態調査を実施した。
- 休日・夜間に発災したことを想定して、鉄道等公共交通機関の途絶と道路の通行支障が生じている状況を考慮した参集職員の時系列別予測を行うとともに、所管施設・設備及び市職員以外の人的資源に関する調査を行った。
- 職員参集調査、施設・設備及び人的資源調査を踏まえて、組織別の非常時優先業務、通常業務の洗い出しと優先度ランク等の判断結果について整理した。
- 今回の地域防災計画の修正に合わせて、事業継続計画においても見直しを行い、整合性を図るとともに、新庁舎への移転も見据えた計画としている。
- 市職員は、BCP及び応急対策業務の内容を十分に理解し、災害時に少人数の職員体制でも必要な応急対策業務や通常業務が行えるよう、平常時から応急対策業務等についてICTの活用などによる効率化に取り組んでいくものとする。

第3節 救助・救急体制の整備

（小金井警察署、小金井消防署）

第1 小金井消防署の救助・救急体制

1 救助体制

- 消防署配置の救助用ユニット等、消防隊員用の救助資器材を多目的に活用する。
- 災害現場において、小金井警察署、小金井市自主防災組織、小金井市医師会、緊急消防援助隊等の連携を図る。

2 救急体制の整備

- 傷病者の速やかな搬送及び市民への情報提供を的確に行うため、「広域災害救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- 東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。

第2 小金井警察署の救出救助体制

- 災害時に必要な装備資器（機）材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器（機）材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動に努める。
- この他、防災コーディネーター運営要領に基づき、関係防災機関と良好な関係の構築に努めるべく、平常時、警察署（防災コーディネーター）は、以下の活動を行う。

- 1 市との関係強化（小金井市防災会議等への出席）

- 2 行政区内警察署間の連携強化
- 3 各種訓練（市が主催する図上訓練、総合防災訓練等）参加による対応能力の向上

第4節 自治体間等の連携体制の強化

（市）

第1 区市町村との広域的な応援協力

- 災害対策基本法第67条の規定に基づき、市が他の区市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続等必要な事項について、相互応援協定の締結を検討する。
- 自治体やボランティア及びNPO等の様々な主体からの支援を最大限に生かす受入体制も検討する。
- 発災時に迅速かつ的確に支援を行うため、平常時から災害時相互応援協定の締結市との交流を深める。

第2 協力機関等との応援協力体制の確立

- 市内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を震災時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 市民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。
- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。
 - 1 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係防災機関に連絡すること。
 - 2 災害に関する予警報その他情報を市民に伝達すること。
 - 3 災害時における広報広聴活動に協力すること。
 - 4 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
 - 5 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
 - 6 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
 - 7 災害時の石油等の供給に協力すること。

第5節 被災地等支援体制の整備

(市)

第1 被災地等支援対策本部の設置

- 被災自治体から支援の要請があった場合、又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、小金井市被災地等支援対策本部（以下「支援本部」という。）を設置し、支援について協議を行うこととする。

第2 支援本部の所掌事項

- 支援本部の所掌事項は、主に次のとおりとする。
 - 1 被災地情報の収集
 - 2 被害状況の把握
 - 3 国、都、被災地自治体等からの応援要請に関すること
 - 4 被災地等支援対策に要する予算及び資金に関すること
 - 5 支援内容に関すること
 - 6 支援物資に関すること
 - 7 支援体制に関すること
 - 8 その他被災地支援に必要な事項に関すること

第3 応急対策職員派遣制度の活用

- 応急対策職員派遣制度は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣するもので、令和3年5月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされた。
- 上記制度により、総務省及び関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。
- 市は、災害マネジメントについて支援が必要な場合は当該制度を活用し、都を通じて、総務省に対し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成する総括支援チームの派遣を要請することができる。
- 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第6節 応急活動拠点等の整備

(市)

第1 応急活動拠点の基本方針

- 市内には防災拠点として、小金井市災害対策本部等が活動するための施設、避難所を設置する施設、災害ボランティアが活動する施設、緊急物資の輸送の拠点となる施設等、応急活動を行う予定の拠点施設を設定している。
- 市及び関係防災機関は、各拠点施設の必要な機能の整備・充実を図る。

第2 小金井市災害対策本部等の活動施設の整備

1 市庁舎の整備

(1) 規模・設備等

＜市庁舎の規模・設備等の概況＞

(令和4年4月現在)

項目		本庁舎	第二庁舎
構 造		SRC	SRC
		地下1階地上4階	地下1階地上8階
面 積	敷 地	2,996.68 m ²	2,781 m ²
	延 床	2,709.23 m ²	6,019.83 m ²

(2) 平常時の設備

＜市庁舎の平常時設備の概況＞

(令和4年4月現在)

項目		本庁舎	第二庁舎
電気設備		高受変電設備 6600V 契約電力 113KW	高受変電設備 6600V 契約電力 396KW
		高圧変電設備 電気室 1 か所	屋上キューピクル
給水衛生設備		一系統	一系統
		受水槽 13 m ³	受水槽 37 m ³

(3) 非常時の設備

＜市庁舎の非常時の設備の概況＞

(令和4年4月現在)

項目	非常時用の設備	備考
電気設備	非常用発電設備 ○本庁舎 無 ○第二庁舎 30KVA ×1 台 発電のための燃料備蓄量 ○本庁舎 無 ○第二庁舎 無	消火栓ポンプ用

項目		非常時用の設備	備考
給水 衛生 設備	飲用水	上水受水槽有効貯水量 ○本庁舎 11 m ³ ○第二庁舎 26.4 m ³	利用可能日数 ○本庁舎 おおむね2日間 ○第二庁舎 おおむね1日間
	トイレ等の 洗浄用水	中水・雨水・井水備蓄槽有効貯水量 ○本庁舎 無 ○第二庁舎 無	利用可能日数 ○本庁舎 ー ○第二庁舎 ー

2 防災拠点の整備・機能の強化

- 防災拠点となる施設については、耐震性の向上と設備等の自立性の確保を図るとともに、情報機能を強化する等、より効果的な拠点形成を図る。さらに、中枢拠点が被災した場合のバックアップ機能の強化を図る。
- 総合体育館・学校・その他公共施設等についても、それぞれの分野における拠点としての機能を強化する。
- 市は、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための電力の確保を図る。
- 災害時に防災拠点機能が継続できるよう、電気等の供給経路を二重化する等のライフラインの代替性の確保に努める。
- 長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境や情報収集手段が維持できるよう、指定避難所を含めた公共施設の電源を確保する。
- 情報システムは、原則として、庁舎外部の地震対策や停電対策が施されたデータセンターに設置することを推進し、災害時の影響を抑えるものとする。
- 費用対効果を踏まえ、情報システム設備の冗長性を持たせる範囲について検討する。

応急対策

対策項目	担当部班
第1節 初動態勢	全部班
第2節 救助・救急対策	総務部統括調整班
第3節 応援協力・派遣要請	企画財政部企画財政庶務班、総務部各班
第4節 被災地等支援対策	総務部統括調整班、総務部職員配備班

第1節 初動態勢

（市、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

第1 小金井市災害対策本部の組織・運営

1 小金井市災害対策本部の設置及び廃止

(1) 小金井市災害対策本部の設置

- 市長は、市の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため小金井市災害対策本部（以下「市本部」という。）を設置する。
- 市本部を構成する部の部長（以下「部長」という。）は、市本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に市本部の設置を要請する。
- 総務部長は、市本部設置の要請があった場合、その他市本部を設置する必要があると認めた場合は、市本部の設置を市長に具申しなければならない。
- 市本部の組織及び運営については、災害対策基本法、小金井市災害対策本部条例及び小金井市災害対策本部条例施行規則（以下「市本部条例施行規則」という。）により定めるところによる。
- 市本部が設置される前又は設置されていない場合における災害応急対策の実施は、市本部が設置された場合に準じて処理する。

市本部設置基準
1 市の地域に大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合
2 小金井市で震度5強以上の地震が発生した場合（自動設置）
3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合
4 その他市長が必要と認める場合

（別冊 参考資料 2-4-1 小金井市災害対策本部条例）

(2) 市本部の設置場所

○ 市本部が設置されたときは、総務部長は、直ちに次の措置をとる。

ア 原則として、本庁舎3階第一会議室に市本部を設置する。

新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設後は、庁議室での設置を想定している。

イ 市本部設置場所の確定は、都市整備部建物調査班による本庁舎の安全確認後とし、安全が確認されない場合は、下表によるとともに、市本部長と協議のうえ、小金井消防署庁舎等、被災の少ない他の公共施設等を指定する。

ウ 市本部設置場所に、市本部長室の開設に必要な通信その他の設備を整備する。

<本庁舎被災時の市本部設置場所>

施設名称	所在地
第1順位 小金井市総合体育館	小金井市関野町 1-13-1（都立小金井公園内）
第2順位 小金井市役所第二庁舎	小金井市前原町 3-41-15

<新庁舎被災時の市本部設置場所>

施設名称	所在地
第1順位 小金井市総合体育館	小金井市関野町 1-13-1（都立小金井公園内）
第2順位 小金井市貫井北センター	小金井市貫井北町 1-11-12

※上記施設が被災した場合は、被害程度の少ない他の公共施設等を指定する。

(3) 市本部設置の通知等

○ 市本部長は、市本部を設置したときは、総務部長を通じて、次に掲げる者のうち必要と認めた者に対して市本部の設置を通知しなければならない。

ア 部、課、所、室及び各事務局の長並びに次長

イ 東京都知事

ウ 小金井消防署長

エ 小金井警察署長

オ 小金井市消防団長

カ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長

キ 市民（市防災行政無線等による広報）

ク 隣接市長

ケ その他必要と認めた者

○ 市本部長は、市本部が設置されたときは、企画財政部長を通じて、直ちにその旨を報道機関に発表する。

○ 各部長は、市本部が設置された場合、その旨を所属職員に周知徹底する。

○ 市本部が設置された場合は、小金井市役所本庁舎入口（市役所本庁舎が被災した場合は、市本部を設置した建物の見やすい場所）に「小金井市災害対策本部」の標示を掲出する。

(4) 市本部の廃止

- 市本部長は、市の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、市本部を廃止する。
- 市本部の廃止の通知等は、市本部の設置の通知等に準じて処理する。

2 市本部の運営**(1) 市本部長室の運営**

- 市本部長は、市本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、市副本部長及び市本部員を招集する。
- 市本部長は、特に必要があると認めるときは、市本部長室の構成員以外の者に対し、市本部長室への出席を求める。
- 部長は、その所管事項に関し、市本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに市本部長室に付議する。

(2) 調整会議

- 総務部長は、部相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は市本部連絡員から要求があったときは、市本部連絡員調整会議を開催する。
- 総務部長は、災害対策活動の実施について総合調整を図る必要があると認めたときは、関係する部その他関係防災機関を構成員とする対策調整会議を開催する。

(3) 都の現地対策本部との連携

- 都の現地対策本部（災害現場又は区市町村庁舎等）が設置された場合、市本部は、都現地対策本部との連携を密にして、円滑な応急対策の推進を図る。

(4) 市本部と報道機関との連絡

- 市本部の報道機関に対する発表は、企画財政部広報秘書班が、庁議室において行う。

(5) 市本部の通信

- 市本部の通信の運用管理は、総務部長が統括する。
- 市本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図る。

(6) 市本部長への措置状況等の報告

- 部長は、次の事項について、速やかに市本部長に報告する。

- ア 調査把握した被害状況等
- イ 実施した応急措置の概要
- ウ 今後実施しようとする応急措置の内容
- エ 市本部長から特に指示された事項
- オ その他必要と認められる事項

3 市本部の組織

- 市本部は、市本部長室、部及び班をもって構成する。
- 市本部長室は、市本部長、市副本部長及び市本部員をもって構成する。
組織は、下表のとおりである。
- 市本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を置く。

職位	本部長室の組織構成
本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	企画財政部長、庁舎建設等担当部長、総務部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、地域安全課長、消防団長

※ 組織改正により組織が変更となる場合は、新しい職制の部課長等が引き継ぐ。

※ 上記の本部員には、本部長が指名した職員を含む。

4 市本部長等の職務

(1) 市本部長の職務

- 市本部長は、市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。

(2) 市副本部長の職務

- 市副本部長は、市本部長を補佐し、市本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 市副本部長が市本部長の職務を代理する場合は、副本部長である第1副市長、第2副市長、教育長の順序による。

(3) 市本部員、部長及び職員の職務

- 市本部長及び市副本部長両者に事故あるときは、総務部長が、その職務を代理する。
- 市本部員は、市本部長の命を受け、市本部長室の事務に従事する。
- 各部長は、市本部長の命を受け、部の事務を処理し、各部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

区分	職 務
各部長	○ 各部長は、本部配備態勢の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応じる次の処置をとらなければならない。 - ア 所属職員の掌握を行うこと。 - イ 職員を特定の部署に配置すること。 - ウ その他高次の本部配備態勢に応じる職員の配備に移行できる措置を講じること。
各職員	○ 各職員は、市本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。 - ア 常に災害に関する情報及び市本部関係の指示に注意すること。 - イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること。 - ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。 - エ 勤務場所を離れるときには、上司に対して常に所在を明らかにすること。 - オ 本部配備態勢が発令されたときは、万難を排して速やかに参集すること。

5 市本部長室の所掌事務

区分	所掌事務
市本部長室	○ 市本部長室は、次の事項について、市本部の基本方針を審議策定する。 - ア 本部の配備態勢及びその廃止に関すること。 - イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 - ウ 避難指示等に関すること。 - エ 都及び関係防災機関等に対する応援の要請に関すること。 - オ 隣接市との相互応援に関すること。 - カ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用要請及び自衛隊の派遣要請に関すること。 - キ 災害対策に要する経費の支弁に関すること。 - ク 前事項に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

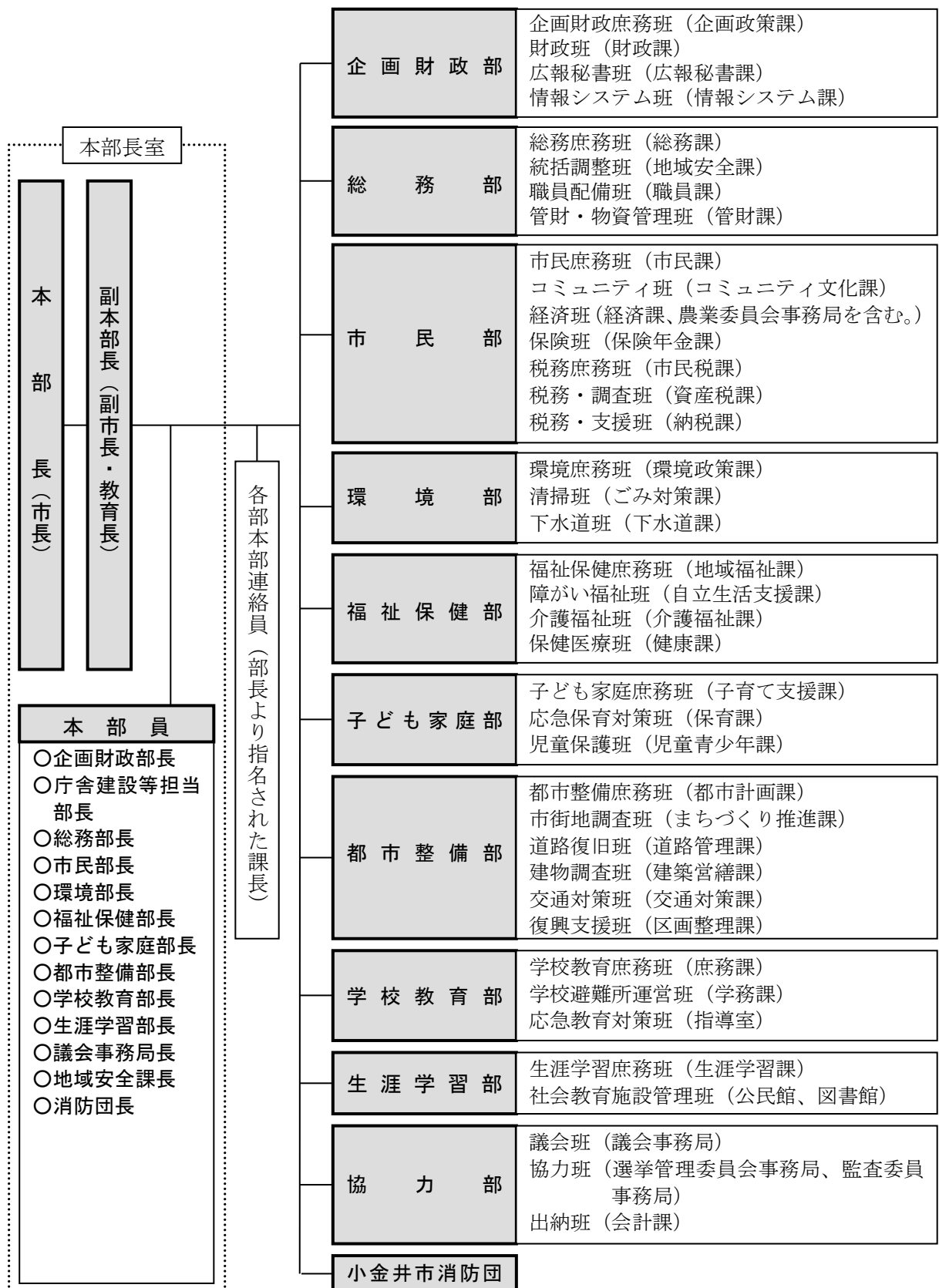
6 市本部連絡員

- 市本部連絡員は、部長が部に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、市本部長室及び部並びに部相互間の連絡調整に当たる。

7 市本部員代理

- 市本部員代理は、部長が部に所属する課長級以上の職にある者のうちから指名し、災害発生時に市本部員である部長が参集するまでの間、市本部の指示や計画に基づく応急対策について職員を指揮する等、市本部員の職務を代理する。

<小金井市災害対策本部組織図>



8 各部の事務分掌

部 名	班 名	事務分掌
企画財政部 (部長：企画財政部長) (副部長：庁舎建設等 担当部長)	企画財政庶務班 (班長：企画政策課長)	1 部の庶務に関する事。
		2 各種報告、要請等の受理に関する事。
		3 本部長室との連絡に関する事。
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関する事。
		5 本部長室の庶務に関する事。
		6 徴収金（市税を除く。）の減免又は徴収猶予の方針に関する事。
		7 オープンスペースの利用指定及び調整に関する事。
		8 災害復興本部に関する事。
		9 災害復興に係る総合調整に関する事。
		10 災害復興方針及び災害復興計画の作成に関する事。
		11 災害復旧及び災害復興の状況の把握に関する事。
		12 市民生活の復興に関する事。
		13 被災女性総合相談に関する事。
		14 義援金品の募集、受付け及び配分に関する事。
		(追加案) 男女共同参画の視点からの配慮等に関する事。
	財政班 (班長：財政課長)	1 災害対策に係る予算その他財務に関する事。
		2 災害復興のための財政措置に関する事。
	広報秘書班 (班長：広報秘書課長)	1 行方不明者等に関する相談窓口の開設及び運営に関する事。
		2 広聴活動に関する事。
		3 被災者総合相談窓口の設置及び運営に関する事。
		4 広報活動に関する事。
		5 報道機関への情報提供及び報道機関との連絡調整に関する事。
		6 報道機関への放送の要請に関する事。
		7 避難指示等の伝達に関する事。
		8 各種情報の処理に関する事。
		9 本部長及び副本部長の秘書業務に関する事。
		10 災害視察者、見舞者等への対応に関する事。
		11 ボランティアのニーズの把握に関する事。
		12 ボランティアへの情報提供に関する事。
	情報システム班 (班長：情報システム課長)	1 庁内の電子計算機及びネットワークの保守及び復旧に関する事。

部 名	班 名	事務分掌
総務部 (部長：総務部長)	総務庶務班 (班長：総務課長)	1 部の庶務に関すること。
		2 各種報告、要請等の受理に関すること。
		3 本部長室との連絡に関すること。
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関すること。
		5 被災者の生活の状況の把握に関すること。
		6 災害救助法その他の法規の適用に係る事務に関すること。
		7 避難指示等に関する事務に関すること。
		8 災害対策本部の活動記録の作成に関すること。
	統括調整班 (班長：地域安全課長)	1 本部配備態勢その他本部長命令の伝達に関すること。
		2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置に関すること。
		3 災害情報の収集、提供及び報告の受理に関すること。
		4 災害情報の集約・分析及び通信連絡の統括に関すること。
		5 震度観測並びに気象情報の収受及び伝達に関すること。
		6 市防災行政無線の統制及び活用に関すること。
		7 東京都、防災関係機関等との連絡調整に関すること。
		8 自衛隊の派遣要請依頼、受入れ及び応援部隊の対応に関すること。
		9 他の市区町村との連絡調整及び相互協力に関すること。
		10 消防団出動要請及び活動状況の集約に関すること。
		11 小金井市防災会議の庶務に関すること。
		12 民間協力団体等との連絡調整に関すること。
		13 その他災害対策の総合調整に関すること。
		14 救援物資の援助の要請に関すること。
		(追加案) 警戒区域の設定に関すること。
		15 被災地等の支援対策に関すること。
		16 支援本部の設置に関すること。
	職員配備班 (班長：職員課長)	1 職員の動員及び配備に関すること。
		2 職員の参集状況の管理に関すること。
		3 災害対策従事職員の服務及び給与又は報酬に関すること。
		4 災害対応職員の寝食に関すること。
		5 職員及びその家族の安否の確認に関すること。
		6 災害対策従事職員の健康管理に関すること。
		(追加案) 受援に関すること。
	管財・物資管理班 (班長：管財課長)	1 庁舎及び車両の維持管理に関すること。
		2 車両の管理、配車、確保に関すること。
		3 緊急通行車両の確認申請事務に関すること。
		4 本部運営に必要な施設の確保に関すること。

部 名	班 名	事務分掌
総務部 (部長：総務部長)	管財・物資管理班 (班長：管財課長)	5 市有建築物の被害状況の集約に関する事。
		6 公共施設の災害復旧及び災害復興の状況の把握に関する事。
		7 契約事務に関する事。
		8 備蓄物資及び調達物資の管理に関する事。
		9 必要な資機材及び物資の調査・調達に関する事。
		10 食料、生活必需品その他必要な物資の調達に関する事。
		11 車両その他輸送手段の確保に関する事。
		12 災害時優先電話に関する事。
		(追加案) 燃料の確保に関する事。
		(追加案) 緊急物資輸送拠点及び救援物資の管理に関する事。
市民部 (部長：市民部長)	市民庶務班 (班長：市民課長)	1 市民庶務班、コミュニティ班、経済班及び保険班の庶務に関する事。
		2 各種報告、要請等の受理に関する事。
		3 本部長室との連絡に関する事。
		4 市民庶務班、コミュニティ班、経済班及び保険班の人員の調整及び他の部の応援に関する事。
		5 避難所、福祉避難所、遺体収容所等における安否の確認及び安否情報の処理に関する事。
		6 安否情報の集約及び処理に関する事。
		7 被災者台帳の整備に関する事。
		8 被災住宅における居住者数及び世帯数の把握に関する事。
		9 罹災証明書の発行に関する事。
		10 死亡届の受理、埋葬及び火葬の許可並びに火葬に関する事。
		11 住民基本台帳、戸籍に関する受付け及び証明書等の交付に関する事。
		12 被災外国人の調査に関する事。
		13 行方不明者及び要救助者の捜索及び搬送に関する事。
	コミュニティ班 (班長：コミュニティ文化課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事。
		2 所管施設利用者の被害状況の把握及び安全確保に関する事。
		3 所管施設の復旧に関する事。
		4 東京都の災害ボランティア等との連携に関する事（防災（語学）ボランティア対応）。
		5 被災外国人への対応に関する事。
		6 遺体の収容及び安置に関する事。
		7 遺体収容所の開設期間の延長及び閉鎖に関する事（東小金井駅開設記念会館）。
		8 帰宅困難者への対応に関する事（小金井市民交流センター）。

部 名	班 名	事務分掌
市民部 (部長：市民部長)	経済班 (班長：経済課長) (農業委員会事務局を含む。)	1 商業、工業及び農業に関する被害の調査に関すること。
		2 雇用促進及び就業支援に関すること。
		3 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
		4 商業、工業及び農業に関する融資等に関すること。
		5 備蓄物資及び調達物資の搬送に関すること。
		6 産業の復興に関すること。
		7 農地の一時使用に関すること。
	保険班 (班長：保険年金課長)	1 備蓄物資及び調達物資の搬送に関すること。
		2 避難所、福祉避難所（二次避難所）、遺体収容所等における安否の確認及び安否情報の処理に関すること。
		3 国民健康保険に関すること（税の減免、一部負担金の減免・徴収猶予・保険証の再発行等）。
		4 後期高齢者医療保険、国民年金に関すること。
	税務庶務班 (班長：市民税課長)	1 税務庶務班、税務・調査班及び税務・支援班の庶務に関すること。
		2 各種報告、要請等の受理に関すること。
		3 本部長室との連絡に関すること。
		4 税務庶務班、税務・調査班及び税務・支援班の人員の調整及び他の部の応援に関すること。
		5 市内の被害情報の収集及び連絡に関すること。
		6 税務相談窓口の設置に関すること。
		7 市税の減免措置に関すること。
	税務・調査班 (班長：資産税課長)	1 住家の被害状況調査に関すること。
		2 全壊全焼、半壊半焼等区分別棟数の把握に関すること。
		3 非住家の被害認定調査に関すること。
		4 調書の作成に関すること。
		5 市税の減免措置に関すること。
	税務・支援班 (班長：納税課長)	1 備蓄物資及び調達物資の搬送に関すること。
		2 避難所、福祉避難所（二次避難所）、遺体収容所等における安否の確認及び安否情報の処理に関すること。
		3 罹災証明書の発行に関すること。
		4 市税等の徴収猶予に関すること。
環境部 (部長：環境部長)	環境庶務班 (班長：環境政策課長)	1 部の庶務に関すること。
		2 各種報告、要請等の受理に関すること。
		3 本部長室との連絡に関すること。
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関すること。
		5 公園の応急点検及び被害状況の調査に関すること。
		6 公園の応急復旧に関すること。
		7 公園の復旧に関すること。
		8 公園の施設（トイレを含む。）の点検、管理及び利用に関すること。

部 名	班 名	事務分掌
環境部 (部長：環境部長)	環境庶務班 (班長：環境政策課長)	9 防疫活動に関すること。
		10 動物愛護に関すること。
		11 給水拠点における市民への応急給水の実施に関すること。
		12 オープンスペースの利用指定及び調整に関すること。
	清掃班 (班長：ごみ対策課長)	1 災害廃棄物の収集及び処理に関すること。
		2 住宅等の解体及び撤去の申請の受付に関すること。
		3 災害廃棄物の受入れ及び処理に関すること。
		4 災害廃棄物の広域処理の調整に関すること。
		5 ごみ処理施設の維持管理及び復旧に関すること。
		6 必要な仮設トイレの調査及び調達に関すること。
		7 し尿の収集及び処理に関すること。
	下水道班 (班長：下水道課長)	1 下水道の応急点検及び被害状況の調査に関すること。
		2 下水道の応急復旧に関すること。
		3 下水道の復旧に関すること。
		4 水防及び排水に関すること。
		5 応急仮設トイレ（マンホール等）の設置に関すること。
		6 東京都水道局との連絡調整に関すること。
		7 東京都下水道局（流域下水道本部）との連絡調整に関すること。
福祉保健部 (部長：福祉保健部長)	福祉保健庶務班 (班長：地域福祉課長)	1 部の庶務に関すること。
		2 各種報告、要請等の受理に関すること。
		3 本部長室との連絡に関すること。
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関すること。
		5 福祉団体等との連絡調整に関すること。
		6 災害弔慰金、災害見舞金及び災害援護資金の支払事務に関すること。
		7 被災者生活再建支援金に関すること。
		8 生活福祉資金の貸付けに関すること。
		9 ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。
		10 ボランティアの受入れに係る社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
		11 ボランティアの活動状況の把握に関すること。
		12 東京都の災害ボランティア等との連携に関すること（一般ボランティア対応）。
		13 日本赤十字社（赤十字奉仕団）に関すること。
		14 その他ボランティア活動に関すること。
		15 身元不明の遺体の火葬場への搬送等に関すること。
		16 身元不明の遺体及び遺骨に関すること。
		17 民生委員及び児童委員に関すること。
		18 避難行動要支援者の安否の確認、避難誘導その他支援

部 名	班 名	事務分掌
福祉保健部 (部長:福祉保健部長)	福祉保健庶務班 (班長:地域福祉課長)	の総括に関すること。
		1 9 福祉避難所の運営の総括に関すること。
		2 0 福祉避難所における活動の記録の総括に関すること。
		2 1 福祉避難所生活者名簿の整理の総括に関すること。
		2 2 福祉に関する相談窓口の設置及び運営の総括に関すること。
		2 3 仮設住宅等に入居した避難行動要支援者への支援の総括に関すること。
		2 4 〈(仮称)新福祉社会館竣工後〉(仮称)新福祉社会館の被害状況の把握及び安全確保に関すること。
		2 5 〈(仮称)新福祉社会館竣工後〉(仮称)新福祉社会館利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
	障がい福祉班 (班長:自立生活支援課長)	1 所管施設利用者の安全確保に関すること。
		2 障がい者福祉施設の被害状況の把握及び安全確保に関すること。
		3 障がい者福祉施設の復旧及び再開に関すること。
		4 避難行動要支援者(障がい者等)の安否の確認、避難誘導その他支援に関すること。
		5 福祉避難所(障がい者福祉施設)の維持管理に関すること。
		6 福祉避難所(障がい者福祉施設)の開設、開設期間の延長及び閉鎖に関すること。
		7 福祉避難所(障がい者福祉施設)の運営に関すること。
		8 福祉避難所(障がい者福祉施設)における活動の記録に関すること。
		9 福祉避難所(障がい者福祉施設)生活者名簿の整理に関すること。
		1 0 被災した避難行動要支援者(障がい者等)の生活の支援に関すること。
		1 1 障がい者福祉に関する相談窓口の設置及び運営に関すること。
		1 2 仮設住宅等に入居した避難行動要支援者(障がい者等)への支援に関すること。
		1 3 東京都の災害ボランティア等との連携に関すること(福祉ボランティア対応)。
		1 4 保健活動チームへの協力に関すること。
		1 5 難病患者・人工透析患者等の対応に関すること。
	介護福祉班 (班長:介護福祉課長)	1 高齢者福祉施設の被害状況の把握及び安全確保に関すること。
		2 高齢者福祉施設の利用者の安全確保に関すること。
		3 高齢者福祉施設の復旧及び再開に関すること。
		4 避難行動要支援者(高齢者等)の安否の確認、避難誘導その他支援に関すること。
		5 福祉避難所(介護福祉施設)の維持管理に関すること。
		6 福祉避難所(介護福祉施設)の開設、開設期間の延長及び閉鎖に関すること。
		7 福祉避難所(介護福祉施設)の運営に関すること。

部 名	班 名	事務分掌
福祉保健部 (部長:福祉保健部長)	介護福祉班 (班長:介護福祉課長)	8 福祉避難所(介護福祉施設)における活動の記録に関すること。
		9 福祉避難所(介護福祉施設)生活者名簿の整理に関すること。
		10 被災した避難行動要支援者(高齢者等)の生活の支援に関すること。
		11 高齢者福祉に関する相談窓口の設置及び運営に関すること。
		12 仮設住宅等に入居した避難行動要支援者(高齢者等)への支援に関すること。
		13 東京都の災害ボランティア等との連携に関すること(福祉ボランティア対応)。
		14 保健活動チームへの協力に関すること。
		15 難病患者・人工透析患者等の対応に関すること。
	保健医療班 (班長:健康課長)	1 保健センターの被害状況把握及び安全確保に関すること。
		2 保健センター利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
		3 医師会等の医療関係団体及び医療機関との連携及び調整に関すること。
		4 医療スタッフの搬送に関すること。
		5 市内医療機関の被害状況の把握に関すること。
		6 各師会が編成する医療救護班への支援に関すること。
		7 保健活動チームの編成に関すること。 ・各師会が編成する医療救護班への支援 ・医療救護の総合調整 ・緊急医療救護所の設置及び運営 ・被災者の健康管理、感染予防等 ・医療救護に関する応援の要請 ・多摩府中保健所との連携 ・妊産婦への対応
		8 難病患者・人工透析患者等の対応に関すること。
		9 飼養動物の救護に関すること。 (追加案)感染症予防に関すること。
子ども家庭部 (部長:子ども家庭部長)	子ども家庭庶務班 (班長:子育て支援課長)	1 部の庶務に関すること。
		2 各種報告、要請等の受理に関すること。
		3 本部長室との連絡に関すること。
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関すること。
		5 子ども家庭支援センターの被害状況の把握に関すること。
		6 医療機関との連絡調整に関すること。
		7 避難所との連絡調整に関すること。
	応急保育対策班 (班長:保育課長)	1 保育園の被害状況の把握及び安全の確保に関すること。
		2 園児の安全確保及び保護者への引渡しに関すること。
		3 応急保育の実施及び保育園の再開に関すること。

部 名	班 名	事務分掌
子ども家庭部 (部長：子ども家庭部長)	応急保育対策班 (班長：保育課長)	4 福祉避難所（保育園）の維持管理に関する事
		5 福祉避難所（保育園）の開設、開設期間の延長及び閉鎖に関する事
		6 福祉避難所（保育園）の運営に関する事
		7 福祉避難所（保育園）における活動の記録に関する事
		8 福祉避難所（保育園）生活者名簿の整理に関する事
	児童保護班 (班長：児童青少年課長)	1 児童館及び学童保育所の被害状況の把握及び安全の確保に関する事
		2 児童の保護者への引渡しに関する事
		3 避難所における児童等の生活支援に関する事
		4 各学校と連携し、避難所の開設及び運営の支援に関する事
都市整備部 (部長：都市整備部長)	都市整備庶務班 (班長：都市計画課長)	1 部の庶務に関する事
		2 各種報告、要請等の受理に関する事
		3 本部長室との連絡に関する事
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関する事
		5 市内の被害情報の収集及び連絡に関する事
		6 備蓄物資及び調達物資の搬送に関する事
		7 行方不明者及び要救助者の捜索及び搬送に関する事
		8 災害復興計画の作成支援に関する事
	市街地調査班 (班長：まちづくり推進課長)	1 被災宅地の危険度判定の実施に関する事
		2 危険建築物、危険区域等の安全対策に関する事
		3 被災住宅の応急修理に関する事
		4 住宅に関する相談窓口の設置及び運営に関する事
		5 災害復興計画の作成支援に関する事
		6 一時提供住宅及び応急仮設住宅の供給に関する事
		7 都市の復興に関する事
	道路復旧班 (班長：道路管理課長)	1 道路工事資器材の調達に関する事
		2 道路、橋りょう、水路及び附属物の応急点検及び被害状況の調査に関する事
		3 道路、橋りょう、水路及び附属物の応急復旧に関する事
		4 道路、橋りょう、水路及び附属物の復旧に関する事
		5 各道路管理者との連絡調整に関する事
		6 小金井建設協会その他関係団体との連絡調整に関する事
		7 緊急交通路の確保並びに交通障害物の除去及び道路の啓開に関する事
		8 復興に伴う官民境界の確定に関する事
		9 水防及び排水に関する事

部 名	班 名	事務分掌
都市整備部 (部長:都市整備部長)	建物調査班 (班長:建築営繕課長)	1 民間住宅の応急危険度判定に係る実施本部の設置及び実施計画の立案等に関する事。
		2 民間住宅の応急危険度判定の実施に関する事。
		3 避難所その他市の施設の被害の調査及び応急修繕に関する事。
		4 東京都の災害ボランティア等との連携に関する事(応急危険度判定員対応)。
	交通対策班 (班長:交通対策課長)	1 駅周辺の避難誘導と混乱防止に関する事。
		2 東京都が実施する帰宅困難者対策への協力に関する事。
		3 帰宅困難者への対応に関する事。
		4 緊急輸送道路の状況の把握及び情報提供に関する事。
		5 交通の規制及び市民への協力要請に関する事。
		6 公共交通機関との連絡調整に関する事。
	復興支援班 (班長:区画整理課長)	1 都市の復興に関する事(東小金井駅北口区画整理)。
学校教育部 (部長:学校教育部長)	学校教育庶務班 (班長:庶務課長)	1 部の庶務に関する事。
		2 各種報告、要請等の受理に関する事。
		3 本部長室との連絡に関する事。
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関する事。
		5 学校避難所の維持管理に関する事。
		6 被災した学校施設の復旧に関する事。
		7 臨時ヘリポートの開設協力に関する事。
		8 義務教育施設の被害状況調査に関する事。
		9 各学校避難所における活動記録の集約に関する事。
		10 避難者名簿の整理に関する事。
		11 食料、生活必需品その他必要な物資の情報の集約に関する事。
		12 各学校避難所との連絡調整に関する事。
		13 学校避難所へのボランティア派遣の要請に関する事。
	学校避難所運営班 (班長:学務課長)	1 学校避難所の開設期間の延長及び閉鎖並びに統廃合に関する事。
		2 学校避難所の資器材に関する事。
		3 避難者等への食事の提供に関する事。
		4 学校避難所の衛生対策に関する事。
		5 給食調理場の運用に関する事。
		6 児童、生徒に係る相談に関する事。
		7 学用品の調達及び支給に関する事。
	応急教育対策班 (班長:指導室長)	1 応急教育の実施及び学校教育の再開に関する事。
		2 教育相談に関する事。
		3 教職員の処遇に関する事。

部 名	班 名	事務分掌
学校教育部 (部長:学校教育部長)	応急教育対策班 (班長:指導室長)	4 教職員の寝食等の対応に関すること。
		5 教職員及びその家族の安否確認に関すること。
生涯学習部 (部長:生涯学習部長)	生涯学習庶務班 (班長:生涯学習課長)	1 部の庶務に関すること。
		2 各種報告、要請等の受理に関すること。
		3 本部長室との連絡に関すること。
		4 部内各班の人員の調整及び他の部の応援に関すること。
		5 社会教育施設の保全及び復旧に関すること。
		6 社会教育施設の被害状況調査に関すること。
		7 社会教育施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
		8 災害の記録に関すること。
		9 文化財の被害の調査に関すること。
		10 体育施設の被害状況の把握及び安全確保に関すること。
		11 体育施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
		12 体育施設の復旧に関すること。
		13 ボランティアセンターの開設支援に関すること(栗山公園健康運動センター)。
		14 緊急物資輸送拠点の開設及び運営に関すること(総合体育館)。
		15 救援物資の受入れ、仕分及び配分に関すること(総合体育館)。
		16 帰宅困難者への対応に関すること(総合体育館・栗山公園健康運動センター)。
	社会教育施設管理班 (班長:公民館長) (副班長:図書館長)	1 図書館利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
		2 図書館の被害状況の把握及び安全確保に関すること。
		3 図書館の復旧及び再開に関すること。
		4 人員不足の各部、各班の応援に関すること。
		5 公民館利用者の安全確保及び避難誘導に関すること。
		6 公民館の被害状況の把握及び安全確保に関すること。
		7 公民館の被害情報の収集及び連絡に関すること。
		8 遺体の収容及び安置に関すること。
		9 遺体収容所の開設及び運営に関すること(公民館緑分館)。
		10 遺体収容所の開設期間の延長及び閉鎖に関すること(公民館緑分館)。
		11 帰宅困難者への対応に関すること(公民館東分館)。

部 名	班 名	事務分掌
協力部 (部長：議会事務局長)	議会班 (班長：議会事務局次長)	1 市議会及び市議会議員の対応に関すること。
		2 人員不足の各部、各班の応援に関すること。
	協力班 (班長：選挙管理委員会事務局長) (副班長：監査委員事務局長)	1 人員不足の各部、各班の応援に関すること。
	出納班 (班長：会計課長)	1 災害対策に関する現金及び物品の出納及び保管に関すること。
		2 義援金品の集約及び記録に関すること。
		3 災害見舞金の支払に関すること。
小金井市消防団 (部長：団長) (副部長：副団長)	消防団 (班長：本部分団長) (副班長：各分団長)	1 消防、水防及び人命の救助に関すること。
		2 災害復旧に対する協力に関すること。
		3 各分団詰所の被害状況調査及び安全確保に関すること。
		4 火災警戒に関すること。
		5 行方不明者の捜索の協力に関すること。
		6 避難行動要支援者の安否の確認、救護、避難誘導その他安全の確保に関すること。
(各学校)		1 各避難所におけるボランティアのニーズの把握及び報告に関すること。
		2 各小中学校の児童、生徒の保護及び安全確保に関すること。
		3 一時避難場所、避難所の開設及び運営に関すること。
		4 避難者名簿の作成及び報告に関すること。
		5 学校避難所の開設に関すること。
		6 学校避難所内への誘導に関すること。
		7 町会、自治会及び自主防災組織等の自治組織との連携に関すること。
		8 避難者情報の収集、集約及び報告に関すること。
		9 避難者の生活に関すること。
		10 避難者のプライバシーの保護に関すること。
		11 学校避難所の生活環境の改善に関すること。
		12 学校避難所における更衣室、入浴施設の設置に関すること。
		13 学校避難所における食料、飲料水、生活必需品その他必要な物資の情報の収集及び報告に関すること。
		14 学校避難所における救援物資の受入れに関すること。

(別冊 参考資料 2-4-2 小金井市災害対策本部条例施行規則 (令和2年8月4日改正))

(注) 指定要員については、発災からおおむね72時間(3日)(以下「初動期」という。)においては、重点災害応急対策を行わずに、あらかじめ定められた場所へ参集し、活動を行う。

9 現地災害対策本部の事務分掌等

名称	事務分掌等
現地災害 対策本部	(1) 構成員 ア 現地災害対策本部長は、市本部長が指名する市副本部長又は本部員とする。 イ 現地災害対策副本部長は、市本部長が指名する本部の職員とする。 ウ 現地災害対策本部員は、市本部長が指名する者とする。
	(2) 事務分掌 ア 被害及び復旧状況の把握及び情報分析に関すること。 イ 東京都及びその他関係防災機関との連絡調整に関すること。 ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。 エ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。 オ 市本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 カ 市本部との調整に関すること。 キ 各種相談業務の実施に関すること。 ク その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。
	(3) 設置場所 災害現場等

第2 市職員の初動態勢

1 市本部の配備態勢の指示

- 市本部長は、総務部長の報告等により、災害の状況に応じた適切な本部配備態勢を総務部長に指示する。
- 総務部長は、指示された本部配備態勢を各部長に伝達し、各部長は所属職員に配備態勢を指令する。

2 初動期における応急対策活動

- 初動期は、市本部条例施行規則に規定する市本部の部・班での活動態勢（各部の事務分掌）とせず、各部を一つの活動態勢として、救出救助、消火、救急救護、輸送路の確保及び避難所・福祉避難所（二次避難所）の開設・運営等、市民の生命・安全の確保のための活動を重点的に実施する。
- 職員の参集状況及び災害の状況等に応じて、各部が重点的に実施する災害応急対策に係る人員が不足する場合は、部長はその旨を市本部長へ具申し、市本部長は市本部長室での審議を経て、活動態勢の特例を指示することができる。
- 市本部長は、初動期に実施すべき活動が完了したと判断した場合は、各部に対して市本部条例施行規則に規定する市本部の部・班での活動態勢（各部の事務分掌）への移行を指示する。

＜初動期における市の重点災害応急対策＞

時 間（h）	主な初動期の重点応急対策
発災-24h	[災害対策本部] ○本部の設置・運営 [情報収集伝達] ○各部による被害情報の収集 ○避難所その他市施設の被害調査・安全点検 ○各ライフライン（道路、橋りょう、水路、上下水道、公園）の点検 ○職員・家族・市民の安否確認 ○要配慮者（避難行動要支援者）の安否確認と支援 ○通信手段の確保 ○広報活動の実施（避難指示等を含む。） ○関係防災機関等との連絡調整・応援要請 [救出救助・消火活動] ○消火活動 ○救出救助活動 [医療救護] ○医療救護活動拠点・緊急医療救護所・災害薬事センターの設置・運営 ○負傷者の搬送 ○感染症予防 [輸送路の確保] ○交通障害物の除去（輸送道路の確保） ○緊急通行車両の確保 [避難所等の開設・運営] ○市民等（帰宅困難者を含む。）の避難誘導 ○避難所の開設・運営 ○一時滞在施設の開設・運営（帰宅困難者対応） [災害用物資調達・応急給水活動] ○食料品・飲料水等の確保 ○応急給水の実施 ○地域内輸送拠点の設置 [遺体の取扱い] ○遺体収容所の開設・運営 [応急危険度判定] ○応急危険度判定実施本部の設置 ○民間宅地・建築物の被災状況の把握 [ごみ・し尿・がれき処理等] ○災害用トイレ等の調達・設置 ○がれき仮置場等の設置 ○生活ごみ・避難所ごみ等の収集運搬体制の確保
24-72h	[災害対策本部] ○上記対策の継続 [情報収集伝達] ○上記対策の継続 ○避難所その他市施設の応急復旧 ○各ライフライン（道路、橋りょう、水路、上下水道、公園）の復旧等 [救出救助・消火活動]

時 間（h）	主な初動期の重点応急対策
	○上記対策の継続 [医療救護] ○上記対策の継続 [輸送路の確保] ○上記対策の継続 [避難所等の開設・運営] ○上記対策の継続 ○福祉避難所（二次避難所）の開設・運営 [災害用物資調達・応急給水活動] ○上記対策の継続 ○地域内輸送拠点の運営（調達物資の受入れ） [遺体の取扱い] ○上記対策の継続 ○行方不明者の搜索 [応急危険度判定] ○上記対策の継続 ○応急危険度判定の実施 ○罹災証明書の発行の準備（住家被害調査の準備） ○仮設住宅関係の準備 [ごみ・し尿・がれき処理等] ○上記対策の継続 ○し尿収集運搬体制の確保 ○ごみ・がれきの処理 ○処理計画等の策定 [その他] ○ボランティアセンターの設置（受入れ・ニーズの把握） ○義援金関係 ○相談窓口の設置準備

<初動期における各部の重点災害応急対策>

●:担当部署 ○:関連部署

主な初動期の重点応急対策		時 間 (h)	企画 財政部	総務 部	市民 部	環境 部	福祉 保健部	子ど も家庭 部	都市 整備部	学校 教育部	生涯 学習部	協力 部※	小金 井市消 防団
市 本 部	本部の設置・運営	発災-72h	●	●									
	各部による被害情報の収集		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
情 報 収 集 伝 達	避難所その他市施設の被害調査 ・安全点検・応急復旧		○	●	○	○	○	○	●	○	○		○
	各ライフライン（道路、橋りょう、 水路、上下水道、公園）の点検・ 復旧等					●			●				
	職員・家族・市民の安否確認			●	●			○		○	○		
	要配慮者（避難行動要支援者）の 安否確認と支援				○		●	○					○
	通信手段の確保		●	●									
	広報活動の実施 （避難指示等を含む。）		●	●		○			○				●
	関係防災機関等との連絡調整 ・応援要請		○	●	○	○	○		○		○		
消 救 火 出 活 動 助	消火活動			○									●
	救出救助活動			○									●
医 療 救 護	医療救護活動拠点・緊急医療救護 所・災害薬事センターの設置・運 営						●	○				○	
	負傷者の搬送			○		●						○	○
	感染症予防					●	●						
輸 送 路 の 確 保	交通障害物の除去 （輸送道路の確保）								●				
	緊急通行車両の確保			●									

主な初動期の重点応急対策		時 間 (h)	企画 財政部	総務部	市民部	環境部	福祉 保健部	子ども 家庭部	都市 整備部	学校教育部	生涯 学習部	協力部 (※)	小金井市消防団
避難所等の開設・運営	市民等（帰宅困難者を含む。）の避難誘導	発災-24 h	○	●	●	○	●	●	○	●	●	○	○
	避難所の開設・運営	発災-72 h						●		●	●		
	一時滞在施設の開設・運営 （帰宅困難者対応）				●				●		●		
	福祉避難所（二次避難所）の開設・運営	24-72 h					●	●					
災害用物資調達 応急給水活動	食料品・飲料水等の確保	発災-72 h		○	●	●	○	○	○	○	○		
	応急給水の実施					●							
	地域内輸送拠点の設置・運営（調達物資の受入れ）			●	○				●		●		
遺体の取扱い	遺体収容所の開設・運営	24-72 h		○	●						●		
	行方不明者の捜索			○									●
応急危険度判定	応急危険度判定実施本部の設置・応急危険度判定の実施	発災-72 h			○				●				
	民間宅地・建築物の被災状況の把握				●				●				
	罹災証明書の発行の準備 （住家被害調査の準備）	24-72 h		○	●								
	仮設住宅関係の準備		○			○			●				

主な初動期の重点応急対策		時 間 (h)	企画 財政部	総務部	市民部	環境部	福祉 保健部	子ども 家庭部	都市 整備部	学校教育部	生涯 学習部	協力部 (※)	小金井市消防団
がれき・し尿・ ごみ処理等	災害用トイレ等の調達・設置	発災-72h		○		●		○		○	○		
	がれき仮置場等の設置		○			●							
	し尿収集運搬体制の確保	24-72h				●							
	ごみ・がれきの処理 (処理計画等の策定)					●							
その他	ボランティアセンターの設置 (受入れ・ニーズの把握)			○			●				○		
	義援金関係		●									○	
	相談窓口の設置準備		●	○	○		○	○	○	○			

(※) 議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、会計課

3 市職員の配備態勢

(1) 配備態勢

- 災害に対する市の配備態勢は、市本部を設置する以前を含め、市長が必要と認める態勢をとる。なお、休日・夜間についても同様の態勢で臨むものとする。

種 別		時 期	態 勢
第1次配備態勢	情報連絡態勢	ア 小金井市で震度4の地震が発生した場合 イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合 ウ 市の地域において災害の発生のおそれがある場合	○ 市本部設置以前の態勢 ○ 通信情報活動を主とする態勢 ○ 地域安全課職員
	警戒態勢	ア 小金井市で震度5弱の地震が発生した場合 イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ウ その他、市の地域において災害の発生のおそれがある場合	○ 市本部設置以前の態勢 ○ 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を行う。 ○ 各部の部課長、情報連絡等に必要な職員及び地域安全課職員
第2次配備態勢	本部配備態勢	ア 小金井市で震度5強の地震が発生した場合 イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、災害が発生するおそれがあると認められる場合 ウ その他、市の地域で、大規模な災害が発生するおそれがある場合、もしくは事態が切迫し、市の複数の地域で災害が発生すると予想される場合 エ その他市長が必要と認めた場合	○ 市本部を設置し、全職員で対応する態勢

（注1）市本部設置以前の態勢であっても、市長が必要と認めた場合は市本部を設置する。

（注2）南海トラフ地震（東海地震を含む。）に関する配備態勢は、「震災編 第4部 17 第1 1 情報名及び市の配備態勢」、風水害に関する配備態勢は、「風水害編 第3部 3-1 第1節 職員の参集・配備及び本部の設置基準」にて示す。

（注3）災害対応に当たって、会計年度任用職員については、各課の判断で態勢に組み入れる。

(2) 初動期以降の配備態勢の特例

- 市本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる配備態勢の指令を発することができる。

(3) 指定要員等の参集

- 指定要員については、初動期においては、重点災害応急対策を行わず、あらかじめ定められた場所へ参集し、以下の活動を行う。

なお、初動期以降は、市本部の各部（班）の事務分掌及びあらかじめ定めた各部の行動マニュアルに基づき、災害応急対策を実施する。

	構成員		具体的な活動内容等	参集場所
指定要員	【対応 1】 避難所近隣 在住職員	あらかじめ市長 から 指名された職員 (又は、行政 委員会に属する 職員)	具体的な活動については、「震災編 第2部 8-26 第1 各機関の役割分担」を準用する。 ただし、福祉避難所（二次避難所）の開設については、原則、福祉保健部職員が実施する。	所属部署 (各施設) ↓ 各避難所
	【対応 2】 保健師 看護師	福祉保健部、子ども家庭部より指名された職員 (保健師・看護師)	具体的な活動については、「震災編 第2部 6-21 第2 初動期の医療救護活動」を準用する。	所属部署 (各施設) ↓ 医療救護活動拠点 (小金井太陽病院)

(4) 配備態勢に基づく措置

- 初動期の重点災害応急対策、それ以降の市本部の各部（班）の事務分掌及びあらかじめ定めた各部の行動マニュアルに基づき、災害応急対策を実施する。
- 災害対策従事職員の心身の疲労に留意して、勤務ローテーション編成、従事職員用の水・食料・仮眠スペース等の確保、保健師やカウンセラーによる相談を実施するなど支援体制を整備する。

第3 小金井市防災会議の開催

- 市内で災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、小金井市防災会議を開催し、災害復旧に関し関係機関の連絡調整をする。

第4 関係防災機関の活動態勢

1 責務

- 関係防災機関は、市の地域において地震による災害が発生又は発生するおそれのある場合においては、法令、防災業務計画、都及び市の地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施するとともに、市が実施する災害応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2 活動態勢

- 関係防災機関は、事前に整備した組織、事前に定めた災害応急対策に従事する職員の配置及び服務に基づき災害応急対策を実施する。

(別冊 資料 2-4-3 各組織の活動態勢)

(1) 消防団の活動態勢

- 消防団は、地域に密着した消防機関としての住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、現有装備を活用した消防活動を

行う。

活動項目	活動内容
出火防止	○ 発災と同時に付近の市民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
情報収集活動	○ 災害の初期対応を行うとともに、市 MCA 無線等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。
消火活動	○ 同時多発火災の拡大防止を図るため、建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防署隊と連携し、組織的、効率的に行う。
消防署隊との連携	○ 消防署隊と連携し、消火活動及び道路障害排除等の活動を行う。
救出・救護	○ 救助器具等を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
避難場所の防護等	○ 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係防災機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難誘導及び避難場所の防護活動を行う。

(2) 警察署の活動態勢

ア 活動態勢

- 次表に掲げる組織を整備し、災害応急対策を実施する。

イ 市本部との連携

- (ア) 市 MCA 無線等の通信手段を使い、初動段階よりそれぞれが把握した被害情報や各機関の活動状況について相互に情報交換を行う。
- (イ) 市本部に連絡員を派遣し、連携態勢の確立を図る。

＜警察署現場警備本部編成表＞

現本長	幕僚長	幕 僚	所掌事務
署長	副署長	実施幕僚 (警備課長、 地域課長)	a 警備実施及び被害状況の把握に関する事 b 警備要員の把握と部隊編成及び運用に関する事 c 部隊の応援要請及び派遣に関する事 d 各級警備本部への報告に関する事 e 関係機関の行う活動協力及び連絡に関する事 f 気象情報等の伝達に関する事 g 警備実施の記録に関する事 h 人命救助、避難誘導に関する事 i 警備対象の警戒に関する事 j 災害地域の集団警ら等に関する事 k 関係機関との復旧作業に関する事
		交通幕僚 (交通課長)	a 交通情報の収集に関する事 b 避難誘導路における交通秩序の確保に関する事 c 部隊等の輸送に関する事 d 交通標識の実施補修等に関する事
		刑事幕僚 (刑事課長)	a 被災地における各種犯罪の予防検挙に関する事 b 負傷者等の救護活動に関する事 c 被災地における死体の見分、検視等鑑識活動に関する事 d 被災状況の調査報告に関する事
		生活安全幕僚 (生活安全課長)	a 広報活動に関する事 b 被災地における防犯活動に関する事 c 町会その他自衛組織の指導に関する事 d 被災者の相談に関する事
		庶務補給幕僚 (幕僚長兼務)	a 通信の確保に関する事 b 警察施設の管理と被災状況の調査補修に関する事 c 隊員の給食及び功過等に関する事 d 職員の公務災害に関する事

ウ その他

○ 防災コーディネーター運営要領に基づき、救出救助に関する連絡調整等に関する連絡調整等の連携強化を図るべく、発災時、警察署（防災コーディネーター）は、以下の活動を行う。

- (ア) 関係防災機関との連絡調整等
- (イ) 市本部に対する情報の提供
- (ウ) 市本部会議等出席による情報共有

(3) 消防署の活動態勢

ア 震災配備態勢

- 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 弱の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

イ 震災非常配備態勢

- 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、又は地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。

ウ 非常招集

- 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。
- 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

エ 活動の方針

- 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
- 震災消防活動体制が確立した場合は、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
- 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

オ 部隊の運用等

- 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき、部隊運用及び現場活動を行う。
- 地震被害予測システム、延焼シミュレーション、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

カ 情報収集等

- 所定の計画に基づき、高所見張り情報、参集職員（団員）情報による早期災害情報システム等を活用し、積極的な災害情報収集を行う。
- 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- 市本部及び防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知りえた災害の情報交換を行う。

＜災害時における消防署組織編成表＞

署 隊 長	課		班	任 務
署 隊 本 部 （ 署 隊 長 ）	総 務 課	総 務 副 署 隊 長	庶務班	(ア) 部隊編成並びに輸送に関すること。 (イ) 緊急通行車両の確認、確保に関すること。 (ウ) 庁舎防護及び被害調査に関すること。 (エ) 消防用資機材及び物資等の調達並びに経理に関すること。 (オ) 職員の給食、給水に関すること。 (カ) 職員の公務災害に関すること。 (キ) 他府県都市からの応援消防部隊の対応に関すること。 (ク) 東京消防庁災害時支援ボランティアの対応に関すること。 (ケ) 応急庁舎及び仮眠施設に関すること。 (コ) 非常電源の確保に関すること。 (サ) 仮救護所に関すること。 (シ) 職員、職員家族の被害調査に関すること。 (ス) その他庶務全般に関すること。
			指揮班	(ア) 署隊運用時における指揮、運用に関すること。 (イ) 災害情報の判断並びに消防活動方針に関すること。 (ウ) 避難指示の決定に関すること。 (エ) 他府県都市からの消防部隊、自衛隊等応援部隊の誘導、連絡に関すること。 (オ) 消防団との連携に関すること。 (カ) 応援要請及び応援隊の運用に関すること。 (キ) 延焼阻止線の設定に関すること。
	警 防 課	警 防 副 署 隊 長	情報班	(ア) 災害情報の収集整理、分析に関すること。 (イ) 救急医療機関情報の収集に関すること。 (ウ) 消防活動の状況把握に関すること。
			通信班	(ア) 災害情報の受信に関すること。 (イ) 消防無線の運用に関すること。 (ウ) 災害情報の伝達に関すること。 (エ) 携帯無線の運用及び無線通信統制に関すること。 (オ) 警防本部、方面隊本部への報告連絡に関すること。
	予 防 課	予 防 副 署 隊 長	防災 広報班	(ア) 出火防止の広報及び巡回等による災害状況の把握に関すること。 (イ) 避難指示等の伝達、避難誘導に関すること。 (ウ) 災害情報の広報による民心の安定に関すること。 (エ) 自衛消防隊、東京都震災対策条例（平成12年12月東京都条例第202号）第11条対象事業所の活動状況に関すること。 (オ) 危険物の監視警戒、応急処置に関すること。 (カ) 町会、事業所との連絡に関すること。 (キ) 災害状況及び消防活動の調査、記録に関すること。 (ク) 報道機関に対する情報提供に関すること。 (ケ) 火災により災証明の発行に関すること。 (コ) 発災後の出火防止対策及び人命安全対策の徹底に関すること。 (サ) その他緊急防災措置に関すること。

第2節 救助・救急対策

(市、小金井警察署、小金井消防署、市民等)

機関名	内 容
警視庁 小金井警察署	○ 救出救助活動は、生存者の救出を最優先に行う。 ○ 救出した負傷者は、速やかに現場救護班や医療機関に引き継ぐ。 ○ 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器（機）材等を有効に活用する。 ○ 関係防災機関、自主防災組織等と連携協力し、救出救助の万全を期する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 救助・救急活動は、消防署と消防団が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性ある活動を行う。 ○ 傷病者救護に当たっては、小金井太陽病院、桜町病院、小金井リハビリテーション病院及び日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニックに緊急医療救護所が開設されるまでの間、小金井消防署（本署・緑町出張所）に仮救護所を設置するとともに、医療関係機関、小金井市消防団、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 ○ 小金井警察署、自衛隊、緊急消防援助隊、自主防災組織、小金井市医師会等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
小金井市 自主防災組織	○ 大地震の発生直後は、行政による救助態勢が遅れることが予想され、一刻を争う救助に対しては、自主防災組織（住民）の果たす役割が大きいものとなる。自主防災組織では、直ちに要救助箇所の把握を行い、資機材調達のうえ、救助活動に当たるものとする。 ○ 火災の発生に留意し、軽症者については自主防災組織において処置を行い、緊急医療救護所もしくは医療機関での処置が必要な者については、直ちに搬送を行うものとする。特に、避難行動要支援者に対しては、近隣の者が安否確認を行うものとする。

第3節 応援協力・派遣要請

(市、都、自衛隊、市民等)

第1 応援協力

1 応援要請の決定

- 被害が甚大な場合は、関係防災機関からの情報、各施設からの被害状況報告、また、調査班派遣による情報に基づき、緊急に市本部長は市本部長室会議を開催し、本市の現状を把握し、応援要請の必要の有無等を決定する。

- 感染症対策のため、応援職員等の受入れの際は、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保等に配慮する。

2 都に対する要請

- 市長は、市の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合は、都知事に対し応援又は応援のあつせんを求めるものとする。
- 市長が都知事に応援又は応援のあつせんを求める場合、都本部（都総務局総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）
 - (2) 応援を希望する機関名
 - (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (4) 応援を必要とする場所、期間
 - (5) 応援を必要とする活動内容
 - (6) その他必要な事項

3 都以外の機関に対する要請

- 他区市町村、関係防災機関等の都以外の防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を結んでいる機関を除き、原則として都本部（都総務局総合防災部防災対策課）を通じて要請するものとするが、その暇がない場合は、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に報告するものとする。

4 都による応援要請への対応

- 都は、被災した道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて、都内の区市町村に対して、被災した市町村への応援を求める事ができる。
- 市は、都から被災市町村への応援要請があった場合には、可能な範囲で対応を行う。
- 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。
※詳細は、「第4節 被災地等支援対策」による。

5 応援協定等に基づく応援要請

(1) 震災時等の相互応援に関する協定

- 多摩地域30市町村の間で平成8年3月「震災時等の相互応援に関する協定」を締結し、被災市町村が他の市町村に応援を要請する応急処置等を円滑に遂行するため、必要な事項を定めている。

（別冊 協定 相互応援 10 震災時等の相互応援に関する協定）

- その他に、岩手県北上市、久慈市、長野県飯田市、福岡県宗像市、京都府宇治市との間に災害時相互応援協定を締結している。

- (別冊 協定 相互応援 1 小金井市・宇治市災害時相互応援協定)
- (別冊 協定 相互応援 2 宗像市と小金井市の災害時相互応援に関する協定書)
- (別冊 協定 相互応援 3 小金井市と飯田市の災害時相互応援に関する協定書)
- (別冊 協定 相互応援 4 小金井市と北上市の災害時相互応援に関する協定書)
- (別冊 協定 相互応援 5 小金井市と久慈市の災害時相互応援に関する協定書)

(2) 消防団の相互応援に関する協定

- 市は、市域内において火災その他の非常災害が発生した場合に、被害を最小限度に防止することを目的として、三鷹市、武蔵野市、府中市、小平市、国分寺市との間に消防の相互応援協定を締結している。

- (別冊 協定 相互応援 6 三鷹市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書)
- (別冊 協定 相互応援 7 武蔵野市、小金井市の消防の相互応援に関する協定書)
- (別冊 協定 相互応援 8 府中市及び小金井市の消防の相互応援に関する協定書)
- (別冊 協定 相互応援 9 小金井市、小平市及び国分寺市に係る消防の相互の応援に関する協定)

(3) 避難場所相互利用に関する協定

- 市は、各市指定の避難場所について、相互に利用することを目的として、次のとおり相互利用協定を締結している。

ア 災害時の避難場所相互利用に関する協定（国分寺市）

- (別冊 協定 相互応援 10 災害時の避難場所相互利用に関する協定書)

(4) 民間団体等の応援協力

- 市は、災害応急対策の円滑な実施を期するため、民間団体等と協定や覚書を締結している。

- (別冊 協定 その他 4 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書)
- (別冊 協定 その他 5 災害時における理容サービス業務の提供に関する協定書)
- (別冊 協定 その他 6 災害時におけるボランティア活動支援に関する協定書)
- (別冊 協定 その他 7 災害時における相互協力に関する覚書)
- (別冊 協定 その他 8 大規模地震等の災害発生時における初動体制に係る協定書)

6 公共的団体等への協力要請

- 総務部統括調整班は、被害が甚大であると予測できる場合は、区域内の公共的団体（注）及び自主防災組織に対して協力要請を行う。
- 協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- (2) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- (5) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (6) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (7) 被害状況の調査に関すること。
- (8) 被災地域内の秩序維持に関すること。
- (9) その他の災害応急対策業務に協力すること。

(注) 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合等をいう。本市においては、これらの団体と協定や防災訓練等を通じて協力体制を構築している。

7 受援体制の調整等

- 総務部総務庶務班及び職員配備班は、関係機関等に応援を要請した場合には、応援要員の職種、人数、必要資機材等について、要請先と調整を行う。
- 災害対策本部内に関係機関との連絡室を設置し、連絡員の派遣を要請するとともに、活動についての調整を行う。
- 応援部隊の車両等が駐車可能な受入場所の指定、燃料の確保等の必要な支援を行う。
- 応援職員の食料、資機材、宿泊等は、原則として、応援側に確保を要請するが、必要に応じ可能な範囲で支援を行う。

8 各機関の経費負担

- 国、都及び区市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条の規定による。
- 関係防災機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画の定めるもののほかは、その都度、相互に協議して定める。

第2 自衛隊への災害派遣要請

- 市長は、災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、自衛隊の災害派遣を要請するよう都知事に求める。
- 市長は、市地域に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊（陸上自衛隊第1師団第1後方支援連隊）に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

1 災害派遣の範囲

- 自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 都知事の要請による災害派遣

- ア 災害が発生し、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

(2) 都知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- ア 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、市長又は警察署長その他これに準じる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、通信の途絶等により、都知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- カ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続等

(1) 要請手続

- 市長は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって災害派遣要請を要求する。
- 緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

- 市長は、市地域に災害が発生し、都知事に災害派遣要請の要求ができない場合には、直接関係部隊（陸上自衛隊第1師団第1後方支援連隊）に通報する。

この場合、速やかに都知事に通知する。

（別冊 資料 2-4-4 自衛隊の連絡先等）

(2) 災害派遣部隊の受入体制

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

- 市長及び各関係防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう、重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

イ 作業計画及び資器材の準備

- 各関係防災機関の長は、派遣要請を行う際に、必要な資器材を準備するとともに、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
- 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、総務部統括調整班は、解体業者等の協力を得て、確保に努める。

ウ 仮泊予定地・ヘリコプター発着可能地点

- 市は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、活動拠点、ヘリポート及び宿泊施設等を可能な限り準備する。

(7) 仮泊予定地

- 災害応急措置に必要な部隊規模、派遣期間を見積り、市立小中学校及び市有施設の中から選定し提供する。
- 市立小中学校を選定する場合は、学校教育に支障のないよう配慮する。

(別冊 資料 2-4-5 自衛隊仮泊予定地)

(イ) ヘリコプター発着可能地点

- 救助・救急等の搬送のためのヘリコプター災害時臨時離着陸場は、あらかじめ候補地として指定している上水公園及び都立小金井公園のうちいずれか、あるいは全ての施設とする。
- 上記の2か所とも使用できない場合は、その他の場所のヘリコプター災害時臨時離着陸場の開設を都（総務局）に要請する。

(別冊 資料 2-4-6 ヘリコプター発着基準及び表示要領)

(別冊 資料 2-4-7 ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地一覧)

(3) 災害派遣部隊の活動内容

区 分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第 63 条第 3 項、第 64 条第 8 項～第 10 項及び第 65 条第 3 項に基づき、市長又は警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊は市長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(4) 災害派遣部隊の撤収要請及び経費の負担

ア 災害派遣部隊の撤収要請

- 都知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議して行う。

イ 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関（市）が負担するものとし、災害派遣部隊が 2 以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- (ア) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (エ) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (オ) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

第3 公共空間の使用調整

1 使用調整の趣旨

- 地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースの使用について、必要に応じて、市本部で総合的に調整する。

2 オープンスペースの使用調整

(1) 市有施設

- 市立公園等の市が管理するオープンスペースの使用については、企画財政部企画財政庶務班が中心となり、調整を行う。
- オープンスペースの使用目的は、被災後の時間の経過とともに変化することから、企画財政部企画財政庶務班は、定期的に各オープンスペースの使用責任者に対して使用状況に関わる報告を求め、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。

(2) 都立施設

- 都立公園等の都が管理するオープンスペースの使用に当たっては、市本部長室における審議を経たうえで、総務部統括調整班が、市の利用要望を都本部に提出する。
- 市がオープンスペースを使用する場合は、総務部統括調整班が、その使用状況を定期的に都本部へ報告する。
- 都本部は、オープンスペース使用調整会議において、市の利用要望と、都等の使用見込との調整を行う。
- 都のオープンスペース使用調整会議は、報告に基づき、時系列に応じたオープンスペースの有効活用を図る。

第4節 被災地等支援対策

(市)

第1 支援本部の設置

1 支援本部の設置基準

- 市は、被災自治体から応援の要請があった場合又は応援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、以下のように、支援本部を設置する。

【支援本部の設置基準】

- 災害時における相互応援協定等を締結している自治体で地震等が発生し、その地震等の災害規模が被災自治体で対処できないものであると判断したとき
- 市域外において甚大な地震等の被害が発生したとき
- その他、本部を設置し、総合的な被災地支援等対策を行う必要があると認めたとき

【支援本部長】

- 支援本部長（以下「本部長」という。）は、市長とする。
- 市長による指揮・監督が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、副市長又は教育長等が、次の順位により本部長の職務を代理する。

【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

第1順位： 第1副市長
第2順位： 第2副市長
第3順位： 教育長

※本部長及び副本部長両者に事故あるときは、総務部長がその職務を代理する。

【支援本部の設置の要請】

- 本部員に充てられている者（以下「部長等」という。）が、本部設置の必要があると判断したときは、総務部長を通じて、市長に支援本部の設置を進言することができる。
- 総務部長は、他の部長等による要請があったとき、又はその他の状況により支援本部を設置する必要があると認めたときは、市長に支援本部設置を進言する。
- 部長等は、上記の手続きをとることができない非常事態にあつては、直ちに支援本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得るものとする。

2 支援本部の設置場所

- 支援本部は、本庁舎3階第一会議室又は総務部長の指定した場所に設置する。
- 新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設後は、庁議室での設置を想定している。

3 支援本部の開設及び運営上必要な資機材等の確保

- 支援本部の設置場所に、支援本部の開設に必要な資機材等を確保する。

4 支援本部の解散

- 本部長は、被災地への大規模な支援の必要がなくなったと認めたときは、支援本部の廃止を決定する。
- 支援本部廃止後も、継続して行う被災地等支援業務については、平常時の事務分掌に基づいて各課への事務の引継ぎを行う。

第2 支援本部の組織・運営

1 支援本部における任務

(1) 支援本部の任務

ア 本部長、副本部長、本部員

担 当	職 名	主な業務
本部長	市 長	○ 支援本部会議の議長となること ○ 国、都、他自治体からの被災地支援協力要請への対応方針を決定すること ○ その他支援本部が行う被災地等支援対策実施上の重要事項について基本方針を決定すること ○ 支援本部の事務を総括し、支援本部の職員を指揮監督すること
副本部長	①副市長 ②教育長	○ 各部間の調整に関すること ○ 本部長が不在、もしくは事故あるとき、本部長の職務を代理すること
本部員	総務部長	○ 全ての部が実施する被災地等支援対策活動を統括すること ○ 本部長及び副本部長の補佐を行うこと
	部長職 地域安全課長	○ 各部の職員を指揮監督すること ○ 支援本部会議の構成員として、本部長を補佐すること

イ 支援本部会議、事務局

支援本部会議	○ 災害に関する情報を分析し被災地支援対策本部の基本方針を協議するため、本部長は随時支援本部会議を招集する。 ○ 支援本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、本部長が議長を務める。
事務局	○ 支援本部会議の運営を迅速かつ適切に行うため、支援本部に本部会議の事務局を置く。 ○ 支援本部会議事務局は、地域安全課とする。

2 各部の班編成及び所掌事務

- 各部の班編成及び事務分掌は、「震災編 第2部 4-23 8 各部の事務分掌」を準用し、以下の支援項目について、各班で支援対策活動を実施する。
- 支援本部が設置されない被災地等支援に係る事案についても、「各部の事務分掌」を準用し、各部に属する部・課等において対応する。

第3 被災地支援対策本部会議の開催

- 本部長は、支援本部を設置したときは、速やかに支援本部会議を開催する。
- 副本部長及び本部員は、直ちに支援本部に参集する。
- 支援本部会議の報告、協議事項は、その都度支援等の状況に応じて、本部長、又は副本部長及び本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

主な報告事項	1 各部の配備態勢 2 被災地・被災者の状況
主な協議事項	1 国、都、被災地自治体等からの応援要請に関すること 2 被災地支援対策に要する予算及び資金に関すること 3 支援内容に関すること 4 支援物資に関すること 5 支援体制に関すること 6 その他被災地支援に必要な事項に関すること

第4 各部における災害応援活動の実施

- 被災自治体から支援の要請があった場合又は支援の要請がなくとも被災の程度から災害応援が必要と思われる場合は、各部は、実行可能な災害応援活動をそれぞれ検討する。
- 応急時に各部が行う支援の内容は、原則として、市の「各部の事務分掌」に基づくものを主とするが、被災地の状況により有効と考えられる支援で、かつ、各部が実行可能なものがあれば、支援要請の有無に係らず、積極的に支援の実施を検討する。
- 復旧・復興時においては、被災自治体のマンパワー不足も大きな問題となり、行政事務処理のプロである職員の人材派遣について、長期的に持続可能かつ継続的な支援対策を検討する。

1 災害情報の収集

- 支援本部を設置することが必要な大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害応援活動を円滑に実施するため、市は、災害の発生状況について必要な情報を収集する。
- 特に被害の状況、被災者や避難場所・各避難所の状況、被災地で不足する物資や人材等の情報を収集するため、市は、状況により先遣隊を派遣し、報告に基づき、効果的な支援を行うために何が必要かを分析する。

2 支援自治体の決定

- 被災地支援の対象とする自治体は、災害時における相互応援協定等を締結している自治体を最優先とし、協定等を締結している自治体が被災していない場合は、都又は東京都市長会からの支援要請に従い支援を行う。
- 都等からの支援要請が行われない場合、あるいは支援要請が遅れる場合には、市独自の判断で支援する自治体を決定する。
- 被災市町村から応援を求められた場合は、緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

3 支援物資の確保・搬送

- 発災直後の被災地支援については、支援する被災市町村のニーズに応じた物資を、市の備蓄物資から供出し、一次支援として緊急輸送するとともに、被災地のニーズに応じるための物資が備蓄されていない場合又は備蓄数量が不足する場合には、当該物資を購入等のうえ調達し、二次支援として輸送を行う。
- さらに支援が必要な場合には、市民等からの支援物品の募集、仕分け、輸送等について、小金井市社会福祉協議会や市民団体と連携して、三次支援として進めていくこととするが、その際、支援のために募集する物品は、被災地のニーズに応じた物品に限定する。

4 災害応援活動の準備

- 本格的な被災自治体支援を行う際には、本部長は先遣隊を派遣し、被災自治体のニーズを確認するとともに、今後の支援についての協議を行う。
- 本部長は、先遣隊の報告に基づき支援方針を決定し、災害応援活動の準備を指示する。
- 災害応援活動に関係する各部及び防災機関においては、速やかに災害応援活動が実施できるよう、普段からの対応が必要である。

5 職員派遣等による人的支援

- 本部長は、被災自治体の要請に基づき、災害応急対策や被害復旧等の災害業務に従事させるため、職員の派遣をすることができる。
- 職員の人材派遣に当たっては、市長会等と調整のうえ、長期的に持続可能な方法についても検討し、継続的な支援を行うよう検討する。
- 応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。
- 感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

6 被災地ニーズに合わせた人的支援対策

- 被災地のニーズは、復旧から復興段階に応じて変化していくことから、人的支援については、市職員、関係機関、NPO、市民ボランティアの派遣等、被災地のニーズに応じた支援を行って

く。

- その際、市民ボランティアの募集による被災地支援業務については、小金井市社会福祉協議会や市民団体等と連携して実施する。

7 災害応援活動の広報

- 市は、社会福祉協議会等と協力して、被災地における応急活動・復旧状況や、市が実施する災害応援活動について、広く市民に広報活動を実施する。
- 市が行う活動の広報に加え、市民が災害応援活動を行う場合のボランティア受入情報、物資受付情報、被災地で必要としている支援の状況等についても広報する。

8 被災者の生活支援

- 被災地から小金井市へ避難してくるような事態においては、避難者の被災者登録、生活相談、居住していた被災地との情報連絡等について対応する担当窓口を設置し、必要な行政サービスを提供し、被災地からの避難者の生活を支援していく。
- 東日本大震災等の過去の災害経験を踏まえ、市営住宅の提供や民間借家のあっせんを通して、被災者の生活の場の確保に努めるとともに、生活福祉資金の貸付や生活用品の調達等の支援、子どもの教育支援、生活基盤となる就労支援等についても検討しておく。
- 被災地域の地域性や被災者のメンタルケアにも配慮した、被災者の受入れに対する市民の理解も得られるよう努めていく。

第5章 情報通信の確保

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

行政機関内の情報連絡や外部機関との情報連絡体制の確保として、防災行政無線や MCA 無線、災害時優先電話、衛星携帯電話を整備している。

その他、緊急情報の収集用として、緊急情報ネットワークシステム（以下「Em-Net」という。）や全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）、東京都災害情報システム（以下「DIS」という。）を整備している。

2 住民等への情報提供

住民等への情報提供体制としては、防災行政無線、こがねい安全・安心メール、災害時緊急情報 電話・FAX サービス、緊急速報メール、公式ホームページ、Lアラート、Yahoo!防災速報、ツイッター等 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含めた多様な通信手段を整備している。

また、災害時における避難者の情報収集や通信手段の確保等を主な目的として、市内にある災害拠点 35 施設を対象に、防災公衆無線 LAN（Wi-Fi）サービスの提供を実施している。（令和 3 年 10 月 1 日開始）

3 住民相互の情報収集・確認等

通信事業者による災害用伝言ダイヤル等の安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施している。

第2 課題

＜多摩東部直下地震（M7.3）被害想定 ＜冬・夕方 18 時 風速 8m/s＞＞

項目	想定される被害
電力 停電率	8.5%
通信 不通率	5.4%

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

震災時に電話、ファクシミリ等の通信手段の機能が大きく低下すると、行政機関内部におけ

る情報連絡、外郭団体や協力機関等との情報連絡に影響を及ぼすおそれがある。

そのような状況下では、職員の安否や市内の被害状況、各部の対応状況等について、情報の一元化がスムーズに行われなくなり、参集可能な職員の把握や被害の全容等が速やかに把握できず、その後の応急・復旧活動に大きな支障が生じるおそれがある。

2 住民等への情報提供

ホームページへのアクセスの集中により、閲覧や更新が困難になる等、住民等に適切な情報提供ができなくなるおそれがある。

また、停電等が起こると、防災行政無線（固定系）をはじめ、様々な情報提供手段に影響を及ぼし、震災等に関する情報を市民等に適切に提供できなくなるおそれがある。

さらに、通信手段の機能の低下等により、ケーブルテレビにおける放送障害の発生や、ホームページ等の災害情報のリアルタイムの更新ができなくなるおそれがある。

このほか、情報弱者にも配慮しながら、市民へ迅速かつ正確な情報提供に取り組む必要がある。

3 住民相互の情報収集・確認等

災害時には通信規制や輻輳により、携帯電話や固定電話がつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。

また、通信事業者が設定している発災時の安否確認ツールが十分活用されていない。

第3 対策の方向性

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制の強化

防災行政無線のデジタル化による機能強化を行い、それを補完する MCA 無線等、多様な情報連絡手段を維持・確保することにより、行政機関内及び外部機関との重層的な情報連絡体制を構築する。

また、初動期における職員の安否確認及び職員参集に必要なシステムの導入を検討する。

2 住民等への情報提供手段の充実

住民等への情報提供を円滑にすべく、ホームページ等の既存システムの機能強化やソーシャルメディア等、新たな情報提供ツールの活用を推進する。

また、要配慮者、情報弱者等、住民のニーズに併せた情報提供方法等の構築を図る。

3 安否確認ツールの活用の促進

災害用伝言ダイヤルや携帯電話等の災害用伝言板の普及啓発、及びこれらの安否確認ツールの利用経験を促進していく。

第4 到達目標

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制の確保

防災行政無線のデジタル化による機能強化を図るとともに、それを補完する MCA 無線等多様な情報連絡手段（SNS、衛星携帯電話等）特性を活かし、効果的な通信ネットワークを整備し、行政機関内・外部機関とより確実な情報連絡体制を確保する。

また、初動期における職員の安否確認及び職員参集に必要なシステムの導入を検討する。

2 住民等への情報提供手段の整備

ホームページ等の既存システムの機能強化や、ソーシャルメディア等の新たな情報提供ツールの活用を推進する。

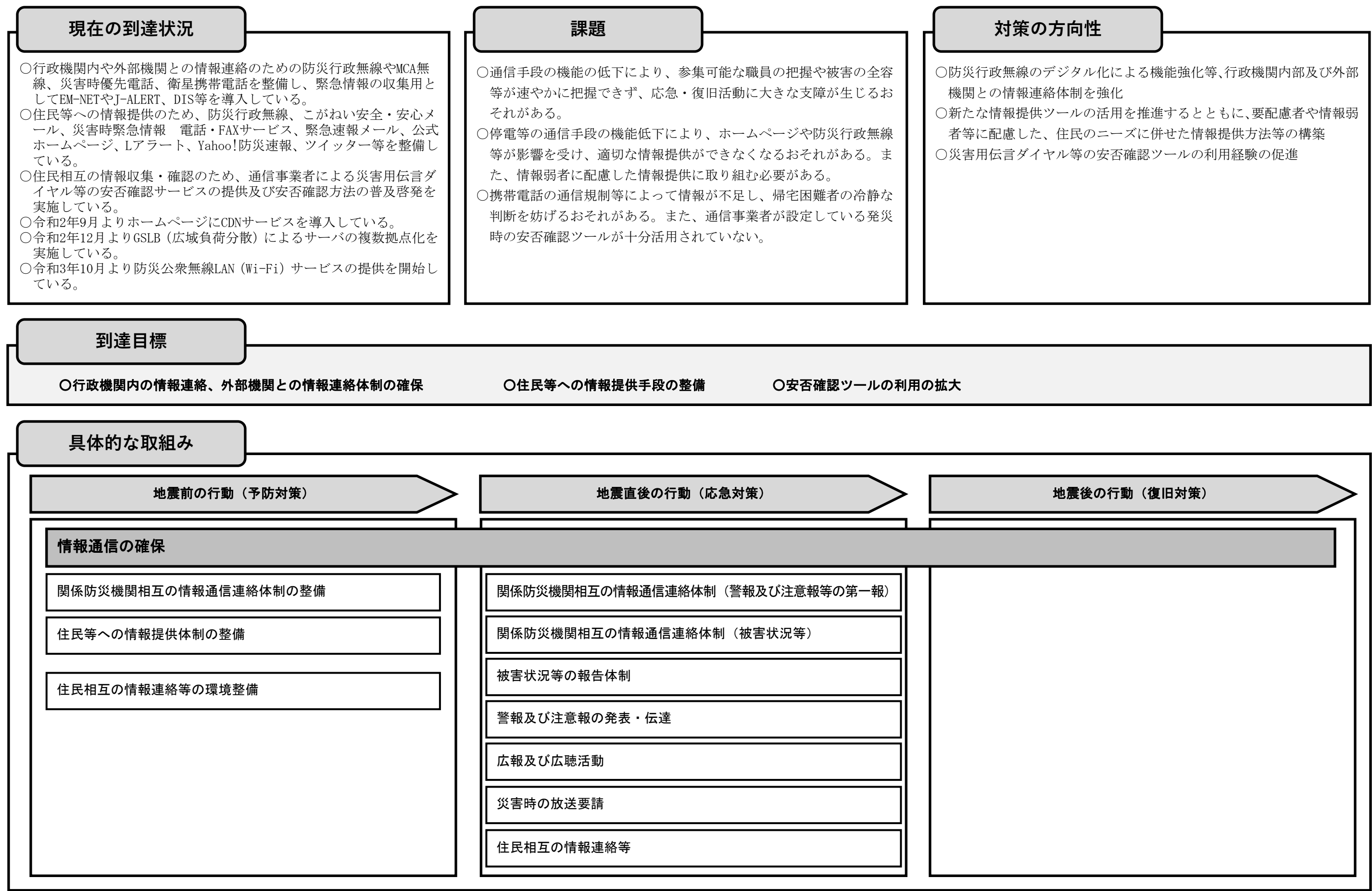
また、要配慮者、情報弱者等に配慮し、住民のニーズに併せた情報提供方法の構築を目指す。

3 安否確認ツールの利用の拡大

災害用伝言ダイヤルや携帯電話等の災害用伝言板の普及啓発を図る。

また、安否確認ツールの利用を促進し、安否確認ツールを利用しようとする市民の割合を増加させる。

第5章 情報通信の確保



予防対策

対策項目	担当部課
第1節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制の整備	総務部地域安全課
第2節 住民等への情報提供体制の整備	総務部地域安全課、企画財政部広報秘書課、福祉保健部地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課
第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備	総務部地域安全課

第1節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

（市、都、小金井消防署）

第1 関係防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

- 地震等の災害発生時には有線電話等の途絶により、情報伝達が一時的に不通になる等の障害が発生することが予想される。このため、都や関係防災機関等との情報伝達・収集手段の確保が必要となることから、市ではMCA無線をはじめ、複数の通信手段の整備・検討を進めている。
- 市は、通信設備等及び付帯設備の防災設計（耐震・耐火・耐水設計等）を実施するとともに、通信施設等が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を推進する。

第2 通信施設の整備

1 小金井市防災行政無線

- 同報通信方式により、市民に対して直接に災害情報等を伝達するため、市役所内に基地局を設置し、固定系子局（屋外拡声装置）を58か所で整備している。
- 防災行政無線のデジタル化については完了している。なお、移動系については、引き続き導入を検討する。

（別冊 資料 2-5-1 防災行政無線固定系子局（同報無線）設置場所一覧）

2 東京都防災行政無線

- 都は、東京都防災行政無線を基幹とし、各区市町村及び関係防災機関との情報連絡体制を構築している。
- 東京都防災行政無線は、電話、ファクシミリ機能のほか、データ通信、画像通信及び衛星通信を導入し、都全域における防災情報通信ネットワークを構成している。なお、無線局が被災した場合に備え、可搬型の衛星通信設備を整備している。
- 災害時には、各区市町村が入力した被害・措置等に関する情報を、災害情報システム（DIS）

で集計処理し、都本部の表示盤に表示するとともに、災害対策の検討・審議に資するほか、端末機設置機関に伝達して情報の共有化を図ることとしている。さらに、クラウド技術の活用や区市町村等の保有するシステム、都民向け東京都防災ホームページ等との連携を強め、行政機関内の効果的な連携や、都民への防災情報提供の充実を図ることとしている。

- 各区市町村等には、画像伝送システム端末を整備しており、これにより被害状況の伝送やテレビ会議を行う。また、災害現場から衛星中継車で現地の状況を映像で東京都防災センターに送信する衛星通信システムを整備している。
- 警視庁及び東京消防庁のヘリコプターからのテレビ映像を受信し、被災地域の特定と被災状況を迅速に把握する地震被害判読システムを整備している。

3 MCA無線

- MCA 無線はデジタル方式の無線であり、同時並行的に複数の利用者が通話可能となる通信機器で、平成 21 年度から導入をしており、避難所となる学校や市関係各課・警察署、消防署、消防団等の関係防災機関をはじめ、122 局（令和 4 年 4 月現在）整備し、関係機関との情報伝達・収集に関して優先的に利用している。
- その他の技術による相互通信用機器について、導入を検討する。

（別冊 資料 2-5-2 MCA 無線配置一覧）

第3 各種情報システム等の活用

1 緊急地震速報

- 気象庁から配信される緊急地震速報は、地震発生直後に各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報である。
- 強い揺れの前に、自らの身を守る態勢を整える等の活用が期待されることから、施設の館内放送等の導入の検討を行う。ただし、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わないことがある。

2 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

- J-ALERT は、気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。
- J-ALERT については、平成 23 年度から運用開始している。

3 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

- 総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達するものである。

この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確

認が可能である。なお、従来どおりファクシミリによる情報伝達も並行して行われる。

4 災害情報共有システム（L アラート）

- 総務省が全国に普及促進しているもので、ICT を活用して、災害時の避難指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現する情報基盤である。
- 市は、L アラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第4 その他情報通信連絡手段の運用

1 地震計ネットワークの運用

- 都総務局及び東京消防庁は、都内の区市町村庁舎、消防方面本部及び消防署等に設置された地震計（103 基）を災害情報システム（DIS）に取り込み、気象庁へ送信することでネットワーク化を図り、各関係防災機関に震度情報を提供することにより、各関係防災機関が相互に協力しながら、迅速な初動対応を行い、被害を最小限に抑える体制を確立している。

2 電気通信設備の優先利用（電話、電報の優先利用）

- 通信事業者は、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報については、それぞれ「非常又は緊急通話」、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の通話、電報に優先して接続又は配達することとしている。

3 非常通信の利用（電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信）

- 市は、市の施設において東京都防災行政無線が使用不能となった場合、小金井消防署の消防電話用通信設備を利用し、都災害対策本部との通信の確保を図ることとしている。

（別冊 協定 通信・情報関係 2 非常通信の運用に関する協定書）

(1) 非常通信伝達手段

- 非常通信の伝達手段は、電話又はファクシミリによるものとする。

(2) 発信方法

- 非常通信文を持参し、小金井消防署の有する通信設備を使用して非常通信文を送信することにより行う。

4 その他事項

- アマチュア無線の使用に関しては、市は、小金井市アマチュア無線クラブと協定を結んでいるため、小金井市アマチュア無線クラブを経由して情報収集を行う。

(別冊 協定 通信・情報関係 4 大規模地震等の災害発生時における情報収集連絡体制に係る協定書)

第2節 住民等への情報提供体制の整備

(市)

- 地震等の災害発生時には、通信機能が途絶する可能性が高く、適切な情報が不足することから、多くの混乱が予想される。市は、適切な情報を円滑に提供することが求められるため、多くの住民に情報提供できる体制等を構築する必要がある。
- ホームページ等の既存システムの機能強化や、ソーシャルメディア等の新たな情報提供ツールの活用を推進するとともに、個別ニーズへの対応として、要配慮者や帰宅困難者等、情報弱者等に配慮した情報提供方法も検討していく必要がある。

第1 防災行政無線

- 防災行政無線の整備は、「震災編 第2部 5-7 第2 通信施設の整備」を参照
- 平成24年度から防災行政無線(固定系)の放送内容を電話で確認することができる自動音声応答サービスを開始している。
- 自動音声応答サービス電話番号 電話 042-387-9900

第2 メールシステムの整備・普及

- 携帯電話が広く普及している現代において、多くの住民に直接情報提供できるメールシステムは有効であり、積極的に活用していく。
- 災害情報をより多くの市民に届けるためには、メール登録者を増やす必要があることから広報等に努め、メールの周知を図る。

1 こがねい安全・安心メール

- 事前に登録した市民には、地震情報等、市民の生活のためメール配信の必要性を認めた情報を配信する。

2 緊急速報メール

- 携帯電話4社(NTTドコモ、KDDI、SoftBank、楽天モバイル)の通信網を利用し、市内にいる携帯電話ユーザーに対し、緊急情報を一斉配信する。

第3 その他、情報提供手段の多様化

- 公式ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、市報、広報車、ケーブルテレビ等、様々な情報提供手段を活用し、住民へ広く情報提供する。
- 災害情報共有システム（Lアラート）（平成26年6月運用開始）を活用したマスメディアとの情報連絡網の強化に努める。
- 防災公衆無線 LAN（Wi-Fi）（令和3年10月運用開始）による通信手段の推進により、市民の情報収集手段を提供する。

第4 要配慮者等に配慮した情報提供

- 市は、視覚・聴覚等の障がい者や土砂災害警戒区域に居住している市民向けに、電話又はファクシミリで災害に関する情報を配信するサービスを行っている（災害時緊急情報 電話・FAX サービス）。
- 要配慮者や帰宅困難者等に配慮し、個別ニーズに対応した情報提供方法を構築していく。
- 在住外国人に対して、多言語及びわかりやすい日本語での情報提供方法を構築し、平常時から情報提供を行う。また、消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。
- 情報提供手段や対象者を踏まえ、次のような点に配慮して警報の伝達を行う。
 - 1 緊急速報メールの字数制限、配信の基準
 - 2 ツイッター等での正確な情報を発信継続
 - 3 広報車、消防団による広報の巡回できない区域への情報伝達
 - 4 要配慮者に関する家族・親戚、福祉サービス事業者、近隣住民等の避難支援関係者等への伝達
 - (1) 聴覚障がい者：ファクシミリによる災害情報配信、聴覚障がい者用情報受信装置、戸別受信機（表示板付き）
 - (2) 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話、戸別受信機
 - (3) 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
 - (4) その他：メーリングリスト等による送信
 - 5 社会福祉施設、学校、医療施設等の施設管理者等への避難確保計画に定められた方法での情報の伝達

第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備

（市、関係防災機関）

- 市民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、市民が事前にその方法を熟知する。また、災害情報等の入手方法等を確認できる体制を整備する。
- 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれることを想定し、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底することができる体制を確立しておくものとする。

第1 情報連絡等の環境整備

- 災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話等の災害用伝言板の活用・普及を図るとともに、市民が日頃から、安否確認等について災害時の行動を家族とよく相談するよう周知する。
- 帰宅困難者等に対する情報提供のため、一時滞在施設等において、無線LAN等の通信の多様化を推進する。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、新しい通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。

第2 通信事業者による安否確認手段、通信基盤の確保

- 安否確認手段の確保、市民向け通信基盤の充実や耐震化を推進する。
- 広く住民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- 早期復旧に向けた取組内容についても周知する。

第3 鉄道事業者による情報提供

- 駅での情報提供やホームページ及びSNS等を利用した情報提供など、発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

応急対策

対策項目	担当部班
第1節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）	総務部統括調整班、企画財政部広報秘書班
第2節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）	総務部統括調整班
第3節 被害状況等の報告体制	総務部統括調整班、各部班
第4節 警報及び注意報の発表・伝達	総務部統括調整班、企画財政部広報秘書班
第5節 広報及び広聴活動	総務部統括調整班、企画財政部広報秘書班
第6節 災害時の放送要請	総務部統括調整班
第7節 住民相互の情報連絡等	総務部統括調整班、企画財政部広報秘書班

第1節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）

（市、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

第1 関係防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）

- 災害の発生を未然に防ぎ、あるいは被害を軽減させるためには、関係防災機関や住民等に、災害に関する予報や警報を迅速かつ正確に伝達する必要がある。
- そのため、災害に関する予警報の発表・伝達等について必要な事項を定める。

<各機関の災害に関する通報>

機関名	内 容
市	1 異常現象の通報 ○ 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者、又は発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。 2 一般的な災害原因に関する情報の通報 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係防災機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び一般住民等に周知する措置をとる。 3 情報提供 ○ 災害発生時、本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、市民等に対し各放送機関等と連携した避難指示等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。

機関名	内 容
警視庁 小金井警察署	○ 異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 警報等については、都からの通報に基づき、市民に周知する。 ○ 地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを市及びその他関係防災機関に通報するとともに、市民に周知する。
東日本電信 電話株式会社 (NTT 東日本)	○ 気象業務法に基づいて、気象庁から伝達された各種警報を、市及び関係機関に通報する。

第２節 関係防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）

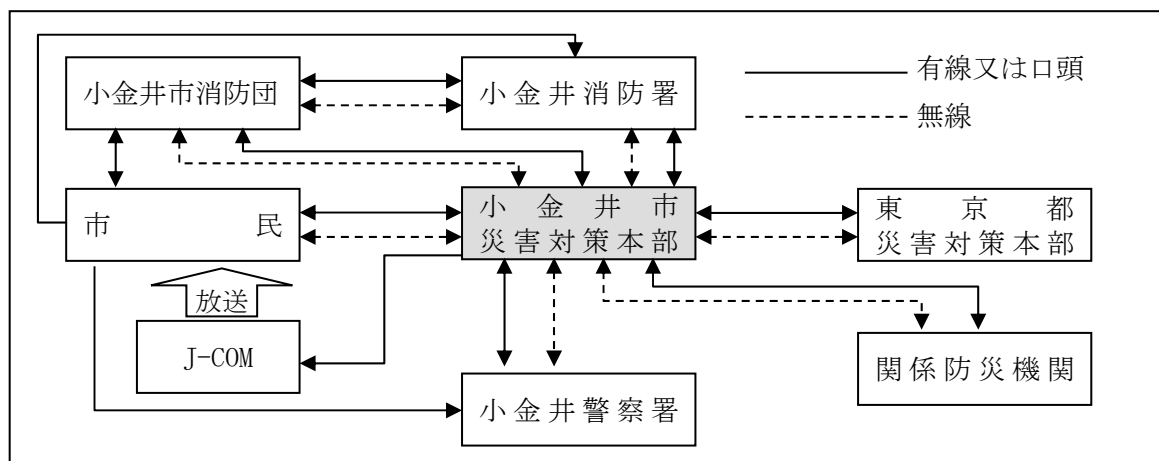
（市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

第１ 通信連絡系統

１ 情報通信連絡体制

機関名	内 容
市	○ 総務部統括調整班は、東京都防災行政無線を使用し、都本部に対し情報連絡を行う。 ○ MCA 無線又はその他の手段により、市域内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。 ○ 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁に対して直接連絡する。
警視庁 小金井警察署	○ 警察無線、警察電話及び MCA 無線等により、管内交番及び駐在所並びに各関係防災機関と情報連絡を行う。
東京消防庁 小金井消防署	○ 消防救急無線、消防電話及び MCA 無線等により、管内消防出張所、第八消防方面本部、警防本部、他の署隊本部、消防団及び各関係防災機関と情報連絡を行う。
都	○ 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、市と情報連絡を行う。 ○ 東京都災害情報システム等の運用及び補完する多様な通信手段により、関係防災機関と情報連絡を行う。 ○ 消防防災無線や地域衛星通信ネットワークを活用し、緊急災害現地対策本部又は総務省消防庁及び他府県等との通信連絡を行うほか、中央防災無線を利用して関係省庁との情報連絡を行う。
通信事業者	○ 通信の被害、そ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等を行う。
その他 関係防災機関	○ それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。 ○ 発災直後の被害状況等を、都に対して提供する。

<通信連絡体制図>



2 通信施設の運用

(1) 通信連絡窓口

ア 市本部設置後

- 市及び関係防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
- 市本部への通信連絡は、特に定める場合を除き、市役所に設置されている無線室及び執務室において処理する。無線室及び執務室においては、市防災行政無線、MCA 無線、電話その他の通信設備を配備する。

イ 市本部設置前

- 通常の勤務時間においては、総務部地域安全課が担当し、夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、施設管理室が担当する。

(2) 通信連絡の方法

- 通信連絡の方法は、有線電話、市防災行政無線、MCA 無線、都防災行政無線、伝令等をもって行うものとする。都災害対策本部への災害情報の入出力は、極力データ端末機（DIS 端末機）により行うものとする。
- 避難所として利用する市立小中学校、福祉避難所（二次避難所）として利用する市立保育園やその他の主要な公共施設の電話は、災害時優先電話として登録しており、災害時の情報収集伝達手段として活用する。

（別冊 様式 2-5-1 通信の様式）

（別冊 資料 2-5-3 災害時優先電話登録一覧）

(3) 通信統制

- 重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、市防災行政無線及び MCA 無線にあつては総務部長が、東京都防災行政無線にあつては都危機管理監が通信統制を実施する。

第3節 被害状況等の報告体制

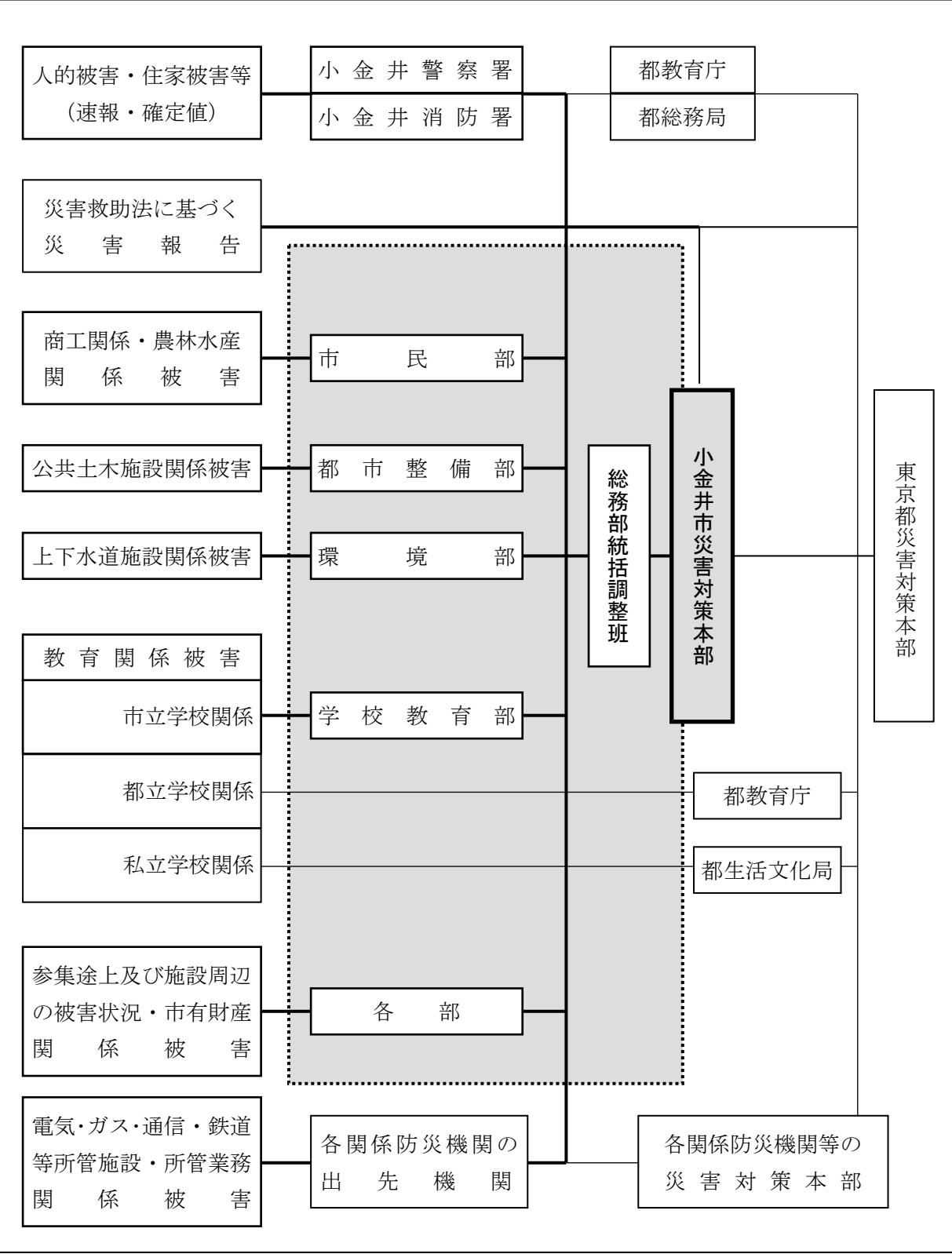
(市、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関)

第1 情報収集体制及び収集情報

実施担当部		収集すべき情報
市	総務部 (統括調整班)	○ 関係防災機関からのヘリコプター、無人航空機、各種通信手段の活用等による概括的な被害情報の収集 ○ 参集職員から参集途上の被害情報等を収集及び各部からの情報収集 ○ 東京都災害情報システム (DIS) からの情報収集 ○ 庁舎及び職員等の被害状況、職員参集状況の収集
	企画財政部 (広報秘書班)	○ 市民、民間協力団体、テレビ・ラジオ等からの情報収集
	市民部 (市民庶務班 税務・調査班)	○ 市内の被害状況 (道路、住宅、ブロック塀の倒壊、急傾斜地、その他) ○ 市内の商店街、農地、工場等の被害状況
	福祉保健部 (福祉保健庶務班 障がい福祉班 介護福祉班 保健医療班)	○ 市内医療機関の被害状況、死者数・負傷者等搬入状況等について、医師会等から情報収集 ○ 福祉避難所 (二次避難所) 被災状況、避難行動要支援者・行方不明者の情報収集
	都市整備部 (都市整備庶務班 道路復旧班 交通対策班)	○ 緊急輸送道路・市内道路の被災状況及び事故・渋滞状況、公共交通機関の運行状況等の情報収集 ○ 市内の被害状況 (道路、住宅、ブロック塀の倒壊、急傾斜地、その他)
	学校教育部 (学校教育庶務班)	○ 避難所の被災状況、開設状況、市民の避難状況及び避難者概数
	その他各部	○ 職員の参集途上における市内の被災状況 ○ 所管施設の被災状況、市民の避難状況及び避難者概数

第2 各機関の報告体制

＜各機関の報告体制図＞



第3 市及び都関係機関

機関名	内 容																											
市 (総務部 統括調整班)	○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条の規定に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。 1 報告すべき事項 (1) 災害の原因 (2) 災害が発生した日時 (3) 災害が発生した場所又は地域 (4) 被害状況（被害の程度は、認定基準に基づき認定） (5) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 (6) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 (7) その他必要な事項 2 報告の方法 原則として、東京都災害情報システム（DIS）の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ等あらゆる手段により報告する。）。 3 報告の種類・期限等 <table><tr><th colspan="2">報告の種類</th><th>入力期限</th><th>入力画面</th></tr><tr><td></td><td>発災通知</td><td>即時</td><td>被害第 1 報報告</td></tr><tr><td></td><td>被害措置 概況速報</td><td>即時及び都が通知する 期限内</td><td>被害数値報告 被害箇所報告</td></tr><tr><td></td><td>要請通知</td><td>即時</td><td>支援要請</td></tr><tr><td rowspan="2">確定 報告</td><td>災害確定報告</td><td>応急対策を終了した後 20 日以内</td><td>災害総括</td></tr><tr><td>各種確定報告</td><td>同上</td><td>被害情報 措置情報</td></tr><tr><td></td><td>災害年報</td><td>4 月 20 日</td><td>災害総括</td></tr></table> 4 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については、第 2 部 第 11 章 予防対策 第 5 節「災害救助法等」に定めるところによる。	報告の種類		入力期限	入力画面		発災通知	即時	被害第 1 報報告		被害措置 概況速報	即時及び都が通知する 期限内	被害数値報告 被害箇所報告		要請通知	即時	支援要請	確定 報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報		災害年報	4 月 20 日	災害総括
	報告の種類		入力期限	入力画面																								
		発災通知	即時	被害第 1 報報告																								
		被害措置 概況速報	即時及び都が通知する 期限内	被害数値報告 被害箇所報告																								
	要請通知	即時	支援要請																									
確定 報告	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括																									
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報																									
	災害年報	4 月 20 日	災害総括																									
東京消防庁 小金井消防署	1 消防署管内の被害状況及び各種消防活動の状況等について、都に通報するとともに、小金井警察署及び関係防災機関等と情報交換を図る。 (1) 高所高感度カメラを用いた、管内の火災発生状況、被害状況等の把握 (2) 地震計ネットワーク、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の予測 (3) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 (4) 消防職員の参集者が、早期災害情報システム等を活用して収集した被害																											

機関名	内 容
	状況の把握 2 主な情報収集事項は、火災発生状況及び消防活動状況、救助・救急告示医療機関等の診療状況、その他消防活動上必要ある状況とする。
警視庁 小金井警察署	1 震災等の災害時においては、各交番から次の情報を収集し、市本部に情報提供を行う。 (1) 家屋の倒壊状況 (2) 死者・負傷者等の状況 (3) 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況 (4) 住民の避難状況 (5) 火災の拡大状況 (6) 電気・水道・ガス・通信施設の状況 (7) その他必要ある事項の状況
その他の 関係防災機関	○ 各関係防災機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、災害に対し既にとった措置、震災に対し今後とろうとする措置その他必要事項について、市本部及び都に報告する。 ○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。

第4節 警報及び注意報の発表・伝達

（市、小金井警察署、小金井消防署）

- 市は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- 市は、災害原因に関する重要な情報について、都又は関係防災機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、小金井警察署及び小金井消防署の協力を得て市民等に周知する。
- 小金井消防署は、地震に起因する情報や水防に関する情報を警防本部、方面本部及び出張所等から通報を受けたときは、速やかに市に通報する。

第5節 広報及び広聴活動

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、自衛隊、関係防災機関）

第1 広報活動

- 市区域や所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに警察署、消防署等と連携して、必要な広報活動を実施する。
- 広報実施の際は、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることをかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害の発生時は、情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車での情報提供を行うなど、適切な情報提供を行うよう努める。

1 市の広報内容

(1) 広報内容

種 類	広報内容
地震発生直後の広報	○ 地震の規模・気象に関する情報 ○ 初期消火・救出の呼びかけ ○ 火気使用厳禁（都市ガス漏洩、ガス栓閉止等） ○ 感電事故防止の呼びかけ ○ 本震後の地震活動に対する警戒の呼びかけ、被害家屋からの屋外待避等安全措施
緊急措置の広報	○ 火災発生等、二次災害の発生状況 ○ 緊急避難の呼びかけ
避難指示・救護に関する広報	○ 避難指示及び避難方法 ○ 要配慮者（安否確認・避難支援）への呼びかけ ○ 避難の際の安全措置の呼びかけ（ブレーカー遮断、携行品等） ○ 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報提供 ○ 学校等の措置状況
被害状況・応急対策に関する広報	○ 倒壊家屋、延焼被害等の状況 ○ 警戒区域設定等の情報 ○ 避難所の開設状況 ○ 緊急医療救護所等の設置状況 ○ 災害応急対策の状況 ○ 道路・交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況）
支援状況等の広報	○ 市民の安否（行方不明者、避難所ごとの避難者数等） ○ 災害用伝言ダイヤルの利用 ○ デマ情報の防止、警戒状況の情報 ○ ボランティア活動への参加呼びかけ ○ 避難所における給食・給水・生活必需品配給等、救護情報 ○ 帰宅困難者対策等広域的災害対策の状況 ○ ライフラインの途絶等、被災状況

種 類	広報内容
	☐ 臨時休校の状況 ☐ その他市民が必要としている情報

(2) 広報手段

防災行政無線	☐ 固定系子局（屋外拡声器）による放送
(株)ジェイコム東京	☐ 協定に基づき放送要請
広報車 (拡声器付自動車)	☐ 原則として庁用車を使用する。 ☐ 必要に応じて他の機関の広報車の協力も得る。
その他	☐ 市報及びホームページ、Yahoo!防災速報、ツイッター、こがねい安全・安心メール、災害時緊急情報 電話・FAX サービス、自動音声応答サービスによる情報提供
各避難所	☐ 避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。

2 各関係防災機関の広報内容・手段

機関名	内 容
都	☐ 都本部は、市から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係防災機関に対し、放送要請手続をとるよう指示する等、必要な指示又は要請を行う。 ☐ 都総務局は、携帯電話による利用が可能なホームページ形式の災害情報提供システムにより、都民に対して、被害情報や鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。 ☐ 帰宅困難者等への情報提供において、一時滞在施設等における無線 LAN や SNS の活用、駅周辺における大型ビジョン等の活用を図る。 ☐ 防災 Twitter 及び東京都防災アプリ、L アラート（災害情報共有システム）などの情報提供ツールを活用し、情報提供を行う。 ☐ 都生活文化局は、都本部が発する情報を基に、インターネット、広報紙等の広報媒体を最大限に利用して、広報活動を実施する。 ☐ 都政広報番組については、可能な限り放送内容を変更し、災害関係情報を放送する。 ☐ 都庁総合ホームページについては、災害対策用に切り替え、上記の広報内容を都民等に提供し、区市町村、国等関係防災機関と連携し、災害情報を広く、迅速に提供する。
警視庁 小金井警察署	☐ 広報内容は、次のとおりである。 (1) 気象庁の情報 (2) 地域の被害状況、被害の拡大予想及び見通し (3) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し (4) 主要道路・高速道路・橋等の被害状況及び復旧見通し (5) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等 (6) その他混乱防止等を図るための情報

機関名	内 容
	○ 広報手段は、次のとおりである。 (1) トランジスターメガホン (2) 交番（駐在所）備付けマイク (3) パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー (4) ヘリコプター (5) 交通情報板、光ビーコン、ラジオ (6) ホームページ等
東京消防庁 小金井消防署	○ 広報内容は、次のとおりである。 (1) 出火防止、初期消火の呼びかけ (2) 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障がい者等）への支援の呼びかけ (3) 火災及び土砂崩れ等の被害に関する情報 (4) 避難指示等に関する情報 (5) 医療救護所、救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他市民が必要としている情報 ○ 広報手段は、次のとおりである。 (1) 消防車両の拡声装置等 (2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 (4) ホームページ、SNS、消防アプリを活用した情報提供 (5) 消防団員、自主防災組織、東京消防庁災害時支援ボランティアを介しての情報提供
関東総合 通信局	○ 電気通信事業者の被災状況、電気通信設備の復旧状況について情報提供 ○ 放送局の被災・復旧状況について情報提供
東京管区 気象台 (気象庁)	○ 地震の詳しい状況やその解説、地震活動の見通しや防災上の注意点等を広報する。 ○ テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じて知らせるほか、インターネットのホームページでも広報する。
自衛隊	○ 都及び関係防災機関と連絡を密にし、空及び地上から情報を収集するとともに、広報に優先する救援活動の遂行に支障のない範囲において、能力の許す限り広報活動を実施する。 (1) 人命財産の保護に影響する緊急情報の伝達 (2) 民心安定に寄与する自衛隊及びその他関係防災機関の活動状況 (3) 都及び関係防災機関等の告示事項 (4) その他必要事項 ○ 広報手段は、ヘリコプター、地上部隊等による呼び掛け、報道機関を介しての情報提供による。
日本郵便 株式会社 小金井郵便局	○ 災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等並びに事業の運営状況及びその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。
東京電力 グループ	○ 広報内容は、次のとおりである。 (1) 電気による二次災害等を防止するための方法 (2) 避難時の電気安全に関する心構えについての情報 (3) 電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報

機関名	内 容
	○ 広報手段は、次のとおりである。 (1) テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）及び新聞等の報道機関等を通じた広報 (2) ホームページ等を通じた広報 (3) 市の防災行政無線の活用 (4) 広報車等による直接当該地域への周知
東日本電信電話株式会社 （NTT 東日本） エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社 NTT ドコモ	○ 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。 ○ ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。 ○ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災行政無線等で利用案内を実施する。
KDDI 株式会社	○ 通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請を行う。 ○ 報道機関及びホームページ等を通じて広報を行う。
ソフトバンク株式会社	○ 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。 (1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 (2) 災害用伝言板及び音声お届けサービス等の協力要請 (3) その他必要とする事項
東京ガスグループ	○ 広報内容は、次のとおりである。 (1) 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項 (2) ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し ○ 広報手段は、テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等とする。 ○ NHK 及び民報各社に「マイコンメーター復帰方法のテープ・ビデオ」を配布している。大地震発生時に放映を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内する。
東日本旅客鉄道株式会社 （JR 東日本）	○ 広報内容は、次のとおりである。 (1) 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況 (2) 列車の不通線区や開通見込み等 ○ 広報手段は、次のとおりである。 (1) 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等で都民への情報提供に努める。 (2) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。

3 住民等からの問合せに対する対応

- 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。
- 上記の場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、都、他市町村、小金井消防署、小金井警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。
- 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第2 広聴活動

1 市及び都関係機関

機関名	内 容
市	○ 被災者のための相談窓口を設け、要望事項や苦情を聴取し、その解決を図るほか、広聴内容を関係防災機関に連絡する。
警視庁 小金井警察署	○ 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
東京消防庁 小金井消防署	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 ○ 市民等からの電子メールによる問い合わせに対応する。

第3 報道機関への発表

1 市本部からの発表

- 市本部からの発表は、庁議室等において行う。
なお、市本部長室での直接の取材は受け付けない。
- 市本部の報道機関への窓口は、企画財政部広報秘書班とする。
- 市本部の決定事項及び各部の発表事項は、総務部統括調整班が総合調整を行う。

2 小金井警察署からの発表

- 小金井警察署が収集した被害情報等について発表する場合は、その内容を事前に市本部総務部統括調整班に通報し、市本部と情報の共有化を図る。

3 小金井消防署からの発表

- 小金井消防署が収集した被害情報等について発表するときは、同時に市本部においても前記1により発表する。

4 各関係防災機関からの発表

- 被害状況及び施設の復旧等に関する情報は、各関係防災機関の広報担当から発表されるが、必要に応じて市本部においても発表する。

第6節 災害時の放送要請

(市、都)

第1 放送要請

- 災害対策基本法第 57 条の規定に基づき放送を要請する場合は、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同実施細目の規定により、原則として都知事に要請依頼する。ただし、都との通信途絶等の特別の事情がある場合は、市は、放送機関に対し直接要請することができる。この場合、事後速やかに都に報告する。
- 市は、独自の要請先として地域メディアとしての（株）ジェイコム東京と災害時における災害情報の放送等に関する協定を締結している。

(別冊 協定 通信・情報関係 3 災害時における災害情報の放送等に関する協定書)

第2 避難指示等の情報伝達

- 災害発生時、市本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、市本部設置に至らない場合でも、市民等に対しマスコミと連携した避難指示等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用する等、より一層の災害対応を実施する。
- 具体的な対応については、「放送を活用した避難指示等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。
- 「屋内安全確保」の指示においては、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときに指示するものとする。

(1) 実施機関

- 都、都内区市町村、都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする放送事業者各社

(2) 伝達する情報

- ア 高齢者等避難
- イ 避難指示
- ウ 警戒区域の設定

<避難情報等と居住者等がとるべき行動>（警戒レベル一覧表）

※避難情報に関するガイドライン（令和3年5月、内閣府）

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル1】 早期注意情報 （気象庁が発表）	○発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ○居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 （気象庁が発表）	○発表される状況：気象状況悪化 ○居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれあり ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害のおそれ高い ○居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）
【警戒レベル5】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	○発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない。） ○居住者等がとるべき行動：命の危険、直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

第7節 住民相互の情報連絡等

（市、関係防災機関、市民等）

- 市は、個人・企業等に対する一斉帰宅抑制の呼びかけや安否確認方法の周知を行い、関係防災機関と連携して、避難所や一時滞在施設の開設状況等、災害関連情報等を提供する。
- 通信事業者は、市と連携し、住民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行うとともに、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板等の安否確認サービスの利用を呼びかける。
- 報道機関は、市や交通機関等と連携して、交通機関の運行情報や安否確認サービスの利用方法等について、住民、事業者及び帰宅困難者に提供する。
- 市民等は、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版等を利用し、家族等の安否を確認する。

第6章 医療救護等対策

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 初動医療体制の確立

医療法に定められた二次保健医療圏（※1）の中で、本市は北多摩南部保健医療圏（小金井市、三鷹市、武蔵野市、府中市、調布市、狛江市）に位置し、東京都地域防災計画に基づく東京都地域災害医療コーディネーター（※2）の統括・調整のもとで医療救護活動等を実施することとなっている。

また、市では、小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会、東京都柔道整復師会多摩中央支部小金井地区等、医療関係団体との災害時協定に基づき、連携して医療救護班を編成し、医療救護活動を実施することとなっている。

※1 二次保健医療圏：地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療（特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する複数の市町村で構成される体制（医療法 30 条）

※2 地域災害医療コーディネーター：各二次保健医療圏において、災害時の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定するコーディネーター

2 医薬品・医療資器材の確保

都が示した災害用の医療資器材等の備蓄リストを基に、小金井市医師会と協議し、新医療資器材等の備蓄（200 人分）を行っている。

また、市内の病院及び薬剤師会と協定を結び、1,000 人以上の医薬品の備蓄を行っているほか、医薬品卸 5 社と災害時における医薬品等の調達協力に関して協定を締結している。

（別冊 資料 2-6-1 新医療資器材等の備蓄リスト）

3 医療施設等の状況

本市が位置する北多摩南部保健医療圏には 4 つの災害拠点病院があり、東京都地域防災計画では、これらの医療機関を中心とした圏域内の医療救護活動を行うこととなっている。

また、本市は北多摩北部保健医療圏の災害拠点病院である公立昭和病院の構成市となっている。小金井市内には災害拠点病院はないが、隣接市の小金井市近傍に立地している。

なお、市は、医療拠点病院として 2 つの病院を指定した。また、市内 4 つの医療機関と協定を結び、緊急医療救護所を設置することとしている。

さらに、市は、これらの施設を中心に医療救護活動を行うことができるように、小金井市医

師会と共同で医療初動マニュアル（平成 31 年 4 月改訂）を策定した。

このほか、令和 2 年 1 月、市は武蔵野赤十字病院と災害医療に関する協定書を締結し、災害医療における協力関係を構築している。

【北多摩南部保健医療圏の災害拠点病院】

- ・ 武蔵野赤十字病院
- ・ 都立多摩・小児総合医療センター
- ・ 杏林大学医学部付属病院
- ・ 東京慈恵会医科大学附属第三病院

【市の医療拠点病院】

- ・ 小金井太陽病院
- ・ 桜町病院

【一部事務組合構成病院】

- ・ 公立昭和病院

【緊急医療救護所】

- ・ 小金井太陽病院
- ・ 桜町病院
- ・ 小金井リハビリテーション病院
- ・ 日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック

4 遺体の取扱い

災害発生時に死亡者が発生したときは、遺体収容所の設置、遺体の搬送、住民への広報、遺体の引き渡し業務を実施することとしている。

第 2 課題

<多摩東部直下地震（M7.3）被害想定>

項 目		単 位	多摩東部直下地震					
			冬・早朝 風速 4m	冬・早朝 風速 8m	冬・昼 風速 4m	冬・昼 風速 8m	冬・夕 風速 4m	冬・夕 風速 8m
原因別 建物全壊棟数	計	(棟)	445	445	445	445	445	445
	ゆれ	(棟)	444	444	444	444	444	444
	液状化	(棟)	1	1	1	1	1	1
	急傾斜地崩壊	(棟)	0	0	0	0	0	0
原因別 建物半壊棟数	計	(棟)	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567
	ゆれ	(棟)	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556	1,556
	液状化	(棟)	10	10	10	10	10	10
	急傾斜地崩壊	(棟)	1	1	1	1	1	1
	うち、 原因別建物 大規模半壊 棟数	計	327	327	327	327	327	327
		ゆれ	323	323	323	323	323	323
		液状化	4	4	4	4	4	4
		急傾斜地崩壊	0	0	0	0	0	0
火 災	出火件数		(件)	3	3	4	4	7
	焼失棟数	倒壊建物を含む	(棟)	534	537	628	632	1,556
		倒壊建物を含まない	(棟)	524	527	617	620	1,535

項 目			単 位	多摩東部直下地震					
				冬・早朝 風速 4m	冬・早朝 風速 8m	冬・昼 風速 4m	冬・昼 風速 8m	冬・夕 風速 4m	冬・夕 風速 8m
人 的 被 害	死者	計	(人)	40	40	26	26	49	49
		ゆれ建物被害	(人)	23	23	10	10	14	14
		屋内収容物	(人)	3	3	3	3	2	2
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0
		火災	(人)	13	13	13	13	31	31
		ブロック塀等	(人)	0	0	0	0	2	2
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0
	負傷者	計	(人)	647	647	573	573	661	662
		ゆれ建物被害	(人)	557	557	485	485	450	450
		屋内収容物	(人)	72	72	58	58	54	54
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0
		火災	(人)	17	18	18	18	99	100
		ブロック塀等	(人)	0	0	11	11	58	58
		屋外落下物	(人)	0	0	0	0	0	0
	うち 重傷者	計	(人)	65	65	62	62	98	99
		ゆれ建物被害	(人)	44	44	40	40	36	36
		屋内収容物	(人)	16	16	13	13	12	12
		急傾斜地崩壊	(人)	0	0	0	0	0	0
		火災	(人)	5	5	5	5	28	28
		ブロック塀等	(人)	0	0	4	4	23	23
屋外落下物		(人)	0	0	0	0	0	0	
要配慮者		死者数	(人)	25	25	16	16	31	31
避難者		発生数(4日～1週間後)	(人)	17, 000	17, 011	17, 375	17, 398	21, 056	21, 091
帰宅困難者		発生数	(人)	—	—	19, 806	19, 806	19, 806	19, 806

(資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 令和4年5月25日)

1 初動医療体制の確立

本市では、最大99人の重傷者を含めた662人の負傷者発生が想定されており、迅速な医療救護活動と医療拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。

このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるような初動医療体制の確立と応援医療チームの受入れ及び配置等について迅速に調整する機能が必要である。

また、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制及び負傷者の搬送体制の構築が必要である。

2 医薬品・医療資器材の確保

市では、災害時に備えた新医療資器材及び医薬品等の備蓄をしているが、災害時の確実な供給に向けて、体制を強化する必要がある。

3 医療施設等の連携体制や基盤の整備

市の災害医療の中核的機能を担う医療拠点病院や被災を免れた医療機関等の役割分担を明確にするとともに地域における医療機能を維持するための医療連携体制や基盤を強化する必要がある。

4 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実

避難所以外の在宅療養者に対する対策、慢性期医療対策を充実していく必要がある。

5 遺体の取扱い

市内の被災による死者は、最大で 49 人が想定されており、発災時に迅速な検案活動等を実施するためには、関係機関と連携した体制の強化が必要である。

また、近隣地域の火葬施設のみでは、火葬に相当の期間が必要となることが想定されることから、遺体の保存や広域的な応援要請を検討する必要がある。

第3 対策の方向性

1 初動医療体制の確立

市は、被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるように、小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会、東京都柔道整復師会等の医療関係機関の協力のもとに、小金井市災害医療コーディネーター（小金井市医師会災害対策本部）と医療救護活動拠点が連携し、最適かつ速やかな初動医療体制を確保する。

なお、医療救護活動拠点については、福祉保健部が中心となり、「小金井太陽病院」内に設置し、情報収集活動等を行う。

また、関係各部や小金井消防署、小金井警察署、自衛隊等の関係各機関と連携をとりながら医療救護活動を進める。

2 医薬品・医療資器材の確保

市は、都及び医療関係団体と連携して医薬品・医療資器材の備蓄を推進するとともに、医薬品等の卸売販売業者を活用し、医薬品等の供給体制を強化する。

3 医療施設等の連携体制や基盤の整備

各医療機関は、施設の耐震化の促進や水、食料の備蓄、自家発電に必要な燃料等の確保等、ライフライン機能の強化に努める。

4 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実

在宅療養者対策や慢性期医療対策を充実していく。

5 検視・検案及び火葬体制の整備

葬祭事業者との協定を推進し、遺体の搬送や棺等葬祭用品の確保に努める。

また、遺体の保存等により犠牲者の尊厳を保つために火葬体制の検討を進め、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、迅速な対応の実現を図る。

第4 到達目標

1 災害医療コーディネーターと医療救護活動拠点が連携した災害医療体制を構築

市は、小金井市災害医療コーディネーターの医学的助言に基づき、市全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに設置される地域災害医療連携会議及び東京都地域災害医療コーディネーターと連携を図り、迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。

負傷者等の搬送については、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保するとともに、他自治体等被災地域外へ負傷者等を搬送する必要がある場合に備え、都が設置する航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）（※）への搬送手段も検討する。

※ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）：Staging Care Unit の略で、広域医療搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。

2 医薬品等の確保に向けて、安定した供給体制の構築

医薬品等の確保については、医療機関が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、卸売販売業者が早期に復旧できるように支援するとともに、医療機関において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働きかける。

3 病院等の耐震化促進及び災害拠点病院・医療拠点病院との連携

都と連携して、医療機関の耐震診断や耐震化を促進する。

また、医療機能の維持に必要となる、水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携する等の多元的な供給体制を確立するとともに、複数の通信手段による確実な情報連絡体制を構築していく。

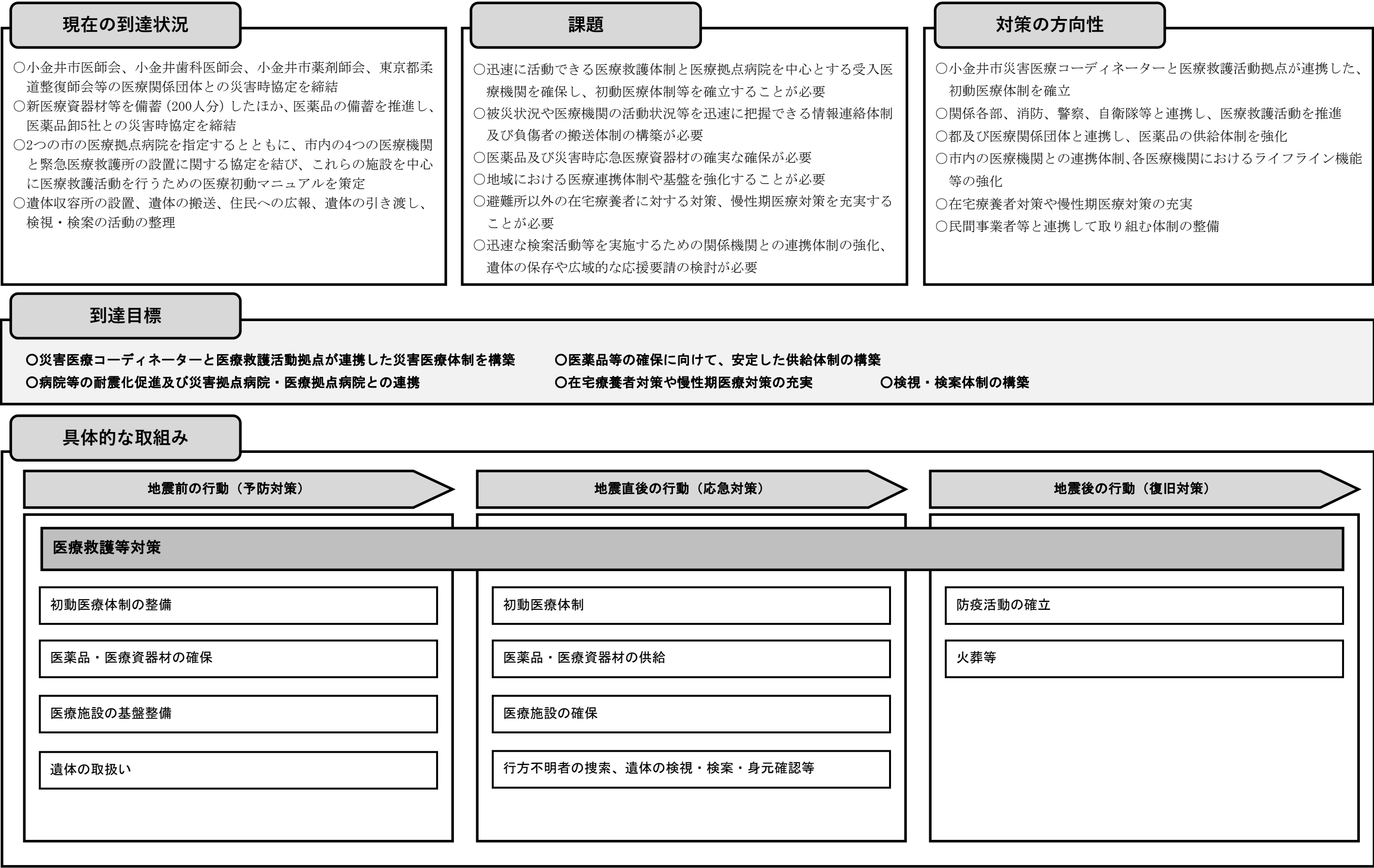
4 在宅療養者対策や慢性期医療対策の充実

巡回医療体制や透析患者、在宅難病患者への支援体制を構築していく。

5 検視・検案体制の構築

震災時における遺体の検視・検案等に関しては、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

第6章 医療救護等対策



予防対策

対策項目	担当部課
第1節 初動医療体制の整備	福祉保健部健康課
第2節 医薬品・医療資器材の確保	福祉保健部健康課
第3節 医療施設の基盤整備	福祉保健部健康課
第4節 遺体の取扱い	市民部コミュニティ文化課、生涯学習部公民館

第1節 初動医療体制の整備

（市、都、関係防災機関）

第1 情報連絡体制の確保

1 市の情報連絡体制

- 市は、市内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う小金井市災害医療コーディネーターを設置する。
- 小金井市災害医療コーディネーター及び福祉保健部健康課は、市内医療機関の被災状況やライフライン状況等について迅速に把握できるような体制を確立するとともに、各医師会が編成する医療救護班等との連絡体制を確保し、市内全域を統括できるような情報連絡体制を構築する。

2 東京都地域災害医療コーディネーターとの情報連絡体制

- 災害時医療は、市内にとどまらず広域的な医療資源の効率的な運用が求められることから、二次保健医療圏を単位に設置される東京都地域災害医療コーディネーターと綿密に連携した医療活動が求められる。市は、二次保健医療圏内の被災状況や医療機関の活動状況等についても迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。
- 都は、東京都災害医療コーディネーターが、都全域の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン（※）、都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会及び区市町村などの関係機関と連携し、情報連絡体制を構築する。

※ 災害時小児周産期リエゾンとは、災害時に、都が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者であり、災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都から任命された者。

＜災害医療コーディネーター＞

名 称	説 明
東京都災害医療 コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師。 災害時は、都庁に参集する。
東京都地域災害医療 コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するために都が指定する医師。 小金井市域は北多摩南部保健医療圏に位置し、多摩総合医療センター・小児総合医療センターに設置する。
小金井市災害医療 コーディネーター	市内の医療救護活動等を統括・調整するために、市に対して医学的助言を行う、市が指定する医師。 災害時は原則として、医療救護活動拠点に参集する。

第2 医療救護体制の確保

1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
市	○ 医療救護活動拠点としての体制整備 ○ 緊急医療救護所の設置及び運営方法の検討 ○ 発災直後から迅速に庁内専門職等による保健活動チームを編成するよう体制整備 ○ 急性期以降も緊急医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができる体制整備
小金井市医師会	○ 医師会館に医師会災害対策本部を設置し、小金井市災害医療コーディネーターとしての体制整備 ○ 市本部から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合、医療救護班を派遣できるよう体制整備 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施できるよう体制整備
小金井歯科医師会	○ 市本部から「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づき、派遣要請があった場合、歯科医療救護班を派遣できるよう体制整備 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに歯科医療救護活動を実施できるよう体制整備
東京都柔道整復師 会多摩中央支部小 金井地区	○ 市本部から「災害時における応急救護活動の協力に関する協書」に基づき、派遣要請があった場合、接骨師班を派遣できるよう体制整備
小金井市薬剤師会	○ 市本部から「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書」に基づく医薬品等の調達要請があった場合、医薬品とともに薬剤師班を派遣できるよう体制整備 なお、派遣された薬剤師は、市が設置する災害薬事センター、緊急医療救護所等における調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに薬剤医療救

機関名	活動内容
	護活動を実施できるよう体制整備

2 詳細な取組内容

(1) 医療救護班の業務

- 医療救護班の業務は、傷病者に対する応急処置、傷病者のトリアージを行い、災害拠点病院等への転送の可否や転送順位の決定、軽症患者の治療、遺体の確認等を行うこととなる。
- 歯科医療救護班の業務は、歯科医療を要する傷病者に対する応急処置、災害拠点病院等への転送の可否や転送順位の決定、避難所内における転送の困難な患者や軽症患者等に対する歯科治療及び衛生指導、検視・検案に際しての法歯学上の協力等を行うこととなる。
- 医療救護班及び歯科医療救護班の活動は、小金井市災害医療コーディネーターと連携し、緊急医療救護所、在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行いながら進めることとなる。また、緊急医療救護所等における調剤、服薬指導等について薬剤師班と連絡・調整を行うこととなる。

<緊急医療救護所等>

名 称	説 明
医療拠点病院	超急性期から市の医療拠点として診療を継続する病院で、傷病者のトリアージ、軽症者及び中症者（搬送が困難な場合は重症者も含む。）に対する応急処置及び治療を行う場所
緊急医療救護所	超急性期から傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置を行う場所
医療救護活動拠点	発災直後から情報収集、医療救護班及び保健活動チームの編成等のほか医療拠点病院及び緊急医療救護所と連携して傷病者の搬送調整等の医療救護活動を行う場所（小金井太陽病院に設置） 急性期以降には、都外から応援に来たチームが緊急医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所ともなる。（急性期以降は保健センターに設置）

(2) 医療機関・緊急医療救護所の役割

- 都の地域防災計画では、災害時すべての医療機関が医療救護活動を担うこととし、すべての病院を果たすべき機能に応じて「災害拠点病院」「災害拠点連携病院」「災害医療支援病院」に分類している。
- 市においても2か所の病院を医療拠点病院として位置づけている。

<医療拠点病院等>

名 称	市の位置づけ	都の位置づけ
医療法人 大日会 太陽病院	医療拠点病院	災害拠点連携病院
社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院		災害医療支援病院
都立多摩・小児総合医療センター		災害拠点病院 北多摩南部圏域医療対策拠点 地域災害医療コーディネーター

(3) 医療救護活動マニュアル等の作成

- 市は、多数の傷病者を迅速かつ適切に救護するため、トリアージの基準や医療救護班が実施する医療救護活動に関する活動マニュアル等を作成する。

第3 負傷者等の搬送体制の整備

- 医療救護班では対応できない重症者等については、災害拠点病院等に搬送・収容するため、搬送体制の整備が重要である。
- 市は、関係機関と協議のうえ、大型ヘリコプターが患者搬送のために離発着できる場所についてあらかじめ候補地を選定する。
- 市は、車両を保有する関係機関との新たな協定締結に向けて、さらに搬送手段の拡充を図る。

第4 保健衛生体制の確保

1 対策内容

機関名	活動内容
市	○ 発災時、迅速に庁内専門職等による保健活動チームを立ち上げるため、庁内の連携体制を検討する。 ○ 救命救急の対応、在宅患者・要配慮者の状況把握を行うため、地域健康管理について検討する。 ○ 避難所における、健康管理、保健予防活動を行うため、避難所健康管理について検討する。 ○ 避難所等への巡回診療等、専門チームの体制を検討する。 ○ 難病患者・人工透析患者の対応に関し、都・関係各課等と連携し、情報収集や支援要請等、必要な調整を図る。

2 詳細な取組内容

(1) 保健活動チームの体制整備

- 市は、関係各課に在籍する、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・精神保健福祉士・社会福祉士・事務職からなる保健活動チームを編成するため、庁内関係各課が連携・協働する仕組みをつくる。また、活動内容について、マニュアルを整備していく。

(2) 救急救護・地域健康管理

- 市は、緊急医療救護所の設置・運営の手順について手引きを作成する。
- 市は、保健活動チームの中に地域健康管理グループを編成し、在宅患者・要配慮者の状況把握と支援調整を行うための活動について検討する。

(3) 避難所健康管理

- 市は、保健活動チームの中に避難所健康管理グループを編成し、健康管理、保健予防活動を行うことについて、避難所運営担当班と協力体制について検討する。

(4) 巡回診療等

- 市は、巡回専門、医療、歯科指導、こころのケア、保健指導等を検討する。

(5) 透析患者への対応

- 市は、都との連携により透析医療機関の状況について情報収集し、関係機関に情報を提供する仕組みづくりを検討する。

(6) 在宅難病患者への対応

- 市は、保健所と連携し、在宅難病患者の状況把握する仕組みを推進する。
- 市は、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援について、必要に応じて都に要請する仕組みを検討する。

第5 防疫体制の整備

- 市は、防疫（消毒）用資器材の備蓄を進めるとともに、調達・配付計画を策定する。また、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
- 飼い主やペット用の食料備蓄などの飼い主の責務の周知徹底を図り、可能な限り自宅での生活を継続できる自助の取組みを推進する。
- 飼い主が不明となったペットのために避難所等における適正なペットの受入体制及び保護の仕組みを整備する。

第2節 医薬品・医療資器材の確保

（市、関係防災機関）

第1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
市	○ 医療拠点病院用、医療救護班用の医薬品等を備蓄 ○ 薬剤師会と連携し、災害薬事センター等医薬品拠点の設置、運営方法、卸売販売業者からの調達方法等をあらかじめ協議
小金井市薬剤師会	○ 災害時の情報連絡体制を整備 ○ 災害薬事センター等医薬品拠点の設置協力 ○ 医薬品拠点や緊急医療救護所等での調剤体制等の整備 ○ 卸売販売業者との連絡調整体制の整備
日本赤十字社	○ 日赤医療救護班の活動に必要な医薬品、資器材を備蓄

第2 詳細な取組内容

1 薬剤師会等との連携・協力体制

- 市は、小金井市薬剤師会等と災害時の協力協定に基づく、連携・協力体制を強化しておく。

2 医薬品等の備蓄

- 市は、小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会、東京都柔道整復師会多摩中央支部小金井地区等と協議のうえ、緊急医療救護所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。
- 備蓄量は、発災から3日間で必要な量を目安とする。

3 災害薬事センターについての事前協議

- 市は、小金井市薬剤師会と連携して、災害薬事センター(市保健センター)の災害薬事コーディネーターや運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく（卸売販売業者は、直接各医療拠点病院及び各緊急医療救護所へ、その他避難所で使用する医薬品は、災害薬事センターへ納品する。）。

4 医薬品等の調達方法の検討

- 市は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に市薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

第3節 医療施設の基盤整備

（市、都、関係防災機関、医療施設）

第1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
都総務局	○ 災害拠点病院等の重要施設について、非常時において72時間の稼働を可能とするため、国など関係者との連携体制を構築し、必要となる非常用発電燃料を確保
都 福祉保健局 病院経営本部	○ 災害時に医療拠点となる災害拠点病院及び災害拠点連携病院を中心とした中等症以上の医療機能の確保 ○ 耐震診断及び耐震化工事（新築建替・耐震補強工事等）の促進 ○ 災害拠点病院との連携、情報共有を行うための基盤整備 ○ 市の医療拠点となる病院の災害時の医療機能を確保するための多面的な水の確保、電力等ライフライン機能確保 ○ 円滑な情報連絡体制を構築するために、災害拠点病院等との通信訓練を実施 ○ 都立病院は、非常時においても72時間の稼働を可能とするため、必要となる非常用発電燃料を確保。

第2 詳細な取組内容

1 燃料供給等による医療機能の確保

- 災害拠点病院、災害拠点連携病院等の医療機能を確保するため、非常用発電機やボイラー等に使用するための燃料供給体制を構築する。
- 市は、三信石油株式会社及び総合エネルギー株式会社と、災害時における医療機関への燃料供給に関する協定を締結している。

2 災害時の医療機能の確保

- 災害時に市の医療拠点となる病院等については、3日分程度の燃料、飲料水、医薬品等を備蓄する。

3 拠点となる病院の耐震性向上促進

- 医療の拠点となる病院等について、建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建物の場合、当該医療機関に対して、耐震診断及び耐震化工事（新築建替・耐震補強工事等）を促進する。

4 病院等の連携、情報共有を行うための基盤整備

- 発災時に市内医療機関を統括して医療資源の効率的運用ができるように、情報収集・連絡体

制の構築を進める。

- 小金井市災害医療コーディネーター等の活動拠点となる場所には、無線機等を配置することにより、市本部、医療救護活動拠点、東京都地域災害医療コーディネーター等との通信手段の確保に努める。

5 医療機関の BCP 策定への支援

- 医療機関のライフライン機能維持等、BCP（事業継続計画）及び災害対応マニュアル等の策定を支援する等、災害拠点病院等の発災時の対応能力向上に向けた取組を行う。

第4節 遺体の取扱い

(市)

第1 取組体制の整備

- 行方不明者や死亡者の搜索、遺体の収容、検視・検案（※）等の各段階において、市及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取り組む体制を整備する。

機 関 名	活動内容
市	○ 市は、遺体収容所の運営等に関し、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 行方不明者の搜索、遺体搬送に関する事項 ・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 ・ 遺体収容所設置等に伴う資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 市は、遺体収容所について、死者への尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たす施設を、事前に指定・公表する。なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。 ・ 屋内施設 ・ 避難所や緊急医療救護所など他の用途と競合しない施設 ・ 検視・検案も確保可能な一定の広さを有する施設 ・ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設

※検視・検案：検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

第2 遺体収容所の確保

- 市は、遺体収容所として、次の施設を定めている。

<市の遺体収容所指定施設>

施設名	所在地
小金井市公民館緑分館	小金井市緑町 3-3-23
東小金井駅開設記念会館（マロンホール）	小金井市東町 3-7-21

(別冊 資料 2-6-2 遺体収容所における標準的な配置区分図)

応急対策

対策項目	担当部班
第1節 初動医療体制	総務部統括調整班、福祉保健部保健医療班、 企画財政部広報秘書班
第2節 医薬品・医療資器材の供給	福祉保健部保健医療班
第3節 医療施設の確保	福祉保健部保健医療班
第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検 案・身元確認等	市民部市民庶務班、市民部コミュニティ班、 福祉保健部福祉保健庶務班、 都市整備部都市整備庶務班

<医療救護活動におけるフェーズ区分>

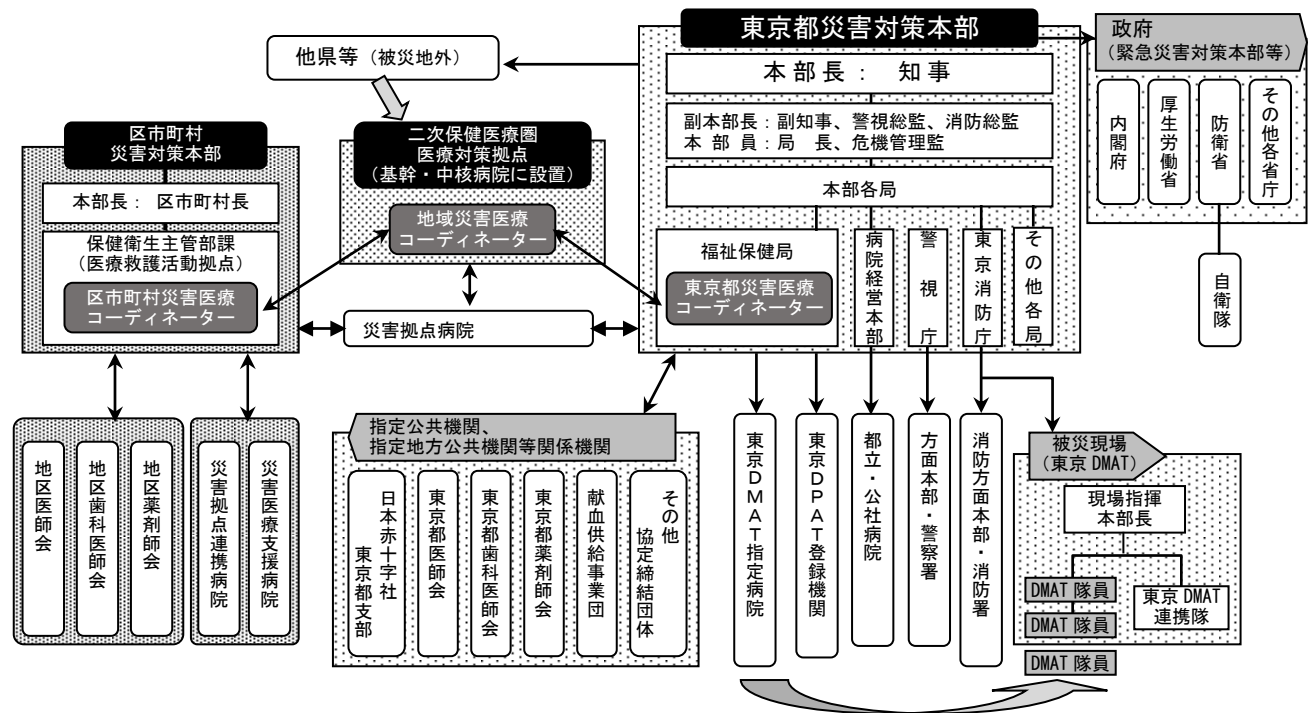
フェーズ区分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活しはじめて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に回復している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復活して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期 (3か月以降)	緊急医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ回復している状況

<主な医療救護活動>

区 分		主な活動内容
1	発災直後	●被害情報の収集・集約 ●保健活動チームの編成 ●傷病者等の被災地域外への搬送
2	超急性期	●都医療救護班等の被災地域への派遣 ●緊急医療救護所の設置・運営 ●医薬品の供給
3	急性期	●他県医療救護班の受入れ ●避難者の定点・巡回診療
4	亜急性期	
5	慢性期	
6	中長期	

<発災直後の医療連携体制（イメージ）>

※東京都地域防災計画 震災編（令和元年）



第1節 初動医療体制

（市、都、小金井消防署、関係防災機関、市民等）

第1 医療情報の収集伝達

1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
市	○ 医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関等と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置
小金井市医師会 小金井歯科医師会 東京都柔道整復師会多摩中央支部小金井地区 小金井市薬剤師会	○ 被害状況及び活動状況等を把握し、市へ報告
東京消防庁 小金井消防署	○ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）からの情報収集

2 詳細な取組内容

(1) 被害情報の収集

- 市は、医師会及び市災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに、東京都地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

(2) 市民への情報提供

- 福祉保健部保健医療班は、企画財政部広報秘書班と連携し、医療機関の稼動状況等について、総務部統括調整班を通じて市民に広報する。また、緊急医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況を地域住民に周知する。
- 福祉保健部保健医療班は、保健センターに市民に対する医療相談窓口を必要に応じて設置する。
- 都は、収集した医療機関の被害状況及び活動状況等を区市町村等の関係機関に伝達するとともに、各種広報媒体や報道機関等を通じて都民に広報する。

第2 初動期の医療救護活動

1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
市	○ 医療救護活動拠点としての体制整備 ○ 災害時における医療救護を一次的に実施 ○ 小金井市災害医療コーディネーターの助言を受け、市内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会及び東京都柔道整復師会多摩中央支部小金井地区との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請 ○ 医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、接骨師班の編成 ○ 発災直後から迅速に庁内専門職等による保健活動チームの編成 ○ 医療拠点病院及び緊急医療救護所等にて医療救護活動を実施 ○ 避難所等において定点・巡回診療を実施 ○ 医療救護体制が不足する場合には、二次保健医療圏の地域災害医療コーディネーターに応援を求めるほか、都に対し応援を要請 ○ 災害薬事センターの設置
小金井市医師会	○ 市から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、医療救護班としての活動を実施 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施
小金井歯科医師会	○ 市から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、歯科医療救護班としての活動及び検視・検案活動への協力等を実施 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに歯科医療救護活動を実施
東京都柔道整復師会 多摩中央支部小金井地区	○ 市から「災害時における応急救護活動の協力に関する協定書」に基づき、派遣要請があった場合は、接骨師班としての活動を実施 ○ 救護所において行う応急救護は、医師の指示により実施
小金井市薬剤師会	○ 市から「災害時における応急医薬品等の調達に関する協定書」に基づく薬剤師班の派遣要請があった場合は、緊急医療救護所等における調剤、服薬指導及び医薬品管理等を実施 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに薬剤医療救護活動を実施 ○ 市からの要請に基づき災害薬事センターでの薬品管理や調剤活動等 ○ 卸売販売業者との連絡調整
東京消防庁 小金井消防署	○ 都福祉保健局と連携して、可能な範囲内で救急隊を派遣 ○ 小金井警察署、緊急消防援助隊、自主防災組織、小金井市医師

機関名	活動内容
	会等と連携して、救命処置等を実施

2 業務手順と詳細な取組内容

(1) 市医療救護班の派遣要請

- 市本部長は、災害発生により医療救護の必要性があると判断した場合には、「災害時の医療救護活動についての協定」等に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会に対し、各医療救護班の派遣を要請する。

機関名	班編制の内容等
医療救護班	○ 医療救護班の編成は、医師 1 人、看護師 1 人以上、補助事務員 2 人とする。なお、補助事務員については、市本部において配置することができる。 ○ 班の数は、災害の状況により小金井市災害医療コーディネーターと協議して決定する。
歯科医療救護班	○ 歯科医療救護班の編制は、災害の規模、地域に応じて出動可能な班編制とする。
薬剤師班	○ 薬剤師班の編制は、災害の規模、地域に応じて出動可能な班編制とする。
接骨師班	○ 接骨師班の編制は、災害の規模、地域に応じて出動可能な班編制とする。

(別冊 協定 医療関係 6 災害時の医療救護活動についての協定 (小金井市医師会))

(別冊 協定 医療関係 5 災害時の救護活動についての協定書 (小金井歯科医師会))

(別冊 協定 医療関係 4 災害時の救護活動についての協定書 (小金井市薬剤師会))

(別冊 協定 医療関係 3 災害時の救護活動についての協定書 (東京都柔道整復師会多摩中央支部小金井地区))

(2) 医療救護活動

- 市は、小金井市災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じ市の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び整復師会の協力を得て、医療救護活動を行う。
- 福祉保健部長は、市の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都福祉保健局長及びその他関係機関（近隣区市等）に協力を要請するものとする。
- 災害の状況により、医師会等が緊急を要すると判断し、要請を待たずに医療救護活動を実施した場合については、初動後直ちに市本部長に報告する。報告があったものについては、市の要請があったものとする。

(別冊 様式 2-6-1 医療救護活動の記録及び報告様式)

(別冊 様式 2-6-2 助産救護活動の記録・報告様式)

ア 災害医療コーディネーターの活動

- 小金井市災害医療コーディネーターは、市が把握する被災地の負傷者の状況及び医療機

関の対応状況を踏まえ、医療救護班等の派遣や緊急医療救護所、医療機関の確保等について必要な指示を出す。

- 小金井市災害医療コーディネーターは、市内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都地域災害医療コーディネーターに対する支援要請の要否について、市へ助言する。

イ 医療救護班等の活動

- 医療救護班は、災害負傷者を対象とし、多数の負傷者に対応するトリアージを必ず行い、重症者はできるだけ災害拠点病院等（搬送が困難な場合は医療拠点病院）への搬送に努める。
- 医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、医療拠点病院及び緊急医療救護所を中心とし、その後は、避難所等における巡回診療等を中心とする。

<医療救護班等の活動内容>

区 分	活動内容
医療救護	○ 傷病者に対するトリアージ、応急処置及び医療 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療 ○ 助産救護 ○ 死亡の確認 ○ 状況に応じて遺体の検案に協力する。
歯科医療救護	○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤供給・調剤	○ 緊急医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 緊急医療救護所及び災害薬事センター等における医薬品の仕分け、管理 ○ 一般用医療品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
接骨応急救護	○ 傷病者に対する応急措置等

(注) 都「災害時医療救護活動マニュアル」「災害時歯科医療救護活動マニュアル」「災害時における薬剤師班活動マニュアル」に基づき実施する。

ウ 緊急医療救護所の設置等

- 医療救護班は、市が設置した緊急医療救護所及び市指定の医療拠点病院において医療救護活動を実施する。
- 緊急医療救護所は、小金井太陽病院、桜町病院、小金井リハビリテーション病院及び日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニック病院とし、開設されるまでの間は、小金井消防署（本署・緑町出張所）に仮救護所を設置する。

(別冊 協定 医療関係 1 災害時における施設利用に関する協定書（医療法人社団 大日会 小金井太陽病院）)

- (別冊 協定 医療関係 2 災害時における施設利用に関する協定書(社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院))
- (別冊 協定 医療関係 16 災害時における施設利用に関する協定書(一般社団法人 巨樹の会 小金井リハビリテーション病院))

- 市の医療拠点病院として、次の病院を位置づけている。

<医療拠点病院（市指定）>

施設名	所在地
医療法人 大日会 小金井太陽病院	小金井市本町 1-9-17
社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院	小金井市桜町 1-2-20

- 上記以外の場所（避難場所、避難所、災害現場、医療機関等）において医療救護を必要とする場合は、各現場の責任者が次の事項を明らかにし、福祉保健部長に緊急医療救護所の設置を要請するものとする。

- (ア) 救護を受けようとする場所
- (イ) 救護を受けようとする者の数
- (ウ) 救護を受けようとする種類及び程度

- 福祉保健部長は、医療救護班の派遣要請を受けたとき、又は災害の状況により医療救護の必要を認めたときは、その旨を市本部長に報告するものとする。

エ 連絡調整

- 福祉保健部長は、小金井市災害医療コーディネーターと連携して市内の医療救護状況について、随時、市本部長に報告する。

オ 小金井消防署の支援

- 小金井消防署は、緊急医療救護所から救護活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で車両等を派遣し、支援する。

- (ア) 傷病者の収容先医療機関の選定
- (イ) 災害拠点病院、医療拠点病院（市指定）等への搬送
- (ウ) 傷病者への応急処置

カ 災害拠点病院

- 災害拠点病院は、通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者（主に重症者）を受け入れる。
- 災害拠点病院は、都知事の要請に基づき、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する緊急医療救護所等と連携し、重症者の医療を行う。

<機能>

- 重症患者等の収容力の臨時拡大

- ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能の確保

＜都による整備状況（北多摩南部地域・北多摩北部地域）＞

- 都指定の災害拠点病院については、二次保健医療圏単位で基幹となる病院を指定してネットワーク化を図り、災害時における情報の共有化及び共同体制の確保を図ることとなっている。

＜小金井市近隣の災害拠点病院＞

（令和２年４月現在）

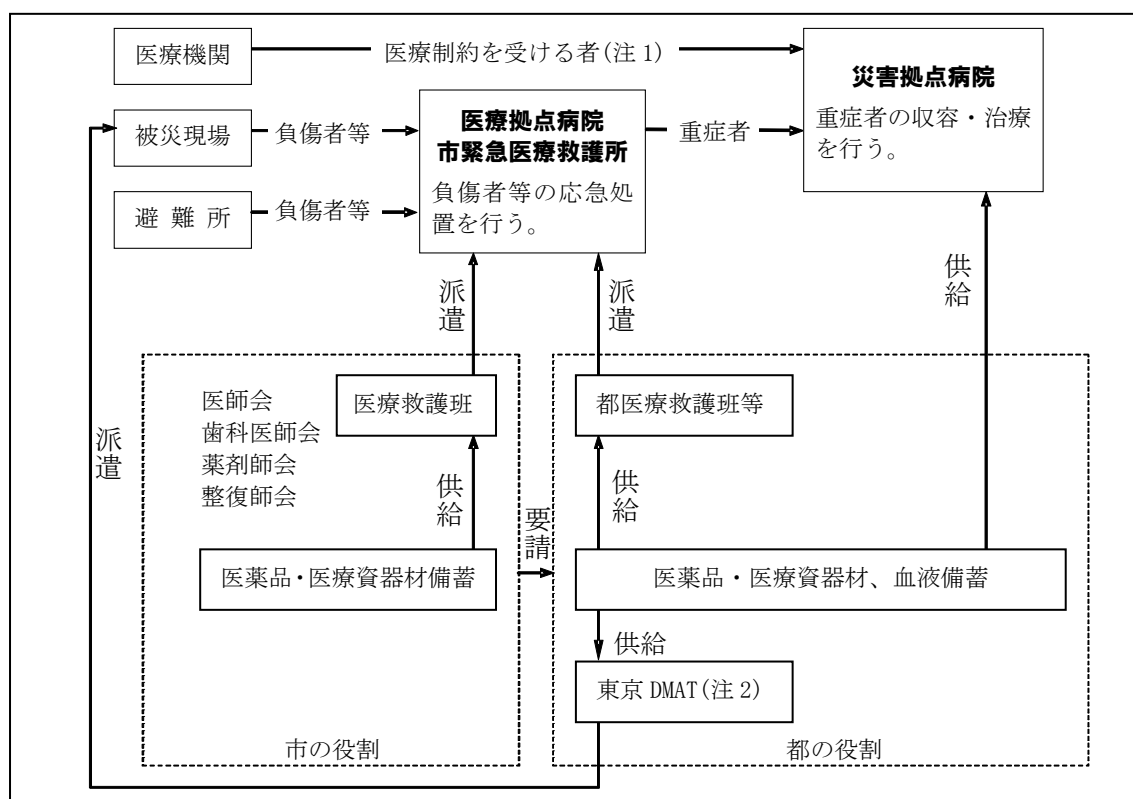
二次保健医療圏	施設名	所在地	病床数
北多摩南部	武蔵野赤十字病院	武蔵野市境南町 1-26-1	611
	東京都立多摩・小児総合医療センター （地域災害拠点中核病院）	府中市武蔵台 2-8-29	多摩 789 小児 561
	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川 6-20-2	1,153
	東京慈恵会医科大学附属第三病院	狛江市和泉本町 4-11-1	534
北多摩北部	公立昭和病院 （地域災害拠点中核病院）	小平市花小金井 8-1-1	518
	佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	183
	東京都保健医療公社 多摩北部医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	344
	国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘 3-1-1	522

(3) 大地震発生時の医療救護活動

- 医師会は、市内に震度 6 弱以上（注）の地震が発生した場合には、市から医療救護班の派遣要請があったものとみなし、医師会に所属する市内の診療所等はすべて閉院し（ただし、妊婦及び透析患者を診療する医療機関は除く。）、医師等の医療スタッフは、小金井市災害医療コーディネーター等により指定された緊急医療救護所及び病院等で医療活動に従事する。

（注）市本部の設置基準は、小金井市で震度 5 強以上の地震が発生したとき。

＜医療救護活動の命令、要請及び情報連絡系統図＞



(注1) 医療制約を受ける者とは、医療機関の被害により医療を受ける機会を失った者をいう。

(注2) 東京DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

東京 DMAT は、災害現場に派遣される医療チームであり、救出救助の部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等を実施する。

第3 負傷者等の搬送体制

1 負傷者等の搬送

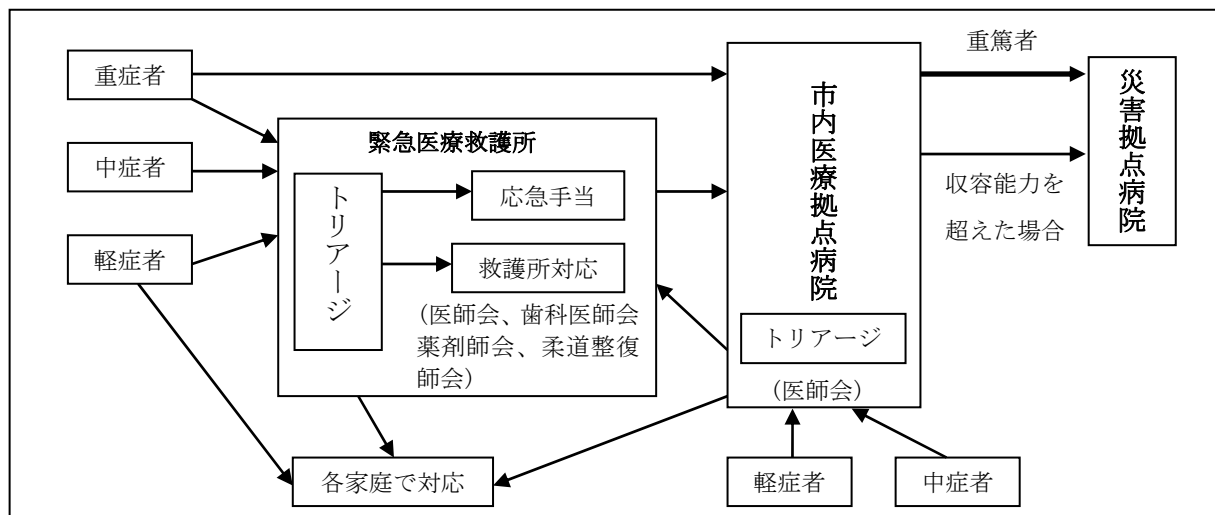
- 医療救護活動拠点は、災害拠点病院等に収容する必要がある者が発生した場合、地域災害医療コーディネーター及び災害拠点病院と搬送調整を行う。
- 搬送は、原則として被災現場から医療拠点病院及び緊急医療救護所までは市民にも協力を要請しつつ、初動期においては環境部で対応する。
- 医療拠点病院及び緊急医療救護所から災害拠点病院等までは市が、小金井消防署及びその他関係機関の協力を得て行う。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、搬送先施設等の受入体制を確認し、次により行う。
 - (1) 小金井消防署に搬送を依頼する。
 - (2) 庁用車により搬送する。
 - (3) 医療救護班が使用した自動車で搬送する。
 - (4) 道路寸断等により自動車の使用が困難な場合は、車輪付き担架等、別の手段を用いて搬送する。
- 広域搬送を行う必要がある場合には、状況に応じて都本部にヘリコプター輸送を要請する。

- 市本部は搬送路を確保するに当たり、都本部に集まる道路啓開情報を積極的に収集・整理するとともに、警視庁及び東京消防庁のヘリコプターが収集した画像情報を始めとした道路交通情報を効果的に活用し、搬送路を決定する。

2 医療スタッフ等の搬送

- 市が医師会等に派遣を依頼した医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として市が対応する。
- 都が派遣する医療救護班等の搬送は、都が既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、トラック等による搬送を活用し、対応する。
- 市本部長は、市の搬送態勢に不足が生じると判断した場合は、都に搬送の応援を要請する。

<災害時医療における負傷者の流れ>



- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 医療拠点病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。なお、状況により、重症者の収容・治療も行う。
- 透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療医療を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として地域防災計画に定める医療救護活動を行う。
- 市は、医療拠点病院及び緊急医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- 災害拠点病院等へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、医療救護活動拠点を通じて受入要請する。
- 市は、医療拠点病院及び緊急医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送手段を確保し、搬送機関に対し必要な指示を行う。

第4 保健衛生体制

1 対策内容と役割分担

機関名	活動内容
市	○ 福祉保健部保健医療班は、保健活動チームを派遣し、被災住民に対する健康に関する相談及び保健予防活動を行う。 ○ 市単独では対応が困難な場合は、都に応援を要請するほか、他県市と締結した応援協定に基づき、福祉保健部保健医療班の派遣を要請する。 ○ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 ○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力を行う。
多摩府中保健所	○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保

2 詳細な取組内容

(1) 保健活動

ア 保健活動チームの編成

- 福祉保健部保健医療班は、地域保健福祉活動を迅速に行うため、庁内各課の保健師・管理栄養士・歯科衛生士・精神保健福祉士・社会福祉士等の専門職及び事務職による保健活動チームを編成する。
- 保健活動チームは、情報分析・企画調整グループ、地域健康管理グループ、避難所健康管理グループで構成する。

イ 保健活動チームの活動内容

(7) 情報分析・企画調整グループ

- 統括保健師・リーダー保健師等からなり、各活動グループからの報告を受ける等の情報収集をし、健康課題の分析を行い、活動計画を立て関係機関と調整を図る。

(イ) 地域健康管理グループ

- 活動保健師・専門職・事務職が活動グループを編成し、医療拠点病院の連絡、緊急医療救護所の設置及び運営を行う。
- 救急対策が一段落した後、地域被災住民の健康状態を把握し、支援調整を行う。
- グループは、リーダー保健師に報告を行い、指示を受ける。

(ウ) 避難所健康管理グループ

- 活動保健師・専門職・事務職が活動グループを編成し、避難所における健康相談、感染防止、エコノミークラス症候群等の保健予防活動を行う。
- グループは、リーダー保健師に報告を行い、指示を受ける。

ウ 他縣市からの応援職員の受入れ

- 市は、保健活動を実施するに当たり、市のみの態勢では保健活動を担うことが困難な事態が生じ、他地域、他縣市等から保健活動の応援を要請する必要があると認めた場合には、都に保健活動チームの派遣を要請する。また、応援要請の準備段階から多摩府中保健所と情報共有を行う。
- 市及び都は、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立並びに活動拠点の確保を図る。

(2) こころのケア

機関名	活動内容
市	○ 精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。 ○ 精神疾患患者等への対応として、多摩府中保健所及び医師会及び薬剤師会の協力による精神医療対策を展開する。 ○ 保健活動チームは、被災住民の急性ストレス障害（ASD）、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対処するため、都によるこころのケアチームと協力し、メンタルヘルスケア体制整備を図り、健康相談等、被災状況に即して活動する。 ○ 必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。
都	○ 被災区市町村の要請に基づき、東京 DPAT 及び他県 DPAT を派遣する。 ○ 都立の 3 つの精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談を実施する。

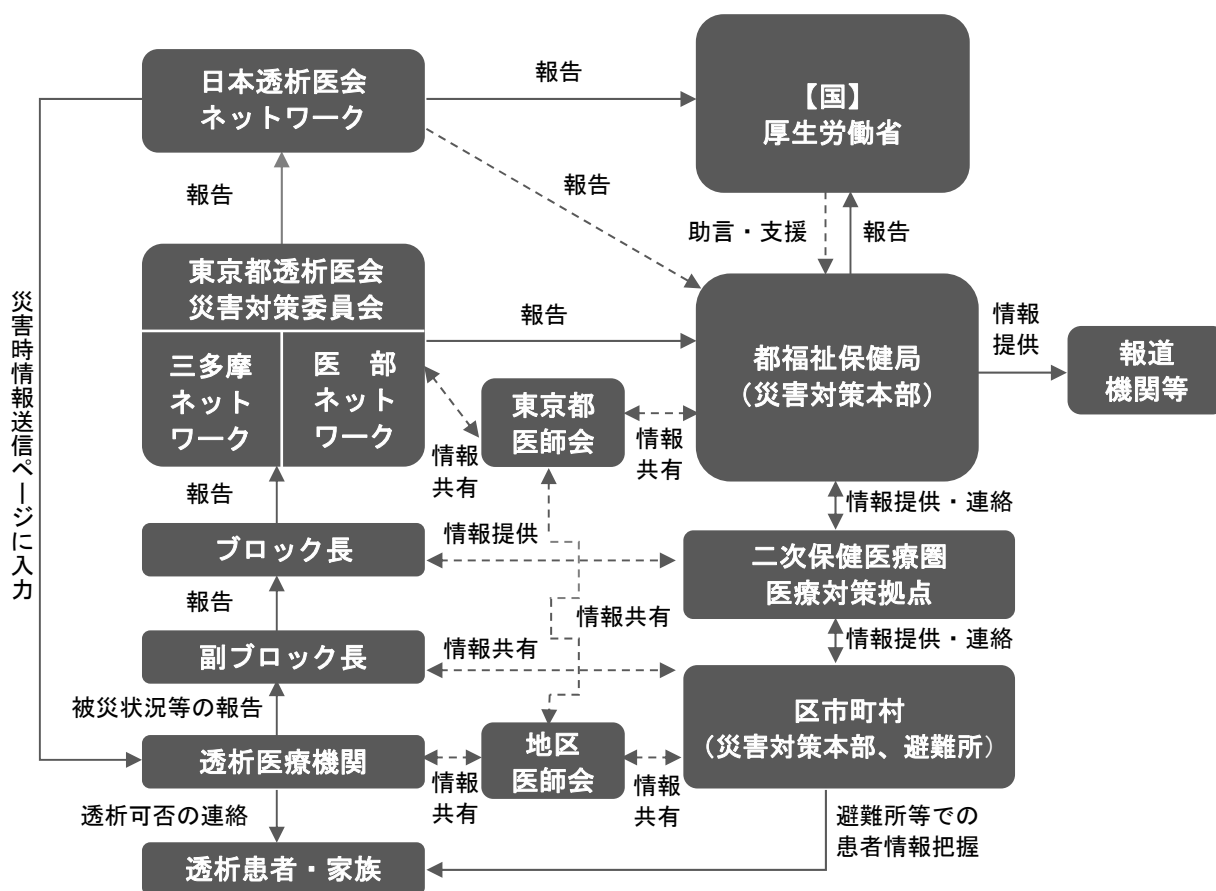
(3) 透析患者等への対応

ア 透析患者への対応

機関名	活動内容
市	○ 断水時における透析施設への水の優先的供給、患者の搬送や医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行う等の体制を確立する。 ○ 都、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災状況、透析医療の可否について情報を収集する。 ○ 透析医療機関及び患者からの問合せに対し、情報を提供する。 ○ 透析医療機関からの要請に応じ、水の供給あるいは電気、燃料等の供給あるいは復旧について関係機関と調整する。
都	○ 日本透析医会、区市町村、医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し、情報を提供する。 ○ 透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料、食料等の供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

（注）「災害時における透析医療活動マニュアル（改訂版）」（令和 3 年 5 月）に基づき実施する。

＜透析患者の災害時の透析医療情報連絡系統図＞



(資料：災害時における透析医療活動マニュアル（改訂版） 東京都保健福祉局 令和3年5月)

イ 在宅難病患者への対応

- 市は、平常時から、難病医療費助成申請や保健所を通じて、在宅難病患者の状況把握を行う。
- 市は、必要に応じ、都へ応援要請を行うとともに、医療機関及び他縣市等と連携し、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

ウ 在宅人工呼吸器使用者への対応

- 市は、「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 市は、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 市は、在宅療養の継続や避難等に際し、「避難行動要支援者の個別支援プラン（個別避難計画）」による市単独での支援が困難な場合は、都へ支援を要請する。

(4) 飲料水・食品の安全確保

ア 飲料水の安全確保

- 震災時には、配水管の損傷等による断水のため、井戸水等の安全確保を迅速に行う必要があることから、飲料水の安全確保を都に要請する。

イ 食品の安全確保

- 震災時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食料品の腐敗、汚染等の発生が予想される。
- 市は、食品衛生監視を都に要請する。
- 都は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、保健所長等の指導のもとに、次の活動を行う。

- (ア) 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保
- (イ) 食品集積所の衛生確保
- (ウ) 避難所の食品衛生指導
- (エ) その他食品に起因する危害発生の防止
- (オ) 食中毒発生時の対応

- 避難所における食中毒の発生を防止するため、市は都と連携し、次の点を留意して、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- (ア) 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立及び食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- (イ) 手洗いの励行及び調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- (ウ) 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- (エ) 殺菌、消毒剤の手配、調整
- (オ) 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底及び乳幼児、高齢者等の食事の特性に応じた衛生指導

(5) 避難所の衛生管理

ア 避難所の衛生管理指導等

- 市は、住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握し、避難住民に対し、以下の衛生管理上の留意事項を周知する。

- (ア) 土足禁止区域及び喫煙（分煙）区域
- (イ) 飼育動物の取扱い
- (ウ) 乳幼児及び妊産婦滞在区域の設定、女性滞在区域の設定及び障がい者の適切な対応
- (エ) 生活環境上必要な物品の確保及び避難住民間のプライバシーの確保
- (オ) ごみの適切な排出方法及びトイレの使用方法

イ 公衆浴場等の確保

- 被災規模が大きく、特にライフラインの復旧が長期に及び水、ガスが復旧しないときは、

必要に応じて、次のとおり入浴施設の確保対策を講じる。

- (ア) 市は、保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握し、避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。
- (イ) 公衆浴場の再開を要請し、入浴環境を確保するとともに、浴場の再開広報等にも努める。
- (ウ) 入浴施設が不足するときは、避難所等に仮設入浴施設等を設置する。
- (エ) スペース等の条件が整う場所において、自衛隊が保有する野営用風呂施設により入浴支援を受ける。
- (オ) スポーツ施設等の入浴施設の一般開放を要請するとともに、プール等の転用も検討する。

(6) 動物愛護

- 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。
- 災害時に飼い主とともに避難してきた被災動物は、飼い主の責任において保護することを基本としつつ、市は、動物愛護及び危険防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力体制を確立する。

ア 被災地域における動物の保護

- 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められる。福祉保健部保健医療班及び環境部環境庶務班は、小金井市獣医師会に協力を要請するとともに、都、関係団体等と連携し、被災動物の保護を行うとともに、動物保護施設への動物受入れや譲渡等の調整を行う。

イ 避難所における動物の適正な飼育

- 開設した避難所に、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。
- 避難所における飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。
- 飼育動物用の飼料、水、ケージ、医薬品等は飼い主が準備する。
- 飼育場所は居住スペースとは別にする。ただし、身体障害者補助犬法に既定する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）は除く。
- 飼育動物の避難所における管理・運営は、飼い主同士が協力して、避難所の管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。
- 飼育ルールを定める場合は、飼育動物同伴でない避難者への配慮を十分に考慮する。
- 「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」に定める危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。
- 自宅での飼育が可能な飼い主に対しては、自宅飼育を行うよう協力を要請する。

第2節 医薬品・医療資器材の供給

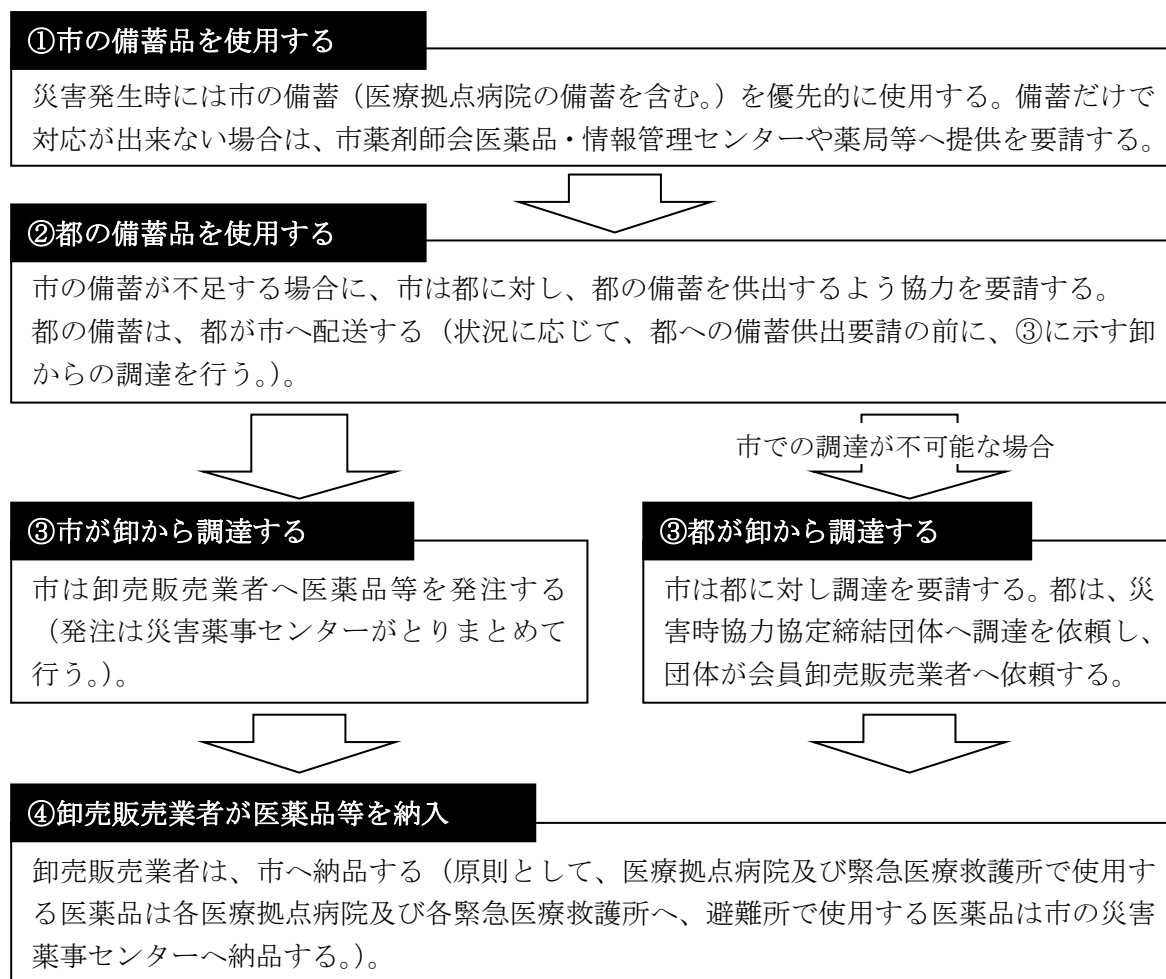
（市、都、関係防災機関）

第1 対策内容と役割分担

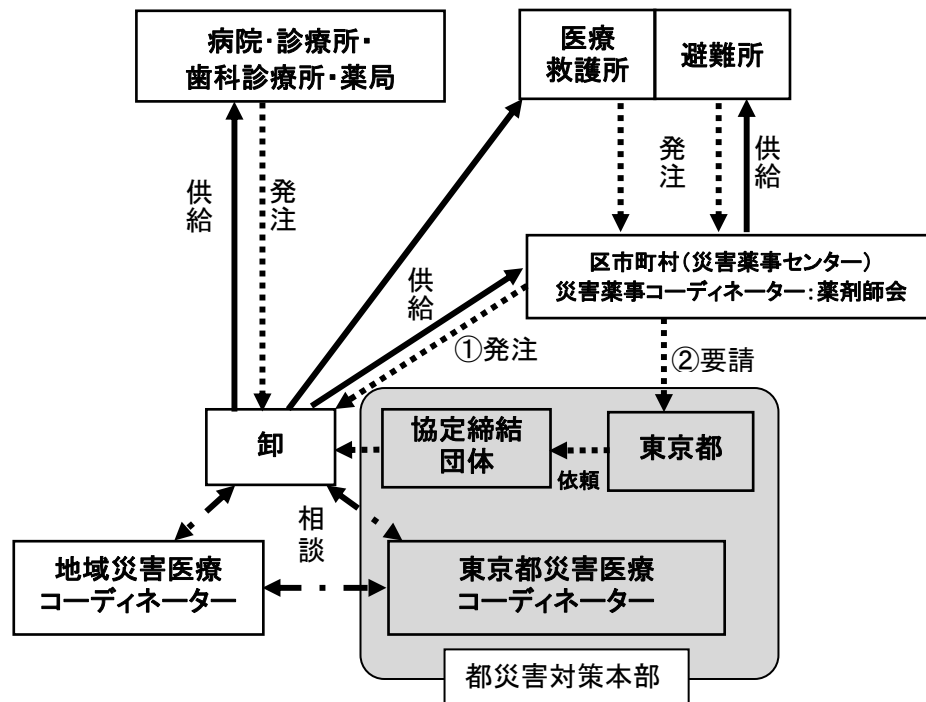
機関名	活動内容
市	○ 発災後速やかに災害薬事センターを設置 ○ 災害発生時には、各医療機関や市が備蓄しているものを使用 ○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、市において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請
小金井市薬剤師会	○ 小金井市災害薬事コーディネーターに協力する。 ○ 災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理等
日本赤十字社 小金井支部	○ 血液センターからの血液供給

第2 業務手順

＜市が使用する医薬品等の調達手順＞



＜卸売販売業者からの医薬品調達の流れ＞



- 市は、災害時協力協定を締結している卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が市へ納品する。
- 市での調達が不可能な場合は、市は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が市へ納品する。
- 上記どちらの場合でも発注（又は調達要請）方法及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

（緊急医療救護所）

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

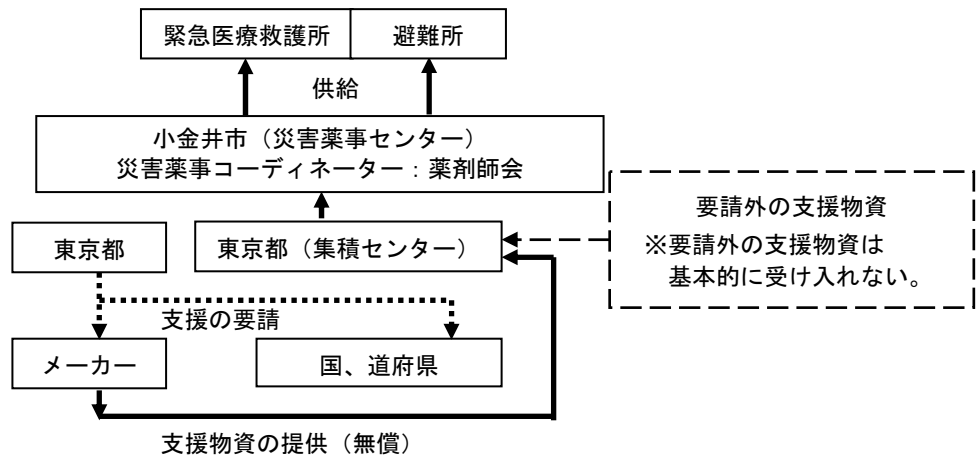
納品：卸が各緊急医療救護所へ直接納品

（避難所）

発注：市の災害薬事センターでとりまとめて発注（又は調達要請）

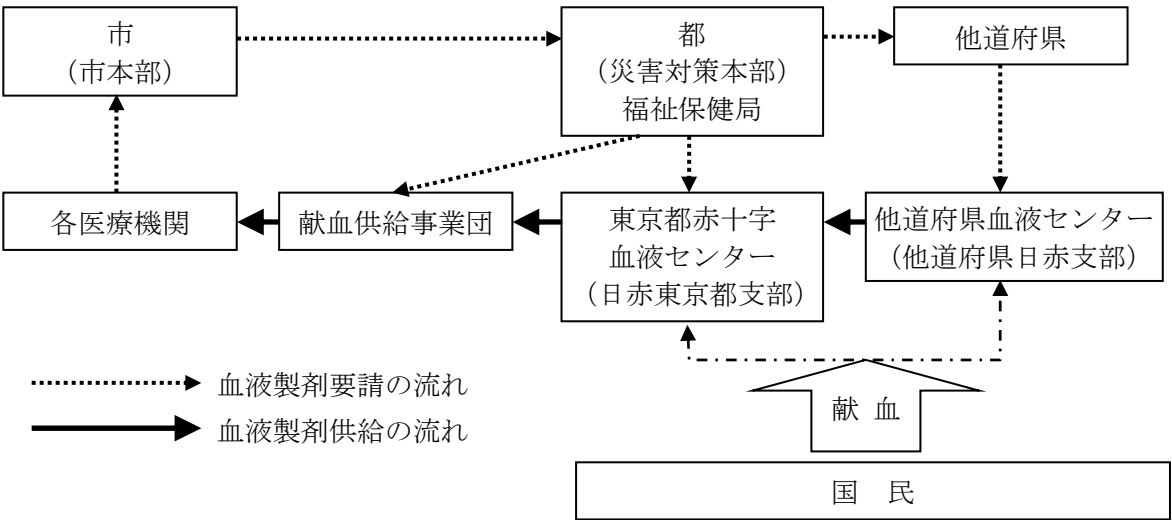
納品：卸は市の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けしたうえで、各避難所へ配送

＜支援物資供給の流れ＞



※ 災害時に使用する医薬品等の確保は、卸売販売業者からの購入を基本とするが、都は必要に応じて、国等へ支援を要請し、都集積センターに受け入れ、必要な物資を区市町村へ提供する。都集積センターでの仕分け等の管理は薬剤師会が行う。

＜血液製剤の供給体制＞



- 市は、医療救護班等から血液製剤の供給要請があった場合、又は血液製剤の供給について必要と認めた場合は、都に依頼する。
- 都は、「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき、日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団に供給を要請する。

第3 詳細な取組内容

1 災害薬事センターの設置

- 市は、小金井市薬剤師会と連携して、薬剤師班活動や緊急医療救護所、避難所等への医薬品等の発注・供給を調整し、災害時の薬事の供給拠点となる「災害薬事センター」を、発災後速やかに設置する。
- 小金井市災害薬事コーディネーターは、小金井市災害医療コーディネーターの業務に協力する。

2 備蓄医薬品等の使用

- 市は、小金井市医師会、小金井歯科医師会、小金井市薬剤師会と協議のうえ、緊急医療救護所や医療拠点病院において、発災直後は市の備蓄を使用する。不足する場合は、小金井市薬剤師会と協議のうえ、小金井市薬剤師会や薬局等へ提供を要請する。
- それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が市へ配送する(状況に応じて都への備蓄供出要請の前に卸売販売業者からの調達を行う。)

3 備蓄で不足する際の医薬品の調達

- 市は、備蓄及び小金井市薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、小金井市薬剤師会と協議のうえ、市と協定を締結している医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。市が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都福祉保健局へ調達を要請する。

4 要請に基づく医薬品の供給

- 小金井市薬剤師会及び医薬品等の卸売販売業者は、市と協働し早期に機能を復旧させ、市からの要請に基づき、医薬品等を供給する。
- 小金井市災害医療コーディネーターや東京都地域災害医療コーディネーターの情報収集に協力する。

5 卸売販売業者からの購入

- 病院、診療所、歯科診療所及び薬局で使用する医薬品等は、原則として、平常時と同様に医薬品等の卸売販売業者から購入する。

第3節 医療施設の確保

（市、都、自衛隊）

- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、医療拠点病院をはじめ、全ての医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る必要がある。

1 医療拠点病院（市指定）

- 市の医療拠点病院として、次の病院を位置づけている。

＜医療拠点病院（市指定）＞

施設名	所在地
医療法人 大日会 小金井太陽病院	小金井市本町 1-9-17
社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院	小金井市桜町 1-2-20

2 都における医療機関の分類

- 都の地域防災計画では、災害時すべての医療機関が医療救護活動を担うこととし、すべての病院を果たすべき機能に応じて「災害拠点病院」「災害拠点連携病院」「災害医療支援病院」に分類している。

＜医療拠点病院等＞（再掲）

名 称	市の位置づけ	都の位置づけ
医療法人 大日会 太陽病院	医療拠点病院	災害拠点連携病院
社会福祉法人 聖ヨハネ会 桜町病院		災害医療支援病院
都立多摩・小児総合医療センター		災害拠点病院 北多摩南部圏域医療対策拠点 地域災害医療コーディネーター

3 自衛隊による救護所の設営

- 陸上自衛隊は、災害派遣要請に基づき、大規模救出救助活動拠点等に救護所を設営、負傷者等の受入れ及び医療処置等を行う。

第4節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

（市、都、自衛隊、小金井消防署、小金井警察署、関係防災機関）

第1 対策内容と役割分担

- 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、市は都と連携して、遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施する。
- 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。また、外国人のうち、旅行者等で住民登録の対象外の者については、直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等に連絡する。

<遺体の搜索についての取組内容>

機関名	活動内容
市	○ 小金井警察署等関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の搜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。
都総務局	○ 関係機関との連絡調整に当たる。
警視庁 小金井警察署	○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 市が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努める。
陸上自衛隊 第1後方支援連隊 災害派遣部隊	○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引き継ぐ。

（注1） 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

<遺体の搬送（遺体収容所まで）についての取組内容>

機関名	活動内容
市	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。
都総務局	○ 市及び関係機関等との連絡調整を実施 ○ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出救助、遺体の搬送協力の要請を行う。

＜遺体収容所の設置とその活動についての取組内容＞

機関名	活動内容						
市	○ 災害発生後、多数の死者が見込まれる場合は、速やかに遺体収容所を開設する。 ○ 都及び小金井警察署に報告するとともに、住民等への周知を図る。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。 ○ 遺体収容施設 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金井市公民館緑分館</td><td>小金井市緑町三丁目 3 番 23 号</td></tr> <tr> <td>東小金井駅開設記念会館 (マロンホール)</td><td>小金井市東町三丁目 7 番 21 号</td></tr> </tbody> </table> ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施 ○ 都及び警視庁と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○ 遺体の腐敗防止の対策を徹底	施設名	所在地	小金井市公民館緑分館	小金井市緑町三丁目 3 番 23 号	東小金井駅開設記念会館 (マロンホール)	小金井市東町三丁目 7 番 21 号
施設名	所在地						
小金井市公民館緑分館	小金井市緑町三丁目 3 番 23 号						
東小金井駅開設記念会館 (マロンホール)	小金井市東町三丁目 7 番 21 号						
都	○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 市長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援						

＜検視・検案・身元確認等についての取組内容＞

機関名	活動内容
警視庁 小金井警察署	○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。 ○ 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね 2 日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を市長に引き継ぐ。
都福祉保健局	○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講じる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、都の委嘱等、必要な措置を講じる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。
小金井市医師会	○ 市の要請により、遺体の検案に協力する。
小金井市 歯科医師会	○ 市及び小金井警察署の要請に基づき、必要に応じて遺体の身元確認に協力する。

機関名	活動内容
	○ 警察署から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに 1 班につき歯科医師 2 名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。 ○ 身元確認班（歯科医師班）は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。
市	○ 遺体収容所に管理責任者を配置し、市本部との連絡調整を実施する。 ○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営を準備する。 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。 ○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。

＜市民への死亡者に関する情報提供についての取組内容＞

機関名	活動内容
都	○ 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区市町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を都民に速やかに提供する。
市	○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施する。

＜遺体の遺族への引き渡しについての取組内容＞

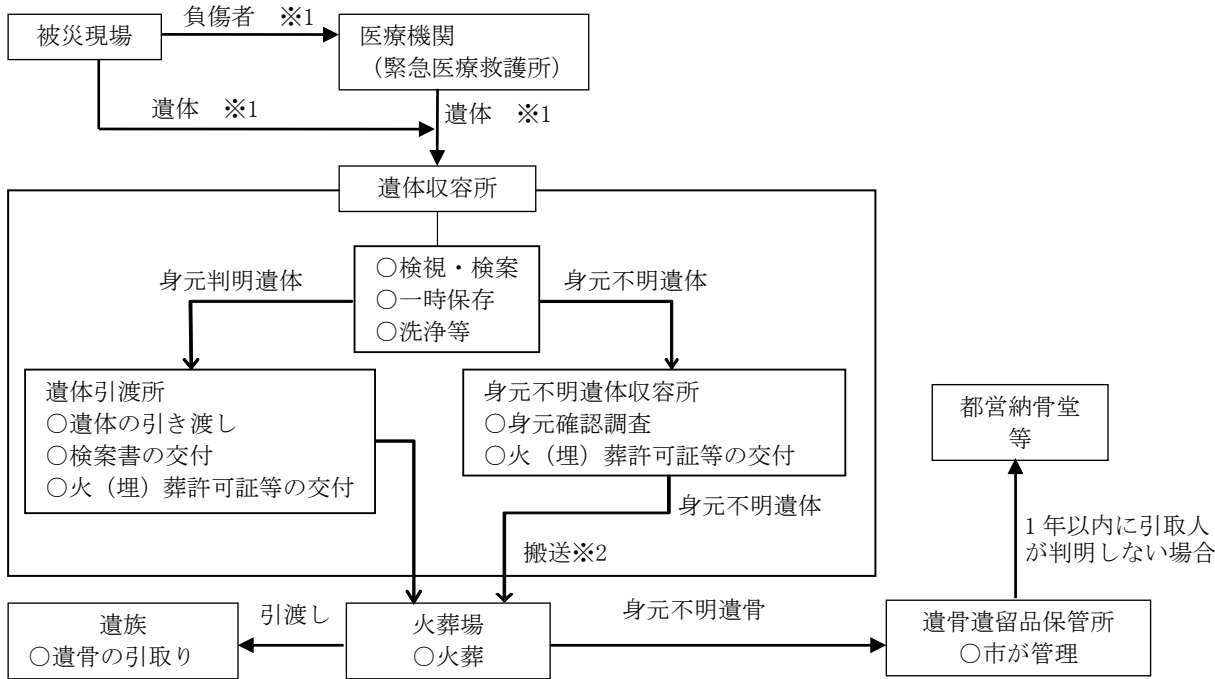
機関名	活動内容
警視庁 小金井警察署	○ 市や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施する。
市	○ 小金井警察署や関係機関と連携し、小金井警察署「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

＜死亡届の受理、火（埋）葬許可証等の発行等についての取組内容＞

機関名	活動内容
市	○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火（埋）葬許可証又は、必要に応じて特例許可証を発行する。
都	○ 状況に応じて必要な支援措置を講じる。

第2 業務手順

＜遺体取扱いの流れ＞



- ※1 警視庁は、市が実施する遺体の搜索・収容等に協力
自衛隊は、市の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 市の要請に基づき、都福祉保健局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

（別冊 様式 2-6-3 死体処理票、遺留品処理票、遺骨処理票様式）

＜遺体の搜索期間と国庫負担＞

区 分		内 容
搜索の期間		○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内 (10 日以内) に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。 1 延長の期間 2 期間の延長を要する地域 3 期間の延長を要する理由 (具体的に記載すること。) 4 その他 (延長することによって搜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	○ 搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに関し、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	○ 金額の多寡に係らず「真にやむを得ない費用」の範囲

区 分		内 容
	その他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 ○ いずれも経理上、搜索費から分け、人件費及び輸送費として、各々一括計上する。

＜遺体処理の期間等と国庫負担＞

区 分		内 容
遺体処理の期間		○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体进行处理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に都知事に申請する。
国庫負担の対象 となる経費		○ 遺体の一時保存のための費用 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

(別冊 資料 2-6-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間)

復旧対策

対策項目	担当部班
第１節 防疫活動の確立	福祉保健部保健医療班、環境部環境庶務班
第２節 火葬等	市民部市民庶務班、企画財政部秘書広報班、福祉保健部福祉保健庶務班

第１節 防疫活動の確立

（市、都）

第１ 対策内容と役割分担

- 被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

機関名	活動内容
市	○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除等を行う。 ○ 必要に応じて、「防疫班」及び「消毒班」を編成し、次のような防疫活動を実施 １ 健康調査及び健康相談 ２ 避難場所等の感染症発生状況の把握 ３ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 ４ 感染症予防のための広報及び健康指導 ５ 患者発生時の消毒（指導） ６ 避難所の消毒の実施及び指導 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。 ○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都福祉保健局又は小金井市医師会、小金井市薬剤師会等に協力を要請する。 ○ 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。 ○ 感染症（インフルエンザ、麻しん等）の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。 ○ 保健活動チームを編成し、被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。 ○ 被災動物の保護に関しては、都、関係団体等に協力する。

機関名	活動内容
多摩府中保健所	○ 市の防疫活動を支援・指導 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて市が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 避難所等における感染症集団発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症等、入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 市の衛生管理対策を支援・指導 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保

第2 詳細な取組内容

1 防疫活動

- 市は、保健所や医療関係機関等と連携し、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- 健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。

2 消毒

- 福祉保健部保健医療班は、環境部環境庶務班と連携し、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- 環境部環境庶務班は、医療機関と緊密に連携し、患者発生時の消毒、下水及びその他要消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い、又は消毒薬を配布して指導する。
- 都から派遣される「環境衛生指導班」は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように「環境衛生指導班」が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- 市が実施する初期防疫活動において、防疫（消毒）用資器材が不足したときは、薬剤師会に協力を求め調達し、さらに不足する場合には、都福祉保健局に要請する。

3 避難所の防疫措置

- 環境部環境庶務班は、避難所開設後、直ちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後、適宜消毒を実施する。
- 福祉保健部保健医療班は、避難所開設後、速やかに市各師会の医療救護班や保健活動チーム等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。
- 環境部環境庶務班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒を行うとともに、施設の管理者を通して、うがい、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指

導を行う。

4 感染症対策

- 市は、インフルエンザや麻しん等の流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する等、保健所と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を実施する。

第2節 火葬等

(市、都、小金井警察署)

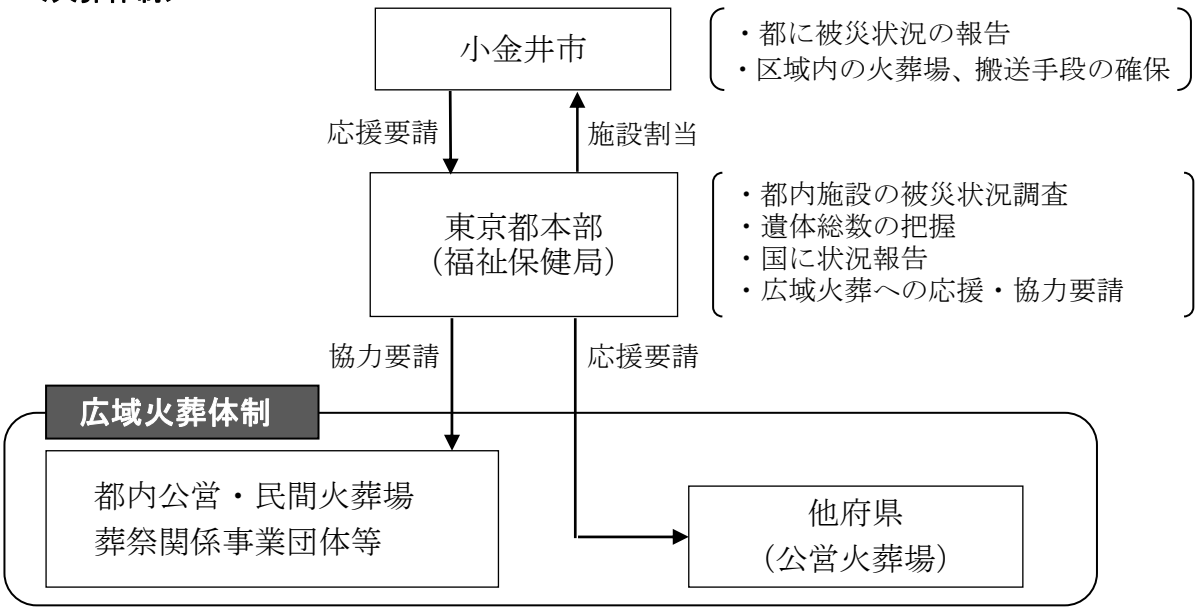
1 火(埋)葬許可の特例

- 火(埋)葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行することにより、速やかな火葬に努める。

2 広域火葬の実施

- 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- 市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。
- 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。
- 遺体の搬送に必要な車両を確保する。
- 交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受け入れ火葬場までの遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

<火葬体制>



3 身元不明遺体の取り扱い等

- 小金井警察署（身元確認班）により引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。
- 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂その他別に定める場所に保管する。
- 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

4 必要帳票等の整備

- 市長は、火葬を実施し、又は火葬に要する現品もしくは経費を支出したときは、次の書類・帳簿等を作成し、保存しておかなければならない。
 - (1) 救助実施記録日計票
 - (2) 埋葬台帳
 - (3) 埋葬費支出関係証拠書類

5 死亡者に関する広報

- 企画財政部広報秘書班は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び小金井警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供に努める。

第7章 帰宅困難者対策

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 東日本大震災時の対応実績

市の施設において 129 人の帰宅困難者を受け入れた。学校や保育園等において、帰宅困難者の子どもの保護を行った。

2 東京都帰宅困難者対策条例の施行

都では、行政、事業者、都民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組みを明文化した東京都帰宅困難者対策条例を平成 24 年 3 月に制定し、平成 25 年 4 月に施行した。

3 一時滞在施設の指定

市は、市施設 3 か所、国施設 1 か所、民間施設 2 か所を一時滞在施設として指定。他に都立施設 3 か所が指定されている。(令和 4 年 1 月現在)

4 鉄道事業者との覚書の締結

JR 武蔵小金井駅・JR 東小金井駅と「地震災害における帰宅困難者対応に関する覚書」を締結した。

(別冊 協定 帰宅困難者対応等 2 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書(武蔵小金井駅))

(別冊 協定 帰宅困難者対応等 3 地震災害時における帰宅困難者対応に関する覚書(東小金井駅))

第2 課題

<小金井市の被害想定>

被害項目	想定される被害
都内滞留者数(多摩)	最大 3,718,561 人
帰宅困難者数(多摩)	最大 475,594 人
都内滞留者数(小金井市)	最大 107,142 人
帰宅困難者数(小金井市)	最大 19,806 人

(資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 令和 4 年 5 月 25 日)

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の周知については、市民、事業者等に対し徹底を図らなければならない。

従業員等の一斉帰宅抑制のため、従業員の施設内待機に係る事業所防災計画を作成することや3日間分の水・食料等の備蓄を行うこと等が必要である。

2 一時滞在施設の整備

企業や学校等に所属していない行き場のない帰宅困難者が発生すると想定され、一時滞在施設の確保、備蓄の充実が必要である。

3 駅前関係事業者との連携体制の構築

鉄道駅周辺では、多数の帰宅困難者が滞留することが想定されるため、駅前の関係事業者と連携体制を構築し、支援体制を整備することが必要である。

4 混乱収拾後の帰宅支援

徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーション等との連携体制を構築していく必要がある。

5 帰宅困難者への情報発信体制の整備

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとはいえず、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要がある。

6 学校等における児童等の安全確保体制確立

一斉帰宅を抑制する対策を推進することに伴い、乳幼児・児童等を引きとることができない保護者が増えることが予想されるため、保育園及び学校等における子どもの保護対策を推進する必要がある。

第3 対策の方向性

1 東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底及び事業者における対策の強化

東京都帰宅困難者対策条例の内容を、市民及び事業者に周知していく。

併せて、事業所、集客施設、駅、学校等における対策を強化する。

（従業員への一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保等）。

2 一時滞在施設の確保

一時滞在施設の確保に向けて、市及び市関連施設を指定するとともに、鉄道事業者や大規模

集客施設等をはじめとした事業者に対し、一時滞在施設の確保を要請する。

3 帰宅支援対策の充実

市は、都が整備する災害時帰宅支援ステーションの周知に努めるとともに、幹線道路沿いの施設等に帰宅困難者支援ステーションの協力及び連携を求めている。

4 帰宅困難者への情報通信基盤の整備

市、事業者等の連携により、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。

通信事業者の安否確認ツールを活用するため、周知に努める。

5 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の安全確保体制の確立

各学校・保育園等における対応マニュアルや緊急連絡体制を整備する。

第4 到達目標

1 帰宅困難者対策条例の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例の内容の周知を図り、事業者が従業員を施設内待機させるための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保等の取組みを行うよう要請する。

2 一時滞在施設の量的拡大

企業や学校等に所属していない行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保する。

3 帰宅支援対策の充実強化

混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、災害時帰宅支援ステーションの周知を図るとともに、帰宅困難者への支援協力施設を増やしていく。

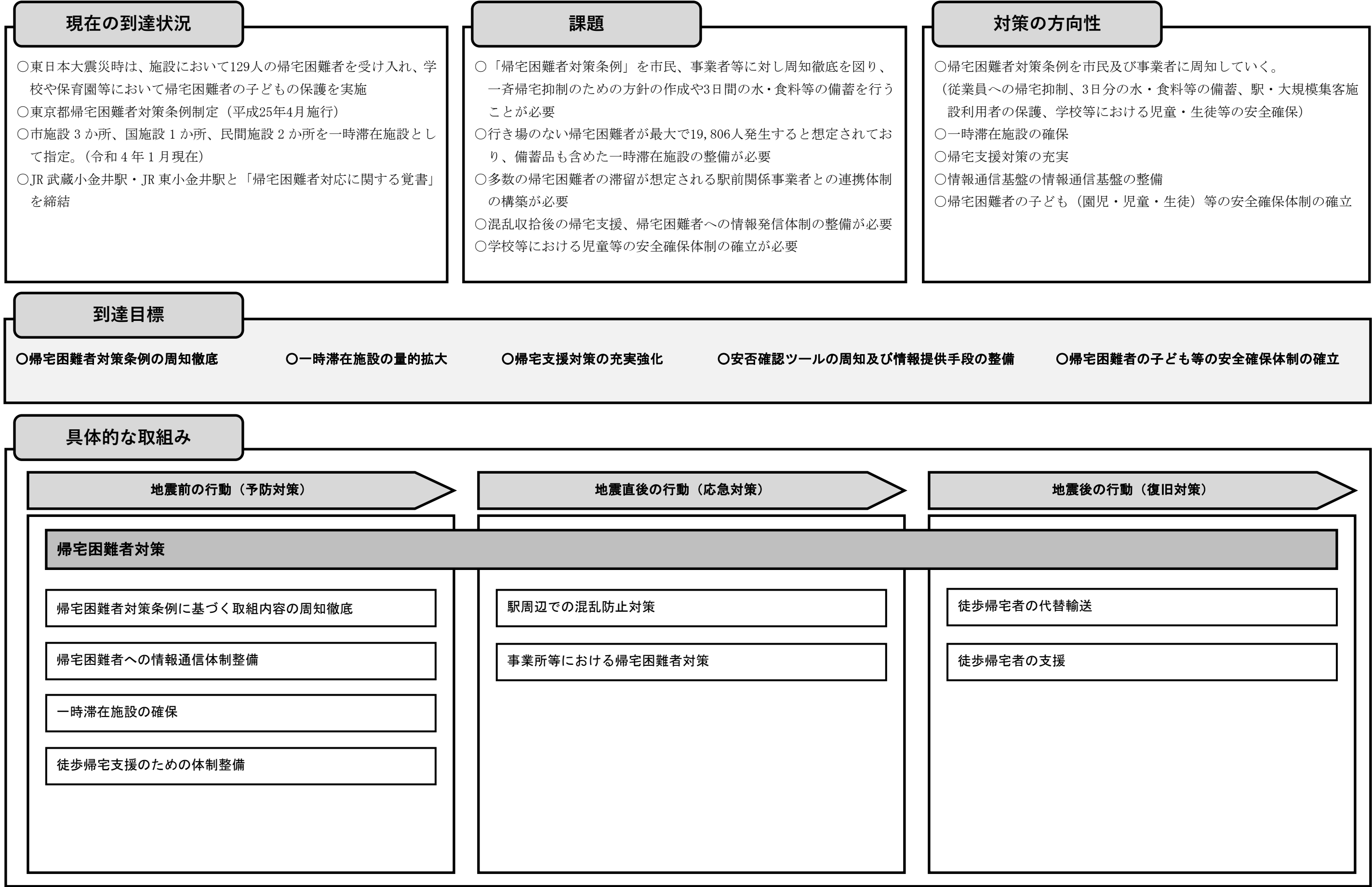
4 安否確認ツールの周知及び情報提供手段の整備

災害用伝言ダイヤル 171 等の安否確認ツールの周知に努めるとともに、情報提供の手段を整備する。

5 帰宅困難者の子ども（園児・児童・生徒）等の安全確保体制の確立

各学校・保育園等における対応マニュアルや緊急連絡体制を整備する。

第7章 帰宅困難者対策



予防対策

対策項目	担当部課
第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組内容の周知徹底	総務部地域安全課
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備	総務部地域安全課、市民部コミュニティ文化課、生涯学習部生涯学習課、公民館
第3節 一時滞在施設の確保	総務部地域安全課
第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備	総務部地域安全課

第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組内容の周知徹底

（市、都、小金井消防署、各事業者、市民等）

- 首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者の発生による混乱を防止するため、一斉帰宅の抑制等の条例に基づく取組みの内容を周知徹底する必要がある。

（別冊 資料2-7-1 「行動ルール」及び「帰宅困難者の心得10か条」）

第1 帰宅困難者対策条例に基づく取組内容の周知徹底

- 市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた「東京都帰宅困難者対策条例」の内容について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図るとともに、東京消防庁とも連携しながら周知を図っていく。
- 東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容を実施するための事業方針及び行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組みを推進するとともに、市民や事業者等に周知していく。

<東京都帰宅困難者対策条例の概要>

- 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 一時滞在施設の確保に向けた都、国、市区町村、民間事業者との連携協力
- 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

第2 事業者における施設内待機計画の策定

1 施設内待機計画

- 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会でとりまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」（平成24年9月）を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても、可能な範囲において計画に明記する。
- テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、事業者等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。
- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、水、食料、毛布、簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑にできるよう、備蓄場所についても考慮する。
- 高層ビルに所在する事業者等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、保管・配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法を検討する。
- 発災後3日間は、救出救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出救助活動の妨げとならないよう、安全が確認できるまで、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要があることから、備蓄量の目安は3日分となる。ただし、以下の点について留意する必要がある。
 - (1) 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上分の備蓄についても検討していく。
 - (2) 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者等）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。
- 備蓄の考え方は、下記の「一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について」のとおりとする。

<一斉帰宅抑制における従業員等の備蓄の考え方について>

「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」による

- | | |
|---|--|
| 1 | 対象となる企業等
国、都、市区町村、すべての事業者 |
| 2 | 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員 |
| 3 | 3日分の備蓄量の目安
水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓとする。
主食については、1人当たり1日3食、計9食とする。
毛布については、1人当たり1枚とする。
その他の品目については、物資ごとに必要量を算定する。 |
| 4 | 備蓄品目の例示 |

- (1) 水：ペットボトル入り飲料水
 - (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
 - ※ 水や主食の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
 - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ア 毛布やそれに類する保温シート
 - イ 簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ウ 敷物（ビニールシート等）
 - エ 携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - オ 医薬品類
- （備考）
- 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
 - （例）非常用発電機、燃料、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
 - 2 事業者等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
 - （例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

2 安全確保の方針

- 事業者は、施設内に従業員等がとどまれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。
- 災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。
- 停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。
- 高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

3 連絡手段・手順等の明確化

- 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

(1) 外出する従業員等の所在確認

- 従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うこと等により、発災時に企業等が従業員等の所在を把握できるような対応に努める。また、被災した場所から、会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等がとるべき対応を検討しておくことが望ましい。

(2) 安否確認手段

- 安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性

を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。なお、事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

(例) 毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。

ア 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル(171)

イ 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板(Web171)、災害用音声お届けサービス、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、IP電話、専用線の確保等

4 帰宅ルールの設定

(1) 帰宅時間が集中しないための対応

- 日頃から、従業員等の居住地、家族の事情等の把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

(2) 帰宅状況の把握

- 従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。
- 従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認すること等も検討する。

5 自衛消防訓練等の定期的実施

- 事業者は、地震を想定して自衛消防訓練等を定期的の実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。
- 事業者は、年1回以上の訓練を定期的の実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

6 事業所防災計画

- 小金井消防署は、事業者の施設内待機計画を含めた事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導を行う。

第3 駅前滞留者対策協議会等の設置

1 帰宅困難者対策協議会の設置

- 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会による「駅前滞留者対策ガイドライン」(平成24年9月)を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、市及び都が連携し、あらかじめ駅ごとに、市、都、小金井消防署、小金井警察署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。

＜駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項＞

- 滞留者の誘導方法と役割分担
- 誘導場所の選定
- 誘導計画、マニュアルの策定
- 駅前滞留者対策訓練の実施

- 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「地域の行動ルール」を策定する。基本となる「地域の行動ルール」は、次のとおりである。

＜地域の行動ルール＞

- 組織は組織で対応する（自助）
地域内の事業所、施設、学校等は、自らの所属する組織単位ごとに、従業員、来所者、学生等に対する取組みを行う。
- 地域が連携して対応する（共助）
駅前滞留者対策協議会が中心となり、地域の事業者等が連携し取組みを行う。
- 公的機関は地域をサポートする（公助）
市が中心となって、都・国と連携・協力して、地域の対応を支援する。

- 駅前滞留者対策協議会では、平常時から参加団体の役割分担を定め、現地本部を中心とした連絡体制を構築する。
- 図上訓練や情報連絡訓練等で検証し、地域の行動ルールに反映させる。
- 電話の輻輳や停電等の影響を受けない衛星携帯電話、無線機等、参加団体間の情報共有のための連絡体制を計画的に整備する。
- 駅前滞留者対策協議会が所在する駅周辺の地域特性を踏まえ、現地本部又は情報提供ステーションの大型の掲示板（情報共有ボード）や防災行政無線に加え、エリアメール、SNS、スマートフォンのアプリなどの活用も検討する。
- 情報収集や駅前滞留者への情報提供について、駅前滞留者対策協議会で参加団体の役割分担や手順を決めておく。
- 駅前滞留者対策協議会は、平常時から市が行う一時滞在施設の確保に協力する。
- 災害時における避難経路等の安全点検を平常時から実施し、地域の防災力を高めるよう取り組む。
- 駅前滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、市と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組みを促すよう普及啓発していく。

第4 集客施設及び駅等の利用者保護等

1 事業所防災計画について

- 事業者は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会による「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」（平成24年9月）を参考に、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画を定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても、可能な範囲で計画に明記するものとする。
- テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画に従業員等に周知し、理解の促進を図る。
- 事業者は、同計画を必要な箇所に掲示する等して、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

2 避難誘導

- 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機、安全な場所への誘導や案内手順を検討する。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者や通学中の小中学生、急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。
- 事業所及び施設の管理者は、買い物客や行楽客等の組織に属さない外出者に対して、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な範囲で、一時的に待機できる場所、飲料水、トイレ等の提供を行う。

3 要配慮者への対応

- 事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資（車椅子や救護用担架、段差解消板等）を検討して備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮するとともに要配慮者の特性に応じた誘導の案内や情報提供等にも配慮する。
- 外国人への対応として、誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。

4 事業者の防災対策

- 事業者は、平常時から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。
- 事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場等、市等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認する等、状況に応じた施設の安全確保に努める。
- 事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成するものとし、その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

- 事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

5 防災訓練の実施

- 事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。
- 事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させるものとし、訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶等、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

第5 学校等における児童・生徒等の安全確保

- 東日本大震災を教訓に、平成24年3月に「学校防災体制の整備指針」を改訂し、各小中学校では防災計画を作成している。
- 学校防災体制の整備指針等に基づき、保護者等との連絡体制を平常時から整備するとともに、発災時には、児童・生徒の安全確保に努め、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。そのための、飲料水、食料等を計画的に備蓄していく必要がある。
- 保育園等においても学校と同様に、発災時には乳幼児の安全確保等に万全を期すとともに、保護者の帰宅困難に備え、飲料水、食料等の備蓄を含め、一定期間施設内に留める対策を講じる必要がある。そのため、保育園等における対応マニュアルや緊急連絡体制を整備する。

第6 市民における準備

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴等その他必要な準備をする。

第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備

（市、都、関係防災機関、各事業者）

第1 情報収集伝達体制の構築

- 帰宅困難者等が本市の災害情報等を取得できるWi-Fi設備について、設置場所や平常時の利活用を様々な手段を通じて周知する。また、災害時に活用できるよう、電源を確保する。
- 市、公共交通機関、放送機関及び関係防災機関等において、有線途絶に備え、鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。

第2 安否確認手段の確保

- 災害時にNTTにより提供される災害用伝言ダイヤル171の普及・啓発を図る。
- ラジオやテレビによる安否情報等の放送メディアの活用促進を図る。

第3節 一時滞在施設の確保

（市、各事業者）

- 駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保するとともに、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえて、運営体制の事前準備を推進する。

※参考：「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（平成27年2月）

- 市は、所有・管理する各施設を一時滞在施設として指定し、一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について、市民・事業者に周知する。また、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。
- 事業者に対して協力を働きかけ、必要に応じて、大規模集客施設や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するように求める。
- 一時滞在施設の収容能力には限りがあるため、帰宅困難者の一時滞在に当たっては、要配慮者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）の受入れを優先する。

＜一時滞在施設＞

（令和4年1月現在）

施設名	所在地
1 公民館東分館	小金井市東町 1-39-1
2 小金井総合体育館	小金井市関野町 1-13-1
3 市民交流センター	小金井市本町 6-14-45
4 独立行政法人 情報通信研究機構	小金井市貫井北町 4-2-1
5 小金井市商工会館	小金井市前原町 3-33-25
6 武蔵小金井シティクロス	小金井市本町 6-2-9
7 江戸東京たてもの園	小金井市桜町 3-7-1
8 小金井北高等学校	小金井市緑町 4-1-1
9 多摩科学技術高等学校	小金井市本町 6-8-9

※ 4は国施設、5・6は民間施設、7～9は都指定施設

- （別冊 協定 帰宅困難者対応等 1 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書）
- （別冊 協定 帰宅困難者対応等 4 災害時における体育施設利用に関する協定書）
- （別冊 協定 帰宅困難者対応等 5 災害時における避難所施設利用に関する協定書）
- （別冊 協定 帰宅困難者対応等 6 災害時における一時滞在施設利用に関する協定書）

第4節 徒歩帰宅支援のための体制整備

(市、都、小金井消防署、関係防災機関、各事業者)

第1 帰宅支援対策の実施

- 混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、帰宅支援対象道路（帰宅支援の対象道路として都が指定した道路）沿道の施設等と協定を締結して、新たな帰宅支援ステーションとして位置づける等、災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。
- 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、市民・事業者に周知する。

(別冊 資料2-7-2 帰宅支援の対象道路)

第2 水・食料等の備蓄

- 市は、都と連携し、帰宅困難者用として一定量の備蓄・調達体制の充実を図る。
- 事業所に対し、従業員用として3日分の備蓄の指導徹底を図る。

第3 代替交通手段の確保

- 鉄道の運行停止に備え、各鉄道機関はバス輸送等代替交通手段の運行方法を検討する。

第4 救護対策の実施

- 市は、帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策を検討する。

第5 事業所等への啓発

- 市は、各種の手段により事業者へ協力に関する啓発を図るとともに、訓練項目に帰宅困難者対策訓練を盛り込み、参加を要請する。

第6 市民への啓発

- 市、防災機関及び事業所においては、市民に対し、各種の手段により、以下の項目について必要な啓発を図る。
 - 1 徒歩帰宅に必要な装備等
 - 2 家族との連絡手段の確保
 - 3 徒歩帰宅経路の確認等

第7 訓練の実施

- 市や防災機関は、事業所等に対し、従業員や客の避難誘導訓練や情報の収集伝達訓練、安否確認及び情報発信訓練、徒歩帰宅訓練等を行うよう要請し、災害に備える。

- 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品など、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。
- 訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提のもと、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

応急対策

対策項目	担当部班
第１節 駅周辺での混乱防止対策	市民部コミュニティ班、都市整備部交通対策班、復興支援班、生涯学習部各班
第２節 事業所等における帰宅困難者対策	総務部統括調整班

第１節 駅周辺での混乱防止対策

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関、各事業者）

第１ 対策内容と役割分担

- 発災時、公共交通機関が運行停止し、特に駅やその周辺は多くの人が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、「公助」には限界があり、駅周辺の事業者等が市と連携して、混乱防止を図る。

機関名	活動内容
市	○ 駅周辺の滞留者の誘導先を確保 ○ 滞留者に対する情報提供、帰宅困難者等の誘導
都総務局	○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 帰宅困難者に対し、区市町村や報道機関等と連携して、一時滞在施設の開設状況等について情報を提供
警視庁 小金井警察署	○ 市に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を実施
東京消防庁 小金井消防署	○ 市に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を実施
通信事業者	○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報を提供 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の利用を周知
事業者等	○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報を提供 ○ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を実施

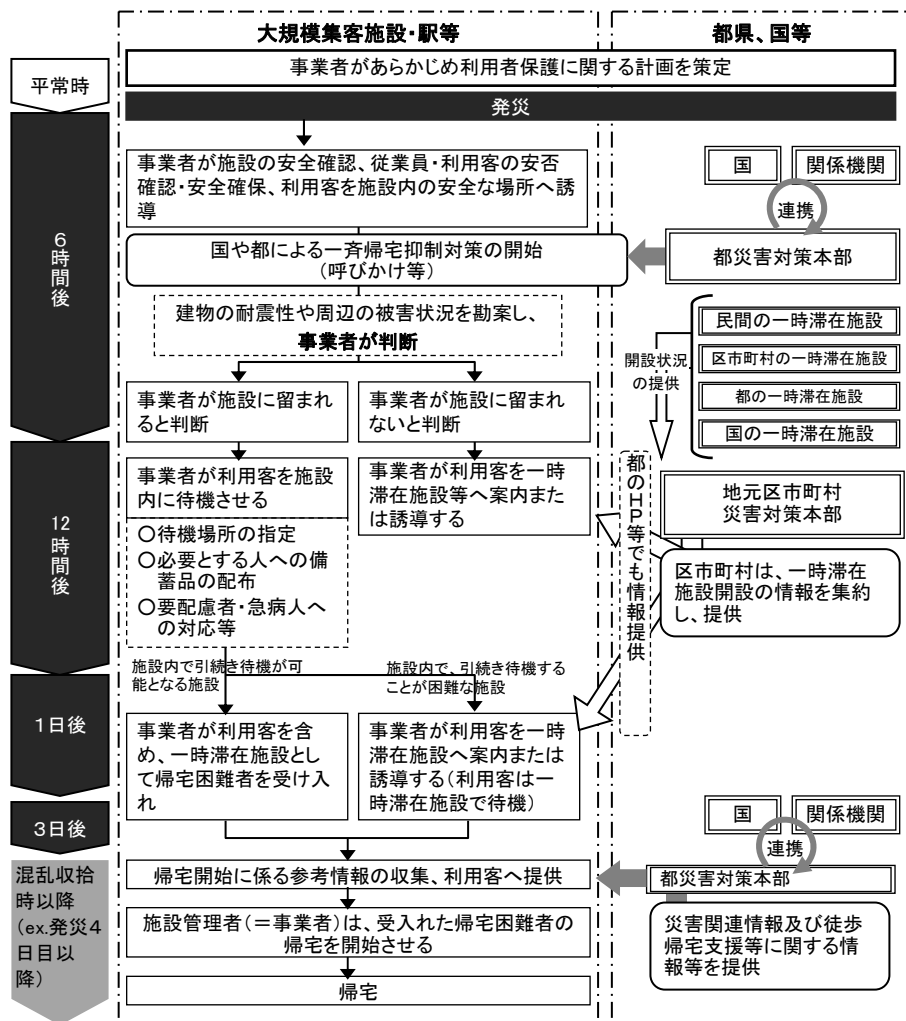
第2 業務手順と詳細な取組内容

1 駅前滞留者対策協議会による現地本部の設置

- 駅前滞留者対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を状況により立ち上げる。
- 現地本部に加え、駅前滞留者に掲示板等で情報提供を行う情報提供ステーションを立ち上げる。併せて、協議会参加団体と協力し、地域防災活動に必要な情報を収集する。
- 災害発生直後においては、協議会参加団体が参集して現地本部を速やかに立ち上げることが困難な場合がある。現地本部は、市側で立ち上げを行い、ある程度、駅前滞留者対策協議会の参加団体が参集した時点で連携して対応する。
- 現地本部は、エリアワンセグ、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報を提供するとともに、家族等との安否確認方法も周知する。
- 駅前滞留者対策協議会参加団体は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

2 集客施設及び駅等における利用者保護

＜大規模集客施設・駅等での利用者保護フロー図＞



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している
災害関連情報については、都、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

(1) 施設の安全性の確認**ア 施設の安全確認**

- 事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。

イ 施設周囲の安全確認

- 事業者等は、市、都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけを受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等を参考に、施設周囲の安全確認を行う。

ウ 利用者の保護

- 安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

(2) 一時滞在施設への誘導等**ア 事業者等による案内又は誘導**

- 保護した利用者については、市や関係機関との連携のもと、事業者や駅前滞留者対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。

イ 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合

- 災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合は、事業者は、市や関係機関と連携し、帰宅可能となるまでの間、事業者が所有する施設の特性や状況に応じ、可能な限り駅前滞留者を一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定しておく。
- 利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受入れについても検討する。

ウ 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

- 建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、市や関係機関との連携のもと、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。

(3) 要配慮者への配慮

- 事業者は、利用者保護に当たって、市や関係機関と連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。

(4) 施設利用者に対する情報提供

- 事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

(5) 駅利用者に対する情報提供（鉄道事業者）

- 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布する等、駅から誘導場所までの情報を提供する。また、駅利用者に対し、列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

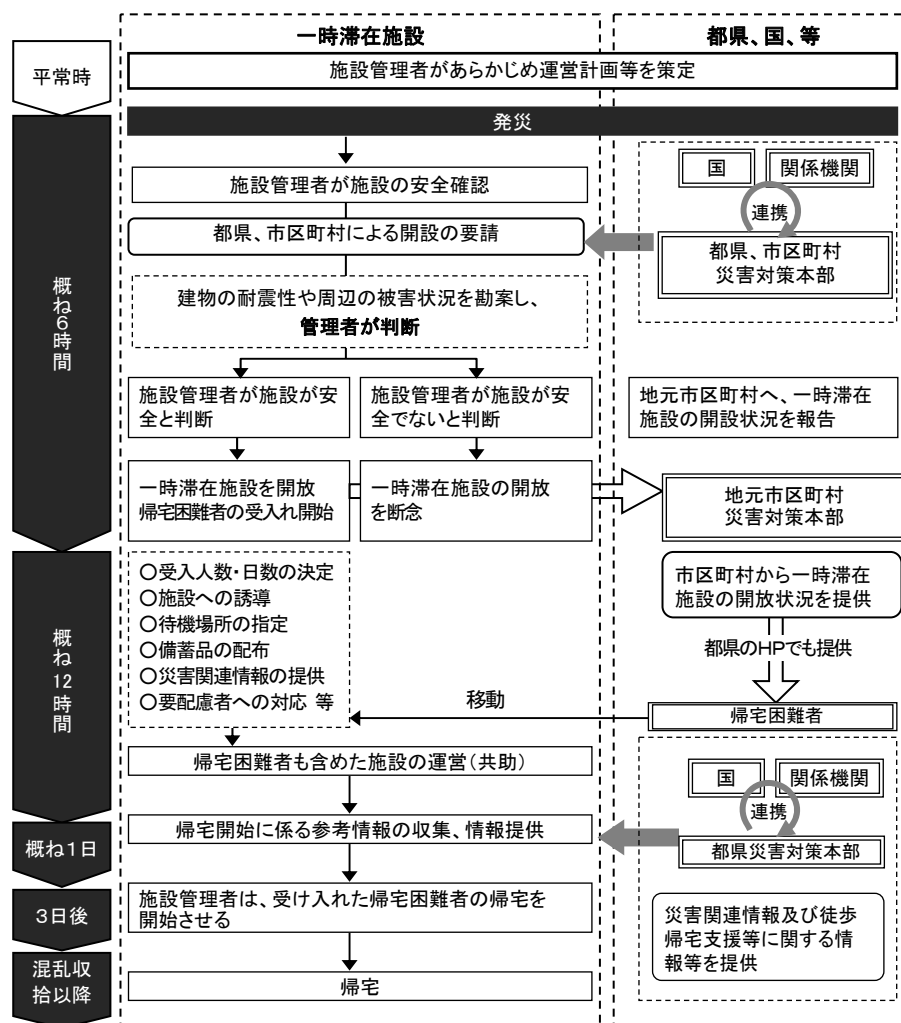
(6) 必要な情報が得られる仕組みの構築

- 市は、報道機関や通信事業者等と連携協力して、あらかじめ構築した、事業者が必要な情報を得られる仕組みに基づき、情報提供を行う。

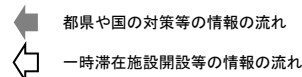
3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

- 施設管理者は、発災時の市、都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけにより、当該施設の待機場所や施設入口等の安全確認及び周辺状況を確認のうえ、一時滞在施設を開設する。なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。
- 施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合においては、開設が不能な場合、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。
- 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。

＜一時滞在施設運営のフロー図＞



災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



(1) 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- ア 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- イ 施設内の受入スペースや女性優先スペース、要配慮者用スペース、立入禁止区域の設定
- ウ 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認等の運営準備
- エ 施設利用案内の掲示等

（施設の入口や施設内の目に触れる所に下記の趣旨の文章を掲示する。）

- (ア) 共助の観点から管理者が自主的に施設を開放していること。
- (イ) 一時滞在施設は、災害時という特殊な状況下で開設されるため、施設管理者の指示に従うとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあることを理解したうえで、施設内において行動すること。
- (ウ) 地震活動等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じた場合、施設管理者の判断により、急きょ閉鎖する可能性があること。
- (エ) 負傷者の治療等、施設において対応できない事項 等
- オ 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、ファクシミリ、Wi-Fi等の通信手段の確保
- カ 市等への一時滞在施設の開設報告

(2) 帰宅困難者の受入れ等（おおむね12時間後まで）

- ア 帰宅困難者の受入開始
- イ 簡易トイレ使用区域の設定、緊急医療救護所の設置等の保健衛生活動
- ウ 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
- エ し尿処理・ごみ処理のルール確立
- オ テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
- カ 受入可能人数を超過した場合の市等への報告

(3) 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）

- ア 受入者も含めた施設の運営
- イ 公共交通機関の運行再開、移動手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供

(4) 一時滞在施設の閉鎖（おおむね4日後以降）

- ア 一時滞在施設閉鎖の判断
- イ 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

第2節 事業所等における帰宅困難者対策

（市、都、関係防災機関、各事業者）

第1 対策内容と役割分担

- 発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。

機関名	活動内容
市	○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築
都総務局	○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう要請 ○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底
商工会議所	○ 加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を要請
事業者	○ 従業員等を施設内に一定期間待機
学校等	○ 児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡

第2 業務手順と詳細な取組内容

1 事業所による従業員等の施設内待機

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 市、都、国等からの一斉帰宅抑制の呼びかけを受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

2 施設内に待機できない場合の対応

- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等（避難場所等を含む。）の開設情報等をもとに、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。
- 誘導先は地域の事情によるものとする。
- テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

3 防災活動への参加

- 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

4 情報提供体制の確保

- 事業者は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。
- 市は、報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、あらかじめ構築した、事業者が必要な情報を得られる仕組みに従い、情報提供を行う。

5 学校等の対応

- 学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。
- 児童・生徒等の安否等について、一定程度の電話回線やインターネット環境が復旧した時は、保護者へ連絡する。

復旧対策

対策項目	担当部班
第 1 節 徒歩帰宅者の代替輸送	市民部コミュニティ班、都市整備部交通対策班
第 2 節 徒歩帰宅者の支援	市民部コミュニティ班、都市整備部交通対策班

第 1 節 徒歩帰宅者の代替輸送

（市、都、関係防災機関）

第 1 対策内容と役割分担

- 職場や一時滞在施設等にとどまった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね 4 日目以降、順次帰宅することが想定される。しかし、首都直下地震等が発生した場合には、鉄道等の公共交通機関の多くが長期間にわたり、運行を停止することが想定され、代替輸送機関による搬送が必要となる。

ここでは、帰宅困難者が帰宅するに当たり必要な情報提供や代替輸送手段の確保について定める。

機関名	活動内容
市	○ 都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者の誘導等を支援
都総務局	○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区市町村、都民等に提供 ○ バスによる代替輸送手段を確保
鉄道事業者	○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供 ○ 発災後、早期に運転を再開
バス事業者	○ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供 ○ バス等による代替輸送手段を確保

第2 業務手順と詳細な取組内容

1 鉄道運行情報等の提供

- 都は、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保等の帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて、事業者や市民等に提供する。
- 市は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。
- 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を、都や報道機関に提供する。
- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を、市や報道機関に提供する。

2 代替輸送手段の情報提供及び確保

- 市は、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送等に誘導して、帰宅を支援する。
- 長期にわたり鉄道等の運行が停止した場合には、運行可能なバス、タクシー等により帰宅困難者の搬送を行うが、その輸送力には限りがあることから、原則として要配慮者を優先的に搬送するような配慮を行う必要がある。
- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を、市や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。

第2節 徒歩帰宅者の支援

（市、都、関係防災機関、各事業者）

第1 対策内容と役割分担

- 帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで徒歩帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

機関名	活動内容
市	○ 事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援
都総務局	○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーション等の情報を提供 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施
日赤東京都支部	○ 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等を提供
事業者	○ 帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関から提供され

機関名	活動内容
学校等	る情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や児童・生徒等の帰宅を開始 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援

第2 業務手順と詳細な取組内容

1 災害時帰宅支援ステーションの整備

- 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーションの確保等の帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について、ガイドライン等に則り、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト等を通じて、事業者や市民等に提供する。

2 徒歩帰宅支援

- 市は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導等円滑な徒歩帰宅支援を行う。

3 赤十字エイドステーションの設置

- 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊出食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。

4 従業員等の帰宅支援

- 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況等の情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順に従って従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については、自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に、段階的に帰宅させることも検討する。
- 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第8章 避難者対策

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 避難体制の整備

市では、2段階避難方式を基本としており、震災による市街地火災等で避難が必要になったときは、市、警察官、消防職員、消防団員等が協力して避難誘導を実施する。

また、広域避難が必要となった場合に備え、他県自治体との協定を締結している。

避難行動要支援者の避難について、民生委員・児童委員、小金井警察署、小金井消防署との名簿の共有実施、民生委員・児童委員の個別訪問による要支援者登録を進めるとともに、町会・自主防災組織の協力を得て、7地区と協定を締結し、避難行動要支援者の個別支援プランの作成を推進している。さらに、総合防災訓練において安否確認、避難訓練等を実施している。

2 一時避難場所・広域避難場所の指定

一時避難場所は、火災や自宅倒壊の危険がある場合に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所であり、広域避難場所は延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園等である。

一時避難場所として20か所、広域避難場所として5か所を指定している。（令和4年度）

3 避難所の指定及び管理運営の整備

震災害及び水害における避難所として市内の市立小中学校14か所、土砂災害における避難所として市内の集会施設2か所、福祉避難所（二次避難所）21か所を指定している。（令和4年度）

また、避難所運営マニュアル（平成24年5月）及び福祉避難所（二次避難所）設置・運営マニュアル（令和2年2月）を策定した。

<市の避難所等の現況>

分類	主な場所	箇所数
広域避難場所	武蔵野公園、東京農工大学（栗山公園を含む。）、小金井公園、東京学芸大学、多磨霊園	5
一時避難場所	小中・高等学校、法政大学緑町グラウンド 上水公園運動施設、梶野公園	20
避難所	小中学校	14
福祉避難所 （二次避難所）	保育園、障害者福祉センター、民間福祉施設等	21

第2 課題

<被害想定（多摩東部直下地震）>

項目	想定される被害（最大）
避難者 発生数（4日～1週間後）	21,091人
電力 停電率	8.5%
通信 不通率	5.4%
上水道 断水率	21.1%
下水道 管きょ被害率	4.6%
ガス 供給停止率	49.9%

※ガスの供給支障は、施設被害のほか、安全のための自動供給停止が含まれている。都の想定では、ガス拠点施設については、耐震設計に基づく整備がなされていることから、被災による機能停止は対象とされていない。

（資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 令和4年5月25日）

1 避難体制の整備

自治体の枠を越える大規模災害における、避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討する必要がある。

要配慮者等の避難について、輸送手段の確保や受入施設の調整等の体制整備が必要である。

2 避難所の確保

大規模災害時において想定される避難者数に対して、避難先の確保や的確な避難誘導のあり方について検討が必要である。

また、帰宅困難者を地域住民用の避難所に入れることで混乱が生じないように、対策を講じる必要がある。

3 避難所の管理運営の整備

避難所における安全・安心の確保、女性や要配慮者等のニーズに応える必要がある。

第3 対策の方向性

1 避難体制の整備

的確な避難指示、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保等、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

2 避難場所、避難所の指定

民間施設の活用を含め、避難場所、避難所の指定を拡大するための検討を進める。
避難所となる公共施設について、マンホールトイレ等必要な設備の改修を行う。

3 避難所の管理運営の整備

災害関連死（※）の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、避難所における安全性の確保や、避難所運営マニュアル等に基づく、女性や要配慮者のニーズに応じた対策、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮等、体制整備を推進する。

※ 災害関連死とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの。（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）

第4 到達目標

1 要配慮者への支援体制整備

要配慮者等の避難について、輸送手段の確保や受入施設の調整等の体制整備を進める。
また、外国人が情報を迅速に収集し、適切な避難行動等をとることができる体制を整備していく。

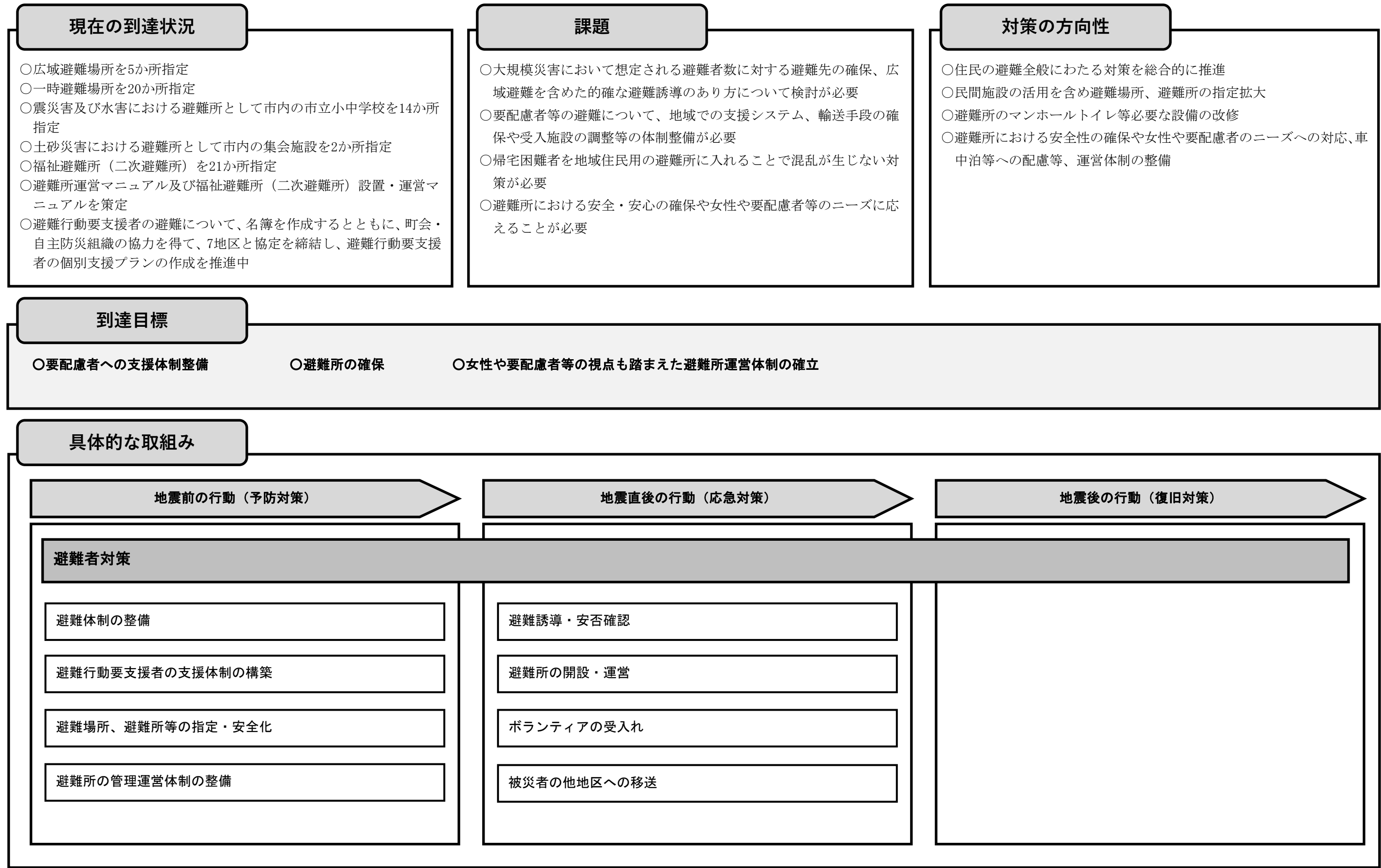
2 避難所の確保

都の被害想定に基づき、避難者を受け入れられる避難所の数・規模・質（備蓄品等）を確保する。

3 女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

第8章 避難者対策



予防対策

対策項目	担当部課
第1節 避難体制の整備	関係各部課
第2節 避難行動要支援者の支援体制の構築	福祉保健部地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課
第3節 避難場所、避難所等の指定・安全化	総務部地域安全課、都市整備部建築営繕課、福祉保健部地域福祉課、学校教育部庶務課、学務課
第4節 避難所の管理運営体制の整備	総務部地域安全課、福祉保健部地域福祉課、自立生活支援課、介護福祉課、子ども家庭部保育課、学校教育部庶務課、学務課

第1節 避難体制の整備

（市、小金井消防署）

- 地震災害が発生した場合、市民等は情報を迅速かつ的確に把握し、生命財産を自ら守るため安全に避難する等、適切な防災行動をとる必要がある。
- 高齢者・障がい者・難病患者・妊産婦・乳幼児等の要配慮者にとって適切な防災行動をとることは容易ではない。このことから、地域での救出救護体制や避難所生活等について、環境の整備や支援体制等が不可欠である。
- 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するとともに、火災や水害、土砂災害等の複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

第1 避難誘導運用要領の策定

- 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるとともに、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。
 - 1 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
 - 2 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに、適切な指示を行う。
 - 3 傷病者に対し救急医療を施すため、緊急医療救護所及び医師、看護師、保健師等を確保する。
 - 4 避難所の衛生保全に努める。
 - 5 避難期間に応じて、水、食料及び物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - 6 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を、安全かつ円滑に誘導す

る。

第2 避難場所、避難所等の周知

- 効率的・効果的な避難を実現するため、広域避難場所や避難所、一時避難場所等の役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図りながら周知していく。

第3 避難指示等発令基準の整備

- 「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定する等、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。
- 避難情報に関するガイドラインに記載されている「避難情報等と居住者等がとるべき行動」について、平常時から市民への周知徹底に努める。

第4 地域における安全体制の確保

- 災害時において、避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるように自主防災組織や地域住民の連携体制を平常時から検討し確立しておく必要がある。

1 発災時に備えた地域の実情の把握

- 避難所運営をスムーズに行うため、地域又は自治会等を単位に、避難時における集団の形成や自主運営体制について、平常時から地域の実情把握に努める。

2 防災知識の普及と啓発

- 市は、避難行動要支援者やその介護者を対象に防災知識の普及啓発に努めていく。その際、避難行動要支援者の心身の状況に応じた的確な情報伝達に留意するものとする。
- 避難行動要支援者に対しての接し方等について市民に周知・啓発するとともに、「避難行動要支援者対策の手引き（全体計画）」（令和3年3月改訂）に基づき、自主防災組織等や地域住民を中心とした避難行動要支援者に対する情報伝達や安否確認訓練等を行い、防災行動力の向上に努める。

3 被災しない環境づくり

- 小金井消防署は、「地震その時 10のポイント」における「確かな避難」に係る知識の普及や、防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

4 避難行動要支援者の把握と協力体制の構築

- 市は、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び障がい者といった避難行動要支援者の把

握、避難行動要支援者の情報集約及び一元管理に努めるとともに、民生委員・児童委員、自治会、商店街、民間企業等との協力体制の構築を進め、緊急時の連絡体制や誘導體制を地域ごとに整備する等、いざというときに共に支え合うコミュニティを目指す。

5 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討

- 避難指示等を発令するいとまがない場合の市民等の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

6 高齢者を見守る地域のネットワーク等の有効利用

- 市では、ひとりぐらし高齢者世帯又は高齢者のみ世帯の方等に住み慣れた地域で生活する高齢者を見守る地域のネットワークの一環として、種々のサービスを提供しており、市内4か所の地域包括支援センターや民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、見守りを行い、高齢者の支援システムを整備している。
- 今後、こうしたネットワークの災害時における有効利用について検討していく。

7 食料等の対策

- 様々な避難者等に配慮した食料の供給を図るため、これまで備蓄しているビスケットやアルファ化米に加えて、おかゆやアレルギー対応食等の備蓄に努める。
- 市は、要配慮者が利用しやすい生活物資、災害用トイレ（洋式トイレ）等の生活必需品の備蓄に努める。

8 多様な手段を活用した情報提供

- 市が、情報提供をする際には、多様な手段を活用し、様々な市民等に情報が伝達されるように努める。

9 自主避難の促進

- 自主避難に備え、日頃から家庭用備蓄を行うよう防災マップ等により自助の重要性を市民等に周知する。
- 安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の自主的な避難先の確保を市民等に促す取組みを行う。
- 避難所の過密化を避けるため、在宅避難や縁故避難の推進を促すための広報による周知を行う。

第5 他の地方公共団体との協定等の締結

- 災害時において、被災者の他地区への輸送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

第2節 避難行動要支援者の支援体制の構築

(市)

第1 避難行動要支援者名簿の作成

- 災害対策基本法第49条の10の規定は、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することを市に義務付けている。
- 以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成しているが、的確な情報把握、情報の更新等に努めるものとする。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所
- 5 電話番号その他の連絡先
- 6 避難行動要支援者の状況
- 7 緊急連絡先

(別冊 資料 2-8-1 町丁目別要配慮者数)

(別冊 資料 2-8-2 小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱)

- 要配慮者で次のいずれかに該当し、消防署、警察署、民生委員・児童委員等関係機関へ個人情報を提供することに同意した者を登録する。また、1～5に関する情報は、「避難行動要支援者対策の手引き（全体計画）」、「小金井市避難行動要支援者支援事業実施要綱」（別冊 資料2-8-2）で示す方法で収集し、管理及び更新を行う。

- 1 満75歳以上のひとり暮らしの高齢者、満75歳以上の高齢者のみで構成する世帯の高齢者等で、民生委員・児童委員が行う高齢者地域福祉ネットワークに登録している者
- 2 要介護3・4・5の認定を受けている者
- 3 身体障害者手帳1級・2級を有する者
- 4 愛の手帳1度・2度を有する者
- 5 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を有する者
- 6 上記に準じる状態にある者で、当該本人の申請により、特に災害時の支援が必要であると市長が認める者

※名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法については、関係機関共有方式、手上げ方式の併用とする。

※名簿の更新は年1回とする。ただし、状況に応じて名簿を1年に2回以上更新するものとする。

※漏洩防止措置として受領者の責務を要綱に定め、名簿の紛失等がないように適正に管理する。

- 市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、名簿の適正な管理の徹底を図るものとする。

第2 避難行動要支援者名簿を活用した避難誘導体制の整備

- 避難行動要支援者名簿の作成及び活用にあたっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）を参考にし、名簿を踏まえて「個別支援プラン（個別避難計画）」を作成するなど、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。
- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得ることを原則として、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員等関係機関の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、障がい者団体等の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。
- 避難行動要支援者の個別支援プランの策定や障がい特性に応じた避難支援体制の整備を図り、都及び東京消防庁と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練等を実施する。
- 都と連携して、65歳以上の病弱なひとり暮らし等の高齢者や、18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。
- 災害により、避難支援等関係者は、まずは自身と家族等の身の安全の確保に努めるものとし、可能な範囲で名簿登録者へ支援を行うものとする。
- 個別支援プラン（個別避難計画）については、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て作成するよう努めるとともに、適切な管理に努める。
- 個別支援プラン（個別避難計画）が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。
- できるだけ早期に避難行動要支援者に対して計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別支援プラン（個別避難計画）を作成する。
- 地域住民が「支援者」となり、見守りや安否確認、避難支援を行う体制を整備するモデル地区事業を進める。

第3節 避難場所、避難所等の指定・安全化

（市、都、関係防災機関）

- 想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所等をあらかじめ指定し、平常時から避難所等の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図るとともに、災害時に避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ

ジ等の多様な手段の整備に努める。

- 多くの住民が集まる避難所で感染を広げないため、事前に各避難所の施設管理者と、緊急医療救護所での受入れとなること等について検討しておくものとする。
- 避難場所、避難所等の指定に際しては、併せて他市町村からの広域避難者の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受け入れることができる施設等についても、あらかじめ決定しておくよう努める。

第1 避難場所の指定及び安全化

- 避難場所の指定に当たっては、常にその安全性が確保されるよう周辺環境を含めた確認調査が必要であり、公園緑地の新設、整備等により適地が生じた場合には、適宜指定し、見直しを図るものとする。
- 避難場所と避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること、避難場所と避難所（福祉避難所を含む。）の役割が異なることについて、市民等への周知徹底に努める。
- 南海トラフ地震のような巨大地震警戒対応における避難期間は1週間程度の避難生活が必要となることから、後発地震に備えつつ避難先を確保する必要がある。

1 避難場所の指定

(1) 一時避難場所

- 一時避難場所は、火災や自宅倒壊の危険がある場合に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所であり、集合した市民の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド及び公園等を指定する。

(2) 広域避難場所

- 地震等の大規模災害時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを指定する。
- 指定の基準は、次のとおりである。

ア 大規模火災によるふく射熱（ $2,050\text{Kcal/m}^2\text{ h}$ ）に対して安全を確保できる有効面積があること。

イ 震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が広域避難場所内に存在しないこと。

ウ 広域避難場所内の建物、道路及び池等を除き、利用可能な避難空間として原則として1人当たり 1 m^2 を確保する。

エ 広域避難場所ごとの地区割当計画に当たっては、町会・自治会区域等を考慮する。

（別冊 資料 2-8-3 避難場所一覧）

2 避難場所の安全化

- 震災時に市民が避難場所へ安全に避難できるよう避難道路の新設、拡幅を行うほか、避難道路に架かる橋りょうの補修を実施する。
- 避難場所及び避難道路周辺に、震災時の水利整備基準に基づき防火水槽等の整備に努める。
- 避難場所からの排水機能を確保する。
- 避難を円滑に行うため、避難場所を表示する標識の整備を行う。

第2 避難道路沿い施設の安全化

- 都が指定している緊急交通路とそれらの交通路から各防災拠点施設及び避難所等へ通じる道路を避難道路として指定する。
- 避難道路として指定した道路について、沿道建築物の耐震化・不燃化を促進する。
- 避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。

機関名	内 容
市	○ 沿道建築物の所有者に対し、耐震化に係る普及啓発等及び都と協力・連携し、耐震改修促進法に基づく指導・助言を行っていくこととする。 ○ 避難場所からの排水を受ける管きょの耐震化を推進する。
都水道局	○ 避難所や主要な駅への供給ルートにおける水道管路の耐震継手化を優先的に進めていく。
東京電力グループ	○ 配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電気設備の技術基準に基づいた設備形成をしている。 ○ 設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施している。 ○ 万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が動作して電気の供給を停止し、二次災害防止措置を実施している。
東京ガスグループ	○ 導管については、状況に応じた最適な材料、継ぎ手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。 ○ 導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

第3 避難所の指定及び安全化

1 避難所の指定

- 地震等の災害による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校の校舎及び体育館等を避難所に指定している。
- その他、感染症対策を踏まえ、避難所として開設可能な公共施設等の活用について検討し、指

定の拡充に努める。

2 避難所の事前周知及び安全化

- 避難所を指定したときは、市民に周知するとともに、避難所の安全の確保と避難所機能の充実に努める。
- 指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に報告するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により都に報告する。

機関名	内 容
市	○ 市は、本計画において指定した避難所を市民に周知する。 ○ 避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。 ○ 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 (1) 避難所は、原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。 (2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。 (3) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡当たり 2 人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努める。 ○ 避難所に指定した建物については、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確保するとともに、被災者の性別を踏まえたプライバシーの保護や生活環境保持及び要配慮者に配慮するよう努める。 ○ 指定した避難所には、食料の備蓄や必要な資器材等を整備する等、避難所機能の強化を図るものとする。

3 福祉避難所（二次避難所）の指定等

- 学校等に「身近な福祉避難所」を開設する。
- 社会福祉施設等を中心に、拠点となる福祉避難所の指定の拡充に努める。
- 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえ、原則として、バリアフリーを備えた建物を利用する。
- 福祉避難所の名称、受入対象者等に関する情報等を要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し周知する。また、福祉避難所は、より専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものであり、一般避難所等で生活可能な避難者は受入対象としないことについて、市民に周知する。
- 市は、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入対象者を特定して公示する。
- 公示の際は、事前に福祉避難所の施設管理者等と調整する。
- 公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整のうえ個別支援プラ

ン（個別避難計画）等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

（別冊 資料 2-8-4 指定避難所一覧）

（別冊 資料 2-8-5 福祉避難所（二次避難所）一覧）

- （別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 1 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（医療法人財団 美生会））
- （別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 2 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人 木馬の会））
- （別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 3 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（社会福祉法人 東京聖労院））
- （別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 4 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（医療法人財団 美生会））
- （別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 5 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（一般財団法人 天誠会））
- （別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 6 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（特定非営利活動法人 エヌピーオー 尊））
- （別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 7 災害時における避難所施設利用に関する協定書（ルーテル学院大学））
- （別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 8 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（小金井生活実習所））
- （別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 9 災害時における避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 聖ヨハネ会））
- （別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 10 災害時における避難所施設利用に関する協定書（社会福祉法人 まりも会））
- （別冊 協定 福祉避難所（二次避難所） 11 災害発生時における二次避難所（福祉避難所）の設置運営に関する協定書（都立小金井特別支援学校））

第4節 避難所の管理運営体制の整備

（市、関係防災機関）

第1 避難所運営マニュアル等による運営体制の構築

- 都の「避難所管理運営の指針（市町村向け）」等を参考に「避難所運営マニュアル」や「福祉避難所（二次避難所）設置・運営マニュアル」の修正を図る。
- マニュアルの作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。
- 避難所運営協議会の組織化に当たっては、コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部等、既に学校関係で組織化されている枠組みとの調整に努める。
- 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置する等、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 避難所の運営において、要配慮者の安全で安心できる避難生活が保てるように、要配慮者に

対して個別のニーズに合った配慮をする。特に、情報の取得と発信等の情報保障については、飲食等に関する基本的な情報の提供について、多様な情報伝達手段（電光掲示板等）と意思疎通支援者（手話通訳者等）の確保に努める。

- 都に人的あるいは物資の支援を要請する際には、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図るとともに、福祉関連ボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結する等、体制整備を図る。
- 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- 避難所等に避難したホームレスについては、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第2 避難所施設の防火安全対策

- 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定する等、避難所の防火安全対策を促進する。

第3 食料備蓄や必要な資器材の整備

- 避難所における貯水槽、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、暑さ寒さ対策用品、災害用トイレ（洋式トイレ）等高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。
- 食料の備蓄や必要な資器材を整備する等、避難所機能の強化を図る。
- 長期間の停電が発生した際においても指定避難所の機能、生活環境や情報収集手段が維持できるよう、また、人工呼吸器使用者等が避難所へ避難した場合に備えて、指定避難所を含めた公共施設の電源を確保する。

第4 避難所の衛生管理、健康管理対策の促進

- 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置する等、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 手洗いの徹底を図り、食品・調理器具・生活用品等を衛生的に扱えるように、使用ルールを定めておくとともに、使い捨て手袋や消毒薬（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等）を備蓄する。
- 消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、消毒・害虫駆除業者等の関係団体との連携体制を整備する。
- 避難所となる小・中学校の体育館（空調設置に係る都の支援措置がある。）、及び一時滞在

施設となる施設において、室内の衛生環境（温湿度等）を適正に保つよう、冷暖房機器やサーキュレーター（大型扇風機）等の設置に努める。

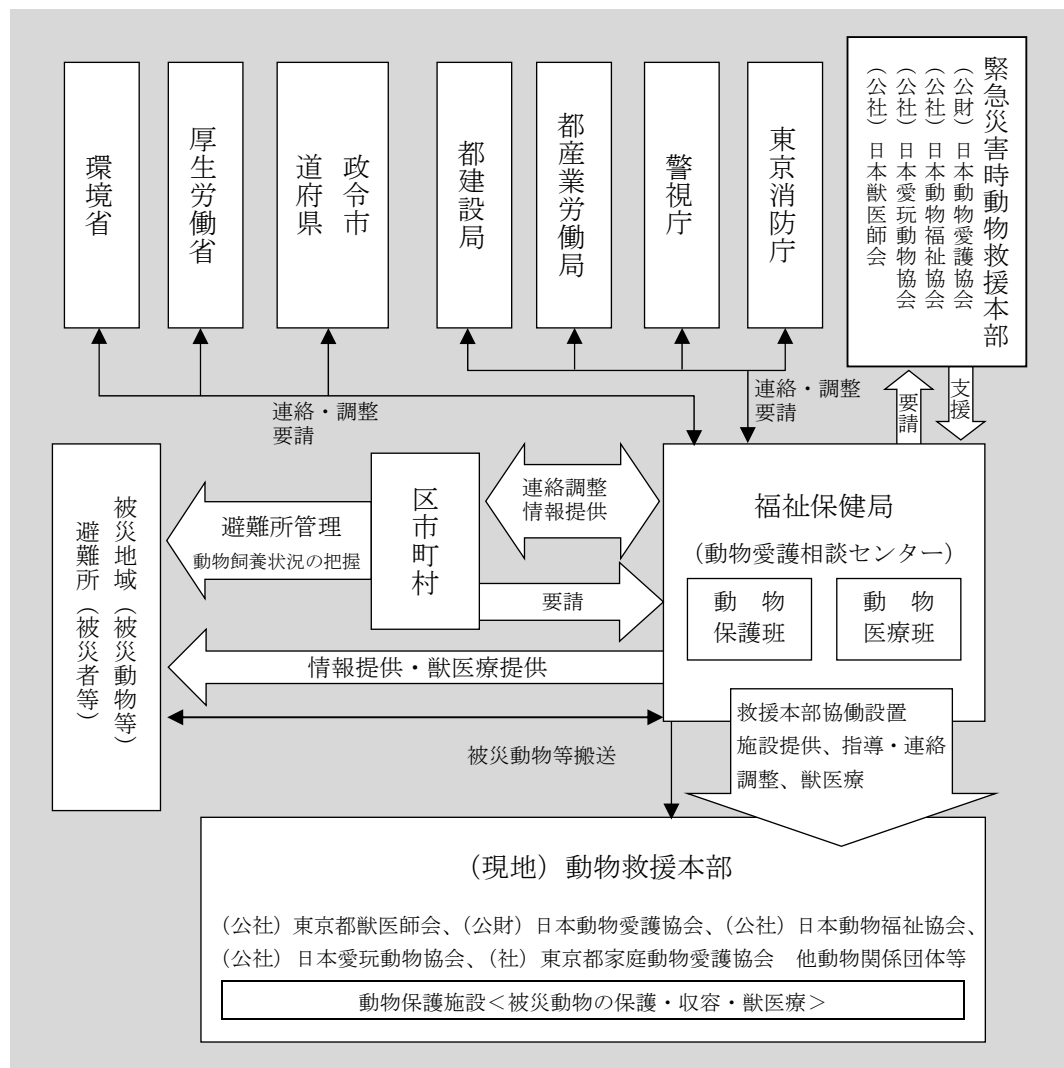
- 避難所生活の長期化による生活環境の悪化に対応するため、避難所の運営等においては、子ども、女性、高齢者、障がい者等の要配慮者を含めた全ての避難者の健康管理や心のケア、車中泊等によるエコノミークラス症候群患者への対応等のきめ細かい対策の充実を図る。
- 感染症の発生時に備えて、感染症対応時の避難所のレイアウト、3密（密閉・密集・密接）を避けるための工夫等を検討するとともに、避難所内で感染の疑いのある避難者が発生した場合や緊急性の高い症状が確認された場合に必要な手順や、感染の疑いがある避難者が滞在していた箇所の消毒等の取組みについて整備する。
- 自宅療養者や濃厚接触者が被災し避難が必要となることを想定し、都道府県、市区町村、保健所等による自宅療養者等の情報共有方法、自宅療養者等の安否確認や避難方法、避難先等を検討しておく。

第5 飼養動物の同行避難の体制及び動物救護体制の整備

- 都や獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

（別冊 協定 その他 2 災害時における動物救護活動に関する協定書）

＜業務手順＞



第6 災害用トイレ（仮設トイレ等）に関するマニュアル作成

- 災害用トイレ（仮設トイレ等）の設置場所、維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。

第7 車両を利用した避難の抑制

- 市は、都和連携して、発災時の混乱防止に向け、次の事項について、市ホームページやSNS、その他媒体等で、あらかじめ市民に対して、避難時の車両利用禁止について普及啓発し、意識の醸成に努める。

- ・ 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
- ・ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
- ・ 緊急輸送道路以外の市道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
- ・ 大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
- ・ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在し

得ること

- 市は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平常時から避難所環境の整備等に努める。

応急対策

対策項目	担当部班
第1節 避難情報の発令	総務部統括調整班
第2節 避難誘導・安否確認	市民部コミュニティ班、福祉保健部福祉保健庶務班、障がい福祉班、介護福祉班、子ども家庭部応急保育対策班、学校教育部学校教育庶務班
第3節 避難所の開設・運営	環境部環境庶務班、福祉保健部保健医療班、子ども家庭部各班、学校教育部各班
第4節 ボランティアの受入れ	市民部コミュニティ班、福祉保健部福祉保健庶務班、生涯学習部生涯学習庶務班、学校教育部学校教育庶務班
第5節 被災者の他地区への移送	関係各部班

第1節 避難情報の発令

(市)

- 避難情報の発令基準については、おおむね次のとおりとする。

- 大地震後の地震活動により、建物及び塀の倒壊のおそれがある場合
- 火災が発生し、延焼の危険性がある場合
- 危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し又は予想され、被害のおそれがある場合
- 燃焼ガス、有毒ガス等が広範囲に流出し、爆発その他の災害により、人的被害が予想される場合
- 大地震後の地震活動や降雨等により、土砂災害や洪水の発生が予想され、住家等に被害が及ぶおそれがある場合

- 避難指示等は、発災後の気象予測、大雨警報、土砂災害警戒情報の発表状況、現場からの巡視報告等を総合的に判断して発令する。
- 地震に伴う土砂災害については、土砂災害警戒区域で想定していない緩い斜面等でも発生しており、発生危険性の高い箇所の特定が困難であることに加えて、移動した土砂により被害が及ぶ範囲の推定が困難など、土砂災害発生のメカニズムが十分解明されていないため、現時点では人的被害発生リスクが高い地域を絞り込むのが困難であることも考慮する必要がある。

＜土砂災害＞

区 分	判断基準等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ市内の土砂災害警戒区域を含む地域の土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ② 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が「高」となっている場合 ※ 避難所開設にはこだわらず発令する。開設が間に合わない場合や雨で避難が困難な場合は、屋内での安全確保措置（2階やがけから離れた部屋への退避）を広報する。
【警戒レベル4】 避難指示	① 市内の土砂災害警戒区域を含む地域に土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 ③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5 相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ② 土砂災害の発生が確認された場合
解 除	○ 土砂災害警戒情報が解除された段階 （気象情報をもとに、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認する。）

※洪水等浸水害の判断基準については、風水害編による。

第2節 避難誘導・安否確認

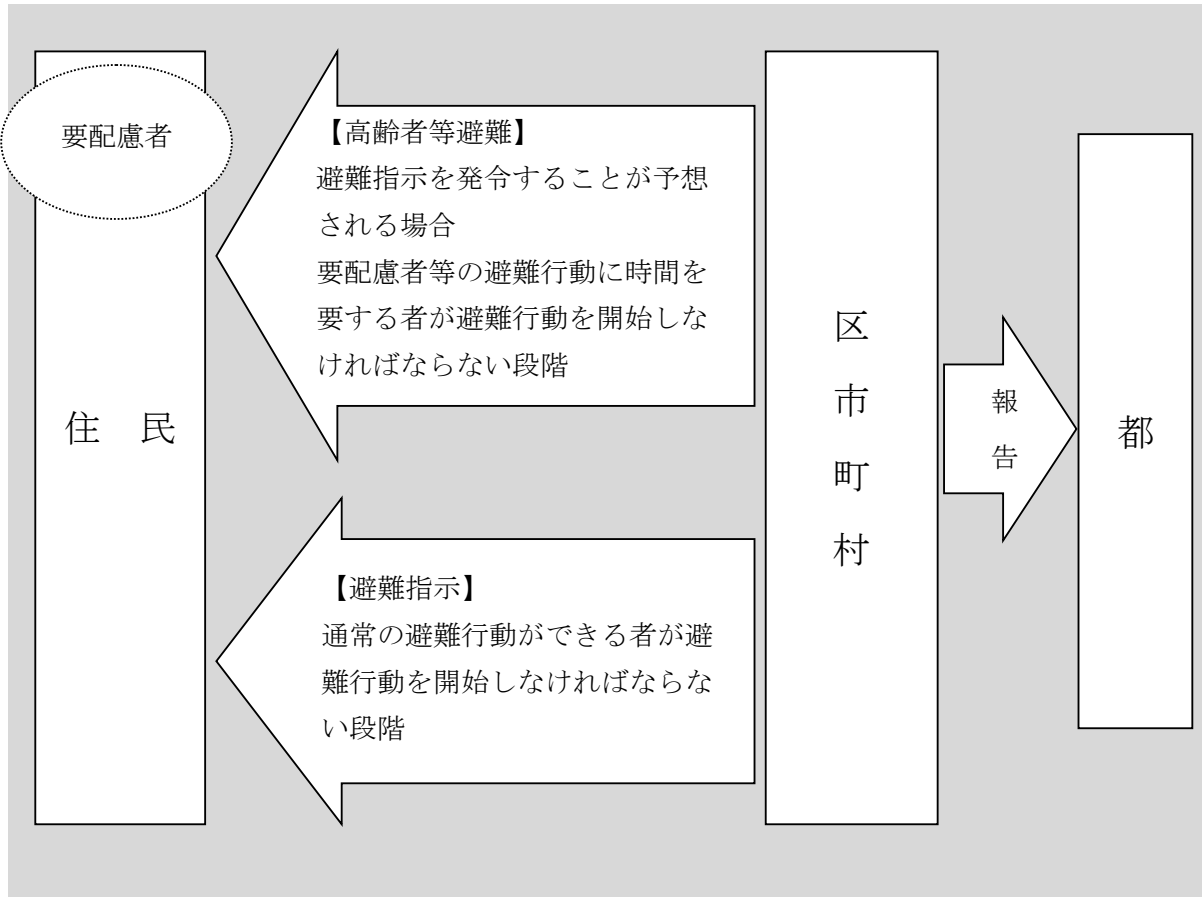
(市、都、小金井警察署、小金井消防署、自衛隊、市民等)

第1 避難体制

1 避難指示等

機関名	内 容
市	○ 市本部長は、市の地域において災害の危険が切迫した場合には、小金井警察署長及び小金井消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難情報を発令するとともに、速やかに都に報告する。 ○ 市本部長は、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命じる。 ○ 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、区市町村長は、「避難のための立退き」の指示のみでなく、「屋内での退避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（災害対策基本法第 60 条第 1 及び第 3 項）。また、避難指示等に当たって、国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができ、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して、技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された。（災害対策基本法第 61 条の 2）
都	○ 都知事は、水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示を行う。 ○ 災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市本部長に代わって実施する。
警視庁 小金井警察署	○ 災害の発生等の危険が切迫し、市本部長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市本部長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。 ○ この場合、直ちに市本部長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 小金井消防署長は、火災の延焼拡大又はガス等の拡散により、人命危険があると判断した場合には、火災警戒区域を設定する。 ○ この場合、直ちに市本部長に通報する。
自衛隊	○ 災害派遣を命じられた部隊の自衛官であって、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないときは、自衛官は居住者等に避難の指示を行うことができる。 ○ この場合、自衛官は、直ちに市本部長に避難の指示を行った旨を通報する。

<高齢者等避難、避難指示の手順>



2 避難誘導

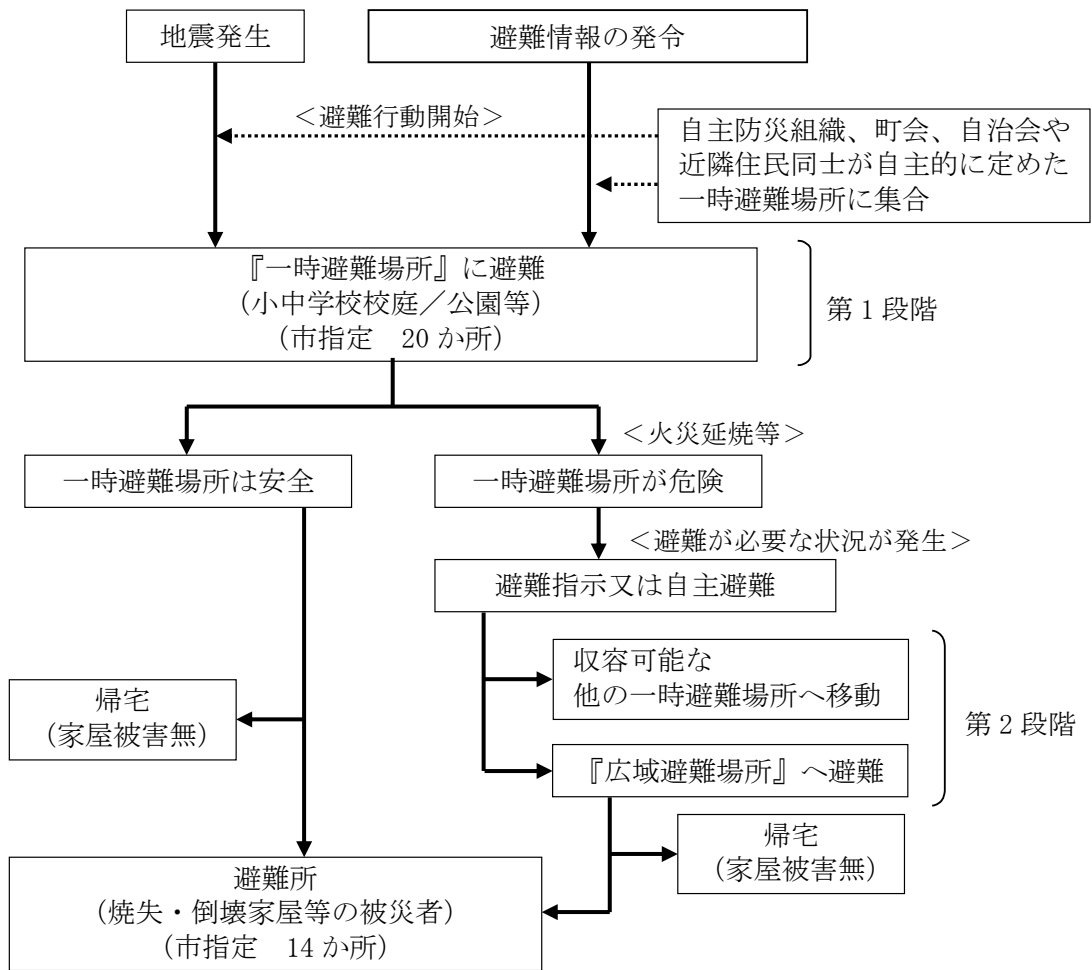
機関名	内 容
市	○ 避難指示が出された場合、小金井警察署及び小金井消防署の協力を得て、地域又は町会・自治会、事業所単位に集団の形成を図るため、一時避難場所に避難者を集合させたのち、自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する。(2段階避難方式) ○ 避難指示を行ういとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。
警視庁 小金井警察署	○ 一時避難場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。この場合、避難行動要支援者は優先して避難させる。 ○ 避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報のほか、ヘリコプターによる上空からの広報活動を、必要に応じて本部に要請する。 ○ 災害等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。 ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに

機関名	内 容
	市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。また、避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。 ○ 現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法に基づく避難等の措置をとる。 ○ 避難場所では、できる限り所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認めた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。
東京消防庁 小金井消防署	○ 避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を市及び警察署等に通報する。 ○ 避難指示がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車の活用等により避難指示の伝達を行う。 ○ 避難指示が出された場合における避難路等については、安全確保に努める。
小金井市 消防団	○ 避難が開始された場合は、避難誘導に当たる。 ○ 避難指示が出された時点以降の消火活動は、消防署の指示に従い、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

(注) 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の２階等に避難することもある。

3 避難方式

- 市における避難方式は、２段階避難方式を基本とする。
- 避難の指示を行ういとまがない場合又は地域の実情や災害の状況により、必要な場合は、避難場所への直接避難も行う。



第2 避難行動要支援者に関する情報収集、安否確認

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のうち、特に避難行動要支援者については、障がいの特性や住環境等を踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

第3 外国人支援対策

1 避難誘導

- 災害時の避難誘導は、自主防災組織やボランティア団体等に協力を要請し、実施する。

2 情報提供

- 市は、医療機関の活動状況、被災状況、救援物資、避難所利用法、緊急的な生活支援等、市が発する情報を努めて多言語（翻訳文の掲示等）で提供する。
- 避難所における情報の提供は、翻訳文の掲示やボランティア等の通訳により行う。

3 相談窓口の開設

- 市は、市役所外国人相談窓口を開設するよう努める。
- 外国人相談窓口における情報提供に当たっては、都庁内に開設される「外国人災害時情報センター」の支援を得て、実施する。

東京都外国人災害時情報センターの業務

- 外国人が必要とする情報の収集・提供
- 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
- 東京都防災（語学）ボランティアの派遣

4 語学ボランティアの活用

- 市は、小金井市社会福祉協議会や市内の大学等と連携し、語学ボランティアの確保を図る。
- 不足する場合には、都に防災（語学）ボランティアの派遣を要請する。

第3節 避難所の開設・運営

（市、都、関係防災機関、市民等）

第1 各機関の役割分担

＜各機関の役割分担＞

機関名	内 容
市	○ 避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講じるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ定められたマニュアル等に基づくほか、女性や要配慮者等に留意したうえで、次の対策をとるものとする。 ○ 避難所の対策内容等は、おおむね次のとおりとする。 1 避難所の開設・運営 2 福祉避難所の開設 3 避難所が不足する場合、野外に受入施設を開設 4 水・食料・生活必需品等の供給 5 被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請 6 避難住民に対する健康相談 7 避難所の衛生保全及び避難者への指導（水・食料・環境衛生等） 8 避難所におけるトイレ機能の確保 9 公衆浴場の確保 10 住民への情報提供 11 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止

機関名	内 容
	対策 1 2 避難所における防火安全性の確保 1 3 避難者のための通信手段確保（特設公衆電話等の手配）
都	○ 市から避難所の運用に必要な措置の要請があった場合は、直ちに都各部局又は関係機関等へ指令を発し、速やかに要請事項を実施する。
小金井市 獣医師会	○ 応援協定に基づく被害動物の救護活動等

第2 避難所の開設等

- 避難所を開設する際は、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- 市は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び小金井警察署、小金井消防署等関係機関に連絡する。
- 都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により行う。
なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- 管理責任者は、女性や要配慮者の視点を踏まえた管理運営に努める。
- 運営組織に女性の参画を促し、安全、衛生、栄養、育児、介護などの課題やニーズを把握し改善できる体制を確立する。
- 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、一時受入施設を開設する。
- 一時受入施設を開設した場合の都福祉保健局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の場合と同様とする。
- 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉保健局に調達を要請する。
- 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット、ファクシミリ等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- 避難所ごとに、そこに収容されている避難者に係る情報の早期把握、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都等へ報告を行う。
- 新型コロナウイルス等の感染症に対しては、避難所が過密にならないように、可能な限り滞在スペースの拡充を図るなど、感染拡大を防止する対策を実施することから、小中学校を避難所としている場合には、体育館以外の教室や他の諸室の活用も検討し、施設管理者と調整を行う。また、自宅療養者や濃厚接触者、咳・発熱等の感染の疑いがある避難者と一般避難者が交わることがないように、避難所外に検温・問診所を設置し、避難者の滞在場所の振り分けを行う体制を確立する。
- やむを得ない理由により避難所に滞在することができない在宅避難者等に対しても、生活環

境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

- 避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DV についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

第3 福祉避難所（二次避難所）の開設

- 災害発生直後は、まず小中学校等の避難所にて受入れを行うが、福祉避難所の開設が必要な状況に応じて、学校等の「身近な福祉避難所」、福祉施設等の「拠点となる福祉避難所」を開設する。
- 災害発生時に避難所や自宅での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者を受け入れるため、福祉避難所を開設する。
- 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに都福祉保健局及び小金井警察署、小金井消防署等へ連絡する。
- 福祉避難所が不足する場合は、市外の施設も含めて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- 市本部は、福祉避難所等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合には、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

第4 避難所の管理運営

1 避難所運営について

- 可能な限り町内会又は自治会単位に被災者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成のうえ、受け入れる。
- 避難所運営は各避難所の避難所運営協議会を中心に行うこととし、運営協議会が存在しない場合は、発災初期の避難所運営を、市職員・施設管理者及び施設職員が中心となり、自主防災組織、町会・自治会、避難者と連携しながら実施し、その後、避難者等による自主運営とする。

2 避難所配置職員の任務

- 避難所に配置された職員は、市本部の指示に基づき、施設の管理者、自主防災組織、町会・自治会、ボランティア等の協力を得て避難所の管理運営を行う。

3 教職員の協力

- 避難所に指定された学校の教職員は、避難所の管理運営について、協力・援助を行う。

4 安否照会への対応

- 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。その際、DV 被害者等の個人情報の管理を徹底するものとする。

5 避難所の運営等

- 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を設定する。
- 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- やむを得ない理由により避難所に滞在することができない在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
- 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
- 市は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動チームを編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況等、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- 要配慮者等について、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段（電光掲示板等）が確保されるとともに、意思疎通支援者（手話通訳者等）の確保に努め、災害時の情報保障に必要な措置を講じるよう努める。
- 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- 福祉避難所の運営は、障がい特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所への移送手段についても確保する。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方など多様な性のあり方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上等の避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の管理運営に努める。
- ごみの適切な排出方法、トイレの使用法等、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- インフルエンザ等の感染症予防（手洗い、うがい等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。
- 被災地において、感染症の発生や拡大がみられる場合は、総務部統括調整班と福祉保健部保健医療班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- 避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。

- やむを得ない理由により避難所に滞在することができない在宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

6 新型コロナウイルス等感染症対策

- 新型コロナウイルス等の感染症に対する国の指針、保健所の「新型コロナウイルス感染症流行期における災害時避難所対応について」（令和2年9月）、市の「避難所開設における感染症対策方針」（令和2年7月）等を踏まえ、避難者の感染を防止する対策を実施する。
- 感染症の発生時における拡大を防ぐため、感染場所、感染経路等の調査、感染のおそれのある者等について、健康状態のチェック、検体採取等を行い、必要に応じ、国、都道府県、他市区町村へ防疫活動要員の派遣要請を行う。

(1) 自宅療養者等の避難確保

- 自宅療養者等に避難指示等の発令情報を速やかに連絡するとともに、避難状況や避難先を確認する。

(2) 宿泊施設等の活用

- 避難所の過密を防止するため、市内の宿泊施設等と避難所の協定を推進し、これらの施設への優先避難者（高齢者、基礎疾患を有する方等）を検討する。

(3) 避難所の感染防止

ア 滞在スペースのゾーニング

- 一般の避難者、高齢者や基礎疾患のある者、発熱・咳等がある者、濃厚接触者等を適切にゾーニングし、動線の分離を図る。

イ 健康管理

- 受付けの際や滞在期間中に、運営職員や避難者の検温、健康状態の調査を行う。
- 避難者が発症した場合は、直ちに保健所に報告し、病院等への移送を要請する。

ウ 衛生確保

- 避難所内の十分な換気、滞在スペース等の清掃、消毒を行うほか、食料提供など避難者の各種支援の際は、衛生管理を考慮した方法で実施する。
- 避難者には、手洗い、マスク等による咳エチケット、その他の衛生管理を考慮した生活ルールを周知、徹底する。

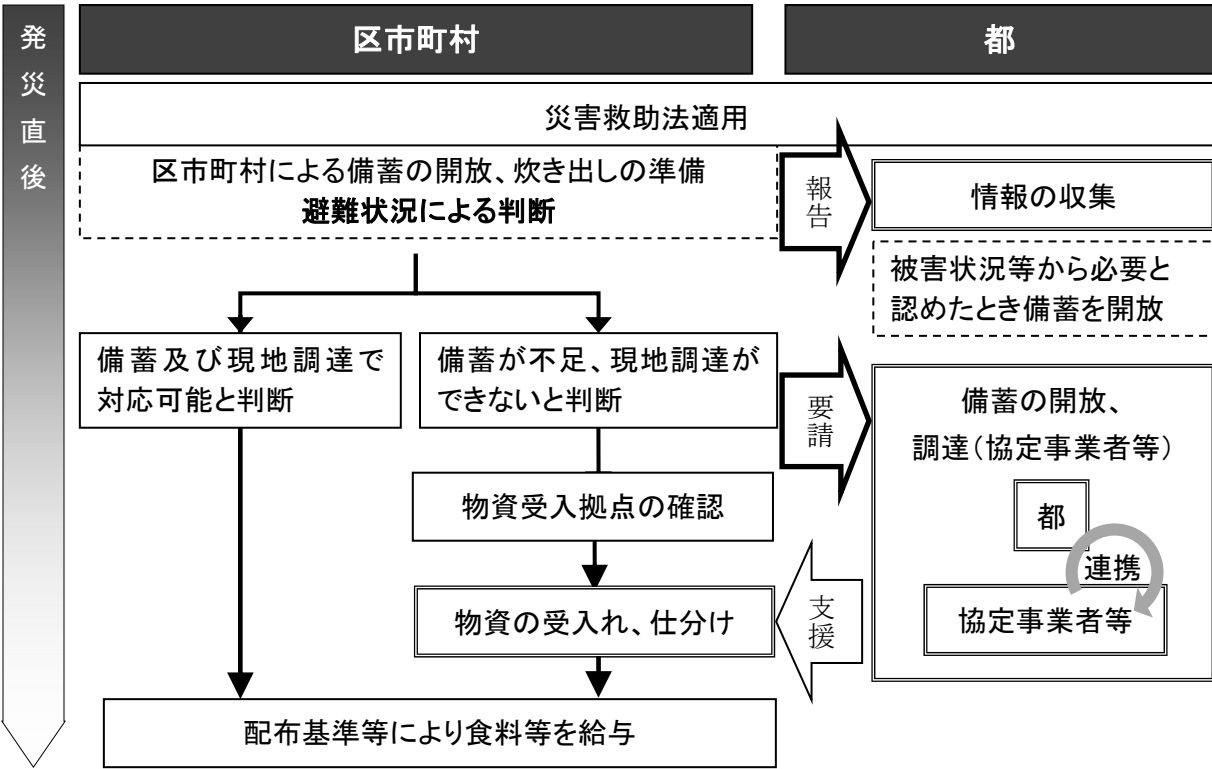
エ 車中泊の避難者への対策

- やむを得ず車中泊の避難者が発生した場合には、避難所に滞在する避難者と同様の感染防止対策を講じる。

第5 食料・生活必需品等の供給・貸与

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、市が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、市の備蓄又は調達する食料等を支給する。その際、食物アレルギーのある避難者がいる可能性があるため、対応に配慮する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。
- 避難が長期に渡る場合は、食料等の供給に関し、栄養面についても配慮する。

<避難所における物資供給のスキーム>



第6 飲料水・食品の安全確保

- 「震災編 第2部 6-31 (4) 飲料水・食品の安全確保」を準用する。

第7 トイレ機能の確保

- 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、水洗機能を維持する。
- トイレ機能が不足する場合は、災害用トイレ（仮設トイレ等）を活用し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

第8 避難所の衛生保全、健康相談

- 市は、保健活動チーム（避難所健康管理グループ）を編成し、避難所における健康相談、その他の必要な保健活動を行う。
- 避難の長期化等に応じて、避難者や避難所に係る運営スタッフ等の健康状態及び、医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。
- プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況等、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

第9 公衆浴場等の確保

- 市は、保健所と連携して、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。

第10 車中泊者等の対策

- 市は、在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかける。
- 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努めるとともに、車中泊者の状況を都福祉保健局へ報告する。
- 避難所に来訪できない車中泊者に対しては、エコノミークラス症候群等の健康被害防止のための普及啓発等に努める。

第11 動物救護

- 開設した指定避難所に、同行避難動物の飼養場所を、それぞれの指定避難所施設に応じて確保する。
- 避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した指定避難所等に飼養場所を確保する。
- 避難所等における動物の飼養状況を把握し、都・関係団体へ情報提供を行うとともに、指定避難所等における動物の適正飼養の指導等を実施する。なお、飼養に当たっては、屋外を原則とする。

第4節 ボランティアの受入れ

（市、関係防災機関）

- 「小金井市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、ボランティアを受け入れる。
- 災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。
- ボランティアの受入れ・派遣については、都と協働のうえ、福祉関係団体等の協力を得て実施する。
- ボランティア活動と市が実施する救助の調整事務について、小金井市社会福祉協議会等が運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。
- ボランティアの流れについては、「震災編 第2部 1-23 第5節 ボランティア等との連携・協働」を準用する。

第5節 被災者の他地区への移送

（市、都）

機関名	内 容
市	○ 市本部長は、市の避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、被災者の他地区（近隣の非被災地区もしくは小被災地区又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉保健局）に要請する。なお、事態に照らし緊急を要するときは、都知事に報告したうえで、他道府県の市町村と協議することができる。 ○ 移送に当たっては、市の保有車両又は民間車両を借り上げて行うものとするが、必要に応じて、関係防災機関への応援を要請する。 ○ 市本部長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させる。 ○ 移送された被災者の避難所の運営は市が行い、移送元は運営に積極的に協力する。 ○ 都から被災者の受入れを指示された場合は、受入体制を整備する。
都福祉保健局	○ 被災地の市から被災者の移送の要請があった場合、警視庁等関係機関と調整のうえ、被災者の移送先を決定する。 ○ 移送先決定後、移送先の市長に対し、被災者の受入態勢を整備させる。 ○ 被災者の移送方法については、当該市と協議のうえ、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、市、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。 ○ 要配慮者の移送手段については、当該市による調達が困難な場合に、都福祉保健局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

1 食料・水・生活必需品等の確保

現在、避難所となる市立小中学校等の備蓄倉庫等・防災倉庫にアルファ化米やビスケット等の食料を 105,418 食分備蓄しているとともに、粉ミルク等を備蓄している（令和4年3月末現在）。

飲料水は、市と都水道局との連携により、2か所の指定給水拠点（浄水所）における拠点給水体制の確保が図られており、2か所の確保水量は 12,960 m³となっている。さらに、ペットボトル水を 38,748 本分備蓄している（令和4年3月末現在）。また、市立小中学校の受水槽利用、小中学校のプール水をろ過し、飲料水にできるろ水機を備蓄倉庫等に配備している。

その他、市では、非常災害対策井戸を設置し、市立小中学校や市内に現存する民間所有井戸のうち条件に適合するものを震災対策用井戸に指定し、飲料水及び生活用水の確保を図っている。

生活必需品は、従来の一般的な備品だけでなく、要配慮者のための必需品の備蓄にも努めている。

応急対策資器材として、炊飯器、発電機、蓄電池、投光機、組立式トイレ・簡易トイレ等を配備しているほか、担架等の救出救護資器材の備蓄にも努めている。

さらに、感染症対策として、マスク、消毒液、非接触型体温計等の備蓄にも努めている。

2 備蓄倉庫等の整備

市は、避難者用備蓄物資や災害対策資器材を保管するため、市立小中学校等市内 41 か所に備蓄倉庫・防災倉庫を配置している。

3 輸送体制の整備

支援物資等の受入れを行うため、都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、市は、市内における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を 2 か所（小金井市立総合体育館、小金井市役所第二庁舎駐車場、新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設後は敷地内の駐車場を想定）を確保している。

また、車両等の確保については、東京都トラック協会多摩支部と緊急輸送業務の協力に関する協定を締結（平成 28 年 8 月）している。

第2 課題

＜小金井市の被害想定＞

項 目			単位	多摩東部直下地震					
				冬・早朝 風速 4m	冬・早朝 風速 8m	冬・昼 風速 4m	冬・昼 風速 8m	冬・夕方 風速 4m	冬・夕方 風速 8m
避難者	発生数(4日～1週間)	(人)		17,000	17,011	17,375	17,398	21,056	21,091
帰宅困難者	発生数	(人)		—	—	19,806	19,806	19,806	19,806
都内滞留者	発生数	(人)		—	—	107,142	107,142	107,142	107,142
ライフ ライン	電力	停電率	(%)	5.1	5.1	5.4	5.4	8.5	8.5
	通信	不通率	(%)	1.7	1.9	2.2	2.2	5.3	5.4
	上水道	断水率	(%)	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1
	下水道	管きょ被害率	(%)	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
	ガス	供給停止率	(%)	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9
物資	食料(万食)	～3日目	(万食)	5	5	5	5	7	7
		4～7日目	(万食)	12	12	13	13	16	16
	飲料水(万L)	～3日目	(万L)	6	6	6	6	6	6
		4～7日目	(万L)	11	11	11	11	11	11
	毛布	必要量	(万枚)	2	2	2	2	3	3

(資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 令和4年5月25日)

1 食料・水・生活必需品の確保に向けた課題

被害の程度によっては備蓄している食料が足りなくなるおそれや、都への物資要請を行えなくなる可能性がある。被害想定に基づく備蓄物資の確保が必要であり、特に食料は3日分の確保が求められる。

また、避難者の多様なニーズに応えるためには、高齢者等の要配慮者、食事制限のある方や子ども、男女のニーズの違いに配慮をした食料・生活必需品を確保する必要があるが、現在の調達体制だけでは避難者の多様なニーズに対応できない懸念がある。

飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するために被害箇所を復旧するとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。

生活必需品等の調達体制を充実させるため、事業者との災害時協定の締結を進める必要がある。

2 備蓄倉庫等の整備

食料品や生活必需品、救助資器材等、様々な震災用備蓄品の充実を進めているが、被害想定に基づく備蓄物資の確保等、備蓄の充実が求められるなか、備蓄スペースが不足している。

備蓄物資の保管場所の確保においては、備蓄倉庫の増設や施設等での備蓄スペース確保を検討していく必要がある。

3 輸送体制の整備

災害発生時の物資輸送を的確に行うためには、支援物資等を受け入れる輸送拠点での管理運営体制の確立等、物流事業者等の活用も視野に入れた体制整備をしていく必要がある。

輸送拠点では、物資の積替えや仕分け、各避難所等への配布方法、輸送手段の確保、燃料の確保等の管理運営業務だけでなく、道路の状況確認、輸送路の確保状況等の市本部との情報共有も必要となる。

第3 対策の方向性

1 食料・水・生活必需品等の確保

○ 食料・生活必需品等の確保

災害時に必要な物資を確保できる体制を構築するため、都と連携して住民への備蓄に関する普及・啓発を引き続き行うとともに、被害想定に基づく備蓄物資の確保を図り、災害発生後3日分の食料・生活必需品等の確保に努める。

特に、女性・乳幼児・高齢者・障がい者等の個別ニーズへの対応を図る。

また、様々なニーズに対応できるよう、事業者との災害時協定の締結を進める等、調達体制の強化を図る。

○ 水の確保

市では、都が整備する応急給水拠点での給水体制について、地域住民が円滑な応急給水活動を開始することができるよう体制を整備していく。

また、消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水を初めとする多面的な飲料水確保策について、都水道局及び市の役割分担を基本としつつ、市民による自助・共助による応急給水の実施を支援する。

生活用水の確保としては、市立小中学校には震災対策用井戸を設置するとともに、市内に現存する民間所有の震災対策用井戸の拡充等に努める。

○ 小中学校における生徒用備蓄の確保

学校防災体制の整備指針等に基づき、保護者等との連絡体制を平常時から整備するとともに、発災時には、児童・生徒の安全確保に努め、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、飲料水、食料等の計画的な備蓄に努める。

2 備蓄倉庫等の整備

備蓄物資の保管場所の確保においては、備蓄倉庫の増設や施設等での備蓄スペース確保に努める。

3 輸送体制の整備

地域内輸送拠点や備蓄倉庫等から各避難所等への物資配布の方法の確立、輸送体制の整備を進めるとともに、輸送手段の確保、物資の集配拠点等の管理運営、燃料の確保を図り、また、

道路の状況の確認、輸送路の確保等、災害発生時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。

また、民間の物流事業者等の協力を得るため、協定等の締結を行っていく。

第4 到達目標

1 発災後3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築

発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助活動が優先されることにより、長距離の物資輸送が困難と予想される。

そのため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、市と都の役割分担等を整理したうえで、発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄等により確保する。

また、多様な避難者（女性・乳幼児・高齢者・障がい者等）の個別ニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、調達体制を強化する。

2 備蓄倉庫等の整備

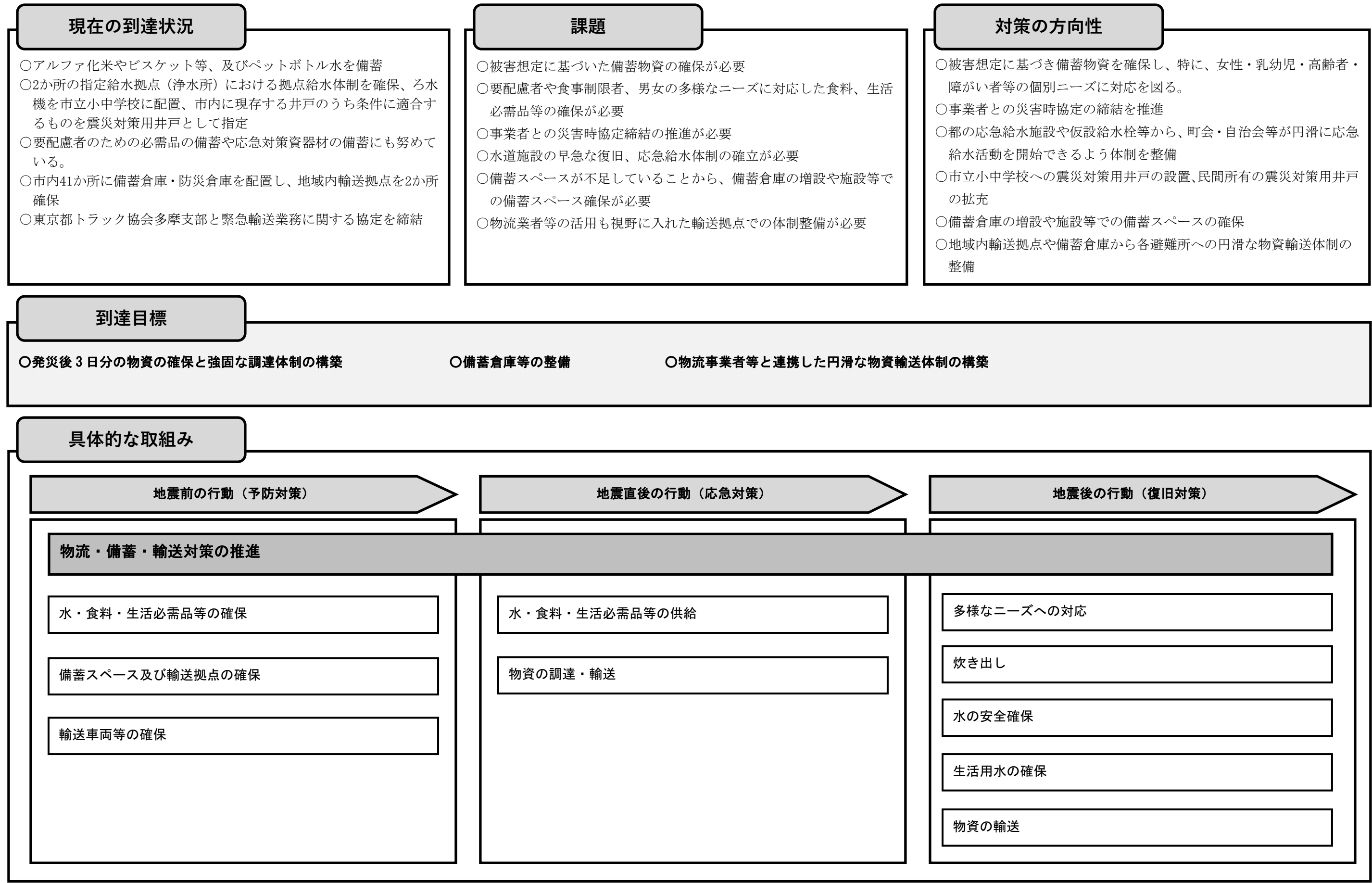
備蓄スペースを確保すべく、公共施設の建替や改修に伴い倉庫設置や防災拠点の整備等を行い、避難所となる学校の余裕教室の活用等も含め、備蓄倉庫等の確保に努める。

3 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

地域内輸送拠点での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷捌き作業を、民間の物流事業者等のノウハウを活用し、円滑に進める体制を構築する。

また、物資輸送のオペレーション体制を再構築し、災害発生時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する。

第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進



予防対策

対策項目	担当部課
第1節 水・食料・生活必需品等の確保	市民部経済課、環境部環境政策課
第2節 備蓄スペース及び輸送拠点の確保	総務部管財課、都市整備部区画整理課、生涯学習部生涯学習課
第3節 輸送車両等の確保	総務部管財課

第1節 水・食料・生活必需品等の確保

（市、都、市民等）

第1 飲料水・生活用水の確保

1 給水拠点の整備

- 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点、車両輸送、避難所等）の設置を目標とし、指定給水拠点（浄水所）・給水所の給水拠点の確保を進めている。

(1) 指定給水拠点（浄水所）

- 本市では、2 か所の指定給水拠点（梶野配水所、上水南給水所）における拠点給水体制の確保が図られている。
- 震災時における指定給水拠点の確保水量は、12,960 立方メートルとなっており、震災時の給水量を1人当たり1日3ℓとすると、市民約12万4千人（令和4年4月現在）の1か月以上に相当する量を確保している。

<拠点給水体制の確保>

施設名称	所在地	確保水量
梶野配水所	小金井市梶野町 5-10-33	1,300 立方メートル
上水南配水所	小平市上水南町 3-12-36	11,660 立方メートル

- 町会・自治会等が、都水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、指定給水拠点において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。

＜指定給水拠点の整備について（分画化）＞

- (1) 覚書の締結
 - 都水道局と市との間で覚書を締結する。
 - 覚書の対象となる拠点は、整備完了後、都水道局から市へ通知する。
- (2) 覚書概要
 - ア 応急給水活動の実施
 - 整備が完了した拠点において、市職員（又は市が指定する者）が応急給水活動を実施することが可能
 - イ 役割分担
 - 市：都水道局が実施する訓練への参加、地域住民等に対する訓練実施
 - 都水道局：応急給水資器材の維持管理、市職員に対する訓練実施
 - ウ 鍵の管理
 - 市職員や市が指定する住民は、応急給水区画の鍵を管理し、利用することが可能

（別冊 協定 消防水利関係 1 指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書及び指定給水拠点における初動応急給水活動に関する覚書実施細目）

(2) 非常災害用給水施設

- 市は、災害時における飲料水確保のため、庁舎建設予定地内に非常災害対策用給水施設を設置している。新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設後も、引き続き設置する想定である。

(3) 震災対策用井戸

- 市は、非常時の水源確保のため、市立小中学校に設置されている井戸を震災対策用井戸に指定し、飲料水及び生活用水を確保することとしている。
- 市内に現存する民間所有の井戸のうち、条件に適合するものを所有者の同意を得て震災対策用井戸に指定しており、応急給水を実施するための水源としている。

（別冊 資料 2-9-2 小金井市震災対策用井戸に関する要綱）

（別冊 資料 2-9-3 震災対策用井戸一覧）

(4) 受水槽

- 災害時における飲料水確保のため、市立小中学校の受水槽を利用する。

（別冊 資料 2-9-4 受水槽・高架水槽）

2 多様な応急給水への取組み

- 市は、飲料水について、備蓄倉庫等にてペットボトル水を備蓄しており、市立小中学校の受水槽利用、小中学校のプール水をろ過し、飲料水にできるろ水機を小中学校の備蓄倉庫に配備している。
- 消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水をはじめとする多面的な飲料水確保策につい

て、都水道局及び市の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を支援する。

(別冊 協定 消防水利関係 3 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書)

- その他、市では、非常災害対策用井戸を設置し、市立小中学校や市内に現存する民間所有井戸のうち条件に適合するものを震災対策用井戸に指定し、飲料水及び生活水の確保を図っている。
- 事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活水の確保に努める。

3 給水マニュアルの作成

- 円滑な給水活動が可能のように、給水活動に関するマニュアルを作成しておく。

第2 食料及び生活必需品等の確保

1 備蓄の方針

(1) 避難者想定

- 地震により住宅が倒壊・焼失又はライフラインの途絶により自宅での生活に支障をきたす人を避難者として定義し、避難者数に基づき食料等の備蓄を行う。
- 小金井市における避難者数は「首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和4年5月25日）東京都防災会議」で最大となる21,091人とする。

(2) 基本的な考え方

- 市は、都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における市の最大避難者数等を基準とする。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子ども等の様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 生活必需品の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、避難所の実情を考慮する。
- 避難所への避難者とともに、交通及びライフラインの途絶により避難所以外の場所に滞在するなど孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- 現在、備蓄スペースが不足していることから、機能性を有しつつ効率的にストックできるものや、災害発生以降の市民生活に即対応でき、避難所環境を向上させる資材等について、今後とも研究・検討を進めていく。

2 食料の確保

- 現在、避難所となる市立小中学校等の備蓄倉庫・防災倉庫にアルファ化米やビスケット等の食料を備蓄しているとともに、粉ミルクも備蓄している。

- 食料品の提供等について協定の締結をしているほか、都や国を通じた支援物資を活用する。

(1) 米穀・生鮮食品等の確保

- 東京むさし農業協同組合、東京多摩青果株式会社等との協定によって確保する。

(2) 高齢者等に配慮した備蓄

- 高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、お粥等の備蓄（3日分）を進めていく。

(3) 食事制限者に配慮した備蓄

- 食物アレルギーのある避難者がいる可能性に考慮し、アレルギー対応食の備蓄を進めていく。

(4) 乳幼児の粉ミルク等の備蓄

- 調製粉乳・乳児用液体ミルク（アレルギー対応製品を含む。）の備蓄について、市は、災害発生後の最初の3日分を備蓄し、都は、広域的な見地から区市町村を補完するため、以後4日分を備蓄する。なお、必要とする水についても併せて保存する。
- 都は、民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。
- 都と連携協力して、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

3 生活必需品の確保

- 生活必需品は、従来の一般的な備品だけでなく、要配慮者のための必需品の備蓄にも努めている。
- 応急対策資器材として、炊飯器、発電機、蓄電池、投光機、組立式トイレ・簡易トイレ等を配備しているほか、担架等の救出救護資器材の備蓄にも努めている。
- 感染症対策として、マスク、消毒液、非接触型体温計等の備蓄にも努めている。
- 高齢者・障がい者・乳幼児・女性等、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意していく。これらのニーズに関しては、多種多様となることが予想されるため、スーパーやホームセンター等の大規模量販店・多品目取扱事業者との災害時協定締結による調達を推進する。
- 避難所の実情を考慮した生活必需品の他、自主防災組織等の共助による備蓄と連携して、効率的・効果的な防災資器材の備蓄を図る。

4 食料及び生活必需品等供給マニュアル等の作成

- 円滑な食料等の供給活動が可能なように、食料及び生活必需品供給活動に関するマニュアルを作成しておく。

第2節 備蓄スペース及び輸送拠点の確保

（市）

- 市は、大規模な地震が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

第1 備蓄倉庫の整備

- 市は、備蓄物資を被災者に迅速かつ円滑に供給できるよう市内41か所の防災倉庫・備蓄倉庫を整備しているとともに、施設のスペースを活用している。

（別冊 資料2-9-1 備蓄台帳）

- この備蓄倉庫等は、備蓄物資の保管機能のほかに備蓄物資放出後の空間を利用して、都等からの応援物資の受領及び応援物資の一時保管場所として物資の仕分け、分類を行う。
- 被害想定に対応した備蓄を進めていくためには備蓄スペースの拡大が必要であり、今後は、公共施設の建替や改修に伴い倉庫設置や防災拠点の整備等を行い、避難所となる学校の余裕教室の活用等も含め備蓄倉庫等の確保を進めていく。
- 分譲マンション等の大規模開発事業においては、開発事業者に備蓄倉庫等の確保を求め、管理組合や地域住民、自主防災組織による防災備蓄を促進する。

第2 緊急物資輸送拠点（地域内輸送拠点）の確保

- 震災等の災害時、都等から輸送される緊急輸送物資並びに調達した食品及び生活必需品等の受入れ、配給、被災地（避難所等）への輸送等を集中的・効率的に行う緊急物資輸送拠点（地域内輸送拠点）を確保する。
- 市は、指定した地域内輸送拠点を、都福祉保健局に報告する。
- 市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、協力体制の構築に努める。
- 下記施設ほか、他の施設の利用を検討する。

<市の緊急物資輸送拠点（地域内輸送拠点）>

施設名	所在地
1 小金井市総合体育館	小金井市関野町1-13-1（都立小金井公園内）
2 小金井市役所第二庁舎駐車場（※）	小金井市前原町3-41-15

※新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設後は敷地内の駐車場を想定

第3節 輸送車両等の確保

(市、都、小金井警察署)

第1 車両の確保

1 調達

機関名	実施内容
市	○ 市各部は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は総務部が集中的に調達する。 ○ 市保有の車両で不足が生じる場合に備えて、輸送事業者との協定により輸送態勢の確保を図る。 ○ 車両の調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。 (1) 乗用車 市各部の不足分は、市総務部管財課所管車両を使用する。 (2) 貨物自動車 運輸業者から調達する。 (3) 乗合自動車 タクシー・バス事業者から調達する。 (4) 特殊車両 悪路走行に対応できる車両をレンタカー会社から調達する。

(別冊 様式 2-9-1 車両調達請求書様式)

(別冊 様式 2-9-2 車両運行等の記録様式)

(別冊 協定 輸送関係 災害時における物資の輸送協力に関する協定書)

(別冊 協定 その他 災害時における電動車両等の支援に関する協定書)

2 配車

機関名	実施内容
市	○ 用途別必要量に応じて、市各部に対して適宜配車する。 ○ 都及び関係防災機関からの供与車両についても、適宜配車する。 ○ 災害復旧計画に必要な車両は、市総務部において緊急計画をたて、災害応急用車両を転用し、輸送力を確保する。 ○ 配車手続 (1) 市各部において、車両を必要とするときは、車種、乗車人員数又は積載トン数、台数、引渡場所、日時を明示のうえ、市総務部に請求する。 (2) 市総務部は、所要車両を調達し、配車を希望した部に引き渡す。

第2 車両燃料の確保

- 東京都石油商業組合多摩東支部との間に「災害時における燃料等の供給に関する協定書」の締結をし、災害時における車両燃料等の確保を図っている。

(別冊 協定 物資・食料関係 3 災害時における燃料等の供給に関する協定書)

第3 緊急通行車両等の確認

- 地震発生時には、交通規制により一般車両の通行が禁止・制限され、大規模地震特別措置法施行令第12条の規定に基づく緊急通行車両及び災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させる。

1 緊急通行車両等の種類

(1) 緊急通行車両

- 次の災害応急対策に従事する者又は同対策に必要とされる物資の緊急輸送を行う車両
 - ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に使用されるもの
 - イ 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
 - ウ 被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
 - オ 施設及び設備の応急復旧に使用されるもの
 - カ 清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの
 - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
 - ク 緊急輸送の確保に使用されるもの
 - ケ その他災害発生の防衛又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

(2) 規制除外車両

- 民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される、公安委員会の確認を受けた車両

2 確認機関

- 市の保有車両及び市が調達した車両については、小金井警察署が確認する。
- 市の要請により都が調達、あっせんした車両については、都知事が確認する。

3 確認手続等

(1) 事前届出

- 震災発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、小金井警察署に事前届出を行うことができる。
- 確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を申請者に交付する。

(別冊 資料 2-9-5 庁用車一覧)

(別冊 様式 2-9-3 緊急通行車両関係様式)

応急対策

対策項目	担当部班
第1節 水・食料・生活必需品等の供給	市民部経済班、環境部環境庶務班、学校教育部 学校避難所運営班
第2節 物資の調達・輸送	総務部管財・物資管理班、都市整備部復興支援 班、生涯学習部生涯学習庶務班

第1節 水・食料・生活必需品等の供給

(市、都)

第1 飲料水の供給

1 応急給水活動

(1) 災害時の応急給水の方法

- 指定給水拠点（浄水所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）で応急給水を行う。
- 災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね2km以上離れている避難場所、医療施設及び福祉施設などでは、車両輸送による応急給水を行う。
- 消火栓等からの仮設給水栓による応急給水を行う。

(2) 災害時給水ステーション（給水拠点）での市及び都の役割分担

- 指定給水拠点（浄水所）・給水所等の災害時給水ステーション（給水拠点）においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、市が住民等への応急給水を行う。
- 飲料水を車両輸送する必要がある避難所においては、都が市により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、市職員（又は市が指定する者）が住民等への応急給水を行う。
- 消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を水道局が市に貸与する。発災時、市が通水状況を水道局に確認した後、市や住民等が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。
- 避難所応急給水栓を活用した応急給水については、市が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。

(3) 目標水準

- 被災後の応急給水は、当面の生命維持に必要な飲料水のみから、炊事、洗面等の生活用水へと時間の経過とともに、量的にも、用途の面でもその重要性が高まってくる。そのため、被災者1人当たりの応急給水量を段階的に目標水準として定めている。
- 給水方法として、拠点給水、運搬給水、仮設給水より、地区別に適切な方法を選定し効率的に給水する。

- 段階の経過とともに、復旧の進捗状況に応じ柔軟に給水方法の転換、継続、組み合わせを行いながら、給水地点数、給水量の拡大を図り目標水量の給水を確保する。

地震発生

3 日

1 週間

2 週間

段階	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階
目標水量	3 リットル／人日	20～30 リットル／人日	30～40 リットル／人日
主用途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保
給水方法	拠点給水 運搬給水	仮設給水所 拠点・運搬給水	仮設給水所の増設
給水地点	住居より 500m以内	住居より 500m以内	住居より 250m以内

(4) 給水体制

- 震災が発生した場合、都は、給水状況や住民の避難状況等、必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。
- 応急給水の実施に係る計画を定め、給水態勢を確立する。
- 指定給水拠点（浄水所）・給水所の給水拠点において、都水道局は、拠点ごとに参集する要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と市が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- 車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両等によって輸送する。
- 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間は、市において受水槽の水、ろ過器により井戸・プールの水等を利用する等、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める。

区 分		給水体制
応急給水活動	拠点給水	整備が完了した指定応急給水拠点（浄水所）において、市職員（又は市が指定する者）が応急給水活動を実施する。
	運搬給水	給水車、給水タンク搭載車、散水車等、車両により飲料水を被災地に輸送し給水する。
	仮設給水	消火栓等を利用した応急給水により給水する。

2 運搬給水

- 被害状況に応じ、市の保有する給水タンクの活用を図るとともに、必要に応じて都等に対し必要車両・人員の応援要請を行う。
- 各運搬給水拠点に人員、車両、応急給水用資器材を適正に配置し、各拠点から効率的に被災地へ給水する。

(1) 補給拠点

- 梶野浄水所及び上水南浄水所を主補給拠点とするが、避難所付近の（都より選定された）消火栓等から補給を行う。
- 給水地区、給水車の運行計画は被災状況に応じ、運搬給水拠点ごとに策定する。

(2) 優先運搬給水場所

- 医療拠点病院及び緊急医療救護所を最優先とし、他の社会福祉施設及び被災者の収容先となる避難所を優先給水場所とする。

(3) 運搬給水場所

- 道路事情、人口密集度等に配慮したうえで、断水地域住民が自宅から 500m以内の距離で安全に給水を受けられるよう、スペースに余裕のある地点を運搬給水場所として指定する。

3 仮設給水所の設置

- 応急復旧の進捗状況に応じ、消火栓等を利用した仮設給水所を設ける。

（別冊 協定 消防水利関係 3 消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書）

4 応急給水用資機材の確保

- 市が保有している応急給水用資機材が不足する場合は、関係団体、関係業者等に支援を要請し、応急資機材を調達する。

5 飲料水の衛生対策

- 水質の安全性を確保するため、飲用に供される水の残留塩素濃度を測定し、消毒を徹底したうえで給水する。
- 井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

第2 食料の供給

1 食料の備蓄・調達体制

(1) 調達方針

- 被災者に対する食料の供給は、災害救助法が適用されるまでは、市が行わなければならない。
- 市は、都と連携して3日分の食料の備蓄に努める。
- 災害救助法適用後は、市本部長が都福祉保健局へ食品調達を要請し、救助を受ける。

(2) 調達方法

- 発災初期においては、市の備蓄食料により対応し、クラッカー及びビスケット等を支給する。

- アルファ化米は、市の備蓄分を充て、なお不足が生じた場合の調達は、都福祉保健局に備蓄食料等の放出を要請する。
- 道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる 4 日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制についても整備する。

品 目	調達方法
米 穀	○ 震災後およそ 4 日目以降、避難所の体制が整い、米の炊き出しによる食料提供が可能になった段階で都知事に要請する。 ○ 災害救助法適用後は、米穀の調達を都福祉保健局に要請する。
調製粉乳	○ 被災乳幼児（1 歳未満）用として、災害発生後の最初の 3 日分の調製粉乳は、市で確保している。※

※1 歳未満人口の割合（令和 4 年 4 月 1 日現在）： $967 \div 124,539 \times 100 = 0.78\%$

最大 21,091（想定避難者数） $\times 0.78\% \times 115g$ （0～4 か月児の平均） $\times 3$ 日分 $= 56,756g \div 57$ kg

（別冊 資料 2-9-1 備蓄台帳）

（別冊 協定 物資・食料関係 7 災害時の米穀供給に関する協定書）

(3) 生鮮食料品の確保

- 米飯給食に必要な生鮮食料品は、災害時の協定（生鮮食料品の調達）を締結した東京むさし農業協同組合及び東京多摩青果株式会社等から調達する。

（別冊 協定 物資・食料関係 6 災害時における農地の活用及び生鮮食料品の調達に関する協定書）

（別冊 協定 物資・食料関係 1 災害時における東八道路沿線 5 市に対する青果物の提供及び避難場所の敷地利用に関する協定書）

2 配布基準

(1) 配布基準

ア 災害救助法適用前

- 市がその責任において実施する被災者に対する食品給与の配布基準は、災害救助法適用後において適用される配布基準を準用する。

イ 災害救助法適用後

- 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、都知事の定める給食基準とする。
- 被災者用食品給与限度額は、都災害救助法施行細則（昭和 38 年東京都規則第 136 号）に定める。

（別冊 資料 2-6-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間）

(2) 被災者への配布

- 学校教育部学校避難所運営班は、各学校の避難所運営協議会及び避難所担当と連携し、避難者、町会・自治会、自主防災組織、民間協力団体及びボランティア等の協力を得て食料の給与及び炊き出しを実施する。
- 学校教育部学校避難所運営班は、避難者数等から食料の必要給与数量を把握し、調達・給与計画を作成する。
- 調達・給与計画の作成に当たっては、要配慮者及び食物アレルギー対策に留意する。
- 市のみでの対応では食料等の給与の実施が困難な場合は、都に炊き出し等の応援を要請する。
- 備蓄品として都が市に事前配布してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に配分する。ただし、緊急を要する場合は、事後に報告する。

第3 生活必需品等の供給

1 生活必需品等の調達体制

- 市において給（貸）与の実施が困難な際は、都及びあらかじめ協力依頼している生産者、流通業界等からの応援で対処する。
- 市長は、災害救助法適用後において、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。
- 被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。
- 生活必需品の配布は、まず備蓄品から行い、次に調達品で賄う。

（別冊 資料 2-9-1 備蓄台帳）

（別冊 協定 物資・食料関係 2 災害時における物資供給に関する協定書）

（別冊 協定 物資・食料関係 4 寄託契約書）

（別冊 協定 物資・食料関係 5 災害時における物資の供給に関する協定書）

2 配布基準

(1) 配布基準

ア 災害救助法適用前

- 市がその責任において実施する被災者に対する生活必需品等の配布基準は、災害救助法適用後において適用される配布基準を準用する。

イ 災害救助法適用後

- 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、都知事の定める配布基準とする。
- 生活必需品等の給与限度額は、都災害救助法施行細則（昭和 38 年東京都規則第 136 号）に定める。

（別冊 資料 2-6-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間）

- 被災者への配布基準は、原則として、都災害救助法施行細則に定めるところによる。

(2) 被災者への配布

- 被災者に配布する品目、数量等は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内で行う。なお、配布に際しては要配慮者を優先する。

- ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業着、子ども服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- エ 身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）
- オ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）
- カ 食器（茶碗、皿、はし等の類）
- キ 日用品（マスク、消毒液、石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ゴザ等の類）
- ク 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等の類）

3 被災者への給（貸）与

- 市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について定める。
- 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長が実施する。
- 市長は、給（貸）与の実施が困難な場合、都福祉保健局に応援を要請する。
- 備蓄物資（毛布等）として、都福祉保健局が市に事前に配置してあるものは、都福祉保健局長の承認を得て被災者に給（貸）与する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。

第2節 物資の調達・輸送

（市、都）

- 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第1 備蓄・調達物資の輸送

- 避難所等において食料を給（貸）与するために必要な備蓄・調達物資の輸送に関する対応は、次のとおりとする。
 - 1 市の備蓄物資及び都が市に事前配置している備蓄物資を都福祉保健局長の承認を得て使用する場合は、市が輸送する。
 - 2 都からの備蓄物資は、都福祉保健局が市の輸送拠点まで輸送し、市の輸送拠点からは市が輸送する。

- 3 民間協力団体からの調達物資は、別に定めのある場合を除き調達先の団体の協力を得て、団体保有の車両で輸送する。
- 4 他市等からの応援物資等は、市の輸送拠点に集め、市が輸送する。
- 5 輸送に必要な車両は、市有の全車両を充てるほか、民間団体等の協力により確保する。

第2 地域内輸送拠点

- 集積する物資には、調達分、都からの応援分等があり、これらを計画的に集積する場所が必要であり、交通の利便及び集積地から各地域への搬送ルート、連絡等を考慮し、原則として次のとおりとする。

＜地域内輸送拠点＞

施設名	所在地
小金井市総合体育館	小金井市関野町 1-13-1（都立小金井公園内）
小金井市役所第二庁舎駐車場（※）	小金井市前原町 3-41-15

※新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設後は敷地内の駐車場を想定

第3 物資の調達要請

- 市は、水・食料・生活必需品等の供給に必要な量を調達することとするが、必要に応じて、災害情報システム（DIS）への入力等により都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

第4 輸送車両の確保

- 市各部は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は総務部が集中的に調達する。
- 市保有の車両で不足が生じる場合は、協定に基づき輸送事業者等に車両供給を要請するとともに、必要に応じ、市内業者から車両を調達する。
- 他市及び関係防災機関から車両の供与があったときは、受入れを行う。
- 市で車両の調達不能になった場合は、都財務局へ調達あっせんを要請する。

第5 燃料の確保

- 市は、給油の必要が生じた場合、平常時と同様、市内事業者に給油を依頼する。
- 「災害時における燃料等の供給に関する協定書」に基づき、東京都石油商業組合多摩東支部に車両燃料等の供給を要請する。

復旧対策

対策項目	担当部班
第1節 多様なニーズへの対応	総務部管財・物資管理班
第2節 炊き出し	総務部管財・物資管理班 学校教育部学校教育庶務班
第3節 水の安全確保	市民部経済班、環境部環境庶務班
第4節 生活用水の確保	市民部経済班、環境部環境庶務班
第5節 物資の輸送	総務部管財・物資管理班、市民部税務・支援班

第1節 多様なニーズへの対応

（市）

- 被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化する。また、要配慮者、女性、子ども等の避難者の特性によって必要となる物資は異なる。
- 市は、時間とともに変化する避難者のニーズを把握し、ニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、物資の配布方法についても配慮する（生理用品や女性用下着の配布は女性が行う等）。
- 市は、必要な物資の確保のため、都による広域的支援を要請し、事業者と連携した調達体制を整える。
- 企業、団体からの大口の義援物資について、上記の調達体制の中で受入れを検討する。

第2節 炊き出し

（市）

- 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食を行う。
- 市において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与が困難な場合は、都福祉保健局に応援を要請する。
- 総務部管財・物資管理班は、学校教育部学校教育庶務班と連携し、食料及び生活必需品等の物資の情報を集約する。

第3節 水の安全確保

（市）

- 市は、保健所等が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認等の指導を行う。
- 以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。
- ライフライン復旧後は、住民が環境衛生指導班の協力を得て、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

第4節 生活水の確保

（市、市民等）

- 市は、避難所が断水した場合には、学校のプール、災害対策用井戸等で生活水を確保する。
- 市民・事業者は、それぞれの事業所・家庭等で断水した場合には、汲み置き、災害対策用井戸等によって水を確保する。

第5節 物資の輸送

（市）

- 市が調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等の輸送及び配分に関しては、市がその方法について定める。
- 市は、地域内輸送拠点を選定して、都福祉保健局に報告し、地域内輸送拠点で受け入れた物資を避難所等へ輸送する。

第10章 放射性物質対策

基本的な考え方

第1 現在の到達状況

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への主な対応は、以下のとおりである。

1 市有施設等における放射線測定・放射性物質検査

保育園・幼稚園・学校等における空間放射線量測定、給食食材の放射性物質検査、線量計の市民への貸出等を行った。

また、市の集会施設において、市民団体との協働により食品の放射能測定を実施している。

2 市民への正確な情報提供等

ホームページ上で、空間放射線量測定や給食食材の放射性物質検査の結果を公開するとともに、Q&A集等の国・都の関連ページの紹介等、市民ニーズに合わせた情報提供を実施した。

第2 課題

1 より円滑に対応できる体制の構築

福島第一原子力発電所事故への対応の教訓を踏まえ、今後同様の事態が発生した場合に、より円滑に対応できるように、庁内体制の強化、都・警察署・消防署等との関係防災機関との連絡体制の構築を図る。

食品の放射能測定については、実施する市民団体との調整が必要である。

2 市民への情報提供策の構築

市民に対し、以下のような情報提供策を講じることが必要である。

- (1) 科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供
- (2) 食品の安全性の確保
- (3) 出荷制限等に関する情報の提供
- (4) 問合せに対応する窓口の整備 など

第3 対策の方向性

1 庁内体制の強化と関係防災機関との情報連絡体制の構築

小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議の事務分掌を踏まえて、都・国・警察署・消

防署等との関係防災機関との連絡体制を確保し、より機能的に対応できる庁内体制の強化を図る。

2 情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は、五感に感じられないという特殊性から、市民の不安払拭のための情報提供策を構築する。

第4 到達目標

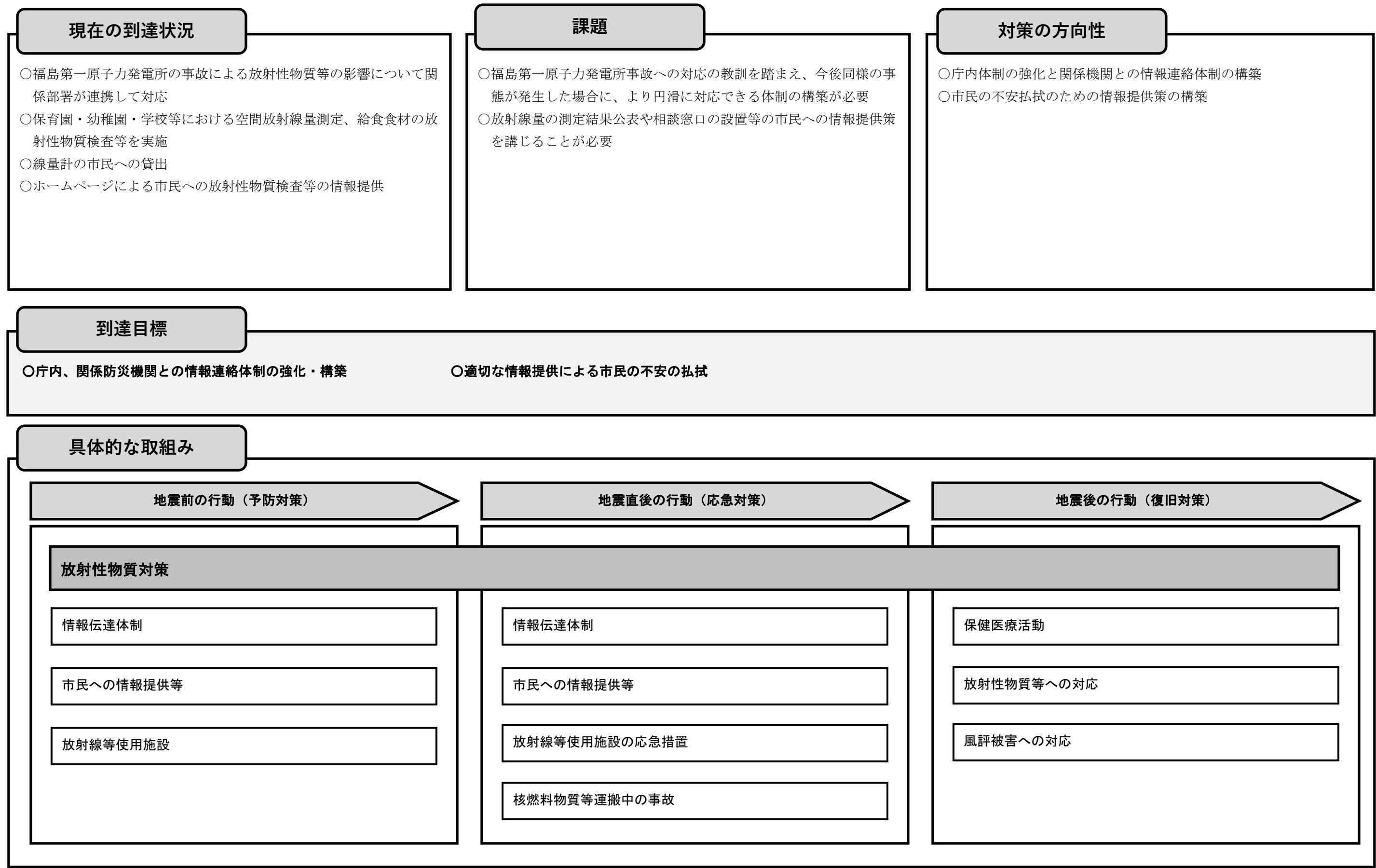
1 庁内、関係防災機関との情報連絡体制の強化・構築

放射性物質等による影響が生じた際に、小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議等を踏まえて、市本部又は危機管理対策本部等を設置し、被害情報等の共有や対策を行うとともに、都・国・警察署・消防署等との関係防災機関との連絡体制を強化する。

2 適切な情報提供による市民の不安の払拭

放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気、市有施設（学校・保育園）等での放射線量を測定し、公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、市民に対する情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

第 10 章 放射性物質対策



予防対策

対策項目	担当部課
第1節 情報伝達体制	関係各部課
第2節 市民への情報提供等	企画財政部広報秘書課
第3節 放射線等使用施設	総務部地域安全課

第1節 情報伝達体制

（市）

第1 放射性物質等に対応できる体制の構築

- 市は、今後、市内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

第2 放射能測定体制の充実

- 市は、放射性物質等による影響を正確に把握できるように、あらかじめ線量計を確保する測定地点を検討する等、放射能測定体制を整える。

第2節 市民への情報提供等

（市、都）

第1 情報提供体制の整備

- 市は、国や都との役割分担を明確にしたうえで、必要な情報提供体制を整備する。
- 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2 広報活動の実施

- 市及び都は、原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
 - 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - 2 原子力施設の概要に関すること
 - 3 原子力災害とその特性に関すること

- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に国や都等が講じる対策の内容に関すること。

第3 原子力防災に関する教育の充実

- 市及び都の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第3節 放射線等使用施設

（市、都、小金井消防署）

- 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）（※）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じている。
- 小金井消防署では、核燃料物質や放射性同位元素等の消防活動に重大な支障を生じるおそれのある物質等を貯蔵、又は取り扱う事業者等を、火災予防条例に基づく届出により把握しており、関係防災機関において、必要な情報の共有を図っていく。

※RI（ラジオ・アイソトープ）：放射線を出す同位元素（ウラン、ラジウム等）のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

<各機関の役割分担>

機関名	対策内容
東京消防庁 小金井消防署	○ 核燃料物質や放射性同位元素等の消防活動に重大な支障を生じるおそれのある物質を貯蔵、又は取扱う事業者を、都の火災予防条例に基づき把握する。
都福祉保健局	○ RI管理測定班を編成し、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

応急対策

対策項目	担当部班
第1節 情報伝達体制	総務部統括調整班、企画財政部情報システム班
第2節 市民への情報提供等	企画財政部広報秘書班
第3節 放射線等使用施設の応急措置	総務部統括調整班、環境部環境庶務班
第4節 核燃料物質等運搬中の事故	総務部統括調整班、環境部環境庶務班

第1節 情報伝達体制

(市)

第1 対策内容と役割分担

- 放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる市の体制を整備する。

第2 詳細な取組内容

- 小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議（以下「調整会議」という。）により、放射性物質の飛散に伴う影響及びその対策について必要な情報を共有し、その対策の検討を行う。
- 必要に応じ、市本部又は危機管理対策本部を設置し、被害情報等の共有や対策を行うとともに、都・国・警察署・消防署等との関係防災機関との連絡調整を行う。

(別冊 資料2-10-1 小金井市放射線対応に関する危機管理調整会議設置要綱)

第2節 市民への情報提供等

(市)

- 市民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。
- 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現を避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。
- 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

第3節 放射線等使用施設の応急措置

(市、小金井消防署)

第1 対策内容と役割分担

- 放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射性障害が発生するおそれがある場合、又は放射性障害が発生した場合においては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告することとなっている。

＜各機関の役割分担＞

機関名	対策内容
市総務部	○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施
東京消防庁 小金井消防署	○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 ○ 事故の状況に応じ、必要な措置を実施

第2 詳細な取組内容

- 市は、関係機関との連絡を密にし、必要に応じて次の措置を行う。
- 1 住民に対する避難指示
 - 2 住民の避難誘導
 - 3 避難所の開設
 - 4 避難住民の保護
 - 5 情報提供、関係機関との連絡
 - 6 その他、災害対策上必要な措置
- 小金井消防署は、放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。また、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等に関する必要な措置を実施する。
- 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置
 - 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命危険に関する応急措置

第4節 核燃料物質等運搬中の事故

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、各事業者）

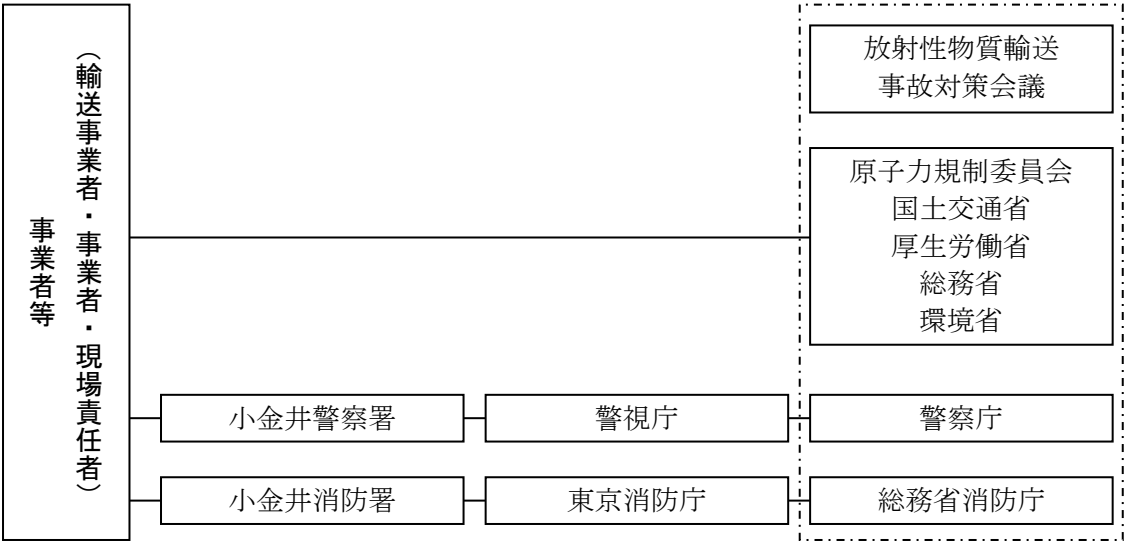
第1 対策内容と役割分担

- 核燃料物質、放射性同位元素（RI）の輸送については、原子炉等規制法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物及び輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されているが、核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

<各機関の役割分担>

機関名	対策措置
市	○ 関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 1 住民に対する避難指示 2 住民の避難誘導 3 避難所の開設 4 避難住民の保護 5 情報提供、関係機関との連絡
原子力規制委員会 国土交通省 厚生労働省 総務省 環境省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	○ 放射性物質輸送事故対策会議の開催 ○ 派遣係官及び専門家の対応
都総務局	○ 事故の通報を受けた場合は、都の窓口として、直ちに市区町村をはじめ関係防災機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難等の必要な措置を講じる。
警視庁 小金井警察署	○ 事故の状況把握及び住民等に対する広報 ○ 施設管理者、運行管理者に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
東京消防庁 小金井消防署	○ 事故の通報を受けた東京消防庁（小金井消防署）は、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等に関する必要な措置を実施する。
事業者	○ 事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講じる。 ○ 警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第2 業務手順（核燃料物質等運搬中事故時の連絡体制）



復旧対策

対策項目	担当部班
第1節 保健医療活動	福祉保健部保健医療班
第2節 放射性物質への対応	環境部環境庶務班、子ども家庭部応急保育対策班、 学校教育部学校教育庶務班
第3節 風評被害への対応	企画財政部広報秘書班、総務部統括調整班、 市民部経済班

第1節 保健医療活動

(市)

第1 対策内容

- 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、市は、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

<各機関の役割>

機関名	対策内容
市福祉保健部	○ 健康相談に関する窓口の設置 ○ 保健所等への外部被ばく線量の測定に関する要請

第2 詳細な取組内容

- 市は、市民の放射線による健康への影響等の不安を解消するために、相談窓口を設ける。
- 住民の求めに応じ、外部被ばく線量の測定を実施するよう保健所に要請する。

第2節 放射性物質への対応

(市)

第1 対策内容

<各機関の役割>

機関名	対策内容
市環境部 市子ども家庭部 市学校教育部	○ 測定結果に応じた除染の必要性を検討し、必要に応じた対応を行う。

- 放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。
- 調整会議等を開催し、必要な対応策を協議したうえで対応を図る。

第3節 風評被害への対応

(市)

第1 役割分担と対策内容

- 風評等により、農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

<各機関の役割分担>

機関名	対策内容
国・都	○ 基準を超過した食品の回収・廃棄や、出荷制限をする。
市企画財政部	○ 正確な情報に基づいた広報活動を行う。 ○ 都と連携して、生鮮食料品の安全性のPR及び正確な情報の提供
市総務部 市市民部	○ 市内企業の製品や市内への観光等への風評被害防止のため、安全性のPRを行うとともに、放射性物質に関する正確な情報提供に努める。

第2 詳細な取組内容

- 都、市各部及び関係機関等から提供された情報に基づき、風評被害の防止又は軽減につながる情報を、市報こがねい、ホームページ、ツイッター等のあらゆる広報媒体を活用して、安全性のPRに努める。
- 風評被害の払拭を目的として、消費者に向け適時適切に情報発信を行うとともに、販売促進イベント等を実施する。イベントの実施に当たっては、効果的に安全性をPRするとともに、対面販売時に正確な情報提供を行う等、市民が安心して購入をできるよう努める。
- 市内企業の製品や市内観光エリアの安全性に関するPRを積極的に行い、風評被害の防止及び軽減を図る。

第 1 1 章 住民の生活の早期再建

基本的な考え方

第 1 現在の到達状況

1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の早期発行に向けて、都の「被災者生活再建支援システム」を導入している。

また、罹災証明書発行等に伴う都の講習会への参加や防災訓練での市民への啓発実施、及び被災地への職員派遣を実施してきた。

さらに、広域的な自治体間の応援体制の構築を進めている。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

避難所から排水を受けるマンホールの耐震化を推進し、都と災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書を交わしている。

また、し尿の収集及び運搬に関する災害時協定を民間（3 社）と締結している。

このほか、各避難所に災害用トイレを備蓄している。

○ 災害用トイレの備蓄等

組立式トイレ	50 基
簡易トイレ（ラップポン）	2 基
簡易トイレ（ダンボール）	220 個
携帯トイレ	28,900 個
マンホールトイレ	75 基

3 ごみ処理、がれき処理

都は、非常災害に伴う大量の災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的に、平成 29 年 6 月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定し、都や区市町村、都民、事業者の果たすべき役割を明確化した。

がれき処理について、都は平成 25 年 2 月に「東京都震災がれき処理マニュアル」を改定し、発災後に取り組む事項や手段等を定めている。さらに、区市町村が各所管の区域において災害がれきの処理を速やかに対処できるようがれき処理マニュアルの作成を支援するため、区市町村職員を対象とした「震災がれき処理に関するワークショップ」を開催（平成 24 年～平成 26 年）し、市も参加し、今後のマニュアル策定に向け、都との共通認識を得たところである。

市では、被災時に多量に発生する災害廃棄物を迅速に処理する体制を確保し適正に処理するため、平成 31 年 3 月に「小金井市災害廃棄物処理計画」を策定し、市民の生活環境の保全、公

衆衛生上の被害を防止するとともに、早期の復旧、復興に資するための基本事項を定めている。

4 建設型応急住宅の供給

建設型応急住宅の建設予定地は、市内 3 か所の市立公園となっている。(栗山公園、三楽公園、小長久保公園)

第2 課題

<小金井市の被害想定>

項 目			単位	多摩東部直下地震					
				冬・早朝 風速 4m	冬・早朝 風速 8m	冬・昼 風速 4m	冬・昼 風速 8m	冬・夕方 風速 4m	冬・夕方 風速 8m
建物全壊棟数			(棟)	445	445	445	445	445	445
建物半壊棟数			(棟)	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567	1,567
	うち、建物大規模半壊棟数		(棟)	327	327	327	327	327	327
火災	焼失棟数	倒壊建物含む	(棟)	534	537	628	632	1,556	1,565
避難者		発生数 (4日～1週間後)	(人)	17,000	17,011	17,375	17,398	21,056	21,091
災害廃棄物		重量	(万 t)	17	17	18	18	20	20
ライフ ライン	電力	停電率	(%)	5.1	5.1	5.4	5.4	8.5	8.5
	通信	不通率	(%)	1.7	1.9	2.2	2.2	5.3	5.4
	上水道	断水率	(%)	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1	21.1
	下水道	管きょ被害率	(%)	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
	ガス	供給停止率	(%)	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9	49.9

(資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 令和4年5月25日)

1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題

罹災証明書は、被災後の全ての生活再建支援（被災者生活再建支援金の支給等）の手続きの基礎となるものであることから、迅速に発行する必要がある、大規模災害時には発行対象が多数と想定されるため、都の「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」（平成29年5月）に基づき、住家被害認定調査や罹災証明書の発行を実施する体制整備が必要である。

また、被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題

発災時には、21.1%の上水道の被害と、4.6%の下水道の被害が想定されている。

上下水道の復旧までに相当な期間を要することが想定され、その間を乗り切るため、被災後のトイレ機能の確保に向けた対策を強化する必要がある。

3 大量のごみ処理、がれき処理に向けた課題

最大で約 25 万トンが発生するがれき等を処理するためには、ごみ・がれき処理のための集積場所等の確保及び処理体制の構築が必要である。

4 建設型応急住宅の供給に向けた課題

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に対して、建設型応急住宅を迅速かつ的確に供給するための備えが必要である。

第3 対策の方向性

1 生活再建対策の早急な実施

罹災証明書の発行については、被害調査や手続に要する期間を短縮するため、都の罹災証明書発行を支援する「被災者生活再建支援システム」の円滑かつ迅速な業務遂行のための体制整備を進める。

義援金の配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

2 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え

避難所等からの排水を受ける下水道管の耐震化を進めるとともに、避難所となる公共施設について、マンホールトイレ等必要な設備の改修等、災害用トイレの確保を図る。

併せて、し尿の収集・運搬に関する調整を行っていく。

下水道対策については、「震災編 第2部 3-13 第2 下水道施設」を参照のこと。

3 ごみ、がれきの集積場所と中間及び最終処分場の確保

大量のごみやがれきの処理については、災害時のごみ・がれきの集積場所等の確保を推進するとともに、広域処理体制の構築を図る。

4 都と連携した応急仮設住宅への備え

建設型応急住宅の供給に関し、都と連携した対応を行う。

また、賃貸型応急住宅の早期供与に向けて、都及び関係業団体等との協力体制を構築する。

第4 到達目標

1 生活再建のための「罹災証明書」発行手続き等の迅速化

災害に係る住家被害認定に関するマニュアルを作成するとともに、罹災証明書に係る被災者生活再建支援システムにより、罹災証明書を速やかに発行できる体制（認定作業・台帳作成・交付）を構築する。

また、義援金を迅速に配分できる体制を構築する。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレの備蓄及び民間との協定に基づく処理体制の確保に努める。

3 ごみ、がれきの広域処理体制の構築

広域的な処理体制についての連携体制を構築することにより、ごみ・がれきの処理を迅速に行う。

4 建設型応急住宅の供給

都と連携して、建設型応急住宅を供給する体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

第 1 1 章 住民の生活の早期再建



予防対策

対策項目	担当部課
第1節 罹災証明書の発行体制	市民部資産税課、市民税課、納税課
第2節 義援金の配分事務体制	企画財政部企画政策課
第3節 トイレの確保及びし尿処理	環境部ごみ対策課、下水道課
第4節 ごみ処理	環境部ごみ対策課
第5節 がれき処理	環境部ごみ対策課
第6節 災害救助法等	総務部総務課
第7節 応急教育・応急保育	学校教育部指導室、子ども家庭部保育課

第1節 罹災証明書の発行体制

（市）

- 罹災証明書発行等について、都の罹災証明書発行を支援する「被災者生活再建支援システム」を活用し、最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材を確保する。
- 都の「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」（平成29年5月）に基づき、住家被害認定調査手法や、罹災証明発行体制について整備するとともに、調査員の不足や情報連携を円滑に行う体制の構築、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
- 災害に係る住家被害認定調査、罹災証明書発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築するとともに、この実施体制のシステム化を検討する。
- 罹災証明書発行の資料となる住家被害認定調査や、罹災証明書発行手続きの研修や訓練、市民への啓発を実施する。
- 市は、火災に関する罹災証明書を発行する小金井消防署と事前調整等を行い、罹災証明書発行に係る連携体制を確立する。
- 応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知する。
- 都と連携して、速やかに被災宅地危険度判定士の派遣等の支援体制が構築できるよう、災害時における体制を整備する。

第2節 義援金の配分事務体制

- 義援金の募集・配分については、早期配分に必要な手続を明確にする。
- 都の義援金募集等に協力する場合と、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な

手続を明確にする。

第3節 トイレの確保及びし尿処理

(市、各事業所、市民等)

第1 災害用トイレの確保

機関名	内 容
市	○ 避難者75人当たり1基（※避難者総数21,091人）の災害用トイレの確保に努める。 ○ 避難所となる公共施設について、マンホールトイレ等必要な設備の改修を行う。 ○ 不足分については、引き続き、災害用トイレ（組立式トイレ・簡易トイレ・携帯トイレ）を備蓄するとともに、民間との災害協定等の締結を結び災害用トイレの確保に努める。 ○ 要配慮者に配慮したトイレ（洋式トイレ等）の備蓄に努める。 ○ 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保する。 ○ 災害用トイレ（仮設トイレ等）の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
事業所 及び家庭	○ 当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。 ○ 水の汲み置き等により生活用水を確保する。

第2 災害用トイレの普及啓発

- 仮設トイレ等の設置箇所や、事業所・家庭において3日分を目標に災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活用水の確保等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識や利用方法の普及啓発に努める。
- 災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）の実施に努める。

第3 し尿の収集・処理体制の確保

- 市内のし尿の収集・運搬に関する現況を把握し、災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定の締結に基づき、し尿処理運搬車等の確保に努める。
- 避難所ごとの避難者人数に応じた生活用水の確保に努める。
- 都下水道局との覚書に基づき、収集したし尿の水再生センターへの搬入等が整備されており、今後は、運用や体制の充実を図る。

(別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 1 災害時における水再生センターへのし尿搬入及び

受入れに関する覚書)

- (別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 5 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書(加藤商事))
- (別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 6 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書(志賀興業))
- (別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 7 災害時におけるし尿の収集及び運搬の協力に関する協定書(調布清掃))

第4節 ごみ処理

(市、都)

第1 ごみ処理

- 大量に発生するごみの処理は、市を実施主体として、必要に応じ、都の支援を受ける。
- 関連施設の現況を把握し、耐震性が不足する施設がある場合は耐震化を促進するとともに、不足が想定されるマンパワーや資機材等の確保に努める。
- 都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して、市のマニュアルに作成する等ごみ処理体制の構築を促進する。

第5節 がれき処理

(市)

- 市は、がれき処理の実施主体となるが、必要に応じて、都への支援要請により、集積場所や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。
- 「災害廃棄物処理計画」を踏まえて、災害廃棄物の発生量の推計方法、仮置場の設置・管理方法など、より具体的な内容を定める災害廃棄物処理初動マニュアルを整備する。
- 市は、市有施設について、各施設所管課がアスベスト含有調査、除去、対策の計画的実施について検討しておく。
- 大量に発生する震災廃棄物の処理を円滑に進め、迅速・適正な応急対策及び復旧が可能となるよう、処理体制の構築に努めるとともに、民間団体や近隣自治体との協力体制を構築する。

第1 がれき処理

- あらかじめ、がれき仮置場予定地を指定する。
- 関連施設の現況を把握し、耐震性が不足する施設がある場合は耐震化を促進するとともに、不足が想定されるマンパワーや資機材等の確保に努める。
- がれき処理マニュアルの策定に努める。
- 災害時のがれき処理に関する窓口の設置等の処理体制を整備する。
- 清掃関連施設新設の際には、災害廃棄物の一時保管機能を確保する。

第2 アスベスト飛散防止対策

- 市は、自律的に応急対策等の措置を講じることができるように、災害時のアスベスト飛散防止体制の整備、平常時における対策の実施、災害現場で必要なアスベスト関連の資機材の購入により、災害発生時に都と連携してアスベスト飛散防止対策を実施できるようにする。

1 災害時の体制の整備

- 災害時にアスベスト対策に従事するアスベスト対策班を設置し、マニュアル等に明記する。
- 災害時に円滑にアスベスト対策について住民に広報ができる体制を整備し、マニュアル等に明記する。(ホームページ等による情報発信やボランティアセンターとの連携)
- 災害時に市所有施設のアスベストの露出状況の把握及び応急措置が迅速に行われるように庁内関係部署との連携体制を整え、マニュアル等に明記する。

2 平常時における対策

- 災害時に迅速にアスベストのモニタリングポイントを選定できるように、平常時に避難所、災害廃棄物仮置場等の情報を整理しておく。
- 都が主催する災害時アスベスト対策訓練に参加し、参加することを市マニュアル等に明文化する。

3 アスベスト関連資機材の購入

- 市職員が災害時に現場で使用するアスベスト関連資機材(マスク、防護服、アスベスト飛散防止剤、薬剤噴霧器、ブルーシート(飛散防止用)、ポール(立入制限用))等を購入・整備する。

4 住民等への普及啓発、事業の広域化

- 1及び2の取組の内容を周知するとともに、アスベストの飛散防止に係る普及啓発及び事業の広域化に向けた取組を行う。

第6節 災害救助法等

(市)

第1 災害救助法の適用

- 市長は、災害救助法の適用基準に該当するか、又は該当する見込みがあるときは、その旨を都知事に直ちに報告しなければならない。
- 職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

第2 激甚災害法の適用

- 激甚災害指定は、災害による被害規模等を国が判断し、政令という形で指定することとなる。
- 市長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならない。
- 職員は、適切な激甚災害指定が実施されるよう、制度について十分理解するとともに、速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告できる体制を整備する。

第7節 応急教育・応急保育

（市、各学校）

第1 応急教育の事前準備

- 災害時における児童、生徒等の生命及び身体の安全とともに、教育活動等の確保を図るため、市立の小中学校等における災害予防対策等について万全を期する必要がある。

1 学校危機管理マニュアル（平成 25 年 3 月改訂）の活用

- 市立小中学校の学校長は、都が都立学校を対象に危機管理対策の具体的な取組み等に関する基本的方針を示し、共通事項を明らかにした「学校危機管理マニュアル」に準じて、個別にマニュアルを作成する。
- 市は、市立小中学校に対し、マニュアルの作成及び更新を指導する。
- 市立小中学校における日頃の防災訓練や安全指導、防災に関する研修に関しては、作成した「学校危機管理マニュアル」を活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図る。

2 事前準備

- 学校長は、学校の立地条件等を考慮したうえ、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。
- 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - (1) 児童・生徒の避難訓練を実施するほか、市が行う防災訓練に教職員、児童・生徒等も参加、協力する。
 - (2) 児童・生徒が学校管理下にある多様な場面を想定して、避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。また、登下校時に発災した場合に備えた避難計画についても立案し、周知徹底を図る。
 - (3) 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
 - (4) 勤務時間外における教職員の参集、連絡体制、役割分担等の計画を教職員に周知徹底する。
 - (5) 児童・生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努め、また、学校医や地域医療機関等との連携を図る。

第2 応急保育の事前準備

- 保育園等は、震災に備え事前に行動マニュアル等を整備し、震災時における園児の生命及び身体の安全の確保について万全を期する必要がある。このため、子ども家庭部保育課及び各保育園は、震災時の保育に関する計画を策定する。
- 認可保育園等に対しては、個々の実状に応じて災害予防、応急対策等がとれるよう十分な指導を行う。
 - 1 各保育園長（保育課長）は、保育園の立地条件等個々の実状を勘定した震災時の保育園に関する計画を策定する。
 - 2 各保育園長（保育課長）は、震災の発生に備えて次のような措置を講じる。
 - (1) 園児の避難訓練を実施する。
 - (2) 警察署、消防署等との連絡網を確立する。
 - (3) 保育時間内に震災が発生した場合、全ての保護者による引き取りは困難と予想されるため、残留園児の保育対策を検討する。
- 市は、市内の認可保育園等に対し、震災時においても可能な限り保育の提供を実施するよう求め、事前に連絡体制を確立する。

応急対策

対策項目	担当部班
第 1 節 被災建築物の応急危険度判定	都市整備部建物調査班
第 2 節 被災宅地の危険度判定	市街地調査班
第 3 節 住家・非住家被害認定調査等	都市整備部建物調査班、市民部税務庶務班、 税務・調査班
第 4 節 罹災証明書の発行	市民部税務・調査班
第 5 節 義援金品の受付け・募集	企画財政部企画財政庶務班
第 6 節 トイレの確保及びし尿処理	環境部清掃班、下水道班
第 7 節 ごみ処理	環境部清掃班
第 8 節 がれき処理	環境部清掃班
第 9 節 土石、竹木等の除去	環境部清掃班
第 10 節 災害救助法の適用	総務部総務庶務班
第 11 節 激甚災害の指定	総務部総務庶務班
第 12 節 応急教育	学校教育部応急教育対策班
第 13 節 応急保育	子ども家庭部応急保育対策班
第 14 節 災害時出納	協力部出納班

第 1 節 被災建築物の応急危険度判定

（市、都、各施設管理者）

第 1 判定の目的

- 被災建築物については、本震後の地震活動による倒壊のおそれがあるため、発災後早期に建築物の被害状況を調査・把握し、必要な措置を講じることが求められる。このため、市は、都と連携し、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

第 2 判定制度

- 都では、平成 7 年 5 月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を東京都防災ボランティアとして登録している。
- 応急危険度判定制度の運用については、都が平成 14 年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、実員の確保を図っている。

第 3 判定の実施

- 地震等災害発生後 10 日程度を目安とする。
- 応急危険度判定は、判定対象建築物別に以下のとおり実施する。

<応急危険度判定の実施>

判定対象住宅	判定の実施
民間建築物	○ 市は、市域内において地震により多くの建築物が被災した場合、市本部の下に「応急危険度判定実施本部」を設置する。 ○ 応急危険度判定実施本部は、都に対し「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録された建築物の応急危険度判定員の出動を要請する。
市が管理する建築物 (市庁舎、市立学校、市営住宅等)	○ 市が管理する建築物の応急危険度判定は、都市整備部が実施計画を立案する。 ○ 応急危険度判定は、判定に関する知識を有する市職員が実施する。
都が管理する建築物	○ 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は、主として都住宅政策本部及び都住宅供給公社が実施する。 ○ 都住宅政策本部及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員等が判定業務に従事する。
都住宅供給公社、 独立行政法人都市再生 機構等が管理する住宅	○ 都住宅供給公社、独立行政法人都市再生機構等の公的機関が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。

第4 判定結果の表示

- 応急危険度判定員による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第2節 被災宅地の危険度判定

(市、都)

第1 判定の目的

- 被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、がけ崩れ等の二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

第2 判定対象宅地

- 宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び応急危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

第3 判定の実施

- 市は、大地震等の災害発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 市は、必要に応じて、都に対し、被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請等を依頼する。
- 都は、市から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

第4 判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定士による判定結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 表示に際しては、当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第3節 住家・非住家被害認定調査等

(市、都、小金井消防署)

第1 調査の目的

- 住宅の応急修理や住宅の供給、その他被災者支援策の基礎資料とするため、被災直後において、住家・非住家の被害状況を把握する。
- 被害状況は都本部に報告し、都は報告を踏まえて建物の被害状況を把握し、都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理、住宅の供給等のための基礎資料とする。

第2 調査の実施

- 調査の実施に当たっては、応急危険度判定、住家・非住家被害認定調査、罹災証明書の発行にわたる一連の業務について、関連部署の連携を図る。

＜住家・非住家被害認定調査の実施＞

機関名	内 容
市	○ 市民部税務・調査班及び税務・支援班、都市整備部都市整備庶務班は、国の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考として、あらかじめ定めた被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等に基づき、住家及び非住家の被害状況調査を行い、総務部統括調整班を通して都本部に報告する。 ○ 市単独での調査が困難な場合は、都に応援を要請する。

機関名	内 容
都	○ 建築職員及び家屋評価に関する知識・経験を有する職員による、市の行う調査への職員の応援体制を整備する。 ○ 必要に応じて、他の公的機関及び各学会・大学並びに他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、市の業務を支援する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 火災による被害状況調査（原因・損害等）を行う。

第4節 罹災証明書の発行

1 発行手続

- 市は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を発行するとともに、被災者台帳を作成する。
- 罹災証明書の発行の手続は、次表のとおりとする。
- 証明書の発行窓口は、被災者の利便性を考慮し、小金井消防署と協議のうえ、状況に応じて複数の市有施設又は市の指定する施設に設置する。

<罹災証明書発行の手続>

機関名	内 容
市	○ 市民部税務・調査班は、住家・非住家被害認定調査を実施するとともに、調査結果をデータ化し、罹災証明書の発行に備える。 ○ 市民部市民庶務班及び税務・支援班は、相互に協力して住家・非住家被害認定調査の結果に基づき被災者台帳を作成し、速やかに罹災証明書を発行する。なお、当該台帳により確認できないものは、申請者の立証資料により発行する。 ○ 被災者から同意が得られない場合には、再調査を実施する。
都	○ 市が速やかに罹災証明書を発行できるよう、応援体制を整備する。 ○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について、区市町村間の調整を行う。 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像を把握する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 市と窓口の開設時期・事前設定場所（建物倒壊しない限り）及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災による罹災証明書を同一場所で発行する。 ○ 火災による罹災証明書の発行までは、日数を要することから、早期に市民に対し、発行月日、場所をあらゆる媒体を用いて周知する。

2 罹災証明書の対象となる範囲

- 災害対策基本法第2条第1項に規定する災害において、次の事項について証明する。

＜罹災証明書発行の際に証明する事項＞

市で証明する事項	小金井消防署で証明する事項
(1) 全壊 (2) 大規模半壊 (3) 中規模半壊 (4) 半壊 (5) 準半壊 (6) 準半壊に至らない（一部損壊） (7) 床上浸水 (8) 床下浸水 (9) 流失 (10) その他	(1) 全焼 (2) 半焼 (3) 部分焼 (4) ぼや

3 手数料

- 罹災証明書の発行は、罹災世帯の世帯主又は家族が申請し、その手数料は無料とする。

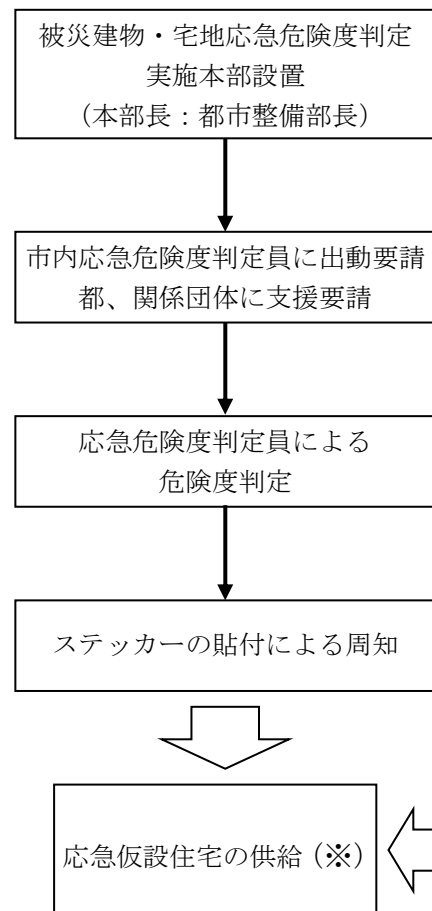
4 証明書の様式

- 罹災証明書の様式は、資料編に定めるものとする。
- 小金井消防署が発行する火災による罹災証明書の様式は、都消防庁が別に定めるものとする。

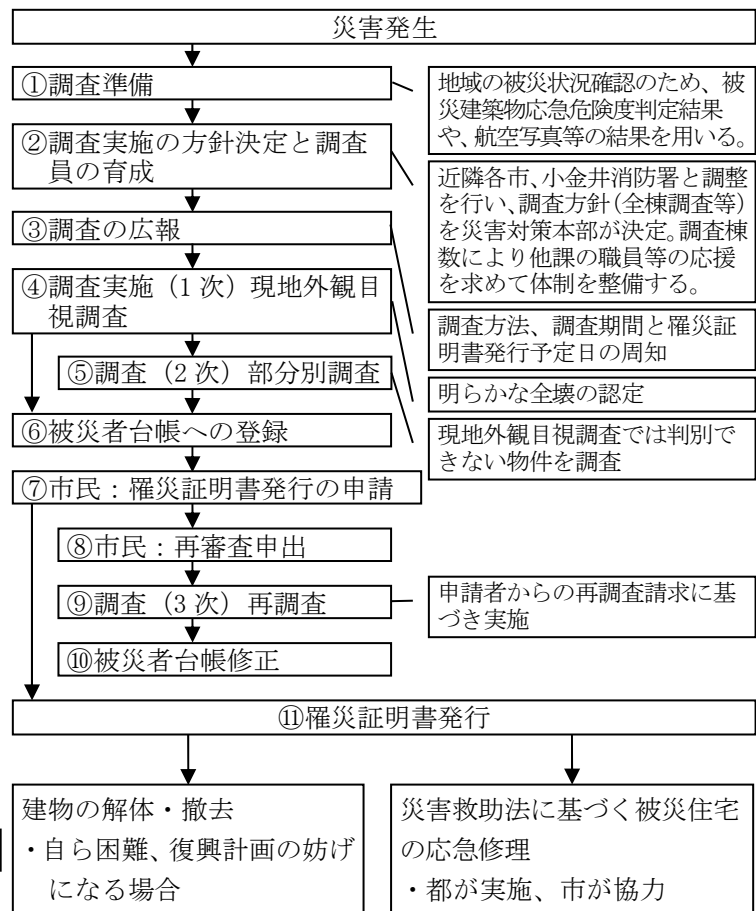
（別冊 様式 2-11-1 罹災証明書様式）

<業務フロー>

【被災建築物・宅地の応急危険度判定】



【住家・非住家被害認定調査の流れ】



※公的住宅の活用、民間住宅の借上げを含む

第5節 義援金品の受付け・募集

(市、都、関係防災機関)

- 市、都、日本赤十字社等各機関は、被害の状況等を把握し、義援金品の募集を行うか否かを検討し決定する。
- 市における義援品の受付けは、原則として企業及び他の自治体からの物のみ受け付けることとし、個人からの義援品の受付けは行わない。
- 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設する。

第6節 トイレの確保及びし尿処理

(市、都)

第1 災害用トイレの確保及びし尿処理の方針

- 市は、各避難所等の避難者数、災害用トイレ、し尿収集車の台数等を把握したうえで、し尿収集計画を策定し、都下水道局と連携して水再生センターへのし尿の搬入を実施する。

第2 避難所等における対応

場 所	対応内容
避難場所	○ 震災対策用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。 ○ 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。 ○ 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、市が組立てトイレ等を設置する。
避難所	○ 被災後、断水した場合は、既設水洗トイレの排水設備に被害を受けていないものについては、学校のプール、震災対策用井戸・受水槽等で確保した水を使用し、下水道機能の回復を図る。 ○ し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、市は、努めてし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを確保し、対応する。 ○ 市は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。 ○ トイレの設置においては、高齢者及び障がい者に配慮した車いす用ポータブルトイレや専用トイレの設置、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。 ○ 備蓄分が不足した場合には、市は都本部に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。
事業所・家庭等	○ 上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、震災対策用井戸、雨水貯留槽等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。 ○ 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄(災害用トイレ)を活用する。

第3 し尿の収集・処理

- 環境部清掃班は、仮設トイレ等の設置状況、被害状況等の情報を基にして、収集・処理計画を策定する。
- 汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿収集は、し尿収集委託業者に協力を要請し、し尿収集車により収集を行い、水再生センターに搬入する。
- 市の確保したし尿収集車のみでは対応できない場合には、都に応援を要請する。

- 都は、市からの要請を受け、被災していない他の自治体や事業者団体等に対して、し尿収集車の確保について広域的な調整・応援要請を行う。

第7節 ごみ処理

（市、都、各事業所、市民等）

第1 ごみ処理の方針

- 災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保を図る。
- 災害時に処理するごみは、建築物の全壊、半壊等及び火災により生じるごみと一般生活によるものである。

第2 ごみ処理の方法

- 環境部清掃班は、被害状況等の把握に基づき、臨時集積所の設置、臨時収集運搬ルート確立、状況に応じた排出場所及び排出日時の変更等、速やかにごみ処理計画を策定し、委託業者等と協議し、廃棄物の処理を行う。
- 災害時におけるごみ排出は、膨大な量になると予想されるため、被災地の環境保全の緊急性から、ごみ処理を第1次対策と第2次対策とに分けて対処するものとする。

（別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 2 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（加藤商事））

（別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 3 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（志賀興業））

（別冊 協定 し尿処理・がれき処理関係 4 災害時における廃棄物の収集及び運搬の協力に関する協定書（調布清掃））

<ごみ処理対策>

段 階	内 容
第1次対策	○ 一般家庭から排出される生活ごみ、破損及び火災による家財ごみ、生活上、衛生上速やかに処理を必要とするごみについては、市民等により分別を徹底し、処理を進めていく。 ○ 中間処理施設への短期間大量投入が困難なため、環境保全に支障のない公有地・公園等を利用して、臨時集積所を確保し、平常時の作業体制に加え、一般廃棄物収集運搬業許可業者等へ協力を要請するとともに、臨時に作業員を雇い上げる等を行い、収集が可能な状態となった時点から10日間で収集するよう努める。
第2次対策	○ 臨時集積所に搬入されたごみを、臨時雇上げの人員、資材を活用して、中間処理施設へ搬出する。

第3 処理応援の要請

- 市の対応では、排出されたごみ処理が不可能な場合、市本部長は、他の公共団体や民間施設に対して支援を要請する。また、都に対しても広域的な調整・応援要請を行う。
- 都は、都内の廃棄物関連施設等の被害状況の把握を行うとともに、市からの要請に基づき、都内での収集機材や中間処理施設等についての調整・応援要請を行い、必要に応じて、広域的な支援要請を実施する。
- ボランティアやNPO等の支援を得てごみ処理等を進める場合には、小金井市社会福祉協議会、NPO等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

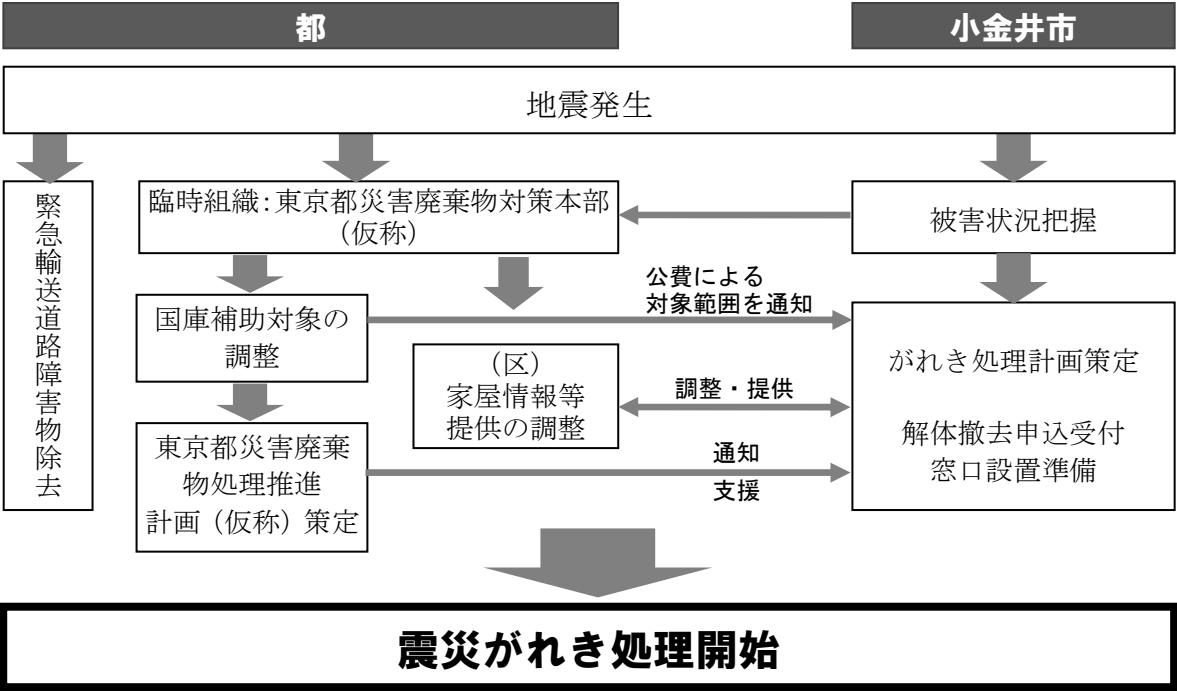
第8節 がれき処理

(市、都)

第1 がれき処理の方針

- 発災後の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）の再生利用、適正処理を図る。
- 環境部清掃班は、被害状況等の情報を基にして、がれき処理の計画を策定し、対処する。
- 都は、区市町村の被災状況の把握を行い、必要な調整・支援を行う。

＜発災直後から2週間までの作業行程＞



(別冊 資料 2-11-1 都によるがれき処理検討の概要)

第2 がれき処理の計画

1 がれき発生量の推計

- 環境部清掃班は、被害状況を確認し、がれきの発生量を推計するとともに、都環境局へ報告する。
- 環境部清掃班は、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。

2 がれき処理計画の策定

- 環境部清掃班は、発災後、市域におけるがれき処理の計画（災害廃棄物処理実行計画）を策定し、対応する。

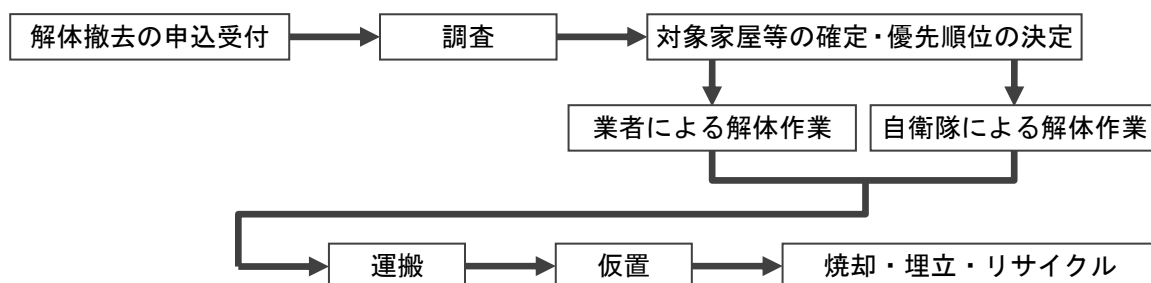
3 緊急道路障害物除去作業に伴うがれき等の搬入

- 市選定の障害物除去路線については、都市整備部道路復旧班が、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集したがれき等を仮置場に搬入する。
- 都選定の障害物除去路線については、都建設局が担当し、市は都の指示に基づき協力して処理を行う。

4 がれきの撤去及び倒壊建物の解体

- 環境部清掃班は、がれき撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に関し、住民からの申請受付を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。
- 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置（公費負担制度）を国が講じた場合、市は、倒壊建物の解体処理に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。
- がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

<解体処理事業フロー>



(1) 受付事務

- 市は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。
- 申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

(2) 民間業者との契約事務

- 緊急道路の障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、市は、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(3) 適正処理の指導事務

- 解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。
- 搬出したがれきについては、市が指示する仮置場に搬入する。

5 がれきの仮置場の設置

- 仮置場は、積替えによるがれきの輸送効率の向上と、処理体制が整うまでの間、分別の徹底及び中間処理や再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として仮置場を設置する。
- 仮置場には簡易破碎機等を導入して、廃木材・コンクリートがらをできるだけ減容化する想定。

<仮置場予定地>

(令和4年4月現在)

施設名	所在地
1 中間処理場	小金井市貫井北町 1-8-25
2 空缶・古紙等処理場	小金井市中町 3-19-16
3 都立武蔵野公園野球場付近	小金井市東町 5-1
4 都立小金井公園第一駐車場	小金井市関野町 2-6、2-9

<仮置場予定地（新庁舎建設後）>

施設名	所在地
1 小金井市野川クリーンセンター	小金井市東町 1-7-19
2 資源物処理施設（令和7年3月から）	小金井市貫井北町 1-8-25
3 都立武蔵野公園野球場付近	小金井市東町 5-1
4 都立小金井公園第一駐車場	小金井市関野町 2-6、2-9

(別冊 資料 2-11-2 災害時活動拠点施設一覧)

6 がれきの中間処理・再生利用・最終処分

- 仮置場から分別して搬出されたがれきは、破碎処理等の中間処理を行った後「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に基づいて、次の品目ごとにできるだけ再生利用する。

- 再生利用が不可能なものに限り、焼却等の中間処理によりできるだけ減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しつつ、廃棄物として適正な最終処分をする。

(1) 廃木材

- 破砕処理した後、チップ化し、製紙用、ボード用、燃料用等として再生利用する。チップ化できないものについては、清掃工場等において焼却処理する。

(2) コンクリートがら

- 破砕処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事の材料等に再生利用する。

(3) 金属くず

- 製鋼材料等に再生利用する。

第3 処理に必要な協力体制について

- がれきの処理に当たっては、次の業務について資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて、効率的に実施する。

業 務	協力要請する業務
倒壊建物・がれき処理	○ 倒壊建物の解体業務 ○ 発生がれきの撤去業務
がれき仮置場の設置	○ 仮置場の維持管理業務 ○ 仮置場からのがれきの搬出
がれきの中間処理・再生利用・最終処分	○ 廃木材・コンクリートがら等の破砕処理 ○ 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供 ○ 再生利用施設への搬入 ○ 再生利用施設における優先処理 ○ 最終処分場へのがれきの搬入

第9節 土石、竹木等の除去

(市、都)

第1 住居における障害物除去

1 土石、竹木等の除去計画

機関名	対策
市	○ 災害救助法適用前は、市本部長が除去の必要を認めたものを対象として実施する。 ○ 災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報

機関名	対策
	告するとともに、都と協力して土石、竹木等の除去を実施する。
都	○ 災害救助法適用後は、区市町村の報告に基づき、実施順位、除去物の集積地等を定め実施する。 ○ 第一次的には、区市町村保有の器具、機械を使用する等、区市町村と協力して実施し、労力、機械力不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接区市町村からの派遣を求める。 ○ 不足する場合は、東京建設業協会に対し、資器材、労力等の提供を求める。

2 土石、竹木等の障害物の除去の対象となる者

- (1) 自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することのできない者であること（生活保護法の被保護者、要保護者及び特定の財産を持たない失業者等）。
- (2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に、障害となるものが運び込まれているか、又は敷地等に運び込まれているため、家への出入りが困難な状態にある場合であること。
- (3) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること（本宅に障害物が運び込まれても別宅がある場合等は対象とならない。）。
- (4) 半焼、半壊又は床上浸水したものであること（全焼、全壊、流失、床下浸水の住家は対象とならない。）。
- (5) 原則として、災害救助法適用の原因となった災害によって住家が直接被害を受けたものであること。

第2 道路における障害物除去

- 市は、道路上の破損、倒壊等に伴う障害物の除去を行い、交通の確保に努める。
- 緊急輸送道路については、最優先に実施する。

（「震災編 第2部 3-9 第3 緊急輸送ネットワーク整備」参照）

第10節 災害救助法の適用

（市、都）

第1 救助の実施機関

- 都知事は、都の地域に災害が発生し、救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- 都知事は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、市及び都各局に指示する。
- 市長は、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。
- 市長は、都知事が救助法に基づき救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して

必要な救助を実施する。

- 都知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を市長に委任する。
(救助法第 13 条)

＜都知事が救助に関する職権の一部を市長に委任できる内容等＞

区 分	事務の内容等	
都知事が 市町村長へ 委任できる 事務	救助法 第 7 条	○ 医療、土木建築工事又は輸送関係者を救助に関する業務に従事させること。 ○ 輸送関係者を救助に関する業務に従事させることを地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に要求すること。
	救助法 第 8 条	○ 救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させること。
	救助法 第 9 条	○ 病院、診療所、旅館その他政令で定める施設(注)を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。
	救助法 第 10 条	○ 第 9 条の規定により施設を管理し、土地、家屋もしくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせること。 ○ 第 9 条の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせること。
委任する場合 の通知内容	施行令 第 17 条	○ 市町村長が行うこととする事務の内容 ○ 当該事務を行うこととする期間
委任された 場合の責務		○ 当該期間において当該事務を行うこと。

(注) 救助法施行令第 6 条第 1 号 病院、診療所又は助産所
第 2 号 旅館又は飲食店

第2 災害救助法の適用基準

- 救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法が適用される。

- 1 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第1に定める数以上であること。
- 2 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第2に定める数以上あって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が救助法施行令別表第3に定める数以上であること。
- 3 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(別冊 資料 2-11-3 小金井市に関する災害救助法適用基準)

(別冊 資料 2-11-4 災害救助法適用に関わる内閣府令等で定める特別の事情及び基準)

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

区 分	被災世帯の算定
住家が全壊、全焼した世帯	滅失した1世帯とみなす。
住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯	2世帯をもって滅失した1世帯とみなす。
住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯	3世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

区 分	認定基準
(1) 住家が滅失したもの	住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの	住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

区 分		認定基準
(3)	住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの	(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

3 世帯及び住家の単位

区分	単位の基準
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

第4 救助法の適用手続

- 災害に際し、市における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を都知事に報告し、救助法の適用を要請する。
- 市長が救助法の適用を都知事に要請する場合は、都知事に対し、次に掲げる事項について、一時的に口頭又は電話等により連絡し、後日、文書により改めて処理する。
 - 1 災害発生の日時及び場所
 - 2 災害の原因及び被害の状況
 - 3 適用を要請する理由
 - 4 必要な救助の種類
 - 5 適用を必要とする期間
 - 6 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
 - 7 その他必要な事項
- 災害の事態が急迫し、都知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、市長は、救助法による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受ける。
- 都知事は、市長からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助の実施について、市長及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。
- 都知事は、救助法を適用したときは、速やかに、次により公告する。

公 告

○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に
災害救助法（昭和22年法律第118号）により救助を実施する。

令和○年○月○日

東京都知事 ○○○○

第5 救助の種類

- 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
 - 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - 3 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - 4 医療及び助産
 - 5 被災者の救出
 - 6 被災した住宅の応急修理
 - 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - 8 学用品の給与
 - 9 埋葬
 - 10 死体の搜索及び処理
 - 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- 救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき、あらかじめ都知事が定め、市ほか関係機関に通知される。
- 基準額については、都規則により適宜改訂される。

(救助法施行令第3条、都災害救助法施行細則第2条)

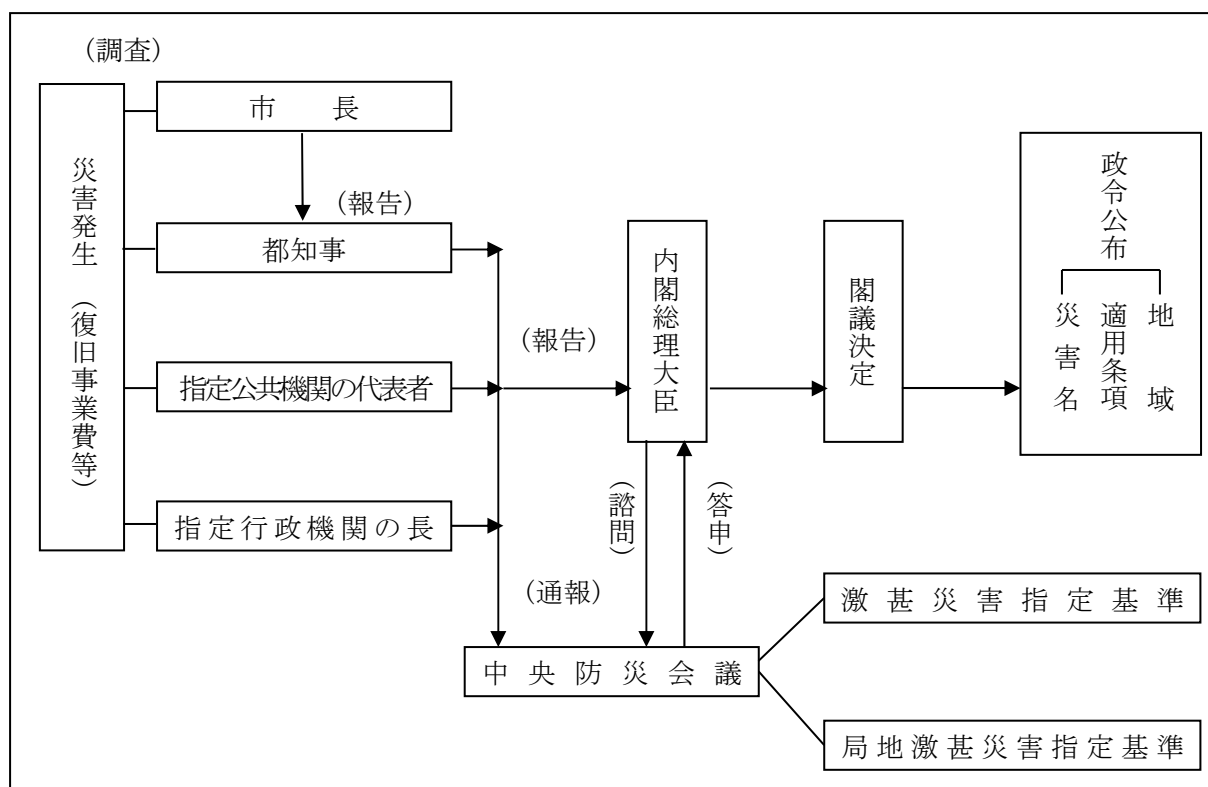
第11節 激甚災害の指定

(市、都)

第1 激甚災害指定手続

- 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

<激甚災害指定手続>



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月に手続を行う。

第2 激甚災害に関する調査報告

機関名	計画内容
市	○ 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、都知事に報告する。 ○ 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。 ○ 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行う。 1 災害の原因 2 災害が発生した日時 3 災害が発生した場所又は地域 4 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項） 5 災害に対しとられた措置 6 その他必要な事項
都総務局 都関係局	○ 都内に大規模な災害が発生した場合、都知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査の実施を指示する。 ○ 局地激甚災害の指定については、関係各局に必要な調査を翌年当初において実施する。 ○ 上記の各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他

機関名	計画内容
	激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、都総務局に提出する。 ○ 都総務局長は、各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関しては都本部に付議する。 ○ 都知事は、市長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

第3 激甚災害指定基準

- 昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

(別冊 資料 2-11-5 激甚災害指定基準)

第4 局地激甚災害指定基準

- 災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議が基準を定めている。
- 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

(別冊 資料 2-11-6 局地激甚災害指定基準)

第5 特別財政援助等の申請手続等

機関名	計画内容
市	○ 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。
都	○ 都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。 ○ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。

第6 激甚法に定める事業及び関係局

- 都では、激甚法に定める事業ごとに担当局を定めている。

(別冊 資料2-11-7 激甚災害法に定める事業及び都関係局)

第7 激甚法以外で定める事業

○ 激甚法以外の法律による財政援助を行う災害復旧事業と根拠法は、以下のとおりである。

法 律	補助を受ける事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の復旧
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧
土地区画整理法	災害により特別に施行される土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業、感染症指定医療機関等復旧事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用
予防接種法	臨時の予防接種
農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧
水道法	上水道施設の復旧
下水道法	下水道施設の復旧
生活保護法	生活保護施設の復旧
児童福祉法	児童福祉施設の復旧
身体障害者福祉法	身体障害者更生援護施設の復旧
老人福祉法	老人福祉施設の復旧
知的障害者福祉法	知的障害者支援施設等の復旧
売春防止法	婦人保護施設の復旧
砂防法等	土砂災害防止対策
鉄道軌道整備法	鉄道施設の復旧

第 1 2 節 応急教育

(市、都、各学校)

第 1 応急教育の実施

1 災害時の対応（学校長の役割）

○ 学校長は、災害発生時には、次の措置を速やかに講じるものとする。

- (1) 児童・生徒等が在校中や休日等のクラブ活動等で学校管理下にあるときに発災した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内に保護するものとし、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童・生徒等を帰宅させる。
- (2) 保護者に対して、避難計画に基づいて、児童・生徒等の安全な引渡しを図る。
- (3) 災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会（市に災害対策本部が設置された場合は市本部。以下同じ。）に報告しなければならない。
- (4) 状況に応じ、市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (5) 応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
- (6) 学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力を得るよう努める。
- (7) 応急教育計画を作成したときは、市教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

2 災害復旧時の対応

○ 学校長及び市教育委員会は、災害復旧時には次の措置を速やかに講じるものとする。

<災害復旧時における学校長及び市教育委員会の対応>

区 分	措置の内容
学校長	(1) 職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、市教育委員会に連絡する。 (2) 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。 (3) 応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。また、心のケア対策にも十分留意する。 (4) 教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。 (5) 他地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問する等して、前記(3)に準じた指導を行うように努める。 (6) 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能となる場合には、市教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に

区 分	措置の内容
	授業の再開に努める。 (7) 災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業にもどすように努める。その時期については早急に保護者に連絡する。
市	○ 学校長等からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。 ○ 被災学校等ごとに担当職員（指導主事を含む。）を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、教育委員会は、被災学校等の運営について、助言と指導に当たる。 ○ 教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について都教育委員会と必要な調整を行う。 ○ 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

第2 学用品の調達及び給与（支給）

区分	内 容
給与の対象	○ 震災等の災害により住家が被害をうけ、学用品を喪失又はき損し就学上支障の生じた小学校児童及び中学校生徒（私立学校を含む。以下本章において同じ。）に対し、被害の実情に応じ教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。
給与の時期	○ 教科書については災害発生日から1か月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認をうけ、必要な期間を延長する。
給与の方法	○ 学用品の調達は原則として都が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は、学校教育部学校避難所運営班が行う。 ○ 学用品の給与を迅速に行うため都知事が職権を委任した場合は、市長が市教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。
費用の限度	1 教科書 ○ 支給する教科書（教材を含む。）の実費 2 文房具及び通学用品 ○ 都災害救助法施行細則で定める額

第3 私立学校への助言、指導

- 都は、私立学校の災害発生時における応急教育方法及び授業料の減免等の対応について、各学校が計画を作成するよう助言、指導する。

第13節 応急保育

(市、各施設管理者)

第1 応急保育の実施

1 災害時の態勢

- 各施設の責任者は、災害発生時には次の措置を速やかに講じるものとする。
 - (1) 状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じること。
 - (2) 災害の規模、園児・児童、職員及び施設設備等の被害状況を把握するとともに、子ども家庭部応急保育対策班及び児童保護班（市本部が設置される前は、子ども家庭部保育課及び児童青少年課。以下同じ。）へ報告する。また、職員を指揮し、園児・児童の安全確保を念頭に応急対策を実施する。
 - (3) 臨時の職員編成を行う等、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

2 応急保育の態勢

- 各施設の責任者は、職員を掌握して所管施設の整備を行い、園児の被災状況を調査し、子ども家庭部応急保育対策班及び児童保護班と連絡し、復旧態勢に努める。
- 市は、情報、指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、各施設の責任者はその指示事項の徹底を図る。
- 福祉避難所指定を受けている保育園は、学校避難所の補完施設として、受入可能な乳幼児を保育する。また、被災により通園できない園児については、その実情を把握する。
- 保育園は、避難所等に施設を提供したため、長期間施設が使用不能となった場合は、他の公共施設の確保を図り、早急に保育等の再開に努める。
- 各施設の責任者は、災害の推移を把握し、子ども家庭部応急保育対策班及び児童保護班と緊密な連絡のうえ、平常業務にもどることができるよう努め、その時期を保護者及び施設利用者に連絡する。

3 認可保育園等

- 認可保育園等の災害時の態勢については、個々の実状に応じてあらかじめ定めた計画に基づき実施する。

第2 一時保育の実施

- 子ども家庭部は、災害により一時的に家庭における育児が困難となる乳幼児の一時保育を可能な限り実施する。

第14節 災害時出納

(市)

第1 事務処理要領等

- 災害時における公金の支払・収納の事務取扱いについては「災害時における公金の取扱いについて」(平成17年3月1日)、「災害時における会計事務処理要領」(平成17年3月1日)及び「災害時における会計事務処理取扱基準」(平成17年3月1日)により行う。
- 市及び指定金融機関との間で授受する手書帳票は、事前に定めた様式を使用する。
- 事務は、平常時の執務室で行うことを原則とするが、これによりがたい場合は、市本部長が指定する場所で執り行う。

(別冊 資料 2-11-8 災害時における公金の取扱いについて)

(別冊 資料 2-11-9 災害時における会計事務処理要領)

(別冊 資料 2-11-10 災害時における会計事務処理取扱基準)

第2 災害時出納における支出の取扱い

1 支出手続

- 支出命令書災害時資金前渡の様式(当該様式の確保が困難な場合は、「災害時における会計事務処理取扱基準」に定めた記載事項を記入した白紙によるものでも可)を使用する。
- 市本部の各班長が決裁と資金前渡印を押印(押印できない場合は、署名も可)し、協力部出納班へ持参する。
- 協力部出納班は提出された支出命令書を審査し、決裁する。
- 資金前渡受者である班長は、災害時前渡金整理簿により収支を記録のうえ、精算を行うまで現金及び領収書(領収書を添付できない場合は、主管班長の支払証明書でも可)を保管する。
- 履行後速やかに手書き精算書を作成する。手書き精算書の作成が不可能な場合は、支払状況等をメモ等に記入して保管し、災害時出納終了後に作成する。

2 緊急を要する支払

- 口座振込払い、払込み等は、原則として行わない。

復旧対策

対策項目	担当部班
第１節 被災住宅の応急修理	都市整備部市街地調査班
第２節 応急仮設住宅の供給	都市整備部市街地調査班
第３節 義援金品の受付け・募集・配分	企画財政部企画財政庶務班、協力部出納班
第４節 被災者の生活確保	保健福祉部福祉保健庶務班、企画財政部企画財政庶務班、広報秘書班、市民部関係各班
第５節 中小企業への融資	市民部経済班
第６節 農業関係者への融資	市民部経済班
第７節 労働力の確保	市民部経済班
第８節 がれき処理の実施	環境部清掃班
第９節 災害救助法の運用	総務部総務庶務班
第１０節 災害時の予算執行、契約及び出納	企画財政部財政班、協力部出納班

- 市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第１節 被災住宅の応急修理

（市、都）

第１ 住宅の応急修理

１ 災害救助法が適用された場合

（１）応急修理の目的

- 災害救助法が適用された地域において、震災等の災害により、住家が半焼又は半壊、もしくはこれらに準じる程度の損傷を受けた場合、都は、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

（２）対象者

- 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、もしくはこれらに準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

（３）対象者の調査及び選定

- 災害救助法が適用された場合、市による被災者の資力、その他生活条件の調査及び市長が

発行する罹災証明書に基づき、都が定める実施要領により、市が募集・受付け・審査等の事務を行う。

2 災害救助法が適用されない場合

- 災害救助法の適用がない場合においても、市本部長（市長）が実施する必要があると認める場合は、災害救助法の適用のある場合に準じて市が実施する。

(1) 対象者

- 自らの資力では応急修理ができない者で、市本部長（市長）が必要と認める者とする。

(2) 対象者の調査及び選定

- 災害救助法の適用のある場合に準じて市が実施する。

第2 応急修理の方法

1 修理

- 災害救助法の基準に基づいて都が定める応急修理の基準により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。
- 修理は、都が、一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会のあつせんする、応急修理を行うことができる建設業者のリストの中から、被災者が選定した業者により行う。
- 都から市に対し、応急修理の事務に関する委任があった場合は、市は、一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会の協力業者名簿から業者を指定し行う。
- 災害救助法が適用されない場合、市本部長（市長）が修理の必要を認めたときは、市が、市内業者の協力により修理を行う。

2 経費

- 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

3 期間

- 原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

第3 応急修理後の事務

- 応急修理を実施した場合、市は、住宅応急修理簿に記録する。

（別冊 資料 2-6-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間）

（別冊 様式 2-11-3 住宅応急修理記録簿様式）

第4 市営住宅の応急修理

- 市は、市営住宅の応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な市営住宅について、応急修理に当たる。
- 市は、市民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のように実施する。
 - 1 市営住宅又は付帯施設の被害状況について、早急に調査を行う。
 - 2 市営住宅又は付帯施設のうち危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため市民に周知を図る。
 - 3 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、台所、トイレ等の日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第2節 応急仮設住宅の供給

（市、都）

第1 供給の目的

- 災害救助法が適用された地域において、都は、震災等の災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的な住宅を供給する。
- 都は、供給の実施に当たり、被害状況に応じて、建設型応急住宅、賃貸型応急住宅及び都営住宅等の公的住宅の活用により、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給することとしている。
- 市は、都に対して、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とするよう要請する。

第2 取組みの内容

1 公的住宅の供給

- 市営住宅及び高齢者住宅の空き室の確保に努めるとともに、都営住宅、独立行政法人都市再生機構及び東京都住宅供給公社の公的住宅等の空き室の提供を都に要請する。
- 「災害救助法」適用前等に市が実施する場合は、市本部長が災害の状況に応じて、その都度定める。

2 民間賃貸住宅（賃貸型応急住宅）の供給

- 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

3 建設する仮設住宅（建設型応急住宅）の供給

- 都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。
- 仮設住宅の設置戸数は、都知事が決定する。
- 災害救助法の適用前に市が実施する場合は、市本部長（市長）が災害の状況に応じてその都度定める。

＜建設する仮設住宅（建設型応急住宅）＞

事項	内 容
建設予定地の確保	○ 市は、応急仮設住宅の建設用地を接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況（埋設配管）及び避難場所等の利用の有無を考慮のうえ、次の順に従って選定する。 1 当面利用が決まっていない公共用地 2 市立公園・都立公園 3 民間の遊休地もしくは農地 ○ 建設予定地については、年1回、都に報告している。 (別冊 資料 2-11-11 応急仮設住宅建設予定地)
建設地	○ 都は、建設予定地の中から建設地を選定する。 ○ 選定に当たり、市域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都と調整し、区市町村相互間での融通を行う。
構造及び規模等	○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他の構造を選定するほか、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。
建設工事	○ 災害発生の日から20日以内に着工する。 ○ 都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者及び必要に応じ他の建設業者に建設工事を発注する。 ○ 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、市が都の委任により行う。
その他	○ 市は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

第3 入居者の選定等

1 入居資格

○ 次の全てに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。

- (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では住家を確保できない者

○ 使用申込みは1世帯1か所限りとする。

2 入居者の募集・選定

- 住宅の割り当てを受けた市は、当該市の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき市が入居者の選定を行う。
- 入居者の選考は、被災者の程度、住宅困窮の状況、資力、その他の生活状況を十分調査して行う。
- 都は、賃貸型応急住宅については、被災者が物件を自ら探す方式により住宅の提供を行う場合には、市への住宅の割り当ては実施しないが、募集・申込受付等は市に依頼し、市が所要の事務を行うこととなる。
- 市は、入居者の選定の際、都が策定する選定基準に基づき、避難行動要支援者及び要配慮者の優先入居に努める。

(別冊 様式 2-11-4 応急仮設住宅入居者台帳様式)

3 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- (1) 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。
- (2) 市は、入居者の管理のため、入居者台帳を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都知事が定める。

第4 建設資材等の調達

- 都は、応急仮設住宅資材等の調達については、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて行い、必要に応じて、国の関係省庁に対して資材等の調達を要請する。
- 農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、災害復旧用木材（国有林材）の供給を行う。
- 市は、都と連携し、必要に応じて、災害復旧用木材（国有林材）の供給を要請する。

第3節 義援金品の受付け・募集・配分

（市、都、関係防災機関）

第1 東京都義援金配分委員会の設置

- 都は、義援金等の募集・配分を、適正、公平に行うため、都本部に東京都義援金配分委員会（以下本節において「都委員会」という。）を設置する。
- 都委員会は、事項について審議し、決定する。
 - 1 被災区市町村への義援金等の配分計画の策定
 - 2 義援金等の受付け及び配分に係る広報活動
 - 3 その他義援金の受付け・配分等に関して必要な事項

○ 都委員会は、次の機関等の代表者により構成する。

- 1 都
- 2 区市町村
- 3 日本赤十字社
- 4 その他関係機関

○ その他、都委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

第2 義援金品の受付け・募集

○ 義援金品けの受付・募集については、機関別にそれぞれ次のとおり対応する。

○ 義援品については、被害状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広報して募集し、都及び区市町村で受け付けるものとする。

機関名	内 容
市	【市独自の義援金品】 ○ 企画財政部企画財政庶務班は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品の受付けを行う。 ○ 企画財政部企画財政庶務班が受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。 (別冊 様式 2-11-2 義援金受領書様式) ○ 協力部出納班は、小金井市指定金融機関等に、会計管理者もしくは市本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金の受付けを行う。 ○ 義援金の募集・受付けに関しては、都、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。 ○ 協力部出納班は、義援金品の受付状況について集約する。 【都の義援金募集への協力】 ○ 協力部出納班は、都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会へ送金する。 ○ 送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。
都 (福祉保健局)	○ 義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。 ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 ○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握する。 ○ 義援金の募集・受付けに関して、区市町村、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

機関名	内 容
都総務局 関係機関等	○ 国又は地方公共団体から都知事あての見舞金は、都本部（都総務局）において受け付ける。 ○ 都各局・関係団体等は、義援金の募集に協力する。 ○ 金融機関は、都及び区市町村の義援金口座の開設に協力する。 ○ 報道機関及び関係団体等は、義援金募集の広報に協力する。
日本赤十字社 東京都支部	○ 日本赤十字社東京都支部事務局（振興部振興課）、都内日赤施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、受付期間を定めて振込による義援金を受け付ける。 ○ 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日本赤十字社本社、全国赤十字社支部・日本赤十字社各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。 ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として、一時保管する。 ○ 義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金するものとする。 （注）義援品は原則として受け付けない。

第3 義援金品の保管及び配分

- 都委員会は、送金された義援金を配分計画に基づき、被災区市町村に送金する。

機関名	内 容
市	1 義援金 (1) 寄託者より受領した義援金は、義援金受付口座に預金保管する。また、被災者に配分するまでの間についても同様とする。 (2) 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 (3) 企画財政部企画財政庶務班は、都委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、速やかに被災者に配分する。 (4) 企画財政部企画財政庶務班は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。 2 義援品 (1) 企画財政部企画財政庶務班は、直接受領した義援品及び都等から送付された義援品については、配分計画に基づき被災者に配分する。 (2) 企画財政部企画財政庶務班は、寄託又は送付された義援品を被災者に配分するまでの一時保管場所として、小金井市総合体育館を使用す

機関名	内 容
	るほか、災害の状況によっては市役所第二庁舎駐車場（新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設後は敷地内駐車場）に保管する。 3 配分計画及び配分方法 (1) 義援金品の配分は、被害状況確定後、市本部長の決定に基づき、市が被災地区、被災人員等の被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。 (2) 被災者に対する配分に当たっては、生涯学習部生涯学習庶務班を中心に市職員やボランティア等の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。
都 福祉保健局	○ 義援金の募集開始後、都委員会を開催する。 ○ 都委員会で決定した配分計画に基づき、義援金を区市町村に送金する。 ○ 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
日本赤十字社 東京都支部	○ 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。 ○ 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

第4節 被災者の生活確保

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

第1 生活相談

○ 市及び関係防災機関は、被災者の生活確保のための生活相談を、以下のとおり実施する。

<生活相談の内容>

機関名	内 容
市	○ 企画財政部広報秘書班は、被災者のための総合相談窓口を設け、苦情又は要望事項を聴取し、各担当部署と連携し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
警視庁 小金井警察署	○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。
東京消防庁 小金井消防署	○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 ○ 地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行う。 - 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 - 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 - 危険物施設等における本震後の地震活動に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

機関名	内 容
	○ 火災による罹災証明書の発行については、市と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、罹災者の利便の向上に努める。
都生活文化局	○ 常設の都民相談窓口又は災害の規模に応じて臨時相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望等の早期解決に努める。 ○ 被災 1 か月後を目途に、各局と連携して復興のための被災者総合相談所を開設し、就労相談、健康相談等様々な生活相談を含む、総合的な相談業務を行う。 ○ 男女平等参画の視点から、避難所生活における課題等についての相談支援を実施するとともに、相談内容等を区市町村へ情報提供する。

(別冊 資料 2-11-12 被災者総合相談窓口の相談分野・相談内容)

第2 災害弔慰金等の支給

- 福祉保健部福祉保健庶務班は、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(別冊 資料 2-11-13 小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例・同施行規則)

- 福祉保健部福祉保健庶務班は、災害救助法の適用に至らない小規模災害の罹災者及び死亡者の遺族に対して災害見舞金を支給する。

(別冊 資料 2-11-14 小金井市災害見舞金支給規則)

- 日本赤十字社東京都支部では、災害救援品の支給基準に基づき、日本赤十字社各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援品の配分を行う。

(別冊 資料 2-11-15 災害救援品等の支給)

第3 災害援護資金・生活福祉資金の貸付

- 災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小規模災害時には低所得世帯を対象に、生活福祉資金を貸し付ける。
- 災害援護資金の貸付けは、福祉保健部福祉保健庶務班が、生活福祉基金の貸し付けは、小金井市社会福祉協議会が実施する。
- 都福祉保健局・東京都社会福祉協議会は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける(生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外)。

(別冊 資料 2-11-16 災害援護資金・生活福祉資金の貸付)

第4 被災者生活再建支援金の支給

- 災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、自立生活の開始を支援する。
- 福祉保健部福祉保健庶務班は、申請の受付等の事務を行う。

(別冊 資料 2-11-17 被災者生活再建支援金の支給)

第5 職業のあっせん

- 市及び関係防災機関は、被災者への職業あっせん対策を、以下のとおり実施する。

<被災者への職業のあっせん>

機関名	内 容
市	○ 被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等、必要な計画を策定する。
東京労働局	○ 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案のうえ、都内各公共職業安定所（17 か所）（以下「ハローワーク」という。）と緊密な連絡をとり、ハローワークを通じ速やかに、そのあっせんを図る。 ○ 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 ○ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄するハローワークの長を通じ、次の措置を講じる。 1 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 2 ハローワークに出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

第6 租税等の徴収猶予及び減免等

- 被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法、市条例に基づき、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な緩和措置を講じることとする。

1 市税の納税緩和措置

(1) 期限の延長

- 市長は、広範囲にわたる災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付もしくは納入できないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。
- 上記指定は、市長が公示により行う。
- その他、上記の適用がある場合を除き、災害により期限内に申告その他書類の提出又は納

付もしくは納入することができないやむを得ない理由がある場合は、その理由のやんだ日から納税者については2か月以内、特別徴収義務者については、30日以内において当該期限を延長する。

- この場合の申請は、納税者又は特別徴収義務者が書面で行い、市民部税務庶務班は、期限の延長の可否、その他必要な事項について当該納税者又は特別徴収義務者に通知する。

(2) 徴収猶予

- 市は、災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。
- 市は、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(3) 滞納処分の執行の停止等

- 市は、災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等を行う。

(4) 減免

- 市は、被災した納税義務者等に対し該当する各税目について、次により減免及び納入義務の免除等を行う。

ア 市民税・都民税（個人分）

- 被災した納税義務者等の状況に応じて、災害が発生した年度分のうち当該災害が発生した日以降の納期に係る税額について減免を行う。

イ 軽自動車税

- 被災した納税義務者等の状況に応じて、災害が発生した年度分のうち当該災害が発生した日以降の納期に係る税額について減免を行う。

ウ 固定資産税（土地・家屋・償却資産）

- 被災した状況に応じて、災害が発生した年度分のうち当該災害が発生した日以降の納期に係る税額について減免を行う。

2 国民健康保険税の減免

(1) 減免

- 市は、生活が著しく困難となった者に対し、小金井市国民健康保険税減額免除取扱要綱第2条の規定に基づき、被災の状況に応じて国民健康保険税を、災害が発生した年度分のうち当該災害が発生した日以降の納期に係る税額について減免する。

(2) 徴収猶予

- 市は、災害により、財産に被害を受けた納税義務者が保険税を一時に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づきその納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内において徴収を猶予することができる。
- 市は、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内延長することができる。

3 その他

(1) 国民年金保険料の免除

- 第一号被保険者（強制加入）、また、その世帯員が災害により財産のおおむね2分の1以上となる損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、社会保険庁長官に申請して承認を受けることにより保険料が免除される。なお、申請は、市民部保険班が受けを行う。

(2) 後期高齢者医療保険の減免

- 広域的な災害等においては、市民部保険班は減免の必要性を判断し、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に申請する。
- 減免の決定は、広域連合長が行う。

(3) 保育料の減免

- 災害により損失を受けた場合、市は、小金井市保育料徴収条例第5条の規定に基づき、その損失の程度に応じて減額又は免除する。

第7 その他の生活確保

- 各機関の生活確保に関する対応は次のとおりである。

1 厚生労働省東京労働局

(1) 雇用保険の失業給付に関する特別措置

- 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書等により失業の認定を行い、失業給付を行う。

(2) 労働保険料等の徴収の猶予

- 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講じる。

ア 納期限の延長

- 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。

イ 制度の周知徹底

- 市及び労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。

2 日本郵便株式会社小金井郵便局、小金井市内郵便局

- 災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

- 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

- 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

3 日本放送協会

- 日本放送協会放送受信料免除基準に基づき、被災者の受信料を免除する。
- 状況により、避難所へ受信機を貸与する。

4 NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ、NTT ドコモ

- NTT 各社の規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施する。
- 災害救助法適応地域の利用者の電話料金の支払期限を延長する。
- 料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示するほか、報道発表等で、関係の支店等に掲示する等の方法により、その旨を周知する。

第5節 中小企業への融資

(都)

- 都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

(別冊 資料 2-11-18 中小企業への融資)

第6節 農業関係者への融資

(都)

第1 株式会社日本政策金融公庫による融資

- 都は、農業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫から貸付けを行わせるものとし、必要枠の確保、早期貸付等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。

(別冊 資料 2-11-19 日本政策金融公庫による融資)

第2 経営資金等の融通

- 都は、農産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」の適用を受けて、被害農業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じることとしている。

(別冊 資料 2-11-20 経営資金等)

第3 農業団体に対する指導

- 都は、災害時において、被災農業者等が緊急に必要とする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第7節 労働力の確保

(市)

- 災害時においては、膨大な労務が必要となる。労務供給については、市の職員のみでは必ずしも十分でない。市各部は、平常時から救助作業等に必要な労働力の把握に努め、発災後速やかに労働力の確保を図り、事態に対応し得る態勢の確立に努める。

第1 雇上・賃金

- 労働者の雇上げは、ハローワーク等に協力を求め、雑役や土工等と類似の労働に耐え得る能力のある者を迅速、確実に雇い上げる。
- 雇上げた労働者の賃金は、公共事業設計労務単価表に定めるところによる。

第2 労務供給手続

- 市各部は、ハローワーク等から労務確保の通報受理後、必要に応じて、速やかに労働者輸送

等の配車措置を講じ、待機場所において労働者の引渡しを受ける。

- 市各部は、作業終了後において、必要に応じて、待機場所又は交通機関までの輸送を行うものとする。
- 市各部は、発災後速やかに予算措置を講じ、就労現場において作業終了後、直ちに賃金を支払うものとする。

第8節 がれき処理の実施

(市)

第1 処理方法等

- 市内の仮置場の集積状況や運搬状況等を把握するとともに、処理施設の被災状況を調査し、施設復旧策を検討したうえで、都に報告する。
- 実態相当規模のがれきの最終処分の受入場所については、検討する。

1 道路障害物の除去に伴い発生したがれきの受入れ

- 発災直後、救援活動を円滑に行うために実施する緊急道路啓開作業において、道路障害物の除去に伴い発生したがれきを、仮置場に受け入れ、廃材木、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

2 がれきの撤去及び倒壊建物の解体

- がれき撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所に限り、市本部において市民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。
- 倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりである。

(1) 受付事務

がれき処理対策本部は、発災後速やかに市民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。

申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体撤去することが適切かどうかを判断する。

(2) 民間業者との契約事務

緊急道路啓開終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについては、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(3) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、また、アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。

搬出したがれきについては、仮置場に搬入する。

3 仮置場の設置

- 積み替えによるがれきの輸送効率の向上と、分別の徹底及び再生利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、関連部署と調整して、仮置場を設置する。

4 がれきの中間処理・再生利用・最終処分

- 仮置場に搬入されたがれきは、分別を徹底し、破碎・選別処理等を実施し、リサイクル関連法令に基づいて、可能な限り再生利用・再資源化を推進する。
- 再生利用・再資源化が困難なものについては、再生利用が不可能なものに限り、焼却等の中間処理によりできるだけ減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しながら、廃棄物として適正な最終処分をする。

第2 処理に必要な協力体制について

- がれき処理に当たっては、次の業務について資器材の提供を含め、関連部署と調整のうえ、都、他自治体、民間業者、自衛隊等に協力を求めて、効率的に実施する。

1 倒壊建物の解体・がれきの撤去

- 倒壊建物の解体業務
- 発生がれきの撤去業務

2 仮置場の設置

- 仮置場の維持管理業務
- 仮置場からのがれきの搬出

3 がれきの中間処理、再生利用、最終処分

- 廃木材・コンクリートがら等破碎処理
- 廃木材・コンクリートがら等のストックヤードの提供
- 再生利用施設への搬入
- 再生利用施設での優先的な処理
- 最終処分場へのがれきの搬入

第9節 災害救助法の運用

(市、都)

第1 救助の実施方法等

1 災害報告

- 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の際の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。
- これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、市は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各部長は、その所掌する救助事務について、あらかじめ定められた様式及び帳票により、救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、総務部長に提出する。
- 総務部長は、各部長からの報告を救助種目ごとに整理し、都知事に報告する。

(別冊 資料 2-11-21 災害報告における被害程度の認定基準)

(別冊 様式 2-11-5 被害概況速報様式)

(別冊 様式 2-11-6 被害概況調様式)

(別冊 様式 2-11-7 世帯構成員別被害状況様式)

(別冊 様式 2-11-8 災害救助費概算額調様式)

(別冊 様式 2-11-9 救助実施記録日計票様式)

(別冊 様式 2-11-10 救助日報様式)

(別冊 様式 2-11-11 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告様式)

(別冊 様式 2-11-12 災害応急対策実施報告様式)

(別冊 様式 2-11-13 災害即報 被害確定報告様式)

(別冊 様式 2-11-14 職員動員集計票様式)

(別冊 様式 2-11-15 公共土木、下水道及び上水道施設被害報告様式)

(別冊 様式 2-11-16 教育施設被害状況報告様式)

(別冊 様式 2-11-17 市有財産被害報告様式)

(別冊 様式 2-11-18 商工業被害状況報告様式)

(別冊 様式 2-11-19 農業被害状況報告様式)

(別冊 様式 2-11-20 農産物被害状況報告様式)

(別冊 様式 2-11-21 被災者台帳(表)様式)

(別冊 様式 2-11-22 避難所についての諸記録及び報告様式)

(別冊 様式 2-11-23 避難所収容者名簿様式)

(別冊 様式 2-11-24 物資経理状況報告様式)

(別冊 様式 2-11-25 救助物資等給与状況報告様式)

3 救助の程度・方法及び期間

- 救助の程度・方法及び期間は、資料編に示すとおり。
- 基準額については、都災害救助法施行細則により適宜改訂が行われる。

(別冊 資料 2-6-3 災害救助法による救助の程度・方法及び期間)

第2 従事命令等

1 従事命令等の種類

- 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事に次のような権限が付与されている。なお、都知事は、これらの権限を市長に委任できる。

(1) 従事命令

- 一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限
(例) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官及びとび職等

(2) 協力命令

- 被災者その他近隣のものを、救助に関する業務に協力させる権限
(例) 被災者を炊き出しに協力させる 等

(3) 管理、使用、保管命令及び収用

- 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

ア 管理

- 救助を行うため特に必要があると認めるとき、都知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

イ 使用

- 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限

ウ 保管

- 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

エ 収用

- 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限
- 収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

2 従事命令を受けた者の実費弁償

- 都知事は、救助に従事させる場合においては、都災害救助法施行細則に基づき、その実費を弁償する。(災害救助法第 24 条第 5 項)
- 都知事が実費弁償する額は、都災害救助法施行細則により定められている。

(別冊 資料 2-11-22 実費弁償の限度額)

第 10 節 災害時の予算執行、契約及び出納

(市)

第 1 災害時の予算執行、契約及び出納の実施

- 市本部が設置され、市本部長が災害時対応の予算執行、契約及び出納の実施を決定したときとする。

(小金井市災害対策本部条例第 2 条第 1 項、同施行規則第 2 条第 7 号及び第 8 号)

(別冊 参考資料 2-4-1 小金井市災害対策本部条例)

(別冊 参考資料 2-4-2 小金井市災害対策本部条例施行規則)

第 2 災害時の予算執行、契約及び出納事務の原則**1 共通原則**

- 災害時の災害対策用予算措置、支出命令及び収入手続は市本部の各組織が行う。
- 財務会計システムが稼働可能な場合は、市本部長の指示により、当該システムによる事務処理を行う。
- 財務会計システムが稼働不可能な場合は、帳簿による手処理にて対応する。

2 予算の原則

- 災害対策用予算の編成方針は、市本部長室における審議を経て、市本部長が決定する。
- 災害対策用予算は、平常時予算の予備費から民生費の災害救助費に充当する。
- 災害対策用予算は、原則として各部ごとに措置する。

3 契約の原則

- 緊急対応として、一者随意契約及び請書のみによる対応も可とする。

- 平常時の契約事務に関するものは、入札の延期、契約決定の延期及び契約解除により対応する。
- 納品等の不履行については、約款の定めるところにより対応する。

4 出納の原則

(1) 支出

- 災害用支出以外の支出は、債権者からの緊急の支払請求があった場合を除き、停止する。
- 支出方法は、原則として資金前渡による現金払い又は小切手払いにより行う。
(小金井市会計事務規則第 67 条第 10 号、第 11 号及び第 14 号)

(2) 収入

- 市本部長の指示があるまで会計への収入手続は停止する。

第3 災害時の予算執行、契約及び出納の終了

- 市本部長が、財務会計システム、指定金融機関等のオンラインシステムの稼働状況及び災害対策状況を勘案のうえ、災害時の予算執行、契約及び出納の各々の終了を決定したときとする。

第4 平常システムへの復帰

- 災害時の予算執行、契約及び出納終了後は、平常時の組織区分により財務会計システムを使用し、次の処理を行う。
 - 1 前渡金の精算（小金井市会計事務規則第70条）
 - 2 手書きの支出命令書の財務会計システムへの入力
 - 3 災害前起票済伝票の執行状況の確認

震災編 第3部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

- 大規模な震災被害等の災害が発生したときは、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。このため、平常時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興まちづくりのための事前準備を行うことを検討する。
- 応急・復旧は、対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は、対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。
- 復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、保健、環境、雇用、産業等の施策を、総合的かつ計画的に進めることが重要である。
- 今後、市は、「東京都震災復興マニュアル 復興施策編」（平成15年3月策定、令和3年3月修正）や「区市町村震災復興標準マニュアル」（平成21年3月策定）を参考とし、地域特性を反映して「小金井市震災復興マニュアル」の策定を図る。

第1 復興の目標

- 市における大規模な震災被害等の災害からの復興の基本目標は、市と市民、事業者が連携した災害に強いまちづくりによる、「みどり豊かで快適な魅力あるまち」とする。
- 市における大規模な震災被害等の災害に対する生活復興及び都市復興の目標は、東京都震災復興の目標に基づき次のとおりとする。

1 生活復興の目標

＜生活復興の目標＞

項 目	内 容
生活復興	1 生活復興の目標 ○ 第一の目標は、被災者の暮らしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。 ○ 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の暮らしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。 2 生活復興の推進 ○ 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。 ○ 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

2 都市復興の目標

<都市復興の目標>

項 目	内 容
都市復興	○ 市民がくらしやすく、住み続けることができる、活力に満ちたまちづくりに向けて、次の点に留意して都市復興に取り組む。 (1) 特に大きな被害を受けた地域のための復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。 (2) 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適な暮らしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。 (3) 市民、事業者、市、都、国等との「協働と連帯による都市づくり」を行う。

第2章 復興組織・体制の整備

○ 市は、「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）」に基づき、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、災害復興事業を長期的視野に立って速やかに、かつ計画的に実施していくための組織として、市災害復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

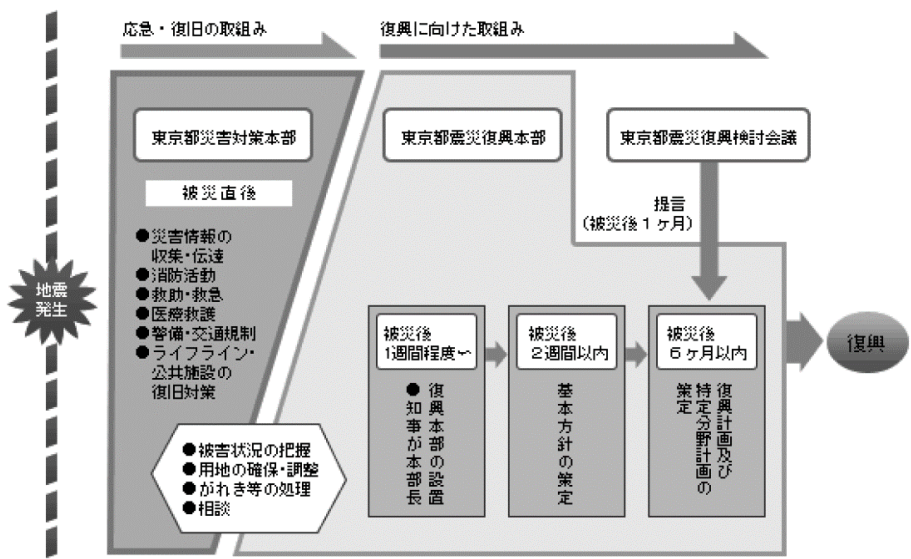
第1 市災害復興本部の設置

- 市長は、大規模な地震等の災害により被害を受けた地域が市域内で相当の範囲に及び、かつ、災害からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、小金井市災害復興本部（以下「市災害復興本部」という。）を設置する。
- 市災害復興本部は、被災後 1 週間程度の早い時期に設置する。
- 設置の通知等については、「震災編 第2部 4-18 (3) 市本部設置の通知等」を準用する。

第2 市災害復興本部の役割及び市本部との関係

- 市災害復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する。
- 大規模な地震等の災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に進行していくものである。
- 市本部が所掌する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。
- 市災害復興本部は、市災害対策本部と並行して、通常の行政組織とは別に臨時組織として、設置する。同時に、震災復興に係る政策決定機関として小金井市災害復興本部会議（以下「市災害復興本部会議」という。）を設置し、災害復興基本方針、災害復興総合計画の策定等復興に係る重要事項の審議及び復興に係る重要事業の進行管理等を行う。

＜震災時における東京都の取組図＞

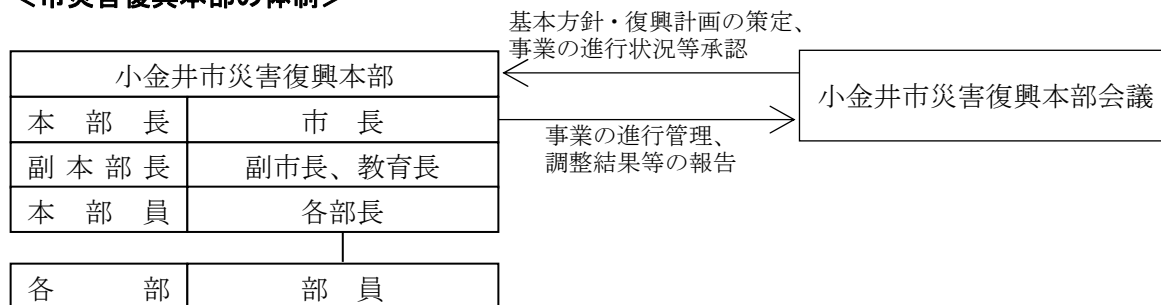


(資料：東京都地域防災計画 震災編（令和元年修正）)

第3 市災害復興本部の体制と分掌事務

- 市災害復興本部の体制は、下図のとおりとする。
- 市災害復興本部の事務分掌は、被災状況等に応じて協議し、決定する。
- 災害対策の事務自体も、時間の経過とともに応急対策、復旧対策、復興対策と推移するため、市本部と市災害復興本部の事務分担については、必要に応じて協議し、決定する。

＜市災害復興本部の体制＞



- 市災害復興本部の事務分掌は、以下のとおりとする。
 - 1 災害復興総合計画の策定及び推進に関すること。
 - 2 被災市民の生活援護及び商業の復興に関する施策の策定及び推進に関すること。
 - 3 公共施設の復旧及び整備計画の策定及び推進に関すること。
 - 4 財源の確保及び資金計画に関すること。
 - 5 市本部との連絡調整に関すること。
 - 6 国及び都その他関係機関との連絡及び総合調整に関すること。
- 市災害復興本部及び市災害復興本部会議の事務局は、企画財政部企画政策課が当たり、必要に応じて、市災害復興本部の下に事務担当者会議を開催する。

第4 市災害復興本部の解散

- 本部長（市長）は、市内の復興及び市民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、市災害復興本部を解散する。
- 市災害復興本部の廃止の通知等は、市災害復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

第3章 災害復興総合計画の策定

- 市長は、大規模な震災被害等の災害発生後、市災害復興本部を設置し、復興に係る基本方針（災害復興基本方針）を策定するとともに、被災後6か月以内を目途に災害復興総合計画を策定する。

第1節 災害復興基本方針の策定

（市）

- 市災害復興本部長は、復興後の市民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、災害発生後2週間以内を目途に、市災害復興本部会議の審議を経て、「災害復興基本方針」を策定し、公表する。
- 災害復興基本方針の策定に当たっては、市基本計画や都市計画マスタープラン等、市のまちづくり関連の諸計画の流れを踏まえつつ、次の事項に配慮する。
 - 1 暮らしのいち早い再建と安定
 - 2 安全で快適な生活環境づくり
 - 3 災害に強い都市づくり
 - 4 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

第2節 災害復興総合計画の策定

（市）

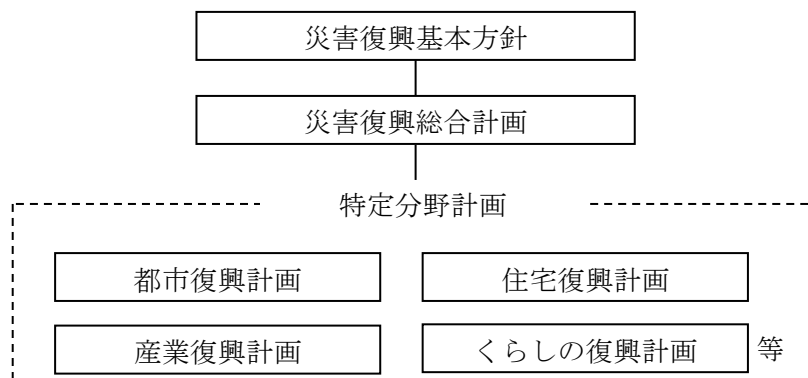
- 市災害復興本部長は、災害復興基本方針に基づき、復興に係る市政の最上位の計画として、災害復興総合計画を策定する。
- 災害復興総合計画は、以下の視点で策定する。
 - 1 市が実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
 - 2 市民の生活再建、生活の基盤であるまちの再生（まちづくり）等に必要な施策を網羅する。
 - 3 繰り返し発生する大災害にも耐え得る都市への改善を目指した長期的視点に立つ。
 - 4 市基本計画、その他既存の市のまちづくり関連計画及び都の震災復興計画との整合を図る。

第3節 特定分野計画の策定

(市)

- 生活復興、都市復興等、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、災害復興総合計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

＜災害復興に関する計画の体系＞



第4節 災害復興総合計画策定のスケジュール

(市)

- 災害復興総合計画は、おおむね以下のスケジュールで策定する。

時期	復興の内容
2 週間以内	災害復興基本方針の策定
1 か月以内	災害復興総合計画の基本理念等決定
3 か月以内	財政計画の調整
4 か月以内	災害復興総合計画の原案策定 市民への提示及び意見集約
5 か月以内	特定分野計画との調整
6 か月以内	都震災復興計画との調整
6 か月後目途	災害復興総合計画策定、公表

第4章 地域力を活かした分野別の復興プロセス

第1節 復興の全体像

（市、市民等）

- 復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意が必要である。
- 合意形成を図るには、地域ごとに復興のあり方を協議する住民組織の結成が不可欠であり、平常時から地域づくり（組織がある場合はそれが母体となり、それがない場合には新たな組織づくり）が必要になり、さらに、合意形成に際しては、女性や若者、高齢者や障がい者等を含む幅広い意見を取り入れる必要がある。
- 復興のプロセスは、その担い手により「被災者個人による独自復興」「行政主導による復興」及び「地域力を活かした地域協働復興」という3つのパターンが考えられる。

第2節 都市の復興

（市、都、市民等）

- 都市の復興を迅速かつ円滑に行うため、都市復興のプロセスを明確にするとともに、都市復興の基本方針や復興都市計画等を策定する。

第1 都市復興のプロセス

1 都市復興の手順

- 都市復興の手順は、段階ごとに手順があり、全体で11の手順が考えられる。各手順の主要なねらいは次のとおりである。

段 階	手 順	ねらい
【第1段階】 復興初動体制の確立 ○ 被害を知り、復興の体制をつくる。	1 家屋被害概況調査	○ 大まかな被害の把握
【第2段階】 都市復興基本方針の策定 ○ 復興の基本的な考え方をまとめる。	2 家屋被害状況調査 3 都市復興基本方針 4 第一次建築制限 5 時限的市街地	○ 家屋被害状況の詳細な把握 ○ 都市復興に取り組む行政姿勢の明示 ○ 無秩序な建築の制限 ○ 暫定的な生活復興の場の確保

段 階	手 順	ねらい
	6 復興対象地区	○ 復興のための地区区分
【第3段階】 都市復興基本計画の策定 ○ 復興への具体的な計画をまとめる。	7 都市復興基本計画（骨子案） 8 第二次建築制限 9 復興まちづくり計画等 10 都市復興基本計画	○ 都市復興の概略見取図 ○ 復興計画の合意形成のための時間確保 ○ 復興事業のためのまちづくり計画、都市計画 ○ 都市復興の全体見取図
【第4段階】 復興事業計画等の確定 ○ 復興への事業計画をまとめる。	11 復興事業	○ 復興事業計画の策定、復興事業の円滑な実施
【第5段階】 復興事業の推進 ○ 復興事業を進める。		

第2 市と都の手順のポイント

○ 都市の復興に当たっては、都と連携し事業を推進する。

全体の手順	市の手順のポイント	都の手順のポイント
1 家屋被害概況調査	情報収集 被災地区の概況調査の実施	情報収集、統括整理
2 家屋被害状況調査	調査実施（調査員による応援）	調査応援 調査員派遣の調整 調査の統括整理
3 都市復興基本方針	復興基本方針の作成	都都市復興基本計画（広域復興）の作成 市復興基本方針の調整
4 第一次建築制限	建築制限区域の原案作成 原案について都と調整	市建築制限方針の調整 建築制限措置の決定
5 時限的市街地	用地確保 時限的市街地の管理	応急仮設住宅等の供給
6 復興対象地区	市街地復興整備条例（事前制定）に基づく復興対象地区の設定	市復興対象地区案の調整
7 都市復興基本計画（骨子案）	復興基本計画（骨子案）の作成	都都市復興基本計画（骨子案）の作成 市復興基本計画（骨子案）の調整

全体の手順	市の手順のポイント	都の手順のポイント
8 第二次建築制限	被災市街地復興推進地区の都市計画決定（建築制限の実施）	市被災市街地復興推進地域指定の調整・同意（建築制限の許可権者は知事）
9 復興まちづくり計画	復興計画の策定（復興まちづくり計画、復興都市計画、修復型事業計画）	都復興計画の策定（広域インフラ、大規模整備の都市計画） 市復興計画の調整
10 都市復興基本計画	都市復興基本計画の作成	都都市復興基本計画の作成 市都市復興基本計画の調整
11 復興事業	施行事業の事業決定 施行事業の推進	都施行事業の事業決定 市施行事業の調整・支援 都施行事業の推進 市施行事業の支援

第3 災害復興のプログラム

復興の内容	期 間
家屋被害概況調査の実施	（発災～1週間以内）
家屋被害状況調査の実施	（1週間～1か月以内）
都市復興基本方針の策定・公表	（2週間以内）
第一次建築制限の実施	（2週間～2か月）
時限的市街地	（発災～3か月以内）
復興対象地区	（発災～1か月以内）
都市復興基本計画（骨子案）の策定・公表	（発災～2か月以内）
第二次建築制限の実施	（2か月～2年以内）
復興まちづくり計画等の策定・公表	（発災～6か月以内）
都市復興基本計画の策定・公表	（発災～6か月以内）
復興事業の推進	（おおむね6か月以降）

第3節 くらしの復興

（市、市民等）

- くらしの復興とは、市民のくらしを災害前の状態に戻すこと及び元のくらしに戻ることが困難な被災者に対して新たな状況に適合したくらしができるよう、保健・医療・福祉・文化・社会教育、外国人、市民活動、消費生活等に関する対策を総合的に推進することである。
- 市民のくらしの復興が円滑に行われるよう、「地域医療体制の整備と医療機関の機能回復」、「福祉サービス提供体制の再構築等」、「保健衛生対策」、「教育・文化対策」、「市民に対する情報提供と相談」等の項目について検討を進める。
- ボランティアや NPO 等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの市民団体等との

連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

第4節 住宅の復興

（市、市民等）

- 住宅の復興は、被災者の生活安定のための前提であり、都市を復興するための不可欠要素である。しかし、その再建にはきわめて大きな困難が伴うため、「民間住宅の復興は自助努力が基本」という原則を踏まえながら、行政による適切な支援を行うことが必要である。
- 市は、都と連携して、個人の自力再建を支援する施策の充実を図るとともに、これらの施策では再建が困難な被災者に対しては、公営住宅等の供給の支援を行う。
- その住宅の復興が円滑に行われるよう、「住宅復興計画の策定」、「自力再建への支援」、「公営住宅の供給」等の項目について検討を進める。

第5節 雇用の確保・産業の復興

（市、市民等）

- 人々の暮らしは、安定雇用の実現や再開によって、初めて安定したものになる。そのため、市は、都と協力し、失業者の発生をできる限り未然に防ぐとともに、失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できるような対策を講じる。また、市民が事業を速やかに再建できるよう、資金的な支援や事業スペースの確保への支援、取引等のあっせん、物流の安定等、総合的な対策を展開し、単に事業を震災前の状態に戻すことにとどまらず、市の産業を高度化し、活力を高めることを目標とする。
- 雇用の確保・産業の復興が円滑に行われるよう、「雇用対策」、「事業再開の支援」、「産業復興支援」、「相談・指導体制の整備」等の項目について検討を進める。

第6節 被災者総合相談所の設置

（市、都）

- 市は、福祉をはじめ数多くの行政分野において、市の復興施策の中心的役割を果たすことから、被災者からの相談の総合的な窓口を設置する。
- 都においても、復興対策の本格化に応じて、被災者総合相談所を設置することとなっており、災害時における相互連携・協力体制を確立する。

第7節 特定大規模災害

- 都は、市が特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた場合、市又は市長から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、市に対する支援を行う。
- 市は、復興整備事業に係る許認可等の要件緩和措置や災害復旧事業の国や都への代行要請等を行うことができる。

震災編 第4部 南海トラフ地震等防災対策

第 1 章 南海トラフ地震等防災対策

- 南海トラフ地震等防災対策は、平成 25 年 5 月公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになった、南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めるものである。
- 本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3 条で指定された南海トラフ地震防災対策推進地域には該当しないため、本市の対策に直接結びつくものではない。さらに、南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さい。このため、本市の対策は、第 1 部から第 3 部に記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。

<被害想定における想定地震概要>

想定地震	規 模	発生確率	選定理由等
南海トラフ巨大地震	M9 クラス	今後 30 年以内 70～80% (南海トラフの地震 M8～ M9 クラスの確率)	・ 島しょ地域への津波の影響が大きいと考えられるとともに、内陸部では長周期地震動による被害が発生するおそれがある地震として選定

(資料：首都直下地震等による東京の被害想定報告書 東京都防災会議 令和 4 年 5 月 25 日)

- 気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報については、本市においても市民等への伝達が必要となるため、以下に整理する。

第1節 南海トラフ地震に関する情報

第1 南海トラフに関連する情報の発表

- 気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この2つの情報を併せて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。）。
- 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。
- 気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報の種類と条件は、次表のとおり。

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表する。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記する。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	1 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 2 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	1 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 2 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※ すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

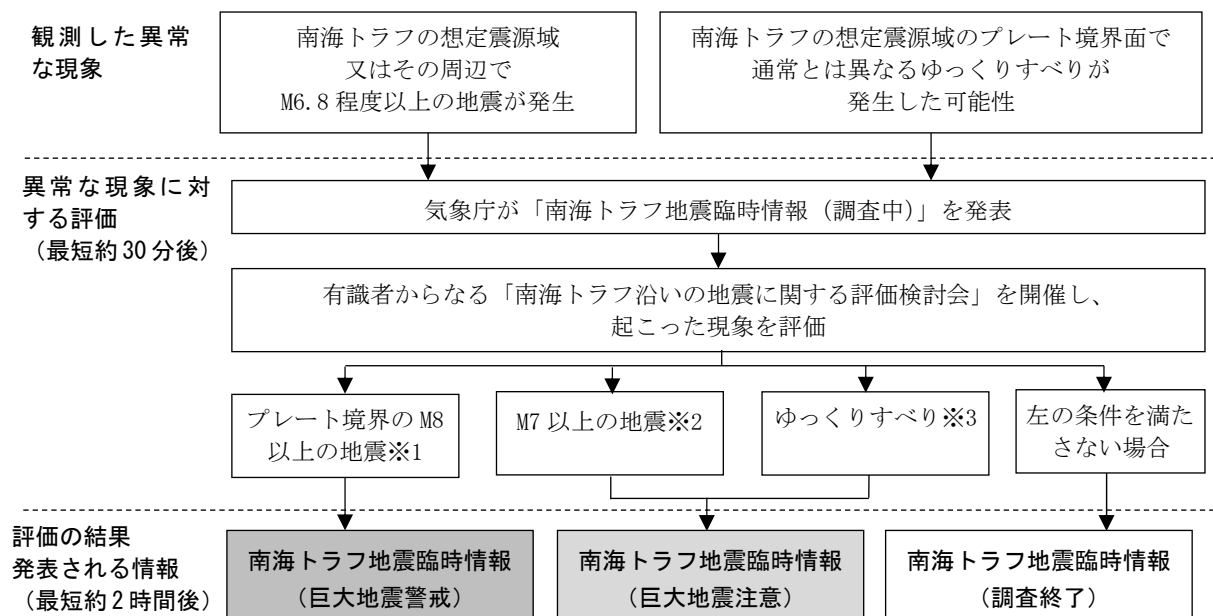
第2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと付記する条件

気象庁は、情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報を発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	○ 次のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・ 監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ・ 1 か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でも、それに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測されるなど、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○ 巨大地震警戒又は巨大地震注意の、いずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第3 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

※気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について」（令和元年 5 月 31 日）

第2章 東海地震事前対策

第1節 東海地震事前対策の考え方

- 第2章においては、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、第2章「第1 東海地震事前対策の目的」で定める。
- 気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成29年11月1日）に伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

※ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）を踏まえ、気象庁は令和元年5月31日から「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとした。このため、本章においては、変更後の基本計画を受けた対応を都が別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた「東海地震に関連する情報」を「南海トラフ地震に関連する情報」に読み替えたうえで、本章の規定を基本として対応する。

第1 東海地震事前対策の目的

- 東海地震事前対策は、東海地震に関連する調査情報（以下「調査情報」という。）が発令された場合に、市、都及び各関係防災機関が一体となって地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。
- 小金井市域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されるところから、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づく地震防災対策強化地域として指定されなかったため、地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務付けられていない。
- しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱が懸念されている。
- このため、小金井市防災会議は、東海地震の事前対策をとることとし、小金井市地域防災計画震災編第4部に、「東海地震事前対策」を策定するものである。

第2 基本的な考え方

- 東海地震発生の際、多摩地区は震度5弱程度とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、当該地域においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、市民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に次の措置を講じる。

- 1 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
- 2 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置

（別冊 資料4-1-1 警戒宣言・地震予知情報、注意情報、調査情報）

- 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。

- 市は、強化地域に指定されていないことから、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。
 - この対策に記載のない東海地震の事前対策については、「震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（予防対策・応急対策・復旧対策）」に基づき実施する。
 - 本対策は、次の事項に留意し策定した。
 - 1 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
 - 2 警戒宣言が発せられた時点以降は、地震対策の優先度を配慮する。
 - 3 東海地震が発生した場合、市の地域のほとんどは震度5弱と想定されているが、一部地域では震度5強と想定されている地域があるため、震度に応じた対策を講じることとする。
 - 4 市、都及び各関係防災機関並びに隣接市等と関連を有する対策については、事前に調整を図る。
- (別冊 資料4-1-2 気象庁震度階級関連解説表)

第2節 市、都及び関係防災機関の役割

- 「震災編 第1部 1-43 第6章 市、都及び関係防災機関等の役割」を準用する。

第3節 災害予防対策

第1 東海地震に備え整備する事業

- 東海地震による被害を未然に防止するための予防対策は、「震災編 第2部 施策ごとの具体的計画（予防対策）」の定めるところによる。

第2 広報及び教育

(市、都、各学校)

- 地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震及び津波に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。
- 市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

1 防災広報の目的

- 地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容、市域の予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

(1) 基本的流れ

- 広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から注意情報を経て警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。
- 地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止等、安全対策とともに住民の不安解消のための広報活動を中心に行う。

(2) 広報の実施に当たって留意すべき事項

- 東海地震についての教育、啓発及び指導
- 東海地震に関する調査情報・注意情報についての広報
- 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- 市域の予想震度、被害程度
- 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- 住民の不安解消のため警戒宣言時に関係防災機関が行う措置
- 気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれがなくなつたと認めた場合の準備態勢の解除を発表する広報
- 主な例を示すと次のとおりである。

ア 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

- (ア) 電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
- (イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
- (ウ) その他防災上必要な事項

イ 道路交通の混乱防止のための広報

- (ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
- (イ) 自動車利用の自粛の呼びかけ
- (ウ) その他防災上必要な事項

ウ 電話の輻輳による混乱防止のための広報

- (ア) 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
- (イ) 回線の輻輳と規制の内容
- (ウ) 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始

エ 買い急ぎによる混乱防止のための広報

- (ア) 生活関連物資取扱店の営業
- (イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。

オ 預貯金引き出し等による混乱防止のための広報

- 金融機関の営業と急いで引き出しをする必要のないこと。

カ その他の広報

電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

時期	広報手段
事前広報	○ 市報 ○ ホームページ ○ 関係防災機関が発行する各種パンフレット等
情報等発表時	○ テレビ・ラジオ・新聞等 ○ 市防災行政無線 ○ ホームページ、こがねい安全安心メール等 ○ 広報車

2 教育指導

(1) 児童生徒等に対する教育

- 市、都及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対する地震防災教育を実施するとともに、保護者に対し連絡の徹底を図る。

ア 教育指導事項

- 地震に関する基本的事項
- 教職員の分担業務
- 警戒宣言時の臨時休校措置
- 児童生徒等の登下校時等の安全措置
- 学校等に残留する児童生徒等の保護方法
- その他の防災措置

イ 教育指導方法

- 児童生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。
- 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。
- 保護者に対しては、保護者会、学校だより及びPTA等の活動を通じて周知徹底を図る。
- 保育園、学童保育所等においては、園児、児童の保護者への引き渡し方法の確立を図る。

(2) 自動車運転者に対する教育

- 都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

ア 教育指導事項

- 東海地震に関する基本的事項

- 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- 自動車運転者のとるべき措置
- その他の防災措置等

イ 教育指導の方法

- 運転免許更新時の講習
- 安全運転管理者講習
- 自動車教習所における教育、指導

第3 事業所に対する指導

(都、小金井消防署、各事業所)

1 市域の事業所における事業所防災計画等の作成

- 市域の事業所等は、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めておく。

(1) 防災体制の確立

- 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

- ア テレビ、ラジオ等による情報の把握
- イ 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ウ 本社、支社間等の通信連絡手段の確保
- エ 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- オ 顧客、従業員等に対する安全の確保

(3) 安全対策面からの営業の方針

- ア 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- イ 帰宅困難者となる従業員等の対策
- ウ その他消防計画等に定める事項の徹底

(4) 出火防止及び初期消火

- ア 火気使用設備器具の使用制限
- イ 危険物、薬品等の安全措置
- ウ 消防用設備等の点検
- エ 初期消火態勢の確保

(5) 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 事業所に対する指導

(1) 事業所防災計画等の指導

ア 対象事業所

(7) 一般事業所

機関名	対象事業所
東京消防庁 小金井消防署	○ 消防法及び東京都火災予防条例により、消防計画等を作成することとされている事業所 ○ 東京都震災対策条例により、事業所防災計画を作成することとされている事業所

(4) 特定事業所

機関名	対象事業所
多摩府中保健所	○ 毒物劇物取締法の適用事業所
多摩府中保健所	○ RI（ラジオアイソトープ）使用医療機関
東京消防庁 小金井消防署	○ 危険物施設のうち、予防規程により、作成することとされている事業所

イ 事業所指導の内容

(7) 小金井消防署

- 消防計画、全体の消防計画に定める事項
- 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 2 項に規定する事項を含む。）
- 事業所防災計画に定める事項

(4) 多摩府中保健所

対象施設	内 容
毒物、劇物施設	○ 毒物及び劇物の業務上取扱者に対して、次の対応措置について指導する。 ① 貯蔵施設等の緊急点検 ② 巡視 ③ 充填作業、移し替え作業等の停止 ④ 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置 ⑤ 警戒宣言、注意情報、調査情報（臨時）の収集、伝達

ウ 指導方法

- (ア) 防災指導等印刷物による指導

- (イ) 講習会、講演会その他各種集会による指導
- (ウ) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (エ) その他、立入検査等消防行政執行時における指導

第4 防災訓練

(市、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関)

- 警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各関係防災機関別訓練を実施する。

区分	機関名	内 容
総合防災訓練	市各部・関係防災機関	○ 警戒宣言時において、市は、その地域における関係防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講じる責務がある。このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に市民に対する情報伝達に重点を置いた訓練のための必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえて訓練を実施し、実践的能力のかん養に努める。 1 参加機関 市 小金井消防署、小金井警察署、小金井市消防団 その他関係防災機関 市民、関係団体 2 訓練項目 非常招集訓練、情報伝達訓練、本部運営訓練及び現地訓練
警備・交通対策訓練	警視庁 小金井警察署	○ 警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。 1 参加機関 関係防災機関、小金井市及び地域住民及び事業所等 2 訓練項目 部隊の招集・編成訓練、交通対策訓練（低速走行訓練を含む。）、情報収集伝達訓練、通信訓練、部隊配備運用訓練及び装備資器材操作訓練 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。

区分	機関名	内 容
消防訓練	東京消防庁 小金井消防署	○ 警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。 1 参加機関 小金井市消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、協定締結等の民間団体及びその他関係機関 2 訓練内容 非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、震災警防本部等運営訓練、通信運用訓練、部隊編成及び部隊運用訓練、消防団との連携訓練、協定締結等の民間団体との連携訓練、各種計画・協定等の検証 3 実施回数及び場所 必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。
関係防災機関	東京電力グループ	○ 防災業務計画に定める防災訓練にあつては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備・点検を主たる内容とし、防災訓練を年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 非常態勢の確立 3 情報連絡訓練 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの ○ 小金井市防災会議が実施する総合防災訓練に参加する。
	東京ガスグループ	○ 地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。 1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達 2 非常体制の確立 3 工事の中断等 4 ガス工作の巡視、点検等 5 資機材等の点検 6 事業所間との連携 7 警戒解除宣言に係る措置 8 需要家等に対する要請
	東日本旅客鉄道株式会社 (JR 東日本) 西武鉄道株式会社	○ 防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の訓練を、年1回以上実施する。 1 非常招集訓練 2 情報連絡訓練 3 旅客誘導案内訓練 4 各担当業務に必要な防災訓練 ○ 関係自治体、小金井警察署、小金井消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識、技能の習得を図る。

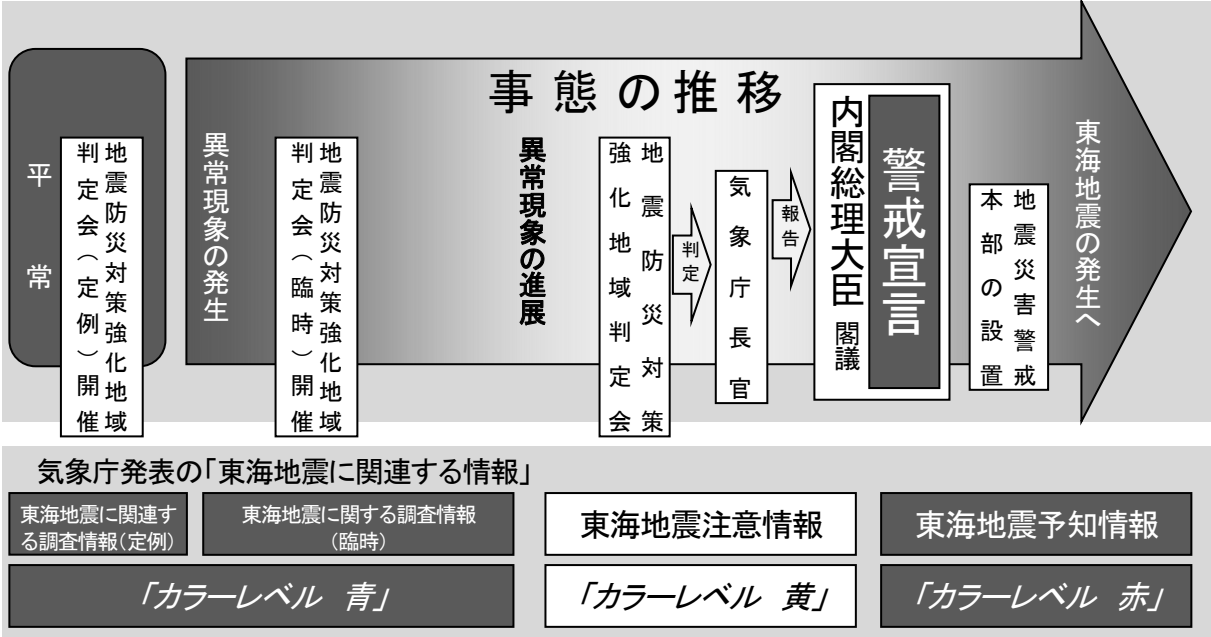
区分	機関名	内 容
	東日本電信電話株式会社 (NTT東日本)	○ 警戒宣言時における措置について、年1回以上防災訓練を実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言前の準備行動及び警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの ○ 国、都、区市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
関係防災機関	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	○ 大規模地震を想定し、地震防災対策の実施上必要な次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常招集 3 警戒宣言時の地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とするもの ○ 国、都等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	NTTドコモ株式会社	○ 大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 非常召集 3 警戒宣言時の地震防災応急措置 4 大規模地震発生時の災害応急対策 5 避難所等への支援 6 その他必要とするもの ○ 国又は都及び市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。
	KDDI株式会社	○ 防災業務を円滑、迅速かつ適切に実施するため、次に掲げる事項を重点に、年1回以上訓練を実施する。 1 地震災害に関する予警報等の収集・伝達訓練 2 地震災害対策警戒組織の設置と要員参集訓練 3 警戒宣言時における防災措置の実施訓練 4 防災設備の運用に関する訓練 5 その他必要な訓練

区分	機関名	内 容
	ソフトバンク株式会社	○ 防災業務を円滑、かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を毎年1回以上実施する。 1 地震災害予報及び警報の伝達 2 非常招集 3 各種災害対策用機器の操作 4 電気通信設備等の災害応急復旧 5 避難所等への支援
	その他機関	○ 警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。

第4節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

- 調査情報（臨時）及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。
- 本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。
- 地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する場合があることを念頭において行動する。

＜異常現象の検知から警戒宣言までの流れ＞



注：観測される変化が小さかったり、異常現象の進展が極めて急激で情報発表できないまま東海地震が発生する場合がある。

防災機関等の対応

情報収集

準備行動

都県地震災害警戒本部
市町村地震災害警戒本部の設置

情報名	東海地震調査情報（臨時）	東海地震注意情報	東海地震予知情報
情報の内容	○ 観測された現象が東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないことがわかった場合に発表される。 ○ 本情報を発表後に東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合や東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合に	○ 観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合に発表されるもので、これを受け準備行動開始の意志決定等の対応がとられる。 ○ 本情報の解除を伝える場合にも発表する。	○ 東海地震の発生のおそれがあると判断した場合に発表されるもので、これを受け警戒宣言等の対応がとられる。 ○ 本情報の解除を伝える場合にも発表する。

The diagram illustrates the organizational structure for disaster response in Tokyo, starting from the central government and moving down to local levels.

- 中央官庁 (Central Government):**
 - 内閣府 (Cabinet Office)
 - 気象庁 (Japan Meteorological Agency)
 - 民間放送機関 (Private Broadcasting Organizations)
 - 警察庁 (National Police Agency)
 - 総務省 (Ministry of General Affairs)
 - 消防庁 (Ministry of Fire and Disaster Management)
- 都庁 (Tokyo Metropolitan Government):**
 - 都総務局 (Tokyo Metropolitan General Affairs Bureau)
 - 総合防災部 (Comprehensive Disaster Management Department)
- 関係機関 (Related Organizations):**
 - 東京消防庁 (Tokyo Fire and Disaster Management Agency)
 - 警視庁 (Tokyo Metropolitan Police Department)
 - 小金井市 (地域安全課) (Kojimachi City (Local Safety Section))
 - 都各局 (Tokyo Metropolitan Various Bureaus)
 - T G N W (Tokyo Gas, Tokyo Water, Tokyo Sewerage, Tokyo Electric)
 - 都医師会 (Tokyo Medical Association)
 - 東京電力 (Tokyo Electric Power Company)
 - NTT
 - 指定地方行政機関 (Designated Local Administrative Organs)
 - 指定公共機関 (Designated Public Organs)
 - 指定地方公共機関 (Designated Local Public Organs)
- 市町村 (Municipalities):**
 - 方面本部 (Regional Headquarters)
 - 消防署 (所) (Fire Station (Office))
 - 警察署 (Police Station)
 - 方面本部 (Regional Headquarters)
 - 交番 (駐在所) (Police Box (Post Office))
 - 消防団 (Fire Volunteer Group)
 - 関係団体等 (Related Organizations, etc.)
 - 市施設 (City Facilities)
 - 市各部 (City Various Departments)
 - 市教育委員会 (City Education Commission)
 - 市立学校 (Municipal Schools)
 - 施設 (Facilities)
- 伝達手段 (Means of Communication):**
 - 市防災行政無線 (Municipal Disaster Management Radio)
 - 都防災行政無線 (Metropolitan Disaster Management Radio)
 - 防災情報提供装置 (Disaster Information Provision Device)
 - 有線電話 (Cable Telephone)
 - 無線電話 (Wireless Telephone)
 - 庁内放送等 (Intra-office Broadcasting, etc.)

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

（市）

1 情報名及び市の配備態勢

- 調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保等、必要な体制を維持する。

情報名	配備態勢
東海地震調査情報（臨時）	連絡要員を確保する態勢（情報連絡態勢）

2 伝達体制

(1) 勤務時間内

- 調査情報（臨時）の発表は、都（総務局総合防災部）から市（地域安全課）に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。
- 地域安全課は、都（総務局総合防災部）から調査情報（臨時）に関する連絡報を受けた場合は、直ちに総務部長及び市長、副市長、教育長に伝達するとともに、必要に応じて各部長にも伝達する。
- 各部は、特に伝達が必要と認められる機関、団体等に対しては、報道開始後に行う。

(2) 休日・夜間

- 休日・夜間における調査情報（臨時）の発表は、都（夜間防災連絡室）から施設管理室に伝達される。
- 施設管理室は、直ちに総務部長及び地域安全課長に伝達する。
- 総務部長は、市長、副市長及び教育長に、地域安全課長は地域安全課職員に伝達する。

3 伝達事項

- 総務部長は、調査情報（臨時）の情報内容を伝達するほか、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保等、必要な態勢をとることを合わせて伝達する。
- 調査情報（臨時）の発表後、東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、東海地震の前兆現象とは直接関係がないと判断された場合に発表される「安心情報」が発表された場合には、その情報内容及び態勢を解除するよう速やかに伝達する。

第2 東海地震注意情報発表時の対応

(市、小金井警察署、小金井消防署)

1 情報名及び市の配備態勢

- 注意情報が発表された場合、市は、担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。
- 従来の判定会招集連絡報は廃止されたが、判定会の開催は注意情報の中で報じられる。また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報名	配備態勢
東海地震注意情報	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢（警戒態勢）

2 伝達体制

機関名	内 容
市	○ 地域安全課（勤務時間外は施設管理室に通信連絡窓口を設置）は、都総務局総合防災部（勤務時間外は都夜間防災連絡室）から、注意情報の連絡を受けたときは、「市本部緊急連絡網」に基づき、直ちにその旨を伝達する。 ○ 勤務時間外における市職員の伝達も、「市本部緊急連絡網」に基づき、連絡・伝達する。
警視庁 小金井警察署	○ 市もしくは警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を電話その他の手段により署員に伝達する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 東京消防庁の警防本部から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により全職員及び市へ伝達する。

3 伝達事項

- 総務部長及び各機関は、都からの注意情報を伝達するほか、各機関における防災業務計画に定める必要な活動態勢及び応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
- 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動体制及び応急活動を解除するよう速やかに伝達する。

4 活動態勢

- 注意情報を受けた場合、市及び各関係防災機関は、直ちに市本部等の設置準備のための必要な措置をとるとともに社会的混乱の発生に備え、必要な防災態勢をとるものとする。

機関名	内 容
市	1 市本部の設置準備 ○ 市は、注意情報を受けた場合、市本部の設置準備に入る。 ○ 休日夜間等勤務時間外に当該連絡報を受けた場合、施設管理室から「市本部緊急連絡網」により連絡し、参集した職員とともに市本部の設置準備に入る。 2 職員の参集 ○ 配備態勢は、警戒態勢とする。 3 所掌事務 ○ 市本部が設置されるまでの間、地域安全課が他部並びに関係防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 注意情報、地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集・伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び関係防災機関等との連絡調整 (4) 小金井市消防団への伝達
警視庁 小金井警察署	1 警備本部の設置 ○ 注意情報を受けた時点で、小金井警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。 2 警備要員の参集 ○ 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき、又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令して次ぎの対応を行う。 1 全消防職員の非常招集 2 震災消防活動部隊の編成 3 市への職員の派遣 4 救急医療情報の収集体制の強化 5 救助・救急資器材の準備 6 情報受信体制の強化 7 高所見張員の派遣 8 出火防止・初期消火の広報の準備 9 その他消防活動上必要な情報の収集

第3 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

（市、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関）

- 注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、市民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。
- 市は、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。
- 各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各関係防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（地域安全課、小金井警察署、小金井消防署）へ通報し、関係機

関は必要な情報等を市民に広報する。

第4 注意情報時の混乱防止措置

(市、小金井警察署、関係防災機関、各学校)

○ 注意情報発表等により種々の混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各関係防災機関等の対応は次のとおりである。

1 各機関の対応措置

機関名	内 容
市	- 対応措置の内容 - 混乱防止に必要な情報の収集伝達 - 各関係防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡及び実施の協力 - 市集会施設等の利用者に対しては、注意情報の報道開始後に、その旨を正確に周知するとともに、冷静な行動を要請する。 - その他の必要事項 - 対応機関 市（各部）が都及び各関係防災機関の協力を得て対処する。
警視庁 小金井警察署	- 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努めるとともに、市民・運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。 - 混乱の未然防止活動 駅・主要交差点等混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理、誘導等を行う。
東日本旅客鉄道 株式会社 (JR 東日本)	- テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 - 各支社（東京・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣する等、旅客案内要員の増強を図る。 - 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 - 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 - 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 - 状況により、警察官の警備の応援を要請する。
西武鉄道 株式会社	- 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。 掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。 - 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。
東日本電信電話 株式会社 (NTT 東日本)	○ 国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。

機関名	内 容
	1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保 9 医療施設及び研修施設等における対策
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	○ 国、都等からの指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 重要通信の確保、通信の利用制限等の措置準備 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保
株式会社 NTT ドコモ	○ 国、都、各区市町村及び指定地方行政機関から発出される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等の措置及び重要通信の確保 3 対策要員の確保及び広域応援 4 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 5 通信建物、設備等の巡視と点検 6 工事中の設備に対する安全措置 7 社員の安全確保 8 医療施設及び研修施設等における対策
KDDI 株式会社	○ 指示の伝達及び報道機関からの各種情報を受け、通信の疎通確保のための所要の準備を行う。
ソフトバンク 株式会社	○ 国又は都から発出される指示及び各種情報を受け、また、報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。

2 学校

(1) 児童生徒等に対する伝達と指導

- 学校等は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルー

ム等に授業（保育）を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後又は地震後の授業（保育）の再開等について説明する。

- 児童生徒等の安全確保を図るため、警戒宣言が発せられた場合、直ちに、あらかじめ定めた下校等計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

(2) 注意情報が発表された時の学校等における対応措置の保護者への周知

- 注意情報が報道されると、幼児・児童の保護者が直ちに引取りに来校する事態が予想される。
- 学校等においては、注意情報が発表された段階では授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとる。したがって、学校等は平素から、保護者に対して学校等の対応策を周知徹底しておく。
- 特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止等、地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童を直ちに引取りに出る準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。
- 上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校等した場合は、校長等の責任において臨機の措置をとる。

(3) 注意情報発表時の強化地域内の学校等における措置

- 注意情報発表時には、あらかじめ定めた方法により安全に帰宅させる準備を整える。
- 児童生徒等の帰宅の安全確保を図るため校長が必要と認める場合には、あらかじめ定めた方法による下校措置等を検討する。

第5節 警戒宣言時の応急活動態勢

- 東海地震が発生するおそれが認められた場合には、気象庁長官から内閣総理大臣に対して地震予知情報が報告される。
- 内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。
- 警戒宣言の解除を伝える場合にも情報が発表される。
- 予知情報が発表され、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び市民は一致協力して、地震防災応急対策及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。
- 市においても、災害対策本部を設置し、各種防災対策をとるとともに、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講じるものとする。

情報名	配備態勢
東海地震予知情報	市本部を設置し、全職員で対応する。

第1 活動態勢

（市、小金井消防署、関係防災機関、各施設管理者）

1 小金井市災害対策本部

(1) 市本部の設置

- 市長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、市本部を設置する。

ア 市本部の設置場所

- 市本部は、本庁舎3階第一会議室を原則とし、状況に応じて庁舎周辺の施設（小金井消防署又は市役所第二庁舎等）に設置する。

イ 市本部の標示掲出

- 市本部が設置された場合は、施設の正面玄関又は適切な場所に「小金井市災害対策本部」の標示を掲出する。

ウ 市本部の所掌事務

- (ア) 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- (イ) 社会的混乱の発生予防及び混乱回避策等の決定
- (ウ) 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- (エ) 関係防災機関の業務に係る連絡調整
- (オ) 市民への情報提供

エ 市本部の組織

- 市本部の組織は、市災害対策本部条例及び同条例施行規則の定めるところによる。

オ 配備態勢

- 警戒宣言時における市本部要員の配備態勢は、本部配備態勢とする。

2 市の業務等の対応措置

(1) 窓口業務

- 警戒宣言が発せられ、市役所第二庁舎に市本部が設置された場合であっても、市役所第二庁舎の窓口業務は平常どおり行う。
- 老朽化等により市民及び職員等の安全が確保できないと判断した場合は、代替施設により窓口業務を行う。

- 代替施設で窓口業務が実施できない場合は、警戒解除宣言が発せられるまでの間、その業務を中止又は停止する。

(2) 行事の中止、停止

- 市が主催又は共催する行事は、行事の実施中、計画中に係らず、警戒宣言が発せられたときから警戒解除宣言が発せられるまでの間は、原則として中止又は停止する。

3 関係防災機関等の活動態勢

機関名	事務分掌
東京消防庁 小金井消防署	○ 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 ○ 救急及び救助に関すること。 ○ 危険物等の措置に関すること。 ○ 上記に掲げるもののほか、消防に関すること。
その他の 関係防災機関 施設管理者	○ 各関係防災機関は警戒宣言が発せられた場合、市地域防災計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとる。 ○ 各関係防災機関は、各機関の責務を遂行するために必要な組織並びに防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。 ○ 市域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画の定めるところにより防災対策を実施するとともに、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その業務について市に協力するものとする。

4 相互協力

- 警戒宣言時において単一の関係防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各関係防災機関は平素から関係防災機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
- 関係防災機関の長及び代表者は、市もしくは他の関係防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、次に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により処理するものとする。市のみで対応できないものについては、都（都総務局総合防災部防災対策課）に対し同様の方法をもって応援の要請又はあつせんを求めるものとする。

- 1 応援を求める理由（あつせんを求める理由）
- 2 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
- 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援を必要とする日時、時間
- 5 応援を必要とする場所
- 6 応援を必要とする活動内容
- 7 その他必要な事項

第2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

(市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関)

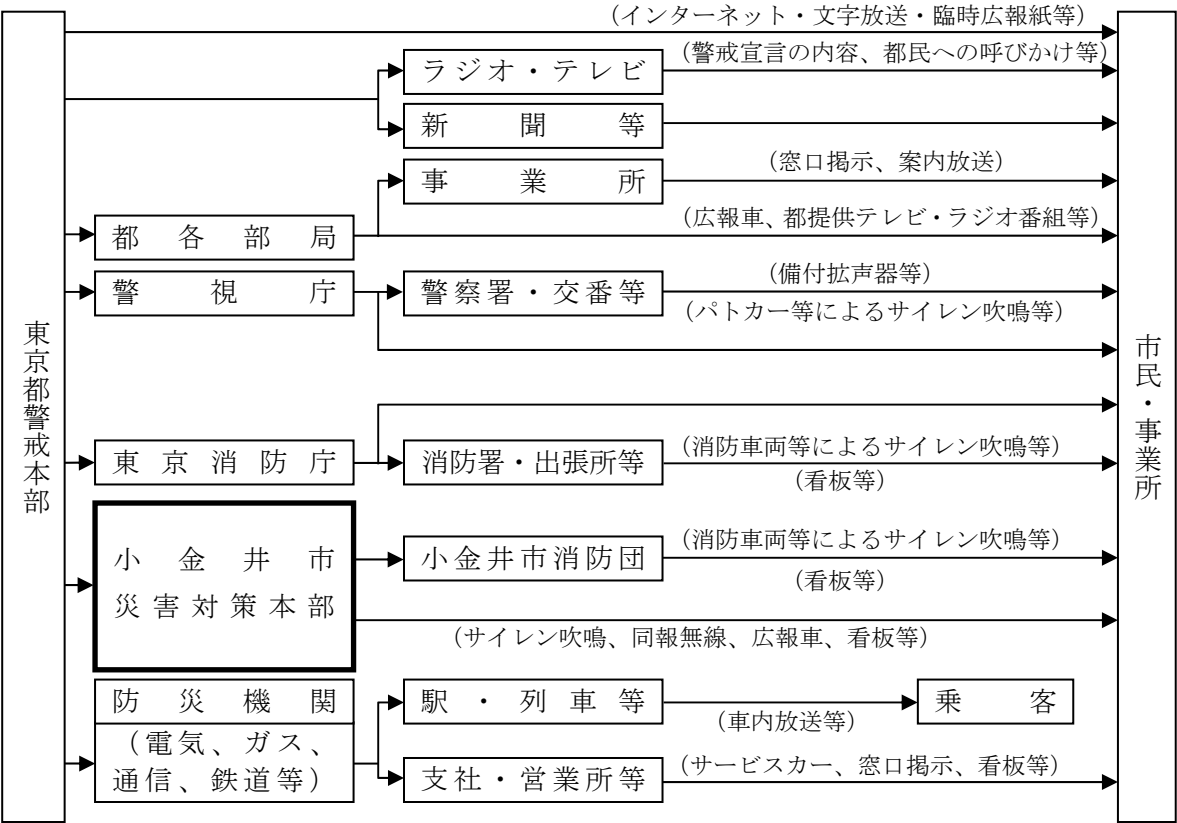
- 市及び各関係防災機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、市民に対する広報を緊急に実施する必要がある。
- 本節では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

1 警戒宣言の伝達等

(1) 市民に対する伝達系統

- 市民に対する及び地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は次の図のとおりとする。

＜市民に対する及び地震予知情報等の連絡伝達系統図＞



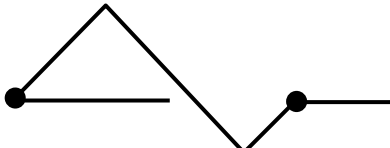
(2) 関係機関への伝達系統

- 警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、「震災編 第4部 16 第4節 <東海地震に関連する情報の連絡伝達系統>」を準用する。
- 警戒宣言は、内閣総理大臣が内閣府を通じて伝達する。

(3) 伝達態勢

機関名	内 容
市	1 警戒宣言及び地震予知情報等の発表は、都（総務局総合防災部）から市（地域安全課）に伝達されるほか、報道機関を通じて報道される。 2 地域安全課は、都（総務局総合防災部）から警戒宣言及び地震予知情報等に関する連絡報を受けた場合は、直ちに市長、副市長、教育長及び各部長へ伝達するとともに、各部長は直ちにその旨を市各課及び関係防災機関・小金井市消防団に対し、庁内放送、市防災行政無線、電話及びその他の手段を活用し伝達する。 3 市各部及び市施設は、警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、直ちに窓口掲示等により一般市民に警戒宣言が発せられた旨を伝達する。 4 市民、事業所等に対しては、市防災行政無線によるほか、小金井市警察署、小金井消防署の協力を得て、パトロールカー、消防車等を活用し、サイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを伝達する。 5 夜間・休日において都夜間防災連絡室から警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、「市本部緊急連絡網」に基づき、直ちにその旨を施設管理室から総務部長を通じ、伝達する。
警視庁 小金井警察署	1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに警察署内及び交番（駐在所）に伝達する。 2 市に協力し、交通、防犯の広報車、パトカー、白バイ等の車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
東京消防庁 小金井消防署	1 警防本部から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、全署員及び市へ伝達する。 2 市に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
小金井市消防団	1 市又は小金井消防署から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに団員に伝達する。 2 市に協力し、所有する車両のサイレン吹鳴による防災信号により警戒宣言が発せられたことを市民に伝達する。
関係防災機関	1 本社等、上部機関もしくは市から警戒宣言又は地震予知情報の通報があった場合は、直ちにその旨を職員及び関係者に伝達する。 2 特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。

<防災信号（サイレン）の吹鳴パターン>

警 鐘	サイレン
(5 点) 	(約 45 秒)  (約 15 秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

(4) 伝達事項

- 警戒宣言が発せられた際に、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 市での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

- 警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳等の混乱も予想される。
- これらに対処するため、都によりテレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を活用した広域的な広報が行われるが、市及び関係防災機関においても広報活動を実施する。
- 市内で混乱発生のおそれが予測される場合は、市及び関係防災機関において、必要な対応及び広報を行うとともに、都警戒本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。

(別冊 資料 4-5-1 警戒宣言発令時等の案文)

(1) 市の広報

- 市における広報は、都に準じて行うものとし、警戒宣言が発せられたときは、都及び各関係防災機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を実施する。
- 特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

ア 広報項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 防災措置の呼びかけ
 - ・火の注意
 - ・水の汲み置き
 - ・家具の転倒防止等
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報の実施方法

- (ア) 市防災行政無線、広報車及び消防ポンプ車、ホームページ及び自主防災組織等を通じて広報活動を行う。
- (イ) 協定に基づき、(株)ジェイコム東京を通じて広報を行う。

(2) 報道機関への発表

- 都、警視庁及び東京消防庁は、警戒宣言時、都民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に

備えるための措置が実施できるよう報道機関に対して、各種情報の提供を行う。

- 市は、企画財政部広報秘書班が窓口となり、都及び関係機関との連絡を密にし、実施する。
- 都災害警戒本部、警視庁、東京消防庁、その他の関係防災機関においても、報道機関に対し、各種情報の提供が行われる。

第3 消防、危険物対策

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、各事業者、市民等）

1 消防対策

(1) 活動態勢

- 小金井消防署は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下において次の対策をとる。

- ア 全消防職員の非常招集
- イ 震災消防活動部隊の編成
- ウ 市への職員の派遣
- エ 救急医療情報の収集体制の強化
- オ 救助・救急資機（器）材の準備
- カ 情報受信体制の強化
- キ 高所見張員の派遣
- ク 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ケ その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 市民（事業所）に対する呼びかけ

対象	事項	内 容
市 民	情報の把握	○ テレビ、ラジオや警察、消防、市からの情報に注意
	出火防止	○ 火気器具類の仕様の制限、周囲の整理、整頓の確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	○ 消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	○ 家具類の転倒防止とガラスの破損防止措置 ○ ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事業所		○ 警戒宣言時に、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

2 危険物対策

(1) 石油类等危険物の取扱施設

機関名	内 容
東京消防庁 小金井消防署	○ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導する。

(2) 毒物・劇物取扱施設

機関名	内 容
多摩府中 保健所	○ 毒物劇物営業者等の関係団体に対して、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。 1 貯蔵施設等の緊急点検 2 巡視の実施 3 充てん作業、入れ替え作業等の停止 4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急安全措置 5 地震予知関連情報の収集

(3) 高圧ガス取扱施設

機関名	内 容
都環境局	○ 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 ○ 関係機関との情報連絡を行う。

(4) 放射性物質取扱施設

機関名	内 容
各施設	○ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための点検及び緊急措置 ○ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定及び被害の拡大防止、人命安全に関する応急措置 ○ 関係防災機関への連絡

(5) 危険物輸送

機関名	内 容
警視庁 小金井警察署	○ 警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。 1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 2 危険物及び保管施設に対する警戒強化
東京消防庁 小金井消防署	○ 消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。 1 出荷、受入れの停止又は制限 2 輸送途中車両における措置の徹底

第4 警備、交通対策

(市、都、小金井警察署)

1 警備対策

機関名	内 容
警視庁 小金井警察署	1 警備部隊の編成 ○ 警察署長は、小金井警察署の警備事案に対処するため、警察署部隊を編成する。 2 警備部隊の配備 ○ 混乱のおそれのある JR・私鉄駅、スーパーマーケット、金融機関、興行場、主要交差点等の実態把握に努めるとともに必要に応じ、警備部隊を配備する。 3 治安維持活動 ○ 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、市民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 (1) 管内の実態把握に努める。 (2) 正確な情報収集及び伝達を図り、市民の不安要素を解消する。 (3) 不法事案の予防及び取締りを実施する。

2 交通対策

(1) 交通対策の基本

- 警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じる。

基本方針	1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り抑制する。 3 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路及び避難路については、優先的にその機能の確保を図る。
------	--

(2) 運転者等のとるべき措置

- 警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

ア 走行中の運転者にとるべき措置

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
- (イ) カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
- (ウ) 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。

- (エ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。
- (オ) バス、タクシー及びその他生活上やむを得ず走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。
- (カ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。
- (キ) 現場警察官等の指示に従う。

イ 駐車中の運転者のとるべき措置

- (ア) 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。
- (イ) 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せエンジンを切る。なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。
- (ウ) 車両による避難の禁止とし、警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、避難を要する場合でも車両は使用しない。

(別冊 資料 4-5-2 警戒宣言時における交通規制図(警視庁))

(3) 交通規制

- 警戒宣言が発令された場合の交通規制は、都県境、環状7号線の内側の道路、緊急交通路、高速自動車道・首都高速道路、強化地域等で実施される。
- 小金井市内に交通規制を行う道路等はないが、交通幕僚(交通部長)及び現場警備本部長により、状況に応じて交通規制の見直しが行われる。

(4) 交通対策の実施

- 警戒宣言発令後速やかに警察官を主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。
- 緊急通行車両等の確認等
現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

(5) 道路管理者のとるべき措置

機関名	内 容
都建設局	1 危険箇所の点検 ○ 警戒宣言が発せられた場合は、避難道路、主要幹線道路等を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について点検を実施する。 2 工事中の道路の安全対策 ○ 緊急時に即応できるよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立するとともに、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。 3 防災設備の点検整備を実施する。

機関名	内 容
市	1 危険箇所の点検 ○ 警戒宣言が発せられた場合は、関係防災機関と連絡を保ち、避難道路、緊急啓開道路等を重点に点検を行い、地震発災時に交通障害となるおそれのある道路の保全に努める。 2 工事中の道路についての安全対策 ○ 緊急時に即応できるよう、原則として工事を中止し、保安対策を実施し、緊急車両の円滑な通行を確保する。

第5 公共輸送対策

(市、都、小金井警察署、小金井消防署、関係防災機関)

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

ア 警戒宣言の前の段階

- 旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を抑えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

イ 警戒宣言発令時

- 警戒宣言及び地震予知情報が出された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

(2) 列車運行措置

ア JR 東日本

- 地震防災対策強化地域外周部における線区は、安全な方法により、極力列車の運行を確保する。

イ 西武鉄道

(7) 運行方針

- 関係防災機関、報道機関及び JR 東日本との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。

(4) 警戒宣言当日

- 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運行を行う。
- これらに伴う列車の遅延は、運行整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。

(5) 翌日以降

- あらかじめ地震ダイヤ（仮称）を作成し、減速運転を行う。
- 地震ダイヤは、一部列車の運転、中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

(3) 乗客集中防止対策

- 警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱となることが予想される。
- この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられるため、次の各機関において、乗客の集中を防止する措置をとる。

機関名	内 容
市・都	1 平常時から、市民に対して時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して極力平常どおりの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける。
東日本旅客鉄道株式会社 (JR 東日本)	1 平常時から、運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
西武鉄道株式会社	3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

(別冊 資料 4-5-3 警戒宣言時における運転規制概要図 (JR 東日本))

(4) 主要駅での対応

- ターミナル駅等の主要駅において、旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は次の対応措置を講じる。

機関名	旅客の安全を図るための措置
東日本旅客鉄道株式会社 (JR 東日本)	1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣する等の措置を行う。
西武鉄道株式会社	4 状況により、警察官の応援を要請する。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止する。

(5) 主要駅等の警備

- 小金井警察署は、警戒宣言の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され、又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

- 鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し、前項 1 から 5 までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する

場合がある。

(7) JR 東日本・西武鉄道

- 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。
- 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

2 バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

- 乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機関名	内 容
東京バス協会	1 路線バス (1) 運行方針 ○ 関係防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。 (2) 運行計画 ○ 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。 ○ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。 ○ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、迂回等事故防止のため、適切な措置をとる。 ○ 翌日以降については、運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。 ○ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。 2 貸切バス ○ 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。
一般社団法人 東京ハイヤー・ タクシー協会	○ タクシー・ハイヤーは、関係防災機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。 ○ この場合、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40km/h）を行う。

(3) 混乱防止措置

ア 旅客の集中防止

- 旅客の集中による混乱を防止するため、市、警察署等関係防災機関、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民・事業所に対する広報及び指導を行う。

イ バスターミナル・タクシー乗り場等の混乱防止

- 関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

第6 学校、病院、福祉施設対策

（関係防災機関、各学校、各事業者）

1 学校

(1) 警戒宣言時の対応

ア 在校時

- (ア) 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで休校（園）の措置をとる。
- (イ) 警戒宣言が発せられた後、児童生徒等を、学校防災計画に従って、次のとおり帰宅させる。なお、一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。

機関名	内 容
幼稚園、 小中学校	○ あらかじめ保護者に周知してある学校防災計画に従って、保護者又は保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。 ○ 保護者に引き渡すまでは、学校等において保護する。
高等学校	○ 個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。 ○ 帰宅に当たっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。 ○ 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。

※ 強化地域からの通学者については、あらかじめ定めた都内の寄宿先に帰宅させる。寄宿先のない者については、学校において保護する。

イ 校外指導時

- (ア) 宿泊を伴う指導時（移動教室、林間学校、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部又は市本部の指示に従う。また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を都（区市町村）教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。
- (イ) 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。帰校後、児童生徒等を在校時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの小中学校等に避難すること等、適宜の措置をとる。

(2) 学校等におけるその他の対応策

- 児童生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒や落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。
- 学校等に残留し保護する児童生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、準備するか、又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- 残留する児童生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置する。残留する児童生徒等の数、下校指導時にとった措置等の必要な事項を、市（都）教育委員会へ報告する。

(3) 警戒解除宣言の連絡等

- 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、都又は区市町村の広報等によって得るものとする。
- 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

2 病院、診療所

(1) 診療態勢

- 病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。
- 入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。
- 手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。
- 機関別対応は、次のとおりである。

機関名	外来診療	入院診療	手術等
小金井太陽病院	○ 可能な限り診療を行う。 ○ 救急患者の受入体制を講じる。	○ 退院を希望するときは、担当医師の判断により退院させる。	○ 手術、分娩中の者については、医師の指示により安全措置を講じる。
医師会 (民間病院・診療所)	○ 医療機関の状況に応じ、可能な限り、平常どおり診療を行う。	○ 退院を希望するときは、担当医師の判断により許可を与える。	○ 日程の変更可能な手術・検査は延期する。
歯科医師会		—	

(2) 防災措置

- 病院又は診療所は、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害防止又は軽減を図るため、次の措置を講じる。
 - ア 建物、設備の点検・防災措置
 - イ 薬品、危険物の点検・防災措置

- ウ 落下物の防止
- エ 非常用設備、備品の点検及び確保
- オ 職員の分担業務の確認
- カ 備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

- 収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ適宜伝達する。

3 社会福祉施設等

(1) 通所施設

ア 利用者の扱い

- (ア) 利用者の名簿等を確認のうえ、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。
- (イ) 引き取りのない利用者又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設で保護する。

イ 防災措置

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) ライフラインの確認
- (ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- (エ) 食料、飲料水、ミルク等の確保
- (オ) 医薬品の確保

ウ その他

- (ア) 利用者の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。
- (イ) 職員・保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

- 利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

- ア 施設設備の点検
- イ ライフラインの確認
- ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- エ 食料、飲料水の確保
- オ 医薬品の確保
- カ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- キ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ク 関係機関との緊密な連絡・連携

第7 高層建築物、集会施設等対策

（市、小金井消防署）

1 高層建築物

- 小金井消防署における各事業所に対する指導は、第6章第3節「事業所のとるべき措置」に基づき実施するが、特に不特定多数の者が集まる施設については、主として次によるものとする。
- (1) ビル内店舗については、混乱防止及び出火防火上の観点から営業の自粛を要請する。また、一般事業所についても、混乱防止及び安全確保の措置が図られるよう要請する。
 - (2) エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）は、運転を中止し、階段を利用するよう指導する。
 - (3) 店舗等の利用客に対しては、ブロックごとに必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導するよう指導する。

2 集会施設等

- 不特定多数の市民等が利用する集会施設等については、混乱防止の観点から、次の措置を講じる。

機関名	対象施設	対応措置
市	市民会館 総合体育館 図書館 集会施設 その他公共施設	1 警戒宣言が発せられたときは、直ちに閉館の措置をとる。 2 閉館に当たっては、個人施設利用者に対しては直接、団体施設利用者に対しては主催責任者に連絡したうえ、警戒宣言が発せられたことを伝達し、職員の誘導により安全に退館させる。 3 エレベーターの運転（地震時管制運転装置付を除く。）を中止し、階段を利用するよう指導する。 4 利用者を退館させた後、次の防災措置を講じる。 (1) 消火用水の汲み置き、消火器具・設備の点検 (2) 火気、電気設備の点検、保守 (3) 落下物の防止、備品等の転倒防止

第8 電話、通信対策（関係防災機関）

1 警戒宣言時の輻輳防止措置

- 警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。このため、各機関は次の措置をとることとする。

機関名	内 容
東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本)	○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規定に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 1 確保する業務 (1) 関係防災機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話

機関名	内 容
	(2) 街頭公衆電話からの通話 (3) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備 2 可能な限りにおいて取り扱う業務 (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 関係防災機関等から緊急な要請への対応 ア 故障修理 イ 臨時電話、臨時専用回線等の開通 ※ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	○ 警戒宣言が発せられた場合、国内、国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ 通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。
株式会社 NTT ドコモ	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により以下の措置を行う。 ○ 通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。
KDDI 株式会社	○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ○ 通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。
ソフトバンク 株式会社	○ 警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置をとる。

2 広報措置の実施

機関名	内 容
東日本電信電話株式会社 (NTT 東日本)	○ 警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 2 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。） 3 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 4 その他必要とする事項 ○ 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	○ 警戒宣言が発せられたことにより、国内・国際通信が著しく輻輳した場合は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、利用者に対し、次の事項を広報する。 1 国内・国際通信の疎通状況 2 国内・国際通信の輻輳対策

機関名	内 容
	3 お客様に協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの運用情報等含む。)
株式会社 NTT ドコモ	○ 警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段 2 支店等営業窓口における業務実施状況 3 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの準備状況を含む。） ・業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼びかけること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等 4 その他必要とする事項
KDDI 株式会社	○ 警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。 1 通信サービスの疎通状況 2 通信サービスの輻輳対策 3 利用者に協力を要請する事項
ソフトバンク 株式会社	○ 警戒宣言が発せられたことにより通信が著しく輻輳した場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。 1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況 2 災害用伝言板、音声お届けサービス等の協力要請 3 その他必要とする事項

3 防災措置の実施

機関名	内 容
東日本電信電話 株式会社 (NTT 東日本)	○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒本部又は情報連絡室を設置 2 各対策組織の必要要員を招集 3 社外機関との情報連携 4 通信サービス利用者の協力を得るための広報 5 電源、物資及び人員の確保 6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保 7 その他必要な事項
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	○ 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等情報の伝達とお客様等への周知 2 非常態勢の発令及び地震災害警戒本部の設置 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施

機関名	内 容
株式会社 NTT ドコモ	○ 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警戒宣言のお客様等への周知 3 対策要員の確保 4 社外機関との協調 5 お客様及び社員等の安全確保 6 地震防災応急対策業務の実施
KDDI 株式会社	○ 警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。 1 災害対策本部等の対策活動組織の確立 2 情報連絡体制の確立 3 通信設備の点検 4 通信疎通の監視、管理体制の強化 5 災害対策用設備の点検 6 その他、一般防災に関する措置 (1) 事務機器等の転倒防止措置 (2) 危険物等の保安点検 (3) 火気の使用制限措置 (4) 応急対策物資の点検 (5) 医療、救護備品の点検 (6) 局舎警備の強化 (7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準
ソフトバンク 株式会社	○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 1 警戒宣言等の伝達 2 警備体制の確立 3 対策要員の確保 4 社外関係機関との連携・協力 5 災害対策用設備・資機材の確保 6 社員の安全確保 7 その他必要な事項

第9 電気、ガス、上・下水道対策

(関係防災機関)

1 電気

(1) 電力の供給

- 東京電力グループは、警戒宣言が発せられた場合においても、必要な措置を講じ、電力の供給は継続する。

(2) 人員、資機材の点検確保

ア 要員の確保

- 非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。
- 全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

イ 資機材の点検確保

- 非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保をする。

(3) 電力の緊急融通

- 非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

(4) 安全広報

- 非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

(5) 施設の応急安全措施

- 関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

2 ガス

(1) ガスの供給

- 東京ガスグループは、警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

(2) 避難等の要請

- 本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(3) 工事等の中断

- 工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

(4) 人員、資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

- 勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安

要員を確保し、警戒態勢を確保する。

イ 資機材の点検・確保

- 保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工
用資機材の点検整備を行う。

(5) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

ア 広報の内容

- 不使用ガス栓の閉止の確認
- 地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全の確保
- 地震がおさまった後のマイコンメーター復帰操作

イ 広報の方法

- 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。
- テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

3 上水道

(1) 飲料水の供給及び広報

- 警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、市民自らが飲料水（1 日 1 人 3 ℓ 目安に 1 日分）を確保し、地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- ア 市民に対する飲料水のくみ置き の要請
- イ 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- ウ 地震発生後の広報等の実施方法
- エ 地震発生後における市民への注意事項

(2) 施設の点検確保態勢

- 警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。
- 各事業所は、直ちに、発災に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安措置

- ア 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処し得るよう送配水圧を調整する。
- イ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- ウ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

4 下水道

- 警戒宣言が発せられた場合、施設の安全措置を次のとおり実施する。
 - (1) 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期するため、管渠施設等の巡視、点検の強化及び整備を行う。
 - (2) 工事現場においては、工事を中止し、現場の保安態勢を確認し、応急資機材の点検、整備を行う。

第10 生活物資対策

(市)

- 警戒宣言が発せられた場合における食料、生活必需品の円滑な供給を確保するため、これらを取り扱うスーパーマーケット、小売店等に対し、極力営業を継続するよう小金井市商工会等を通じ協力要請する。
- 広報車等を利用し、事業者等に対しては売りおしみ、買い占めをしないよう、また、市民に対しては、買い急ぎをしないよう広報を行う。
- 市は、小金井市商工会等に、食料品及び生活必需品等の供給確保を要請する。

第11 金融対策

(市、都)

1 警戒宣言時における対策

機関名	内 容
都主税局	○ 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、都税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。 ○ 警戒宣言が発せられた後、引き続き、都の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、都税の減免及び期限の延長等適切な措置を講じる。
市	○ 市税の対応については、都主税局の対応に準じて行う。

第12 避難対策

(市)

- 原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、必要に応じて避難指示を行い、安全な場所へ避難させる。

1 事前対策

(1) 危険が予想される地区の選定

- 市長は、管内の急傾斜地等の危険地域について各関係機関と連絡を密にし、実情把握を行

いあらかじめ地区選定を行っておくものとする。

- 要配慮者に必要な支援について、配慮を行う。

(2) 避難者収容施設の選定

- 市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を選定しておく。
- 指定に当たっては、次の点に留意する。

ア 火災の危険度の低い場所に立地していること。（木造建物密集地、危険物取扱（貯蔵）施設の周辺は避ける。）

イ 耐震性、耐火性を有すること。

ウ 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。

エ 落下物、転倒物がないう落下、転倒防止策を講じておくこと。

オ 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。

カ 避難所の運営に必要な資器材（調理、給食、非常照明等）、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

(3) 周知、伝達方法

- 避難を必要とする市民に対し、避難所を事前に周知するとともに、避難指示の際の伝達方法（有線放送、広報車、市防災行政無線等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

2 警戒宣言時における対応

(1) 避難指示

- 市本部長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の市民に対し、上記(3)に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難指示を実施する。

(2) 避難所開設に伴う対応措置

- 市本部長は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局及び小金井警察署、小金井消防署、水道局、保健所等関係機関に連絡する。
- 都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。
- 市本部長は、避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生じる場合は、炊き出しその他による食品の供給を行う。
- 総務部統括調整班は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

第13 救援・救護対策

（市、関係防災機関）

1 医療救護態勢

- 福祉保健部保健医療班は、医療救護態勢を確保するため、医師会に対し、医療・助産救護班の編成準備と待機を要請する。

機関名	内 容
市	○ 4 師会へ医療救護班の編成準備要請 ○ 4 師会へ患者等の受入体制確保の要請 ○ その他、4 師会との連絡調整
医師会 歯科医師会 薬剤師会 柔道整復師会	○ 発災時に備え、医療救護班の編成準備 ○ 患者等の受入体制の確保

第6節 市民・事業所等のとるべき措置

- 東海地震は予知し得る地震とされており、国、都、市及び関係防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものであるが、これらの機関の行う防災活動のみでは限界がある。
- 市民、自主防災組織、事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。そのため、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、市民一人ひとりが理解したうえ、市民、自主防災組織、事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。
- 本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1 市民のとるべき措置

1 平常時

- 「震災編 第1部 1-41 第2節 基本的責務」を準用する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- 家族で避難、連絡方法等の行動予定を確認する。
- 電話（携帯電話を含む。）の使用を自粛する。
- 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- (1) 情報の把握を行う。
 - ア 市の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - イ 市・警察署・消防署等関係防災機関の情報に注意する。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- (2) 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - イ 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - ウ 不使用ガス栓の閉止の確認、地震発生時のマイコンメーター自動停止、身の安全を確保する。
 - エ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）
 - オ LPガスボンベの固定措置を点検する。（避難するときは、LPガスボンベの元栓を閉める。）

カ 危険物類の安全防護措置を点検する。

(3) 消火器、バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。

(4) テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。

(5) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張る等、人が近づかないような措置をとる。

(6) 窓ガラス等の落下防止を図る。

ア 窓ガラスに荷造用テープを貼る。

イ ベランダの植木鉢等を片付ける。

(7) 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。

(8) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるようとりまとめておく。
(非常持出品の準備)

(9) 防災素材で、なるべく動きやすい服装にする。

(10) 電話（携帯電話を含む。）の使用を自粛する。特に、市役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問い合わせを控える。

(11) 自家用車の利用を自粛する。

ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。

イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。

ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。

(12) 幼児、児童の行動に注意する。

ア 幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀等の付近に近づかないようにする。

イ 幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の取り決めに基づいて対応する。

(13) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

(14) エレベーターの使用は避ける。

(15) 近隣相互間の防災対策を再確認する。

(16) 不要な預貯金の引出しを自粛する。

(17) 買い急ぎをしない。

第2 自主防災組織等のとるべき措置

1 平常時

- 「震災編 第2部 1-16 第2節 地域における共助の推進（自主防災組織等の強化）」を準用する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- 市からの情報を地区内住民に伝達する。

- 地区内住民にとるべき措置（前節参照）を呼びかける。
- 消防機材等を有する組織では、資機材等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- 地域設置消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 要配慮者の安全に配慮する。
- がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- 救急医薬品等を確認する。
- 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

4 未設置地域の措置

- その他自主防災組織が結成されていない地域にあつては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3 事業所のとるべき措置

1 平常時

- 「震災編 第2部 1-20 第3節 事業所防災体制の強化」を準用する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの措置

- テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 消防計画、事業所防災計画等に基づき、警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- 市防災行政無線、テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適切な行動をとれるようにする。この場合、高齢者や障がい者等の要配慮者の安全に留意する。
- 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場や高層ビル・地下施設等の店舗にあつては、混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止しやむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏洩防止のための措置を講じる。

- 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。
- 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を講じる。
- 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に市役所・警察署・消防署・放送局・鉄道等に対する問い合わせを控える。
- バス、タクシー、生活物資輸送車等を除き、非常時に必要ではない車両の使用はできる限り制限する。
- 救助・救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- 建築工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等、地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。
- 一般事業所の従業者は、極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあつては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

風 水 害 編

**風水害編 第 1 部 風水害に強い小金井市を
目指して**

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

- 「震災編 第1部 1-1 第1節 計画の目的及び前提」を準用する。

第2 基本的な考え方

- 近年、局所的集中豪雨が都市部に限らず全国規模で発生している。市内でも都市化に伴い地域の持つ保水・遊水機能が低下し、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生じる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出し等、いわゆる都市型水害と言われている浸水被害にたびたび見舞われている。
- 市は、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関と連携し、風水害に係る適切な災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の水防対策を実施する責務がある。
- 次の項目については、震災編を準用する。
 - 1 市民と地域の防災力の向上
 - 2 ライフライン等の確保（ライフライン施設及び道路・交通施設対策）
 - 3 本部体制及び応急対応力の強化
 - 4 情報通信の確保
 - 5 医療救護等対策
 - 6 帰宅困難者対策
 - 7 避難者対策
 - 8 物流・備蓄・輸送対策の推進
 - 9 住民の生活の早期再建

第2章 市の概況と風水害

第1節 市の概況

○ 市の概況については、「震災編 第1部 1-5 第1節 自然的条件」を準用する。

第2節 風水害の概況

- 過去33年間（令和4年4月現在）で、野川流域では2回、仙川流域で7回の水害履歴があり、石神井川流域では水害履歴がない。
- 近年の短時間降雨強度の強い降雨により、部分的に低い土地や地下空間においても浸水被害が発生している。
- 平成元年以降で1件の土砂災害履歴がある。

<平成元年以降の水害履歴>

流域	発生日時	被災地区（町丁目）	床上浸水	床下浸水	浸水面積(ha)
野川	平成元年8月10日 （大雨）内水	東町4	—	1棟1世帯	0.01
	平成30年8月13日 内水	中町	3棟 3世帯	—	0.02
仙川	平成元年7月26日 内水	梶野町3、梶野町4、 緑町2、東町4	2棟 2世帯	10棟10世帯	0.10
	平成元年8月1日 （大雨）内水	梶野町3、梶野町4、 緑町2、東町4	5棟 5世帯	25棟25世帯	0.24
	平成元年8月10日 内水	東町4	—	1棟1世帯	0.01
	平成3年9月18日 （台風）内水	梶野町3	3棟 3世帯	10棟10世帯	0.10
	平成11年8月13日 （熱帯低気圧）内水	梶野町	—	13棟16世帯	0.25
		緑町	—	7棟7世帯	0.08
	平成12年9月11日 （集中豪雨）内水	梶野町3、梶野町4	—	9棟5世帯	0.12
		緑町2	—	2棟	0.03
		貫井北町2	—	1棟	0.03
	平成17年9月4日 （集中豪雨）内水	東町2、梶野町3、 梶野町4、緑町4	—	8棟8世帯	0.07
	平成18年9月11日 （集中豪雨）内水	梶野町3	—	5棟5世帯	0.05
		梶野町4	—	1棟1世帯	0.01
		緑町1	—	1棟1世帯	0.01

（資料：浸水実績図、区市町村別水害データ 東京都）

<平成元年以降の土砂災害履歴>

発生日時	被災地区（町丁目）	被 害	規 模
平成元年 7 月 （集中豪雨）土砂崩れ	貫井南町 3、貫井南町 4	なし	小規模

（資料：地域防災計画現況調査委託 調査報告書 小金井市 平成 9 年）

風水害編 第2部 災害予防計画

第1章 豪雨対策（総合的な治水対策）

（市、都）

- 小金井市内の河川改修は、時間雨量 50mm に対応する整備が完了している。
- 下水道についても、合流式下水道（一部地域は分流式下水道）が整備されており、普及率は 100%となっている。
- 近年頻発する集中豪雨に対し対策を推進するため、東京都が策定した「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（平成 26 年 6 月）、東京都総合治水対策協議会が策定した「野川流域豪雨対策計画（改定）」（平成 31 年 3 月）及び「石神井川流域豪雨対策計画（改定）」（平成 30 年 3 月）に基づく水害予防対策に取り組む必要がある。
- 東京都豪雨対策基本方針では、今後の豪雨対策においては、おおむね 30 年後を目標に年超過確率 1/20（区部時間 75mm、多摩部時間 65mm）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進すること、豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定し、これらの流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指すこと、豪雨災害に関する情報の提供や災害発生時の体制の整備等による避難方策の強化等の取組みを示している。
- 市は、重点エリアとして河川流域を想定した「対策強化流域」（石神井川流域、野川流域）に位置づけられており、河川整備による流下及び貯留と併せて流域対策を進め、目標整備水準の達成に取り組むとしている。
- 本市に係る豪雨対策計画の概要は、次のとおりである。なお、野川は、目標とする対策量（当面）を上回る 118,000 m³を平成 28 年に達成するなど、豪雨対策の推進が図られている。

区 分	石神井川（改定）		野川（改定）	
豪雨対策計画 策定年月	平成 30 年 3 月		平成 31 年 3 月	
整備目標	長期の見通し（おおむね 30 年後） ① 年超過確率 1/20 規模の降雨（75mm/hr）までは浸水被害を防止すること。 ② 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保すること。		長期の見通し（おおむね 30 年後） ① 年超過確率 1/20 規模の降雨（65mm/hr）までは浸水被害を防止すること。 ② 目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保すること。	
流域対策目標年次	（当面）令和 6 年度 （長期）令和 19 年度		（当面）令和 6 年度 （長期）令和 19 年度	
流域対策の基準 ※指導主体は 都及び市	敷地面積	対策基準	敷地面積	対策基準
	0.05ha 以上	600 m ³ /ha 以上	0.05ha 以上	500 m ³ /ha 以上
	0.05ha 未満	300 m ³ /ha 以上	0.05ha 未満	300 m ³ /ha 以上
流域対策の 目標対策量	小金井市	（当面）15,000 m ³ （長期）20,000 m ³	小金井市	（当面）112,000 m ³ （長期）167,000 m ³

- 水防法の改正（平成 27 年 7 月一部施行、11 月完全施行）により、市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法や避難施設、避難路等に係る事項を定めるとともに、浸水想定区域内の地下街や要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）等で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明らかにし、市民等に周知する必要がある。
- 浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
- ※ 対象となる要配慮者利用施設については、資料編に示すとおり。

（別冊 資料 風水害編 7 水防法第 15 条第 1 項に基づく要配慮者利用施設一覧）

- 市は、国土交通省令で定めるところにより、地域防災計画において定められた上記の事項を市民等に周知するため、これらの事項を掲載した市報やホームページ等への掲載、その他必要な措置を講じる。

第2章 がけ崩れ対策等

- がけ、擁壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、市は、都と連携し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）による総合的ながけ崩れ防止事業の促進にも努める。

対策項目	担当部課
第1節 がけ崩れ対策等	総務部地域安全課
第2節 土砂災害防止法	総務部地域安全課

第1節 がけ崩れ対策等

（市、都）

- 市内には、急傾斜地崩壊危険箇所が4か所、大規模盛土造成地が3か所あり、宅地造成工事規制区域が市域中央を東西に広がっていることから、がけ崩れ災害等の発生するおそれがある場合、あるいは危険が切迫した場合に迅速かつ適切な避難情報の提供を行えるよう、避難計画の確立に努める。
- がけ崩れ災害の特殊性から、危険地帯の市民に対するがけ崩れ等の災害予防及び応急対策等に関する知識の普及を常に図っておくものとする。
- 急傾斜地崩壊対策は、私有地内で実施することから、市は、土地の所有者等関係住民の理解と協力を得て、都に対して急傾斜地崩壊危険区域の指定を要請し、急傾斜地の安全化の促進を図る。
- がけ、よう壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、市は、都と連携し、急傾斜地法に基づく総合的ながけ崩れ防止事業の促進に努める。
- 既存の危険ながけ・よう壁の所有者・管理者等に対して、建築基準法及び宅地造成等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう積極的に指導を行う。

<急傾斜地崩壊危険箇所（※）一覧表>

住 所	斜面区分
小金井市貫井南町 3-8	自然斜面
小金井市貫井南町 3-13	自然斜面
小金井市東町 5-5	人工斜面
小金井市東町 5-6	人工斜面

（※）傾斜度 30° 以上、がけ高 5m以上の急斜面で崩壊した場合、人家又は官公署、学校、病院等に被害を生じるおそれがある箇所のことをいう。

（資料：東京都地域防災計画）

（別冊 資料 風水害編 1 急傾斜地崩壊危険箇所位置図）

＜大規模盛土造成地（※）一覧表＞

住 所	面 積
小金井市貫井北町 3-6 外	約 38,000 m ²
小金井市貫井北町 3-3 外	約 14,000 m ²
小金井市貫井北町 3-1 外	約 11,500 m ²

（※）宅地造成等規制法において指定される、居住者に危害を生じるおそれ大きい「造成宅地防災区域」の条件となる、一定規模以上の形状の造成宅地をいう。なお、「一定規模以上」とは、「盛土をした土地の面積が三千平方メートル以上であること」又は「盛土をする前の地盤面が水平面に対し二十度以上の角度をなし、かつ、盛土の高さが五メートル以上であるもの」をいう。

（※）市内には、大規模盛土造成地の中で「造成宅地防災区域」として指定すべきものは存在しない。

（別冊 資料 風水害編 2 大規模盛土造成地マップ）

第2節 土砂災害防止法

（市、都）

- 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものである。
- 土砂災害防止法により、都知事により指定を受けた土砂災害警戒区域については、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めること、また、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、ハザードマップ等により市民への周知を図ることとされている。
- 市内には、土砂災害警戒区域が 10 か所、うち 8 か所は土砂災害特別警戒区域の指定がされている。
- 市においては、避難の態勢や伝達方法の態勢の整備を進めていくこととし、ハザードマップ（防災マップ）の定期的な改訂及び土砂災害を想定した避難訓練など警戒避難体制の整備の強化、土砂災害警戒区域等に指定されている地域の住民が安全に避難できるように防災マップの配布等による地域や防災に関する情報の周知等を行う。
- 土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

（別冊 資料 風水害編 6 土砂災害警戒区域図）

＜土砂災害警戒区域一覧＞

	住 所	警戒	特別警戒	備 考
1	小金井市貫井南町 3-13	○	○	一部、貫井南町 4-26
2	小金井市貫井南町 3-8	○	○	一部、貫井南町 4-27
3	小金井市貫井南町 3-8	○	○	一部、貫井南町 4-27
4	小金井市貫井南町 3-2	○	○	
5	小金井市前原町 3-37	○	○	
6	小金井市中町 1-11	○	—	
7	小金井市中町 1-12	○	○	
8	小金井市東町 5-6	○	○	
9	小金井市東町 5-3	○	—	
10	小金井市東町 1-6	○	○	一部、三鷹市大沢 3-10

第3章 都市型水害対策

対策項目	担当部課
第1節 基本的な考え方	総務部地域安全課
第2節 総合治水対策の推進	総務部地域安全課、都市整備部道路管理課、環境部環境政策課、下水道課、学校教育部庶務課
第3節 洪水情報の提供	総務部地域安全課、環境部下水道課
第4節 ハザードマップ（防災マップ）等の作成・公表	総務部地域安全課、企画財政部広報秘書課
第5節 避難体制等の整備・確立	総務部地域安全課、関係部課

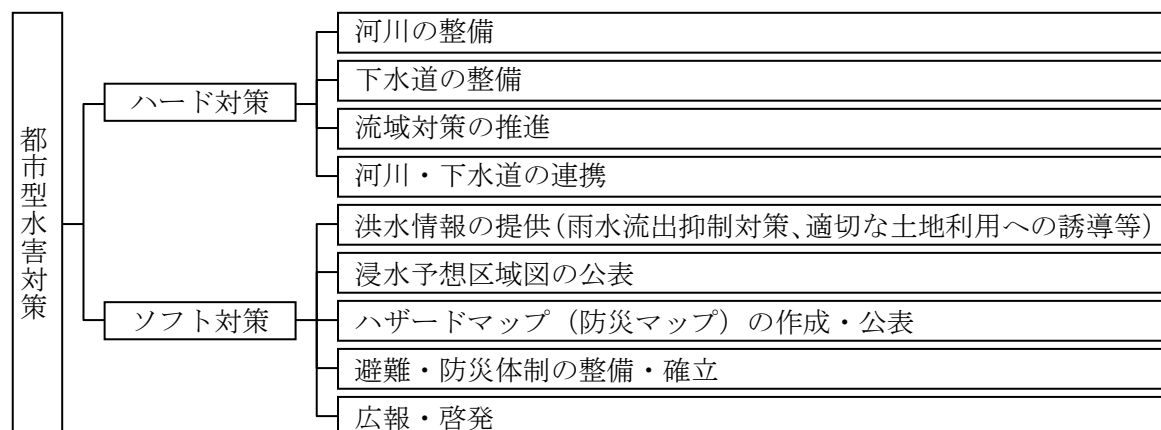
- 地下空間における浸水対策については、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、市は、建築基準法の規定に基づく助言や消防署との連携による問題事例の研究、都市型水害に必要な資機材の備蓄や訓練実施等の対策を進める。
- 都市型水害に対しては、日頃から地下空間や浸水予想区域での豪雨及び洪水に対する危険性を周知するとともに、洪水等の災害時には、的確な情報伝達が図れるよう事前の体制づくり等の対策を進める。

第1節 基本的な考え方

（市、都）

- ハード面における対策としては、河川の整備、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設等の流域対策、さらに河川と下水道の連携による浸水対策を進める。
- ソフト面の対策としては、洪水情報を事前に周知させるため、浸水予想区域図に基づくハザードマップ（防災マップ）の作成・公表を行う。
- 気象情報及び水防対応時の情報提供についても既存の情報伝達方法の拡充に加え、庁内担当者や消防団員へのさらなる伝達ルートの整備を検討する。
- 市は都市型水害に対する市民を対象とした広報、啓発活動を様々な方法により行う。

<都市型水害対策の施策体系>



第2節 総合治水対策の推進

(市、都)

第1 河川の整備

- 市内の河川改修に関しては、1時間当たり50mmの降雨に対応する整備が完了している。
- 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（平成26年6月）では、目標整備水準を時間50mm降雨から引き上げ、区部では時間最大75mm降雨、多摩部では時間最大65mm降雨とし、優先度を考慮して流域ごとに対策を進めることとしている。
- 市は、今後、頻発すると想定される集中豪雨に対応するための対策を、都に要望していく。
- 市は、都と連携して、治水施設の整備を図るとともに、下水道事業や流域の雨水流出抑制施設とを連携させた総合的な治水対策を推進し、水害の早期軽減を図る。

第2 下水道の整備

- 市内の下水道は合流式下水道(一部地域では分流式下水道)が整備されており、普及率は100%となっている。
- 近年頻発する集中豪雨に対応すべく、分流式下水道が整備されている区域においては、雨水管の整備を完了している。

第3 流域対策の推進

- 市は、都と連携して、治水施設（河川、下水道）の整備を促進するとともに、流域対策として、歩道における透水性舗装や浸透ますの設置、住宅等における各戸貯留・浸透施設の設置等、雨水流出抑制対策等を推進していく。
- 公園、緑地、学校の校庭、広場、集合住宅の駐車場等、既存の大規模・中規模施設を利用した雨水流出抑制施設の設置を推進する。
- ビルの屋上緑化や道路における透水性舗装及び浸透ます設置の本格実施を進める。
- ゲリラ豪雨の頻発による道路冠水等の内水氾濫のリスク増大に対処するため、冠水実績箇所周辺等の側溝等の整備、補修・更新を推進する。
- 住宅の敷地内への雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置のための支援を行うなど、河川や下水道への雨水流入の抑制を促進する。

第4 河川・下水道の連携

- 河川・下水道施設の連携による調節池・貯留管・ポンプ運転調整等、総合的な治水施設の効率的運用を図り、流域全体の治水安全度をバランス良く調整する。

第5 大規模洪水氾濫に対する減災の取組みの推進

- 市は、都や関係機関と連携し、大規模な洪水氾濫に対して円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の迅速な排水等を実施するため、関係機関が一体的かつ計画的に取り組む事項を定めた「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針（東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会、令和2年5月改定）」の実施を推進する。

第3節 洪水情報の提供

（市、都）

- 浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断が下せるよう、各管理者等に、雨量・気象情報を提供する。

＜各管理者の役割＞

管理者	役 割
河川管理者 （都）	○ 降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
下水道管理者 （都、市環境部）	○ 降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供
水防管理者（市長） （市総務部・環境部）	○ 住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実
地下空間管理者	○ 地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。

第4節 ハザードマップ（防災マップ）等の作成・公表

（市）

第1 浸水予想区域図

- 市内を流域に含む中小河川については、都が令和元年5月に「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（改定）」及び令和元年6月に「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図（改定）」、令和2年3月に「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域浸水予想区域図（改定）」を公表している。

（別冊 資料 風水害編 3 石神井川及び白子川流域浸水予想区域図）

（別冊 資料 風水害編 4 野川、仙川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図）

（別冊 資料 風水害編 7 北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域浸水予想区域図）

- 想定し得る最大降雨（総雨量690mm、時間最大雨量153mm）が小金井市にあった場合をシミュレーションした結果、最大で3m以上の浸水深が想定される。

（別冊 資料 風水害編 5 小金井市浸水予想区域図）

第2 ハザードマップ（防災マップ）

- 市は、都により作成・公表された「野川、仙川、入間川、矢沢川及び丸子川流域等浸水予想区域図」、「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」、「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区

「流域浸水予想区域図」に基づき、令和２年８月に従前の防災マップを改定した。

＜ハザードマップ（防災マップ）の内容＞

内 容	活 用
○ 浸水予想区域及び浸水深 ○ 一時避難場所、避難所、広域避難場所、一時滞在施設 ○ 避難ルート ○ 要配慮者関係施設（医療拠点病院、社会福祉施設、学校等） ○ 防災関係機関（市庁舎、ライフライン管理者等） ○ 防災関係施設 ○ 急傾斜地崩壊危険箇所 ○ 土砂災害（特別）警戒区域	○ 市民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。 ○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難指示等発令、避難誘導等を支援する。 ○ 土地利用の誘導、住まい方・建築様式等の判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料の一つとして活用する。 ○ 土砂災害警戒情報が発表された場合には、避難指示等の発令や市民等が自主避難をするための判断をする基礎資料としても活用する。

１ 防災上の課題の検討・整理

- ハザードマップ（防災マップ）作成（改定）の検討過程から明らかになった防災上の課題（避難手段、避難場所、避難ルート、情報伝達体制、伝達手段、要配慮者の避難、ライフライン等）を抽出・整理する。

２ 地域防災計画等への活用

- 市は、作成したハザードマップ（防災マップ）を地域防災計画等へ活用する。
- 市は、浸水想定区域内の地下街や要配慮者が利用する施設等の名称、所在地を把握する。

第５節 避難体制等の整備・確立

（市、都）

第１ 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

- 市は、水災対策の要である防災拠点施設が、氾濫、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。
- 新庁舎・（仮称）新福祉会館建設においては、豪雨時においても防災拠点施設としての機能確保を図るものとする。

＜防災拠点施設とその対策例＞

防災拠点施設	市庁舎、防災倉庫、避難所等
対策例	施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

第2 資器材、物資の備蓄

- 市は、水防活動、避難活動及び避難者支援に必要な資器材並びに物資を平常時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう体制を点検し、充実を図る。

第3 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- 防災関係機関が連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。
- 市は、避難指示等の発令基準を設定する場合には、都市河川の特性を考慮して、①準備基準、②指示基準の2段階に分けて情報を提供する等、市民が余裕を持って、安全かつ円滑に避難を行えるような基準づくりを進める。
- 浸水予想区域の要配慮者利用施設又は地下街等については、施設名称及び所在地の把握を行うとともに、市民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布等を行い、円滑かつ迅速な避難態勢の確立をめざす。

第4 広報・啓発

- 市は、浸水予想区域図やハザードマップ（防災マップ）により、市民が浸水の危険性や避難場所・避難経路を事前に認識できるように広報する。
- 市民に対しては、水害の危険性や対策の必要性を市報及びホームページ等への掲載を通じて広報・啓発する。

第5 広域避難体制の整備

- 都は、大規模水害等により、自治体の区域を越える広域的な避難が必要となる場合は、広域的な視点から都が区市町村間の調整を行うとともに、平常時からの国、都県、区市町村等の連携体制の整備、円滑な広域避難の実現に向けた検討、区市町村間の広域避難の仕組み作りの支援及び要配慮者対策の強化の支援を行うこととしている。
- 市は、都の動きを踏まえ、住民に広域避難における情報等を周知し、状況に応じて、避難者の受入れを都に要請する。また、広域避難が必要になった場合には、当該地住民の受入れについて必要な対応を行う。

第6 風水害時の避難所（土砂災害）

- 風水害時における避難所（土砂災害）は、次のとおりである。

施設名	開設基準
貫井南町三楽集会所	・市内の土砂災害警戒区域等に指定されている地域において、避難指示等を発令するとき。
東町友愛会館	

第4章 ライフライン施設及び道路、交通施設対策

（市、都、関係防災機関）

- 「震災編 第2部 3-11 第2節 ライフライン施設の安全化」を準用する。

第5章 地域防災力の向上

対策項目	担当部課
第1節 市民等の役割	総務部地域安全課
第2節 自主防災組織等の強化	総務部地域安全課
第3節 事業所防災体制の強化	総務部地域安全課

第1節 市民等の役割

（市民等）

- 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報等に関心を持ち、よく出される気象注意報、警報及び被害状況等を覚えておく。
- 浸水予想区域図やハザードマップ（防災マップ）等で、自分の住む地域の地理的特徴を把握し、適切な対策を講じておく。
- 水、食料、衣料品、懐中電灯、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- 買い物や片付けなど、日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心かける。
- 台風等が近付いたときの予防策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難する等、必要な対策を講じる。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、あらかじめ家族で災害時の連絡方法や避難場所、避難経路の確認を行っておく。また、市は、都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発に努める。
- 浸水が心配される場合は、都や国がインターネットやスマートフォン等で配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。必要に応じて、土のう、止水壁の準備を行い、家財道具等を安全な場所に移しておく。
- 気象情報や市の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 市や都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会・自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝や雨水ますの詰まりを取り除く等の予防対策を協力して行う。
- 避難行動要支援者がいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えない限り、市が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

- 地域においても把握している範囲で、避難行動要支援者の安否確認を行う。

第２節 自主防災組織等の強化

- 「震災編 第２部 1-16 第２節 地域における共助の推進（自主防災組織等の強化）」を準用する。

第３節 事業所防災体制の強化

- 「震災編 第２部 1-20 第３節 事業所防災体制の強化」を準用する。

第6章 訓練計画

(市、消防団、市民等)

第1 水防訓練計画

- 水防法及び本計画に基づき、風水害等の災害に際しての水防部隊の合理的運用と水防工法の完全な習熟等、適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係機関の協力により水防訓練を実施する。
- 訓練の実施に当たっては、市民参加による水防工法や簡易水防工法の体験等を通して、風水害に対する意識啓発を行う。

第2 訓練実施要領

- 水防訓練の実施に当たっては、次の全部又は一部を選択して、年1回以上実施する。
 - 1 参集訓練
 - 2 部隊編成訓練
 - 3 情報通信訓練
 - 4 本部運営訓練
 - 5 水防工法訓練
 - 6 救助・救急訓練
 - 7 その他水災時の活動に必要な訓練

第3 訓練実施時期

- 原則として、出水期（6月1日～10月31日）前に実施する。

風水害編 第3部 災害応急・復旧対策計画

第 1 章 応急活動体制の確立

対策項目	担当部班
第 1 節 職員の参集・配備及び本部の設置基準	全部班
第 2 節 市本部の態勢	全部班
第 3 節 公共空間の使用調整	総務部統括調整班、 企画財政部企画財政庶務班

- 市は、水防法第 3 条の規定に基づき、水防管理団体として、水防活動態勢を確立し、水災に即応できる体制を確保して水防活動を実施する。

第 1 節 職員の参集・配備及び本部の設置基準

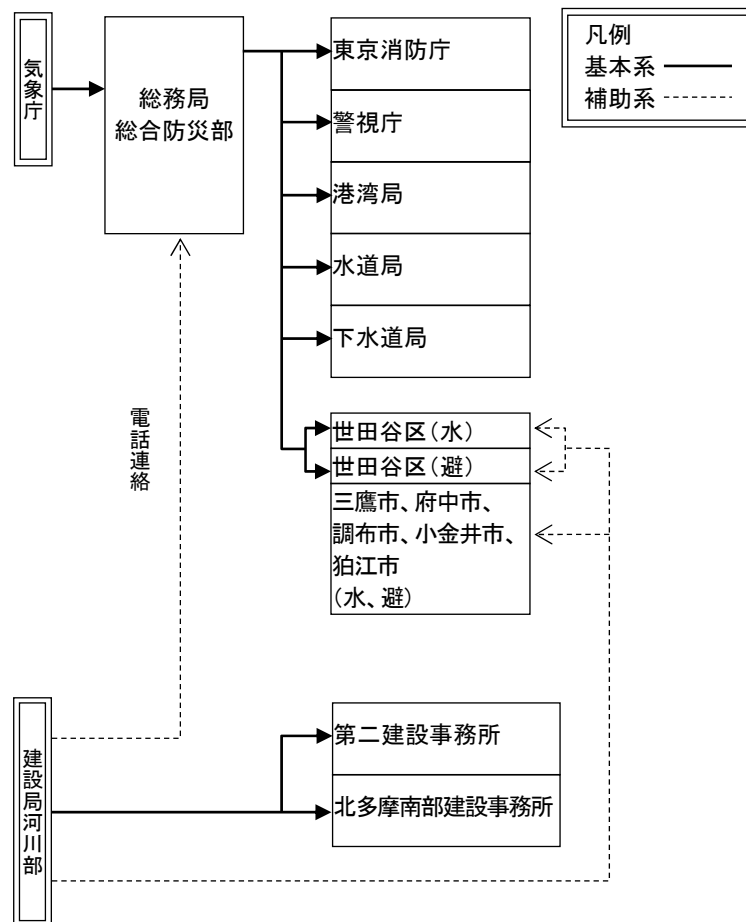
(市)

- 気象予警報が発表される等災害発生が予想される場合、もしくは災害が発生した場合における市職員の配備態勢及び主な活動内容は、次に示すとおりである。
- 市内河川では、野川・仙川が洪水予報河川に指定されており、市は、洪水のおそれがあるという情報を都の連絡を受けて市民に提供するとともに、その情報に基づき活動態勢をとる。
- 野川・仙川における洪水予報は、平成 26 年度に運用を開始している。
- 市内河川の水位情報を把握している団体は、北多摩南部建設事務所であるため、同事務所との連携を強化する。

<洪水予報を行う河川及びその範囲>

指定河川名	区 間	基準地点
野川・仙川	左岸：小金井市貫井南町 4 丁目 25 番地先から多摩川合流点まで 右岸：小金井市貫井南町 4 丁目 24 番地先から多摩川合流点まで	大沢池上 鎌田橋野川
	左岸：三鷹市新川 6 丁目 26 番地先から野川合流点まで 右岸：三鷹市新川 6 丁目 28 番地先から野川合流点まで	鎌田橋仙川

<野川・仙川洪水予報に関する洪水予報伝達系統図>



※「水」水防担当部署
「避」避難指示等発令担当部署

- ・総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は、河川部の指示により、管内の区市町村に情報を伝達する。
- ・洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達する。

(資料：令和2年度 東京都水防計画)

＜市本部の態勢及び主な活動内容＞

種 別		時 期	態 勢	主な活動内容
第1次配備態勢	情報連絡態勢(※)	1 市の地域において災害の発生のおそれがある場合 2 大雨等の警報が発表され、短時間に相当量の降雨等が予想される場合もしくは台風等の接近に伴い警戒が必要な場合 3 その他の状況により総務部長が必要と判断した場合	○ 市本部設置以前の態勢 ○ 通信情報活動を主とする態勢 ○ 地域安全課職員 ○ その他関係職員	○ 気象情報及び市内状況の情報収集 ○ 被害予想及び対応策の検討 ○ 関係機関への情報連絡 ○ 危険箇所の巡視
	警戒態勢	1 市の地域で局所被害が発生するおそれがあり、もしくは軽微な被害が発生した場合 2 台風の接近に伴い特別の警戒が必要な場合 3 その他の状況により総務部長が必要と判断した場合	○ 警戒本部を設置し、職員は災害対策本部の態勢に準じた対応を行う。 ○ 救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を行う。 ○ 各部の部課長、情報連絡等に必要の職員	○ 市民等からの通報に基づく現地確認 ○ 市民への広報 ○ 危険箇所での水防活動 ○ 市民の自主的避難の支援 上記の活動に加えて、被害状況（局地災害が発生した場合等）に応じて ○ 被災者の救助・救出 ○ 住家の浸水状況の把握 ○ 付近住民への注意の呼びかけ ○ 避難所開設の準備 ○ 市関係施設の点検
第2次配備態勢	本部配備態勢	1 広範囲に災害が発生すると予想され、警戒態勢では、対処できない場合 2 特別警報が発表された場合 3 その他市長が必要と認めた場合	○ 災害対策本部を設置し、全職員で対応する態勢 ○ 全ての職員	上記の活動に加えて ○ その他災害応急対策の全ての活動

(※) 本編における情報連絡態勢については、以下のとおりとする。

<情報連絡態勢>

勤務時間内	○ 総務部長は、関係部署（広報秘書課・情報システム課・管財課・コミュニティ文化課・地域福祉課・保育課・児童青少年課・下水道課・道路管理課・庶務課・指導室・消防団等）に連絡し、必要に応じて職員を招集し、対応を協議する。 ○ 協議結果は、理事者に報告する。 ○ 警報発表時並びに台風の接近に伴う警戒すべき時間帯において、地域安全課及び道路管理課職員は、職場待機とする。
勤務時間外	○ 警報発表時並びに台風の接近に伴う警戒すべき時間帯において、地域安全課及び道路管理課職員は、連絡網等により参集し、職場待機する。

(※) 上記態勢については、積雪を含む。

第2節 市本部の態勢

第1 警戒本部

項 目	内 容
設 置	○ 市長は、市の地域において局所被害が発生するおそれがある場合、又は台風の接近に伴い特別の警戒が必要と認めた場合は、災害警戒活動の推進を図るため小金井市警戒本部を設置する。 ○ 警戒本部を構成する部の部長は、警戒本部を設置する必要があると認めたときは、総務部長に警戒本部の設置を要請することができる。 ○ 総務部長は、警戒本部設置の要請があった場合、その他警戒本部を設置する必要があると認めた場合は、警戒本部の設置を市長に具申しなければならない。 ○ 各部長は、警戒本部が設置された場合、その旨を所属職員に周知し、警戒態勢に伴う職員の配置について指示を行う。
組織構成	○ 本部長：市長 ○ 本部長：副市長、教育長、企画財政部長、庁舎建設等担当部長、総務部長、市民部長、環境部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、都市整備部長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長
職員の職務	○ 各部の職員は、部長の指示を受け、部の事務に従事する。 ○ 災害対応の事務分掌は「震災編 第2部第4章 4-23 8 各部の事務分掌」に準じる。
主な活動内容	○ 市民への広報、避難情報の発令 ○ 要配慮者への連絡及び対応 ○ 避難所（土砂災害）・自主避難所の準備及び運営 ○ 気象、河川及び交通等の情報収集、関係機関との連絡調整
廃止基準	○ 予想された災害の発生するおそれが解消したと認めたとき ○ 被害状況等から広範囲の災害応急活動が必要となり、災害対策本部へ移行したとき

第2 災害対策本部

- 「震災編 第2部 第4章 応急対策 第1節 第1 小金井市災害対策本部の組織・運営」を準用する。

第3節 公共空間の使用調整

- 「震災編 第2部 4-53 第3 公共空間の使用調整」を準用する。

第2章 情報の収集・伝達

対策項目	担当部班
第1節 情報収集態勢	総務部統括調整班
第2節 情報連絡態勢	総務部統括調整班、企画財政部広報秘書班
第3節 災害予警報等の伝達	総務部統括調整班、企画財政部広報秘書班

第1節 情報収集態勢

(市)

- 市は、都災害情報システム（DIS）端末、降雨情報システム（東京アメッシュ）、水防対策支援情報、インターネットの気象情報サイト、テレビ、ラジオ等を活用し、周辺地域を含めた大雨の状況や降雨予測、台風の進路情報等の気象情報を収集する。
- 市は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際は、気象庁東京管区気象台等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

第2節 情報連絡態勢

(市、都、小金井消防署、小金井警察署)

- 情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）、電気通信設備の優先利用（電話、電報の優先利用）、非常通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）については、「震災編 第2部 5-13 第1 関係防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報）」を準用する。

第3節 災害予警報等の伝達

第1 情報の通達及び伝達

- 市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。
- 市は、災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに市域内の協力機関等その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等及び一般市民等に周知する。
- 警報及び重要な注意報について、都、警察署、消防署又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、市民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警察署、消防署、都の協力を得て、市民に周知する。

＜情報の通達と伝達＞

機関名	内 容
市	○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都総務局及び気象庁に通報する。 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び市民等に周知する。 ○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、都、警察署、消防署又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織に伝達するとともに、警視庁、東京消防庁、都政策企画局等の協力を得て、市民に周知する。
都	○ 都総務局及び都各支庁は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、市その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集する等して知ったときは、直ちに関係のある都各局、市、防災関係機関等に通報する。 ○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある都各局及び市に通知する。
警視庁	○ 気象情報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、警察署、交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。 ○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに市長に通知する。
東京消防庁	○ 都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに、消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。
東京管区気象台 気象庁予報部	○ 気象、地象、水象関係情報を全般的収集系統及び都地域における収集系統により収集する。 ○ 気象、地象、水象に関する情報を、気象庁大気海洋部から防災情報提供システム等により防災関係機関に通知する。 ○ 気象庁が必要と認めた時、又は関係機関から要請があった場合、台風、その他の重要な情報について、東京都防災センターで説明会を開催する。 ○ 竜巻注意情報の伝達や竜巻発生確度ナウキャストの活用により、竜巻発生の注意喚起を行う。
その他の 防災機関	○ 都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報・警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報する。

第2 予報区分と気象注意報・警報の種類と発表基準

1 予報区分

- 本市に関係する注意報・警報は、市区町村ごとに発表される。
- 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な情報を簡潔かつ効率的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる。

<東京地方の予報区分>



(資料：気象庁ホームページ)

2 気象注意報・警報の種類と発表基準

- 気象注意報は、大雨等によって、災害が起るおそれがある場合にその旨を注意喚起するために発表される。
- 気象警報は、重大な災害の起るおそれがある旨を警告するために発表される。
- 気象特別警報は、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に、最大級の警戒を呼びかけるために発表される。
- 記録的短時間大雨情報は、大雨警報が発表されている時に、数年に1回程度発生する激しい短時間の大雨を観測又は解析したことを発表する情報であり、現在の降雨がその地域にとって希な激しい状況であることを周知するために発表される。

＜気象注意報・警報の発表基準＞

(令和3年6月現在)

種類	区 分		小金井市の基準
注意報	強風（平均風速）		13m/ s
	風雪（平均風速）		13m/ s 雪を伴う
	大雨	表面雨量指数基準（※1） （浸水害）	13
		土壌雨量指数基準（※2） （土砂災害）	135
	洪水	流域雨量指数基準（※3）	複合基準 野川流域=(13, 9. 6), 仙川流域=(13, 4. 6)
	大雪（12 時間降雪の深さ）		5cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	乾燥		最小湿度 25%で実効湿度 50%
	濃霧（視程）		100m
	霜（最低気温）		4 月 10 日～5 月 15 日 2℃以下
	低温		夏期(平均気温): 平年より 5℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くとき 冬期(最低気温): -7℃以下、多摩西部は-9℃以下
	着氷・着雪		大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時
警 報	暴風（平均風速）		25m/ s
	暴風雪（平均風速）		25m/ s 雪を伴う
	大雨	表面雨量指数基準（※1） （浸水害）	20
		土壌雨量指数基準（※2） （土砂災害）	174
	洪水	流域雨量指数基準（※3）	仙川流域 6. 9
	大雪（12 時間降雪の深さ）		10cm
記録的短時間大雨情報（1 時間雨量）			100mm

(資料：警報・注意報基準一覧（気象庁）)

(注) ※1 表面雨量指数基準：表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

※2 土壌雨量指数基準：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出されている。土壌雨量指数基準は、1km 四方（総務省が定めた「地域メッシュ」）ごとに設定されており、小金井市に関わる地域メッシュ 11 のうち、表中に示した値はそれらの基準の最低値を示す。

※3 流域雨量指数基準：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出されている。

3 竜巻に係る情報伝達

- 気象庁の発表する竜巻注意情報等については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体に送信される。
- 気象庁は、都内において竜巻等が発生した場合、専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ情報を伝達する。

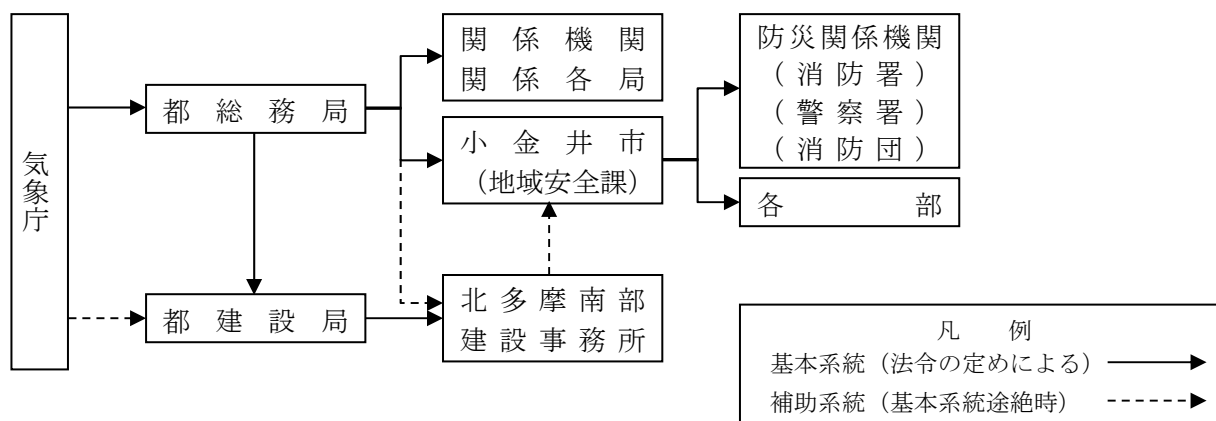
<竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表（気象庁）>



第3 土砂災害警戒情報

- 大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、区市町村長が防災活動や市民等への避難指示等の災害応急対策を適切に行えるよう支援するため、国土交通省河川局（現水管理・国土保全局）と気象庁が連携して判断基準となる土砂災害警戒避難基準雨量の設定手法を策定した。
- 都は、これに基づき「土砂災害警戒情報」の発表基準を作成し、気象庁と共同して発表することとしている。区市町村への情報伝達は、防災ファクシミリ及びDIS（都災害情報システム）を利用して行う。
- 市は、都から「土砂災害警戒情報」が伝達された場合は、市内の土砂災害警戒区域等の市民等に対して同情報の伝達を行い、自主避難を促すとともに、市長が発令する避難指示等の判断に活用する。

第4 気象情報の伝達系統



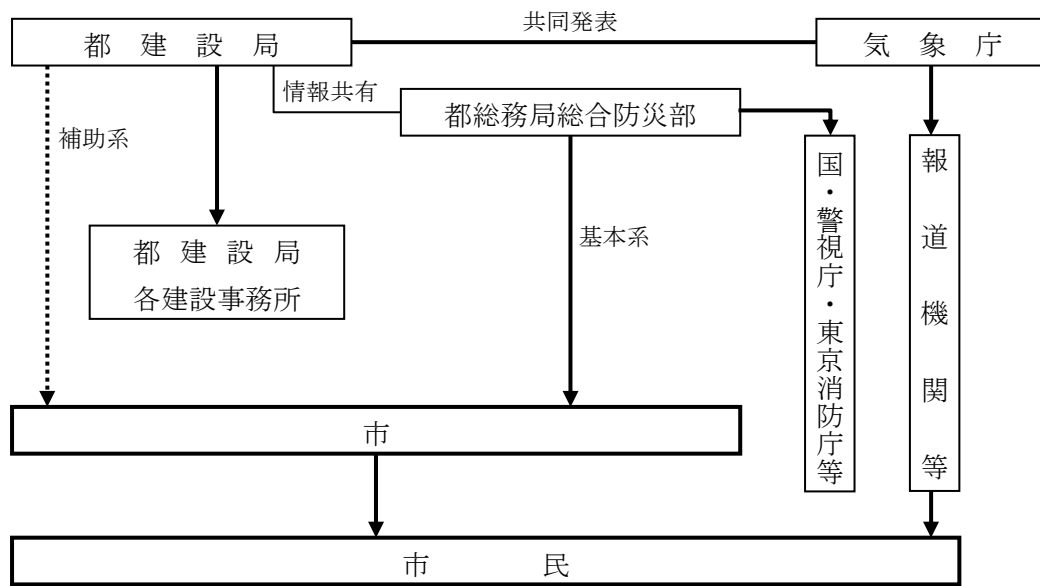
第5 気象情報の伝達

- 市は、気象注意報・警報の発表を覚知したときは、気象情報端末やインターネットの気象情報サイト、テレビ、ラジオから関連する情報を積極的に収集し、必要に応じて各部及び防災関係機関に情報を提供する。
- 集中豪雨等の大雨による浸水被害をできるだけ低減するためには、市民自身による早期からの水防活動が不可欠である。
- 集中豪雨等の大雨発生の危険性を早期に市民に伝えるために、市は、市民へ気象注意報や警報の発令等を早期に伝達できる気象情報配信システムの導入を検討する。

第6 土砂災害警戒情報の伝達

- 土砂災害警戒情報の伝達は、定められた伝達系統のとおり行う。
- 市は、夜間等においても対象住民に情報を早期かつ的確に伝達できるシステムを確立する。

<土砂災害警戒情報の伝達ルート図>



注) ——— 基本系：情報伝達の第1系統
 補助系：確実な伝達を図るための第2系統

第3章 水防及び土砂災害対策

対策項目	担当部班
第1節 水防対策	消防団、総務部統括調整班
第2節 浸水対策	消防団、総務部統括調整班
第3節 土砂災害対策	総務部統括調整班、関係各部班

- 市は、河川氾濫に加えて、大雨時の浸水被害（都市型水害）及び土砂災害特別警戒区域等に対する土砂災害を対象とした対策を講じる。

第1節 水防対策

（市、都、小金井消防署、小金井警察署）

第1 水防態勢及び活動

- 気象状況等により水害が発生するおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

機関名	対策内容
市 (水防管理団体)	○ 市長（水防管理者）は、気象状況等により水害が発生するおそれがあるときは、直ちに状況に応じた配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。 1 気象状況並びに水位に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに、河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講じる。 2 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。 3 水防作業に必要な資器材の調達を行う。 4 市は、次の場合には、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ちに都建設局（都水防本部）に報告する。 - ア 水位が氾濫注意水位に達し、氾濫のおそれがあるとき。 - イ その他水防上必要と認めたとき。 5 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させる。 6 堤防その他の施設が決壊又はこれに準じる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 7 洪水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく警察署長に、その旨を通知する。 8 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求める。

機関名	対策内容														
	9 水防のため緊急の必要があるときは、他の市長（水防管理者）に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた市長（水防管理者）の所轄のもとに行動する。 10 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。 11 市民に対して土のうの提供等、必要な水防活動の資材を提供する。														
建設局 （北多摩南部建設事務所）	○ 事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与える等その調整を図るものとする。 1 水防態勢 事務所における業務分担は、次のとおりである。														
	<table><tr><th>班別</th><th>業務分担</th></tr><tr><td>所長・副所長</td><td>総括指導</td></tr><tr><td>庶務班</td><td> (1) 各班の連絡調整に関すること。 (2) 水防資機材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関すること。 (3) 各班に属しないこと。 </td></tr><tr><td>情報連絡班</td><td> (1) 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。 (2) 雨量、水位、流量等の観測と通報及び資料収集、整理に関すること。 (3) 気象、水象の情報連絡に関すること。 </td></tr><tr><td>技術班</td><td> (1) 水防作業の技術援助及び指導に関すること。 (2) 水防実施状況の調査及び報告に関すること。 (3) 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 (4) 公共土木施設の被害状況調査及び資料の収集に関すること。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関すること。 (6) 雨量、水位等の観測に関すること。 (7) 工区班応援に関すること。 </td></tr><tr><td>工務班</td><td> (1) 水防資機材の受払の調整に関すること。 (2) 水防資機材の配分、輸送計画に関すること。 </td></tr><tr><td>工区班</td><td> (1) 雨量、水位等の観測に関すること。 (2) 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 (3) 水防作業の技術援助及び指導に関すること。 (4) 公共土木施設の被災状況調査に関すること。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関すること。 </td></tr></table>	班別	業務分担	所長・副所長	総括指導	庶務班	(1) 各班の連絡調整に関すること。 (2) 水防資機材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関すること。 (3) 各班に属しないこと。	情報連絡班	(1) 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。 (2) 雨量、水位、流量等の観測と通報及び資料収集、整理に関すること。 (3) 気象、水象の情報連絡に関すること。	技術班	(1) 水防作業の技術援助及び指導に関すること。 (2) 水防実施状況の調査及び報告に関すること。 (3) 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 (4) 公共土木施設の被害状況調査及び資料の収集に関すること。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関すること。 (6) 雨量、水位等の観測に関すること。 (7) 工区班応援に関すること。	工務班	(1) 水防資機材の受払の調整に関すること。 (2) 水防資機材の配分、輸送計画に関すること。	工区班	(1) 雨量、水位等の観測に関すること。 (2) 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 (3) 水防作業の技術援助及び指導に関すること。 (4) 公共土木施設の被災状況調査に関すること。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関すること。
	班別	業務分担													
	所長・副所長	総括指導													
	庶務班	(1) 各班の連絡調整に関すること。 (2) 水防資機材の購入及び受払、労力、船車等の調達、輸送に関すること。 (3) 各班に属しないこと。													
	情報連絡班	(1) 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。 (2) 雨量、水位、流量等の観測と通報及び資料収集、整理に関すること。 (3) 気象、水象の情報連絡に関すること。													
	技術班	(1) 水防作業の技術援助及び指導に関すること。 (2) 水防実施状況の調査及び報告に関すること。 (3) 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。 (4) 公共土木施設の被害状況調査及び資料の収集に関すること。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関すること。 (6) 雨量、水位等の観測に関すること。 (7) 工区班応援に関すること。													
	工務班	(1) 水防資機材の受払の調整に関すること。 (2) 水防資機材の配分、輸送計画に関すること。													
	工区班	(1) 雨量、水位等の観測に関すること。 (2) 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。 (3) 水防作業の技術援助及び指導に関すること。 (4) 公共土木施設の被災状況調査に関すること。 (5) 危険箇所の警戒巡視に関すること。													
		2 気象情報等の伝達系統 気象状況等の伝達系統は、前記第2章第3節第4に示すとおりとする。													
		3 水防資機材 水防資機材を要請する場合は、事務所に電話（後日文書にて処理）にて要請し、資材は、水防倉庫から払い出すものとする。													

（別冊 様式 風水害編 1 水防実施状況報告書様式）

第2 消防機関の態勢及び活動

○ 市においては、水防法に規定する水防団は存在しないため、消防機関（東京消防庁小金井消防署及び小金井市消防団）が水防団に代わって、次の水防活動を分担している。

- 1 市域を随時巡回し、水防危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。
- 2 水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命じる。
- 3 小金井消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- 4 小金井消防署長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき、又は自ら水防活動の必要性を判断したときは、直ちに出場し、水防活動を行う。

機関名	対策内容
東京消防庁 小金井消防署	(1) 消防署及び関係機関との連絡 内水氾濫、溢水等により水災が発生する危険がある場合又は発生した場合は、消防署の全機能をあげて市内関係機関との連携のもとに被害発生及び被害拡大を防止する。 ア 消防署長は、水災の発生又は危険を知ったときは、直ちに市長（水防管理者）に通知する。 イ 関係機関は、水災の発生又は危険を知ったときは、市長（水防管理者）及び消防署長への通報に協力する。 ウ ア及びイの通報は、有線及び無線のあらゆる通信施設及び連絡車を活用して行うものとする。 (2) 事前措置 水災現場活動を効率的に実施するため、次の計画を立てる。 ア 事前教養 水防活動計画書による事前教養を実施する。 イ 要注意箇所の決定 市長（水防管理者）と協議して要注意箇所を決定する。 ウ 監視警戒計画 監視警戒の必要箇所、警戒方法、警戒要員、連絡方法等について水災種別及び態勢別の計画を樹立する。 エ 水防作業計画 水防作業の迅速適切化を図るため、要注意箇所ごとに実施する工法の種別、必要人員及び必要資器材の調達及び運搬方法について計画する。 オ 部隊運用計画 (ア) 部隊の運用は、管内全域について、災害種別に対応し、消防部隊を運用して実施する。 (イ) 消防署長は、所轄の消防部隊を指揮運用し、管内の水災防護活動に当たる。 カ その他必要事項 その他水災について必要が生じた場合は、計画を樹立し、指示命令をする。

機関名	対策内容
東京消防庁 小金井消防署	(3) 水防態勢 水防態勢の発令に伴い、水防活動の準備を行う。 (4) 水防非常配備態勢 水防非常配備態勢は、災害の状況に応じ、市の態勢発令と関係なく設置する。 水防第一及び水防第二非常配備態勢は、警防本部長、方面隊長又は署隊長が発令し、水防第三非常配備態勢以上は、警防本部長が発令して次により処置する。 ア 水防第一非常配備態勢 (ア) 水防資器材の点検整備 (イ) 関係機関との連絡、情報収集 (ウ) 庁舎施設の防護 (エ) 河川の巡視による情報収集、水災発生危険個所の把握及び広報 (オ) 警防本部、方面隊本部等への報告連絡 イ 水防第二非常配備態勢 (ア) 署隊本部機能の強化 (イ) 水防部隊の編成及び署隊運用 (ウ) 所要の水防資器材、水、食料、燃料等の準備 (エ) 関係機関等への連絡員の派遣 (オ) 水防活動、被害状況等の把握 (カ) 警防本部、方面隊本部等への報告連絡 ウ 水防第三非常配備態勢 (ア) 署隊本部機能の強化 (イ) 水防部隊の増強及び署隊運用 (ウ) 関係機関への派遣連絡員の増強 (エ) 監視警戒の強化 (オ) 水防活動、被害状況等の把握 (カ) 警防本部、方面隊本部等への報告連絡 エ 水防第四非常配備態勢 (ア) 上記に掲げる事項を強化する。 (イ) 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立 (ウ) 全水防部隊の編成 (エ) 応援態勢又は応援受入態勢の確立 (5) 非常招集 非常災害に対処するため、必要があると認めた場合は、勤務時間外の署員に非常招集命令を発令する。非常招集命令は、非常配備態勢の発令をもって代える。 (6) 水防活動要領 ア 市域を随時巡回し、水防危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。 イ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、又はその区域から退去を命じる。 ウ 小金井消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。

機関名	対策内容
東京消防庁 小金井消防署	エ 小金井消防署長は、水防管理者から出場の要請を受けたとき、又は自ら水防活動の必要性を判断したときは、直ちに出場し、水防活動を行う。 オ 水防に要する資器材の準備が間に合わないとき、又は不足をきたしたときは、必要な資器材を現地において収用する。 (7) 救助・救急活動態勢 ア 市災害対策本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的に人命救助・救急活動を行う。 イ 救助活動に建設資機材等を必要な場合は、関係事業所との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 ウ 救急活動にあつては、消防団等と連携し、救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。 エ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。
小金井市 消防団	(1) 消防団の水防区域 消防団が行う水防区域は市全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は分団管轄区域内とする。 (2) 通報 ア 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見した場合又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。 イ 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに市長（水防管理者）及び消防署長に通報するものとする。 (3) 出動の指示 ア 団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、もしくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、市長（水防管理者）及び消防署長と協議し、必要な団員に出動を指示するものとする。 イ 分団長は、気象状況等により分団管轄区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、又は被害が発生したときは、団本部の了解を得て団員を出動させることができる。 この場合において、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。 (4) 指示等の伝達 団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行うものとする。 <pre> graph TD A[小金井消防署] <--> B[小金井市] B <--> C[小金井市消防団] C <--> D[分 団] D --> E[団 員] </pre> (5) 有線途絶の場合の連絡 伝達施設が災害のため被害を受け、その機能を失った場合は、分団に対し無線又は連絡車を派遣し、連絡等を保つものとする。 (6) 広報活動の協力 消防団は、必要に応じ各種広報活動に協力するものとする。 (7) 消防団出動基準 水災現場活動の出動は、次の基準により実施するものとする。 ア 待機：団員は、自宅又は分団詰所に待機し、必要に応じ直ちに出動できる

機関名	対策内容
小金井市消防団	態勢 イ 準備：水防に関する情報連絡及び水防資器材の整備点検等消防団の出動の準備態勢 ウ 出動：消防団が災害現場に出動する態勢 エ 解除：水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢終了の通知がされたとき (8) 出動の要領 出動は、団本部の指示があった場合のほか、気象状況等により分団管轄区域内に災害の発生のおそれが認められたとき、又は災害が発生した場合に分団長は、その災害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。 この場合、分団長は出動ごとに場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。 (9) 監視及び警戒 気象状況等により、分団管轄区域内に水防上危険である箇所が認められるときは、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講じるものとする。 (10) 水防作業報告 分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告するものとする。

第3 警察の態勢及び活動

機関名	対策内容
警視庁 小金井警察署	1 市長（水防管理者）から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等基礎的警備活動に支障のない限り警備本隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。 2 水防現場においては、市長（水防管理者）及び消防機関等と緊密な連絡調整をし、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断されるときは、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。 3 水防機関及び消防機関等で、水防現場に向うものの通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。 4 罹災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

第4 決壊時の措置

1 決壊の通報及びその後の措置

- 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準じるべき事態が発生したときは、市長（水防管理者）、小金井警察長又は小金井消防署長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係市（水防

管理団体）と相互情報を交換する等、連絡を密にする。

- 決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

2 立退き

(1) 立退きの指示

- 洪水により著しい危険が切迫していると認められたときは、知事及びその命を受けた都職員又は市長（水防管理者）は、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、広報車、その他の方法により立退き又はその準備を指示する。
- この場合、遅滞なく小金井警察署長にその旨を通知する。

(2) 避難誘導等

- 立退き又はその準備を指示された区域の居住者については、小金井警察署は、市長（水防管理者）と協力して救出又は避難誘導する。
- 市長（水防管理者）は、小金井警察署長及び小金井消防署長と協議のうえ、あらかじめ立退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておく。

第5 費用及び公用負担

1 費用負担

機関名	内 容
市 (水防管理団体)	○ 市（水防管理団体）は、市内の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は市と応援を求めた水防管理団体が協議して定める。 ○ 市外の区市町村が当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。 ○ 負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。
都	○ 都又は都知事の行う事務に要する費用は、都が負担する。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

- 水防のための緊急の必要があるとき、市長（水防管理者）又は小金井消防署長・小金井消防団長は、次の権限を行使することができる。
 - ア 必要な土地の一時使用
 - イ 土石、竹木、その他の資材の使用
 - ウ 土石、竹木、その他の資材の収用
 - エ 車両、その他の運搬具又は器具の使用
 - オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明

- 公用負担の権限を行使する場合、市長（水防管理者）又は小金井消防署長・小金井消防団長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。

(3) 公用負担命令票

- 公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準じるべき者に交付する。
- 現場の事情により、そのいとまのないときは、事後において直ちに処理する。

(4) 損失補償

- 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、市（水防管理団体）は、時価によりその損失を補償する。

（別冊 様式 風水害編 2 公用負担権限委任証明書様式）

（別冊 様式 風水害編 3 公用負担命令票様式）

第2節 浸水対策

- 「風水害編 第3部 3-13 第1節 水防対策」に準じて行う。

第3節 土砂災害対策

- 市内には、土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域が10か所、うち8か所は土砂災害特別警戒区域に指定されており、これらを対象として、以下の対策を実施する。

1 土砂災害防止体制の確立

- 気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止態勢を早急に確立し、被害の拡大防止対策を行う。

2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

- 地域で土砂災害の兆候が認められる等の実態が把握された場合は、水防管理者への通報及び地域住民等への避難情報の発令、警戒監視体制の強化を図る。

3 警戒避難体制の確立

(1) 情報の指示・伝達

- 都より、土砂災害警戒情報が伝達された場合は、地域住民及びライフライン関係者、交通機関関係者に対し早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。
- 具体的に危険が予想される危険区域の市民等に対しては、避難指示等を個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の指定

- 土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係者以外の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

4 土砂災害発生後の措置

- 土砂災害発生後は、被害実態の早期に把握し、都に報告する。
- 土砂災害発生後は、特に二次災害の発生に対処するための措置を都に要請する。

5 土砂災害等による被害の拡大防止

- 土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れ等が懸念される場合は、都に対して応急対策を要請する。

第4章 避難指示等

対策項目	担当部班
第1節 避難態勢	総務部統括調整班、関係各部班
第2節 避難指示等の判断・伝達	総務部統括調整班
第3節 広域避難	総務部統括調整班、関係各部班

第1節 避難態勢

(市、小金井警察署)

第1 事前避難

1 市の活動

- (1) 災害時に避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定め、その地域の住民、滞在者等に対して、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底し、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。
- (2) 必要に応じて、避難情報を発令する。

2 小金井警察署の活動

- 災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し、早期に避難の指示、指導を行う。
- 避難行動要支援者の誘導を優先するとともに、近隣の安全な施設へ自主的に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

第2 避難指示等

- 市内において危険が切迫した場合には、市長は、小金井警察署長及び小金井消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等を行うとともに、速やかに都災害対策本部に報告する。
- 人の生命及び身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命じる。
- 野川の水位の他、必要なあらゆる情報に基づき総合的に判断して、避難情報を発令する。（「震災編 第2部 5-25 第6節 災害時の放送要請」を参照）
- 平常時から、自主防災組織や町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

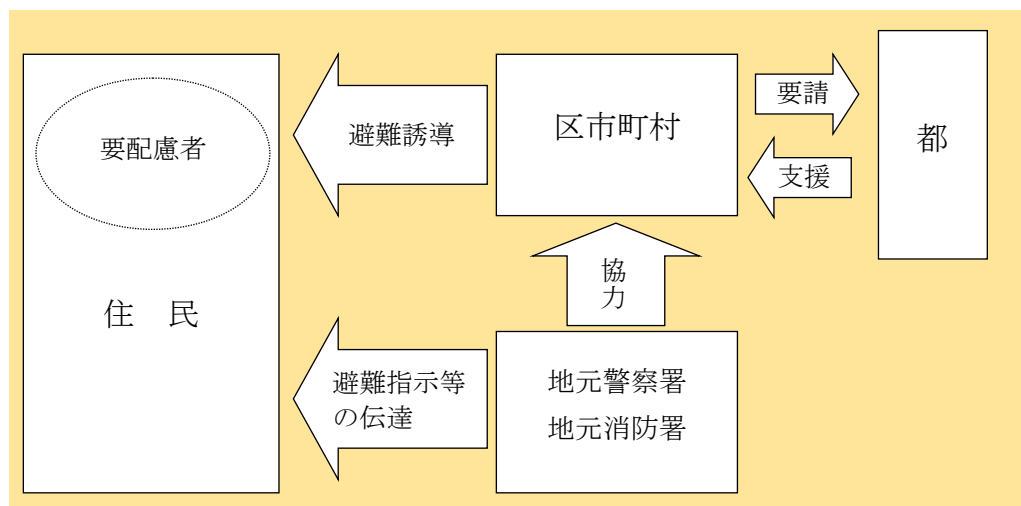
第3 避難誘導

- 避難情報が発令された場合、小金井消防署、小金井警察署及び小金井市消防団の協力を得て、自主防災組織又は町会・自治会、事業所単位で自主防災組織の班長や事業所の管理者等のリー

ダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定する避難所等に誘導する。

- 避難情報を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 災害の状況に応じ、学校長（又は園長）、以下各担任教諭（又は保育士）を中心として、乳幼児・児童・生徒の安全が確保できる避難誘導するよう指導する。

＜避難誘導の手順＞



第２節 避難指示等の判断・伝達

（市）

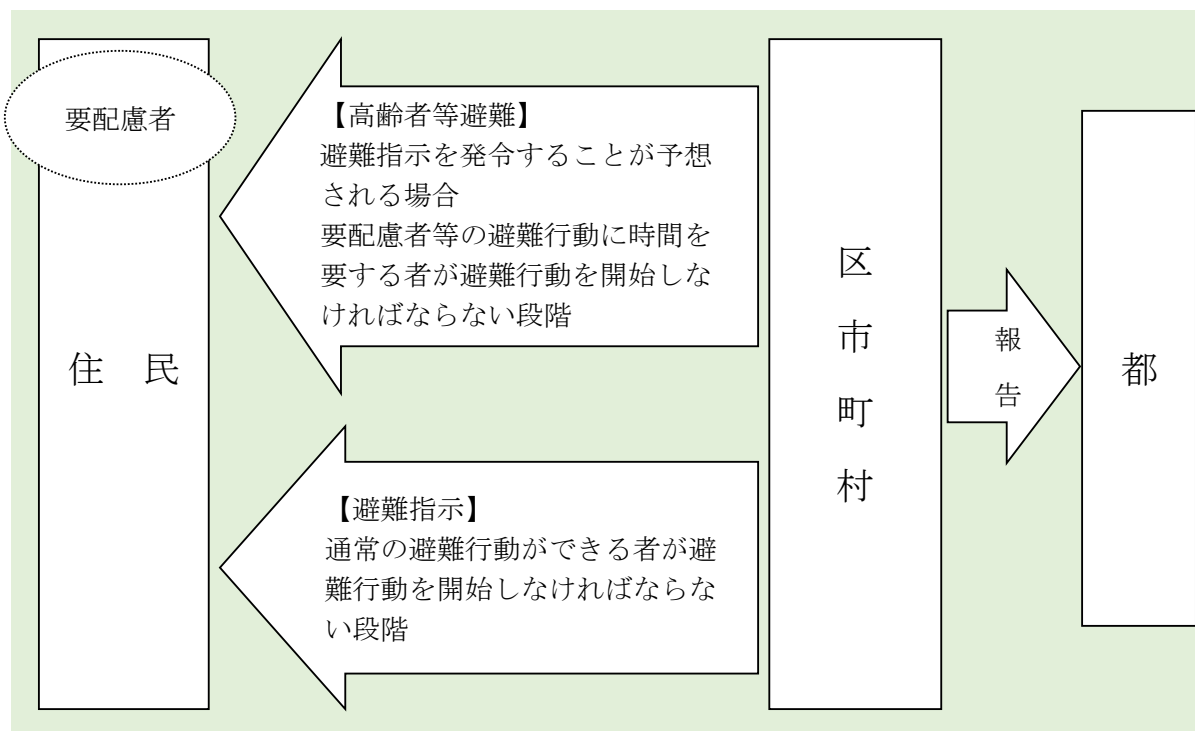
第１ 避難指示等の判断基準等

- 市は、「小金井市避難情報の発令基準」及び「小金井市避難情報の伝達マニュアル」に基づき、避難情報を発令する。
- 避難指示等の根拠法、役割等については、次表のとおりである。

措 置		根拠法	役 割
高齢者等避難		（災害対策基本法）	区市町村長
避難指示等	・避難のための立退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第 60 条第 1 項及び 第 3 項	区市町村長
	（区市町村長が指示できない、もしくは求めるとき） ・避難のための立退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第 61 条第 1 項	警察官 海上保安官
	避難のための立退きの指示	水防法第 29 条	水防管理者
		水防法第 29 条	知事及び

措 置		根拠法	役 割
		地すべり等防止法 第 25 条	その命を受けた職員

＜高齢者等避難・避難指示＞



(出典：東京都地域防災計画)

＜（参考）避難情報等と居住者等がとるべき行動＞

(内閣府「避難情報に関するガイドライン」令和3年5月公表より)

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 発令される状況：災害のおそれあり ② 居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等（※）は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	① 発令される状況：災害のおそれ高い ② 居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない。） ② 居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

＜避難指示等の発令基準＞

下記に掲げる判断基準のいずれかに到達したときに、避難情報を発令する。

(1) 土砂災害

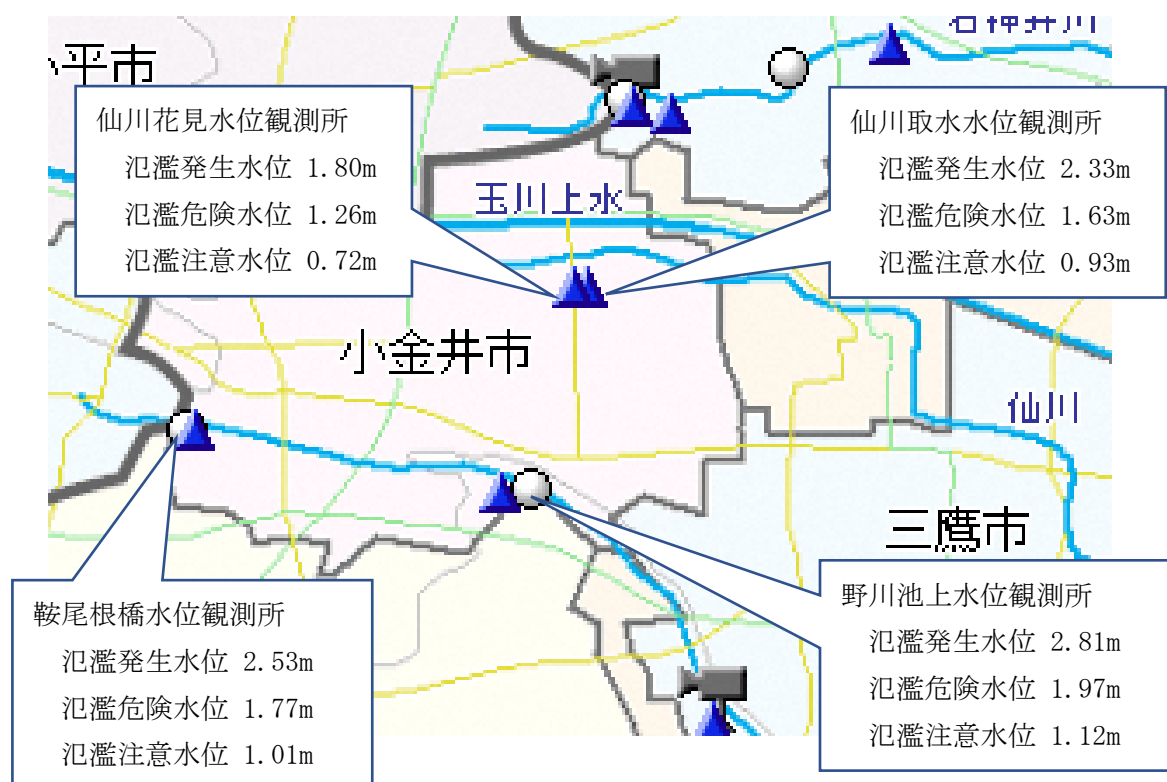
区 分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル3】	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ市内の土砂災害警戒区域を含む地域の土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ② 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が「高」となっている場合 ※ 避難所開設にはこだわらず発令する。開設が間に合わない場合や雨で避難が困難な場合は、屋内での安全確保措置（2階やがけから離れた部屋への退避）を広報する。
避難指示 【警戒レベル4】	① 市内の土砂災害警戒区域を含む地域に土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 ③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令） ⑤ 土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保 【警戒レベル5】	① 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ② 土砂災害の発生が確認された場合
解 除	土砂災害警戒情報が解除された段階 （気象情報をもとに、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認する。）

(2) 水害

- 都が最大規模の降雨（時間最大雨量 153mm、総雨量 690mm）を想定して令和元年に改定した「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域浸水予想区域図」及び「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図」、令和 2 年に改定した「北多摩一号処理区、北多摩二号処理区流域浸水予想区域図」によれば、戸建住宅のある地域には浸水深 3m を超える地点がないため、屋内の安全な場所への待避を基本とする。

区 分	判断基準
高齢者等避難 【警戒レベル 3】	① 気象庁の発表する防災気象情報により、小金井市を含む地域において時間最大雨量 153mm に相当する雨量が予想されている場合 ② 野川池上の水位が氾濫危険水位である 1.97m もしくは鞍尾根橋の水位が氾濫危険水位である 1.77m に到達し、かつ、野川に氾濫危険情報が発表され、引き続き降雨が予想されている場合 ③ 仙川花見の水位が氾濫危険水位である 1.26m もしくは仙川取水の水位が氾濫危険水位である 1.63m に到達し、引き続き降雨が予想されている場合 ※ 屋内での安全確保措置（2 階への退避等）及び、屋外への避難は行わないよう広報する。上階への避難が困難な者のため、必要に応じて避難所開設の検討を行う。避難指示においても同じ。
避難指示 【警戒レベル 4】	① 気象庁の発表する防災気象情報により、小金井市を含む地域において時間最大雨量 153mm をはるかに超える雨量が予想されている場合 ② 野川池上の水位が氾濫発生水位である 2.81m もしくは鞍尾根橋の水位が氾濫発生水位である 2.53m に到達した場合 ③ 仙川花見の水位が氾濫発生水位である 1.80m もしくは仙川取水の水位が氾濫発生水位である 2.33m に到達した場合
緊急安全確保 【警戒レベル 5】	① 野川又は仙川の氾濫が発生し、住居等に被害が発生したことを確認した場合
解 除	① 水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、降雨がほとんどない場合 ② 野川の氾濫危険情報が解除された場合

<野川水位観測所位置図>



第2 避難に要する時間を見込んだ避難情報の発令

- 市は、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んだうえで、避難情報を発令する。
- 避難情報の伝達に当たっては、「小金井市避難情報の伝達マニュアル」（令和4年6月）に基づき行う。

第3 避難指示等に当たっての助言の活用

- 避難指示等を発令する際、専門的知見等を有する地方気象台、河川事務所等の国の機関や都等から、災害に関する情報等の必要な助言を得ることができる。
- 本部長は、情報の提供、危険が生じることが予想される地域、避難指示等を発令すべき対象者、発令すべきタイミングに関して助言を求めることができ、求められた指定行政機関の長等や都知事は、その所管事務について技術的に可能な範囲で助言を行う。
- 市は、平常時より都や国の関係機関との間で連絡を密にし、ホットラインを構築する。

第3節 広域避難

(市)

- 市は、市民の生命を最優先に守るため、自治体の枠を超えた広域的な避難について、以下に示す対策を行う。

第1 広域避難体制の整備

- 大規模水害が市民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ（防災マップ）、SNS 等を活用し、市民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- 市民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。
- 広域避難に係る避難指示等の発令タイミングについては、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備するとともに、避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。
- 区市町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組みづくりを進める。
- 広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先的な避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により区市町村長に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を活用する。

第2 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

- 避難所を指定する際には、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 市民の安全な避難誘導を実施するため、ハザードマップ（防災マップ）等を参考に、水害の危険性が高い場所の把握を進める。
- 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や市内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保するとともに、他自治体等との連携を図りながら、市外での避難受入先の情報について、市民への周知・啓発に努める。
- 浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて、想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

第3 広域避難誘導

- 市長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、市内で住民を避難させることが困難なときは、都本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。
市長が直接、広域避難について、相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合は、その旨を都本部へ報告する。
- 市長は、避難者の受入先及び避難手段が確定した後、必要に応じて、当該区市町村の区域内

の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。

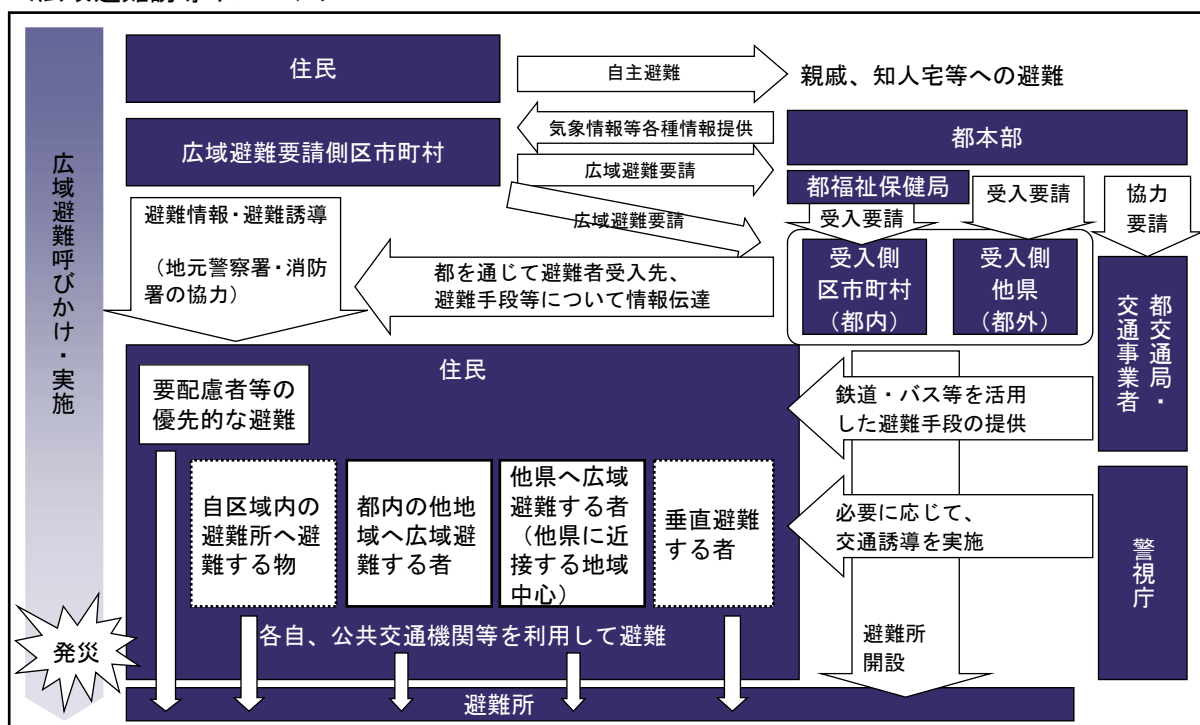
- 市長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難指示等の発令を行う。
- 交通機関が運行可能な状況では、市民へ避難先を案内のうえ、原則として、鉄道等の公共交通機関により、各自での避難を求める。

自力で区域外への避難が困難な要配慮者等については、他の適切な手段を検討する。

- 避難の実施方法としては、次のとおり。
 - ・ 要配慮者を優先的に避難させる。
 - ・ 水害時に使用可能な区域内の避難所へ避難させる。
 - ・ 水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
 - ・ 受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
 - ・ 必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第 60 条第 3 項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。
- 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。

要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民の避難については、そのほか適切な手段を検討する。

<広域避難誘導イメージ>



(出典：東京都地域防災計画（令和 3 年、風水害編）)

風水害編 第4部 災害復興計画

第 1 章 災害復興計画

(市、都)

- 「震災編 第 3 部 災害復興計画」に準じて行う。

危機管理（大規模事故等）編

第1章 計画の目的、対象

第1節 計画の目的

- 今日、各地で発生している災害は、従来の地震や台風等の自然災害の他、火災等の事故や感染症等の健康被害等様々な事象に及んでいる。災害対策基本法で規定されている災害には、自然災害のみならず、人為的災害も対象としていることから、この危機管理編では、大きく市民の生命・身体・財産を脅かすものを「危機」としてとらえ、万一発生した場合には、被害を最小限にとどめ、組織として迅速・的確に対処する必要がある。
- 市域には住宅の密集した市街地や商業施設、鉄道等の施設が存在する。これらの施設で大規模事故等が発生した場合は、消防等の防災機関による対応とともに、市による情報収集、避難・救援等の災害応急活動が必要となる。また、こうした大規模事故以外にも社会や都市構造の変化、生活様式の多様化等により、従来想定していなかった災害が発生する可能性もあり、これらに対しても同様な対応が必要である。
- 本計画は、災害対策基本法に定義される大規模事故等を基本とし、広く市民の生命、身体、財産を脅かす危機を対象に、その初動態勢、応急対策等の危機管理対策を定めるものとする。

第2節 対象とする危機

- 小金井市が対象とする危機とは、当該事故の発生により人的あるいは物的被害が生じ、又は市民生活に大きな影響を与えるものとし、以下に示すとおりとする。
- 以下に想定されていないものであっても、これらに類するものについては、この計画を適用する。

危機の名称	項 目
大規模事故	危険物事故 航空機事故 鉄道事故 道路事故 ガス事故 大規模火災事故
緊急事態	大規模停電 大規模断水等 大雪対応 CBRNE 災害 原子力災害 富士山噴火降灰対策

第2章 市の危機管理体制

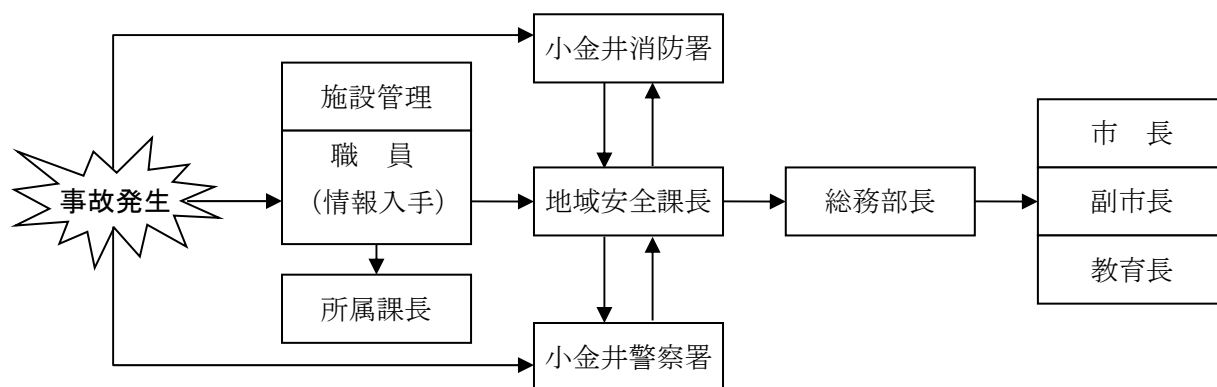
第1節 危機に対する組織体制

- 市は、危機が発生し、又は発生のおそれがある場合は、危機の規模・被害の状況等により危機管理に対応する組織を立ち上げ、必要な職員を配置し応急対策活動を実施する。

第1 情報の収集伝達

- 危機の発生を確認又は情報入手した職員は、直ちに総務部地域安全課へ連絡する。
- 夜間、休日の場合にあっては、市施設管理に連絡し、これを受けた職員は、直ちに総務部地域安全課長へ連絡する。
- 情報を受けた地域安全課長は、関係機関との連携が必要な場合は関係機関に連絡する。

<連絡体制>



第2 危機レベルの設定

1 危機レベル

- 危機に対応する組織体制を速やかに立ち上げるため、危機の状況、規模、切迫性等により危機レベルを次のとおり設定する。

危機レベル	内 容
1	所管する係で緊急に対応する必要がある事象
2	所管する課で緊急に対応する必要がある事象
3	所管する部で緊急に対応する必要がある事象
4	市の各部署が連携し、市全体で緊急に対応する必要がある事象
5	市と関係機関が連携し、緊急に対応する必要がある事象

2 危機レベルの判定

- 危機レベルは、事業を所管する部長が決定する。

第3 危機レベルに応じた活動体制

- 市の危機に対する活動体制は、危機レベルに応じて次のとおりとする。

活動体制	危機レベル	活動の内容
情報連絡体制	1～3	所管する部の範囲で情報収集及び応急活動を実施する。
庁内緊急体制	4・5	危機管理に対応する組織を設置し、全庁で連携して応急活動を実施する。
市本部体制	—	被害が大規模で広範囲にわたり、災害対策基本法に基づく市本部の設置が必要となったときは、「震災編 第2部 4-17（第1節 初動態勢）」を準用し、応急活動を実施する。 この場合、危機管理対策本部は廃止し、災害対策本部に速やかに移行する。

第2節 予防対策

第1 連絡体制の整備

- 組織内の連絡体制は初動態勢の要であることから、各課は、携帯電話等を使った緊急連絡体制の整備に努める。

第2 危機管理対応計画の作成

- 危機への対応は事象ごとに異なることから、市の各部課は、対象とする危機ごとに、所管する事業の中で危機の発生が想定される事象について、あらかじめ対応計画（危機管理マニュアル）を作成し、危機の発生に備えるものとする。

（別冊 様式 危機管理編 1 危機管理個別マニュアル）

第3節 応急対策

第1 危機管理対策本部の設置

- 市は、大規模な危機に対しては、市長を本部長とする小金井市危機管理対策本部（以下「危機管理対策本部」という。）を設置し、職員の初動態勢を確立するとともに、適切な応急活動を実施する。

第2 組織及び所掌事務

- 危機管理対策本部の組織は、次のとおりとする。

構成員		所掌事務
本部長	市長	危機管理対策本部の事務を総括し、委員会の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
危機管理者	総務部長	庁内の危機管理体制を確立する。
委員	部長職 その他本部長が必要と認める職員	本部長の命を受け、危機管理対策に当たる。
事務局	地域安全課長 地域安全課職員	危機管理対策本部の事務を行う。

第3 危機管理対策本部の所掌事務

1 方針の決定

- 危機管理対策本部は、委員、小金井警察署、小金井消防署その他関係機関からの情報を分析し、市全体の対処方針を決定する。

2 職員の招集

- 本部長は、危機レベルに応じて必要な職員を招集する。

3 避難指示

- 本部長は、人の生命及び身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。

4 支援要請

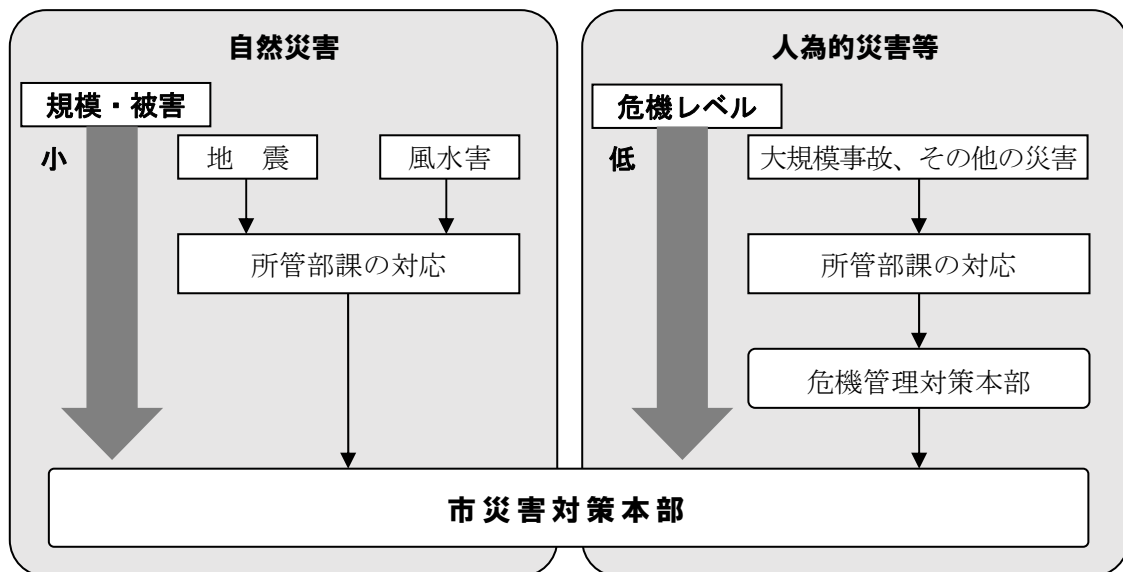
- 本部長は、都及び関係機関の支援が必要と判断したときは、支援の要請を行う。

5 市民への周知

- 本部長は、危機の状況について必要と判断したときは、防災行政無線、広報車等を利用し、危機の状況について市民へ広報する。

第4 他の対応組織との関係

- 危機管理対策本部と本計画で扱う「地震」「風水害」の組織との関係は、次のとおりとする。



第5 職員の初動態勢

1 職員の招集

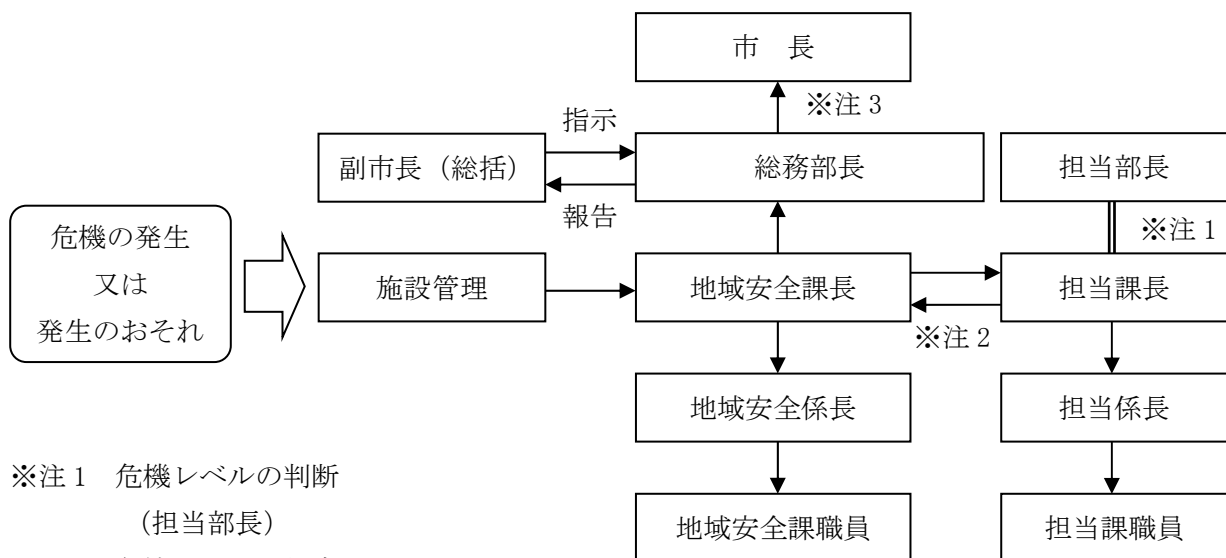
- 職員は、危機のレベルに応じて、次のとおり参集するものとする。

危機レベル	参集する職員
1	所管（課長、係長、担当係員）
2	所管（部長、課長、係長、係全職員）
3	所管（部長、部内全課長、部内全係長、担当課全職員）
4	市長、副市長、教育長、全部長、担当部内全課長、部内全係長、担当課全職員
5	市長、副市長、教育長、全職員

第6 夜間・休日等勤務時間外の職員招集

- 市長は、夜間・休日等の勤務時間外に危機が発生した場合は、緊急連絡網により速やかに職員を招集する。

＜緊急連絡網による連絡体制＞



第7 職員の責務

- 職員は、日頃から危機管理意識を養い、万一危機が発生した場合は、初動態勢を確保するため、次のとおり行動する。

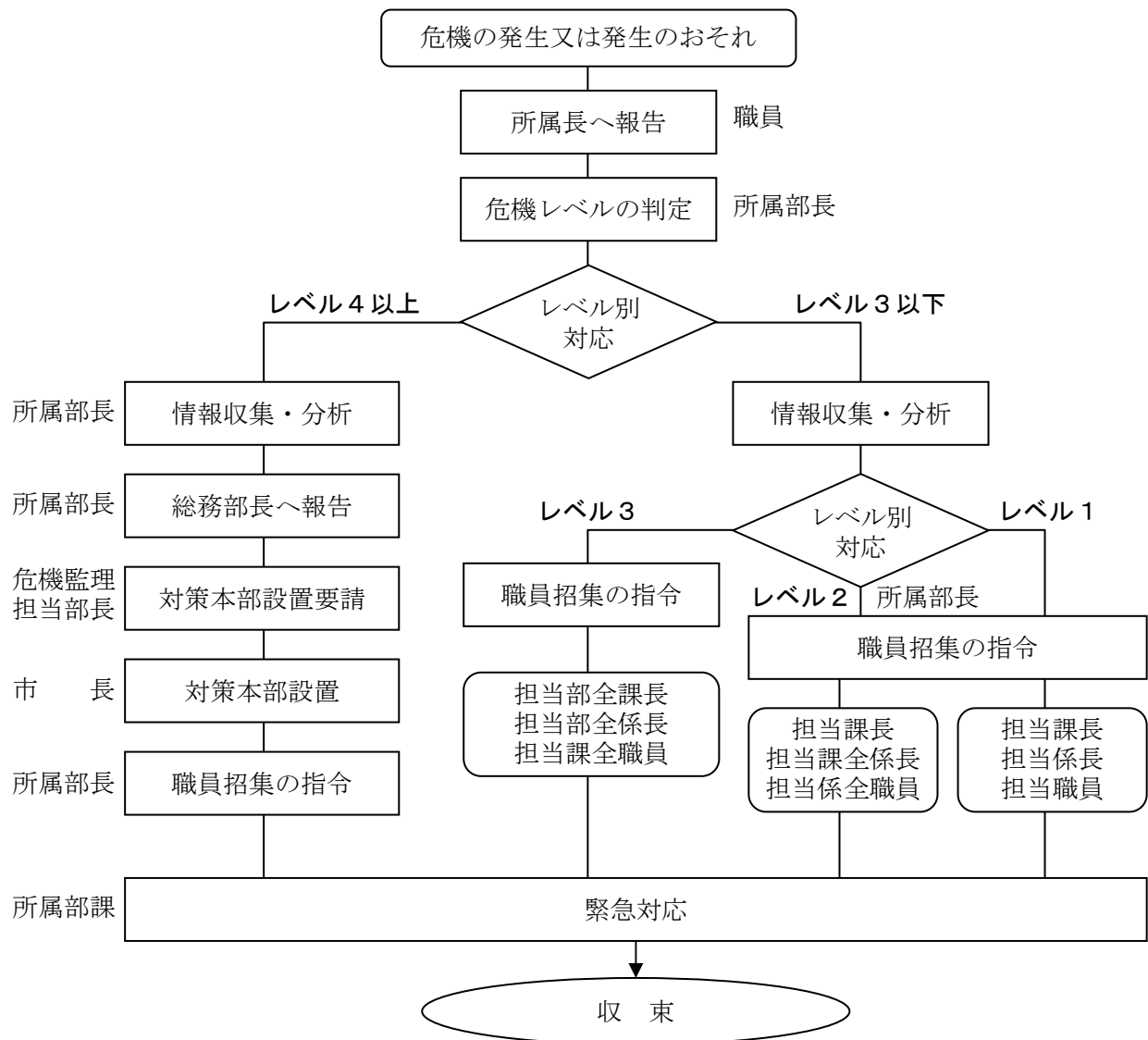
1 待機

- 危機の発生を知った職員は、緊急対応等を想定し、所属課長と連絡が取れる状況で待機する。

2 参集

- 職員は、夜間・休日等勤務時間外に職員招集があった場合は、速やかに参集する。
- 報道等を通じて知った危機が、危機管理体制をとる必要があると推測されるときは、該当する職員は自主的に参集する。

第8 初動態勢の流れ



第3章 危険物事故

対策項目	担当部課
第1節 想定される災害	総務部地域安全課
第2節 予防対策	総務部地域安全課
第3節 応急対策	総務部統括調整班、関係各部班

第1節 想定される災害

（市）

- 大規模事故との関わりで問題となる施設としては、危険物（消防法第2条）、高圧ガス（高圧ガス保安法第2条）、火薬類（火薬類取締法第2条）、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法第2条）、放射線（放射性同位元素等の規制に関する法律第2条）の取扱施設があげられる。
- 市内には、石油類や高圧ガス、毒物・劇物、放射性同位元素等を取り扱う施設があり、これらの施設や輸送を行う車両を保有する関係者等に対して、継続した指導による安全対策が必要となる。
- 市街地内における危険物等の取扱施設に係る事故は、大きな人的・経済的損失を引き起こす可能性がある。
- 想定される主な災害、市民生活への影響は、以下のことが考えられる。
 - 1 危険物の漏洩箇所付近における立入り制限に伴う市民生活への影響
 - 2 危険物漏洩箇所付近における火気使用禁止に伴う市民生活への影響
 - 3 人的被害の発生（事故現場及び事故現場付近の住民等）
 - 4 付近道路の渋滞

（別冊 資料 2-2-20 高圧ガス取扱施設）

（別冊 資料 2-2-21 市内における毒劇物保安施設）

（別冊 資料 2-2-22 市内における放射性物質保安施設）

第2節 予防対策

（市、都、小金井警察署、小金井消防署）

第1 危険物等貯蔵施設の安全化

- 市内には危険物を取り扱う施設があり、これらの施設で事故が発生した場合、当該施設の従業員をはじめ、施設周辺の地域住民にも大きな影響が及ぶことになる。
- 危険物を取り扱う施設については、非常時よりそれぞれの関係法令等に基づき、規制、指導等

を実施し、防災体制の強化を図っていく必要がある。

○ ここでは、危険物を取り扱う施設及びその輸送に関する安全対策について定める。

1 石油類施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
東京消防庁 小金井消防署	○ 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 ○ 他道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 ○ 次の事項について積極的に指導する。 ・ 危険物事業所の自主保安管理体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、危険物施設における必要な防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。 ・ 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たって十分な用地を確保させること。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
東京消防庁 小金井消防署	1 規制 危険物施設については、消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に関わる指導を推進する。 2 立入検査 消防法に基づく立入検査を行う。
市	1 自主保安体制の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導を行うとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安体制を指導する。 2 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に必要な知識技能の習得に向けて、都又は消防機関の研修会に参加するよう呼びかける。

2 高圧ガス施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
都環境局	1 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。 また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。 2 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。
警視庁 小金井警察署	○ 東京消防庁等関係機関と毎年定期的に行われる連絡会議において、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行うとともに、関係団体との連携を密にして防災訓練を推進する。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都環境局	○ 災害を未然に防止するため、対象事業所（製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費）に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。
東京消防庁 小金井消防署	○ 消防法に基づく立入検査を行う。
市	1 自主保安体制の確立 一定の規模をもつ施設・事業所は、自衛消防組織、危険物保安要員の配置、予防規程の作成等が課せられており、これらの指導を行うとともに、規制を受けていない販売所等にも自主的保安体制を指導する。 2 予防教育の実施 危険物施設の管理責任者、危険物保安監督者、危険物保安要員に対し、必要となる知識技能の習得に向けて、都又は消防機関の研修会に参加するよう呼びかける。

3 毒物・劇物、化学薬品等施設

(1) 保安計画

機関名	内 容
都福祉保健局 (健康安全研究センター、多摩府中保健所)	○ 事故の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時における対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 ○ 毒物、劇物をタンクで貯蔵する施設については、万一、毒物・劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の除害薬品等の常備を指導する。なお、1t以上のタンクを保有する事業者については、健康安全研究センターに情報提供を行い、連携を求める。
学校	毒物・劇物の貯蔵は、必要最小限とすることを基本に、取り扱う学校に対して、次のように指導を行う。 ○ 保管の安全対策を確立するとともに、取扱責任者を定め、その管理のもとにし入れすること。 ○ 毒物・劇物を収納する容器は、落下や転倒により容易に破損しない材質のものを使用すること。 ○ 毒物・劇物の保管場所は安全な一定の場所とし、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」等の表示をすること。 ○ 毒物・劇物収納容器の保管は、転倒・落下防止措置を施した鍵のかかる丈夫な保管庫とし、振動等により戸が開くのを防止するための留め金を設けたものとする。また、保管庫は床又は壁体等に固定すること。 ○ 毒物・劇物収納容器の密栓、多段積みを避ける等の措置に配慮するとともに、特に混合発火等のおそれがある薬品は別々に保管し、接近して置かないこと。また、危険性の高い薬品類は保管庫の下段に保管し、必要によっては砂箱内に収納すること。特に、自然発火のおそれがあるものは、保護液を十分に満たしておくこと。 ○ 振動等により破損するおそれがある実験器具等を使用する場合には、毒物・劇物の拡散が防止できる措置を講じた場所で行うこと。 ○ 使用量、在庫量を常に明らかにしておくとともに、消火器等の消防器具・設備を整備しておくこと。 ○ 児童・生徒等に対し緊急時の措置に関する安全教育を徹底すること。
警視庁 小金井警察署	1 職員に対する指導教養を行い、毒物、劇物知識の普及徹底を図る。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都福祉保健局 (健康安全研究センター、多摩府中保健所)	○ 毒物及び劇物取締法に基づき、立入検査を実施し、毒物・劇物の適正な管理を指導する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 消防法に基づく立入検査を行う。
市 市教育委員会	○ 都と協力して、実態把握及び次の項目の指導に努める。 ・ 研修会等で防災教育の徹底 ・ 立入検査時の施設の安全化指導 ・ 毒物・劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備 ・ 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備 ・ 治療方法を記した書類の整備

4 放射線等使用施設

- 国においては、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき、放射性同位元素（RI）の使用、販売、廃棄等に関し安全体制を整備しており、立入検査の実施により安全確保の強化を図っているほか、平常時はもとより災害時においても監視体制をとるなど各種の安全対策を実施している。

(1) 保安計画

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 都内の病院等における放射性物質については、医療法に基づき、病院等の管理者が放射性物質取扱者、責任者に対する教育の徹底、自主的な訓練、汚染水についての検査指導及び拡散防止等に関する計画を定めており、予防対策に万全を期している。 ○ 病院等の放射性物質は、強固な耐火性貯蔵室、貯蔵庫に保管されており、平常時には影響が考えられない。しかし、不確定要素が多分にある災害の場合、容器の破損等により被害が発生することも予想される。 ○ 都内の放射性同位元素（RI）使用病院等で被害が発生した場合、都は、人身への被害を最小限に止めるため、4人1班とするRI管理測定班を編成し、漏洩放射線の測定、危険区域の設定立入禁止、住民の不安の除去等に努める。
東京消防庁 小金井警察署	○ 保管施設の実態を把握するとともに、関係機関、団体との協力体制を確立する。 ○ 施設周辺における避難誘導態勢を確立する。

(2) 規制及び立入検査

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 医療法に基づき立入検査を年1回実施し、RIの取扱いについて指導を行う。
東京消防庁 小金井消防署	○ 消防法に基づく立入検査を行う。

第2 危険物等の輸送の安全化

- 石油類等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送、タンカーによる海上輸送等により行われている。
- 石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両については、転倒、転落防止義務、警戒標識等の設置義務、消火器の携行義務など種々の規制が行われている。
- 東京消防庁、警視庁、都環境局、都福祉保健局等の関係機関は、路上取締りを毎年定期的に実施し、危険物積載車両に対し常置場所における立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 毒物劇物運搬車両の路上点検及び集積場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。 ○ 要届出毒物劇物運送事業者の所有する毒物劇物運搬車両に対する指導取締りを行う。（毒物及び劇物取締法） ○ 関係機関との連絡通報体制を確立する。
警視庁 小金井警察署	○ 危険物等運搬車両の路上点検を行い、指導取締りを推進する。 ○ 関係機関との連絡通報体制を確立する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 立入検査 タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、消防法に基づく立入検査を行う。 ○ 指導方針 石油元売り各社に対し、次の事項について指導する。 ・危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守 ・種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守 ・安全度の高い輸送手段への移行
関東運輸局	○ 危険物輸送車両等の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。 ・災害発生時の緊急連絡設備の整備 ・災害発生時の危険物輸送列車、車両及び船舶の停止、停泊場所は、できるだけ橋りょう、ずい道、輻輳する航路等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。 ・輸送担当者に災害時の連絡通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。

第3 応急用資器（機）材の整備

- 危険物の取扱いについては、予防・保安計画により安全対策を実施しているが、万一、災害が発生した場合に、二次災害を防止し、被害を最小限にとどめるため、平常時から応急用資器（機）材を整備し、直ちに応急対策を実施することが必要である。

第3節 応急対策

（市、都、小金井警察署、小金井消防署）

- 石油類、高圧ガス、毒物・劇物、放射線等の各施設や危険物輸送車両等の事故災害時に、その事故に関係する防災機関は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救出救助や被害の拡大を防止するための応急措置を実施する。
- 市は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係機関の緊急使用停止命令など、適切な応急対策を講じる。

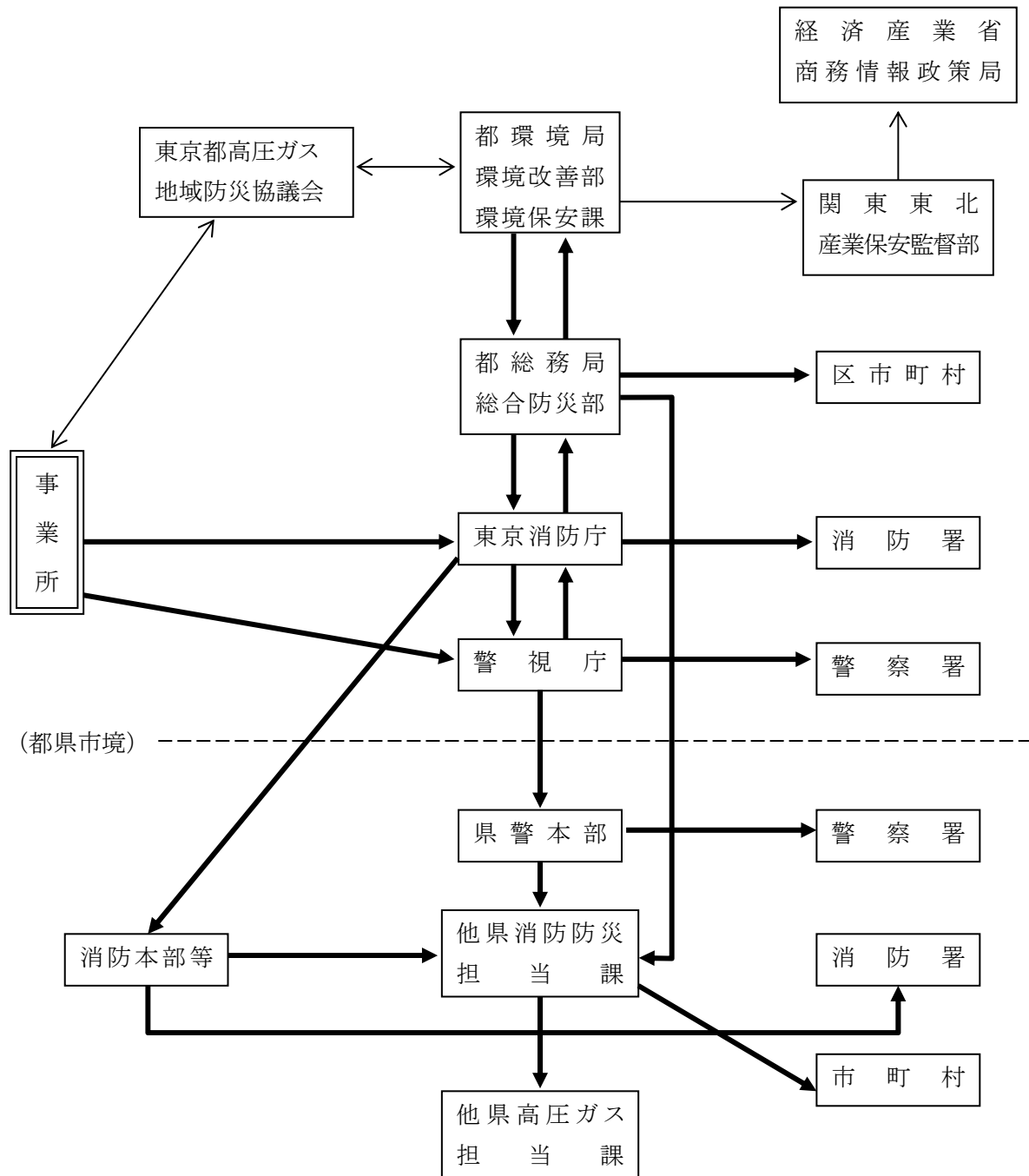
第1 石油类等危険物貯蔵施設等の応急活動

機関名	内 容
東京消防庁 小金井消防署	○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。 ・危険物の流出、あるいは爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 ・混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動、タンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 ・災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定 ・災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

第2 高圧ガス保管施設の応急活動

- 高圧ガス貯蔵施設に事故が発生し、塩素ガス等の有毒ガスが漏洩した場合、当該事業所は防除活動を実施するとともに、被害の拡大を防止するため、関係機関に迅速かつ的確な通報を実施する。
- 安全対策の対象となるガスは、「大量に貯蔵及び消費され、漏洩により隣接する住民に被害を及ぼすおそれのあるガス」（都においては、塩素ガス、アンモニア、酸化エチレン）である。

＜高圧ガス漏洩事故発生時の通報系統図＞



(出典：東京都地域防災計画)

注：太線は基幹ルート

機関名	内 容
市	○ 事故時において、必要に応じ、次の措置を行う。 ・住民に対する避難指示 ・住民の避難誘導 ・避難所の開設 ・避難住民の保護 ・情報提供 ・関係機関との連絡
東京消防庁 小金井消防署	○ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難指示を行う。 ○ 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。
警視庁 小金井警察署	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難指示をすることができないと認めたとき、又は市長から要求があったときは、避難指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

第3 毒物・劇物取扱施設の応急活動

- 毒物・劇物の飛散、漏洩等の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりである。

機関名	内 容
都福祉保健局	○ 関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
東京消防庁 小金井消防署	○ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは、避難指示等を行う。 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 ○ 関係機関との情報連絡を行う。

第4 放射線使用施設等の応急対策

- 災害や事故等により、放射性同位元素（RI）又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生、又は発生するおそれがある場合は、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告を行う。
- 放射性同位元素を使用する病院又は診療所の管理者は、地震、火災その他の災害、事故等により放射線障害が発生又は発生する可能性がある場合は、直ちにその旨を多摩府中保健所、小金井警察署、小金井消防署、その他関係機関に通報するとともに、放射線障害の防止に努める。

機関名	内 容
都福祉保健局	○ RI 使用病院等での被害が発生した場合、その被害状況を的確に把握し、地域住民に対する被害を最小限にとどめるため、4 人を 1 班とする RI 管理測定班を編制し、漏洩放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置、地域住民の不安の除去等に努める。

機関名	内 容
東京消防庁 小金井消防署	○ RI 等の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう、取扱者を指導する。 ・施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ・放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

第5 危険物輸送車両の応急対策

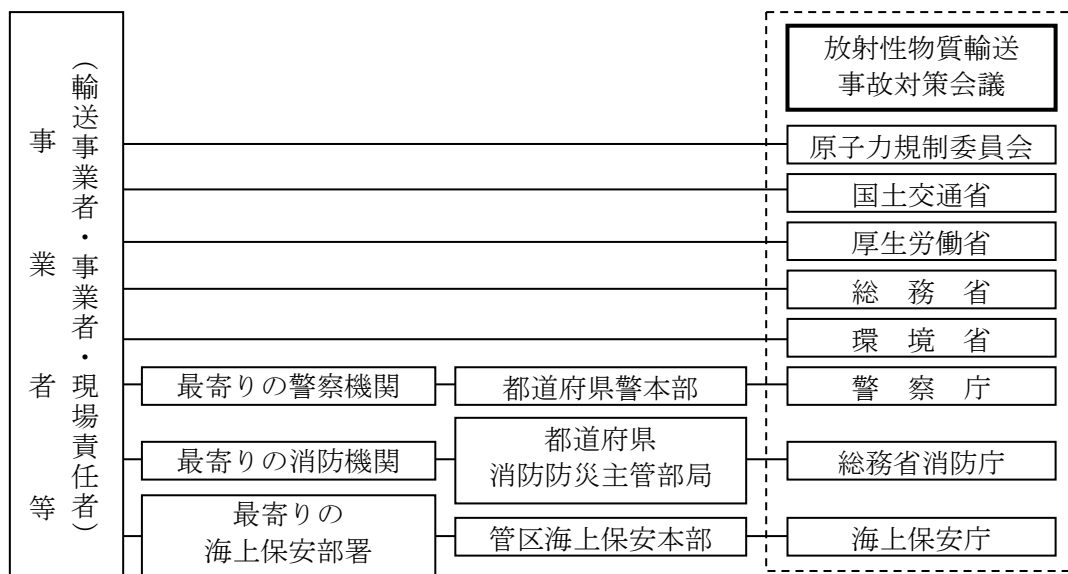
1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機関名	内 容
都環境局	○ 一般高圧ガスや液化石油ガスによる災害発生及び拡大を防止するため、これら高圧ガスを輸送する者に対して、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置を発する。
警視庁 小金井警察署	○ 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材を整備充実させ、効果的な活動を推進する。 ○ 移動可能なものは、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。 ○ 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
東京消防庁 小金井消防署	○ 交通規制等について、関係機関と密接な情報連絡を行う。

2 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

- 核燃料物質等の輸送中に、万一事故が発生した場合は、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会において安全対策を講じる。

【事故時の連絡体制】



（出典：東京都地域防災計画）

機関名	事故時の対応措置
警視庁 小金井警察署	○ 事故の通報を受けた際は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、原子力事業者等その他の関係機関と協力して、人命救助、交通規制等、必要な措置を実施する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 事故の通報を受けた際は、直ちにその旨を都総務局総合防災部等へ通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助救急等に関する必要な措置を実施する。
事業者等	○ 事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後、直ちに関係機関への通報、人命救助、立入制限等、事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第4章 航空機事故

対策項目	担当部課
第1節 想定される災害	総務部地域安全課
第2節 応急対策	総務部統括調整班、福祉保健部保健医療班

第1節 想定される災害

（市）

○ 定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の空中衝突、市街地への墜落といった航空機事故の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は、以下のことが考えられる。

- 1 火災の発生
- 2 墜落現場付近の建物崩壊
- 3 人的被害の発生（搭乗者及び事故現場付近の住民等）
- 4 道路被害の発生、付近道路の渋滞
- 5 破片の飛散
- 6 ライフラインの途絶
- 7 学校の臨時休校、施設の臨時休館

第2節 応急対策

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、小金井消防団）

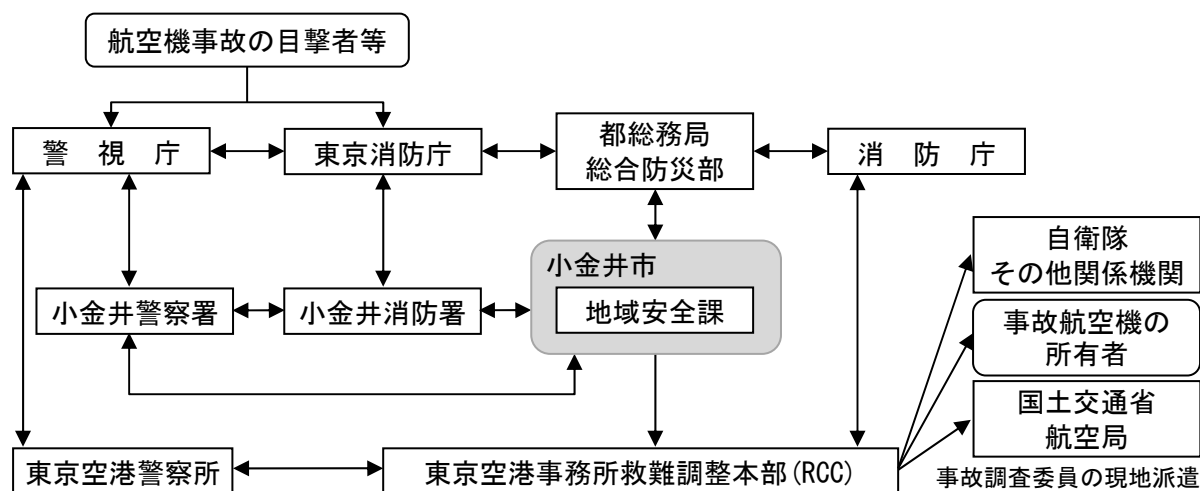
第1 情報の伝達

- 航空機事故が発生した場合は、次の事項を把握し、迅速に通報・伝達を行う。
- 自衛隊機、米軍機の場合は、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱」に基づき、対策活動を実施する。

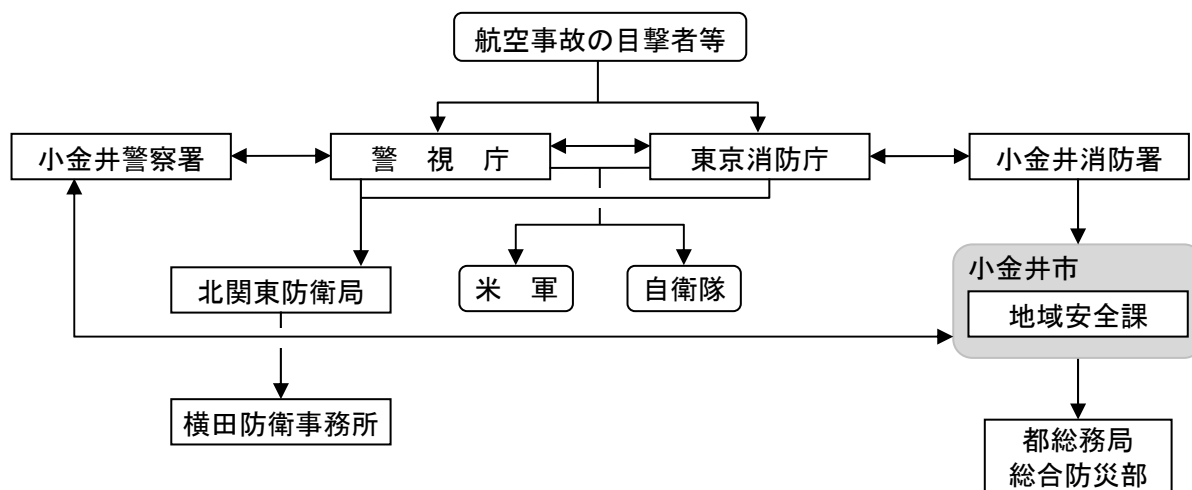
<連絡事項>

- 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- 事故発生の日時、場所
- 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- その他必要な事項

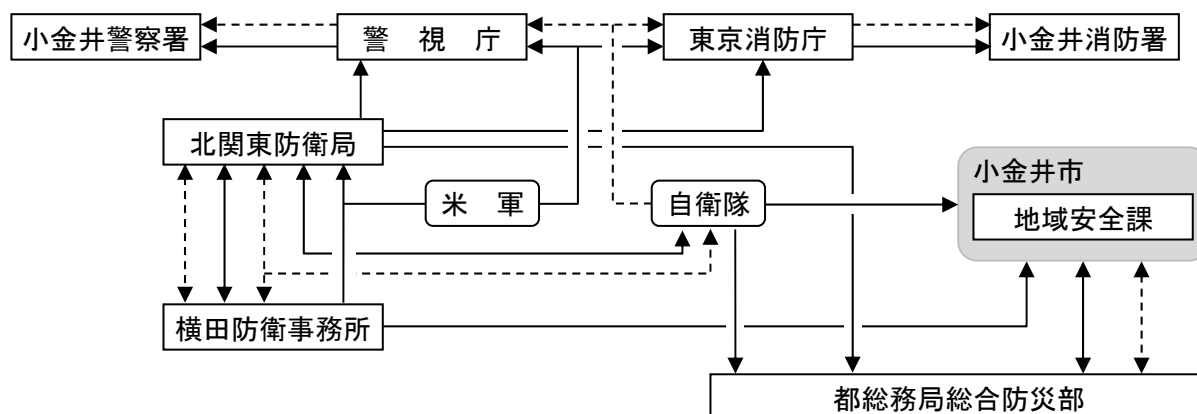
<通報経路（民間航空機事故の場合）>



<通報経路（自衛隊機又は米軍機事故の場合）>



<米軍又は自衛隊からの通報経路>



—— 米軍航空事故等に係る通報経路
 - - - - 自衛隊航空事故等に係る通報経路

第2 活動体制

1 市の活動体制

機関名	内 容
市	○ 「震災編 第2部 第4章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。
小金井市消防団	○ 小金井消防署と連携した消火活動や危険排除、市本部からの要請に伴い広報活動や避難誘導等を行う。

2 関係機関の活動体制

機関名	内 容
警視庁 小金井警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止等に務める。
東京消防庁 小金井消防署	○ 大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等により対応する。 ○ 必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
都及び関係防災機関	○ 米軍又は自衛隊の航空機事故等が発生した場合、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空機事故等に関する緊急措置要綱」に基づき対応する。 ○ 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が、設置する現地連絡調整所にあつては、事故に関する情報交換及び被災者救援に関する連絡等の円滑化に努める。 ○ 現地連絡所が設置された際は、関係機関は可能な限り、これに協力する。
小金井市医師会	○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。
東京電力グループ 東京ガスグループ NTT 東日本	○ 各設備の被害状況を把握し、復旧措置を行う。 ○ 被害状況や復旧見込み情報等は、市へ報告する。
(株)ジェイコム東京	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

第5章 鉄道事故

対策項目	担当部課
第1節 想定される災害	総務部地域安全課
第2節 予防対策	総務部地域安全課
第3節 応急対策	総務部統括調整班、都市整備部交通対策班

第1節 想定される災害

（市）

- 鉄道においては、列車の衝突や脱線事故等が起これば大惨事になる可能性がある。
- 想定される主な災害、市民生活への影響は、以下のことが考えられる。

- 1 人的被害の発生（事故現場及び事故現場付近の住民等）
- 2 道路被害の発生、付近道路の渋滞
- 3 鉄道の運休等による市民生活への影響

第2節 予防対策

（鉄道事業者）

- 列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は次の安全対策を行う。

機関名	内 容
JR 東日本	○ 事故災害を防止し、人命の安全、輸送を確保するため、次のとおり車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるよう、列車の運行に係る人員に対して、継続的な安全教育を実施する。 ・車両や線路などの検査基準及び関係法令等に基づく定期又は随時保守点検を実施する。 ・橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施するとともに、耐震性の確保を図る。 ・信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車停止装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。

機関名	内 容
西武鉄道(株)	○ 輸送の安全確保を図るため、次のとおり保安対策を講じている。 ・踏切の立体化と整理統合及び踏切支障検知・報知装置の設置 ・運行管理システムと自動列車停止装置、自動列車制御装置、列車集中制御装置 ・列車無線装置

第3節 応急対策

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、小金井消防団）

機関名	内 容
都	○ 鉄道における事故災害時には、「鉄道災害時における消防機関と鉄道事業者との連携に関する覚書」及び「新幹線災害時における東京消防庁と鉄道事業者との連携に関する覚書」に基づき、各鉄道事業者との連携を図る。
JR 東日本	○ 事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施する等、常に復旧体制を整備していく。 ・応急処置方法 ・情報の伝達方法 ・事故復旧対策本部の設置方法 ・非常招集の方法 ・救援列車の配備、復旧用具の整備及び使用方法
西武鉄道(株)	○ 事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先に行うとともに、続発事故の防止に万全の措置をとる。 ○ 救急措置及び復旧については、迅速かつ的確に対処し、必要と認めたときは、本社に「災害対策本部」、事故現場に「現地復旧部」を設置して応急活動に当たる。
警視庁 小金井警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止に努める。
東京消防庁 小金井消防署	○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
市	○ 「震災編 第2部 第4章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。
小金井市消防団	○ 小金井消防署と連携した救出救助活動、市本部からの要請に伴い広報活動や避難誘導等を行う。

第6章 道路事故

対策項目	担当部課
第1節 想定される災害	総務部地域安全課
第2節 予防対策	都市整備部道路管理課、交通対策課
第3節 応急対策	総務部統括調整班、都市整備部道路復旧班

第1節 想定される災害

（市）

- 道路は、市民の生活や交通・輸送を支える基礎的な社会基盤として、重要な位置を占めている。
- 想定される主な災害、市民生活への影響は、以下のことが考えられる。
 - 1 人的被害の発生（事故現場及び事故現場付近の住民等）
 - 2 道路被害の発生、付近道路の渋滞

第2節 予防対策

（市、都、小金井警察署）

- 橋りょうやトンネル等についても、膨大な交通需要に対応するため、安全で円滑な交通機能を確保し、事故の予防に努める必要がある。
- 人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係各機関は次の安全対策を行う。
- 道路管理者、交通管理者一体となった交通安全対策を推進する。

機関名	内 容
都建設局	○ 都が所管する道路について、大規模事故の発生を未然に防止するため、次の措置を講じる。 ・ 定期的な安全点検の実施及び適切な措置 ・ 事故多発箇所の施設改善 ○ 万一、大規模事故が発生した場合においても、被害を最小限にするため、関係機関との緊密な情報連絡体制の確保を行う。
警視庁 小金井警察署	○ 事故多発箇所における表示板等の設置 ○ 交通安全指導の徹底
市	○ 所管する道路について、安全点検や補修、改修を行うなど、平常時から道路の安全確保に努める。

第3節 応急対策

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、小金井消防団）

機関名	内 容
都建設局	○ 都が所管する道路において、大規模な事故が発生した場合、被害を最小限にし、できるだけ速やかに交通確保を図るため、次の措置を講じる。 ・ 関係機関への連絡、調整 ・ 応急措置の実施 ・ 被災した施設の安全点検及び応急復旧の実施
警視庁 小金井警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制等を実施し、被害の拡大防止に努める。
東京消防庁 小金井消防署	○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。
市	○ 所管する道路において事故が発生した場合、又はその可能性がある場合は、被害を最小限にし、交通を確保するため、事故の状況把握や応急措置・復旧体制を確保する。 ○ 事故状況に応じ、都に対して現地連絡調整所の設置を要請する。 ○ 事故の発生により、又は発生に伴う火災の延焼など、被害の拡大により、住民の避難が必要な際は、都、警視庁、消防機関と連携し、避難先の確保や避難者の誘導などを行う。
市	○ 「震災編 第2部 第4章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。
小金井市消防団	○ 小金井消防署と連携した救出救助活動、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。

第7章 ガス事故

対策項目	担当部課
第1節 想定される災害	総務部地域安全課
第2節 予防対策	総務部地域安全課
第3節 応急対策	総務部統括調整班、福祉保健部保健医療班

第1節 想定される災害

（市）

○ ガス漏洩及びガス漏洩による着火・爆発事故の発生により想定される主な災害、市民生活への影響は、以下のことが考えられる。

- 1 ガス漏洩箇所付近における立入り制限に伴う市民生活への影響
- 2 ガス漏洩箇所付近における火気使用禁止に伴う市民生活への影響
- 3 人的被害の発生（事故現場及び事故現場付近の住民等）
- 4 付近道路の渋滞

第2節 予防対策

（東京ガスグループ）

○ ガス漏洩及びガス漏洩による着火・爆発事故の発生に備え、訓練等を実施する。

機関名	内 容
東京ガスグループ	○ 工事関係者に対する安全教育 毎年教育計画を実施し、工事関係者等に対して工事及び保安についての教育及び訓練を行う。 ○ 防災訓練の実施 関係官庁が行う防災訓練等に参加して、年1回以上訓練を行う。

第3節 応急対策

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、小金井消防団）

1 市の活動態勢

機関名	内 容
市	○ 「震災編 第2部 第4章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。
小金井市消防団	○ 小金井消防署と連携した避難誘導、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。

2 関係防災機関の活動体制

機関名	内 容
東京ガスグループ	1 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、直ちにガスライト24、並びに消防、警察、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。 2 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の態勢は、あらかじめ定めた組織による。 なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト24では24時間の緊急出動体制を確立している。 3 事故時の応急措置 (1) 消防機関及び警察機関と緊密な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 ア 人身災害が発生したときは、直ちに医師又は消防機関に連絡し、適切な措置をとる。 イ ガス漏洩箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 ウ 状況に応じ、メーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を停止する。 エ 状況に応じ、マンホールの開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 オ 状況に応じ、戸別訪問、拡声器等により、付近住民等に対する広報活動を行う。また、市に対して防災行政無線等による広報を依頼する。 (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。
東京消防庁 小金井消防署	○ 事故の覚知後、災害現場の要請に基づき部隊を派遣し、必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

機関名	内 容
警視庁 小金井警察署	○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 ○ 市長が避難の指示をすることができないと認めたとき、又は市長から要請があったときは、避難の指示を行う。 ○ 避難区域内への車両の交通規制を行う。 ○ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
小金井市医師会	○ 市本部からの要請に基づき、医療救護班を編成して事故現場に派遣する。 ○ 負傷者が多数発生している場合はトリアージを行う。
(株)ジェイコム東京	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

第8章 大規模火災事故

対策項目	担当部課
第1節 想定される災害	総務部地域安全課
第2節 予防対策	総務部地域安全課
第3節 応急対策	総務部統括調整班、関係各部班

第1節 想定される災害

（市）

- 木造住宅密集地、高層建築物や地下街等における火災の発生は、大規模な事故になる可能性がある。
- 多数の者や避難行動要支援者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設（宿泊施設、病院、社会福祉施設等）の火災においても、重大な事故になる可能性がある。
- 想定される主な災害、市民生活への影響は以下のことが考えられる。
 - 1 人的被害の発生（火災現場及び火災現場付近の住民等）
 - 2 道路被害の発生、付近道路の渋滞

第2節 予防対策

（市、都、小金井消防署）

第1 防火思想の普及徹底

1 市民に対する防災指導

- 出火防止、初期消火及び応急救護の要領について、教育・訓練を実施し、市民の防災意識と防災行動の向上を図る。
- ホームページ、市報、SNS等の各種媒体を用いて、防火思想の普及を図る。

2 事業所の防火管理及び防災管理指導

- 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。
- 防火管理者や防災管理者、火元責任者等、防火管理や防災管理業務に従事する者に対して、自衛消防に係る指導を行う等により、事業所の防災行動力の向上を図る。

第2 建築物等の防火対策

- 火災から建築物を保護し、被害の軽減を図るためには、関係機関が相互に連携を密にし、その有する機能を発揮して対策を図っていく必要がある。

区 分	内 容
東京消防庁 小金井消防署	一般建築物 ○ 建築物の位置、構造、設備は、建築基準法関係法令及び建築安全条例に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態で施工及び維持するよう指導する。 ○ 建築物に対し、火災予防査察を実施する。 ○ 火災の発生を受けて、消防法、建築基準法、火災予防条例の改正が行われた場合に、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。
	高層ビル ○ 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防災対策の強化を図るとともに、内装及び収容物の不燃化を徹底し、出火防止及び延焼拡大防止を図るよう指導する。 ○ 高層ビルの特性に応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・避難施設の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化について指導する。 ○ 災害発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の災害活動が効果的に行われるよう、自衛消防隊の活動能力の向上を図る。
	文化財 ○ 消防用設備等の適正な維持管理の指導、災害時の活動体制の確立の指導及び施設内外における火気取扱の規制等、所要の指導を行う。 ○ 毎年1月26日を「文化財防火デー」として、文化財における消防演習やポスター等を活用した広報及び立入検査等を実施し、文化財の火災予防に関する認識の高揚を図る。

第3節 応急対策

（市、都、小金井消防署、小金井消防団、市民等）

- 大規模火災に対応するため、小金井消防署及び小金井消防団は、災害現場の状況を的確に把握し、全消防力をあげて消火活動及び救助・救急活動等、人命の安全確保を最重点とした活動を行う。
- すべての消火が終了した後においても、市民と協力して消火後の再燃警戒に留意して、市内を警戒するものとする。

区 分	内 容
市	○ 「震災編 第2部 第4章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。
小金井消防署	○ 火災発生のお知らせを受けた際は、速やかに出動し、全消防力をあげて消火活動を行う。 ○ 活動体制を早期に確立し、消火活動を実施するとともに、救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 ○ 必要に応じ、重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効果的な消防活動を展開する。
小金井消防団	○ 火災の拡大防止に努め、消防署隊と連携した消火活動を行う。 ○ 救助活動を行う際は、救助器具を活用し、市民と一体になった救出活動と負傷者の応急処置を行う。 ○ 避難命令等が出された場合は、市民への伝達と避難路の安全確保、避難場所の防護活動を行う。
市民 自主防災組織 事業所等	○ 消防隊に対する積極的な情報提供を行うとともに、速やかな避難を実施する。

第9章 大規模停電

対策項目	担当部課
第1節 想定される災害	総務部地域安全課
第2節 予防対策	総務部地域安全課
第3節 応急対策	総務部統括調整班、関係各部班

第1節 想定される災害

（市）

○ 外的要因等により電力設備が被災して大規模停電が発生した場合、想定される主な災害、市民生活への影響は、以下のことが考えられる。

- 1 人工呼吸器等の医療機器が使用できないことによる二次災害の発生
- 2 信号機や街路灯の滅灯による交通被害の発生
- 3 エレベーターの停止に伴う要救助者の発生
- 4 電力喪失に伴うライフライン停止等の二次被害の発生
- 5 その他電力喪失を起因とする人的被害の発生
- 6 列車運行停止による帰宅困難者の発生
- 7 電力喪失による行政機関及び企業等の事業継続の停滞
- 8 電化製品が使用できないことによる市民生活への影響

第2節 予防対策

（東京電力グループ）

機関名	内 容
東京電力グループ	○ 設備構成の多重化 送電線ルートを網の目状に設置し、災害発生によりどこかのルートが使用できなくなった場合でも、他のルートを使って送電できる体制を構築している。 ○ 復旧用資機材の確保等 設備ごとの応急復旧用資機材を各地の資材センター等に確保しているほか、他の電力会社からも復旧用資機材の融通を受けられる体制を確立している。 資機材の輸送力として、トラック、ヘリコプター等を確保するため、輸送会社と契約を締結し、災害時に即応できる体制を構築している。

第3節 応急対策

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、小金井消防団）

- 広域に、長時間にわたって発生した大規模停電は、電力供給だけではなく、水道、交通、通信等のライフラインに重大な影響を与え、災害対応に支障をもたらすとともに、多くの市民の生活に不安と混乱を招くことをかんがみ、大規模停電発生時における防災機関及び事故原因者等は直ちに対策を講じる。

1 市の活動体制

機関名	内 容
市	○ 「震災編 第2部 第4章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。
小金井市消防団	○ 小金井消防署と連携した危険排除、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。

2 関係機関の活動体制

機関名	内 容
東京電力グループ	○ 非常態勢の確立 ○ 設備の多重化、送電線や配電線の連携により、事故設備の切離しや他のルートを使った送電の実施 ○ 市への情報提供
東京消防庁 小金井消防署	○ 大規模停電により多数の救出・救護事案が発生した場合は、初動態勢の確立及び関係機関との活動開始後の協力態勢確保し、迅速な救助・救急活動を実施する。
警視庁 小金井警察署	○ 事故を認知した場合、要救助者の救出救助及び避難誘導、周辺道路の交通規制、信号停止に伴う車輛誘導等を実施し、被害の拡大防止等に務める。
(株)ジェイコム東京	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

第 10 章 大規模断水等

対策項目	担当部課
第 1 節 想定される災害	総務部地域安全課
第 2 節 応急対策	総務部統括調整班

第 1 節 想定される災害

（市）

○ 水道管の破損・漏水、浄水施設への異物混入等による大規模断水・水質汚濁の発生により想定される市民生活への影響は以下のことが考えられる。

- 1 乳幼児のミルク等飲用水を確保できないことによる市民生活への影響
- 2 トイレ用水等の生活用水を確保できないことによる市民生活への影響
- 3 透析患者等、大量の水を必要とする医療機関への影響

第 2 節 応急対策

（市、都、小金井消防署、小金井消防団）

1 市の活動体制

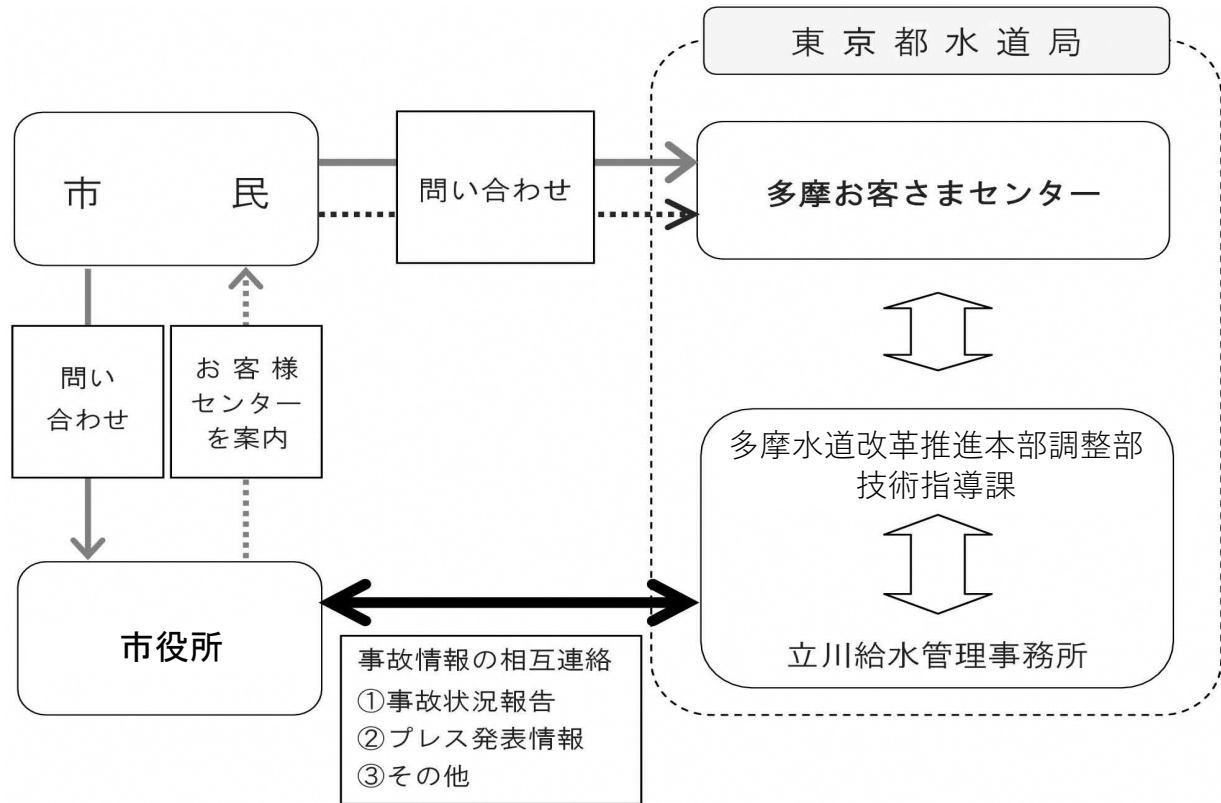
機関名	内 容
市	○ 「震災編 第 2 部 第 4 章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。
小金井市消防団	○ 小金井消防署と連携し、断水時の火災が発生した場合は、防火水槽を活用した消火活動を行う。 ○ 市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。

2 関係機関の活動体制

機関名	内 容
都水道局	○ 断水の原因を調査し、早期に復旧を図る。 ○ 事故状況やプレス発表情報は、「大規模な水道事故における情報連絡系統図」に基づきくらしの安全課に報告する。 ○ 「多摩お客さまセンター」を通して、市民からの問い合わせに対応する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 断水時の火災に備え、火災が発生した場合は、防火水槽を活用した消火活動を実施する。

機関名	内 容
(株)ジェイコム東京	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

＜大規模な水道事故時における情報連絡系統図＞



第 11 章 大雪対応

対策項目	担当部課
第 1 節 想定される災害	総務部地域安全課、都市整備部道路管理課
第 2 節 応急対策	総務部統括調整班、都市整備部道路復旧班

第 1 節 想定される災害

（市）

○ 大雪の発生により想定される市民生活への影響は、以下のことが考えられる。

- 1 交通機関の運休等による市民生活への影響
- 2 除雪のための車両や堆積場の不足による市民生活への影響

第 2 節 応急対策

（市、都、小金井消防署、小金井消防団、関係事業者）

1 市の活動体制

機関名	内 容
市	○ 交通量の多い駅付近の路線、坂路、通学路等主要な市道の除雪を実施する。 ○ その他については、「震災編 第 2 部 第 4 章 本部体制及び応急対応力の強化」に準じて行う。
小金井市消防団	○ 小金井消防署と連携し、市本部からの要請に伴い消防水利の確保等を行う。

2 関係機関の活動体制

機関名	内 容
都建設局	○ 都道について、除雪作業の協力業者名、提供可能な資機材や労力、作業分担図、建設事務所の対応要員及び連絡系統等を定めた「雪害対策計画書」を作成し、実施態勢を確保する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 凍結や積雪により、消火栓等にホースの連結が可能な状況にあるか確認を行う等、消防水利の確保を行う。 ○ 急病者の緊急搬送に備え、道路の除雪状況等を把握する。
バス事業者 （京王バス）	○ 各バス路線の運行状況を適時かつ適切にホームページ等で情報を提供する。 ○ 管轄するバス路線の道路積雪（凍結）状況等を確認し、輸送の安全を

機関名	内 容
	確保した上で、可能な限り運行の継続に努める。
(株)ジェイコム東京	○ 市の要請に基づき、可能な範囲で被害状況等を放送する。

第 12 章 CBRNE 災害

対策項目	担当部課
第 1 節 予防対策	総務部地域安全課
第 2 節 応急対策	総務部統括調整班、福祉保健部保健医療班

第 1 節 予防対策

（市、都）

- CBRNE 災害等の被害を最小限にとどめるためには、緊急事態に迅速かつ一貫して対処する総合的な危機管理体制の確立が必要である。
- これまで、化学防護部隊及び NBC テロ捜査隊（警視庁）の発足や、特殊災害に対応する消防救助機動部隊及び化学機動中隊（東京消防庁）が配備されている。
- 都福祉保健局では CBRNE 災害に対し、傷病者の適切な治療の実施と医療施設での二次災害を予防するため、医療機関に除染設備等を引き続き整備する。
- 都総務局では、関係防災機関と連絡を密にするとともに、都福祉保健局・多摩府中保健所においても、地域関係機関との連絡会を設置する等、初動連絡体制を確保する。
- 市においても、初動連絡体制の確保に努める。

機関名	内 容
警視庁	○ 平素から、関係機関及び事業所等との良好な関係構築を図るとともに、自主防災体制の確立に向けた指導を機会あるごとに行う。 ○ 各事業者に対し、非常時用資器材、施設の警備措置及び施錠措置等の点検を随時実施させるとともに、自主防犯訓練の実施を督促する。 ○ 化学防護部隊及び NBC テロ捜査隊による関係機関との合同訓練等を実施して災害対応に万全を期している。
東京消防庁	○ 各種防護服、測定機器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備し、CBRNE 災害対応の充実強化を図っている。
都福祉保健局	○ 東京都災害拠点病院に対し、CBRNE 災害の被害者の診断等に必要除染設備等の医療機器を整備している。

第2節 応急対策

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、小金井消防団、小金井市医師会）

- CBRNE 災害による人身被害が発生し、又は発生のおそれかおる場合、関係機関は以下の応急措置を行う。
- 収集した情報は、㈱ジェイコム東京を始めとする報道機関を通して市民に情報提供を行う。

第1 被災者の救助及び治療

1 救助活動

機関名	内 容
都	○ 現地調整連絡所を通して、災害現場の救助活動に必要な支援を行う。 ○ 警察、消防等と関係機関との支援協力体制の構築に努める。 ○ 必要により、現地救護所におけるトリアージや応急処置の実施のため、医療救護班を派遣する。
東京消防庁 小金井消防署	○ 大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画により対応する。 ○ 必要に応じて東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

2 搬送活動

機関名	内 容
都	○ 被災者の搬送に当たっては、除染の処理が終了した者から搬送する等、二次汚染の防止を徹底する。 ○ 被災者は原則として救急車により搬送するが、大規模事故等により多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員、資機材等の輸送に車両が必要な場合は、輸送用車両を確保する。
市	○ 被災者の搬送について、輸送車両が不足する場合は庁用車を提供する。

3 医療活動

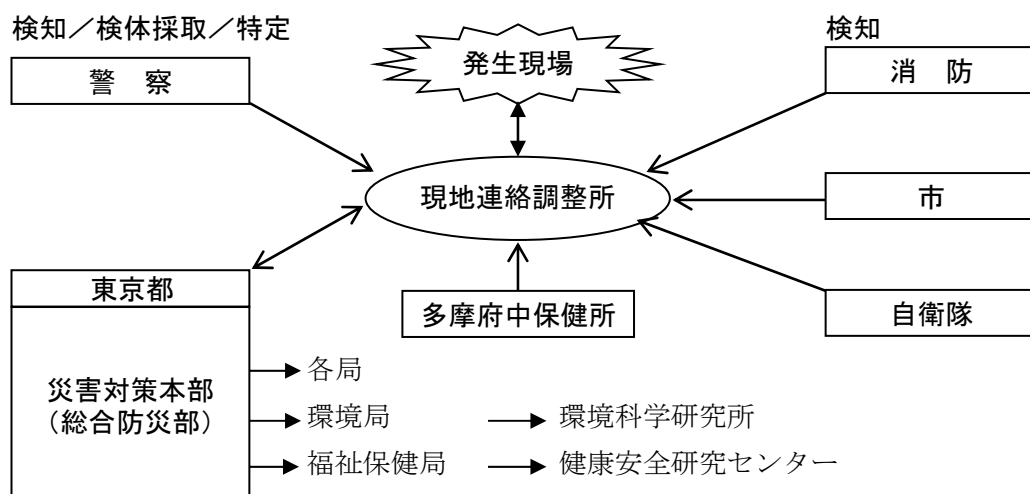
機関名	内 容
都	1 医療機関の確保 ○ 被災者の治療のための医療機関の確保に努める。 ○ 救急告示医療機関の収容能力を超える場合又は超えることが予測される場合は、早期に後方医療施設等への収容等、調整を行う。 2 医療スタッフの確保 ○ 収容医療機関で医師等が不足又は不足することが予測される場合は、都医師会等に応援派遣を求める。 3 治療の標準化 ○ CBRNE 災害の特性に応じて、その治療方針について専門家の意見を聴

機関名	内 容
	取するとともに治療に必要な情報の提供やワクチン、抗生物質等の薬品類の確保に努める。
市	○ 医療スタッフが不足する場合は、小金井市医師会に協力を要請する。
小金井市医師会	○ 市からの要請に基づき、医療救護班を派遣する。

第2 原因物質の特定

機関名	内 容
都	○ 原因物質の特定に係る情報を、搬送先医療機関や現地活動機関及びその他の関係機関、また必要に応じて市区町村等に提供し、共有するよう努める。
各機関	○ 各機関において原因物質等を特定した場合は、速やかに都災害対策本部又は現地連絡調整所に連絡する。 ○ 現地活動機関が簡易検知により結果が出た場合は、速やかに都災害対策本部又は現地連絡調整所に連絡する。

<関係機関による連携モデル>



第3 被害の拡大防止

1 危険区域

機関名	内 容
都・市	○ 被災現場において、警察、消防等により警戒区域や危険区域が設定されている場合、都及び市は、現地連絡調整所においてこれらの機関と連携し、付近住民に対して周知徹底を図る。 ○ 都は、危険区域内への付近住民の立入り監視について、市と連携して対処する。

2 住民の避難、誘導

機関名	内 容
都	○ 災害の規模、程度から付近住民の避難が必要と判断した場合、当該市区町村長に通報する。
市	○ 市長は、災害現場付近住民の避難が必要と判断した場合は、避難指示等を行う。 ○ 市は、警察署及び消防署と緊密に連携して住民の避難誘導を行う。 ○ 住民の避難は、原則として徒歩によることとするが、避難行動要支援者等の単独歩行が困難な者に対して、搬送車両等を確保する。 ○ 住民の避難先は「震災編 第2部 第8章 避難者対策」を原則とするが、避難時間や風向き等の気象条件等により必要に応じて新たに避難所を選定する等、柔軟に対応する。

3 健康被害調査活動

機関名	内 容
都	○ 住民の健康被害把握のために関係部局により調査チームを編成し派遣する。 ○ 被害調査活動の結果を速やかに集約、分析し、事後の対応策の立案に反映する。 ○ 調査活動及び活動結果の報道発表に当たっては、被災者のプライバシー保護に十分留意する。

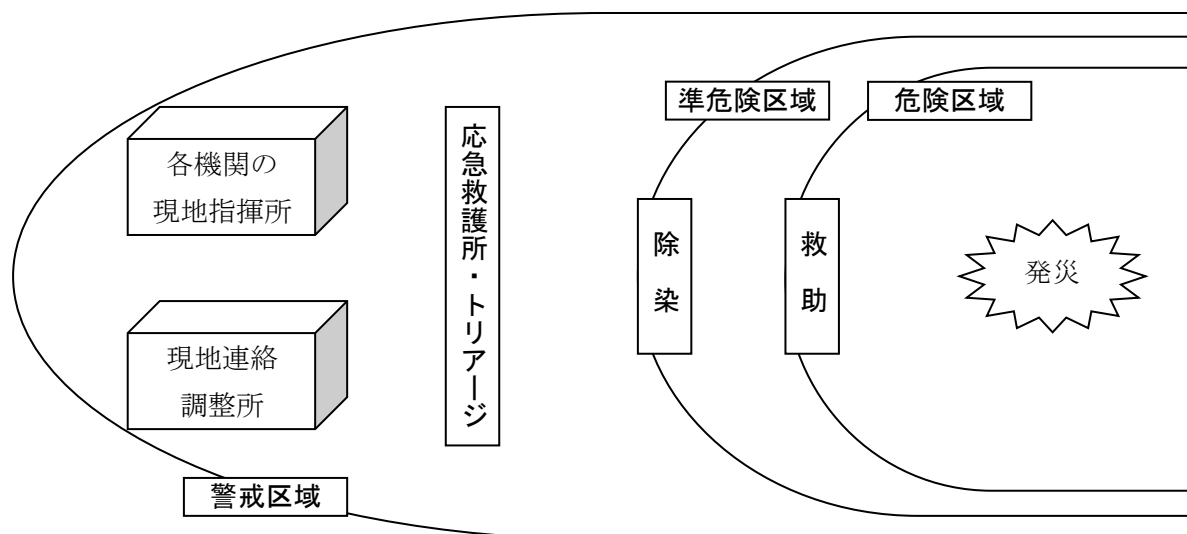
4 施設の閉鎖と解除

機関名	内 容
都・市	○ 都や市が管理する施設、設備が被害を受けた場合（受けたと判断される場合を含む。）は、安全が確認されるまでの間、必要に応じて閉鎖する。 ○ 民間が管理する施設、設備が被害を受けた場合（受けたと判断される場合を含む。）は、必要に応じて安全が確認されるまで閉鎖するよう、当該施設管理者に依頼する。 ○ 汚染（感染）区域の除染活動又は消毒活動の終了後、汚染（感染）区域の安全性について十分検討し、施設閉鎖を解除する。

5 汚染（感染）状況の把握

機関名	内 容
市	○ 公共施設等の汚染（感染）状況を定期的に調査し、結果を市民に広報する。

<警戒区域の設定（イメージ）>



第4 被災者への支援

機関名	内 容
市	- 避難所の設置、運営 - 避難所の設置が必要なときは、「震災編 第2部 第8章 避難者対策」に準じて、避難所を設置、運営する。 - 食料、生活必需品の提供 - 被災者の人心安定を図るため、「震災編 第2部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進」に準じて迅速に食料、生活必需品等を提供する。 - 相談窓口の設置 - 必要に応じて被災者のための生活相談等の窓口を設置し、特に心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の心のケアにも都と連携して対処する。

第 13 章 原子力事故

対策項目	担当部課
第 1 節 想定される災害	総務部地域安全課
第 2 節 応急対策	総務部統括調整班、関係各部班

第 1 節 想定される災害

（市）

- 原子力災害においては、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 10 条第 1 項に基づき、原子力事業者から特定事象発生の通報があった場合の対応、及び同法第 15 条第 2 項に基づき、原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応が必要となる。
- 上記以外でも、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する必要がある。

第 2 節 応急対策

（市、都、小金井警察署、小金井消防署、小金井消防団）

- 原子力災害時における応急対策は、震災編 第 2 部の各章に準じて行うものとし、その他必要な事項については、以下に示すとおりである。

第 1 活動体制

- 市は、原子力事業者から都に原災法第 10 条第 1 項の通報があった場合、又は原子力緊急事態宣言が発令された場合、第一次的防災機関として、法令等に定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び住民等の協力を得て、災害応急体制を確立する。
- 活動体制については、市地域防災計画 震災編 第 2 部 第 4 章 応急対策 第 1 節の「初動態勢」に準じて確立する。

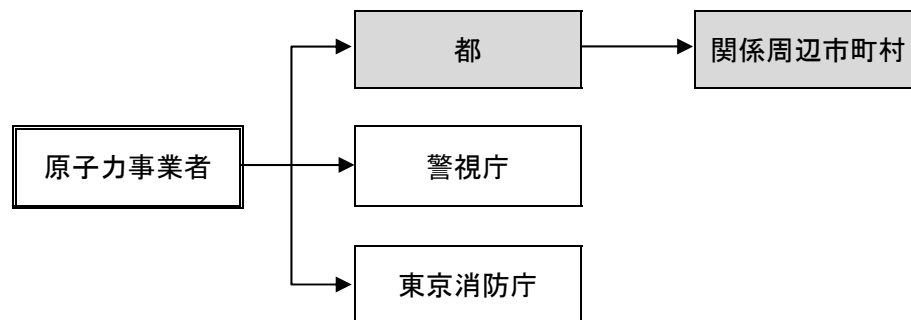
第 2 情報の収集・伝達

1 情報連絡体制及び避難体制

- 市は、放射性物質や放射線が市に影響を及ぼすことが予想される事態が発生した場合には、国、都、小金井消防署、小金井警察署、防災関係機関等との情報収集・伝達を緊密に行う。
- 情報収集・伝達については、市地域防災計画 震災編 第 2 部 第 5 章 応急対策 第 2 節「関

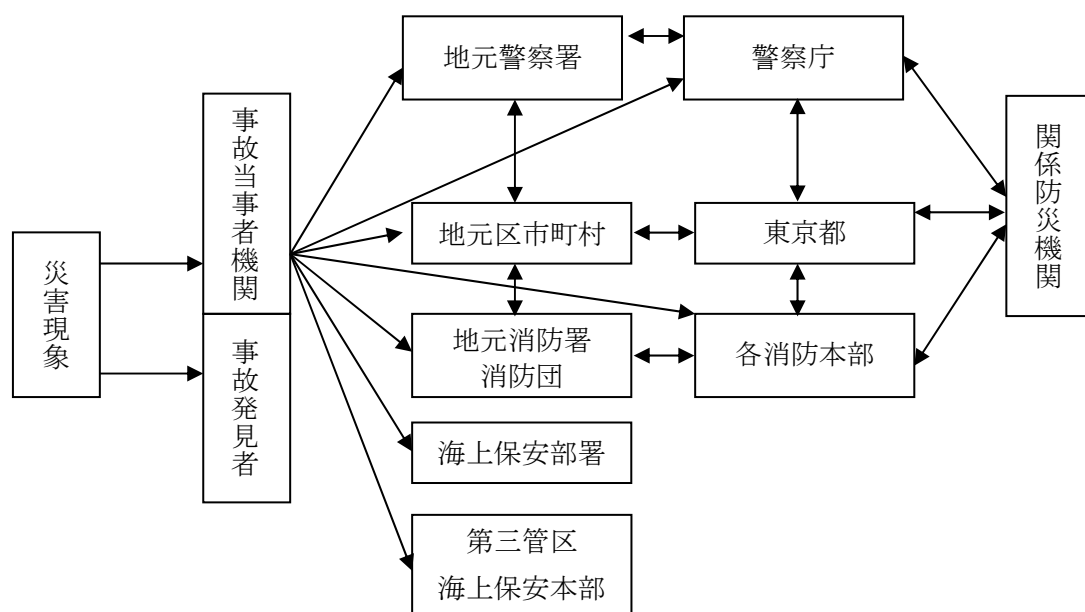
係防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）」に準じるものとする。

- 市長は、市域からの避難の必要性について、都及び近隣市との情報連絡を密にして情報を収集し、必要と判断した場合は、避難指示を発令する。
- 避難指示等に関する事項は、市地域防災計画 震災編 第2部 第8章 応急対策 第2節「避難誘導・安否確認」に準じて行うが、放射性物質事故の場合は、事故の程度により広域避難が想定されるため、都及び近隣市との連携により行う。
- 原子力災害特別措置法第10条第1項の通報等の流れは、次のとおりである。



（注）■は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項通報箇所を示す。

- 市は、原子力事業者から都に、同法第10条第1項の通報があった場合、又は原子力緊急事態宣言が発令された場合、第一次的防災機関として、都、他区市町村及び関係機関、公共的団体、市民等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。
- 原子力事業者等からの情報伝達の流れについては、都地域防災計画の大規模事故編「大規模事故等に係る通報経路図」に定めるところにより、次図のとおりとなる。



（出典：東京都地域防災計画）

2 被害状況等の調査報告

- 原子力事故発生時の通報、被害状況等については、次により伝達する。

機関名	内 容
市	○ 事故による災害について、必要な応急対策を行ったときは、「震災編 第2部 第5章 応急対策 第2節「関係防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）」に準じ、都に報告する。
警視庁 小金井警察署	○ 警視庁は、事故の発生時において、各方面本部、警察署、警察庁等から当該事故に関する情報を収集し、事故状況により応急対策が必要と判断したときは、直ちにその旨と被害状況を取りまとめ、都に通報するとともに、区市町村、東京消防庁及び関係機関と相互に情報交換を図る。
東京消防庁 小金井消防署	○ 関係機関と連携して、小金井消防署管内における被災状況等の調査を実施し、東京消防庁警防本部を通じ、都災害対策本部に情報提供する。
小金井市消防団	○ 小金井消防署と連携した調査活動、市本部からの要請に伴い広報活動等を行う。

第3 広域避難者の受入れ

1 広域避難の調整手続等

(1) 都内区市町村間における広域避難者の受入れ等

- 区市町村の区域を越えて広域的な避難を必要とする自治体より被災者の受入要請があった場合には、同時被災等により受入れが困難な場合を除き、都及び他の区市町村と協議し、連携協力して被災者を受け入れるものとする。

(2) 都外からの広域避難者の受入れ等

- 都外の自治体より、都を通じて広域避難者を受け入れる要請があった場合には、都と調整を行い、広域避難者の受入れを行う。

2 広域避難者への支援

- 市は、広域避難者に対し、公共施設や公営住宅、民間賃貸住宅の借上げ等により、滞在施設の提供に努める。

第 14 章 富士山噴火降灰対策

対策項目	担当部課
第 1 節 想定される災害	総務部地域安全課
第 2 節 応急対策	総務部統括調整班、環境部清掃班

第 1 節 想定される災害

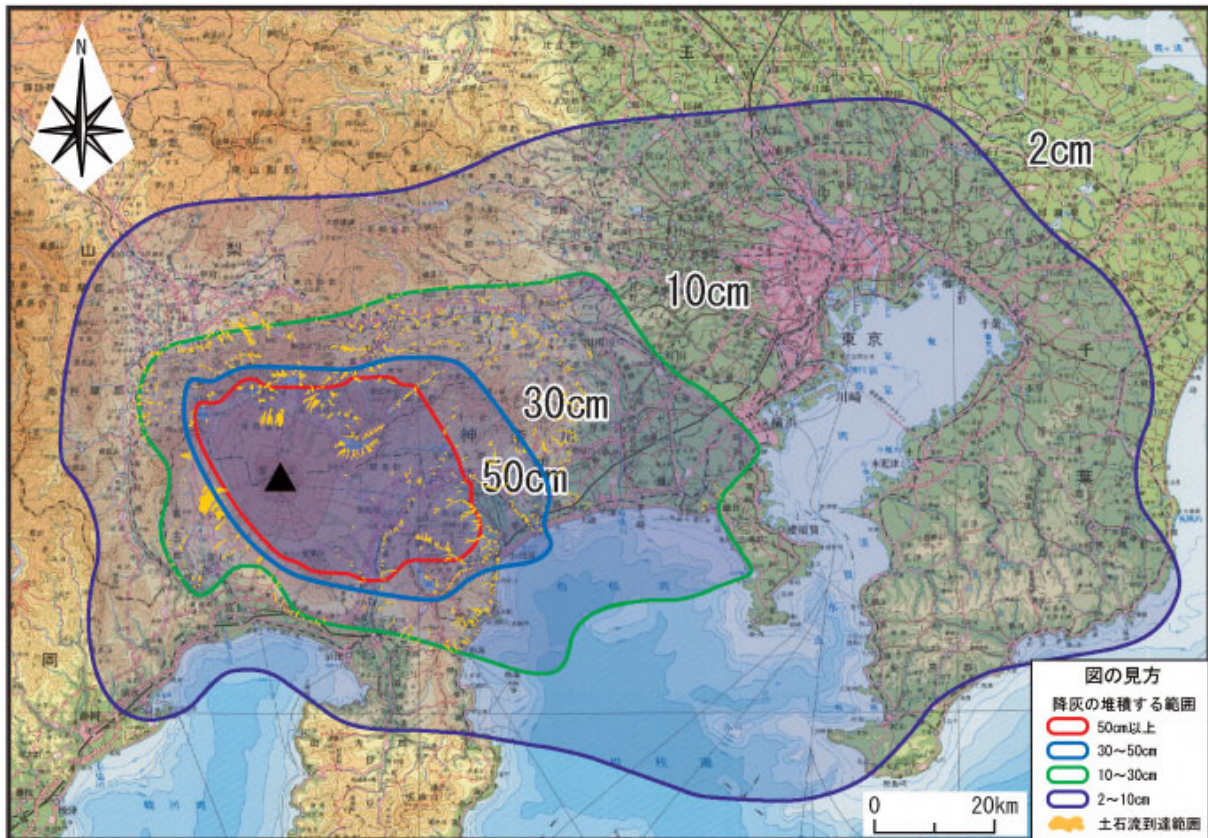
（市）

- 富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きいことから、降灰の影響をあらかじめ想定し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて対策を行う。
- 想定される市民生活への影響は、以下のことが考えられる。
 - 1 降灰による道路交通や鉄道の不通等による市民生活への影響
 - 2 火山灰除去のための車両や堆積場の不足や、堆積灰の飛散による市民生活への影響
- 各防災機関の連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や自主防災組織の連携を育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった体制を構築、維持する。
- 火山灰は都県をまたぐ広範囲に及ぶため、国や都の検討状況を踏まえ、火山灰による被害を軽減する対策を検討する。

第 2 節 応急対策

（市、都、小金井消防署、小金井消防団、小金井警察署）

- 降灰対策において必要となる各種応急活動については、市地域防災計画 震災編 第 2 部の各章における応急対策に準じて行う。
- 火山灰の到達範囲については、富士山火山防災マップにより、次図のように示されている。



（出典：富士山火山防災マップー富士山火山防災協議会（内閣府））

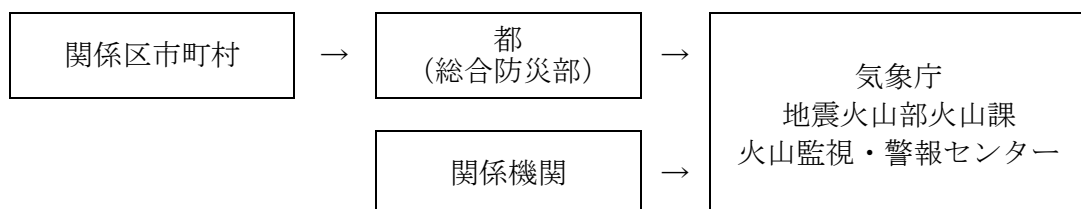
第1 噴火予警報等の種類及び連絡体制

1 情報の収集及び伝達

- 降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

(1) 火山（降灰）情報

- 都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて、気象庁に集約される。



- 市は、降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、自主防災組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て、市民に周知する。
- 降灰調査項目は、以下のとおりとする。

- ・ 降灰の有無及び堆積の状況
- ・ 時刻及び降灰の強さ
- ・ 構成粒子の大きさ
- ・ 構成粒子の種類、特徴等
- ・ 堆積物の採取
- ・ 写真撮影
- ・ 降灰量及び降灰の厚さ（※可能な場合）

(2) 降灰予報

- 気象庁は、平成 27 年 3 月に量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについての詳細情報を発表している。
- 活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。
- 気象庁より提供される降灰予報は、次のとおり。

種 類	内 容
降灰予報 (定時)	・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3 時間ごと）に発表 ・ 18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (速報)	・ 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表 ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ・ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10 分程度で）発表 ・ 噴火発生から 1 時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (詳細)	・ 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表 ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表 ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表 ・ 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表 ・ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表 ・ 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供

（出典：気象庁）

○ 降灰予報で使用される降灰量階級は、次表のとおりである。

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※ ¹		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある （およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始）	稲などの農作物が収穫できなくなったり※ ² 、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※ ²

※¹ 掲載写真は気象庁、鹿児島市、（株）南日本新聞社による

※² 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による想定

（出典：気象庁）

2 通信連絡体制

機関名	内 容
市	- 都防災行政無線等を活用し、都と情報連絡を行う。 - 市が保有する地域防災行政無線等を基幹に、又はその他の手段の活用により、関係機関、都、市内の公共的団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 - 災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に処理するため、警察署等の協力を確保しておく。 - 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話、もしくは非常（緊急）電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT 及び各施設管理者の協力を確保しておく。 - 災害発生とともに、いつでも関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な連絡態勢を確保する。

3 被害状況等の調査報告

○ 被害状況の迅速、的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、資器材の調達等、あらゆる

災害応急対策の基本となる重要な事項である。

- 市及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際して、速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。
- 報告内容については、所有施設等に降灰の影響がないかを調査し、被害がある場合には、都本部に報告を行うものとする。

第2 降灰対策

1 宅地等の降灰除去

- 火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなることから、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い、地域の活力を取り戻す必要がある。このため、市及び関係機関は、平常時から緊密な情報交換を行う必要がある。
- 宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者による対応が原則となるが、市民では対応が困難な対策については、市が協力する。
- 市は、宅地の降灰について、次の対策を行う。
 - ・降灰予報及びその他火山情報の把握
 - ・宅地の降灰運搬
 - ・収集した降灰の処分
 - ・測定
 - ・被害額の算定及び報告

2 火山灰の収集及び処分

(1) 火山灰の収集・運搬

- 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行う。
- 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努める。
- 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が協力する。
- 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬は、各施設管理者が行う。

(2) 火山灰の除去・処分

- 火山灰の処分については、市が、都及び関係機関と調整のうえ処分する。